日野市議会会議録

平成元年第2回定例会

第11号～第22号

6月7日 開会

7月4日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1579895

157989 5
日野市立
会議録 平成元・2 定

平成

6月 7日	（水曜日	
6月 8日	（木曜日	
6月 9日	（金曜日	
6月12日	（月曜日	
6月13日	（火曜日	
6月14日	（水曜日	
6月15日	（木曜日	
6月16日	（金曜	
6月19日	（月曜	
6月20日	（火曜日）	
6月21日	（水曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
7月 4日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

日

次に記した日までに返して下さい。

'90. 5. 25

お問合せ・ご連絡は

中央図書館ひまわり号	電話代81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話 91－7322
日野図書館	電話 84－0467
社会教育センター図書館	電話 83－2561
平山図書館	電話 91－7772
百草台児童図書館	電話 91－7309
市政図書室（市役所内）	電話呼 85－1111（内490）

内図M－31－8（80×120） 上45 庁内印刷

157989

157989
日野市議会
会議録 平成元・2 定

平成元

6月　7日	（水曜日）	会期の決定、議員の辞職報告、所信表明 行政報告、諸般の報告
6月　8日	（木曜日）	審査報告、議案上程、請願上程
6月　9日	（金曜日）	一般質問
6月12日	（月曜日）	一般質問
6月13日	（火曜日）	一般質問
6月14日	（水曜日）	一般質問
6月15日	（木曜日）	一般質問
6月16日	（金曜日）	一般質問
6月19日	（月曜日）	一般質問
6月20日	（火曜日）	一般質問
6月21日	（水曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
7月　4日	（火曜日）	審査報告、議案上程、請願上程

157989

平成元年 第2回定例会　日野市議会会議録目次

○6月7日　水曜日（第1日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
日野市議会議員の辞職報告 …… 5
所信表明 …… 5
行政報告 …… 21
諸般の報告 …… 37
散会 …… 38

○6月8日　木曜日（第2日）

出席議員 …… 39
欠席議員 …… 39
出席説明員 …… 40
議事日程 …… 40
開議 …… 43

（請願審査報告）　（文教委員会）

請願第1－5号　日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願 …… 43

（厚生委員会）

請願第63－3号　保健、医療、福祉の拡充に関する陳情 …… 44
請願第1－10号　日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願 … 44
議案第38号　日野市市条例の一部を改正する条例制定の専決処分

の報告承認について …… 46
議案　第39号　昭和63年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について …… 49
議案　第40号　昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認について …… 58
議案　第41号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 60
議案　第42号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 84
議案　第43号　日野市農業共済条例を廃止する条例の制定について … 85
議案　第44号　日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定について …… 85
議案　第45号　日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定について …… 87
議案　第46号　日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について …… 88
議案　第47号　平成元年度日野市一般会計補正予算について（第1号） …… 89
議案　第48号　平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号） …… 106
議案　第49号　市道路線の認定について …… 107
議案　第50号　（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて …… 109
議案　第51号　（仮称）二番橋上部工事委託契約の締結について …… 110
議案　第52号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 112
議案　第53号　日野市一般職の職員の平成元年度6月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について … 114
（報　告）
報告　第1号　平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 115
（請願上程）
請願　第1－12号　ゲートボール場にトイレ設置のための請願 …… 116
散　　会 …… 116
○6月9日　金曜日（第3日）
出席議員 …… 117
欠席議員 …… 117
出席説明員 …… 118
議事日程 …… 118
開　　議 …… 119
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
1．ＮＴＴ日野電報電話局の縮小計画と市民サービス低下について問う …… 119
2．街づくりの諸問題について問う …… 127
天野輝男議員
1．国より指導されている職員の給与等について問う …… 134
2．都道2・2・10、11号線、国道1・3・1、1・3・2号線の促進が日野市の下水道事業に大きな影響を与えると思うがどうか …… 140
3．日野市のスポーツ指導員の育成が大切であると思うが、また、スポーツ指導員の施設使用料は無料にすべきであると思うがどうか …… 150
川嶋　博議員
1．若人が集う明るいまちづくりの施策を問う …… 153
2．まだ利用されていない市民会館喫茶室の問題を問う …… 155
奥住日出男議員
1．“豊かさを実感できる”施策の推進を …… 158
散　　会 …… 168
○6月12日　月曜日（第4日）
出席議員 …… 169
欠席議員 …… 169
出席説明員 …… 170

議　事　日　程 …… 170
開　　議 …… 171
（一般質問）
谷　長一議員
1．高齢者福祉施策シルバーピアについて問う …… 171
2．憲法記念行事について問う …… 182
高橋　徹議員
1．日野市南部地域への病院建設構想について問う …… 190
鈴木美奈子議員
1．都営住宅建設（多摩平六丁目）には老人、障害者、ひとり親家庭の住宅を確保せよ …… 197
2．特別養護老人ホームを増設し、入所希望者にこたえよ …… 202
3．国際障害者年最終年の1990年に「日野市障害者憲章」を制定せよ …… 207
米沢照男議員
1．職員の適正配置で市民サービス向上を！ …… 214
2．市長選挙の結果について …… 222
3．緑と文化の市民都市づくりをめざして！　①南平丘陵公園の開設について　②平山地区センターの立てかえ促進について　③潤徳小学校周辺の道路・側溝整備について …… 224
散　　会 …… 233

○6月13日　火曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 235
欠　席　議　員 …… 235
出席説明員 …… 236
議　事　日　程 …… 236
開　　議 …… 237
（一般質問）
古賀俊昭議員
1．職員の適正配置で市民サービス向上を！ …… 237
延　　会 …… 244

○6月14日　水曜日（第6日）
出　席　議　員 …… 245
欠　席　議　員 …… 245
出席説明員 …… 246
議　事　日　程 …… 246
開　　議 …… 247
延　　会 …… 247

○6月15日　木曜日（第7日）
出　席　議　員 …… 249
欠　席　議　員 …… 249
出席説明員 …… 250
議　事　日　程 …… 250
開　　議 …… 251
延　　会 …… 251

○6月16日　金曜日（第8日）
出　席　議　員 …… 253
欠　席　議　員 …… 253
出席説明員 …… 254
議　事　日　程 …… 254
開　　議 …… 255
（一般質問）
古賀俊昭議員
1．地方自治の健全な発展のため市長交際費の公開を求める …… 255
延　　会 …… 258

○6月19日　月曜日（第9日）
出　席　議　員 …… 259
欠　席　議　員 …… 259

出　席　説　明　員 …… 260
議　事　日　程 …… 260
開　　議 …… 261
（一般質問）
古賀俊昭議員
1．地方自治の健全な発展のため市長交際費の公開を求める …… 261
2．地方自治の健全な発展のため森田市長に個人資産の公開を求める …… 270
中谷好幸議員
1．消費税は廃止以外にない――自治体行政に与える重大な影響について問う―― …… 277
2．都政とかかわる地域の諸問題について問う …… 286
小山良悟議員
1．行政・市議会ともに能率向上を …… 296
2．多摩動物公園周辺の日祭日の交通混雑緩和に積極的な対応を望む …… 301
3．市民生活の落し穴になっている自動車保険（任意）の理不尽な約款改正を市民生活を守る立場から働きかけよ！ …… 303
名古屋史郎議員
1．利用しやすい市民会館に …… 309
2．京王沿線に公民館を …… 316
3．市職員の福利について …… 328
散　　会 …… 330

○６月20日　　火曜日（第10日）
出　席　議　員 …… 331
欠　席　議　員 …… 331
出　席　説　明　員 …… 332
議　事　日　程 …… 332
開　　議 …… 333
（一般質問）
福島敏雄議員
1．第５期森田市政に望む７つのまちづくり …… 333
宮沢清子議員
1．「食卓から時代を考える」（健康と食品のかかわりなどについて） …… 351
2．多摩都市モノレールについて（多摩動物公園通りの桜並木の保存対策等について …… 361
3．新井一号線道路の拡幅と整備について …… 364
4．潤徳小学校通学路の安全対策について …… 366
土方尚功議員
1．子どもキャンプ村よどこへ行く …… 369
小俣昭光議員
1．福祉タクシー券を難病患者にも拡大せよ（精神障害者、被爆者） …… 376
2．成人病予防検診を充実せよ …… 379
散　　会 …… 389

○６月21日　　水曜日（第11日）
出　席　議　員 …… 391
欠　席　議　員 …… 391
出　席　説　明　員 …… 392
議　事　日　程 …… 392
開　　議 …… 395
（一般質問）
夏井明男議員
1．都市計画道路２・２・５号線開通に伴う交通事故防止対策（黒川・吹上地区を中心に） …… 395
2．パート労働に対する市の対応 …… 398
3．父母から学校の先生に対する要望 …… 406
4．遊歩道（サイクリングロード）整備について …… 410
福島盛之助議員
1．米の生産調整の強化と都市化の中の水田の有り方について …… 413
馬場弘融議員
1．五期目をむかえた森田市政の基本を問う …… 413
板垣正男議員

1．子どものキャンプ場、遊べる公園（プレイパーク）計画に積極的な対応を期待 …… 422
2．コミュニティ施設の設置計画の具体化について …… 436
（議案上程）
議 案 第 54 号 日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について …… 439
議 案 第 55 号 日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について …… 439
議 案 第 56 号 日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について …… 439
会期の延長について …… 442
（請願上程）
請 願 第 1－13 号 園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願 …… 442
請 願 第 1－14 号 日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情 …… 443
散 会 …… 443

○7月4日 火曜日（第12日）
出 席 議 員 …… 445
欠 席 議 員 …… 445
出 席 説 明 員 …… 446
議 事 日 程 …… 446
開 議 …… 451
（議案審査報告） （総務委員会）
議 案 第 41 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 451
議 案 第 50 号 （仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて …… 451
議 案 第 54 号 日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について …… 451
議 案 第 55 号 日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について …… 451
議 案 第 56 号 日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について …… 451
（総務・文教・厚生・建設）
議 案 第 47 号 平成元年度日野市一般会計補正予算について（第1号） …… 453
（厚生委員会）
議 案 第 42 号 日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 459
議 案 第 48 号 平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号） …… 460
（建設委員会）
議 案 第 103 号 日野市緑地信託等に関する条例の制定について …… 461
議 案 第 49 号 市道路線の認定について …… 463
（請願審査報告） （厚生委員会）
請 願 第 1－12 号 ゲートボール場にトイレ設置のための請願 …… 463
（議案上程）
議 案 第 60 号 日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結について …… 464
議 案 第 61 号 日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事請負契約の締結について …… 467
（継続審査） （総務委員会）
請 願 第 63－16 号 都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願 … 478
請 願 第 63－28 号 鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願 …… 478
請 願 第 1－3 号 年金制度改革に関する陳情 …… 478
請 願 第 1－9 号 年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願 …… 478
（文教委員会）
請 願 第 63－11 号 日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願 …… 478

請 願　第 63－14 号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情 …… 478
請 願　第 1－8 号　日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願 …… 478
請 願　第 1－14 号　日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情 …… 478
（厚生委員会）
請 願　第 62－19 号　東町地区公害に関する請願 …… 479
請 願　第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願 …… 479
請 願　第 63－23 号　沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願 …… 479
請 願　第 63－24 号　放射能測定器設置の請願 …… 479
（建設委員会）
請 願　第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情 … 479
請 願　第 63－9 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願 …… 480
請 願　第 1－1 号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願 …… 480
請 願　第 1－6 号　宮公園設置を要望する陳情 …… 480
請 願　第 1－7 号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情 …… 480
請 願　第 1－11 号　南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願 …… 480
請 願　第 1－13 号　園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願 …… 480
（継続審査議決）
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 480
スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 480
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 481
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 481
（請願上程）
請 願　第 1－15 号　「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願 …… 481
午後4時51分　休憩後、再開に至らず閉会 …… 483

6月7日　水曜日　（第1日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第11号）

6月7日　水曜日　（第1日）

出席議員　（28名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	簇野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（1名）

27番　石坂勝雄　君

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年6月7日（水）

午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　日野市議会議員の辞職報告

日程第4　所信表明

日程第5　行政報告

日程第6　諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで

午後１時８分　開会

○議長（市川資信君）　これより平成元年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

16番　高　橋　徳　次　君

17番　旗　野　行　雄　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君）　議会運営委員会の御報告をいたします。

平成元年第２回定例会の議会運営につきまして、６月３日、そして本日、２日にわたりまして議会運営委員会を開きまして、協議いたしました。その結果、平成元年第２回定例会の会期は、本日６月７日より、６月22日と決定いたしました。よろしく御承認のほど、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から６月の22日まで、期日16日間と決定いたしました。

日程第３、日野市議会議員の辞職報告の件を議題といたします。

平成元年４月23日に行われた日野市長選挙に、日野市議会議員山口達夫君が４月16日に立候補したため、同日付をもって、日野市議会議員を辞職されましたので、報告いたします。

これより日程第４、所信表明を行います。

理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　所信を申し上げます。

私はこのたびの日野市長選挙におきまして、市民の信託をいただき、引き続き市政を

担当することとなりました。

私は先輩の築いてこられた伝統と栄光を引き継いで、今日の市議会と市民各位の御指導と御鞭撻をよりどころにして、人間尊重の理念に立って、「緑と文化の市民都市」を目指し、「住むことが喜びであり、誇りである」町づくりに取り組む決意であります。

このたびの選挙に臨み、公表いたしました行政方針や政策につきましては、お手元に資料として配付させていただきましたが、その内容にある日野市政「五つの基本方針」と「十大基本政策」等は、すでに実施中の日野市基本計画と整合を図りながら行うものであることは、申すまでもありません。

私は私心なければ恐れるものなしの信条と勇気を持って、支持された方、支持されなかった方を隔てることなく、全体の奉仕者としてすべての市民に公平で公正な町づくりの展開と行政サービスを果たしていくことを使命と考えております。

今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようにお願い申し上げ、当選後初めての議会における所信表明のごあいさつといたします。以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、共産党市長の所信表明が行われたわけでありますが、若干そのことについてお尋ねしたいと思います。

今、あいさつの中にありました、今後の日野市政を進める上で、「五つの基本方針」「十大基本政策」ということがうたわれたわけでありますが、私どもが承知をいたしております日野市基本計画との整合性についてお聞きをしたいと思います。これから整合を図りながらという表現は、今されたわけでありますが、この、すでに決定をしております日野市基本計画とはどのような兼ね合いになるのか、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

それから参考資料の中で触れておられますが、「日野市政10大基本政策」の中のまず最初に「消費税廃止の運動をすすめます」というふうになっております。市長の選挙公約でもまず最初に消費税廃止が大きく書かれていたわけでありますが、消費税廃止の見通しについて市長はどのような見解をお持ちか、お尋ねをいたします。

それから４番目の10大基本政策の中に「リゾート施設「海の家」を開きます」ということがうたわれております。先般の議会で、林間施設長野県の安曇に建設をされます青年の家でしたか、その議案が上程されました折りに、私はすでに山梨県の清里に大成荘があるから、もう一つ市民施設を、まあ余暇を活用するということで考えるのであれば、まあ海浜といいますか、海の施設のようなものを考えたらどうかということを議会で提

案したことがありますが、いや続けて山の中につくるんだというようなお話でございましたが、突然ここで海の家が登場いたしました。具体的に腹案のようなものが市長におありなのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

それからこれは３月議会でお尋ねをした点でありますが、同じく基本政策の中に、下水道事業の整備について、「三年後までに、市内65パーセント以上の地域に下水管を埋設します」というふうに出ております。選挙公報にも３年後に65％の地域の下水管埋設というふうに、選挙公報にも出ているわけでありますが、市が現在示しております、私ども議会に対して、市民に対して、最も市民要望が強い下水道事業の推進ということで、いろんな資料が示されておりますものの中に、この下水管、市内65％を３年後までに埋設するという計画はどこを見ても出てこないわけであります。この65％以上の地域に下水管を埋設するというのは、具体的にどういう地域を指しておられて、いかなる根拠で出された数字なのか、議会にも市民にも一度も出されたことがない資料が何かあるのではないかと思いますが、具体的にこの65％という数字について、市長の政策でありますので、細かく教えていただきたいと思うわけであります。もっとございますが、とりあえずその点について、所信表明でしたか、ことに関する質問といたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えします。

第１点の今回の所信表明の中で提出をいたしております、手元にお配りしております、選挙戦に当たりましての五つの基本方針、十の大きい政策という表現をもって、資料といたしておるわけでありまして、この資料はこのたびの選挙に臨みます公約の源になるものでありまして、すでに公表済みでもあります。したがいまして選挙の公約に該当するということになるべきものであります。

選挙の公約は申すまでもなく、特にこれから４年間の任期をいただいて、市民の負託にこたえ、このような行政展開を、このようなまた行政姿勢で行っていこうということを市民の批判に提供したものでもあります。市民の御判断に提供したものでもあります。そういう性格でございますので、一言またつけ加えた理由として、現在すでに、具体的に日野市は基本構想のもとに基本計画を持っております。これは前期３年、後期４年、本年度はそのまた前期の最終年に当たる、こういう位置でもございますので、ちょうど任期の４年間、つまり基本計画の後期に当たる、こういう関係でございます。私はその期間にすでに基本計画として実施中の計画にあわせながら、新しいまた意欲を持って、市政を前進させ、市民生活に貢献をする、これがまた自治体の発展に必要な考え方だと、

このように理解をいたしております。

そこで特別に今表明しました言葉の中にも、基本計画に整合させる、このように申し上げておりますし、また基本計画にない、全く新規だということは、ほとんどない、まあないと言ってよろしいんじゃないかと思っておりますから、基本計画そのものをもう一歩具体的にして、施策の概要を明らかにしたものだというふうにみずから考えております。質問の第１点につきましては、そのようにお答えをいたします。

まあ十大基本政策ということを掲げておるわけでございまして、これらも基本計画に大部分計画として載せられておるものでありますので、これらにもっと具体性を保たせながら、市民の御判断に供する、こういうことでもありますし、また最も大切なすべての行政事務事業の発展を期する、そういう内容でもあります。努力目標という、単なるよく言われるところの絵に書いた餅でないようにする、そういう見解でこれらの事業を取り上げておるものであります。そのように御理解をいただきたいと思います。

またその冒頭に「消費税を理由とする公共料金値上げをはじめ、物価値上げに反対し、市民とともに消費税廃止の運動をすすめます」、こういう基本姿勢も示しているとおりであります。消費税に対しましてはすでに御承知のとおり、新聞社等のアンケート調査によりましても、国民の88％がこの廃止を願っておる。こういう評価もあるわけでありまして、日野市民におきましても、議会でも議決されたとおり、消費税は反対すべきものである、こういう基本認識に立っております。

一たん国の法律で定められた税制でもございますから、それが廃止される手順としては、国会で廃止の法案が提出され、またそれが議決をされるという手続きが必要であることはいうまでもありません。現在の国政の状況を見ます場合に、国政選挙もやむなし、また市民、国民から早期に解散して信を問えという声も高いわけでありますから、それらの政治決戦と申しましょうか、選挙の機会が遠からず来るものと、確信すべきだと思います。したがいましてそれらの機会をとらえ、反対をされる立場を各方面から、また公約として政党において、あるいは議員各位において行われておりますので、ぜひそれらが国民の意思の反映として明確に表現される結果が出るものだと、このように期待をしたいわけであります。

消費税の廃止の見込みにつきましては、そのような手順を経て廃止されることを日野市民も期待をする、こういう立場でございますので、その運動の先頭に立ちたい、こういうことを申し上げておるものであります。

４番目の質問の10大基本政策の中に、「海の家」という新しい言葉が用いられておる。

まあ初めての表現かもしれませんが、すでに議会におきましても、また我々もこれまでの政策検討の経過におきましても、山の手の施設とともに、海辺の施設、あるいは海辺の何か日野市民のリゾート施設というか、あるいはそういう機会の持てる場所がほしいと、こういうことも市民の望んでおられることは間違いありません。

まあ質問の御趣旨は、腹案があるか、あるいは情報があるかということでございますが、わずかではありますが、すでに情報もいただいております。それから腹案もこれからまとめてまいりたい、とこのように考えております。

質問の５番目、下水道整備にかかわりまして、処理場施設の稼働する３年後までに、市内の65％の地域、あるいは使用できる状態をつくりたい、こういう大きな目標を立てて進みたい、このことを表明をしていると解釈していただきたいと思います。公約というものは、一面には努力目標という趣旨をはっきりと明らかにして、その事業に取り組み、邁進をする、これがまた市民の負託にこたえる仕事内容であるというふうに考えておりますので、そのような成果を上げるべく努力をしたいと、こう考えております。以上であります。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　それでは再質問をいたします。

公約に準ずるものというふうに考えていいと思うんですね、この五つの基本方針、10大基本政策というのは。それで、基本計画と、これから整合を図っていくということで、基本計画を具体化したものだというふうに、今市長はおっしゃったわけですが、市が進める事業について、こうした細かい内容を含んだものを決定をするという際には、当然市役所内部での、担当部局等を含めた検討がなされたのではないかと思うわけです。全く市の職員を一切抜きにして、今後市政の４年間の基本方針並びに10大基本政策というものが、幾ら選挙戦中とはいえ、市長ひとりの考えに基づいてきめられるということは、本来あってはならないことだと思います。多くの人の英知と、それから協力を得て、こういうものが作成をされ、決定をされるものだと思いますので、この10大基本政策と、五つの基本方針については、市の職員の方は、この作成に関与されたのかどうかですね。この点についてお尋ねをいたします。

それから「海の家」については、今後楽しみにしたいと思います。

それから消費税については、市長の今回、一番大きな公約でありましたが、国政選挙等を通して、そうした約束が果たされるように市長なりの努力をするということでありますので、私も楽しみにひとつ見せていただきたいと思います。

それから下水道の普及率について、一つの目標としてそれに向かって事業を進めていくということで、市長の考え方わかったわけですが、私は下水道対策特別委員会の委員として、さまざまな資料を市から提供を受けているわけでありますが、そうした資料の中には、３年後に65％の区域に、地域に下水管を埋設するというのは、どこをひっくり返してみても、出てこないんですね。ですから、かなり市民要望が強いということで、市民の要求に沿って、ひとつまあエンジン全開で、ネジをまいて市民の要求にこたえていこうということで、市の持っている下水道整備の実施計画を変更するということが、この数字にあらわれているのかどうかですね。実際、市の作成している資料によれば、３年後には実際は42％だと思うんですね。たしか３月議会の市側の答弁では、市の計画では42％の下水管の埋設が行われるということが述べられたと思います。ということになりますと、かなり早いスピードでこれから進めていくということに結果的にはなってくるわけでありますが、この数字のペースでいくとすれば、15年後に下水道普及率100％を目指して、今、事業が進められているわけですが、100％普及率の達成目標年次に当然変更が生じるのではないかと思いますが、下水道対策特別委員会にも、この議会にも全く報告されていない数字であり、資料がほかにあるのかもわかりませんので、その辺目標年次の変更があるのか、新しい資料が市にあるのか、また実施計画に変更が今後生じてくるということなのか、その点、もう一度お尋ねをいたします。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙戦等で、いわゆる公約として打ち出します大きな展望、これらにつきましては、もちろん市民要望という大きな目標に対して、なるべく具体的に根拠のある方向づけを行って、そうしてそれらを市民に御理解をしていただき、まあその信を問うというのが、市長選挙等の基本的なこの意味であります。したがいまして、すでに日野市で持っている基本計画、これは市民参加のもとに、また印刷物にもなるがごとく発表済みである。じゃあ、市長選挙にこれだけ守りますということで、市長選挙が行われる一面もありましょうし、もう一方、このような展望を掲げて、市民の要求に、より具体的なスピードや、それから優先順位を明らかにしていくということもあり得るわけでありまして、今質問の、要するに市長の選挙公約には市の職員が参画をしているかという質問に対しましては、特に選挙戦のための政策として、参加させるということはありません。

議会のいろいろな要望を内容とし、また市民の幅広い要望を政策として、そうして打ち立てるものでありまして、このことにつきまして、政策立案の中に特に職員を参加させるということではありませんが、資料としてほとんど出尽くしておる、つまり政策をされておる資料は、これはどなたも現職の市長であろうが、現職の市長でない場合でも、一向差し支えない、そういう性格のものというふうにお考えいただくのが、妥当ではないかと、こう思っております。

その一例として、今特に項目に挙げられております下水道事業、これは日野市のハードな町づくりの立場といたしましては、また市民要望といたしましても、順位の高い、基本的な課題でもあります。したがってこの事業に対して、より積極的な取り組む姿勢をこれからやっていきますということを申し上げておるわけでありまして、それに到達するための手順や、また計画の改正等という質問でありますが、当然それらも伴っていく。そうしてできるだけ目標達成に努力をすると、こういうことを表明している。具体的な数字を挙げてみれば、特に単なる努力をしますということではなくて、このような数字を掲げて努力をいたしますというふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

今までの、我々が承知しております下水道計画、この中でも、これは一つの実施計画であり、また目標でもあるわけでありますけど、それのスピードアップをする。どの地域、あるいはどういう手法、これらは専門的な立場からまた検討を加えていくと、こういうものでありますから、そのように御理解をしておいていただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　もう一回お聞きをいたしますが、お聞きをいたしますが、この10大基本政策と、五つの基本方針は、市の職員の参画がないというのは、これは当然だろうと思うんですね。しかし全く市の職員が参加をしていないもの、作成されたものが、これから日野市の基本計画と整合を図っていくというのは、かなり大変だろうと思うんです。中身を見れば、大体、まあ私も日ごろ市側に対して要望しているものがかなり含まれておりますし、とりたてて異存があるというのは、さほどないんですね。しかしこれから、この後４年間の間に、これをやっていくとなると、やはり実際に仕事を進めるのは市の職員ということになるわけです。職員の協力がなければできないということになりますと、市の職員に対して、これを示しただけではだめだと思うんですね。どのような手順で職員の中にこれを、市長の考え方を浸透させていくかということ、大事だと思うんですが、すでに何かもうおやりになっているのかどうかですね、この点、お尋ねをいたします。

それから、すでに発表済みでもあるというふうにおっしゃったんですが、私はこの日野市の基本計画はもちろん承知をしておりますが、この五つの何とかと、10大基本政策というのは、ここで初めて見るわけですが、どこかに発表すでにされたのかどうかですね。選挙公報にも出ておりませんし、選挙中に配布をされました森田市長の確認団体が発行する２種類の、いわゆる法定ビラと呼ばれております印刷物にも出ていないわけです。選挙戦を通してすでに発表済みだというふうに、今おっしゃったんですが、何か勘違いをしておられるんじゃないかと思いますが、どこに発表したのか、その点お尋ねをいたします。

それから関連をするわけですが、私は具体的に下水道の普及率、管の埋設を65％の地域に行うということを市長はおっしゃっているわけですので、市が持っている目標、計画である実施のためのスケジュールにかなり狂いが生じる。いい意味の狂いですね、今回の場合には。であれば、それをやはりきちんと私どもに示すべきではないかと思うんですね。単なる努力目標ということであれば、早期に達成をするというようなことで、一日も早い実現を願うとか、そういうことになろうかと思うんですが、はっきりとこの65という数字をお挙げになった以上は、年次ごとの計画がきちんとやはり示される必要があると思うんです。そういうものを今後――今ないのであれば、至急おつくりにならないと、議会に対して提出してある資料は全く時代おくれの、何の参考にもならない代物だということになってしまうわけです。何のために下水道対策特別委員会があり、議会でも下水道の事業の促進について、さまざまな議論が行われているかということになってしまうわけですね。目標年次の変更があるのかどうか、実施計画にさらに手を加えていくような作業が進められているのかどうか、この点についてもう一度、市長が言わんとするところはわかるわけですが、やっぱりきちんと――そういう資料がなければ市民に対してよく言われることですが、この区域には、この地区はいつ下水道が供用開始になるんですかというような質問を受けた場合に、いつごろには予定されてますということを言えないわけですね。示されているものの資料がもう違ってくる。さらに事業認可を受けた区域のみならず、それ以外の区域にも下水管埋設していかなければ、65％という数字は達成不可能だと思うんですね。そういった点、市が持っている計画は、すでにもう役立たないものになってしまうわけです。この65％という数字がこれで歩き出すわけですから、一人で。そういう点の資料の作成はすでに行われているのか、また行うつもりがあるのか、この点について、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、資料として差し上げております日野市政五つの基本方針、十の基本政策、これは選挙中に私があいさつを申し上げた範囲には、十分御理解をしていっていただける、こういう政策を持って望んだということでありますし、それからまあ選挙期間中のあらゆる機会に演説会場、あるいは街頭の政策表明、これらに使ったわけでありました。公表というのは、そういう意味であります。

それからこの資料を当選の後、初登庁という機会に、職員にあいさつをいたします。今回、行われた市長選挙で、市民の信任をいただいて、また皆さんと一緒に市民生活を守り、市の発展を期する大きな仕事に取り組むことになります。今回公約として発表しております事業内容は、かくかくのものであります。これを達成するために、職員の皆さんの大きな御協力をぜひ集中、傾倒していただきたい。そういう職員一般に対しますあいさつ、並びにそれを印刷にした資料を全員に配付してあります。

それから特に幹部を集めた庁議に匹敵する機会もつくりました。その際にも、この資料をみんなに見せて、そうしてこれに取り組む、また新しい発想も取り入れてもらうことになる。なおこれを具体化するために、今までの、まあ不十分というか、完成していない部分については、より一層の取り組みをお願いをする。このようなことが、当然あいさつとなり、指示の言葉となって受け取られております。

したがって皆さんはそのとおりを承知をし、これからこの市長のかなった市民に対します、いわゆる政治公約を行政の実施する姿として、補助機関全員うちそろって取り組んでいくと、こういうことが自然の流れでありますから、またそれがあればこそ市民の方に対しましても、公報等を通じて、ごあいさつもできるわけでありまして、すでにそれらのことは終わっております。またその計画に基づいて、より明確な実施計画に取り組んでいくということも御指摘のとおりであります。

選挙戦中の法定ビラ等にも、それらはすべて発表されてあるというふうに、私は感じております。以上をもって、お答えといたします。（「下水道の」と呼ぶ者あり）

だんだん資料として明らかにしていくというふうに、お答えをしたつもりであります。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　下水道の事業が促進をされるということは、これは大歓迎でありますが、幻の65％にならないように、私どもについ最近配られた「日野市の下水道」という一冊の新しい、こう資料があるんです。この中にも出てこない数字なんですよね。初めて、選挙になって、この65というのが、登場した。公式文書には一切ないものでありますので、ひとつ――たまたまこう言ってしまったわけですから、これが現実のもの

に、幻に終わらないように、ひとつお願いをしておきたいと思います。

それからこの10大基本政策と、五つの基本方針というのが、まあ選挙中は、市長の周りの方に対しては発表したということでありました。私どもは全くお目にかからなかったわけでありますが、市長選挙後、職員に対して、これらの方針並びに政策をもう示したというお話でありますが、ひとつ企画財政部長、日野市役所、1,422名ですか、1,400名の全職員を代表して、この突然示された五つの基本方針並びに10大基本政策については、どういうお感じをお持ちか、いいことも書かれているとは思いますが、ひとつ職員として、今回受け取った立場での感想をお聞かせいただきたいと思います。

それから市長に最後にお尋ねいたしますが、先ほどの所信表明のごあいさつの中で、「私心なければ恐れるものなし」というようなことをたしかおっしゃったと思うんですが、市長には私心は全くないのかですね。市長は私心――私は私心はありませんとおっしゃるのか、多少はありますとおっしゃるのか、たくさんありますとおっしゃるのかわかりませんが、この点について「私心なければ恐れるものなし」とおっしゃったんですが、市長に私心ありやなしや、いかがですか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から先に答えておきます。この「私心なければ云々」という私の信条は、公私のけじめを明確にするということでありまして、公の場に私心はできるだけ持ち込まない努力をすると、こういうことであります。（「努力目標か、わかった」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま古賀議員から質問があったわけでございますが、先ほど来、市長からるる説明もあったわけでございます。私の方、庁内としては、各職員、５月の２日に庁議を開いております。その中に、この文書を各部長の受け止め方として、各部の中で現在検討を開始されているというふうに、私自身は理解しております。その検討を踏まえた中で、当然基本計画の中で、現状と課題、施策の方向づけ等がかなりうたわれていると私は理解しております。その実現に向かって、今年度台にまた後期の平成２年度が、後期の初年度になります。その中にできるものを、各部の考え方、整合性を持たせながら、実施計画に取り組んでいきたいというふうに思っております、以上でございます。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今回、また五たび森田市長になりまして、市長の当選のときの

メッセージを聞いております。まあその新聞に出ております、この中には、市長が、先ほど市長が読み上げたこのあいさつの文書の中に、要するに支持された方にも、支持されなかった方に対しても、市民の云々と、サービスということを申し上げているわけであります。その面において、当然私たちは森田市長を支持したわけじゃありません。そういう面でそのあたりを、日野市で、森田市長は15万6,000ですか、今、日野市の人口は。その中で、16万市民と書いてありますが、16万市民のうち、有権者が何人いて、そして有権者の何人から市長は支持されたかということはご存じかどうかですね。そのあたりをお聞きしたいと思います。

それと、２ページにですね、「地方自治の本旨にそむく中央集権の行政「改革」に対抗し」とあるんですね。「市民参加と連帯の自治体をつくります」。要するに一小自治体が、国や上の機関に、東京都の方に、対抗して、日野市の町づくりができるのかどうか、このあたりも、市長のとりあえずその考え方をお聞きして、この後、この10大基本政策というのがありますが、これを質問させていただきます。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙ですから、投票日の有権者、あるいは選挙に、いわゆる投票に行かれた投票率、そういうことはすでにどなたも概ねには御承知のとおりだと思います。私は選挙戦において、要するに結果は当選するのは１名ということになりますから、そこで支持される方にも支持されない方にももう長となりますと、それこそ私心なく公正公平に行政に取り組むということは、もう当たり前のことでございますから、そういう意味のことを申し上げておるということであります。支持されなかった方に、特別何か施策をおくらすというようなことはもう絶対ございません。

それから御指摘の、前文を読んでいただきたいんでありますが、憲法に用いられている言葉、地方自治の本旨という言葉があります。つまり地方自治の本旨にそむく行政指導にはと、こう言っているわけでありまして、憲法に示すとおりに行政指導していただきますならば、それは望むところであります。そのように御理解をいただきたいと思います。地方自治の本旨が必ずしも行われてないというところに、我々の恨みがあるわけでありまして、支出されるべき補助金でありますとか、まあ３割自治と言われておりますその一地方自治体に与えられておる権限や能力を、なるべくひとつ育ててもらうというのが、一地方自治の本旨だというふうに私は考えておりますので、そのようになってない現実には、やっぱり要求をし、求めていかなきゃならない。その姿勢が市民を守る市政である、また自治体を発展させる市政である、そのように御理解をしていただきた

いと思っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　今、地方自治体の本旨ということで、説明がございました。やはり私は確かに森田革新市政ですね、この政府や都の方に要求の仕方も大変問題があるんじゃないかなということを、この3年間の間に聞いてわかってきておるわけです。と申しますのも、私たちが提案したところの南平丘陵自然公園の補助金だって、用地を買ってから請求するからもらえないわけですよ。そんなでたらめな、私は首長はないと思うわけであります。

それとか、実際この2・2・11の要するに栄町地域のこの道路が日野市の本来の開発に大変役立つわけです。そういう中でも、こういう問題も全然手をかけない。できない。そういう中で私たちの方に、まあこれをやらないと日野市の将来がないからという形で、私たちが国や東京都の方に要請に行っておるというのが、現実であります。そういう面で私はやはり国の政策、そして東京都や国のその施策にあったこの問題を、やはり推進するということに対してはあまり国や東京都に対しても、対抗というような形で抗議をしたりしない方がよろしいんじゃないかなということを、まず感じているわけであります。

そういう面でぜひ森田市長は、確かにまあお年の割りにはやる意欲もあるし、そして言っていただいたことはある程度やっていただけると、私たちも考えておるわけです。そういう面で私たちは、この反対しているもののために云々と言われると、じゃあ今度勝手にしろという形になってしまうわけであります。そういう面で私は、これから日野市の10大基本政策の中で、この中でたしか「軽費老人ホームを市内に設けます」というのは、これ基本構想の中になかったものですね。それから市立病院の建てかえとか、それから「一人親家庭の医療費助成を行う」、これも条例をつくるのかどうか。教育のところですね、「幼児教育センターの役割と施設の確立」とありますけれども、この確立という限り、どこか別のところにつくって、もっと事業を拡大するのかどうか。

それと、駒形公園のことが出ておりますわね。あれは要するに建設省の土地を利用するわけですから、要するにあそこの駒形公園のプールを利用するときですね、南平の方から、船を出す。これを要するに建設省の方にお願いをして、そしてこういう形でやりますという承諾を取ってやっているのかどうか。このあたりを教えていただきたい。

それと、この「教育の国家統制に反対し、教職員の自由と創意のための民主的教育活動を支持します。」という、このところですね。「教育の国家統制に反対し」と、これ

はまた一部悪いところは反対するんだという形だろうと思うんですけれども、やはり私はこういう問題を一々反対したり、対抗している限り、日野市においては、町づくりの進む中で、補助金も大変低いわけです。それはやはりこういう革新系の市長で、支持母体がそっちの系統だから（「ちゃんと政党名を言いなさい」と呼ぶ者あり）この共産党主導型の政策をとらざるを得ないから、反対しておるのか。やはり私は日野市の将来の町づくりというものを考えた場合には、やはりそういう刺激を与えるようなことは避けて、一日も早く町づくりを実施することが必要じゃないかなということを、感じているわけであります。

それとまた都道の、先ほど言いました2・2・11、国道1・3・1、これを促進というのがあります。これを森田市長が4年間の間に、手がけることができるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

それとたしか人道橋ですね。これは一つはつくるのは知っておりますが、確かに親水公園の事業計画の中には南平の方にあったような気がしますけれども、やはりこの二番橋をつくったときには、つくるときには、大体4億円ぐらいでできると言っておったんですね。それが10億円近い金になっちゃうわけですね。今回もやはりそんな甘い考え方で——この南平にできるんですね、この人道橋の設計をしているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

それと、浅川の自然公園というのはわかるんです。そして親水計画がありますからですね。浅川親水計画がありますから、これわかるわけです。多摩川というのはあるんですけど、多摩川の中は、恐らく自然——Dですから、Dゾーンですから、この自然公園というのはできないと思うんですね。多摩川のどこにつくる予定があるのか。このあたりを聞かせていただきたいと思います。

それと7番目の日野市の公共事業の発注、物品購入は地元優先にし、中小企業者の育成を強化します。まあ今までは大きい事業も、大体日野市の3億円か、4億円ぐらいの仕事だと、日野市の業者が二つ、それから外部から来るのが大体二つという形でやっておりました。今後こういう公共事業の土木事業を発注するに当たっては、やはり育成ということがある限り、初めは大きい企業と、抱き合わせで、談合でやらせるとしても、やがてはそういう形で日野市の要するに中小企業の育成をして、そして育てていくのか、このあたりをわかる範囲内で結構ですから、教えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　足りない点も多々あろうと思いますし、また教えていただく

点も多かろうと思っております。そういうことで市政そのものが、議会とのいろいろな質疑や提案をいただきながら、町の全体が、あるいは市民生活を支えるその手段が前進するわけでありますので、私もその気持ちは全く御質問の方と合致できない部分はないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げるということであります。

まあ個々につきましては、これから具体的に行政展開を図ってまいりますので、その際にまたよく御理解もお願いをし、また御指導もお願いをしたい、このようにお答えをすべき御質問だと、このように伺っております。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　やはり――何か、全然答えになってないと思うんですね。要するに基本計画の、この軽費老人ホームってないですからね。だからそういう面で、それから市立病院の建てかえなんというのは、これはちっとやそっとの金ではできないわけですよね。また特別養護老人ホームみたいに――だって市長は、私たちに十分に審議させないで、選挙前になるとぽこぽこ出てくるんだから、ものがさ、そんな状態でこれ御理解いただき――それは理解できないわけですよ。そういう面でやはり本当に市長が今後仕事を進めていくに当たりましては、やはり十分検討したり、審議する時間を与えて、そしてやっぱりつくるのが、私は常識ではないかなと思うんです。だから今までは、16年間はそういう形でやってまいりました、私が知っている限りは。今後は十分改めていただきたいわけです。そしてだれもが、本当に、まあいやだなと思っても、日野市の16万市民のためにこの力を出しあって、よくできるような町をつくるということが、私は今後一番必要なことであるということを思うわけであります。

だからやはり私は市長がこういう問題をポンポン、ポンポンぶち上げて、選挙やって、こう当選してきたのは結構ですけれども、やはりこれをひとつこう取っていった場合に、要するに下水道、それから区画整理事業、こういう事業は伸びてきていて、計算したら予算なんか組めないでしょう、市立病院にしろ、軽費老人ホームにしろ。だからそういう面で私は、やはり首長というものは、今ある財源を――あるだけみんな使っちゃえばいいというんじゃ、やはり次の世代にある程度いいものを残していくことになると、財源の確保もしなければならない、このあたりを十分に考え方を改めていただきたいわけです。それには、今、先ほど申し上げましたように、森田市長は、まあ市長だから、俺は全部できると、そういうおごった態度ではなく、やはり市には優秀な職員もおります。こういう職員の意見を吸い上げながら、そしてこの政策に結びついていくならば、必ずいい仕事ができるんじゃないかなということを思っているわけであります。そういう面

で、一々もっと細かく説明してくれと言いたいところだけれども、（「天野議員が足を引っ張らなければできる、大丈夫だ」と呼ぶ者あり）ちょっと黙ってください。そういう面でぜひ市長自身、今申し上げましたように、市民の声を市政に反映できるようにするには、やはりこの市の職員の意見も十分に聞きながら、やっていくということが私は必要であると、このように思っております。どうでしょうか、もう一度、市長から答弁をお願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりに努力をしたいつもりでございます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。簏野行雄君。

○17番（簏野行男君）　今の市長の所信表明、ちょっと聞いて、ひとつ気になったことがあるから、質問いたしますけれども、消費税について、この前の予算委員会で、たしか私、消費税にどうして反対なんだということを聞いたら、どうも公約違反だから反対だと、こういうことを市長言われたこと、記憶されていると思います。今の消費税はどうしてけしからんということについての、市長の言い分は、国民の88％が反対しているから、私も反対なんだと。これじゃあまりにも無見識ではないか。将来――今の消費税が、私いいとか、悪いとか言っているのではありません。将来の税制がどういうようにあるべきかという判断に立って、これ反対なり、賛成されるなら、話はわかるわけですけれども、国民が反対だから反対だじゃ、あまりにも無定見じゃないか。

早い話が戦前、軍国主義時代がありましたね。１億総軍国主義で、あの悲しむべき大戦に突入したわけですけれども、あの当時、軍国主義に反対する人は、それこそ非国民扱いされたわけですね。今の時勢にやっぱり同じことで、マスコミが全部新聞初め、消費税に反対の態度を取っているわけであります。その中で、消費税に将来の税制なり、高齢化社会への対応を考えて、意見を言うことは非常にこの議会制民主主義の時代には難しい面ではありますけれども、よく言われることですが、政治家というのは、国民の代理じゃないんですね。よく言われますね。国民の代表なんですよね。自分自身、政治家ははっきりした見識なり識見を持って物を言わなければならないということを、これは市長も理解してくれると思いますけれどもですね、国民がみんなそう言うから、私も反対だと、これじゃあまりにも無見識じゃないですか。そのことを一言指摘して、答弁を求めたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の議会におきまして、消費税に対します反対の理由の第

１に、つまり民主主義のルールが含まれてない。実施しないという選挙の公約によって、時の自民党、300議席を確保された。そういう、つまり実施しないという公約で、まあいうなれば選挙民を裏切ったと、こういうことになるだろうと思います。

その理由は、私は民主主義を憂うるために、まず第１の理由として挙げたわけでありまして、今御質問の、私も先ほど言いました国民の88％が反対だというそういうアンケートの新聞記事もある、ということを材料に挙げたことは事実でありますが、それほどに国民から反対をされているごとく、我々も自主的判断の上で、やはり納得できないものがたくさんある。特に弱者に対します逆進性という程度のことではなくて、本当に生活弱者その人に、１日、生活に大きな支出がふえている、こういう事実もあるわけでありまして、そういういろいろな理由をもって、この税制の非常に国民に多くの混乱と、それから生活の実感を与えておる。我々は市民の心をみずからの心にするということが、また政治行政の立場の態度でなければいけないと思っておりますから、そういう意味で廃止されることを期待をすると、このように申し上げたいわけであります。

○議長（市川資信君）　　簾野行雄君。

○17番（簾野行男君）　　今、市長が最後に言われた非常に――今まではこれもよく言われていることですが、高度成長時代は欧米に追いつき、追い越せで、用が足りたわけです。しかしこれからは、このような世界における経済大国となると、そうはいかない。いずれにしても、農産物を初め、貿易自由化の問題もあります。それから税制の問題もあるわけです。いずれにしても国民だれもが満足するようなこれからは政治はとれない、こういうことだと思います。そういうときに確かに政治家のあり方として、国民と痛みを共にする政治でなければいかんということは、私理解してもっともと思うんですけども、言いたいことは、これは民主主義の基本原則としてよく言われるんですけれども、国民の判断が常に正しいかというと、そうも言えないわけですね。極端なことを言うと、今の大衆民主主義の時代には、衆愚政治になりかねないと、これはギリシャの昔から言われていることですけれども、（「とんでもない」と呼ぶ者あり）という危険性もある。事実そういうことがあるんです。常に国民の判断が正しいかというと、そうもいかない。これは先ほど、冒頭申し上げた第２次世界大戦以前の状況を見てもわかるわけですけれども、その辺きちんとした――今、私、言いたかったことは、国民がこう言っているから、おれもそうするんだと、これじゃ困るわけですね。それだけ一言指摘して終わります。

○議長（市川資信君）　　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって所信表明を終わります。

次に日程第５、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　毎議会行っております行政報告につきましては、市長の報告部分を口頭で申し上げておりましたが、今回は特に報告をすることはございません。それで資料として他の部分を提出いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　　収入役以下については報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。

小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　先ほど、所信表明で意見の形で申し上げようかなというふうに思っておりましたんですが、それに関連してさせていただきますけれども、まずは森田市長に５期目の当選、おめでとうございます。心からお祝いを申し上げたい。これは森田市長を支持される皆さんから、おめでとう、おめでとうというお言葉をちょうだいしていると思いますけども、私のように森田市長支持していない者から、おめでとうと言われる、これは大変値打ちのあるお祝いの言葉だと、このように思いますんで、まあ当選した以上はしっかり頑張っていただきたいと思うんですが、５期目に当たりまして、特に先ほど所信表明という、考え方のあいさつを兼ねた話がございましたけども、その初心の言葉を置き換えていただいて、いわゆる初めての、第１期目に当選した初心の気持ち、森田市長にはこの第５期目のまず基本的な姿勢は、その初心に帰るというか、第１期目に当選したときと同じような気持ちで、第５期目を取り組めば、それなりの評価を受ける市政が展開できるではないかというふうに思いますので、そのことをまず冒頭に申し上げておきたいというふうに思います。

それから先ほどの五つの基本方針、そして10大政策というふうなことで御説明がありましたけども、基本方針の中に一応組まれてはおりますけれども、10大基本政策の中に入っていないので、あえて私はこれからの５期目の森田市長にぜひこういうことを具体的にイメージを描いて、展開していただきたいということを申し上げておきたいというふうに思うわけであります。

それはどういうことかと申しますと、これまでの行政はいわゆる健常者中心の町づく

りといいますか、という展開できたというふうに思うわけでありますけども、これからは時代も変わってまいります。例えば高齢化社会に向かって、どんどんお年寄りの方もふえてくるわけでありまして、高齢による身体の不自由、あるいは障害、そういう方もたくさんふえてまいります。それからことしはひさしぶりにまた交通戦争といいますか、こういう時代の中で交通の死者もふえてきている。あるいは交通事故によって、突然まあ身体障害者になる。そういう方もたくさんふえてきているわけであります。さらにまた飽食の時代ということで、成人病、いわゆる食べ過ぎといいますか、栄養取り過ぎというか、飽食の時代に象徴されるように、成人病の患者もふえてきている。その成人病による身体の障害、そういうふうな方々もたくさんふえてくるわけであります。そういったようないわゆる弱者の立場に陥った人、こういう方々がふえてきていると思うんですが、そういう――私はこれからの、森田市長の５期目に強く望むことは、いわゆる精神的、肉体的な苦痛を伴った方々をより具体的に、救ってあげることをぜひ中心的に考えていってほしい。例えば御高齢のお年寄りの皆さん、年によっては例えば目が見えなくなってくるとか、耳が聞こえなくなってくる、あるいは足が不自由になってくる。そういうふうな方もふえてくるわけでありまして、耳の聞こえない方には、ファックスを設置してあげる。そういったようなこともぜひ徹底していただきたい。あるいは耳の聞こえない――完全に聞こえないというか、聞きにくい、難聴の方に対する補聴器の補助だとか、そういうふうなこと。

それから例えば目の見えない人には、これは都との連動になりますけど、メロディ信号をもっともっと市内につけて、安心して道路も渡れる、信号も渡れるというふうなことをやってほしい。あるいは歩道の段差といいますか、かなり解消はされているんですけども、よく見ますと、かなりでこぼこなところもございまして、ちょっとしたところが見えない、見えないためにつまづく。あるいは足が不自由になったために、ちょっとした段差でもつまづく、続いてけがをするというふうなケースもだんだんこうふえてきているわけであります。あるいは目の見えない方に盲導犬を日野市も盲導犬の補助をやるとかですね、そういうふうなこともぜひやってほしい。

それから足の不自由な方には、例えば車いすでも出してほしいとか、つまり毎日の社会生活、あるいは家庭生活、そういった日常の生活の中で、非常に精神的な苦痛、肉体的な苦痛を伴っている、そういう方々がたくさんいるということを私は最近痛切に感じているわけでありまして、まあ健常者の皆さんもいろいろな市長に対して、５期目の要望というのは、いろんなことを要望されると思いますし、また期待もすると思います。

また市長自身もここにも示されるように、いろいろな政策を実施について取り組みたいということをお考えもお持ちになっているわけでありますけども、何よりもまず森田市政の５期目に基本は、ここに出てないから私、あえて申し上げるわけでありますけども、弱者対策といいますか、施設とか、障害者に対する通所訓練所とか、そういう施設、そういうふうなものをつくるのも、もちろん当然やってほしいわけでありますけども、もっと優先することは、毎日の生活の中で非常に不自由している、あるいは苦痛を強いられている、そういった人をいち早く救う、そういう政策を、私は積極的にやってほしい、このように考えるわけであります。

あれやこれやの注文はあろうかと思いますけれども、まあ森田市長自身は目も見えて、言葉も話せて、足も不自由がないという大変健康で元気でありますけれども、その市民の中には、そういうふうな身体的なハンディを背負う人もだんだんふえてくる世の中になってくるということをひとつ森田市長自身も御理解いただいて、この、それこそ基本方針の中に、それを入れてほしかったなというふうに思うわけです。

そういったことを、私は森田市長の５期目の森田市政に強く期待をし、要望するものでありますけれども、そういう大変素直な気持ちで申し上げているつもりであります。

市長も元気でいらっしゃるようですけど、何かきょうはちょっと、天野議員の元気さに比べてちょっと、市長も選挙疲れか、あるいは風邪でも召されているのかなというふうな感じしますんですけど、ちょっと元気がないような感じがするんですが、ひとつ健康に、年齢のハンディをもう乗り越えて、ぜひ頑張ってもらいたいと思うんですが、私のただいま申し上げたことに対しての、市長の受けとめ方、考え方を一言簡単で結構でございますから、御答弁をいただきたいというふうに思います。

○**市長（森田喜美男君）**　かねて申し上げておりますとおり、政治の最初の取りつきは、弱者に対して人権を守るということから、人を大切にするということが、一番大切だというふうに考えております。つまり人権尊重というのは、そういう意味だということで御理解をいただき、また今御指摘のことにつきましては、まさに我々が最も配慮すべき事柄でございますので、そのことも中心に考えながら、また私自身もひとつ元気で頑張るつもりでおりますので、よろしく御支援、御鞭撻をお願いいたします。

○**議長（市川資信君）**　奥住日出男君。

○**１番（奥住日出男君）**　３点ばかりお聞きしたいと思います。３点とも、いずれも２カ月が経過した件でございまして、まず１点目は立日橋、これは片側開通しまして、２カ月が経過をいたしました。この問題について若干お聞きしたいんですが、地域の住民

の方々から、交通渋滞のことでかなりの苦情が出されている。例えばいずれも国道20号に出る方たちの声ですけども、今までは二、三分で20号に出られた。今長いときは30分以上かかるという、何とかしてほしいという、商売にもならないと、こんな声が上がってきておるわけでございます。

それから一中に通う万願荘、あるいは万願寺の中学生の方、私、30名ばかりに聞いたわけですけども、非常に、歩道がなくなったんで、通学に時間がかかる。今の学生というのは何となくこう短距離でもって、こう来ますんで、ひどい学生になると、車がないと、あそこを飛び越してくるというようなこんな危険な状況もあるんですね。現在は、日野警察の方からずっと来て、あの交差点を渡って、一中に行くということでかなり時間がかかって、非常に不便だという、こんな学生の声もあるわけでございます。当然、当局にはいろんな面の苦情等が来ていると思いますけども、当面あと２年後の全面開通に向けて待つしかないのかなあと、こんな気がするんですけども、聞くところによると、地域の自治会ではいろいろとその辺の問題点を整理して、何とか善処してほしいというような声も出つつあるというふうに聞いております。この件について当局としてどのような状況把握して、どう考えておられるのかお聞きしたい、これが１点です。

それから２点目は、これは第１回の定例会でも問題になりました陸上競技場の有料化の問題でございます。一口に言うと高いという、さらに言えば高すぎるという、こんな声がかなり出て、聞くところによると学生の間からは、とてもじゃないけども大変だという、何とか善処してほしいというような声も届いているやに聞いております。あの程度の施設でもって、果たして今のやり方でいいのかなという、２カ月が経過してかなり問題点が出てきてしまっている。第１回定例会の中でも、福島敏雄議員、あるいは馬場弘融議員の方からこの辺の問題点について、提言もございましたけども、その後当局としてどんなふうにお考えになっているのか、それをお聞きしたい、これが２点目です。

３点目は消費税の関係でございまして、対策本部が設置をされたということですね。この間いろいろと使用料の問題等々について、検討を重ねていくという、第１回定例会で企画財政部長の方から御答弁がございました。その期限は４月末においているという、こんな答弁もあったわけでございます。この間、どんな活動をしてきたのか、その辺のところを具体的にお聞きしたいというふうに思います、以上３点よろしくどうぞ。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは第１点目の立日橋に関連する道路につきまして、お答えをいたします。

御承知のようにこの道路につきましては、本年４月18日に、片側の暫定供用開始を行ったということでございます。この供用開始に伴いまして、事前に東京都、警察、それから地元自治会、住民、それから学校関係、もちろん市も中に入りまして、地元の意見を聞きまして、でき得る限りの対策をいたしたわけでございます。

御承知のようにこの道路につきましては、本年４月18日に片側の暫定供用開始を行ったというものでございます。この供用開始に伴いまして事前に東京都、警察、それから地元自治会、住民、それから学校関係、もちろん市も中に入りまして、地元の意見を聞きまして、でき得る限りの対策をいたしたわけでございます。しかしながらただいま御指摘のありましたような、まだ地元からの要望もあるわけでございます。この道路の本格的な開通につきましては、平成３年３月末ということになっております。

今回の補正予算の中にも、若干の費用でございますけれども、交通量の調査と実態調査をいたしまして、関係機関、住民等と協議をいたしまして、抜本的な対策、それから当面できる、またしなければならない問題も含めて、対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　２点目の陸上競技場の個人使用料に関する問題についてお答えをいたします。

陸上競技場の個人使用料の設定につきましては、前回の議会のときにもお願いをして、お認めをいただいたわけでございますが、基本的には本格的に整備をされた施設については、スポーツ施設については、個人で利用していただく場合も、基本的には使用料を御負担いただく、これは今までも南平の体育館の個人使用についても同じような形でやってきておりますので、その考え方に基づいて、陸上競技場の場合も同額を御負担いただくということで、実施をしてまいりました。

今までの議論の中でも、例えば利用時間の問題、その他で、いろいろ御指摘もございましたので、すでに夜も９時まで使えるようにしてございますし、それから早朝についても使えるような便宜も今取りつつあります。その間でいろいろ確かに御意見が多数出ておりますので、私どもとしてはそういった点については、今後まとめて検討して、できるだけ市民の方の利便に役立つように、我々としても今後必要な改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の消費税対策の本部の経過でございます。す

でに本部会の設置につきましては、２月の７日の発足でございます。その中には本部の設置と同時に、２部会の部会を設けましたということを、この場でも申し上げた経緯があるわけでございます。その２部会の中では、行財政部会、市民生活対策部会、おのおの４回ずつ外部の問題、あるいは他市の関連、そういった部会ごとに調査、積み上げを行いました。委員の構成等につきまして課長クラスの中で、８名ずつの構成でございます。一定の方向づけが中間報告として５月の15日、対策本部の方に報告は部会長から出されました。一つ、消費税の導入の使用料等の改正問題については、他市の動向、当面は見送るということで、今後の動向については再度引き続いて検討を進めるというような部会の回答でございます。

なお２点目の市民対策部会につきましては、当然消費税が導入されたことによって、市民生活への影響の問題、それに関連するやはり弱者に対する対応として、何らかの方法を講じるべきだというような報告がなされ、その後本部会の中で同日５月15日に、一応報告を受けております。これを前提として、またあしたの議案の提案のときにはお願いするわけでございますが、弱者対策として福祉関連の多少の補正をお願いするような形に結論的にはそういう形にさせていただきます。よってまだこの解散したわけではなくして、引き続きこの両部会は継続的に進めるということで、中間の報告として受けとめているわけでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

１点目の立日橋、ああいう形で非常に、暫定開通ということですから、完璧な姿でないわけですね。それだけにいろんな面で危険性をはらんでいるという、こんな気がするわけでございます。

要望でございますけども、何か起こってからでは大変でございます。特に交通事故、学生のですね、これが一番心配をされますので、できる限り住民の要望、あるいは警察当局との話し合いの中で、可能な限り、住民本位の施策を検討していただきたい、その期間だけ大変難しいでしょうけども、これを要望しておきます。

それから陸上競技場でございますけども、今の教育次長の御答弁、今後改善を図っていくということです。どのくらいの期間で、どんなことを検討されていくのか、よくわからないわけですけども、現実にちょっといろいろ走りに行っても、100円こう払うという、あの周りをぐるぐる回っている方もいるように聞いてますけども、公共施設ですから大事に使うことは当たり前ですけども、あれだけの施設ですから、何とか個人につ

いては――前回も馬場弘融議員の方から御意見ということでありましたように、登録制をとるとか、そんな形でもってひとつ無料化に向けて、改善を図っていただきたいと、こんなふうに思います。

消費税の問題につきましては、まだ中間報告ということでございますので、もう少し見守っていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　それでは１点だけ、これ伺うというよりもむしろ要望を含めてということでお伺いしたいと思います。と申しますのは、私ども西平山五丁目ですか、これは昨年度、63年度の事業で、先ほども話題になっておりました下水道の工事がかなり進捗しております。そういった中で、この工事に関しては、たまたまこの地域は豊田団地ですか、ここが、簡易水道を都市水道に切り換えたいということで、これが同時進行するというような形の中で、経費の節減を図る意味において、建設部とそれから水道部と、都市整備部ですか、この三者でよく話し合いをして、それで二重投資をする、水道を埋めました、また補償しました、またそこを掘って下水を入れるというようなことがないようにお願いしたいということは、要望を申し上げて、事実そのようにやっていただいて、非常にこの点は経費の節減ができて喜んでおるんですけれど、たまたまこの工事に関して、ちょっと工事がずさんではなかったかなと、これは今後下水道・都市計画等ハードな面が日野市全域に進んでいく中で、将来の参考にしていただきたいということで申し上げるんですけど、まあ一例を申し上げますと、下水道管をいけるために、水道管を移設した。ところがたまたまその水道管を移設して、埋め戻した。もちろん埋め戻したんだから、もうその上は通ってよろしい、まあ舗装はしてありませんけれど、まあそういった中で車が通行している。そうしたら、埋め戻しが悪かったんじゃないかと思うんですけれど、結局その２カ所相前後して、その水道管が破裂してしまったということ。また、たまたまそこでは、要するにやはり埋め戻して、舗装してなかったけれど、埋め戻しの地盤が悪かったせいか、そこへ４トン車が荷物を積んで、通りに落としてしまって、荷物を全部おろさなければ、歩行できなかった。

と同時にまたこれは、今度の豊田駅の予定地のところから平山大踏切というところへ６メートルの道路を新設してもらいました。ところがこの踏切、これは私も前の議会でも申し上げたとおり、非常に交通量の多い、また車の事故の多い踏切でございます。その踏切に道路工事が終わった後、間もなく大雨が降って、その踏切のところに大きな穴があいてしまった。それでこれ近所の方が、これは非常に危険だということでたまたま

そこに工事用のさくがありましたので、それで穴を覆っておいた。ところがたまたま連絡をとったところが、市の方は土日休みだということで、月曜日に対応してもらったというようないきさつもあります。

それからまた、これは警察の方から、たまたまほかの用件で、交通課並びに警察の署長と話し合ったときに出てきたことなんですけど、今旭が丘の横河メディカルと、それからシティハイツ旭が丘ですか、この横河メディカルの北側、公園との間、この間の舗装はよろしいんですけど、シティハイツ旭が丘の北側ですね、これは警察の方から指摘されて、私も現地を見て驚いたんですけれど、たまたまこの地域は、昨年８月来通学路の問題で、十何回となく地域の方々が会合を持っていろいろ方策を練っているんですけれど、そういった中で、この舗装を見ますと、舗装そのものが非常に波を打っているんですね。それと同時に２カ所ばかりマンホールが道路の中央にあります。そのマンホールがなぜかこれ小山に盛り上がっている。で、警察の方でもこれは非常に危険だ、まして通学路の問題が起きている中で、もうこれで工事は完了したのかというふうに言われたんですけど、いずれにしましてもそういう点を取り上げてみますと、これからあちこちでますますいろいろな面で環境整備が進んでいく中で、果たしてこういう工事のあり方でよろしいのかどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

地下埋設管をいけるに際しまして、道路復旧に際するところのいろいろ御注意を本議会からいろいろ指摘をされ、また私どもも約束をしているわけでございますが、ただいまの御質問の内容はいわゆる千代田跡地に住宅公団が団地をつくりまして、その団地の西側の半分でございますけれども、民間の住宅が接している部分でございます。その間には私道があるわけでございます。そこに下水管を埋設をしたわけでございますけれども、道路上に既存の雨水のマンホール、これはすでにあったものでございます。それから現在下水道の関連でいけた下水道のマンホールがあるわけでございます。このマンホールの高さに若干相違が生じまして、道路の舗装の表面が、一定にならなかったということでございます。この点についてはもうすでに業者の方にも指示をいたしまして、今週中に現地調査をいたしまして、整備をし直すということになっております。

理由はどうあれ、工事中、あるいは工事後の復旧に際しまして、ただいま高橋議員さんからございましたような指摘が今後起こるということは、非常に私どもとしては遺憾でございます。今後十分業者並びに私どもの指導・監督をきちっとしてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（市川資信君）　高橋徳次君。

○16番（高橋徳次君）　冒頭にも申し上げましたとおり、いずれにしてもこれは事故につながる危険性が多分にあります。と同時にまた市民からいただいた非常に貴重な税金で行う事業でございますので、そういったあれのないように十分注意して、これからのあれをやっていただきたいと思います。

先ほど申し上げた旭が丘のハイツの北側ですか、あの通りなんかは私自身素人が見ても、これでよく検査が通ったなというふうな感じを受けて現地を見てまいりましたけど、今後いろいろな地域で行われてくると思いますので、そういった点を十分留意されていかれるようにお願いして、終わります。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点伺います。

収入役か、あるいは企画財政部長になろうかと思いますが、63年度の一般会計の執行状況の中で、予備費の関係ですけれども、七百数十万、780万ですか、残っていますが、実際には予備費はもっと多かったのが、何らかに充当されたかと思うんですが、ここら辺の説明を簡単で結構ですから、いただければと思います。

それから今後の――明日も、実際には一般会計の63年度の補正予算の専決の報告があろうかと思いますが、それぞれこれに絡んで、昨年もちょっと、そんな正式に申し上げなかったんですけれども、できればこの後、要するに決算は９月の議会のときに正式な決算報告がございますけれども、できればこの、今現在、もうすでに５月31日を経過をしているわけですが、出納閉鎖の関係等から、数字は正式なものでなくとも、今議会あたりのときには、できれば要するに決算見込みということで、第１表絡みの数字でいいわけですけれども、通常、この今回の事例――ちょっともう少し突っ込んで話しますと、補正予算のときには、要するに補正にかかる部分だけの数字だけが出てきますから、総額としてはわかります。しかしあとは関係するところだけの補正額しか出てきませんので、全体の数字をつかむというのは、それぞれの部分を足していかないと、我々は９月の時点でないと、要するに決算見込み額というのがなかなかつかみ切れないということがありますので、できればこの際、明日の報告の前に、向けて、今の機会を利用して、まあ今回は無理としても、企画財政部長あたり、要するに５月における決算見込み額ですね。決算というのは、まあ５月31日に出納閉鎖が過ぎれば、一定の数字では、必ずそれらは出てくるわけですから、いいわけですが、今の時点で、我々としては、大体要す

るに前年度の見込みはどうなる、あくまできまった数字じゃなくて、一応見込みの数字というのは必ず出せると思うんですよ。３月31日の専決が過ぎるということは、専決が出せるということは、もうすでに大体５月いっぱいまでの出納閉鎖期間までを見込んで、要するに減額をしたり、増額をしたり、そして足りない部分を今回の執行状況であるような、充当を予備費からしている、こういうことがあるわけですから、ほとんど決算に近い状態の数字がもうとらえられているというふうに判断をしますが、そこら辺の見解はいかがなものか、以上２点にわたる回答をお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の予備費の関係でございます。この行政報告の歳出部分のところだというふうに理解しておりますが、昭和63年度の一般会計の款別の歳出の執行状況ということで、予算減額をここに記してあるわけでございます。当然出納閉鎖は３月末ということで、これは４月30日時点の形でございます。５月31日の出納閉鎖すべて終わった時点でございますが、これはあくまでも63年度の予備費部分ということで、この取り崩し等については、そのままの残額ということに、数字は現状なっているわけでございます。

２点目の関係は、当然決算見込みということで、収入役さんとの関係もあるわけでございますが、あしたの議会にも専決を御報告し、お願いするわけでございますが、今議員さんからの御指摘のように、私の方の計数的な数字としては、これはあくまでも見込みでということでございますから、ただ具体的なある程度見込みといっても、財政部分と、出納――まあ収入役さんとの関連性も多少ありますので、できるだけ今御質問の趣旨を踏まえて、提出できるものは、そういう形で提出していきたいというふうに、現在考えております、以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点目の質問、私の方が悪かったかと思いますが、これは当然63年度の支出関係ということは理解している点はそのとおりなんですが、私の言わんとしていることは、予備費がたしか7,800万のうち5,000万ほど減額をして、そしてあと2,800万が正式には予備費があったかと思うんですね。前回の３月のときにもそんな数字が残っているかと思うんですが。その後に例えば単純に比較をしますと、総務費等が、これは62億、今この数字が63億ですか、598万3,000という数字ですが、たしかちょっと見る限りでは、前回３月のときの議会では、62億8,664万3,000でしたから、確かにこれは1,934万ほど充当がされているなということはつくわけです。ただその一つだけではないでしょうから、要するにどこの費用とどこの費用に充当しているのかなという程度の説明は簡単につくわけだなと思ってお伺いした、こういうことです。

それから２点目の関係ですね、これはあくまで見込みですから、決算見込みということで、私の方申し上げてるので、数字は、具体的にあしたまた入っていっていいと思うんですけども、要するにここで専決して減額するということは、もう要するに今まで予算に対して不用額が出てきたりなんかしているから、そういう見込みを図って、こういう専決処分をされていると思うんですよ。ですから、そこの時点当たりの数字、また今後当然支出がされるものは見込んでいて、なおかつ減額されているか、あるいは完全に不用であるから減額したのか、理由はそれぞれあるかと思うんですけども、大体そこら辺の数字を――まあこれで言えばことしの予算では、今から言えば357億9,400万という見込みがされるというのが、本来であろうと思います。ですからそこら辺に分けた、各補正予算の数字では総額が分かります。例えば今回、明日提案される中には、支出関係では、総務費から入ってくるわけですね。例えば議会費から始まってきて、最後の予備費まであるわけですから、大体見込みというのはとらえられているもんだろう。これについて数字のそういう提示ができないかということであります。まあ検討されるということですけれども、１点目の関係、そんなことで質問しました。

それから２点目はあくまで、出せるかどうかわかりませんけれども、まあ数字的にはそういうものがとらえられてこそ、こういう専決をしているんだというふうにとりますから、その時点の数字でも結構ですから、一覧になったものが出せないかどうか、こういうことです。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま１点目の質問でございますが、予備費の関係、たしかに議員さんに言われるとおり当然充当部分、そういった流用部分あるわけでございます。大変申しわけないんですが、私の方具体的に数字を今こうだというふうに持ちあわせておりませんので、後ほど明確にして、御報告したいというふうに思います。

２点目の関係につきましては、そのように努力したいというふうにお答えしておきます。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　２点市長に質問いたします。

先月の31日に市役所の方に、現在行われております豊田南土地区画整理事業の区域内の権利者等の皆さんが、市役所の方に見えて、担当の職員の方とかなり大きな声でのや

り取りがあったということを聞いておりますが、今まで新聞に報道されたり、また私どもが承知をしておりますこの豊田区画整理の豊田南土地区画整理事業にかかわる問題といいますか、内容は豊田荘、第一、第二ございますが、その豊田荘の区域について、区画整理事業には必ずつきものの減歩が行われないということを中心とした内容での、公平ではないのではないかということでの内容で、市側と再三話が、やり取りが行われているように聞いているわけですが、現在の豊田南土地区画整理事業について、これらの運動がある、地域に存在をするということについて、市長はどのようにお考えになっているかですね、現状での認識をお答えをいただきたいと思います。

それからもう１点は、「市長の月曜スピーチ」の中に、今世界じゅうの耳目を集めております北京の天安門広場の流血事件というのがあるわけですが、市長は月曜スピーチの中で、こういうように書いておられるんです。「ソ連邦ゴルバチョフ書記長の訪中による中ソの国交正常化は、アジア諸情勢に明るい展望を与える世紀の快挙と言うべき動きでしたが、北京の天安門広場に集まる学生や市民の民主化デモは、遂に戒厳令の発動にまでエスカレートしましたが、権力抗争に発展しないよう祈りたい気持ちです。」こういうふうに書かれています。

で、私はこれを読みまして、市長はいわゆる中国の当局、つまり指導者層に味方をしておられるのか、あるいは学生や市民の方に味方をして、これをお書きになったのかよくわからないわけです。市長は、「権力抗争に発展しないよう祈りたい気持ちです」ということをおっしゃっているのですが、果たしてどちらの味方なのかですね。それをちょっと見解を示していただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の豊田南区画整理事業、今施行進行中でありますが、ごく少数だと思いますけど、第一豊田荘、第二豊田荘が区域に入っていながら、何か負担が、いわゆる区画整理としての負担が不公平だ、こういう主張を持って、施行者に苦情というような形で求められておるものがあるわけでありまして、その一つの運動としてときどき市役所にも見える、こういうふうに承知をしております。

区画整理事業は、これはすべての人が、受益者になる、受益者である、そういう想定と事業実施の中で、実施をされるわけでありますけど、まあ第一豊田荘、第二豊田荘を、東京都当局の指導で、地域には入れた。それから実質的には工事を行って、形状、形・状態を変えるということがないのが、今の事業計画になっております。その際に受益が少なければ、いわゆる負担という形に解される、減歩率でありますとか、あるいは清算

金がそれなりにまた少ないということは当然の理でありますから、そのように今後の施行の中で、展開をされていくというふうに考えております。

それからこれは日野市政には直接関係はありませんが、中国の情勢、つまり中ソのこれまでの非常に凍結状況にあった国境の不正常の状態が、ゴルバチョフ書記長の訪中によって、基本的に友好感情が生まれ、それによってまた不正常の状態が改善をされる、この見通しが持ち得たことは、アジア情勢、あるいはもっと広く世界の戦略構造の中で、大きく改善に向かって変化が起きるというふうに私どもも理解をしております。

その直後、いわゆる民主化、自由化を求めるという表現で、いわゆる北京天安門広場に多数の市民が集まって、一種のデモだろうと思うんですけど、そういう行動を取られた。よく中国の民主運動といいましょうか、かつての文化大革命におきましても、あるいはその他の政変におきましても、当初の感じではなかなかわかりがたい、そういう大きな住民運動のきっかけによって、その背景がだんだん、何か権力闘争というふうに言われる面がありますので、私はそういう意味で、「権力抗争に発展」しないことを願いたい、そういう気持ちは今も今日も全く同じであります。

また情報等で実情がなかなかわかりませんから、隣国の我々、中国を理解する日本人の立場として、権力闘争の何か内乱的なことに発展をしないように願うということは、当然のことだと思っております。私はどちらに味方をするというそういう立場もまた見識もございませんが、国民に銃砲が向けられるというようなことは、全くこれは異例だ、権力がそういう形で行われたとすれば、極めて遺憾である、このように遺憾に感じております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　最初に区画整理事業についてですが、すでに昭和61年からもうすでにこの事業は施行されて、間もなく仮換地案の発表も予定されているということを議会のさまざまなやり取りの中で、私ども承知をしているわけですが、市長のただいまのお答えでは、ごく少数の方の意見だろうというようなことで、それほど意にはとめてないような感じもしたんですが、この仮換地案の発表等については、支障はないのかどうかですね。この点、もう一度お尋ねをいたします。まあすでに進められて、決定をして事業認可後の話でありますので、かなり内容は複雑なものがあると思うんですが、市長はそれほど気にしておられないということですが、この点具体的に仮換地等の住民に対する提示については、支障等はないのかどうか、その点１点だけお尋ねをしておきたいと思います。

それから中国情勢のことですが、市長は今どちらに味方するということでもない、全く異例のことであるので、もし事実ならば遺憾というしかないというようなことをおっしゃったんですが、まだよく事実が御存じないというのは、ちょっとよくわからないんですが、市長はこの月曜スピーチの中で、その前段にこういうこと書いておられるんですね。国内のニュースのことで、「リクルート疑獄や消費税の問題にからんで前総理の喚問とか、現総理の辞任とか、後継内閣の首班に適格者が見当たらないとか、前代未聞の様相となって国民の政治不信を広げ不満と怒りをつのらせています」。まあ国内のことに対しては十分な情報をお持ちだと思いますので、まさに前代未聞の様相となって、国民の政治不信を広げ不満と怒りをつのらせているという表現は、市長の立場でお考えになればそういうことになるのかもわかりませんが、中国情勢に事関しては、まあ多くの国民や、国際世論は、市長がまさにこの前段で言っておられるように、前代未聞の様相だというふうに、これは日本共産党を初めとして、世界の社会主義政党も前代未聞のことだといっているんですね。まさに不満と怒りをこう募らせているわけですが、市長は国内問題に対してはこういう怒りを非常にストレートにぶつけておられますが、事中国情勢に関しては、何か祈るような気持ちで温かく見守っておられるというような感じがするんですね。

以前、大韓航空機が撃墜をされて、爆破されたというような事件がありましたときに、日本社会党は北朝鮮のやったことではない。日本共産党は北朝鮮がやったことだということで、同じ革新陣営の２大政党が全く意見が二分をされていた。こういうときに私は市長がどういうように立場を明確にされるかなということで、以前お聞きしましたら、自分はまだよく事実関係がわからないということで、まあどちらにもくみしないというのが、こういう場合、市長は賢明な立場なのかもわかりませんが、大方の国民や良識ある方々は大体真相はこうだという意識を持って見ている事件に対しても、十分意見をお持ちになれないんですね。

それからまた過去にソ連でチェルノブイリの原子力発電所の爆発事故がありまして、放射能が全世界にばらまかれる、日本にも異常な放射線の数値がカウントされるということで、被害を受けたわけですが、私は市長としてこういう場合には、ソ連大使館に抗議の姿勢をあらわすぐらいのことはなさってもいいのではないか。飛行機の騒音がうるさいといって、中止の要望書をお出しになる市長ですから、私はこうした国際的な事件に対しても、具体的に平和事業を活発に行うということが、この10大基本政策にも書いてあるわけですから、もう少しきちんとした認識をお持ちにならないと、結局お題目だ

けで、何ら成果は期待できないということになってしまうんじゃないかと思うんですね。どちらに味方していいかわからない、どちらの立場に立つか、指示をするか、どうこの事件を自分はとらえるかというお考えが、今の時点でもないということは、世界平和とか平和事業を進めるというには、あまりにもお粗末な現状認識ではないかと思うんですが、すでに新聞やテレビ等では、生々しい映像や、報道が私どものお茶の間にも流れてきているわけですね。これを見てよくわからないという人は、私はちょっと信じられないですね。

それからこの事件について日本共産党はどういう態度をとるのかなと思って、私、興味深く「赤旗」を読みましたら、「中国党・政府指導部の暴挙を断固糾弾する」と、もうはっきりしているんですね。「党」という、「共産党」とは書かないですね、赤旗は。同じ共産党だから、共産党と書くと、同じように見られちゃ困るという配慮があると思うんです。常に「党」という言い方で、同じ社会主義のマルクスレーニン主義を信奉する仲間同士だとはいえ、こういうふうにはっきり仲間うちでも「断固」というような言葉で、暴挙は許さないと、こういう姿勢を出しているんですが、これは共産党ならずとも大体国際的ないろんな識者の、またさまざまな各層の方の意見を聞いても、同じようなニュアンスに大体受け取るんですが、市長はおわかりに本当にならないんでしょうか。もっとはっきりした見解があってしかるべきだと思いますが、その点についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私がなるべく月曜日に職員に対して、「月曜スピーチ」という形をもって、一つの庁内の大きな動きでありますとか、あるいは市政の大きな出来事等について、まあ隅々とか末端とかいう言い方は受けつけないんですけど、日野市職員のみんなが一定の政治情勢、あるいは国際――日野市をなるべく中心としたそういう情勢に対して、関心を持ち、一つの批判能力が持てるということは、行政の衝に当たるものとして大切なことだと考えておりますので、ときどきそういう話題を取り上げることはあるわけでありまして、今質問の中国の情勢につきましては、これは日本の政府自身も何らのコメントも出せなくて、困っていらっしゃるようであります。

そういう状況でもありますし、我々が先ほどお答えしているとおり、同じ国内で、武力という権力を持つ側が、国民に銃砲を向けるというようなことは、極めて異常である、こう言っているわけですから、私の見解はそれでよろしいと思っております。したがって早くそういうことのなくなる状態を復元するということが、国際的な願いだというふ

うに言って差し支えないと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは豊田南の区画整理にかかる問題につきましてお答えをいたします。

今後の運動の推移を見ませんと、判断がつかないわけでございますが、今後私ども努力をいたしまして、予定どおり換地発表ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　当たりさわりのない御答弁じゃないかなと思うんですが、前段の豊田の南区画整理事業については、予定どおり事業が進むという見通しを今述べられたんですが、仮換地を発表するというのは、大変なことですよね。移転をしなくてはいけない方はどこに自分がかわっていくか、また減歩対象となっている方は自分の敷地がどの程度に縮小されていくのか、その形状はどのようなものになるのか、いろいろな難しい、大変困難な作業なんですね。それは今の市の見解では、また市長の話では、取り立てて障害に――現在いろいろ出されている意見は障害にならないというような判断に立った上で、予定どおり進んでいくというような御答弁になったんだと思うんですが、間違いなく、大体計画どおりに発表されるのは、換地の発表はことしの秋というふうにとって差し支えないのかですね。その点もう一度お尋ねいたします。

まあ市長はそれから、こういう国際的な大事件については、はっきりもう少し私はいろいろ見解はあっても述べるのが、一つのこれこそ見識だろうと思うんです。平和事業というのは、やっぱり文書に書いて、市民にばらまくだけでは全く達成されませんね。国際関係が平穏であるということが、平和という状態、つまり戦争がない状態であり、うまく国際関係がいっているということが、平和な状況だということになるわけですから、隣国において軍隊が出動し、しかも市民の方に向けて銃砲を発砲するというのは、尋常なことではないということはだれしも思うはずです。ですからこういった点はもう少しストレートにお考えを述べられた方が私はいいのではないかと思います。いろいろかえって政治的な配慮というのは、無用の誤解を招くということになりかねないと思いますので、その点、市長の考え方、平和に対する理解というものが試される事件でもありますので、そういった面、注文をつけておきたいと思います。この点については回答は結構です。

私は市長に対して、豊田南の土地区画整理事業がことしの秋、予定をしている仮換地

案の発表ということが、可能なのかどうか、予定どおり進めるのかどうか、もう一度、間違いないならないで、簡単にお答えいただいて結構なんです。そのことをお聞きします。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　私が最初答弁いたしまして、後ほど市長の方からお答えするということで御了承いただきたいと思います。

仮換地の時期でございますが、区画整理の事業日程の中で、当初発表の時期を本年の秋ごろということで、予定を組みまして、作業を進めてきたわけでございます。まあ仮換地の計画及び発表をするということになりますと、それぞれの権利者が持っている土地の面積の確定の作業が必要になるわけでございます。これは具体的に言いますと、土地の縄延び等がある場合には、本人からその縄延びの申請が出てまいりまして、その確定作業というのがございます。この件数、それから作業に若干当初の予定より時間がかかりまして、現在考えております仮換地の発表の時期は、これは以前の本会議の中でも私からお答えをしたと思いますが、来年の初めというふうに変更をしております。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いずこの区画整理施行中の事業にかかわりませず、なるべく計画どおりに進捗することが一番大切であります。今、質問として御指摘をいただいております豊田南区画整理事業におきましても、予定どおり施行を可能ならしめるように私も努力をいたしたい、しなけりゃならないと、こう考えております。

近いうちに、区画整理審議委員の方々にも総論的なお話を、御相談も申したり、あるいは地域に出向いて、意見交換等も図って、事業の促進を図りたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に日程第６、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

諸般の報告全般についての質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時25分　散会

６月８日　木曜日　（第２日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第12号）

６月８日　木曜日　（第２日）

出席議員　（29名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年6月8日（木）
午前10時開議

（請願審査報告）

日程第1	請願第1－5号	（文教委員会） 日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願
日程第2	請願第63－3号	（厚生委員会） 保健、医療、福祉の拡充に関する陳情
日程第3	請願第1－10号	日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願

（議案上程）

日程第4	議案	第38号	日野市市条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
日程第5	議案	第39号	昭和63年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について
日程第6	議案	第40号	昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認について
日程第7	議案	第41号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案	第42号	日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案	第43号	日野市農業共済条例を廃止する条例の制定について
日程第10	議案	第44号	日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定について
日程第11	議案	第45号	日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定について
日程第12	議案	第46号	日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案	第47号	平成元年度日野市一般会計補正予算について（第1号）
日程第14	議案	第48号	平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算につい/て（第1号）
日程第15	議案	第49号	市道路線の認定について
日程第16	議案	第50号	（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて
日程第17	議案	第51号	（仮称）二番橋上部工事委託契約の締結について
日程第18	議案	第52号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案	第53号	日野市一般職の職員の平成元年度6月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について

（報　告）

日程第　20　報 告　　第　1　号　　平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

（請願上程）

日程第　21　請願 第　1－12 号　　ゲートボール場にトイレ設置のための請願

本日の会議に付した事件

　日程第１から第21まで

午後１時38分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより請願第１－５号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（高橋徳次君）　　それでは請願第１－５号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願についての文教委員会の審査を御報告申し上げます。

本請願は、平成元年３月13日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでございます。請願の趣旨は、障害者も含め利用しやすい現代的な施設への公民館を建てかえていただきたいということ、また市内の別の地域に分館的設置を求める請願でございます。

本委員会の主な質疑を申し上げますと、改修または建てかえにつき、利用者と話し合いの有無があったかどうか。また改修についての改修内容はどうか。昭和58年度、社会教育委員会の答申の時点で対応すべきではなかったか。公民館の位置づけ、また文部省の考え方等はどうか。今回の改修期間はどのくらいかかるのか。また、その間、他の施設の利用状態はどうなのか等の質疑がございました。

また意見といたしましては、今年度の改修に当たっては、活動団体に極力支障のないようにすること、職員の資質の向上を目指すこと、複合館の中で分館を考えること、設計の段階で市民の声を取り入れて行うこと等の意見が出されました。

社会教育の答申にもあるように、公民館の建てかえと分館設置を目指し全員異議なく採択と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって請願第１－５号、日野市中

央公民館の建て替え及び公民館分館的施設設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第63－３号、保健、医療、福祉の拡充に関する陳情、請願第１－10号、日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第63－３号、保健、医療、福祉の拡充に関する陳情の件について、委員会の審査報告をいたします。

この請願は昭和63年２月25日に提出をされました。請願者は文京区湯島１－３－１、東京保健医協会会長の加藤さんから提出をされたものであります。その趣旨は、第１に東京都保健医療計画の策定に当たって、二次医療圏は原則として各行政区ごとに設けるように東京都に要望されたい。２点目は、病気の早期発見、早期治療を目指して健康診断の検診内容を充実されたい。３点目は、在宅の患者に対する付添看護の適用の拡大、訪問看護など在宅医療サービスを拡充されたい。４点目は、地域医療を充実する観点から、特別養護老人ホームの増設などを図られたい。こういう４点の内容を持った陳情であります。

委員会としては、今日まで９回審議を行ってまいりました。御承知のように、この経過の中で、東京都の地域保健医療計画の策定作業が進む中で、この作業の経過の中で議会として東京都に対して意見書を提出をしてまいりました。さらに、この２月の段階で、森田市長から東京都の保健医療計画の原案について意見書が提出をされております。さらに２月の20日に日野市の医師会として、東京都知事あてに東京都保健医療計画原案について、という文書が提出をされております。

委員会としては、こうした経過を踏まえて採択すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

次に請願第１－10号、日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願であります。

この請願は３月の23日に提出をされました。請願の要旨は、日野本町七丁目５番地の23所在のふたば学童クラブは、第一小学校、仲田小学校の二つの小学校区児童を対象として運営をされております。年々入所者数がふえる中で、新年度、入所希望者数が定員

を10名もオーバーしてしまった。また第一小学校の児童の生徒は甲州街道を横断しなければならないという危険な状況に置かれているということから、緊急に第一小学校区に学童クラブを新設してほしい、こういう請願の内容であります。

請願の審査に先立って執行部側から基本的なこの問題での考え方が示されました。それは、御承知のように日野市基本計画に基づく主要事業計画概要によりますと、昭和62年度から68年度にかけて１小学校区１学童クラブを目指すという方向が示されております。特にこの第一小学校区については、一つは、一小の児童は交通量の多い甲州街道を横断してクラブに通っている現状、そして二つには、今年度、ふたば学童クラブだけで11名の保留児が生じたということから、交通事故等の心配を解消するということから、執行部側としてはこの請願を積極的に受けとめてこの６月の補正予算に予算化を図った、こういう説明がまずされました。

二、三の主な質疑を報告をいたしますと、今年度の保留児数はわかったけれども、昨年までも同じような状態だったのかどうか。それから２点目は、子供の数も多くはならない傾向だし、今緊急に整備するのはどうだろうか、補正予算も考えているということだけれども、職員の配置などはどう考えているのかという質問がされました。

１点目については、63年度の場合は１名の保留児だった。２点目は、正職１名、それから長期の臨時職員１名、２名をもって運営をしていくという考えが示されました。６月の補正予算との関係で、建物はプレキャストという簡易なものを予定している。開設は１月以降となる予定だという答弁がされました。

さらに質疑として学童クラブの望ましい定員は何名と考えているのか。２点目として、その望ましい定員をオーバーしている、超過しているクラブは幾つあるのか。３点目は、本日現在のクラブ別保留児数はどのくらいなのか。４点目は、ふたば学童は今どのような運営になっているのか。以上４点の質疑がされました。

１点目として、東京都の学童保育事業運営要綱においては、おおむね40名が望ましい定員とされている。２点目は、超過しているクラブとしては18クラブ中12クラブが40名をオーバーしている。３点目として、各本日現在のクラブ別保留児数ですけれども、５月31日現在で総計36名がオーバーしている。内訳としてふたば学童が11名、二小学童が６名、旭が丘学童４名、桜第１が４名、滝合学童４名、潤徳学童３名、日野台学童３名、東光寺学童１名と、以上のような答弁がされております。さらに４点目として、ふたば学童の現状ですけれども、パンダクラブというのを自主的に保護者がつくって、日野児童館の育成室を利用して保育をしているということが答弁をされました。あと細かな幾

つかの質疑がございましたけれども、割愛をいたします。

以上のような重立った質疑のやりとりがされまして、委員会として全会一致採択と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は、採択であります。本２件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第63－３号、保健、医療、福祉の拡充に関する陳情、請願第１－10号、日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願の件は、委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成元年４月３日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは、日野市市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

まず議案書の11ページ以降、新旧対照表によりまして御説明をいたします。

まず12、13ページをお開き願います。第24条、個人の市民税の非課税の範囲でございますけれども、これは生活扶助費との関係上、低所得者層の税負担の配慮から現行の非課税基準額の算定の基礎となる31万円を32万円にするという改正でございます。ちなみに申し上げますと、均等割の場合、31万円に変更を加えないとすれば、現在、標準世帯

の場合、非課税限度額が200万7,000円でありまして、昭和63年度の生活保護基準額が205万3,000円ということでございますので、この世帯の場合ですね、生活保護世帯よりも下回るということでございまして、31万から32万に控除を引き上げるということでございます。それから次の第32条の２、所得控除でございます。この改正は、第32条の２、所得控除並びに、次のページの第34条の２、市民税の申告の改正がございます。この内容は、寄附金の控除の創設によりまして、その内容は社会福祉事業法ですね、この規定する共同募金会に対し支出した寄附金の合計額が10万円を超える寄附を行った場合、所得控除をするというふうな内容のものでございます。

それから16、17ページをお願いいたします。第53条、固定資産税の納税義務者でございますけれども、この内容は、当市には直接関係ございませんが、昨年、農用地開発公団法が改正されまして、農用地整備公団法となりました。法人名も同様変わりましたので改正をするものでございます。122条の特別土地保有税の関連条項もこの内容と同じ内容でございます。ということで20条、21条の土地保有税の納税義務者等は説明を割愛させていただきます。

それから22、23ページでございます。付則でございます。第５条の５、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等ということで、これは冒頭に御説明いたしましたように、本条の第24条と同様、所得割の非課税の範囲を引き上げた改正でございまして、同じく31万から32万円にしたという内容でございます。

それから次の24、25ページでございます。15条の３でございます。この内容は普通税の税目中、従来第５節が電気税及びガス税、第６節が木材取引税が前回の改正で削除されましたので、特別土地保有税が第５節というふうに繰り上げるものでございまして、次のページの上段に、改正前が第７節でございましたのを第５節とするものでございます。

それから一番下の26ページ、27ページでございますけれども、一番下の16条、軽自動車税の税率の特例でございます。これは昭和60年度から昭和63年度までの各年度というものを、平成元年度分及び平成２年度分というふうに改正いたします。改正の主なものは、電気を動力源とする軽自動車税の税については、ただいま申し上げましたように特例の期間を設けてございます。それから公害関係の関係で電気を動力源とするものに対しては、車両に対しては現行の50円の端数のあるものを切り捨てるということで、次のページ28、29ページの上段に1,450円、右の欄でございますけれども、1,450円ございます。それを1,400円等に50円を切り捨てるという改正でございます。

それから16条の３、みなし法人課税を選択した場合に係る市民税の課税の特例でございます。この改正で平成元年度までの改正をいたしましたが、特例期間をさらに平成６年度までに延長するという内容でございます。

それから次の32、33ページでございます。第17条の２、それから次のページの関係でございますけれども、第３項中、租税特別措置法第34条の２、これは特定住宅地造成事業のための譲渡でございます。その第２項に第４号を追加するものでございます。この第４号の主なものは、主として住宅建設の用に供する目的で行われる１団の宅地の造成に関する事業のため、譲渡所得で所得の多寡に関係なく、市民税の所得割の税率は他と同様に４％にするという、これは新しく設けるものでございます。それから、その下の20条でございます。宅地等に対して課する昭和63年度から昭和65年度までの各年度分の都市計画税の特例ということで、これは第20条からずっと以降の28条までございますけれども、この条文中の昭和65年度を、平成２年度というふうに改正をするものでございます。ということで36ページ以降ですね、内容は同じようなものでございます。

施行期日でございます。先に戻りまして５ページでございますけれども、この条例は、公布の日から施行する。それから平成元年４月から適用するということでございまして、施行期日は以上のとおりでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第38号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第39号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第39号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市一般会計補正予算第５号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成元年３月31日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ10億４万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を357億9,404万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　担当部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいま議案39号の昭和63年度日野市一般会計補正予算第５号でございます。市長から提案のとおりでございますが、内容的には補正額を10億４万7,000円を追加して357億9,404万6,000円にするものでございます。

主たるところだけ私の方から御説明を申し上げますが、ページ８ページ、９ページ、歳入の部分で考え方を申し上げたいと思います。

まず、この専決につきましては１点としては、国、都の支出金、当然予算額と決算予定額同額にする。できるだけ同額にすることが望ましいという考え方の中で、最終的に国、都の補助金の確定がなされたためにお願いするものでございます。他の歳入関係につきましても、できるだけ整合性を持たせるという考え方で専決をさせていただいたものでございます。

ページとしては12ページ、13ページでございます。目の１の利子割交付金でございます。ここに４億9,002万1,000円の補正をお願いするものでございますが、御承知のとおり、この利子割交付金につきましては63年度から新設された税でございます、交付金でございます。よって当初予算計上の時点におきましては、一定の東京都からの予定額が指示されまして当初予算に計上させていただきました。しかし、最終的にはかなりの大幅な増額になりますので、よって、これは内容的には各個々の貯金利子の都道府県に配分されたものが地方に、各自治体に配分されるという交付金でございます。

なお次の14ページ、15ページでございます。目の１の自動車取得税の交付金でござい

ます。この目の、これは地方税法の中で所得税額の歳入、当然、自動車の購入によっての歳入部分でございます。それが都道府県に入っての各自治体に道路延長、面積等の配分、そういう中での１億5,756万6,000円、大幅な増額を見ておりますのでお願いするものでございます。

なお、その他歳入部分では20ページ、21ページ、目の１の民生費の国庫負担金でございます。おのおの節の中に事業等の説明欄の中に事業等の内容が記載してあるわけでございますが、ほとんどが減額でございます。よって最終の決定を見たために国庫及びその次の都の補助金等の整理をさせていただきました。

なお28ページ、29ページでございます。目の１の総務費の都の補助金でございます。市町村の調整交付金、これはある程度見込みを立てて計上させていただいておりますが、最終的には行政水準を確保するということでの配分が増額されております。なお３の市町村振興交付金につきましては、予算科目を1,000円当初に計上していたわけでございますが、これを最終的に額の決定を見ましたので、正しい科目存置でなくして、それに補正をお願いするものでございます。よって補正額が大幅に伸びているということでございます。

なお、それ以下、30ページ以降、民生費の都の補助金あるいは農業費補助金、土木費、教育費の歳入部分につきましては国庫と同じような計数整理でございます。

なお36ページ、37ページ、目の１の一般寄附金でございます。３月の補正予算の中で３月７日に即決を、議決をいただきました補正第４号の中ではできるだけ整理したつもりでございますが、その後、一般寄附金として公共施設関係で６件、公益関係で５件、これは重複もありますので延べでは８件ということでございます。対象は８件で、そのうちの公共施設６件と公益、重複している部分があるという内容でここに補正をお願いするものでございます。

なお38ページ、39ページ、目の１の競輪競艇事業収入でございます。御承知のとおり、昨年は競艇の問題につきましては御承知のとおりでございます。配分金につきましては議会選出の議員さんの御努力もあってやや予算計上同額の確保をさせていただいたということで、ここに最終の補正をお願いするものでございます。

なお40ページ、41ページ、歳出でございます。歳出につきましても、先ほど歳入で申し上げました国、都の支出金に関する支出部分の整理でございます。歳入同様、繰り越しを少なくするための不用額、そういったものの最小限にしたいということで専決をお願いするものでございます。

まず一つは、この歳入部分で目の１で財産管理費でございます。補正額大幅に14億という数字になるわけでございますが、説明欄に記載のとおり歳入部分の増によって歳出積み立てを行いました。公共施設建設基金の中には先ほどの寄附金分として８億6,025万ほどございます。あわせて歳入の増額分等を含んでここに積み立てをさせていただきたいというものでございます。なお環境緑化基金につきましては公共部分の寄附分として同額そのまま計上させていただいております。2,433万3,000円でございます。

なお42ページ以降、目の１の社会福祉総務費等につきましては特に説明するところはございません。

なお48ページ、49ページ、目の２の扶助費でございます。補正減額がかなり大幅でございます。説明欄の記載のとおり医療費関係で医療扶助費の中でかなりの減額をしております。この減額につきましては最終的に医療費の減が大きなものでございますが、流行性の肝炎と申しましょうか、そういった病気の発生が少なかったことによっての予算減額でございます。

なお54ページ、55ページ、目の３の消防施設整備費でございます。減額が出ておりますが、一定の当初計上の説明欄のとおり、この目的を果たしましたが、その用地取得の差金でございます。

なお、その他それ以降につきましては特に説明はございませんが、一定の事業を消化した中での差金ということで整理をさせていただきました。

ただ大変申しわけありません。１点だけ31ページにちょっと戻っていただきたいと思います。31ページの目の民生費の都の補助金でございます。節の中では２の老人福祉費の補助金、ちょうど下から４番目のところにシルバー人材センター高齢者事業団というふうに書いてあります。先ほど申し上げましたが、３月の補正を第４号としてお願いして即決をいただきました。そのときにシルバー人材センターの高齢者事業団関係につきましては歳入を増額をさせていただきました。これは東京都の補助金のある程度内示というような、内示をいただいた中での最終だという考え方で補正をしたわけでございますが、これは補正増でございます。しかし、最終的には、ここにまた内示の変更がありまして10万円の減額をせざるを得なかったというような内容でございます。御理解を賜りたいと思います。

よろしく御承認のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　１点伺いたいと思いますが、昨日、行政報告の中で若干触れさ

せていただいた中に、きょうの議案上程に係る問題ということで申し上げましたんですが、実は私、昨日の場合には63年度の決算見込額が出ないかというようなことで要望したところでございますけれども、私も、あと戻ってよく考えてみますと、やはり今の時点ではちょっと決算見込みまで出すのは無理かなというような気もいたしました。きょうの議会を得てもう一度、それを予算現額というようなことでの一覧表でですね、出していただければ今あえて企画財政部長、最後に言っておりましたけれども、要するに途中で一度増額したものをまた減額というような事態でですね、様子を調べる意味では大変そういった減額の予算現額というものがとらえられていますと我々としてはチェックがしやすい、こういうことでございますので、ひとつ今後においてもまたこの機会ですから申し上げさせていただきますと、決算の９月のときに、あるいは通常の補正予算のときでも結構ですが、目の下あたりにですね、１回目の補正、２回目の補正というようなことがあれば、そういった経過をひとつ明らかにしていただければ、なおありがたいと思いますので、御検討をお願いしたい部分でございます。

特に質問に移らせていただきますけれども、１点だけ、歳出の部分でございますけれども、歳出の総務費関係で公共施設の建設基金ということで、今内訳でたしかちょっと聞き漏らした、８億6,025万というような数字は明らかにされておりましたけれども、我々が考える中で財政調整基金であれば、市側としては自由に、自由にといってはあれですけれども、ある程度裁量の余地を持って事態に対応できる基金であろうかと思います。公共施設の建設基金でありますと一定の目的、土地を取得したり建物を建てるというようなことでの使用制限といいますか、一定の枠がはめられようかと思うんですが、そこら辺のことは当然財政側としてはとらえられて公共施設を選ばれている何かの理由があろうかと思います。その理由が簡単に……。

そして、あわせて金額で我々が通常見れば、公共施設の建設基金に例えばここでは13億8,300万とかの金額ですね、一応大きな意味では、例えば13億だけでもいいんじゃないかというふうに単純に見るわけですが、たまたまさっきの内訳で25万というような端数がありましたが、この表の上で最後のけたの方ですと６万4,000円というような金額がございます。要するに13億8,306万4,000円、こういう６万4,000円というような数字はどこから出てくるのか、この点について普通であれば予備費とか、そういった関係のところに反映がされてくる部分かなというふうに視点をとらえるわけですが、特段にそこら辺の御説明がいただければありがたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

１点目の関係につきましては、きのうも私の方検討するというふうにお約束をしております。今議員さんの方から冒頭お話もありました。決算ということでなくして、当初予算あるいは予算現額というような形の中で収入役さんともきのうの時点で調整を進めておりますので、いずれ資料を提出していきたいというふうに思っております。

２点目の関係でございますが、公共施設の建設基金の問題でございます。私の方も少なくてもこの寄附分につきましては一般の寄附金を公共施設関係、公益と二通りの考え方でいただいております。よって、その件数を先ほど歳入の中で申し上げました。

その中身としては、この公益分の寄附金を原則的に公共施設建設基金に積み立てると、端数を申し上げませんでしたが、８億6,025万200円という数字が公益部分でございます。よって公共部分の方は環境緑化に端数すべてそのままいただいた数字をのせております。よって公共施設建設基金の関係につきましては200円もありますが、歳入歳出の全体的な調整の中で端数まで６万4,000円という数字を出したわけでございます。従来から私の方も原則的には寄附金分の端数まで入れるというような考え方とあわせて全体的な調整でここで出させていただきました。

今議員さんからの質問の中にあるとおり、もしのせないとするならば、この端数を予備費というような形に計上せざるを得ないのかなというふうには考えておりますが、現時点では、この中に全体的な調整を含んで入れさせていただいたということでございます。今後、端数の問題につきましては調整部分でございますから検討は進めていきたいというふうに思います。

なお、その前段の部分で公共施設の建設基金の積み立ての問題でございます。今の現行の中では63年末の見込みで63億7,000万円程度の公共関係の積み立てをなされます。よって、かなりの当然これにつきましては基本計画等の問題あるいは実施計画等を後期分の関係を積み上げるわけでございます。また大きな問題も一つ含みながら議会の中では特別委員会も設置され、その内容等も検討されておりますが、そういった全体的な施設等の経費の中で、できるだけ公共施設建設基金に積み立てていきたいというような考え方で進めております。以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　立場での要するに、例えば立場があってのお話だと思うんで含んでいきたいと思いますが、財政調整基金の方ではやっぱり上部といいますか、補助金を出す都なり国なりにいろんな制約等の受ける部分もあって、あえて公共施設というだ

けでとらえられたんで、立場からちょっと口に出せなかったのかなと思いますけれども、そこら辺は大体わかりました。

あくまで私、いつも補正の関係については極力少なくすべきだというようなこと、それから専決に当たっては慎重にあるべきだというようなこと、そこら辺を今までの議会の中でも述べてきているわけですが、特段に今回の場合、国や東京都の補助金の確定に伴ってというようなことであるようですけれども、基本的にはそういうことで了解をするわけですが、大変、寄附金その他、それからこの減額を見ますと、実際には数字の上では10億というような補正額ですが、不用額で残すとすれば、これ二十数億の金額になってくる。要するにここで専決をしなければ20億からの金が余ってくる、こういう現実があって、やむを得ず補正をしているんであろうということは理解をつくわけですが、それだけに極力有効に今後予算の関係に当たってはそれに当たっていただきたいということを申し述べ、それから一段で申し上げました、極力我々もこういうチェックをするときに、そういったことが単純に見落としてしまうような余地がどうしても起きてしまいますので、財政の方で、今後の補正に当たっての段階で先ほど述べた目、少なくとも款、項あたりのところをですね、全体の予算で何回補正をされたかというような程度のことは説明の資料として添付、いただければありがたいということを要望として述べて、質問を終わります。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　たくさんお金が余ってこれだけ、今、土方議員の方からもお話がありましたように、基金の方にかなりほとんどの補正がそちらへ蓄えられるということでの今回の提案でありますが、ひとつ説明いただきたいのは、利子割交付金のこの制度について簡単に説明をしていただきたいと思います。

それから企画財政部長の方の今の御説明ではなかったんですが、地方交付税についてはもともと1,000円でやったものが、ここで2,000万余歳入で出ているわけです。過去ですね、３年ほどさかのぼって特別交付税の額はどういうふうな推移をしているかですね、金額をちょっとここで示していただきたいと思います。

今回の特別交付税の補正については、御承知のように特別交付税は地方交付税の６％を年度途中で生じたいろいろな財政需要、行政需要がある場合に出されるものですが、今回の日野市のこの特別交付税はどのような内容を含んでいるのかですね、その点お尋ねをいたします。以上です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

１番目の質問でございますが、利子割交付金というこの内容でございます。63年度から新たに新設された科目でございます。これは一定の都道府県に歳入になるものでございます。金融機関の所在するところの個人、法人を含めてのその利子、利息、これを都道府県に20％歳入になります。よって利子税として20％、うち５％を原資としてですね、５分の２が東京都、５分の３が各自治体に東京都から配分されるというものでございます。その配分につきましては当然人口あるいは面積、そういった基準の中での配分でございますので、内容的には東京都からの当初予算計上時においてはこのくらいの推計歳入があるというような数字をもらって、平成元年度14億強の当初予算に計上させてもらっておりますが、この年には補正前の額そのまま当初の計上額で今日まできております。内容的には、この利子税のうちの５％を、そのうち５分の３を各自治体に配分される内容でございます。

なお２点目の関係でございます。特別交付金の部分でございますが、二、三年の数字というふうに今、３年ぐらいの数字ということのようでございますが、大変申しわけありませんが、前年度の決算の中で市町村の調整交付金につきましては５億54万7,000円でございます。これは62、５億54万7,000円。なお市町村振興交付金につきましては１億2,950万、これが62年度の実績でございます。よって市町村調整交付金につきましては、これは一定の交付要綱がございます。非常にこの中身につきましては、これがこうだというふうには東京都においても、また配分するところでは明確に私の方もしてもらえないのが残念でございますが、一定の交付要綱がありまして、市の実施している教育、福祉関係の事業あるいは、これは当然消防だとか小中学校の管理も含めて行政水準を確保するというような要綱の中での配分金でございます。

また市町村の振興交付金につきましても、私の方もこれは63年度の事業内容を精査した中での内容で、細かく具体的にこうだというふうに申し上げられないのが大変説明の部分で不足するわけですが、そういった配分基準の中で算定されている内容でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　最初の利子割交付金の内容はよくわかるんですが、この63年度に創設をされたこの制度の目的ですね。こういう制度がなぜ設けられたか、その点をもう一度教えていただきたいと思います。

それから後段の質問については、私は地方交付税についてお尋ねをしました。今回の

補正額で2,198万1,000円となったわけでありますが、地方交付税について過去二、三年の額がわかればですね、教えていただきたいと思うんです。今回のこの補正の内容について御説明がなかったんですが、あわせてお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の利子割の新設された目的といいましょうか、御承知のとおり歳入部分の中で62までには一定の税収入科目があったわけでございますが、当然この目的というふうに、具体的に貯金利子の歳入部分の増、そういったものの配分ということでございますが、各自治体での財政負担の援助等を含んだ新設科目でございます。この内容につきましては、配分の基礎につきましては先ほど来申し上げたとおりで、一定のそういった目的の歳入内容の中での状況で、もう少し私どももその辺を具体的に後ほど申し上げたいと思います。済みません。

もう一つは、この地方交付税の二、三年の数字ということでございます。私は市町村調整交付金と振興交付金の62の実績だけを数字を申し上げました。特別交付金の数字を現在ちょっと持ち合わせしてませんので大変恐縮ですが、今調べてすぐ回答したいと思います。申しわけありません。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　利子割交付金についてはその地方財政対策として設けられた制度なんですね。後で結構ですので部長の方から回答いただきたいと思いますので、ひとつお調べをいただきたいと思います。

それから特別交付税については、当初、私がこの交付状況、昭和56年それから57年、58年、この当該年度については年々減額が行われていたということで、その背景理由というものをお聞きをしてきたわけです。当時は、56年は3,300万ぐらいの交付税の歳入があったわけですが、ここでかなり少なくなってきている。特別な財政需要に対応するというものでありますので、そうした需要が発生しなければ少なくなるということも言えるわけですが、よく言われますように、いろいろな手当の関係での制裁ということで特別交付税、現に減額を日野の場合受けているわけですね。今回の場合には、そういうことがなかったかどうかということを私はお聞きする目的で、昨年、１昨年の額を直接お聞きしたいと思ったわけです。その点に対する何か認識はございますか。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　特別交付税の数字につきましては、また委員会等の席で申し上げたいと思いますが、その認識ということでございます。

63年度の特別交付税につきましては、全体的な数字の中で特別交付税としての減額あるいは恐らく議員さんの質問の中では何かのペナルティーということではなかろうかと思いますが、そういう部分についてはないというふうに理解してます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　自治省ははっきりとはペナルティー制裁措置ということは、表の議論としては言わないわけですが、実際には、交付に当たって国の水準を上回る期末勤勉手当、つまり今回また支給が予定されておりますボーナス、これが一つの理由になって、現に多くの市町村で減額措置がとられているわけですね。今、企画財政部長は日野市は含まれていないと今おっしゃったんですが、その認識、もう一度確かめますが、はっきりそういうふうに断言されるわけですか。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

恐らく、明確にこの部分についてこうだという積算は明確になっておりません。ボーナスあるいはいろんなすべての問題が配慮されてる問題もあろうかと思いますが、ボーナス云々についてこうだというふうな認識だけは持っていないというふうにお答えしておきます。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「後で」と呼ぶ者あり）谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　48ページのこの民生費、生活保護費の扶助費が11億949万7,000円というのが大幅に補正されまして、その理由というのは先ほど医療費扶助ということで流行性肝炎というのがなかったということだろうと思いますけれども、7,100万減額されているわけなんです。これは前年と比較してどうなっているかをお伺いいたしたいのであります。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　お答えいたします。

今申し上げました御指摘のとおり、扶助費につきましては総額におきましても１億1,355万3,000円という数字でございます。これは毎回質問がされてるそうでございますが、そうした中でこれがなぜこのような大きな数字になるかといいますと、減額ですね、ということになりますと、これ自体が御承知のように生活保護世帯に対します扶助費でございまして、発生主義であるということから緊急的に発生してまいりますので、そのときに予算が足りないということでありますれば、それは大変なことでございますので、それに対応するということで毎回予算の計上のときにそうした予測をしながら、ある程

度の予測をしながらこれを計上させてもらって、そして年度間の対応をしていくということでございます。今、全体の数字では持っておりませんけれど、昨年度前におきましては非常に多くの億という数字がやはり減額されてこうしたものになっております。それですから、今回の方が私は少ないというふうに思っております。

それで御指摘の医療の扶助費でございます、7,173万6,000円につきましては今御指摘のとおりでございまして、健康の面でかえってこれが病気にかかる人が少なかったということでよい結果にこれが転じていると、数字的にですね。そういうふうな解釈をとっております。数字につきましては、昨年度につきましては後ほど調べまして御報告させてもらいます。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第39号、昭和63年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第40号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第40号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認について提案理由を申し上げます。

本議案は、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算第４号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成元年３月31日付で専決処分したものであります。

補正予定額は、収益的収入及び支出それぞれに372万8,000円を追加し、収益的収支及び資本的収支の予定額を26億7,990万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君）　それでは議案第40号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）につきまして御説明申し上げます。

本予算は、年度末になりまして東京都の補助金が増額決定いたしました。これによりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

内容といたしましては、収益的収入及び支出に372万8,000円を補正いたしまして、総額を25億6,942万2,000円としたものでございます。

恐れ入りますが、４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。まず収入でございますけれども、東京都の補助金、公的病院特殊診療部門運営費が追加決定されました。その額が372万8,000円でございます。支出の面におきましては、この372万8,000円のうち、職員の退職金の不足額に266万1,000円、残り106万7,000円を予備費として調整させていただきました。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第40号、昭和63年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の定数を1,531名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　それでは議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

恐縮でございますが、4ページ、5ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。市長の補助職員として、まず行政部門の職員を24名の増で824名に改正をお願いするものでございます。これに続きまして病院部門につきましては34名の増で228名の定数に、さらに教育委員会の職員につきましては29名の増で393名に、したがいまして、このたびの定数改正につきましては1,444名の定数に87名の増となりまして、合計1,531名の定数をお願いするものでございます。

ただいま行政部門の職員、病院部門の職員、教育委員会の職員、大まかな数を御説明申し上げました。あらかじめお配りしております資料の中で、定数改正の趣旨というのがございます。これの1ページに各部からの職員増員要請と調整した職員増員計画案というのがございます。この表に従いまして、今度は各部の人数につきまして御説明を申し上げます。

数字の欄が2列に分かれております。左側の方が増員要請の人員でございまして、右側の方に調整した改正案、人数につきまして載せてございます。企画財政部からは4人の増員要請がございました。これに対しまして内部の調整によりまして1人を配置し、今回の改正の中から3人を企画財政部に振り分ける、こういうふうに解釈をお願いしたいと思います。企画財政部の3につきましては事務職の3でございます。広報電算課、企画課、そういうところの事務量の増大に伴う人員の整備でございます、人員増でございます。

それから市民部につきましては4人でございまして、これも人口増などによります事務量の増大によりますものでございます。それから生活環境部につきましては6名でございまして、保健センターの栄養士、看護婦、理学療法士、歯科衛生士、さらに事務職でございます。都市整備部の5人につきましては技術職員でございまして、区画整理あるいは下水道などハード面の仕事がこれから軌道に乗ってまいります。そのための人員増でございます。

建設部につきましては3人でございまして、これも同じく技術職員でございます。水路清流課あるいは管理課、道路台帳の整備などに充てる技術職員でございます。福祉部につきましては3でございまして、事務職員の3名でございます。平成元年度だけを見ましても福祉部では新規事業を七つ抱えております。そういった需要の増大にこたえるための人員増でございます。

それから教育委員会、病院につきましては同じ冊子の今のページから3枚めくったところにございます。教育委員会及び病院の定数改正の要因につきましては、こういった教育とか病院の部門に、どの程度、どんな方面に力を入れるか、これが問題でございますので、モデル的な算出はなかなか難しゅうございます。まず教育委員会について見ますと、国や都の配置基準及び業務量の増によりまして29人の定数増でございます。このうちの主なるものは幼稚園の7人、これは7園ございます幼稚園に1名ずつ教諭を配置する、こういうためのものでございます。それから図書館につきましては8名をお願いしたいということでございまして、百草図書館が近々オープンいたします。そういった施設への要因を含めて8名でございます。それから一番下段に給食調理員等7人とございます。これは三中の給食調理員並びに栄養士の人数でございます。

さらに市立病院について見ますと、薬剤師で2人をお願いしたいということでございます。これは調剤数80またはその端数を増すごとに1人置かなければいけないという法律がございまして、毎年の医事監査の折にもこれは指摘をされているところでございます。それから二つ飛びまして看護婦の25名というところがございます。これは2・8体制を確立するため、また人工透析室の設置に伴うものでございます。看護婦の増員が25名。それから最下欄に臨床工学技師というのがございますけれども、これも人工透析室設置に伴うものでございます。

以上、各部課の増員要求の人数につきまして御説明を申し上げました。年々ふえ続けます行政需要、こういった行政需要に現有職員の数でもってどのように対応していくか、これは大変大きな課題でございます。基本的には内部調整をできるだけやりまして、増

員を抑える方針でこれまでやってまいりました。昨年の異動のときにも比較的余裕のある課の職員を人手が足りない課に回すことによってしのいでまいったわけでございます。

しかしながら、この今回の定数増の問題が起きた昨年でございますけれども、それ以降、本年の２月から３月にかけまして関係部課長から、この定数の問題につきまして聞き取り調査を行いました。そのときに感じたことでございますけれども、比較的余裕のある課が既になくなってしまって、そして人手の足りない課に回すことが大変難しくなって、こういうことから各部課から出てきました要請数をお受けいたしまして御提案を申し上げたわけでございます。

市民サービスの向上のためにも、この定数増がぜひ必要なものでございますので、ひとつよろしく御審議のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　今回の職員の定数増の条例提案を見まして、まず最初に率直に感ずることは、森田市長の５期目の総仕上げが職員定数増にあったのかというふうに思わせるぐらい、何というか大胆な提案といいますか、私どもから言わせればいささか乱暴な提案ではないかというふうな感じすらする提案であります。

今回のこのいわゆる定数増の改正の趣旨というようなことで資料も出されているわけでありますけれども、今回のこの提案の仕方は、いわゆる定員管理モデル試算地を官庁の速報によって、それから数値を割り出して足りてる、足りてないというふうな形で出してきている感じがするわけであります。その個々の部署についての多い、少ないの議論は、委員会でじっくりと検討していただくということで、総論的なとらえ方で質問したいわけでありますけれども、ちょっと見ただけでも教育委員会関係の定数増の理由要旨といいますか、ということで、例えば公民館の場合には現行の活動状況により増員するとかですね、栄養士の場合には、現在２名であるが、ローテーションの関係でというふうなことでその理由を理由づけているわけであります。

それから、例えば教育委員会関係ですね、今まで休暇とか病休とか生理休暇の場合に園長が代役しておった、そのためにフリー教諭をというふうなことであります。こういうふうな、あるいは栄養士は例えば現在２名であるが、ローテーションの関係でというふうな形で、それらしきことの理由づけは一応してあるわけですけれども、しかし、過去の推移を見てみますと、定数増の推移を見てみますと、過去14年間の平均の職員定数増は十六、七名なんですね、年間。そういう推移をたどってきて行政執行に当たっているわけでありますけれども、この森田市長５期目のいわゆる当初のこの定例会でいきな

り今までの流れから大きくかけ離れた87名の定数増という提案というのは、今までの流れからしても非常に大胆だというか、私どもとしては驚きの一言に尽きるわけであります。

特別大きな事業で定数増をしなきゃならんというふうな要因、それはそれなりの先ほど申し上げたような理由はあるかもしれませんが、それなりに今までしのいできた、そのしのぐということは、やっぱり今後においてもそういう姿勢は行政に求められるであろうというふうに思うわけであります。そういうしのいできた状況の中で、人口が急増して倍になったとか、そういう社会的な要因もないわけでありまして、そういう落ちついた状況の中で、森田市長が５期目に当選した途端に職員定数増87名という驚くべき提案をされたなというふうに思うわけでありますが、その今部長から内部調整も努力もしたというふうな説明がありました。

しかし、この出された資料などから見ても、単にこの官庁速報による定数管理のモデルの数値に合わせて算出してきた数字をそのまま出してきたんではないかというふうに思われるわけでありますけれども、この内部努力をですね、されてきたということであるならば、私はこの当初の各部からの定数増についての考えを出せということであればそれなりに出てきたろうと思うんです。したがって当初の各部課の要請の数字は、それでは幾つぐらい当初出されたのか、それをひとつまずお伺いしたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　当初に出てきた数につきましては、資料の定数改正の趣旨の１ページ目、数字が２列に並んでおります左側の数字でございます。この数字のトータルが103人になります。そのうち二度の異動に引っかけまして11人と５人、内部調整で浮かせた人数を配置いたしました。したがいまして、この103からマイナス16をした数87名を今回の提案の数とさせていただいております。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　わかりました。しかし、当初のその数はわかりました。その中で87名まで内部調整して抑え込んだということだろうというふうに思いますけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、先ほどの過去14年間ですね、14年間の職員の定数増の流れ、平均十六、七名という増員の流れの中で、87名というのはいかにも多過ぎるというふうな認識はないのかどうかですね、そのことが一つと、それから、単に数字的なものだけで多い、少ない、モデル数値に照らして多い、少ないで割り出していいも

のでもないというふうに思うわけでありますけれども、近隣の職員の類似団体の比較なども出ておりますけれども、立川とか武蔵野、三鷹などは日野市よりも多い職員定数でやっているという数字出ているんですが、一方で小平市の場合は日野市より130人少ないということであります。そういう市もあるわけでありまして、やはり、それぞれの市のいろいろな歴史的な積み重ねというか、いう中で、あるいはいろんな要因があって職員の定数の増の流れというものがあろうかと思うんですね。

したがって小平は日野市よりも少ない流れでやってきている、そういう一つのケースがあるわけですけれども、日野市は日野市の要因の中で定数というのが定められていくんではないかというふうに思うわけであります。そういうことを考えますと、この87名というふうな数字を正気のさたで提案してきたのかというふうに疑いたくなるわけでありますけれども、その辺の、過去の十六、七名の定数増の流れの中で、87名をあえて出してきたというこの本当の理由というか、思惑といいましょうか、それは一体何なのか、その辺のところを率直に御答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　定数の推移につきましては、定数の推移について、という資料をお配りしてございます。この資料を見てみますと、昭和48年の５月から63年の５月まで、この間の推移でございます。最下欄に合計とございまして、この合計の定数の横に前年よりもふえた人数が入っております。これを見てまいりますと、昭和48年の５月１日は前年よりも97名ふえております。それから49年の５月１日は、その前年よりもさらにまた95名ふえております。この年度につきましては、これだけの人数、ふえる要因があったものと思われますけれども、こういう数値も出ております。また最近ここのところ、行革ムードの中で定数が思うように伸びていかなかった、これがこのところで出てきたということも理由の一つになろうかと思います。

小平の職員数のことにつきまして触れていらっしゃいましたけれども、小平につきましては市立病院がございません。これ病院が一つありますと何百人規模の人数がすぐ変わってまいりますし、さらに保育園、幼稚園につきましても日野の方が施設がずっと多いわけでございます。そういうことから考えますと一概に日野市が定数が多いと、こういうことは言えないのではないかと考えております。

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　先ほどの私の十六、七名は市長の補助職員の数字を申し上げたんで若干訂正させいただきますけれども、それにしても昨今の行革というふうな一つの

流れというか、いう中で、ある意味では定数増を抑え込まなきゃならないというふうな社会情勢というか、というところにあるわけであります。必ずしも人減らしだけが行政改革ではないというふうには思います。必要なところの定数増ということについては考えていかなきゃならないというふうには思いますけれども、今回のこの定数増の87名という定数増はですね、何か森田市長の５期目の総仕上げの仕事をここに持ってこられたというふうな感じすらするわけでございます。

その各部署についての、必要か、必要でないかの議論は委員会で十分に検討、議論されると思いますので、今、総論的な質問をさせていただきました。結構です。

○議長（市川資信君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　定数の問題については、ここ数年間、臨調行革のもとで定数管理が地方自治体に強いられる、そういうもとで抑制されてきたというふうに思います。そのもとで恐らくさまざまな矛盾が各現場に出ているんではないか。これまで定数管理の問題がモデルで比べてみたり、あるいは他市で比べてみたりというような形で削られるというようなことが、抑制されるというようなことがありましたので、この説明の中では何か他市との比較だとか、あるいはモデル計算上、このぐらいはあってもいいんではないか、そういうふうな説明の仕方なんですけれども、本来は現場の実情がどうなっていて、市民サービスを進めるためにはこれだけ必要だと、こういうふうな展開の仕方をしなければならないんではないか。ぜひ委員会の中でそういうふうな審議をやっていただきたいなと思うわけですけれども、最初に意見を言ってしまったんですが、ちょっと質問をしたいと思うんですが、都市整備部で５名の定数改正の中身になっているわけですが、この中の５名の中で、区画整理は何名配置されることになるのか。

それから区画整理の職員は現状の定数はどうなっているのか。それから、ちょっと飛ぶかもしれませんが、区画整理事業というのは、今後何年ぐらいすれば完結するのかというふうなことで、どういうふうな見解を持っておられるのかということ。

それから区画整理事業を今新都市建設公社というようなところに委託という形をとられているわけでありますけれども、これを直営でやらないという理由は何なのか。恐らく効率等々の問題があるのではないか、そういうふうな理由になるのではないかと思いますけれども、果たして、公社に委託すると人件費等でコストが下がるのかどうなのか、下がるということもその理由に入っているのかどうなのか、そこら辺のところについて質問したいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

まず１点目の区画整理関係課の増員でございますけれども、この改正の中にはプラス４入っております。それから現在の職員数でございますが、先般、５月25日に人事異動がございまして、その時点での数字を申し上げますと、区画整理課第２課を含めまして25名体制でございます。これは管理職が入った数字でございます。

それから２点目の区画整理事業の完結でございますが、現在、事業化をしようと準備をしておりますのが西平山、それから万願寺第二、東町でございます。これは市施行ということで現在考えております。現在この準備中の区画整理を考えますと、整理まで想定をいたしますと、まず、まだこれから認可をとる地域でございますので10年から年月が要するということでございます。

それから区画整理事業の直営化をしない理由でございますけれども、これは一番大きな理由は、区画整理事業といいますのが市政の中で未来永却続くというものではございません。一定の時期になりますと、この事業はなくなるということじゃございませんけれども、事業量としては減少をたどるというのが通例でございます。したがって、このような事業を行う場合にいわゆる第三セクター、第二セクターといいますか、現在、財団法人の東京都新都市建設公社に委託をしておるわけでございますけれども、各市がそれぞれの事業の中でこういう公社を使うことによって、各市のいわゆる年度にわたるところの事務量の均一化が図れる、それが一番大きなメリットだというふうに考えております。

それから、その中で人件費のコストの問題がございましたけれども、これは新都市建設公社におきましても東京都及び各市が出損をいたしまして管理運営をしている財団法人でございます。職員の待遇その他ほとんどが東京都に準じておるわけでございます。したがって、委託することによってコストが高くなるというようなことはあり得ないというふうに理解をしているところでございます。

○議長（市川資信君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　区画整理事業というのはまちづくりの都市基盤整備の中で非常に大きな位置を占めておりますし、日野市の将来にとって非常に重要な事業だというふうに思うんです。で、そういうふうな重要な事業が区画整理課の職員の皆さんが実際に住民の中に入っていって、その合意をつくる中で進められている事業じゃないかというふうに思うんですね。

きのう、古賀議員からも質問がありましたけれども、さまざまな住民との間のトラブ

ルだとかいうものが個々の職員にかかってくるというような、そういうふうな場面というのは非常に想定される、そういう職場じゃないかというふうに私は思うわけです。そういう点で、私は、本来こういうまちづくりというのは市の職員が直営でやっていくということが望ましいというふうに考えるわけですけれども、少なくとも、こういうふうな住民との関係でそごがないような、そういうふうな職員配置というのが非常に重要になっているんではないかというふうにも思います。

そういう点で今の定数の中でどういう問題が起こっているのかというような問題についてもぜひ明らかにして、どうして４名が必要なのかというふうなことについても、あるいは４名で足りるのかというようなことについても、ぜひ明らかにしていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それから、新都市建設公社に委託をしてコストは変わらないというふうなお話でしたけれども、私の想像する範囲では、新都市建設公社の職員などの年齢等々考えると、むしろ市の職員でやるよりも、コストは、人件費などは高くついているのではないかというふうな感じもするんですね。で長期的に見ても、やはり区画整理事業の中で重要な部分についてはできるだけ直営でというか、市の職員が直接責任を持てるというふうな職場の体制をつくっていくということが大事なんではないかというふうに思います。

大体今計画されている事業だけで10年以上かかるわけですから、計画されてない点についてもまだ10年、20年も日野市の基盤整備というのはかかってくる仕事ではないかと思いますので、そういうふうな長期的な見通しを見たとしても、職員は十分配置していく必要があるんではないか、そういうふうに思うわけです。

ここに提案されているさまざまな職員の問題についても最初に述べましたけれども、単に他市との比較だとか自治省等が定数を抑制するためにつくっているモデルとの比較で比較をして、まだモデル、自治省のモデルよりもまだ低いんだからいいんじゃないかという、そういうふうな消極的な検討ではなくて、積極的に住民サービス、今後の日野市のまちづくりをどう進めていくのかというような観点で討論をしていただきたい、こういうことを要望して質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　私も定数増員に対しては大変驚いているわけであります。私たちは再三行政改革の推進、そういう面から見て、やはり、いかに今後日野市の財政を確保していくかというところに一番の日野市の課題があるわけであります。そういう面から見て確かに今中谷議員も言われたように、技術者とか、そういうものに対しては多少

考えていかなきゃいけないんじゃないかなということは考えるわけでありますが、しかしながら、これを私は三回ぐらい見て一生懸命考えてみても、この定数増員する要因というのはないんです。ないわけであります。

そういう面で、私は、森田市長がやるというならどうぞやっていただきたいと思うんです。この議会の場でこういうものが審議されるというのは、随分私は不愉快だなと思うんです。森田市長がやりたきゃやったらいいんですよ。そうすれば日野市の財源がだんだんだんだん食われていくわけですから、事業はどうなりますか。そうなったときにこの市民の市民サービスというのは、やはり基盤整備であり区画整理事業、こういうものが整わない限り市民サービスしたくったってできないじゃないですか。私はこういう面から見たときに、やはりもっと市長みずからですね、当然組合の人が聞いているかもわかりません。組合の人も日野市民の方がいらっしゃるでしょう。他市と比較してどうですか。日野市のまちづくりのおくれている様子を見たら、やはり少なくてもこの日野市も特に私、驚いたのは、多摩市なんていうのは、多摩市の市制ができた当時は、日野市より10年おくれていた。そして今は10年先に進まれちゃって、もう20年差がついて、そして多摩センターあたりの整備が終わるともう30年以上差がつくでしょうということを私は聞いているわけであります。

そういう面で、私はやはり首長としての責任はやはりこの組合にもしっかりとやはりお願いをして、そして納得していただいて、そして確かに必要なところはありますよ。森田市長が言うとおり、大して区画整理なんかやってなかったけれども、だんだんふえてきているわけですから、そういうところの職員は当然必要でしょう。しかしながら、まだまだ私はこの日野市の職員の事務職員等を考えた場合には、まだまだ改めていく必要があるということを私は感じているわけであります。そして、やはりそうして日野市の職員の育成ということは、育てていくということが日野市の将来の宝になるんじゃないかなということを感じているわけです。

これを一つ一つ見まして本当に私は不愉快な思いをしているんですね。だから、そういう面でぜひ私たちが言っているように、まずこの職員、この市の庁舎の中の機構改革を徹底して、そしてこの民間委託すべきところはすべて委託しなきゃいけないと思うんですね。これ見て、府中なんか博物館だの文化会館、公民館、これみんな委託ですよ。図書館だってね、ほとんど私はこれ委託事業でやっているんじゃないかと思うんですね。

そういう面から見ましたら、まだまだこの内部を機構改革することによって、人員は十分生み出すことができるということを私は感じているわけであります。そのあたりを

まずお答え願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　定数増の議案を提案をいたしまして今発言をいただきながら、それぞれの思っておられます意味につきましては重々感じておるところであります。

日野市の市勢——市の勢いでありますが、今日の状況にまで発展し到達をいたしまして、またこれから一自治体としての大きな発展が展望できる。そうして市民要求にこたえながら市民生活を守り、また将来に子孫に残せる立派な都市環境、都市整備を行っていく、こういうことが今日当面しておる事業でございまして、先ほど森田は5期目に人員増加をすることがその5期目の仕事かと、こういった御意見も出てくることもあり得ることかというふうに考えますが、それは昨日も、今回の5期目の日野市政に臨む事業といたしましていろいろな事業方針、事業計画につきまして申し上げております。これらを実現するためにも、ここのところ非常に大きな努力と、それから能力が必要であるということを感じておるところでございます。

内部の機構改革あるいは行政改革、それから事務事業の見直しというふうなことも当然行わなければならないし、またそういうことの経過中でもあるわけでございまして、今までのごく数の少ない提案にもいろいろな御意見をいただいておるということはもう重々承知をしておるところでございます。

日野市が今日相当な都市として成熟をし、また将来発展の大きな展望があるということは、もうどなたも異論のないところだと思っておりますが、いわゆる自治体の行政、またその行政を執行してまいります職員の組織と、それから定数、この関係につきまして、今までどちらかというと組合要望あるいは組合との交渉の中で部分的な数の増員をお願いをしてきたという嫌いがあったと思っております。今回の提案は職員の、職員組合の要望も背景にはございますが、各組織の各部、各課、各係、これらの内部検討の中から、これからの事業の量並びに質ということを十分内部討議、内部検討をいたしまして、これらの数字が最終的に組織の責任として要求が出てきたと、このように受けとめておるものでございます。

したがいまして、個々にわたっていろいろな議論をいただくことはもう当然だと思っておりますが、市民の要望に真正面からこたえるために、そうしてまた日野市が今までやってまいっておりますすぐれた事業がますます維持発展できるように、今回の定数増のお願いを申し上げておる理由がございます。

確かに私自身も議会からいろいろな御批判もいただく、唐突ではないかという御意見

もあり得ることかと思っておりますけれど、そんなことをまた超えて日野市の発展のために、また行政の発展維持のために、一々御点検いただければ多分その必要性につきましては御理解がいただけるものではないか、このようにも考えております。いろいろな御意見をいただきながら御理解を、またお願いをする努力をして、この議案につきましての適切な御理解と御協力をお願いしたいものだと、このように考えておるところでございますので、一言今のお三方の発言に対して総論的なお答えをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　この内部検討ということを今市長は言われましたけれども、確かに内部で検討しているかもわかりませんけれども、これはこの定数の趣旨とかね、これを見る限りは、これは他市との比較なんですよ、内部検討じゃないんです。そして、この中で特に全く不愉快だなと思うのは幼稚園教諭ですよ、これ。各幼稚園に１人ずつ余分な幼稚園の教諭を補助的に置いておくという、そういうばかげたことも入っているわけですよ、市長。そういうことを考えてみても、確かに（「何がばかげているんだ」と呼ぶ者あり）ばかげているんだよ。そういう面から見ましてですね、やはり一つ一つの、要するにここに出てきている定数改正ですね、この趣旨を見ても随分ふざけたことをしているなということを私は感じているんです。共産党の方は感じないかもわかりませんけれど、私はそう感じているわけです。

そういう面で私は今市長が言っておるようにですね、私は再三言っておりました。やはり機構改革が先だと。機構改革をしながら、そして民間委託すべきところはして、そして必要なところには当然区画整理とか下水道の事業が今後進んでくるわけですから、こういうところには多少人員を配置をしないことには、なかなかこの事業は私は進まないと思うわけです。だから、こういうところの配置は当然私はすべきであると思いますけれども、やはり総体的、トータル的に考えた場合にはまだまだ私は十分検討して改める余地があるなということを感じているわけです。

そういう面で特に民間のことを言うとまた共産党の人が何か言うかもわかりませんけれど、やはり民間企業のですね、要するにこの二百五、六十円台の、１ドルですね、そういう時代から150円台になってしまった、そしてその中をもう企業を閉鎖しなきゃならないかというようなそういうしのぎを削ってきて、そして企業を立ち直らせてきている日野市の大手ですね、こういうところの意見を聞けば、当然ばかげたことをしているなということを私は言うと思うんです。私も素人ですけれども、これを見ながら、まあ

森田さんも要するに10大施策を掲げて打ち上げているけれども、こんなに大体じゃあ総務部長にお聞きしますけれども、この87名の職員がふえたとします。そうすると年間お幾ら大体かかるわけですか。まずそれをお聞かせ願いたいですね。そして機構改革をやるのかどうか、そして、やはりもっと機構改革をやりながら民間委託すべきところは徹底的に民間委託するというような、もう中途半端なやり方で私は日野市の要するに財政を確保するということはできないと私は思います。

そういう面で市長は先ほど内部検討をしてその数字だということを言っておりますけれども、私は特に幼稚園の教諭の、この７名増員なんていうのに１人ずつ幼稚園に余計な、余計なといっちゃ失礼ですけれども、この幼稚園の産休で休んだときのために置いておくということ自身が、やはりこういうところは改めるべきじゃないかと思うんですね。特に幼児教育センターがあるわけですから、そういうところから、それこそそのときは配属したらいいじゃないですか。そういう面で私はもっともっと改めていただきたいなということを感じているわけです。そのあたりをちょっとお聞かせください。

（「総務委員だろ、委員会でやってくれ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　ただいま提案を申し上げております87名の定数増が仮に全部通していただいたといたしますと、平成２年度につきまして、その人件費、財政負担分につきましては9,843万7,000円でございます。これは毎年毎年定年退職者が出てまいります。その分を差っ引いてございます。

２年度のこの9,843万7,000円というのは全体の人件費の占める割合、これは1.31％でございます。それから３年度、４年度、５年度、６年度すべて数字が出ておりますけれども、３年度につきましては２年度よりも減ってまいります。8,189万3,000円でございます。全体の財政規模の1.05％に当たってまいります。それから４年度になりますと2,930万3,000円でございます。全体の人件費の占める割合、これは0.36％、それから５年度になりますと6,527万7,000円、割合は0.77％、平成６年度になりますと5,174万3,000円、全体の割合で申しますと0.59％、以上のような数字が予想されるところでございます。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　ただいま天野議員さんの方から幼稚園のフリー教諭といいますか、この問題で若干御意見が出されておりますので、要望した側としてちょっと一言お話しさせておいていただきたいと思うんです。

毎年、幼稚園からは何とか１名だけフリー教諭の配属をしてほしいと、こういう要望が出されてきておりましたけれど、ずっと抑えてまいりました。確かに現在７園20学級の園に27名の幼稚園の先生方が配置されている。もちろん７名の方は園長さんです。あと20クラスに対して20名の担任の先生が配置されているというその状況でございまして、現実的に幼稚園の教育をやっていく過程の中で、生身の人間ですから事故あるいは病気等で園を休む場合もある。そういう場合等を含めましてパートの方をそういう際には振り向けてでも乗り越えてきていたというような状況でございまして、この現実は決して私立の幼稚園と比較してみても、現在のこの幼稚園規模に対する担任教師との配属というものについては決して無理なお願いをしている状況ではない。本当にぎりぎりいっぱいですね、幼稚園の先生方ですね、取り組んできていただいている中での最小限度のお願いであるということを申し上げておきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　じゃあもう一度総務部長にお聞きしますけれども、これは要するに給与が9,843万円であると、退職者が何名これいるかちょっとわかったら教えていただきたいと思いますけれども、これは一般財源から繰り出すところの給与だけでしょう、これは。この諸手当は入るでしょ、この中に。だから当然もっとふえるわけです、これは。一般財源から繰り出すところの財源というのはこんなものじゃありませんよ、私がちょっと計算したって。だから、そのあたりも私はもっともっと、こんな状態でこの87名の要するに職員の給与を賄うことはできないんです、これではとてもとても。そのあたりもう少し正確な数字を教えていただきたいと思います。

この幼稚園の教諭の場合は、今パートでやっていたわけですから、やっぱり今までどおり私はやるのが一番いいんじゃないかなと思いますけれども、これはそういうことであるならば、それなりにいいんじゃないかなと思います。（笑声）いいんじゃないかというのは私は、私はだめですよ、私はだめだけれども、私は納得できないけれども、それを通してよろしいでしょうと。だから、その面、今言った要するに、これは一般財源から繰り出す給与の本給だけであって、諸手当等、これは入っていないと思います。そのあたりをちょっともう少し具体的に示してください。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　お答え申し上げます。

平成２年度、つまり来年の３月31日、失礼しました。平成２年度でございますから、再来年の３月31日でございます。その日に定年退職を迎える職員は13人おります。給与

の総支給額が１億587万1,000円でございます。

御質問の中にございました本俸だけではないかというお尋ねでございますけれども、給与の中には本俸それから諸手当が含まれております。給与の総支給額を申し上げますと、ただいまの数字になるわけでございます。

で一方、同じ年、次の年度の１日おくれの４月１日に13人退職した分を新規採用するといたしますと、その給与の支給総額が4,024万2,000円で済むわけでございます。したがいまして、１人の退職者で２人若い人が２人以上賄えると、こういうことになります。この退職者分を引いた額が先ほど申し上げました9,843万7,000円、これだけの財政負担分になるということでございます。

○議長（市川資信君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そういう面で、これだけの要するに一般会計からの財源が必要としておるわけであります。そういう面で、ぜひこれらの問題は重要課題としてこれを審議しなけりゃならないということを私は感じております。そういう面で、ぜひこれらの問題について総務委員会で私たちも審議しなきゃいけないと思っておりますけれども、さてどうなるか私はわかりませんけれども、一応これらの問題についてはあくまでも私自身は納得できないということを申し上げておきます。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　普通に聞いたのではなかなか答えもかなり準備されているようでありますので、まじめに逆説的に質問いたしますが、もし、このような質問があったらどのようにお答えになるかということでお聞きをいたします。

たったこれだけの増員で果たして足りるのかというふうに質問があった場合に、市長はどうお答えになりますか。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今日の日野市政、当面の市民要望に100％こたえる、そういう体制として一応可能でございますというふうにお答えをすると思っております。

○議長（市川資信君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　行政需要が増大をしたということで、それぞれの部局で増員をするということになっているわけですが、例えば企画財政部、市民部、こういったところではどのような行政需要の増大というふうに具体的に御説明されるのか、その点お尋ねをいたします。

それから、これだけの増員が仮に実施をされるということになると、果たして何年間

この体制でやっていくということが前提になっているのか。日野市は絶対に職員数は減らさないということで必ず毎年ふやしてきているわけですが、これは向こう何年間の市の体制をにらんで提案されているものかどうか。その点お願いいたします。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　２点目の何年間かというお尋ねに先にお答えさせていただきます。

平成元年度と平成２年度の２年間を考えております。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係について行政需要というような問題でございます。

企画財政部の中では４課を持っております。大きな問題としては、御承知のとおり一つの電算の促進を進めております。そういった中で当初住民情報の電算化に踏み切ったわけでございますが、そういった部分については当初準備室、そういったものを職員の中で固めながら進めてきました。ある程度目安をつけた中で、第１段階として財政問題を現在庁内で討議しております。まずその辺の促進を含めまして、あわせて市の広報、市民に対するＰＲの充実というふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは市民部の関係でございますけれども、例えば市民部の場合には４名お願いしているわけですけれども、その中で例えば、これ４名全員じゃございませんけれども、市民課の場合ですね、例えば七生支所、多摩平支所、これは既に昨年、異動に基づきまして職員の削減を行ってます。そういう中で例えばこれ、電算導入して、そして、これが各支所それから市民課等に端末が配置されてます。そうすると、現在これをどこの所へいってもその申し込みをして、それで受領ができるというふうなもので、例えば住民票、印鑑証明、そういうふうな現在ものがどこでもとれるというふうになってございます。

そういう中で例えば本庁関係にほかの仕事で来ている、こういうふうな中で、現在本庁の市民課にかなり件数の増加ということが現在あります。そういう中で今回これらの一つの一例でございますけれども、市民課等にひとつお願いをしたい、そういうふうな行政需要の中でお願いをしたいということでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　病院の医療技術者の方、もちろん医師、看護婦を含むわけです

が、こういった職員の増というのは、もうわかりますね、よく。新しい人工透析のための事業が始まるわけですから。

今私、企画財政部と市民部は具体的に事業の拡大や事務量の増大はどんなものがあるんですかということでお聞きしましたら、非常に抽象的なんですね。こういう面で事務量が増大してますよというお答えがいただけなかったんですね。ひとつ財政問題を検討しているということと、それから広報に力を入れたい、これで事務量が増大、事業の拡大ということに答えとして果たしてなるのかどうかですね。市の広報ですからね、別に選挙の公報するわけじゃありませんので、広報課もあってきちんと一定の対応はされていると思いますが、この点、何か具体的にこういう事務量の増大、新たな事業はこういうことを始めたというようなことでのもう少し何か具体的なものがあるのか、ないのかですね。

それから市民課の場合は各種証明を各支所でもとれるように端末が置かれてて、電算化をしたためにそれが可能になったわけですが、電算化をしたら忙しくなって人が必要になるということになるんですね。今の企画財政部長の先ほどのお答えでも電算化のことをちょっとおっしゃって、財政の方の検討に入っている。何か電算化をすると日野市役所では人が今まで以上に足らなくなって職員増がどうしても必要になってくる。技術的な面はまだいろんな技術者の方、特に必要だという課のことは別に置くとして、事務部門について言えばちょっと理解をよくできないんですが、その点もう一度よくわかるように、こういうことで忙しくなったんですということがあればですね、お答えをいただきたいと思います。

それからパーキンソンの法則というのがありまして、絶対に一たんできた事業、仕事というのはなくならないというんですね、役所の中で。ですから、私はいろいろまちが生々発展をしていく。市長はこれからまちはどんどん市政は発展するんだということをおっしゃっていますが、発展の過程で当初行っていた事業や事務がですね、縮小や、あるいは廃止をしても差し支えないというものも出てくるのじゃないかと思うんですね。具体的に挙げろと言われても今思いつきませんが、市役所の中で縮小される事業として考えられるものは皆無なのかどうかですね。その点お尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係について企画財政部の関係の抽象的だという御指摘でございます。

具体的な問題については、一つは電算の例をとりました。これを導入したことによっ

て事務量が増加したということではなくして、既に住民基本台帳等の電算化についてはかなり能率化されて稼働しております。そのために既に電算化ができております。ただ、財務会計を今後導入するについてかなりの準備が必要だということでございます。これは庁内全体を挙げて現状の財務会計のあり方、これを洗いまして今進めてはおりますが、その中で他市の状況との整合性、よって、その分析をした中で当市に導入する場合にはどうしたらいいかということがやはり専門職、電算化の職員現状の中では、なかなか今日の稼働だけでかなりの手いっぱいでございます。そういった新しい開発のための作業としての事務量の増加ということを説明したつもりでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　それでは先ほどの説明に補足をいたします。

例えば先ほど言いました市民課の場合なんですけれども、電算化導入によりまして、人事異動によりまして、七生支所の職員、これは七生と多摩平で３名の昨年削減がございます。３名減員になりました。そして私先ほど、これが支所それから本庁間の端末によりまして、これが例えば七生支所に登録しているのが本庁の市民課でもこれは受領できるわけでございまして、そういう関係の中でかなり市民課の方に50％程度、要するに件数がふえてきてございます。

それと、これは動く窓口車が実施されたときに市民課の職員が車に乗りまして、そして運転手さんとともども、これは動く窓口車で回ったわけですけれども、その時点では増員がございませんでした。反面、廃止するときに、動く窓口車廃止ということで、市民課の職員も含んだ中で減員というふうな状態でございました。そういう中で市民課の方にかなりの人が、市民の方が見えるということの中で先ほど言いました支所の削減とあわせて市民課にかなりウエートが占めてきたということの中でお願いをしているわけでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　細かい議論は委員会でやっていただきたいと思いますが、普通、常識的に考えて事務の能率化、簡素化あるいは事務時間の短縮ということで、普通は電算化が行われればオフィスコンピューターが導入されれば、人員は普通、従来よりも多少なりとも少なくなるというのが常識だと思うんですが、日野市の場合にはこれが逆だというのはちょっとよくわからないんですね。

それから先ほど財務会計のこれから取り組みがあるということで理由に挙げておられたんですが、財務会計のいろいろソフトを開発をするというのは確かに大変な作業ですけれど、既に実施をしている自治体や、またそういった物が商品化されているものがあるのじゃないかと思うんですね。市の方の職員の方の能力でこういうものを新たに開発をしたいという意欲があるのならば、それもわからないんじゃないんですが、既にもし何か市場にそういうものが商品としてあるのであれば、開発されたものがあれば、そういうものも活用していただくということも一つの方法じゃないかと思うんです。

一応提案の時期での質問はこれだけにしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　もう何というか、かなり長時間にわたって提案の質疑がなされているんですが、さっきの市長の答弁を聞いて一、二質問をしたいと思うんですが、市長の言葉を聞くと、今回の定数87名ですか、この増員はですね、むしろ組合の要求というか、こういうこともなかったとはいえないが、ソフトの面、ハードの面、いわゆる市民サービスの向上のために人員を増加するんだと、こういうことで私も必要であるというのはやっぱり認めるのはいいんではなかろうかと思いますが、ただ一面、市民から議員が余り何というか、こういう執行者がですね、総定数を議会に提案してくる場合に、この議会が削れば削ったというような、悪い言葉かもしれないけれど、市長は腹の中でそういうことはないと思いますがね、市長は実は50人ぐらいにしたいと思ったんだが、いろんな人からの要求もあるから87人だと、議会の方が切れば、これまた過去の例を見るとそうやむを得んではなかろうかと、こういうことは私ないと思うんですね。

しかし、特に今回の問題を見ると、市長部局というか、市長の直接な補助職の関係は、いわゆる要求は37名であったが、24名だと。それで教育委員会の29名と病院の34名、特に病院の方は２・８体制だということなんですが、この中で私ちょっと何か聞きたいのは、一つ私が考えているのは、日本人は働きバチだということで銀行が一番率先して範を垂れて、役所がいわゆる隔週ごとの土曜日を休日になっている。まだまだいわゆる何か大手の企業に対しては、そういう土曜日を休日に隔週ごとに、一つ置きの自治体なり官庁は、そういう第２と第４の土曜日が休みなんですが、事業体によっては、もう毎週土曜、日曜休んでいるというところもあるとの中でいけば当然だと、こういうことも言いますが、一面見れば中小企業とかいろんな業種に関してはまだまだ土曜日を休むなんて言わない、言えないと、やれないと、こういう人員配置のところもあると私は思いますね。

そういう中で受ける市民感情がですね、今まで質疑で重複されますが、いわゆる電算化の導入とかいろんな業務のその効率化というような形の中で、機械的にこういうもの

をいわゆる、恐らく市長は吟味されての提案だからそういうことは私ないと思うんだが、そういうことの受ける、議会がよろしいといったから、それでもういいんだということであると、何か議会が、それはやっぱりチェック機関であるだけに責任というのはむしろ、これは余り言いたくないんだが、議会に問われているというような感じがしないでもないんですね。

そういう中で私は一番一つ聞きたいのは、病院のいわゆる例を挙げれば、看護婦さんがこれだけ今度28名すか、2・8体制になってきている現状の中で、いわゆる古賀議員も言いましたが、その技術者のお医者さんがふえるとか、人工透析やるからその技術者がふえる、これは当然何というか事業量がふえるんだから当然のことなんだが、いわゆる病院で看護婦さんがふえて、いろんな看護婦さん出入りが激しかったり、いろんなこと、そういう面の問題が改善されていくのかどうか、絶対改善されるだろうというようなことは私言うのは、決めつけるのはどうかと思うんですが、そういう改善の意図ができるのかどうかということですね。

それから、今、現状の病院のいわゆる市立病院のあの体系の中で、いわゆる人工透析やなんかをふやすというのは議会でも要求、市民の要求、だからやむを得ない、当然だと思うんですが、そういうことをした場合に一つの例を挙げれば、待ち時間がもっと短縮になるとか、いわゆる2・8体制だというんで直接そっちには関係ないんじゃないかなと思うけれど、私あえて聞くんですけれど、いわゆる例えば待ち時間が少なくなるとか、例えば薬を、薬剤師もふえるようですが、薬を受け取る時間が短縮になるとか、現に府中病院なんていうのは猛烈に込んじゃっているんですが、もう完全な予約制で非常に何というか待ち時間等もなくなっているという、それから、そういう中で見るとですね、そういう何かの形の改善が行われるのかどうなのか。

いま1点もさっき言った、いわゆる第2土曜、第4土曜日の中で、市民がこれは恐らく一番やっぱり一番大事なのは、さっき何というか、我が方の小山議員さんもおっしゃられたけれど、市長、ここで何というか見方によれば、いわゆる大変ないわゆることで気持ちで恐らく定員の増を提案されてきているんではなかろうかと、こういうように思うんですが、やはりこういう定員を増にするということは、これが最低の線だということになりますと、例えば退職者が出てもそれはもう補充するのは当然のことだからね。さっき総務部長、盛んに財政負担の問題、天野議員のことにおっしゃられたけれど、これは退職されるのはただいわゆる30万とっている給与が15万になるかというだけで、倍使えるかどうかというだけの問題なんですよね、これはもう定員というのに対しては一

つも変わらないんですから。そういうことで、私はどの部門が不急だということが言えないが、現実にかなりいわゆるソフトの面、ハードの面という事業量の増、市民要望にこたえるためにおやりになったというんなら市長の方も不退転な決意で恐らく出されたんだと、こういうふうに理解せざるを得ないわけです。また、そう受けとめるのが議会側ではなかろうかと、こう思うんですよ。

それだけに議会の我々の立場からいえばぴちっとそれに例えば、市民にいきなり87人もふやしてどうなんだと聞かれたときに、きちっとそれに答えられる我々もいろんなあれを、説明を総務委員会で十分な審議をなされたものを審査報告で報告していただかないと困るんではなかろうかと、こういうように私思うんですね。

だから、そういう中で、ぜひ私は一番心配なのは先ほども、くどくなりますが、いわゆる第2、第4土曜日、銀行等の何か私聞いてみると、非常に勤務時間が確かに銀行は前から土曜日を休んでいるんですが、非常に何というか、実際には何というか、シャッターだけは例えば3時なりに5時に閉めても、あとのいろんないわゆるきちっとした何か整理して帰るのは7時ぐらいになるんですね。ところが、役所の場合は、私、そういうことを決めつけちゃいけないかもしれないけれど、5時過ぎれば、いわゆる超過勤務だと、こういう体制であっては、こういうことの定員というのが私はどうなのかなという疑問を持たざるを得ない、こういうこと。

それから、いま一つは、病院なり幼稚園は別に何というか、いわゆる第2土曜も第4土曜も恐らく休みではないんではないかと思うんですね。こういう何というか同じ自治体でも勤務場所によってはアンバランスをしているという。いわゆるほかの何というか小学校にしても私立のいわゆる幼稚園にしても保育園にしても、公立の保育園にしても恐らく幼稚園にしてもそうでとはなかろうか、こう思うますね。そういところの、だから私はどこに人員の配置を適正にするかということがかなり何というか、もう恐らく検討を加えられたと思うんですが、その辺のところを総務委員会できちっと何というか、出して我々少なくとも議員に納得し得る、それといわゆるいま一つは、多くの議員から指摘された、今はよくても、将来に向かっての何かどうなる。私は、まだまだ日野の現状から見た場合には、いわゆる何というか、そうたたないうちに定員をいじくらなきゃならんということが出るんではなかろうかと、こういう考えられるときがあるんですね。

そう見た場合に、どこをやっぱり何というか、確かにそういう面では自由市民会議の考え方と共産党さん等の考え方は違って当然なんだと思うんです、私。そういう点で同じ何ていうか、委託業務をしてもいいという機関と、ならんという機関があるわけです

ね。例えば新都市建設公社に委託をしないで直営でやるべきだというようなさっきの御意見もあるんですが、私も必ずしも端的にはどっちが直営でやった方がいいのか、いわゆる何ていうか、そういう都の機関の方のような新都市建設公社に委託するのがどうなのか、早計に私言えないと思うんですね。ただ、私は自治体にやり得る、日野の市の何ていうか、人口規模なり面積なり、いろんなことでやり得る範囲というか、力というかですね、それはおのずからあるんではなかろうか。

話は少し飛びますけれど、大手の会社では既に部長は置いても課長、係長だとか、そういう制度はなくして、グループごとの編成もされているというようなことを聞く中で、かなり役所でも課長さんも多い、多いなんて言っちゃいけないかもしれないけれど、代理も多いし補佐も多い、主査もおいでになるし、何というか係長さんもいる中で、非常に何というか、そういうことの命令系統からくる何というか、仕事の分担ということもよほど何ていうか、組織的に市長がきちっとなり掌握されるなり、担当のその部長さんがしないと、なかなか何ていうか、こんなに人数が多くなればなるほどやりにくくなるんではなかろうかと、これは私の何か老婆心であれば何ていうか、申しわけないということをまず訂正しておきたいと思うんです。

そういう中で、私何ていうか、それから一面から見ると、必ずしも技術職が技術者になるんでない。いわゆる民間企業でもむしろ技術職の方が計算等は明るいから、例えば市民税係の税金の計算にはそっちの方に充てた方がいいんじゃないかという、例えば大卒なりとる場合にですね。そういうことがあるんで、私非常にこれからの非常に何か働く人口というのは恐らく、今のところは大卒あたりがピークでここのところ何年か出るかもしらんけれど、必ず何ていうか、減少する時代が来ると思うんですね。働く人口というか、高齢者の人に何ていうか、いわゆる年齢延長、60歳を、定年を65歳にでもしない限り、そういう時代が来るという中で、よく国際社会と21世紀という問題は高齢者社会、こういうことは避けて通れないというのが合い言葉のようになっている中で、目先でないで、きちっとした将来展望に立った何かを確立され、せっかく今までかつて類例がない日野で革新市政が５期続かれるというような非常におめでたいことなんだから、市長もその辺のところで恐らく不退転の決意で、恐らくこれだけのいわゆる人数を出されるということは、だと思うんで、いわゆる総務委員会でももちろん我々議員に審査報告のときに納得し得る何か説明を各担当者はしていただきたい。

特に私はあえて答弁を求めませんが、以上のことを申し上げて何ていうか、質疑ということより、ただ私は87人出してくるんだけれど、議会で削られてんならやむを得んな、

こういうようなことだけを議会に強いられるのは余りいいことではないなということを言うんで、この辺のことだけ市長にちょっと聞きたいですがね……。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の提案、確かに私自身もこの原案を固めるまでには相当内部的な叱正に近い言い方をしてまいりました。確かに日野市は施設職員が多くて行政職員は非常に少ない。その少ない人数でよくやっているというふうに、これは自他ともに言えるというふうに私自身も受けとめております。

そして、今回も行政職員というよりも、教育委員会のその施設そのものの職員、それから病院の体制づくりの職員、こういうことが大部分でございまして、行政職員がこれでは、まだ不十分ではないかというぐらいな面も感じないわけではございません。

とりわけ、今、都市基盤整備事業のさなかでございますし、これからまだ事業量もふえる、そうなると必要な技術職員もやっぱり当然整えなければならないと、こういう面も最終的には私自身も理解ができるわけでありまして、これまで、どちらかといいますと人員増は組合交渉の中で、攻める側、守る側というような感覚で行われておりましたが、今回は特に組織が自分それぞれの責任において相当厳しく、組合ともまた交渉を持ってぎりぎりに詰めた、そういう形の数でございますし、それをまた総務部でもそれをもう一遍再点検を図ったと、こういう経過もとっておりますので、私といたしましては、御指摘のとおり市民要求のこともございますし、それから労働条件のことも守ってまいらなければならない面もありますし、不退転というふうにお認めいただければ、まさにそのような気持ちであるということは、もう間違いないわけでございまして、十分御検討、御審議もいただきたいと思っております。そのことがまた行政自身を鍛えていただくということにもなろうかと思っておりますので、特別の答えということではございませんが、気持ちを申し述べて御理解をお願いをしたいと、こういうことでございます。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　市長が組織の中から出られたというので、私あえて再度の質問をするんですけれど、議会の方の立場からいけば、今言っているように、あくまであらゆる機関を現業、いわゆる市直営でやるべきだというのと、ある場合の例えばはっきり申し上げると、自由市民会議の我が会派の方は、こういう部門は委託の部門でいいんではなかろうかと、こういうことがあるわけですね。それと同じように、組織から出たということになれば、そういう意見もなくてはならんではなかろうかというふうに私は思うんですね。

それは、どうしてかというと、これは私も小さいながらも職場を持っておると、今の人というのは何ていうんですか、市なんか当然いわゆる掃除をするとか、そういう管理部門の、いわゆる管理をするというか掃除をするというか、そういうことは委託に出しているわけですよ。ところがもう現実の問題で恐らく民間のどこのいわゆる例えば私立の幼稚園だろうが、どこだろうが、そういう今まで保育の一環の中で掃除をしたり、何かをすることがいいことだ、先生が身をもって子供に教えるんだということがあるけれど、やっぱり私、時代の趨勢には勝てない時代が来ているという、例えば保育室なら保育室だけはしなきゃならんけれど、ほかの部署まで例えば遊戯室なり園庭まで何ていうか、先生、教員に掃除をさせろということは無理な時代が来ていると、こういうように私もこのごろ自分で思って、考えているわけですね。

それからいけば、この部門は何ていうか、どうしても、この部門は、いわゆる直営でなきゃならんけれど、この部門は組織の中から出してきたというんなら、例えば委託にしていわゆる何ていうか、費用を、必ずしも費用をもちろん費用を浮かせることもありますが、こういうところの浮いた人員なり、例えば費用を浮いたものをこういうところへ充当して市民サービスなり、ハードの面なりソフトの面のいわゆるいろんな市民要望に答えるとか、こういうことが出なきゃならんというこの問題も、ぜひ総務委員会で、なければ私もやむを得ないけれども、恐らく組織から出たということになると、それも出なければならんじゃないかと、こういうように思うんですね。以上、申し上げておきます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　職員増が森田市長５期目の総仕上げかというふうな発言につきましては、別に聞き流していただいて結構なんですが、ぜひこの職員定数のあり方について、まじめに聞いていただきたいことは、いたずらに民間を引き合いに出せばいいというものじゃありませんけれども、少なくともその民間の姿勢を見倣う、学ぶべきものは多々あると思うんですが、私はいつも職員定数のときに繰り返し発言しておりますけれども、民間と行政の従業員のあるいは職員の定数の設置の仕方ですね、の物差しが基本的に違っている。

民間は仕事の最小限、少ない仕事量に合わせて従業員の数を定め、ピーク時にはアルバイトやパートを使ってしのぐ、これが民間であります。しかし、行政はピーク時の方

に職員の定数を合わせるというふうな、基本的にそういう姿勢の違いがある。

したがって、私はピーク時のことを想定すれば、あれもこれもしなきゃならん、それなりの人員体制をしなきゃならんということは十分わかるわけでありますけれども、要する行政手腕というのは、そういうピーク時にどのような人員体制をやってそのピーク時をしのぐかということが行政手腕じゃないかというふうに思うわけでありまして、やはり民間の従業員のこの数の定め方というものを、やはり市長もぜひ頭にたたき込んでおいていただきたいというふうに思うわけであります。

そして、市長の今回の87、不退転の決意だということでありますけれども、私は先ほど一般職の定数増の推移を申し上げましたけれども、職員の定数全体の数で、この５年に限っていえば８人強なんですね。そういう推移の中で10倍のこの定数提案ということでありますから、これはやはり我々を納得させるなら、それなりの十分なる資料、そういうふうなものも必要ではないかというふうに思うわけであります。

ピーク時をしのぐためには、例えば現有の職員で残業を、もっと残業をするとか、そういうことでピーク時をしのぐとか、そういうようなことも一つの方法だろうと思いますけれども、そういう残業のデータとか、各部門の残業のデータだとか、あるいは先ほど古賀議員から話が出ましたように、具体的な仕事のふえるデータ、このふえる方ばっかりの都合のいいデータばかりじゃなくて、減るというふうな部分の見直しというのもやっぱり真剣に見直しして、あえてこういう定数条例のときに市側が、この部分は減るんですというようなのが一つでも二つでも出てくるぐらいの姿勢が必要じゃないかというふうに私は思うんです。そこにお互いにまじめにこの問題について信頼し合って討議するという、そういう場が生まれてくるんではないかというふうに思いますので、ぜひ総務委員会にはそういったデータを取りそろえて、まず市民の皆さんに納得していただくためには我々を納得させなきゃならないということでありますから、それに足りる資料というものをぜひ取りそろえて慎重に検討していただきたいということを意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時22分　休憩

午後４時52分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴い、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　それでは議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の御説明をいたします。

議案書の、恐れ入りますけれども、６、７ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表によりまして御説明いたします。

まず公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。今回の改正によりまして、付則については新たに条項を設けました関係上、改正前との対照に相違がございます。そこで第５項でございます。これは新設でございます。従来、公的

年金の税の申告は給与所得として扱ってまいりましたが、昭和62年９月の税制改正によりまして雑所得の種類に変更されました。これに伴いまして所得割額の算定の基礎となる総所得金額が大幅に増加することになりまして、被保険者の負担増の解消を図る観点から65歳以上であるもので公的年金等に係る所得から17万円を控除するということになりました。ちなみに給与所得であったときの控除は、給与所得控除57万円、老齢者福祉控除、失礼しました。老齢者年金特別控除78万円、それに給与特別控除２万円、合わせまして137万円でございました。それが雑所得となりまして公的年金の控除が従来から120万円です。それに今回の公的年金控除からの新しく17万円を設けまして、同様に137万円というふうに行ったわけでございます。

それから次のページ、８、９ページでございます。株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。８項でございますけれども、所得税、住民税におきまして株式等の譲渡益に対して課税をすることになってございます。それに伴いまして国民健康保険税においても課税の対象とした改正でございます。

それから、その下の第９項のみなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。これは旧昭和64年度を新しく平成６年度までに、期間の延長をするものでございます。

そのほかに条例改正は以上の３点でございますけれども、条例改正ほかに法改正がございまして、基礎控除28万円から30万円に、それから軽減基準額の改正で、１人当たり21万円を21万5,000円という法改正がございました。これは条例改正を行わず、自動的にこの金額が引き上げられるということでございます。以上です。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第43号、日野市農業共済条例を廃止する条例の制定、議案第44号、日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定の件を一括議題といたした

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第43号、日野市農業共済条例を廃止する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、農業共済事務を共同で処理するため、南多摩農業共済事務組合が設立されたことに伴い、日野市農業共済条例を廃止するものであります。

議案第44号、日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定について。本議案は、議案第43号と同様、南多摩農業共済事務組合が設立されたことに伴い、日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止するものであります。

以上2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　議案第43号、それから第44号につきまして御説明いたします。

まず議案第43号、日野市農業共済条例を廃止する条例の制定についてでございます。

昭和41年から運営してまいりました農業共済事業も、このほど昨年の12月議会で御承認いただいておりますけれども、南多摩4市で、南多摩農業共済事務組合を設立いたしました。本年4月1日から共同処理を行っております。したがって、日野市農業共済条例を廃止するものでございます。

続きまして議案第44号、日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定でございます。

農業共済事業の管理者につきましては、地方公営企業法第7条の規定によりまして定められておりますが、43号議案で御説明いたしましたとおり、南多摩農業共済組合が設立されましたので、それに伴いまして日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本2件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本2件については、委員会付託を省略することに決しました。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本2件について採決いたします。本2件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第43号、日野市農業共済条例を廃止する条例の制定、議案第44号、日野市農業共済事業の管理者に関する条例を廃止する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第45号、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第45号、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、議案第43号と同様、南多摩農業共済事務組合が設立されたことに伴い、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは議案第45号、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては、本議案につきましては、昭和33年度から酪農経営を奨励するため制定されたもので、農業共済事業の一環として運用されておりました。前2議案同様、南多摩農業共済事務組合が設立されましたので、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　　この問題について私もちょっと認識を新たにしたところもございますが、農業共済とのかかわり合いということで今説明がございましたが、私は、さきに条例や要綱の見直しということで一般質問した関係から、そういった点で不要になったものは即条例を廃止をするというこの姿勢については大きく評価をしているところですが、ぜひ、こういう機会ですから申し上げさせていただきます。

その他まだ条例等も私の要するにああいう提言的な一般質問の中で一部手直しをされてきた面も見られますが、こういう機会ですから、今後も積極的にこういった条例の見直しに取り組んでいただくよう要望して、意見といたします。以上です。

○議長（市川資信君）　　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第45号、日野市有乳用牝牛貸付条例を廃止する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、あずまちょう地区広場の新設に伴い、日野市地区広場設置条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　それでは議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては、新たに地区広場といたしまして平成元年度から借り受けによりまして開設をいたしましたので、その名称と位置を定めるものでございます。

恐縮ですが、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。新旧対照表でございますけれども、別表第2条関係でございます。市立おちかわ地区広場の下欄に、名称、市立あずまちょう地区広場、位置、日野市日野1237番地の5をそれぞれ加えるものでございます。なお、広場の面積につきましては1,704平方メートルでございます。以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第46号、日野市地区広場設置条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第1号）

について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計補正予算（第１号）であります。補正額は、歳入歳出それぞれ1,383万円を追加し、歳入歳出予算の総額を356億6,839万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　歳入、歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　議案第47号でございます。平成元年度日野市一般会計補正予算（第１号）でございます。御説明申し上げます。

この補正につきましては、当初予算の中で本年に限っては御承知のとおり市長選挙が行われたため、選択的な施策に対応する部分として予備費を残しました。よって６月補正には通常業務の中で緊急に対応すべきもの、当初予算計上時での多少の協議、そういった具体的な留保した政策経費をここで予備費を組みかえて今後の事業の促進を図りたいという内容で対応しました。よって歳入部分、第１条につきまして、歳入は1,383万円だけでございます。なお、これを足しまして総額は356億6,839万4,000円となるものでございます。

２ページをお開き願いたいと思います。第１表の歳入歳出の予算補正の部分でございます。歳入につきましては、先ほど補正額を申し上げました東京都の補助金の歳入部分だけでございます。歳出部分につきましては、補正額おのおの数字がございますが、13の一番下の下段部分、予備費。予備費を３億485万円を組みかえさせていただきまして、おのおの款の総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費に事業費として補正をさせて、組みかえさせていただくものでございます。

それでは６ページ、７ページ、これは歳入部分でございます。歳入部分につきましては、教育費の都の補助金としてここに計上をさせていただきました。

歳出部分、８ページ、９ページ以降でございます。目の７、企画調整費でございます。数字として報償費と役務費をお願いするものでございますが、御承知のとおり都立美術館の日野市の誘致期成会が２月18日に市民の中で期成会ができ上がっております。恐らく今の状況としては、今年度中にはかなり精力的にというような展開になろうかと思います。その運動を一層展開するためにこの期成会とともに別の協議会をここに設置し、その報償費と関連役務費をお願いするものでございます。

なお10ページ、11ページでございます。目の社会福祉総務費でございます。補正額と

してはかなりの額になりますが、御承知のとおり消費税が導入され、対策本部の設置あるいは二部会での協議を重ねてきた中での市民対策部会の一定の結論を見たわけでございます。よって、その方向づけを弱者対策として、本来なら条例改正等の関連もあるわけですが、それは行わず、日野市の臨時福祉特別給付金として予算化をお願いするものでございます。具体的な内容部分につきましては、11ページの賃金、需用費、役務費、13の委託料、大きなものとしては20の扶助費の中に、次のページに関連もありますが、ここの項で10件の、10本の対象、金額はすべて１万円ということでお願いするものでございます。上の賃金等につきましては関連の事務費でございます。

なお12ページ、13ページ、目の５の老人福祉費でございます。補正額につきましては節の15の工事請負費、説明欄に記載のとおりでございます。既に工事が始まっておりますが、高速道路高架下の基礎工事を一応始めたわけでございますが、道路公団から一定の図面をもらって設計に入ったわけでございます。しかし、実際に道路公団の設計から基礎部分が約１メーター50程度深く掘りませんと多少図面の誤差が、道路公団の図面の差があったということで、その部分の工事請負費の追加をお願いしたいというものでございます。28の繰出金については老人保健特別会計への支払基金への精算でございます。なお10の婦人活動推進費でございます。少額ではございますが、右の関連の説明欄すべてでございます。（仮称）日野女性社会事業協会の設立のための関連予算を計上させてもらっております。

14、15ページにつきましても、目の１の児童福祉総務費につきましても、先ほど扶助費の関係で10件と申し上げました。それにあわせて児童福祉総務費の関係で３件分、扶助費の中の説明欄のとおりでございます。同額１万円でございます。６の学童クラブ費につきましては、（仮称）一小学童クラブの新設の関連経費を計上させていただいております。

なお16ページ、17ページでございます。目の２のじん芥処理費につきましては、破砕不適物等の運搬ということでございます。92万7,000円でございますが、本来なら、過去、有価物についての業者が有料で対応してきた問題でございますが、やはり今年度からは、お金を多少払いませんと処理をしていただけないというような事情でのやむを得ない補正でございます。３のし尿処理費につきましては11の需用費、修繕料でございます。汚泥焼却施設の修繕、この小さい部分の修繕については毎年多少対応してきたんですが、かなり性能が悪くなったために完全にここで器具の一部を取りかえたいというものでございます。なお15の工事請負費につきましても48年から稼働しているわけでござ

いますが、基本計画の中では平成２年度の計画で進めてきました。しかし、本体が非常に傷んで危険度が高いということで、ここでお願いするものでございます。

なお18ページ、19ページ、目の５の街路灯費でございます。補正額としては8,858万ということでございます。具体的な問題としては、修繕料、現在日野市には蛍光灯が、20ワットの蛍光灯が5,925本あるということでございます。警察からも交通安全の問題、防犯対策等の問題で文書での要請もありますので、この際、20ワットの蛍光灯を40ワットに2,000本切りかえていきたいというものでございます。

なお22ページ、23ページ、目の４の災害対策費でございます。これにつきましては幅広く、声の緊急広報というような形の中と、いろんな市民に対する緊急の広報をやるための調査設計、そういったもののどういう方法でというような方策を確立するために設計委託費を計上させていただいております。

なお28ページ、29ページ、目の４の幼児教育援助費でございます。一般会計予算委員会の中でも御指摘がありました。こういう中で６月の補正に東京都の歳入を含んでおのおの年齢に1,000円ずつ、あるいは幼児教室等の保護者に対する500円の増額を進めるものでございます。

なお30ページ、31ページにつきましても、先ほど、高齢者センターとの関係で、高齢者センターの関係もあるわけでございますが、文化財センターの追加工事としてお願いするものでございます。

34ページ、35ページ、目の１の予備費でございます。総額予備費の組みかえが３億485万という数字で、現行の予備費の残額としては１億935万という数字になります。

よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　２点お伺いをします。

一つは９ページの都立美術館誘致対策連絡協議会委員謝礼というのが９人で９回これからやるということですが、いろんな話が今伝えられておりまして、日野市だけでなくて近隣の市がそれぞれですね、積極的にぜひ誘致をしたいというふうな行動をとっているようでありますけれども、これから協議会をつくって９回でというようなことで、果たして間に合うのかなという気がしないでもないですね。これだけでなくて、一体、市側は、この都立美術館を日野市に誘致をするために今どういうことをやり、これからやろうとしているのかということを、積極的におやりだろうと思うんですけれども、この協議会とも含めてお話をいただきたいと思います。それが１点。

それからもう一つは、13ページ、婦人活動推進費ですかね。（仮称）日野女性社会事業協会準備委員と、不勉強で私これどういうふうなものなのかよくわからないので、どういう事業をする協会であって、それを準備をする、どういうような方にお願いをしてというようなことが、ある程度まとまっているんであればお話をいただきたいと思いますし、さらに先ほどの第１点目の質問と関連をいたしますが、先ほどの委員さんは5,000円で、こちらの方は8,000円だというふうなこの根拠といいますか、その辺についてもお話をいただきたいと思います。以上２点です。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の関係、企画調整費の中に都立美術館誘致対策連絡協議会ということで補正予算をお願いしました。

これにつきましては、既に２月18日、市民の中での期成会を設立したわけでございます。62名の期成会員、市民の方がお集まりいただき、その中で役員構成がなされ、既に何回かの会合がされております。

一つは期成会の中では署名運動の展開をやってきました。市民に対する、また文化団体あるいは関係機関についての協力要請ということで署名運動をしてきました。よって東京都の状況としても、各市が活発にかなり動いていることも事実でございます。そういう中で、やはり当市としてもこの期成会のできたことのあいさつ、あるいは、それとあわせて署名を先日６月２日、東京都に対して8,800名の署名を持って持参しております。

なお一層これからの運動としては、恐らくことしいっぱいにはかなりの東京都は、これは見込みですが、決まるんではなかろうかというような私の方の立場では推測しております。よって、そういう中では、この期成会の役員さんを中心にした協議会をつくって、なお一層あらゆる立場で、また具体的にはもう少し署名活動も積み重ねながら運動を展開していくというのが一つのねらいでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、第２点目の御質問についてお答えをいたしたいと存じます。

この（仮称）日野女性社会事業協会でございますけれども、この協会でございますけれども、これは一口にいいますと女性の社会参加の促進を図るというのが目的でございます。庁内の、庁内といいますか、婦人問題懇談会というのがございまして、第２次、第３次のその懇談会の中でこの早期実現について図るように提言がございます。

この問題につきましては市民間の能力それから労力の受給と市民の人間関係の育成を図るというものでございます。いわゆるボランタリーアソシエーションシステムと呼びまして有償の派遣システムでございます。お互いに持っております能力それから労力、そうしたものをお互いに地域の中で相互扶助をしていくというものでございます。その中で受益者との人間関係が育成されていくということにもつながるわけでございます。

わかりやすく申し上げますと、いわゆる高齢者事業団のような体系をとっていきたい、高齢者事業団、福祉事業団ございますし、日社協のボランティアもございます。これらの形態を十分に配慮した内容にしていきたいと、このように考えているところでございます。

なお委員さんにつきましては、まだしかるべき人にお願いをするということで、まだ具体的には進んではございません。

以上、雑駁でございますけれども、そのような会を進める準備のための検討をしていただくというものでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、私の方から先ほど生活環境部長の方からの考え方の予算の中での一つの考え方としては、条例に基づく非常勤、一定の報酬は8,000円というふうに現在決まっておりますので、そういう委員さんを基本的には考えるというふうに考えていての計上でございます。

私の方としては、この5,000円につきましては企画財政部の中で、一つは先ほども申し上げました期成会の役員さんがいます。どうしてもこの協議会をつくるには期成会も役員さんに何人か入っていただきたい、よって、その中で協議会をつくりたい、よって都に対する、あるいは今までの経過も踏まえて陳情、要望していきたいと、そういう中で報償費を少しダウンした形ではございますが、5,000円で決めさせてもらいました。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　よくわかりました。ですがね、この美術館の誘致の関係ですが、ことしいっぱいには間違いなく決まっちゃうんですよね、これね。いろんな話がありまして、都議選がたまたまここでございますので、それが終わると答えがもう出るんではなかろうかという人までおります。

そんなこともありまして、せっかく期成会までつくられ、あるいは市長も行政として一生懸命努力をされているわけですから、本当に日野にはこういった都の施設というものが、みんなが使える都の施設というものがなかなか、多摩動物園ができましたけれども、それ以後、全然ないような状況にありますので、いい環境もありますので、ぜひ私どもこの美術館が日野に来ればいいなと、いい環境でもあるなというふうに本気で思っておりますので、この９回というふうに書いてございますけれども、おくれないように積極的に精力的にこの協議会をお使いをいただいて頑張ってもらいたいというふうに思います。

○議長（市川資信君）　今のは要望ということでよろしいですね。谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　いわゆるこの美術館と関連するんですけれども、多摩動物園の周辺の緑地15.6ヘクタールですか、それにつきまして、今度多摩テックが閉鎖するというようなことを聞いているんですけれども、市の方では、もし確かに誘致等を考えたり、または公共の施設ということになりますと、そのあたりは情報が入っているかどうかお伺いしたいんですけれども……。

それとあと一つは、いわゆる弱者対策ということで11ページの扶助費ですね、この福祉特別給付金ですけれども、この年金の受給者とか、または福祉手当の受給者等、そのほかの受給者はわかるだろうと思いますけれども、いわゆる70歳以上の非課税者ということになると、扶養の方やなにかは除くんじゃないかと思いますけれども、いわゆる非常にどういう形でこの1,700人というのが出されたのかということなんですけれども、そのあたりにつきましてお伺いしたいんですけれども――その２点ですね。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　第１点の程久保緑地に日野市として誘致をぜひ図りたいという美術館誘致運動、このことは今御指摘をいただいておるとおりでございますが、今、谷議員さんから多摩テックが云々ということを初めて今聞いたわけでございまして、実はそういう情報は企業等側からは何一つ公式に情報として伝わっておりません。確認をいたしまして緊急に判断をするもとになる情報を確かめたい、このように思っております。

なお、かつて多摩テックのいわゆる表に近い部分が調整区域があって、そのために過誤納を求めていたといいますか、そういう状態があったということにつきまして、当時御指摘をいただいたことがあるわけでありますが、その後、私どもといたしましては今回の調整区域の見直し等の際に、見直しをすべきかどうかということを検討いたしました。その結果、調整区域を解除いたしますと大きな建物ができてしまう懸念があると、こういうことで現状どおり調整区域に置いておくことが適切であると、こういう判断をいたしました。そういう状況の中の今の初めて聞く情報でございますので、もう一遍確

認をいたしたいと、こう思っております。

その次の点につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　２点目につきましてお答え申し上げます。

御承知のようにこの臨時福祉特別給付金につきましては、その前の段階で63年度末に国が実施いたしました。国の制度につきましては、これは二つありまして、臨時給付特別金の１万円と介護人に対しましての５万円という、それの制度でございます。

それで今御指摘のありましたように、非課税世帯もこれも含まれておりました。それは国におきましては10項目の手当あるいは年金受給者、そうした中で低所得者層といたしまして市町村民税の非課税世帯に対する70歳以上の者ということで、この者を、この方々に対しまして３月25日までに、日野市で名簿を作成いたしましてお支払いいたしましたのが1,664余名ということです。今、私ども1,700ということをお出ししまして御承認を、御検討を願っておるわけでございますが、その差につきましては、この国のベースをもとに、この時点は２月１日でございます。これをもとに、この予算が通りましたら７月１日を基準日にいたしまして、そしてそこに出入りがございます。それを合わせまして36を足しまして1,700という数字で概算でこのベースのもとに、1,664のプラス36という数字でもってお願いに上がっているわけでございます。

それから、非課税でございますから当然扶養につきましては、これはもう、扶養の人についてはやっておりませんので、あくまでも70歳以上の非課税ということは国の基準のとおりにこの件につきましては実施しております。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　多摩テックの件につきましては、やはり市の基本的な考えもいわゆる緑地保全地域であり、さらに、日野市の最後の緑のとりでということを考えてみますと、やはり緑地という形で残す以上は、どうしても調整区域という形をとっていかなければ、ただいま市長がおっしゃったように建物もできてしまうということが言えるわけです。そのようなことを考えてみると、どうしても、たとえそれが移動するにしても、その前に恐らく公用地拡大に関する法律で届け出しの義務はあると思います。

いずれにしましても、この緑の保存と、保全ということに対しては鋭意努力をしていただきたいということをお願いいたします。

それから、福祉の関係につきましては1,664名、これが36名プラスということで、その差というのは２月の１日ということだそうで、よくわかりました。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　先ほどの馬場議員の質問ともちょっとダブりますけれども、私も日野女性社会事業協会、このことについて質問させていただきますけれども、第１次から第４次までの婦人問題懇談会ができまして、ようやくこれから婦人が地域の中で、特にこの日野市の中でどのような行動を起こしていったらいいかという、こういう新しい提言がされるわけですけれども、４月の15日のこの婦人問題懇談会の第４次のこの代表の方から市長がこれを受けたと思いますけれども、それを受けたときの、お読みになった後、市長がどのように感じられたか、その点が１点。

それから、６名の人選でございますけれども、私も、やはりこの６名をどういう方を入れるかということが大変重要だというふうに思います。それと、わずか６人でなくて、もっとこれを広げていった方がいいんじゃないかということと、それから庁内の方でもこのほかに入るのかどうか、そういう点が一つ。

それから、これを進める上で婦人センターが中心となってやっていくのか。ここをきちっと押さえていかないと、生活環境部ですか、生活課の中に婦人センターが入っているわけですけれども、婦人センターが今、本当に婦人の運動の拠点となっておりますけれども、この婦人センターをやはりもっと充実させていく、そして、そこに市のきちっとした職員ももっと派遣していかないと、私は今のままだとなかなか発展しないんじゃないかというふうに思うんです。

特に今、これから新しいこういう事業が進められるわけですから、先ほど部長の方では、高齢者事業団のようなものというふうにおっしゃいましたけれども、私はそうじゃないというふうに思うんですね。もっと高いところの立場で婦人の方たちがこういう答申を出しておりますので、かなり長い私は時間をかけて、そしてお金もかなり必要だというふうに思います。この答申の中では、やはりこれを実施していくためには、お金と、それから時間が必要だと思いますので、十分やる上では慎重な対応をしていただきたいというふうに思いますけれども、その３点についてお尋ねいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かねて婦人センターを中心として婦人問題懇談会というのを２年を任期とし、第３次それから第４次と行動計画の作成について取り組んでいただきました。それぞれ15名の委員さんだと思っております。そして、第３次懇談会の答申といたしまして、地域にボランタリーアソシエーションシステムという、そういう言葉で、つまり婦人の社会参加のできる仕組みを発展させるのがいいと、こういう内容の答申を

いただいておりましたので、第４次婦人問題懇談会には、そのことについて集中的に審議していただくように諮問をいたしてまいりました。

その、またお答えが先般４月の、５月の初めだったと思いますが、お届けをいただきましたわけでありまして、その間に、いわゆる婦人、ボランタリーアソシエーションシステムということにつきまして、結局、婦人が社会参加をする、そういう仕組みを設けると、こういうことにほぼ結論づけられたと思っておりますので、そのことを１年間なお重ねて発足をさせる前段の検討をやっていただく。その事業の中にはまた研修なり講演なりというようなことも入っておると思いますし、今、委員６名という形で毎月何回でも検討会をやっていただく、そのような想定をしているわけでありますが、人選のことにつきましては最終的な結論にはございません。婦人懇が中心になっていただくというふうな中で検討すべきことだと、このように思っております。

なお、婦人センターをもっと格を高くして、そして人材を配置してという要求のことも言われておりますので、今、婦人センターの責任者として配置をしております女性職員ですが、館長というふうに、センター長ということに値する、そういう生活環境部の組織に位置づけたい、このように考えております。

なお、婦人センターを拠点といたしまして事業協会、仮称事業協会も羽ばたくということになると思いますが、場所は別の事務所を恐らく必要とする。婦人センターからそういう地域の婦人運動からこの婦人の事業になっていくと、このような関係で位置づけるものだろうと、心からこのように理解をしているところでございます。

御指摘の点につきましても十分配慮し検討し、慎重にスタートのできるような前提を進めていきたいと、このようにお答えをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　大変ありがとうございました。小さな婦人センターですけれども、そのセンターができたために今日のこういう婦人の大きな運動の発展となったということは確かでございます。そして、今、婦人センターを建てかえる、そういう会合もしばしば持たれておりまして、またそういう中でもこれからの婦人の活動も広がっていくと思いますので、私は、ぜひ婦人センターの館長を中心に一つの課として、婦人の課をやはり持つ必要があるんじゃないかというふうに思うんです。生活課の中の一つの婦人センターでなくて、婦人センターを一つの課としてみなして、婦人の本当に英知をそこに集中して婦人の課長をもっとたくさん登用させて、そして私は日野市の中で多くの婦人の方たちが活躍できる場を、ぜひ皆さんと一緒にやっていただきたいというふうに思います。

今回の市長選挙でも、日野市長の五つの基本政策の中の一つの一番最初のところに、女性の社会参加のため新しいシステムを開発して地域社会に参加と連帯を生み出す施策を行いますということで、大変婦人の方たちは期待しておりますので、どうぞ今後ともその期待にこたえて市の行政の方もいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　臨時福祉特別給付金につきまして１点だけお聞きしたいと思います。

先ほど企画財政部長の方から消費税対策本部の市民対策部会の中で検討されたというような提案理由がございました。もう少し詳しく知りたいんですが、どんな論議があって、こういうものが生まれたのかですね、きょうの提案に至ったのか、その辺を詳しく知りたいと思います。

といいますのは、マスコミで数日前にこれの報道されたときに、消費税の負担を日野市が肩がわりするというような、こんな形で受けとめた方がかなり多くて、特に70歳以上のお年寄り、非常に納得されない方が多いような感じがしているわけでございます。と申しますのは、３月に国から同じような金額が支給されたんですが、なぜ、あの人がもらえるんだろうというような、そんなお年寄りの間では会話があったんですね。また、ここへきてこういうものが出される。弱者救済に反対するものではないんですけれども、もう少しクリアにしてわかりやすく市民の方に説明をしたいということでお聞きしたいわけでございます。

それで、この中にですね、健康管理手当を受給される方が何名いらっしゃるのか、もし数字がわかりましたらお願いしたい。

それから、この事務ですね、これを特別給付金事務臨時職員雇上、約２月間かかってこの仕事をやるんですね。２月間、43日ですから休日がありますから多分２月になると思うんですけれども、２月間かかってこれだけの仕事をやるのかなと、何でそんなに時間がかかるのかなと、こんな気がいたしましたので、その辺も含めまして御答弁願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、企画財政部長です。１点目の関係、消費税対策本部を企画財政部の中に設置した経緯もありますので、その経過だけを、１点目を御説明申し上げたいと思います。

本部設置等につきましては、きのうも多少申し上げました。二つの部会を設置をし、おのおの４回の議論を重ねてきました。その中で市民対策部会等につきましては、メンバーを中心的に福祉部あるいは教育というような課長の中で組織を８名で行っております。特に４月以降、消費税が導入された中で、果たして弱者と申し上げましょうか、現在の市の予算の中での扶助費を支出している中での対象者の影響がどうであろうかということで、その時点ではなかなか資料が出ませんでした。よって、そういう中では５月30日の新聞発表等では、消費税額が月平均世帯で5,900円というような発表がなされております。やはり平均世帯の中でも月五千何百円、やはり影響がある。もちろん具体的な数字としては部会の中での議論では何らかの形のやはり影響があるというような考え方の中での部会の結論でありました。

よって、その市民対策部会の方から、ちょうど５月の15日、中間報告として正式な内容としては、消費税導入に伴う市民生活への影響、特に弱者に対する当面の対策として、消費税の導入に伴って現行の給付事業で給付内容、目的を低下させないための必要な措置を講ずるというような部会からの一定の中間報告をいただきました。よって、これを受けまして、本部会では市長を中心として収入役さん、部長ということでございます、７名で構成しておりますので、そういう中で、どうすればいいのか、臨時的な方法として福祉部長の方から国の63年末の状況もお伺いしました。

そういったことを踏まえまして、何らかの消費税導入に伴っての影響があるという前提の中で、とりあえず臨時的な措置を講じようということで、この補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　２点目、３点目についてお答えいたします。

健康管理手当につきましては、御承知のように３月でこれをもとに入院共済条例というような形でございました。それで、そのときの数字が7,600ということでお願いした経過もございました。今回、これが70歳以上の非課税でございますが、この方たちが健康管理手当をもらっておられるのかということでございますが、今言いましたように、これはもらっております。70歳以上です。

それから、賃金につきましては２カ月ということでなっておりますが、御承知のように、これはここにまとめまして、私ども福祉部３課と、それから市民部の国民年金ですか、国民年金、この４課をもとにいたしまして、国民年金の方は１週間ぐらいの問題でありますから、同じパートということで私どものこの総務費の中で処置いたしまして、

この５人で43日という数字をはじき出してあります。以上です。

○議長（市川資信君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。事務の臨時職員の雇上の方は結構でございます。

最初の企画財政部長の方からの御答弁で、消費税対策本部を設けて市民生活に影響があるということでいろいろと御論議されたようですけれども、こういう仮定の話というのはいけないんでしょうけれども、例えば今回、市長選があったということで４億強の予備費が計上されておったわけですね。今回、この臨時福祉特別給付金6,200万というような予算になっているわけですよ。もし市長選がなかった場合ですね、当然、予備費はそんなにないわけですから、この6,200万というのは大変な額なんですね。もし、それがなかったら、果たしてこういう給付金が生まれたのかどうかなと……。

何か日野市というのはえらい金持ちだなというような皮肉る方もいるんですけれども、実際に市民すべての方がやっぱり消費税についてだれしも不満を持っているというふうに把握をされているわけでございますけれども、その中で弱者救済ということになるわけですけれども、実際には高齢者というのは別にひねくれているわけではないんでしょうけれども、何かお隣の方がもらって自分がもらえないと、どうも損したようなえらい不満を言う方が多いんですけれども、はっきりと、こういうことだからというような納得性のある給付をしないと非常に誤解もされるし、また変な声も出てくるというようなことから今お聞きしているわけですけれども……。

市民部会の中で、いわゆる市民対策部会ですか、その中で実際にどんな論議がされたのか、よくわからないんですけれども、今の答弁ではね。ただ、市民生活に影響があるからということで大要だけ掲げちゃって、そこに向かって結論出しているような感じがしないでもないわけですけれども、何かもう少し泥臭いやりとりがあったら、その中身をお聞きしたいんですけれども、実際にすんなりこれが給付金が生まれてしまったのかどうかですね。

２月に、たしか２月ですね、これが対策部会が設けられたのが。それでかなり論議がされたと思うんですけれども、すんなりいったのかという質問に対しては、多分余り支障なくいったよということになるんでしょうけれども、反対する方はいないと思いますけれども、これだけの6,200万という予算、大きな金額でございます。もしこれが本当に予備費としてなかった場合には、果たしてこれだけのものができたのかどうか、非常に変な感じをするわけですけれども、部会の中で何かいろんな意見が出たと思うんです

けれども、もし差しさわりなかったら、こんな声もあったとか、お聞かせいただきたいんですけれども……。

○議長（市川資信君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　部会の関係の中身の問題でございますので、私も４回市民対策部会の中では部会が議論されております。その中で、すべて私も出ていたわけじゃありませんので一部報告等も含んでというふうに御理解賜りたいと思います。

市民対策部会の中では、構成につきましては８名、特に市の予算の中での関係の課長、弱者あるいは扶助費等の関連の課長を選びました。その中の議論の経過としては、まず第１に、この２月からスタートして既に９年度の中でもやっております。基本的な考え方としては各関係の部課でこの弱者に対して、弱者というような形で議論しておりますが、どういった科目が具体的に影響があるんだということが、まずこれは第１に挙げられた問題でございます。

よって、この部会の中で各課長に対してその調査をお願いし、かなり膨大な資料が具体的に出ております。それを洗い直した中でどうすべきかと、もちろん議論の中では、一つは、これだけの影響が出てるんだから条例の改正が必要だというような意見あるいは、今申し上げました臨時的なものを、額面でもそれは意見はまちまちでございます。そういった中でのある程度何カ月を推定するとか、この先何年を推定するんだとか、そういった議論も中にはありました。それは中身の問題であって、すべてこれは部会の中でかなりの項目を整理してその中での最終的部会の中での結論としてはこの13本ということで最終あったわけでございます。

中身の中では大きくは対象の問題とその期間、また基本的には額の問題、この３点を主に議論されたということだけ御報告しておきます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　まず、この臨時福祉特別給付金について資料をお願いしたいと思うんですが、御承知のように消費税導入に伴ってその負担を軽減するということで、国もいろいろお年寄りとか障害者の方なんかに予算面でかなりの配慮がされて、今お話も出ておりましたように昨年度末には１万円の給付も行われたということですが、そのほかにもいろいろ例えば身体障害者の授産施設等には入所施設に一時金が交付されるとか、そういう形でさまざまな消費税導入に伴う対応が、十分ではないかもわかりませんが、予算面で国においてもなされているということでありますので、具体的にそれらの内容を挙げていただきたいと思います。

それからもう一つは、先ほど議論になっている、議論といいますか、話が出ておりましたが、仮称の日野女性社会事業協会、この予算の目には婦人活動推進費ということで、「婦人」という言葉が使われておりますが、今回できます協会は、「女性」という言葉が使われております。先ほど市長の答弁を聞いておりますと、女性という言葉はほとんどお使いにならずに、全部、婦人とおっしゃっていたわけですね。市にある施設は婦人センター。市長は、女性派なのか婦人派なのかですね、適当に使えばいいというふうにお考えになっているのか。なぜ、これは協会は婦人ではなくて、女性とされたのかですね。その点お尋ねをいたします。

それから、この準備委員には男性は入らないのかですね、女性だけの委員で構成をされるものなのか、その点教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（市川資信君）　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　１点目の臨時給付金制度につきましての資料でございますが、現在、私ども、これに基づく要綱というものができつつあります。それで、先ほども申し上げましたように、国の制度、それをさらに補完といいますか、日野市の独自の制度を加えまして、そして対象者を6,200人にしたという経過でございまして、今ここにそれらの資料としては、この述べてあります老人福祉年金受給者から始まりまして次のページの社会福祉施設の入所者に対する要綱があります。

それで、ちょっとここで申し上げておきますが、次のページ13ページの心身障害者（児）ですね、福祉手当受給者、その下の老人手当受給者、それから社会福祉施設入所者につきましては、この三つのうち二つは、上の二つは市の独自のものの対象者でございます。それから社会福祉につきましては一部国でもされたということで、これを拡大したというような形でございます。

それから、もう一つ飛びまして15ページでございますが、児童福祉総務費でございますが、この中に三つございます。の一番下でございますが、児童育成手当受給者、これにつきましても国の制度はここまでは踏み込んでありませんので、これを日野市のものとして400人でございますが、入れたという形でございます。

そうしたことで資料につきましての要綱につきましてはお出しできますので……。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは２点目につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

「女性」と「婦人」との関係でございますけれども、近年につきましては、婦人とい

う言葉から女性という言葉に変わってきております。婦人が、いわゆる既婚というとらえ方をしておりますので、東京都あたりでも女性という幅広い観点から女性という名称も多くなってきているようでございます。したがいまして、今回この事業協会でございますけれども、将来を見越しての女性という名前をつけたわけでございます。

それから、この６人の委員の中に女性を入れないのかという御質問でございます。（「男性だよ」と呼ぶ者あり）失礼しました。男性を入れないかという御質問でございますけれども、特にこだわるわけでございませんけれども、現段階では女性を一応対象に考えてございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　部長の方から、市長にかわって女性観まではいかないかもわかりませんけれど、言われたんですが、そういう時の流れがあるということであれば、施設名称も変えなくちゃいけませんし、予算の目も名前を考える必要があるわけすね。将来を見通して女性という用語をお使いになったのであれば、そういう面の検討も当然されるべきじゃないかと思うんですが、市長のお考えを、これをお聞きをしたいと思います。

それから、福祉部長からお答えがありました件ですが、私が求めましたのは例えば生涯年金等は４月から物価スライドをしているとか、また10月からは財政状態を見て再計算をして大幅にまた何ていいますか、実質的な改善を図るというようなことが決められておりますね。こういう国の消費税対策のいわゆる弱者対策と申しますか、そういう面ではどういうものがあるかね、一覧表のようなもので示していただきたいんです。それをお願いをしておきます。

それから、最初にちょっと聞けばよかったんですが、これは消費税が導入されて数カ月たつわけですが、この時点で１万円を臨時で差し上げるということですが、これで終わりなのかですね、ことしは。３カ月分というようなこともおっしゃったような、月に計算をしていろんな数字が出ているということで、消費税分を面倒見ますよということであれば１万円じゃ足りないんじゃないかと思うんですね、今年度。消費税分を肩がわりするのか、その辺の考え方がはっきりしないんですが、これはこれで終わるものなのか、打ち上げてもうぱっと花火が開いたらこれで終わりなのかですね、その辺、きちんとしたお考えがまだ述べられてないように思いますので、お願いをいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市に婦人センターから発展をいたしまして、その中のま

た審議システムとして婦人問題懇談会が委嘱によって組織をされ、そこから提案をされてきた事業の名称に女性という言葉が使ってあったということだったと思います。

したがって、近ごろといいましょうか、その婦人という用語がだんだんまた女性という用語に変化しつつあるというのは、やっぱり一つの婦人運動の影響かもしれません。そういうことを含めまして今御指摘の東京都におきましても、あるいは他の自治体におきましても女性専門室を設けるとか、そういう傾向が出始めたようでありまして、これからの課題だと、このように思っております。

今回の女性は、男性がつけた名称ではなくて、女性の方からその名前を付して求められたと、こういうふうに承知しております。

それから、特別給付のことにつきまして、今一番我々も深刻に考えている部分の御指摘があったように思っております。

消費税の実際生活に及ぼす影響というのを、これはもう明らかでございますから、制度をつくった側において、つまり国において対策が措置されるということが一番あるべき姿だと思います。したがって、生活保護者に対しましては既に４％の給付のアップがされたというふうにも聞いております。その周辺のボーダーラインの方々にどのようなこれから措置を行うべきかと、これは自治体がしょって責任持つというような性格ではないと思います。しかし、生活に弱者の状態にある方が現実として大きな打撃を受けておることも事実でございますので、当面の措置は一番身近な自治体が考える必要があるということで受けとめております。

この対策本部の部会の議論では、条例を改正して単価アップをすべきであると、こういう提言もあったように思っておりますが、まだ確定しない、消費税自身がかなり流動的であるということと、それから国も何か廃止とは言いませんが、見直しをするんだというふうにも言われておりますので、それらのことは時間を多少かけながら結論を持たなければならないと、このように感じております。

○議長（市川資信君）　よろしいですか。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　私は、市長が今おっしゃったことはよくわかりますが、この一律１万円の今回の給付は、今年度はこれ限りのものというふうに理解をしていいのかどうかですね、その点お聞きをしたかったんです。

それから、消費税はいわゆる所得税の減税等もありましたから、もともと所得税がかかっていなかった人には減税の恩恵が及ばないということで、そういった方をいろいろ対策を講じなきゃいけないということは当然あるわけですね。それは不十分ながら、と

り得る措置は一応考えられるものは国の方でも予算をそれなりに配している。今後いろんな推移を見なくちゃいけないわけですが、そういう不十分な部分を、なおかつ補うということで、今年度とりあえず日野市は１万円差し上げるというふうに理解をしたらいいかどうかですね。また例えば12月とか３月に補正のような形でさらに追加の一時金があるというふうにとる方もいるかもわかりませんね、消費税分を見ますということであれば、そういう趣旨だというふうに言われていますので。その辺ちょっとわかりませんから、もう一度お答えをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　算出根拠にいたしまても、１万円という金額は数カ月程度しか補わないということも事実だと思いますけれど、この事業に関しておりますとおり、あくまで臨時であるということでありますので、市の財政能力あるいは税制の将来の動向、これらを見定めて結論を見出すべきものだと思っております。

○議長（市川資信君）　よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費、消防費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へ、それぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ2,870万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億8,256万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、２ページのところをごらんください。歳入でございますが、今提案にありましたように2,870万4,000円でございます。これを一般の方から繰り入れまして、そして歳出で償還金としてこの同額を出すものです。先ほども一般会計で御説明がありましたように、償還金としてこれを精算したものでございます。

次のページ、６ページ、７ページでございます。歳入でございます。一般会計からの繰入金、今言いました2,870万4,000円でございます。これを一般会計からお願いいたしまして、続きまして８ページ、９ページ、歳出でございますが、この同額を償還金、利子及び割引料という23の区分におきまして、節におきまして昭和63年度の老人保健医療費の返還金として精算するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第49号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第49号、市道路線の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、整備が完了した多摩川自転車歩行者専用道路２号線及び浅川自転車歩行者専用道路３号線及び財産管理区分が明確になった程久保10号線を道路法第８条第２項の規定に基づき、市道認定するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　　議案第49号、市道路線の認定について御説明を申し上げます。

今回、３路線につきまして認定をお願いするものでございます。

１につきましては、多摩川自転車歩行者専用道路２号線でございます。起点は大字新井979番３の地先でございます。終点が大字日野1099番地先でございます。延長が2,852メートルで、幅員が5.20メートルでございます。

その図面につきましては２ページをごらんになっていただきたいと思います。場所は多摩川右岸で日野のクリーンセンターの東側から日野橋の東側まででございます。

これにつきましては、自転車歩行者専用道路で舗装等の整備が完了いたしましたので、ここで認定をお願いするものでございます。

次に２につきましてでございます。浅川自転車歩行者専用道路の３号線でございます。起点は大字新井160番地の３の地先でございます。終点が大字上田657番の１の地先でございます。延長が1,215メーターでございます。幅員が5.20メートルでございます。

図面につきましては３ページをごらんになっていただきたいと思います。場所は浅川の左岸で新井橋の西側から高幡橋の東側まででございます。

これにつきましては、自転車歩行者専用道路でございまして、舗装等の整備が完了いたしましたので、ここで認定をお願いするものでございます。

次に３につきましてでございますが、程久保10号線でございます。起点は程久保の873番の３の地先でございます。終点が程久保の819番の１の地先でございます。延長が771メーターでございます。幅員が6.04から15.47メートルまででございます。

図面につきましては４ページを見ていただきたいと思います。これにつきましては、日野市の程久保の都立七生福祉園の用地内にある公共用財産でございます。これは道路敷でございますが、これについては昭和61年の第３回定例市議会において廃止をしております。これを国より譲与を受けまして日野市名義の普通財産といたしておりました。それを都立七生福祉園の現況の道路の都の有地と交換をするものでございます。こういうものの事務処理が完了いたしましたので、ここで認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどをお願いします。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第49号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れの件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて提案理由を申し上げます。

本議案は、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れ契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものであります。

入札の結果、3,656万5,000円で城北ファイリング株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて御説明申し上げます。

現在、日野本町の中央高速道路下に建築中の（仮称）文化財センター倉庫に設置いたします埋蔵文化財の遺物の保管用の電動の移動棚と、それから電動の昇降機――リフトの買い入れでございます。

買入れ価格は先ほど市長が申し上げたとおり3,656万5,000円でございまして、消費税額を含んでおります。買入れ先は、東京都豊島区駒込二丁目７番11号、城北ファイリング株式会社、代表取締役社長、小林英雄でございます。

このラックの規模でございますが、４段になっておまして２連から５連のもの36台でございます。それとリフトが１基でございまして、この業者につきましては、今までふるさと博物館あるいは図書館などに実績のございます業者でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れの件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第51号、（仮称）二番橋上部工事委託契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第51号、（仮称）二番橋上部工事委託契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、仮称二番橋上部工事委託契約について、６億5,011万9,000円で建設省関東地方建設局長と委託契約するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　議案第51号、（仮称）二番橋上部工事の委託契約について御説明を申し上げます。

委託件名は、（仮称）二番橋上部工事でございます。契約金額は６億5,011万9,000円でございます。消費税額を含んでおります。契約の方法といたしましては随意契約でございます。工期は、契約の翌日から平成２年12月の28日までです。契約の相手方が東京都千代田区大手町一丁目３番１号です。契約担当官、建設省関東地方建設局長、山口甚郎でございます。

２ページをお開き願いたいと思います。委託契約の内容でございますけれども、件名は、（仮称）二番橋上部工事です。

委託の場所でございますけれども、３ページの案内図をごらんになっていただきたいと思います。高幡橋と新井橋のほぼ中間に位置するところでございます。左岸側については日野市万願寺294番地、右岸側については日野市新井922番地のところでございます。

委託の内容でございますけれども、６ページをお開き願いたいと思います。図面の右側の正面図でございます。これについて御説明をいたします。斜線になっている部分が橋脚でございます。これは下部工事でございます。これについては昭和63年度で工事が完了しております。今回委託する部分は、この上部の部分でございまして、上部の塔と、それからつりケーブル、それから箱げたの上部工の制作でございます。それと図面の左側の床版断面図というのを見ていただきたいと思います。そこには箱げたがかいてあります。この箱げたの上部架設工事をするものでございます。幅については６メートルで、このけたの延長が148メートルでございます。

以上が委託するものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　この図面の３ページをごらんなっていただければわかると思いますが、関連したことについてお尋ねしたいと思います。

二番橋ができた時点で、この図面の北側では万願寺区画整理で道路ができておりますが、南側については以前潤徳小学校付近の自治会で区画整理反対の経過がございます。これに伴って、そのあとの道路関係についてどのような計画でいるか、どのような対応をするか、ただ橋ができても非常に不便な使い方になるんじゃないかというように予想されますので、その点お答えをお願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　お答えいたします。

基本的なこの二番橋がかかった右岸側の方の道路の問題でございますけれども、一つは今現在63年度事業で堤防から下へすりつけ道路ができましたんですけれど、その道路を、すりつけの道路を利用して現在ある向島用水の伝いに潤徳小学校の西側行く細い道路がございます。これは一部私有地になっておりますけれど、とりあえずここの道路を利用して高幡の駅の方に行くというような考えを持っております。

それから、なおこれはまだ折衝中でございまして、はっきりしたお答えできませんけれども、それにかわる２メーターぐらいの道路ができるようなところを今折衝をしている段階でございます。

その他についての先ほど御質問の中の区画整理が中止になったから道路整備がどうだというものについては、今具体的には考えておりません。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見かあれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第51号、（仮称）二番橋上部工事委託契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後６時34分　休憩

午後７時10分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第52号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第52号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、住居手当の支給額の改正並びに期末手当及び勤勉手当の支給額の算定基礎から住居手当及び管理職手当を削除するため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第52号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

大変恐縮でございますけれども、６ページ、７ページをお開き願いたいと存じます。第８条の３第２項の改正につきましては、住居手当の月額を8,500円から4,000円引き上げまして１万2,500円に改めるものでございます。

それから、その下の16条の第２項にまいります。ここでは期末手当の算定基礎から住居手当及び管理職加算を削るものでございます。管理職加算につきましては、６月期、12月期、段階的に削ってまいります。その率につきましては付則の方に入ってございます。

第17条第２項の改正にまいります。８ページでございますけれども、第17条第２項の改正は、勤勉手当の算定基礎から期末手当と同様に住居手当及び管理職加算を削るものでございます。

それでは、恐れ入りますけれども、議案第52号参考資料の方をごらんいただきたいと思います。日野市一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（案）とございます。

２ページをお開きいただきたいと思います。管理職加算を削るにつきまして（１）のところにございます表、一番上の表でございますけれども、これが部長職の表でございます。平成元年度６月期にあっては100分の９、12月期にあっては100分の５、来年の３月期にあっては100分の５、それから課長職がその下の表でございます。さらにその下に課長補佐職の表がございまして、ごらんのような率で削ってまいります。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見かあれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第52号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第53号、日野市一般職の職員の平成元年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　議案第53号、日野市一般職の職員の平成元年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市一般職の職員の給与に関する条例第16条第２項の規定にかかわらず、平成元年度６月期に支給する期末手当の乗率を、100分の137とする特例を定めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　議案第53号、日野市一般職の職員の平成元年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐縮ですが、２ページをお開き願いたいと存じます。第１条につきましては、この条例の趣旨について規定をしてございます。給与条例第16条第１項の規定に基づきまして、平成元年６月期における期末手当の支給率について給与条例の特例を定めるものでございます。

第２条につきましては、支給率に関する特例を規定いたしてございます。６月期における期末手当に限りまして、その支給率は給与条例第16条第２項の規定、100分の135にかかわらず、100分の137とするものでございます。

付則につきましては、公布の日から施行し、平成元年６月30日限りでその効力を失うというものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見かあれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第53号、日野市一般職の職員の平成元年度６月期における期末手当の支給率の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより報告第１号、平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　　報告第１号、平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第243条の３第２項の規定により、平成元年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　報告第１号、平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御説明を申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。平成元年度日野市土地開発公社事業計画を御説明申し上げます。

平成元年度の事業といたしましては、用地取得事業といたしまして、面積が４万4,363平方メートル、事業費で121億9,848万円を計画しております。その内容につきましては説明欄にありますとおりでございます。公共用地取得事業といたしまして、面積で6,363平方メートル、事業費は17億5,848万円になります。主に道路用地、緑地用地の買収でございます。

次に土地区画整理事業といたしまして豊田南、西平山、第二万願寺、東町の４地区内事業用地取得のために面積で２万8,000平方メートル、事業費といたしまして88億8,000

万円を計上いたしました。

次に公拡法による先行取得としまして、面積で１万平方メートル、事業費15億円を計上してございます。また補償金6,000万円。

その他事業で測量設計等600万円を計上いたしてございます。

これらの合計が122億448万円、平成元年度日野市土地開発公社の事業として報告するものでございます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第１号、平成元年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより請願第１－12号、ゲートボール場にトイレ設置のための請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－12号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において、厚生委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時20分　散会

６月９日　金曜日　（第３日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第13号）

６月９日　金曜日　（第３日）

出席議員　（28名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（１名）

26番　市川資信　君

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年6月9日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を努めさせていただきます。御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、ＮＴＴ日野電報電話局の縮小計画と市民サービス低下について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　発言順位第一番ということで本日一般質問をさせていただくことになりした。第5期目の革新日野市政誕生の一番目の一般質問ということで大変嬉しく思っております。

森田喜美男市長には5たび市長に当選の栄に浴せられまして、心からこのことを祝うとともに、市民とともに第5期革新市政がさらに一層住民サービスに努めて市民の暮らしを守っていただくように期待をするものでございます。

さて、日野電話局と呼んでおります日野市の電話局が縮小される、将来は単なる代理店になっていってしまう、というような動きが起こっております。このことによってＮＴＴの住民へのサービスが低下するのは明らかと言えると思います。電話局のこの縮小という方向での合理化、このことがどのような形で市民サービスに影響してくるか、ということで一般質問を通告いたした次第でございます。

この4月から、ＮＴＴが電話局などの大幅削減に着手を始めたわけでございます。今度のＮＴＴの組織改革というものの中心はどういう点か、新聞紙上等での発表によりますと、大電話局構想ということで全国にある11の総支社を廃止して、69ある支社も32の支社に統廃合する。全国約1,300の電話局を4分の1の約350局に統廃合する、こういう方向でございます。

1985年にＮＴＴが民営化をされました。このとき以来、サービスを切り捨てて増収だけを目標にするという極めて反国民的な動きが激しいわけでございます。この背景には御承知のとおり中曽根民活ということが言われ、その最大のものとして電電公社の民営化が行われたわけでございます。その背景にはリクルート事件など国民が大きな怒りを持っている汚職、これが隠されていたわけでございます。

このような全国的なＮＴＴの動きの中で、日野の電話局は一体どういう方向になって

いくのか、日野市としても住民の暮らしを守る観点から大きな関心を持って調査をしていただき、また願わくは、そういう縮小ではなくて逆に日野市内にある、例えば高幡の電話のセンターがございますけれども、こういうところにも人員を配置して、もっともっと住民サービスをする方向にすべきではないか、こういうふうに私は主張したいわけでございます。三多摩におきましてもＮＴＴのこの大電話局構想、合理化構想は集約構想とも言われて大変な住民への、あるいは利用者へのサービス低下にになる動きがあるわけでございます。

そこで、具体的な質問をさせていただきます。

第１は、日野市として、日野電報電話局の縮小計画についてどのように把握をしているか、という点でございます。規模の点についてつかんでいるか、ということについて質問したいと思います。

第２点は、修理、電話の新設など、こういう利用者へのサービスがどのように変化するのか、あるいは災害時にはどういうふうに、縮小した場合対応されるのか、つかんでいるか、お答えをいただきたいと思います。

第３点は、基本料金等を初め料金体系には変化はないのかどうか、調査しておられるかどうか、お調べをいただきたいと思います。

第４点は、働く人たち、電話局の職場の人たちが人権侵害など、そういうことはないかどうか、お調べをいただきたいと思います。

最後に、日野市としては電話局がなくなったりするということを日野市の名誉といいますか、電話局などもないような市というようなことでは困ることになるわけでございます。これは全国どこでもそうなるわけでございます。そういう点とか、些細な問題ではございますけれども、法人市民税なんかも減少していく、ということにもなってまいります。

そういうことなども含めまして、日野市としてこの大電話局構想、集約構想というものについては、いかがお考えか、という点についてお伺いをいたしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

今年の３月31日付を持ちまして、当時の日野電報電話局長から日野市長あてに電話局等の名称変更届けが出されております。この文書によりますと、この名称変更につきましては、お客様サービスの向上に向けて組織の見直しを行うこととし、従来の総支社、支社、電話局、こういう経営体制を改めるものでございます。

そして、４月１日を期しまして東京支社、それから、その下に各営業所、こういう組織に変革をしております。従来は、トップに東京総支社というのがございまして、その下に支社がございました。その支社のもとにまた電話局がございました。これをトップの東京支社から支店、営業所、こういうような組織図に改まったわけでございます。日野にございました電報電話局は日野の営業所ということになりまして、名称が変更されたわけでございます。

三多摩全域について見てみますと、従来ございました電報電話局はすべて営業所になっておりまして、電話局の数と営業所の数というのは一致をしております。

それから、その営業所の中でございますけれども、組織数、組織の人数を調べてみますと課長の数は変わりませんし、職員の数におきましても大きな変化はございません。ただし昨年の11月から、0425局の管内の夜間遠隔操法、これを立川の営業所で集約して行っております。

したがいまして、器械の保守点検、こういった一部の要員が立川営業所に移っておりますけれども、その人数は五、六名とのことでございます。縮小計画の把握という御質問につきましては、ただいま申し上げましたとおり夜間における遠隔操作、これを立川営業所に集約するために五、六人の人数が減っている、こういうことがわかったわけでございます。

それから２点目の、修理など利用者への影響でございますけれども、ＮＴＴにおきましては本年度の最重要施策といたしまして、ベストサービスということをうたっております。お客様へのサービスに徹するということでございますけれども、従来、民営化以降４回にわたって電話料金の値下げなども行ってまいりました。これに、さらにお客様へのサービスを徹底するということで年間を通して言いますと、３月、４月、５月につきましては電話の設置件数が大変多くなる月でございますけれども、その月におきまして、従来まで１週間ほど待った待ち日数を３日に減らすべく努力目標を掲げているそうでございます。

それから、従来、電話の架設などには直接電話局まで足を運ばなければできなかった手続きを電話１本で、116番の電話１本でもって受けられるような体制をつくっているそうでございます。

さらに、第３点目の災害時の対応でございますけれども、災害時につきましては電気の確保がまず第１でございます。そこで、24時間の蓄電器と、さらに発電機をもってその災害時に対応する。また電話回線につきましても、一つの回線に限ることなく複数の

回線を持ちまして、立川経由がだめならば国立経由、さらにそれがだめならば高幡経由というように複数の回線を使い分けまして災害時に対応する、こういう構想が明らかにされております。

それから、トラブルによる故障、各家庭の電話機のトラブルによる故障につきましては各回線ごとに、したがいまして電話機ごとにコンピューター化されておりまして、その結果がカルテになっているそうでございます。何番の電話のトラブルと言うと、それをボタン一つでもってこれまでの故障の原因とか、そういった経歴が全部一目瞭然でわかるようなシステムになっているそうですけれども、そのカルテを見まして事故調査の職員がそこに出向く、そして短い時間のうちに復旧に当たる、というような、そういう手順を踏んで敏速に対応できるような体制になっております。

それから、料金体系でございますけれども、先ほどお話ししましたとおり民営化以後４回にわたって電話料金の値下げを行ってまいりました。現在のところ、日野営業所管内の料金に変化があるということはございません。ただし、局番の0425、この回線が40万回線を越えた場合には基本料金が200円上がるそうでございます。現在1,650円が1,850円に、200円の値上げが考えられるところだそうです。たまたま、その40万回線を越える時期はいつごろか、そういう予測を立てますと、平成２年度中にこの40万回線を越える見込みである、という答えが返ってきております。この値上げ分につきましては設備費等の増加に充てられる、ということでございます。

それから、働く人たちの人権侵害の点でございますけれども、社員につきましては、その社員１人１人の持っております最大限能力を生かすような方策を考えております。そのために社員の事情の聴取などを行っているそうです。具体的には、どういう仕事をしたいか、異動の希望なども聞いて思いやりを持って接している、こういう返事でございました。

それから最後の、日野市に電話の営業所がなくなることについて、これはなくなることはございません。名称の変更だけで従来の電話局が営業所として残るわけでございますので、なくなることはございません。

さらに、法人市民税等への影響でございますけれども、ＮＴＴの全職員は現在29万人だそうでございます。その29万人のうち日野の営業所には93人いるということでございます。その93人のうち数人が立川の営業所に行ったわけですけれども、それによって大きく税金面の影響が出るということは考えられません。もう全くない、と言ってもいい程度ではないか、このように考えております。

御承知のように民営化以降、いろいろなサービスを心がけているそうでございます。電話機器の進歩なども素晴らしいスピードで進んでおるようでございます。今後のさらなるサービスを期待したいところでございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　市当局が一般質問に応じまして、早速いろいろ御調査いただいた点はありがとうございました。

しかし、今の部長のお話を承っておりますと、ＮＴＴの大体宣伝に近い答弁という感じがいたすわけでございます。実際には、私は今の答弁のような形で住民へのサービスも低下しない、災害にも強い、今後ますます機械の発展によってサービスはよくなるというようなことはないのではないか、というふうに思うわけでございます。

現に名古屋におきまして、全国の先取りでこの集約化が行われたそうでございます。名古屋の市の利用者の声が新聞等に出ておりますが、先ほどおっしゃいました116番、これも鳴りっぱなしで、これを職場の人たちがなかなか取ることができない。113番、故障、これもなかなか電話を取るひまがない、というようなことで、利用者から104に電話が殺到してくる。番号案内の人たちがそういうことに応対をしなければいけない、というようなことで、大変な苦情が今出ているそうでございます。電話局では、てんやわんやだということでございます。また、テレホンカードが戻って来ない、という苦情が出てきてもこれに対応ができない、こういうような実態があるわけでございます。

私ども素人なりに考えましても、日野の電話局が営業所になる、今のところは五、六人の配転でございますけれども、これからの計画としては、この７月中旬にも人事異動して７月末には立川に半分ほどの人員が行ってしまう、というふうに関係者が述べているわけでございます。通信産業労働組合というのがございますが、そこのさまざまな調査によりますと今言ったような事態が危惧されているわけであります。

若干の再質問をいたしたいと思います。

それでは、例えば故障の場合、災害の場合ですけれども、市役所はどういうところの職員が修理することになっているか、下請けがやるのか、立川から来るのか、日野の営業所から来るのか、ということがあります。

それから、公衆電話については今下請けがやっているのか、電話局がやっているのか、どこがサービスに来るのか、という点について、市はどういうふうにつかんでおられるか、という点でございます。

それから先ほどの答弁では、ほんの数名しか異動しないということで思いやりある人事異動をされているということでございますけれども、本当にそのとおりで、今後とも日野の営業所は数名しか異動しないということで信じていいのか、という点について再答弁をお願いをいたしたいと思います。

とりあえず以上２点、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問について答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　復旧、修理につきましては、営業所の中からの指令で待機をしております修理班が事故現場に向かう、こういうことでございまして、それがＮＴＴの職員であるか、下請けであるか、その点につきましては明らかでございません。

また、所内の人事異動でございますけれども、私ども調査に行きまして、こういうふうになっています、その返事を聞きまして、本当ですか、というようなことも余りしつこく申し上げられませんので、先様の言うことを信じて温かい配慮がなされているのではないか、このように考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、若干の意見と要望をいたしまして、この件については終わりたいと思います。

私たち共産党市議団も、先日、電報電話局、現在の営業所に調査の申し入れを行いました。ところが、電話局の方では一日、一日と日を延ばしまして、ついに私の一般質問までは日程の調整をつけてくれなかったわけでございます。今、部長の答弁を聞きまして、これでは不十分だと思いますので、いよいよ私ども共産党市議団も電話局に向かいまして、もっともっと突っ込んだ調査を行い、また市民にもそのことを知らせて利用者の利益を守っていきたい、こういうふうに思っております。

まず、再質問いたしました市役所公衆電話等のことでございます。ここは直営方式ということでＮＴＴが直接修理をするということになっているわけでございます。そういう点で、今度営業所の方は窓口業務だけになりますので、修理をするのは立川から来るという形になるわけですね。そういうことで、一たん災害があった場合にはそれだけ長時間かかる、ということになりますので、市民に対する迷惑は大きくなっていくわけでございます。

今度、島嶼部、国立、日野、村山、大和、昭島、青梅、あるいは福生、五日市、こういうものが立川に統合されるわけでございます。そして、全体的にはＮＴＴとしては５万9,000人の人減らしを計画をいたしております。そして、思いやりある人事異動と言

われましたけれども、先ほどありましたＮＴＴ内にある通信産業労組の発表などによりますと、国鉄の合理化のときと同じように、希望しないのに未来創造部門というようなのがありまして、そこに行って、パソコンの教育をしたりするという形で、国鉄の清算事業団のごとく望まない職場の配転もあり得る、ということが全国的には言われているわけでございます。

日野の電話局、営業所においては思いやりがあるということなので、全職場の人たちの意見が聞かれるというふうに、聞いてくれるというふうに信じたいわけでございますけれども、全国的にはこういう動きがありますので、職場における人権侵害ということなども予測され、日野市としても私は人ごとではないのではないかと思います。

ＮＴＴは、御承知のとおり日本のトップ企業を目指して大変な利益を上げてきております。去年１年間だけでも内部留保が1,707億円にも伸びてきております。このように内部留保を蓄積してきているわけでございます。その上、今度のいわゆる税制改革ということによりまして、消費税絡みでＮＴＴだけでも今度の税率でいきますと、法人３税を合計いたしますと178億4,300万円も減税をされる、ということで国からも手厚い保護を受けております。その一方で、幹部は濡れ手に泡でぼろもうけをしている。利用者と職場には、ひどい目にあわせる、というこのＮＴＴの事態というものは、私たち利用者、国民、市民としては許すことのできない方向ではないか、というふうに思うわけでございます。

そういうことで、私たちは今後この修理、この点については絶対にサービス低下をさせないように日野市とともに、この電話局に対しても要望してまいりたいと思います。

また、災害の点でございますけれども、これも東京電力の、以前にありました日野市での停電のときの対応などを見ますと、やはりＮＴＴも同じような対応不十分さが予測されるわけでございます。口ほどにはいかないのではないか、こういう点がありますので災害時についても万全の対策がとれるような体制で、今後とも私はＮＴＴが進んでいくべきだ、というふうに、今後市民とともに申し入れをしてまいりたいと思います。

それから、また、利用者の声を聞きますと、今、電話機が買取制になっております。買取になりますと修理が自己負担になるわけでございます。こういう点についても市民によくＰＲをしていないために思わぬ修理費が出ていくということがありますので、こういう点についてもやっぱり電話局に改善を申し入れなければいけない、こういうふうに思います。

それから、基本料金の点でございますが、この点も立川局に集約をされまして、40万

の収容台数ということに来年度なってしまうということでございます。通常、収容台数がふえれば、年間で１電話局を集約した場合、10億円も利益が上がるというふうに言われているわけでございます。利益が上がるのに基本料金を毎月我々利用者から200円値上げする、こういうことは、とても許すことができない問題でございます。基本料金の値上げも認められない、もちろん全国的な問題ですが、104あるいは電話帳等の有料化も認められない、こういうことで、私は電話局に当たっていくべきではないか、というふうに思うわけでございます。そういうような立場で今後とも、この問題には取り組んでいくことをここで表明をしておきたいと思います。

市長へ質問をいたしませんでしたので、もし市長の方で電話局のこの集約、大電話局構想というものについての御意見、御回答があれば一言承りたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の行政は、すべて市民生活を守る、地域社会の安定、それから安全を守るということから発想をすべきものだ、ということを日常の信条といたしております。電力、あるいは電話、交通、これらがだんだんと、かつての国営企業から民営企業化されていく、いわゆる合理化は一面の活性化を生むでありましょうが、また、その活性化が行き過ぎて市民生活、国民生活に何らかの支障、あるいは不利益を及ぼすとすれば、これは一々点検をして、そのことに対します正確な情報を知らせ主張をしていくということは、むしろ自治体の責任だ、というふうに考えます。

したがいまして、今日、御指摘のＮＴＴの改編、改組といいましょうか、そういう方向の中にその合理化なるものが市民生活の利便性や、あるいは災害時の行政との対応に不十分な点があれば、これもしっかりと認識を持って主張していきたい、こう伺ったところでございます。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。ぜひ市民サイドに立って今後ともＮＴＴに当たっていただきたいと存じます。

先ほども申し上げましたように、ＮＴＴは今回の回線リセールの販売にかかわる汚職問題、あるいはスーパーコンピューターの導入にかかわる汚職の疑惑、また、法律で禁じられているのに職員から政治献金を８億円も集めて、ボランティア資金と称して汚い政治活動をしていた問題など、今後これらの点については、共産党は断固国民の前に疑惑が徹底究明されるところまでがんばり抜く所存でございます。

また、今でも修理が一日十四、五件あるようでございますが、来るのに30分ぐらい、一、二名で恐らく対応されているんでしょう、これがなくなれば立川からということになりますと、その倍、３倍とかかるのは目に見えて明らかでございます。

防災無線のことなども今後大きな問題になっていくと思います。いろいろの点で住民生活に密着をいたしておりますので、こういう住民への犠牲の転嫁ということがないように、共産党市議団がんばることを重ねて誓いまして、この件の質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって１の１、ＮＴＴ日野電報電話局の縮小計画と市民サービス低下について問うの質問を終わります。

一般質問１の２、街づくりの諸問題について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　街づくりの諸問題について、と題しまして一般質問の通告を行いました。今回は２点にしぼりまして質問をさせていただきたいと思います。

その第１点は、百草団地にかかわることでございます。百草団地が流域下水道に合流ということになりました。その結果、百草団地にある汚水処理関係の敷地が無用ということになったわけでございます。今、この跡地をめぐりまして住民自治会と公団とがさまざまなやりとりを行っております。このことに関係いたしまして日野市の協力をお願いする、こういうことから第１点は質問をいたしたい、と思うのでございます。

第２点目は、共産党市議団、まちづくりの問題を多数出しておりますので、高幡不動尊前の川崎街道、この都道の交通安全対策、この点にしぼりまして質問をさせていただきたいと思います。

百草団地には汚水処理場跡地といたしまして、日野市側にかかる場所といたしましては約4,000平米、汚水処理場跡地がございます。また、多摩市側にもポンプ場がありまして、これも不要になったわけでございます。この跡地利用につきまして、自治会がアンケートをされました。今、中間集約でございますけれども、900世帯ほどのアンケートの回答の中から拾いますと、文化施設をつくってほしい、というのが643世帯で第１位でございました。二つ三つマルをつけてもいい、というアンケートのようでございますので数は合わないかもしれませんけれども、第２位は駐車場が512世帯であったわけでございます。

今、住都公団が望んでいるのは賃貸住宅を建てたい、ということで自治会に提起されているようでございますけれども、住宅をつくってほしいというのは、わずかに４世帯

であったわけでございます。

文化施設も中身を見ますと、市立の図書館をつくってほしい、プールに転化してほしい、幼児や高齢者が集う集会所にしてほしい。それから団地の場合は、葬儀などを行ったとき親戚縁者が集まりましても宿泊する場所が団地内にも無理でございますし、日野市内にもホテルが少ないわけでございます。そういうことで、宿泊できる集会所をつくってほしい、こういう要望もかなりあったわけでございます。

今、御承知のとおり住都公団は、安くて安全な勤労者向きの住宅をつくるということよりも、より大企業本位の都市の再開発、こういう方向に力を入れるという状況が見られております。そういう中で住都公団としては、百草団地のこの汚水処理場跡地にも住宅を建設する意向で住民に迫ってくるに違いありません。その際は、現在の百草団地の住民の方々の家賃が大体４万円、５万円でございますが、これが15万、20万、このような家賃が同じ団地内に発生をしてしまう。こういうような建設がされる場合には、さまざまな意味で住民にとっては迷惑がかかってくるわけでございます。

そういう意味合いからも、あの百草地域、これは公共用地がほとんどございません。周りは山、あるいは住宅だけでございます。こういう状況でございますので、今、住民がアンケートに答えていらっしゃる要望というものは切実なものである、というふうに思うわけでございます。汚水処理場の跡地につきましては、今、百草団地あるいは日本信販の住宅、さまざまございます。今後、日野市内の流域下水道が急速に促進されるに従いまして日野市内全域のコミプラの跡地というものが、百草団地に続いて問題ともなってくるわけでございます。

既に他の市町村で、このように汚水処理場の跡地が不要になった際、市と協議をいたしまして、自治会、公団、市当局が話し合いをして既に図書館を建設している、あるいは児童館等の複合施設を建設している、という例も少しずつ実現をいたしてまいっております。そういう点もございますので質問をいたしたわけでございます。

質問の第１は、住都公団に対して市として住民サイドに立ち、自治会とともにその要望実現のために立ち合っていただけるかどうか、御協力がいただけるかどうか、という点でございます。

第２点は、住民の意向が固まりまして、文化施設、こういうものを市が建設をする、土地は公団が提供をする、というような形で話し合いが進んでいった場合、市としてはあの地域に、そういう公共施設建設についても今後検討する余地があるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

高幡不動尊前の川崎街道については交通安全対策でございます。先ほど私ども、共産党の村松みえ子日野市婦人児童部長ともども、しばしば行っておりますけれども、先日も東京都に行って交渉をいたしてまいりました。東京都のお話では、ようやくあの付近の調査が終わりまして、来年から拡幅の現実的な手段に入っていきたい、という意向を話しておられたわけでございます。これをひとつ市の方でつかんでいらっしゃる現状と今後の見通しにつきまして、詳しく御答弁をいただければと思うわけでございます。

その際、私どももかねがね東京都にもお願いしておりますけれども、もちろん第一義的に住民との合意、関係者との合意が必要でございますので、そういう点は住民参加によって対策を進めていただきたいことは前もって要望をいたしておきたいと思います。

以上、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

最初の前段の部分でございますが、今、質問者の中にもありましたとおり、この汚水施設につきましては、既に百草団地の関係で過去稼働してきたわけでございます。公共下水道の切りかえに伴って63年の５月に切りかえられた場所でございます。当然この施設の場所につきましては、4,000というような数字でございますが、その駐車場部分を含んであわせますと、かなりの面積、9,000平方メートルというような数字になろうかと思います。かなりの大きな面積をかえた中での利用計画ということで、具体的に住民の方と公団側との話し合いの状況も今伺いました。市には、全く公団から現状の中では具体的な話は現在はありません。

しかし、市としても当然この公共下水道の切りかえによっての、この跡地利用については、従来からやはり団地にお住まいの方が一番困っている問題としては、駐車場の問題を市としてはとらえておりました。よって、そういう中では公団に対して駐車場建設を、というような意味での口頭での申し入れは既にしてあるところでございます。

そういう中で、まず一点目のお答えでございますが、私どもの方も現状の公団との協議、そういったものの話は全く聞いておりませんが、今のアンケート調査の問題、あるいは住民の要望事項、２番目が駐車場だ、というような考え方もあるわけでございますが、住民の立場に立って、やはり行政に協議のあった場合には当然庁内で調整をしながら推進すべきだろう、というふうに考えております。

２点目の文化施設の問題でございますが、これは市内全体の基本計画との調整の問題

もございます。また総合的な調整、また、地域のバランス、そういったものを考慮した中で今後の検討課題としていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、２点目の高幡不動尊前の都道の整備につきましてお答えをいたします。

高幡橋南詰めから高幡交差点まで延長が約880メートルございます。このうち一部、高幡の交差点の付近につきましては、高幡の区画整理事業で整備をするということになっております。

残る部分の問題でございますけれども、昨年の12月中旬から本年の３月中旬にかけまして東京都が測量をいたしました。この測量の内容は、平面中心線縦横断測量ということでございます。現在、東京都はこれらの成果をもとに検討しておりまして、本年の秋ごろには地元説明会を開きたいという手順になっております。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

少々意見を申し上げまして、最後に市長から答弁があればお願いをしたいと思います。

今、住都公団の動きで大問題になっているのがニュータウンのことでございます。私どもの日野市、多摩市、ここいらを扱っているのが、その多摩市にさまざまな営業所が住都公団において設置されているわけでございます。これまでニュータウンでは、住宅都市整備公団や東京都へ、あるいは住宅供給公社の手で集合住宅を建設をしておりました。

ところが、民間活力の導入を掲げる中曽根前首相が1985年の３月、新住宅市街地開発法の政令を改正したわけでございます。民間への土地処分、マンション建設を可能にしたわけでございます。当然、このニュータウンのところに大手建設業者が殺到したわけでございますが、なぜかリクルート社に優先譲渡がなされた。そして、リクルート社がつくったマンショというのは、公団などとは感じが違いまして、大変圧迫感の強い、住民を威圧するような、ゆとりのないマンション、こういう建設が今進められているようでございます。このニュータウンへの民間参入をめぐっては、都庁内部でもいろいろ異論があったそうでございますが、鈴木都政はリ社への払い下げを認めてしまったわけでございます。

住都公団が東京都の了解を得てリクルート社に処分したのは、多摩ニュータウンの一等地で多摩市豊ケ丘の約２万1,500平方メートル、処分価格は時価の半額、１平方メートル当たり21万円という安さだったわけでございます。

この辺に、最近の住都公団の本来の公団設立時の目標から離れた政治的な動きというものがあり、私ども住民は、大変この動きに心配をしているわけでございます。しかもこれに政治が絡むということも今マスコミ等をにぎわしております。

例えば、このリクルート社のニュータウン進出を可能にした中曽根前首相による1985年３月１日の閣議決定、新住法の改正、わずか５日後には東京都議会本会議で一般質問が行われ、多摩市選出の自民党浜西議員がこのことを取り上げた、というわけであります。多摩ニュータウンでこの制度を具体化するように迫る、こういうことがありました。ここから浜西議員に、さまざまなところから疑惑が今深まっている、こういうことになっております。

しかも、住都公団の外郭団体の新都市センターというのがありますが、ここの中に浜西議員の事務所が構えてあったわけであります。これは、革新系の新聞等の取材に応じて今閉鎖、急にされた、ということから見ても、いろいろと多摩の市民の皆さんが疑惑を持つ、あるいは東京都民が疑惑を持つのは当然ではないかと思います。

私は、住都公団はこういうふうに動くのではなくて、あくまでも勤労者、こういう人たちの住宅提供、環境提供という点でがんばるべき団体ではないか、こういうふうに思うわけでございます。

そういう点を日野市としても考えていただいて、ぜひ、今後の日野市における公団住民の要望を住都公団に話す際、ひとつ、そういう気持ちで住民の利益を守る立場で強く臨んでいただきたい、というふうに思うのでございます。

それから、都道に関係して言いますと、非常に都道の交通安全対策、あるいは住民参加による拡幅、立体交差の促進が遅れております。東京都は、やれ中央区の大川端再開発だ、というようなところには、どんどん投資をいたしまして、リバーポイントタワービルというのがつくられた際には周辺環境整備のために472億円もつぎ込む。ここの家賃は93万円でございます。また、赤坂の森ビルに対しても22億円の補助金などを出しているわけです。再開発の優良建設物には補助金を出す、そして家賃は29万円から172万円、こういう状況です。自民党の代議士も入れなかった、というのがマスコミに出たぐらい高い家賃のところへ東京都はこういう援助をしている。

そして、都営住宅をつくらないで墨田区の両国の旧日大講堂跡地には都民住宅をつく

ろうとしておりますけれども、これは家賃が、今見積もっても21万6,000円、東京都の本庁の部長クラスでも入るのがやっとというような、こういうのをつくって、去年１年間、都営住宅は結局新規建設はしなかった。そして、今話題になっております東京湾断道路にも数十億円を投資する。

ところが、三多摩の方にはさっぱり予算を回さない、という傾向がございます。東京湾断道路には、もう惜しみなく投資をするくせに稲城、府中市をつなぐあの第二多摩川原橋、これは民活活用ということで民間に建設をさせて、我々には有料でそこを通らせよう、とこういうひどいことを三多摩に対して行っているわけでございます。

私は、こういう東京都政のあり方ということに対しては、三多摩の自治体として日野市が、もっともっと積極的に三多摩の方に、住民本位のまちづくりに予算を回すように、そういう立場で強く当たっていただきたい。

こういうことも含めながら最後に２点質問を申し上げましたので、そのことについて市長からお答えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　一つの団地開発をされた一応の対応として、この処理場がいわゆるコミプラという形で設置をされていたものが、下水道の進捗に伴って不要になる、という例が今後だんだんと発生をしてまいります。多摩平の下水道処理場は、これを早く市が受けとって維持管理をしてきましたために市の財産として、今後の活用は公園という予定をしておることは御承知のとおりであります。

今回、百草の下水道化、流域下水道化の移管に伴って処理場跡地が空いてきた。他の開発指導の協議の中で、それらのことがあらかじめ定められておる、また、それが本当は望ましかったわけでありますが、百草の場合、必ずしも協定に載せられてなかった、ということがあります。

第一義的な活用法といたしましては、地元に一番要望されるものに開放される、その例は、私は駐車場だろうと思っております。

それから、地元の要望がより行政に依存される、ということがあるならば、そこに若干の文化施設や伴う施設のことも考えられる、ということになろうと思いますので、なるべく早く公団にも接触をし用途を確定していきたい、地元の意向を最優先に取り上げていきたい、こんなふうに当面考えております。

それから、高幡地域のいわゆる都道が非常に狭隘で交通渋滞、また、あるいは町の発展に支障を来しておるということは、もう現実の大きな事実であり、その解決がまた大

きな課題でもあります。今、都市整備部長がお答えをしましたとおり、都におきましてもそのことが早くから着目されて、今、道路改造の事前の測量が行われたり調査が行われているということでありますので、都によくお願いをして道路改善に当たっていただく、ということを主張しようと思います。

東京都、あるいは沿岸部、あるいは都心部、大きな都の政策による開発事業、あるいは将来に耐える情報化時代、国際化時代に対応できる都市計画が進みつつあることは、我々も大まかには承知しておるわけでありますが、多摩の市長会の立場といたしましても対策本部、多摩対策本部を東京都庁に求めた結果、対策本部ができております。そして、多摩に大きく財政を振り向ける方向づけがされるように、ということを主張しておるところでありますので、引き続き多摩の都政における重視、重く見られるように努力をしていく、ということが必要だと考えております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

百草団地の汚水処理場跡地は現在の駐車場も加えますと、部長が言われましたように8,000から9,000平米の面積でございます。住民の要望をぜひ生かしていただきまして、市としても御協力を心からお願いをするわけでございます。まちづくりについては、やはりこの住民参加ということが非常に私は大切になってきたと思います。

例えば、東京都の職員の方々が出していらっしゃる新聞にこういう記事が出ております。一橋大助教授で寺西俊一さんという方の話が出ております。「東京の都市施設は東京オリンピック以降に建設されたものが多く、今のところは皆新品同様です。しかし、それらも西暦2020年ごろ以降になると老朽化してきて、その維持、管理、更新をめぐる問題が大きな都市問題になってくる可能性があります。このままなら、東京は都市の危機に直面をしている」こういうことを指摘されているわけでございます。その上で「幸い東京には資金も技術も人材も全部そろっているのです。それらを、ハードな物づくりの面ばかりに注ぎ込んでいくのではなく、もっとソフトな面でのきめ細かい都市政策の実施のために振り向けていけば、今の東京を老人から子供まで住みよい都市につくりかえていくことは十分可能でしょう。そして住みよい都市をつくっていくためには、各種の住民要求、市民要求を基礎にした下からのまちづくりシステムをもっと大幅に取り入れていくことが必要でしょう。」こういうふうにおっしゃっております。

そういう点から見ますと、私たち三多摩日野市民から見て本当に今まで自民党の都会

議員さんは一体何をしていらっしゃったのか、こういうふうに思うわけでございます。私ども共産党は、今後の東京については、生活繁栄都市東京をつくり出そう、健康福祉都市にしていこう、住宅安全都市にしていこう、教育文化都市にしていこう、自治平和都市にしていこう、ということで村松みえ子さんを先頭にして全力でがんばることもあわせ申し添えまして、一般質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって１の２、街づくりの諸問題について問うの質問を終わります。

一般質問を続けます。一般質問２の１、国より指導をされている職員の給与等について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（天野輝男君）　　通告に従いまして質問させていただきます。

革新森田市長が５選に勝利して16年経過いたしました。よい面もあり悪い面も目立っております。他市に比較して、大変、区画整理事業、下水道事業を初め道路網の整備の遅れは、日野市の将来に大変大きな影響を与えるものと思います。

そこで、都道２・２・10、２・２・11、国道１・３・１、１・３・２号の促進は日野市のまちづくりの中で重要な課題であり、これをどのように進めるかが問われているところでございます。市長は、鉄のわらじを履いてがんばる、ということを言っていただいているわけでありますが、そのためには今まで以上の真剣な取り組み方が必要ではないか、と私は思うわけであります。

そこで、日野市は富裕自治体として地方交付税もカットされているわけであります。そこで、何ゆえ日野市のまちづくりは遅れておるのか、そして日野市の財政力指数は高いにもかかわらず事業が今日まで遅れてきたか、というところは、やはり基本計画もないまま、そして事業を実施してきた、このようなところに問題がある、と私は考えているわけであります。

前期分の長期計画、前期分の事業費総額は379億9,884万1,000円であります。62年度より今年度までの、３カ年までの総事業費であります。

そこで私は、この日野市の問題を考えた場合には、やはり自治省からの指導ということをやはり問題にしなきゃならない、と私は思うわけであります。自治省から指導を受けておる、そして、この指導に従わないというところにやはり日野市の補助金の取り方に私は問題がある、とそのように考えております。

そこで、この長期計画の事業費を、総額では、やはり７年間で923億7,000万円であり

ます。この中の、やっぱり一般財源の補てんが300億円以上であります。そして、平均して大体40億円以上の一般財源の補てんがされるわけであります。このようなハードな事業を実施するに当たっては、やはり日野市の市民の期待に応えるためにも、やはり自治省から受けているところの指導を改めるべきである、と私はこのように考えているわけであります。

そこで、この自治省からの職員の給与等について質問をさせていただきます。

そこで、まず第１にどのような面の指導を受けておるのか、それをお答えを願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　ただいまの御質問にお答え申し上げます。

市としまして、職員の給与の是正計画というものを持っております。この計画につきましては、昭和60年、61年、62年度、この３カ年の計画を第一次の計画として持っておりまして、その内容につきましては給与水準、それから給料表の構造、それから退職手当、特殊勤務手当、それから期末勤勉手当の算入に住宅手当を入れない、とこういうようなことにつきまして計画を出しました。

平成元年度につきましては、これらのうちで計画の達成ができていないものについて進める、こういうことで第二次の計画も提出をしております。

ただいま申し上げました給与水準につきましては、100％とはいきませんが、ある程度の成果が上がっております。それから、給料表の構造につきましても通し号俸制から職務給への切りかえでございますけれども、これにつきましても部長職、課長職、課長補佐職まで職務給が導入されております。

それから、退職手当の問題につきましても都に倣った線で年次計画によって減らしていくことが打ち出されております。それから、特殊勤務手当につきましても見直しをいたしまして、整理統合できるものは統合してございます。それから、住宅手当の不算入の問題につきましても昨日議決をいただきましたように、一度に全額不算入、こういうことが実現しております。

62年度までのこの是正計画で、まだ完全に実行できていないものについては、63年度からの第二次計画でもって今後また進めていかなければならないわけでございます。

給与水準につきましては、いわゆるラスパイレスの引き下げ、このことにつきまして昇給期間の延伸ですとか、それから初任給の１号下位格付ですとか、それから、55歳からの昇給期間の延伸、それから58歳に達した場合には停止、こういうような措置によっ

て現在110.4％のラスパイレス指数になっております。このラスパイレス指数は、各市に比べて低い方の部類に入っております。

それから、さらに給料表の構造につきましては先ほどもちょっと申し上げましたとおり、通し号俸制から職務給を一部導入しております。残されたことにつきましては、今後さらに精力的に検討を進めていきたい、と考えております。

退職手当につきましても68カ月に引き下げまして、これも年次計画で計画に乗せてございます。

以上のような計画をもって、これからも精力的にこれを進めてまいる、そういう所存でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　　どうもありがとうございました。

私は、あえてこれらのものを質問させていただいておりますのは、やはりこの日野市のまちづくりというものに対しては、当然地主を初め市民の多くの方々の御協力がなくしてはできないわけであります。そういう面からいいまして私は、自分たちのやはり内部から改めるところは改めていき、そして皆さんにお願いしていく、ということが一番筋ではないかな、ベターではないかな、ということを考えているわけであります。

そういう面で、ぜひ国の指導に従いながら、そして、今後日野市においても、やはりこの日野市だけの一般財源だけで考えているならば、なかなかできない、また小規模なものしか日野市にはできていないのが現状であります。

ぜひ私は、このようなところを改めながら、そして日野市の市民参加といいますか、日野市の皆さんが協力できるような体制をつくる、ということが一番私は必要ではないか、ということを強く感じておるもんですから、私は自治省に聞いたら、日野市においては、このことだけがとりあえず問題であるんだ、ということでありましたもんですから、あえて質問させていただいたわけであります。そういう面で日野市においては、今後ハードな面では大変難しい面があるわけであります。

そして、補助金といいますか、そういう補助金の確保ということになりますと、やはり大きい国の政策に立ったところの大きい施設であるならば、やはり2年も3年も、また5年もやはり計画を立てながら、そして国や東京都の方に、やはりこの事業を説明をして、そして事業認可を受けなければならない、という作業があるわけであります。

私は、前市長をやっておりました古谷さんのことを取り上げるわけじゃありませんけれども、やはり古谷さんも初めのころは、やはり事業を結びつけるためには、朝5時起

きして電車に乗って、そして部課長のうちへまずお願いに行って、その後、東京都や国の方に出向いた、ということを聞いているわけであります。そのくらい努力をしないことには、なかなか私は公共の事業が日野市に定着し、そして21世紀に向かったところのまちづくりというものはできないものである、ということを私は強く感じているわけであります。

そういう面で、先日、市長からの5期目の所信表明がございました。そして、その中で何点か市長にお聞きしたわけであります。そして、その中で市長も、要するに地方自治の本旨にそむくという、そういう中央集権の行政改革に対抗し、というこのものについては、やはり日野市の補助金を有効に国や都からもらってくる、ということに対しては、やはりこの給与の問題でわかるとおり対抗しているような状態ですね。私は、国や東京都の方から補助金を、また負担金といいますか、そういうものをいただけないんじゃないかな、ということを強く感じているわけであります。

そういう面で、ぜひ改めるところは改めながら、そして市民の皆さんに御協力をしていただく、ということが私は今後一番日野市にとって必要な問題である、とこのように感じております。

そこで、市長が10大基本計画を公約しておりますけれども、私は基本構想を見る限りは、やはりこの経費老人ホームとか、そういうものは、やはり森田市長さんが4年間市長をやっていただく中で、これをどういう形でお考えなのか、このあたりも――この間はお聞きしたかったわけでありますけれども、あんまり森田市長さんの支持者が来ていらっしゃいますから、あんまり変なことを聞いたら悪いと思いまして強く追及しなかったわけでありますけれども、このあたりの市長の考え方がありましたらお聞きしたい。

また、市立病院の建てかえ問題、また高校誘致ということも載っています。そして、この高校誘致という問題に対しても、やはりどのようなお考え方を持っておるのか、やはりお聞きしたいと思うんです。

そして、特に市立のふるさと博物館、この問題について私はやはり触れたいと思うんですね。ふるさと博物館規模の展示の資料館ですと、やはり子供たちの夢を育てるまでに市民が活用するかどうか、ということが私は疑問なんですね。やはり国や県の政策では、田園都市構想に基づく都市中核文化施設というのがあるんですね。これは当然大きい施設です。大きい市町村に行きますと大概これはあるわけです。これは、やはり長い時間をかけて、先ほど申し上げましたように国や東京都の方に働きかけて、そして事業認可を受けて初めてできる、こういう事業であります。やはり、このようなものをつく

らないことには子供たちの夢は、私は育たないのではないかな、ということを感じているわけであります。

そういう面で、日野市においてもこれらのものをつくれ、といった場合には、今はほとんどつくる土地もないわけです。このあたりを私は少なくとも今残されているところの市街化調整地域とか、そういうところを活用しながらつくっていただけるならば、やはり日野市も市民も希望をだんだん持てるんじゃないかな、ということを感じているわけであります。

そして、特に一番日野市で問題となってくる事業がございます。それは下水道事業であります。既に南多摩処理区は稼働が始まっております。そして、浅川処理場、秋川処理場の稼働は3年後である、と言われております。確かに下水道課の説明だと、3年後には64.1%の普及率にはね上がってしまうわけであります。そこで、使用できる場所とできない地域の格差が大幅に出てくるわけであります。その格差の解消をするためにはやはり都道の2・2・11、国道の1・3・1、1・3・2号の早期促進が鍵である、と私は思うわけであります。そこで森田市長も5期、16年から20年間を迎えてくるわけでありますから、16年間やって、このことは十二分にお考えであると思うんですね。

そういう面で私は、市長からのこの面についての答弁を求めたいと思います。

そこで私は、ここのことを後で市長にお答え願いたいんです。それで、私は今回給与の問題について質問いたしましたのも、やはり今後日野市で職員の給与を是正するということが一番必要である、ということを強く感じております。そういう面で、私はあえてこれらのものを質問させていただきました。どうぞ、今後これらの国の方針に沿って改めていただけるかどうかをもう一度御答弁願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　天野議員さんが、かねがね一定の視点に立ってまちづくりのこと、あるいは市民生活のこと、御心配をいただいておる気持ちがよくわかります。そして、必ずしも意見が一致できない部分もございますけれど、要するに人件費等をなるべく過重にしないで、そして、まちづくりの事業費に充てるべきではないか、こういう基本的な財政計画、これもごもっともだと思っております。

今、担当部長からお答えをしておりますとおり、その面の成果というべきか、あるいは努力、これもかなり前進をいたしております。日野市の全体の予算、あるいは収入の中の給与支出の割合、決して過大ではございませんし、むしろ当を得た範囲だ、というふうに御理解をいただいてよろしいんではないかと思っております。一層努力をしなが

ら、つまり経費の経営的な観点から節減を図る一面と、それからまちづくりのために専心努力をする面と双方二つの課題に一定のバランスと、それか努力を果たしながら、御指摘のとおりハードな面のまちづくりに大いに寄与せよ、という御趣旨を尊重してまいりたい、こう考えております。

今回の公約等におきまして、そのことも申し上げて御理解をいただいて御審議をいただいたものと考えておりますので、謙虚にこの初心に絶えず立ちながら努力をさせていただく、このように考えておりますことをお答えとさせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　市長から答弁もいただきました。

しかしながら、きのうもこの職員の問題で出てきておりますように、やはり必要なところは、必要な部所は確かにあるわけです。ハードな面の事業が進んできているわけですから。こういう面は認めるとしても、やはりもっともっと工夫をしなければならない面があるのじゃないかな、ということを感じているわけであります。ということは、自治省ではこの経常経費をもっと下げなさい、ということを実際言われているわけです。

そういう面で、ぜひこれらの問題を改めながら、そして職員にやる気を持たせるような方法をとるということが、これからは必要であるなということを強く感じているわけであります。そのやる気の方法というものは、やはりある程度この仕事を任せながら、そして、責任を持った立場で仕事をしていただく、ということが必要である、ということを強く感じているわけであります。

そういう面で、確かに日野市の給与体系も26市と一線であります。しかしながら日野市のまちづくりというものを考えた場合には、大変遅れているわけです。そして、あの職員の部所のところを検討してみても、やはり大体教育とか、そういうすべてにおいて高いわけですね。人員がたくさんいるわけです。職員がたくさんいるわけです。そういう面をやはり改めるということが私は必要である、とこのように思うんです。

特にこの機構改革については、私は再三言ってまいりました。やはり内部で努力しないで市民にどう答弁することができるのか、ということを私は申し上げたいわけです。そして、市民の方々に協力していただく以上、やはりこれらの一つ一つを全面的に改めながら、そして、市の方ではこれだけやっているんだ、というところを見せるならば、この遅れておるところの地域の方々も、ある程度納得していただき、そして協力をしていただけるんじゃないかな、ということを感じておるわけであります。

そういう面で私は、あえて今回この問題を取り上げて質問をさせていただきました。

どうぞ十分に判断していただきたく思います。そして、この種の質問に対して終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって２の１、国より指導をされている職員の給与等について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時８分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の２、都道２・２・10、11号線、国道１・３・１、１・３・２号線の促進が日野市の下水道事業に大きな影響を与えると思うがどうかの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（天野輝男君）　要するに都道２・２・11、10号、国道１・３・１、１・３・２号の促進が日野市の下水道事業にとって大きな影響を与えると思います。その質問をさせていただきます。

日野市の下水道の進捗する中で南多摩処理区の事業が開始されました。浅川処理場、秋川処理場の稼働が始まるのは３年後であります。そして、市内の下水の普及率は64.1％に、その時期になるとはね上がるわけであります。そこで、使用できない地域と、また、今後解決策もないまま今日まで来ておるこの状況の中で、私は都道、国道の早期促進がかぎを握っておる、と思うわけであります。

そこで、森田市長も５期目でありますので当然この下水道の解決策を考えておると思いますので、この答弁を求めます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたしたいと思います。

日野市の下水道計画につきましては、他の都市計画事業、これは街路事業でございますけれども、これで後、整合を図り、計画決定をしているところであります。

御指摘の都市計画道路、日野２・２・11号線、及び１・３・１号線につきましては、

浅川左岸処理分区の主要幹線でございます。それぞれ多摩川中央幹線、浅川中央幹線が道路に沿いまして計画がされているところでございます。したがいまして、この都市計画道路の早期完成が必要になるわけでございます。

しかしながら、この多摩川中央幹線で申し上げますと総延長が4,200メートルのうち、中央線から以西でございますけれども1,500メートルあるわけでございます。この道路につきましては、既に東京都が道路測量等に入っているわけでございます。しかし公共下水の整備と整合するかどうか、かなり問題があるところでございます。この道路の進捗を見極めながら、この以西の問題を解決していきたい、というふうに考えております。

それから、１・３・１号線で申し上げますと、これは先ほど申し上げましたように浅川中央幹線が通ることになっております。総延長6,020メートルでございます。このうち、区画整理で整備をするところを除きますと約1,500メートルあるわけでございます。これは位置で申し上げますと、川崎街道から西に向かいまして２・２・５号線までございます。この道路につきましては、建設省は早急に整備すべきという考えを持っておりますけれども、現在のところ計画等の具体化がされていない、ということでございます。この間につきましては、以前から申し上げているとおり、このルートを再検討をして今後進めていきたい、というふうに考えております。

したがいまして、現在、浅川処理区につきましては805ヘクタールの未認可の区域がございます。都市計画道路の検討を踏まえて、この未認可の区域の一部の計画決定の変更、それから、事業認可に向けて進めてまいりたい、というふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　今、説明を聞いて大体わかったわけでありますけれども、やはり私は、この処理場から来るところの、要するに本管は確かに国や東京都の事業であると思います。しかしながら、３年後には使えるところと使えないところの差が明らかに出てくるわけであります。これを解決しないことには、私は日野市の市民の市民サービスに大変不公平さが出てくる、ということを強く感じているわけであります。

今のお話だと、要するに２・２・10号線の都道については、要するに中央線から西側の150メーターについては東京都が測量をしている、そして、その中にその事業がどの程度進んでいるかということは、まだ聞いてないわけであります。また、この１・３・１の、要するに川崎街道から西側の２・２・５号線までの距離、1,500メートルですか、この面についてもまだ見通しが立ってない、そして未認可の地域の整備については、この問題については何かほかの考え方でやるようなことを今言われましたけれども、この

あたりをもう一度――要するに東京都にこの下水道の本管を、どういう形か知りませんけれども、私は、この２・２・11号の都道に入れる以外ないと思うわけです。だから、この道路の促進を要請をしながら、そして下水の本管を延ばしていただく、ということが一番正しい方法というか、一番いい方法である、というふうに私は考えるわけです。

そのあたりをもう一度、お聞かせ願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えいたします。

まず、多摩川中央幹線でございますけれども、いま少し詳しく申し上げますと、総延長が4,200メートルでございます。そのうち、万願寺の現在行っております区画整理事業の中のルートの延長が800メートルでございます。

それから、中央自動車道から万願寺第２の区画整理の区域、及び東町を経まして、２・２・10までございます。これが、２・２・11号線の延長が1,100メーターでございます。要するに、この万願寺第２及び東町の1,100につきましては、区画整理の中で道路をつくり、その道路の下にいわゆる幹線を入れていく、ということになるわけでございます。

それから、２・２・10から中央線までございますけれども、これは仲田の市民の森スポーツ公園の北側から四谷までの区画整理の区域になるわけでございますが、これが総延長800メートルでございまして、これは既に一部道路が築造され、スポーツ公園の北側につきましては近いうちに整備がされる、要するに用地確保はできている、ということでございます。

したがって、いわゆる処理場から一部１・３・１を通りまして２・２・11号を北の方に参りまして、区画整理をしながら中央線まで多摩川中央幹線を呼び込んでくる、そういうことになるわけでございます。

それからＪＲ中央線から以西でございますが、これが約1,500メートルでございます。管の口径にいたしますと、約400ミリ程度のものでございます。これは、現在の計画が２・２・11号線にこの幹線を埋設する、ということになっているわけでございます。ただいま天野議員さんも、できる限り短期日のうちに全市下水道の整備を、という御意見もあるわけでございます。私ども、この幹線道路にいわゆる流域幹線を布設をするということにこだわりますと、この下水道計画がかなり先に行くわけでございます。道路の整備は整備として促進をするとともに、場合によりましては、1,500メートルにつきましては別のルートを検討しなきゃいけない、そういうことを申し上げたわけでございます。

す。

それから１・３・１号線でございますけれども、これが総延長が6,020メートルでございます。万願寺の現在行っております区画整理の区域の延長が1,630メートルでございます。それから、少し飛びまして現在準備を進めております事業実施中の豊田南、及び西平山の区画整理の区域、これを除きますと1,850メートルになります。

要するに浅川中央幹線を１・３・１号線に埋設をする。それで、この１・３・１号線の整備を三つの区画整理の中で整備をする、そういう今見通しを立っている。残る宮から、これは都市計画道路で申し上げますと、２・２・２号線から２・２・５号線までの間が1,850メーターになるわけでございます。そのうち、２・２・２号線から川崎街道までの340メーターにつきましては、建設省が直売で道路整備をする、ということで前年度に現況測量等をしたわけでございます。本年度につきましては、この道路建設について用地測量、それから具体的な事業の説明を地元に行う、という段取りになっております。

そうしますと、この340メーターを差し引きますと、残るのが1,510メーター、およそ1,500メーターになるということでございます。この1,500メーターを現在１・３・１号線に浅川中央幹線を埋設するかどうか、ということになるわけでございます。道路が早急に進めば、この計画どおりに進むのが一番いいわけでございますけれども、豊田南の区画整理の進捗状況、あるいは西平山の事業、それから、市民の早期公共下水道への要望、こういうものを考えますと、この1,500メーターについて別なルートを検討し、都市計画決定の変更もせざるを得ないのではないか、そういう意味の御回答をしたわけでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　このお話を聞いておりますと、特にこの万願寺部分に入るところの、これは要するに２・２・11号の万願寺部分に入るところの区画整理の中では、要するにこの区画整理が進まないと、そこには管がいかってこない、というように私は聞こえたわけです。そのあたりをそのとおりなのかどうか、そして、要するに日野の中央線から西側の部分のこのルートを400ミリの管をいれる、ということですね。これは、市民サービスのためには大変必要であるかもわかりませんけれども、やはり別のルートを引いた場合には、当然どの程度の日野市に余分な負担金がかかるのか、このあたりをわかれば教えていただきたい。また、わからなければ後で資料でも結構です。

それと、この浅川の左岸ですか、これの要するに1,500メーターのルートですね、こ

れも今のままだと、できなければ別の方法を考えるという考え方であります。この別の考え方で下水管を、要するに本管でしょうから引いてきた場合には、やはりどの程度の予算が、余分な予算が計上されるのかどうか、このあたり、今ちょっとわかりましたら教えてください。わからなければ後で資料で結構です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　まず、多摩川中央幹線でございますが、先ほど御説明申し上げましたように万願寺の区画整理の区域内の延長が800メートル、それから中央自動車道から２・２・10までが万願寺第２、及び東町の区域になりますが、これが、延長が1,100メーターでございます。このルートについては区画整理にあわせまして実施をするということで、この計画変更については現在考えておりません。

それから、ＪＲから以西の約1,500メーターの計画変更でございますが、これは、２・２・11が計画どおり建設されない、いわゆる下水道の建設と日程と整合しない、ということであれば下水道のルートを変更せざるを得ないだろう、というお話をしているわけでございます。現時点で経費の相違等については、まだ出ておりません。

それから、１・３・１号線の浅川中央幹線の、いわゆる道路整備のめどといいますか、計画が定まってない1,510メーターについても今後下水道事業を最優先するためのルート変更を検討したい、そういうふうなお話をしたわけでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そうしますと、ちょっとお聞きしたいんですが、要するに私たち下水課長の説明で、要するに南多摩処理区、浅川処理区、秋川処理区が稼働が始まった時点では、64.1％に普及率が上がるんだ、ということを私は聞いておるわけです。そうしますと、この豊田の地域、そして特に旧日野町の地域の下水道が使えない場合でも、これだけの普及率に上がるのかどうか、これをまず１点、教えていただきたいと思います。

それと、今お聞きしましたこの中央幹線ですか、この部分についてもやはり東京都では、この２・２・11号線を促進したい、ということをはっきり言っているわけです。そして、やる努力を私はしていただいていると思っているわけです。そういう面で、当然この地域の方々の御協力が確かに必要であります。必要でありますけれども、やはりこのことは、日野市の下水道を考えた場合には別のルートでとか、そういう考え方でなくして、やはり正論でそのところに必要としておる道路ですから、この道路を促進するように努力することが必要じゃないか、と私は、このように思います。

また、この１・３・１の1,500メートルについても、やはりこの道路の中に、国道の中に埋設していただけるならば、そんなに日野市の財源が余計にかからないわけです。やはりそういう面で、こういう面についても市長みずからが本当に地主の皆さんにお願いして解決するのが一番順当な考え方じゃないか、と私このように思うんです。

そのあたりをもう一度、このことについて御答弁いただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

六十四点数％の整備比率の件でございますけれども、これは、多分、現在市が事業認可を取ってある面積を分子にいたしまして整備比率を出すと六十四点数％になる、そういう数字ではないかと思います。

それから、都市計画道路の２・２・１号線、要するにＪＲ中央線から以西の整備の問題でございますが、これも先ほど私が申し上げておりますように、整備の促進は全力を傾け努力をしなきゃいけない、というふうに考えておりますし、また、そのように努力をしているところでございますけれども、現実的にこの道路の、いわゆる計画の進捗と、それから下水道の整備を考えた場合に理想としては、いわゆる計画道路の中に入れることが望ましいわけでございますけれども、この道路の遅れにいわゆる栄町、新町が、下水道計画が先に大幅に引っ張られるということを懸念して、現実的な方法を考えなければいけないんではないか、そういう説明をしているわけでございます。

それから、１・３・１号線の事業化については、これは建設省等に早期完成、早期、いわゆる事業化の要望を続けていくことは事実でございます。今後もまた続けてまいりたいというふうに考えております。

それから、その１・３・１号線の1,500メーターの浅川中央幹線の、いわゆるラップしているものの見直しの問題も、これは理由といたしましては、中央線以西の２・２・11号線の考え方と全く同じでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そうしますと、要するに下水道の普及率といった場合に、要するに事業認可を受けている段階で六十四、何％の普及率になる、ということを言って正しいものであるかどうか、このあたりをお答えください。

それと、やはりこの万願寺の区画整理が進んでこなければ、要するに中央線の西側部分でない、要するに仲田の市民の森スポーツ公園までの距離ですね、この距離、1900ぐらいかな、この間の区画整理事業が進んでこなければ要するにつながらないわけですよ

ね。としますと、やはり私は、この日野市の事業を、道路はもちろんですけれども、道路の事業を進めるとともに、やはり東京都の方に十分な働きかけが必要である、2・2・11号線についても十分な働きかけが必要である、とこう思います。

それと、要するに国道1・3・1号線についても、やはり建設省では、この道路を何とかしたいと思っているわけです。思っていても、なかなか進まない事情があるわけです。それは、特に森田市長も5期目ですから16年間やってきて、どうしてできないか、あなたは一番よくわかっておる、と私、思うんですね。

そういう面で私は、一番問題になっているこのところをどのような形で解決していくお考えがあるのか、市長にもお答え願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　お答えをいたします。

答弁が悪いので御理解いただけないようで、大変恐縮でございます。

1点目の六十四、数%の問題でございますが、これは先ほど御説明をいたしましたが、南多摩処理区、それから秋川処理区、それから浅川処理区、この浅川処理区につきましては万願寺土地区画整理の区域内でございます。これが既に事業認可を取りまして事業に今着手しているところでございます。これを分子にいたしまして、市街化区域の面積を分母にいたしまして割ると、多分六十四、数%になる数字ではないか、そのように今説明をしているわけでございます。こういう数字の出し方がいいか悪いかわかりませんけれども、ただいま数字が出たから御説明をした、ということでございます。

それから、2点目の1,100メートルの問題でございます。これは、中央自動車道から2・2・10号線までの区間の件だと思いますけれども、この区間につきましては都市施設として、上部には多摩都市モノレールが敷設をされることになっております。それから、この道路は22メートルの幅員でございまして、道路管理者が東京都になっております。したがって、この道路だけ考えれば東京都が都市計画事業、あるいはその他の方法で道路を建設し、モノレール等の整備をするわけでございますけれども、最近の地価の問題、それから用地取得のことを考えますと、この1,100メートルを東京都が道路事業として行う、ということになりますと、かなりの年数がかかるであろう、それから市から見ますと、この地域につきましては都市基盤整備が非常に不十分といいますか、遅れております。排水の問題、それから生活道路、いわゆる6メーター道路の整備の問題、それから公園の整備、もろもろのいわゆる課題があるわけでございます。そういうものをあわせて区画整理の手法で、いわゆる事業化をした方が、この道路整備にいたしましても多摩川中央幹線の埋設にいたしましても、モノレールの建設にいたしましても一番近道ではないか、というふうに考えまして、現在東京都と協議を重ねながら区画整理事業化の努力をしているということでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、都市整備部長がお答えしておりますとおり、日野市の都市計画国道、都市計画都道、都市計画市道、これらの整備とともに下水道事業が計画として含まれておることは、御承知のとおりであります。したがって、それらの都市計画道路が進捗して、そうして下水幹線を埋めることができれば、一番それが計画そのものでありますし、そのためにまた努力をしておる、ということも御承知だと思っております。

また、それが先ほど御指摘のとおり時間がかかる、そういうこともある部分につきましては予測ができますので、その際には既存の道路等のバイパスということも検討をしなきゃならない、ということを申し上げておるわけでありまして、その際に多少の経費の差が生じてくる、そういうことも当然あり得るわけでありますが、要は、いかに速やかに、そして、いかに能率的にそれぞれの道路と下水の関係を完成させる、ということが終極の大きな目標でございますから、そのための努力をあらゆる方法を駆使してやっていこう、とこういうことが現在の実態であります。

それには事業計画を取りつける、あるいは既に決まったものを多少の変更も事業化する、こういうことを汲みながらやっていく、というふうにお答えをしておるわけでございますので御心配の懸念も十分理解もいたしますし、またそれのために努力をしておるということも期待をしていただけると思っております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君。

○6番（天野輝男君）　今、市長からも答弁をいただきましたけれども、要するに今市長の答弁の中にもこの道路のバイパスということが出ましたですよね。この道路のバイパスということは、要するに都市計画事業に乗ってない道路をお考えで、そこに埋設してくるということなのか、そのあたりがちょっとわからないもんだから教えていただきたいと思うんですが。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今の説明につけ加えますと、バイパスという言い方は適当でなかったかもしれません。つまり既存の公の施設、つまり既存の道路、あるいは既存の

水路、これらが用地として使える、というふうに言っているわけであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　市長からの答弁でもわからないわけではないんですね。ということは、この16年間、今日まで市長をやって今度は17年目に、５期目に入ったわけですから、要するに16年間、確かにいろんな形で努力はしてきたんじゃないかな、というふうに私も思うわけです。

しかしながら、先ほど都市整備部長の説明の中にありますように、この道路だけを考えて下水道事業というものを進めてくる、ということは大変難しい、ということを都市整備部長は言っているわけです。私もそう思うんです。やはり理想としては区画整理を進めながらそこに埋設してくる、ということになると事業費も当然取れるでしょうし、東京都の方でも乗りやすいわけです。事業認可を取ってやれば乗って来やすいわけです。

そういう中で、やはり私は、あくまでもこれらのことが今日まで16年間にわたって、この問題を十二分市長は御存じだと思うんです。そういう面で市長になった当時から、やはり長期計画なるものを考えながら、そして、その中にしっかりと事業認可を受けられるような作業を進めてくるならば、現在の私はなかったな、ということを思っているわけであります。

そういう面で、ぜひ区画整理事業の中に取り入れてくる、ということが最優先されるわけであります。その中で日野市の場合には、まとまって事業をやらなきゃならない、こういう時期であります。そういう時期が来ているわけであります。やはり、そのことを考えながら日野市の基盤整備等の事業については取り組まなきゃならない、ということを私は申し上げたいわけであります。

そういう面で、私は先ほど古谷前市長のことを言いました。朝５時起きして部課長のうちへあいさつに行って、それから、国や東京都の方にお願いに行って予算をもらってきた、ということを私らは聞いているわけです。私はそのくらい――この４年間の間にそれだけのことをやれ、ということは難しいかもわかりません。しかしながら、市長がみずから出向いてこれらのものをお願いし、そして解決する以外、これを解決する近道はないんです。そういう面で、ぜひこのような形で私は進めていただきたいな、ということを思っているわけであります。

そういう面で、市長の十大公約、これらのものが出てまいりました。これらのものをやはり一つ一つ事業の中に、後期の長期計画の中に入れた場合には、果たして日野市の４％ぐらいの率でしか伸びてこないでしょう。そういう中で私は、十分これらのものを

一般財源から確保できるかな、ということを懸念しているわけです。

そういう面から、私は、さっきは少し脱線しまして余計なところまで進んでまいりましたけれども、要は、いかに日野市の財源を有効に使いながら、そして日野市のまちづくりのために使っていくか、ということが一番の問題である。そういう面では、やはりこういう大きい国道、都道の促進については、市長みずから出向いて行って国や都の方にお願いしていく、ということが一番早期に解決する方法である、と私はこのように思うわけであります。

このあたりで、もう一度市長からの答弁を求めておきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　これまでも何回もお答えしてまいっております。つまり、東京都あるいは国に対しまして、いわゆる事業に乗せることを一歩一歩進めて、そうして事業を具体化、実施化していく、ということでありますから、おっしゃっている趣旨と私が口答している趣旨とは全く一致するわけでありまして、そのことをもっと熱心にやれ、ということだろうと思いますから一生懸命にやっていきたい、こう思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　　そういう面で、私は第１番目の質問をしたわけであります。やはり内部努力といいますか、市の内部からやはり検討していって初めて国の方でも、ある程度認めていただけるんじゃないかな、ということを思うんです。それこそ、革新市長であるから応援できないとか、そういうことは、私、まずないと思うんです。今まで市長の、どういう形か知りませんけれども、市長の今までの働きかけが鈍かったことは、私、たしかだと思うんですね。鈍かったわけであります。そこに、この16年間の日野市の遅れが出てきているわけであります。

私は先ほどちょっと触れましたけれども、多摩市では日野市が目標で努力してきた。その当時、多摩市と日野市との差は10年間開きがあったというんです。そして、現在では10年間多摩市の方が開いてしまった、もう20年間の開きが出てきておる。これはどこにあるか、といったら、やはり先ほどの古谷太郎前市長のことを申し上げました。国や都への働きかけが弱かったからこのように遅れてきてしまった、ということをあえて私は質問させていただいているわけであります。そういう面で私は、今後これらの問題について厳しく市長にも要望してまいりたい、このように思っております。

ぜひ、これらの、要するに国道、都道の早期解決が、日野市の特に浅川処理場を使うところの利用者の不便さを解消する近道である、ということをあえて質問させていただ

いたわけであります。

どうぞ最善の努力をしていただきたい、このようにお願いして、この種の質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって２の２、都道２・２・10、11号線、国道１・３・１、１・３・２号線の促進が日野市の下水道事業に大きな影響を与えると思うがどうかの質問を終わります。

一般質問２の３、日野市のスポーツ指導員の育成が大切であると思うが、また、スポーツ指導員の施設使用料は無料にすべきであると思うがどうかの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○６番（天野輝男君）　第３番目の質問をさせていただきます。

日野市の場合には、今申し上げましたようにいろんな面で未熟児のような弱い面がたくさんあるわけであります。そして、比較的この革新文化活動というような名目での活動は盛んであります。

しかしながら日野市の将来を考えた場合には、やはり高齢者社会の対応、国際化社会の対応、そして高齢者社会への問題点が、大きな問題が残されているわけであります。これらの事業は、大変財源が必要であります。そういう中から、日野市の中にはいろんな面で能力のある方がたくさんいる、ということを少しずつわかってきているわけであります。そして、私はその方々の能力を日野市の中に取り入れて生かしていく、ということが日野市の事業の促進につながる、ということを感じているわけであります。

そして、私は今回のこの種の質問は――市民の森スポーツ公園で私もジョギングしておりました。そしたら、陸連の役員の方が私のところへ来まして、「これは柵をしてしまったんですね、どうしてしたんでしょう」と言いますもんですから、「多分、利用する方がもし事故でも起こった場合には補償しなければならない、そういうところから、ある程度柵をしながら料金を取りながら市民の危険防止といいますか、安全対策をしているんじゃないかと思うんですよ」ということを言ったわけです。

そうしましたら、立川の場合には、確かにリッカーミシンという陸上部、日本の陸上界を担っているような選手の人がいるわけです。こういう人たちがいるから一日20円で使用できるんですよ。だから、やはりそのくらいの値段で貸していただけると利用者もふえるんじゃないでしょうかね、というお話が私にありました。なるほどな、と思って聞いておったんです。

そして、今、いろいろの各種競技がはやっておりますから、特にこの陸上競技というものは、だんだん選手が少なくなってきている、というわけです。そして、この選手を育てるということは、やはりある程度専門的な指導者がいて教えないと、なかなか技術が向上しないんですよね、ということを私、聞いたわけなんです。

そういう面で、今後日野市の将来を考えて、そして日野市の中の要するに市民団体、こういうふうなものを育成していきながら、やはりスポーツを通しながら、そして青少年の健全育成、そして、これらを通して日野市民の有能な能力を引き出す、ということは、私は今後日野市にとりまして一番大きな課題じゃないか、ということを特に感じたわけであります。

そういう面で、ぜひ――スポーツの指導員は確かにおりますけれども、やはりスポーツの指導員には少なくとも使用料を、無料にしたって大したことはないわけです。無料にしながら、そしてボランティアでお手伝いをしていただいて子供たちが来たり、お母さんたちもあそこで駆け足をしております。そういう方々にジョギングの方法とかそういうものを教えてあげるならば、また新しい文化の仲間、サークルの仲間ができてきて大変よろしいんじゃないか、ということをそのときにお話をしている中で感じたわけであります。

そういう面で、ぜひ、このような形でスポーツの指導員の育成、そしてこういう施設を利用する方の使用料というものをやはり無償にしながら後進の指導に当たっていただけるような体制をつくる、ということが一番よろしいんじゃないか、と私自身は感じているわけです。

このあたりをどう思っておりますか、教えていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ただいまの御質問にお答えをいたします。

確かに地域でスポーツの振興を進めていくためには、市内のスポーツの関係者の御協力をしなければなりません。現在、市の方としても体育指導員という制度をつくって地域のスポーツ振興に当たっておりますし、それから、日野市の体育協会の中にもスポーツ指導員という制度ができております。これは各競技種目ごとに認定をしたスポーツの指導者でございますけれども、市民のスポーツ、レクレーション活動の発展のためにいろいろ御努力をしていただいております。

現在このスポーツ指導員の場合には、17種目で88人の方が登録をされておりまして、市民のグループなどからの要請を受けて出かけて行って指導に当たる、ということをしていただいております。こういった方々の数をふやす、ということもありますし、さら

にスポーツ指導員の指導内容の向上を図る、というようなこともあって、体育課でも主催で年４回ほど指導者を対象とした講習会も開いておりますし、体協の方でもそういった講習会を開催をしてスポーツ指導の向上に努めております。

今後ともそういった点での充実に向けて、我々としても努力をしてまいりたい、というふうに考えております。

それから、そういうスポーツの指導に当たる方々の、今、陸上競技場での施設使用料の問題が話として出されておりましたけれども、いずれにしろ大人のグループでも、あるいは子供のグループに対して、そういうスポーツ指導に当たる方々の場合について私どもとしても、その施設使用料、その他についても適切な対処をしたい、というふうに考えております。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　ぜひ、そういう配慮をいただけたら幸いに思うわけであります。

特に今、仲田のスポーツ公園は大変緑が多くなってきております。そういう面で、子供たちがたくさんあの地域に集まってきておるわけです。そして、この間も、あそこに仲田小学校がございますから、そこの子供たちを取り囲んで暴力をふるった、というようなことを私自身も聞いておるわけであります。そういう面で大変――陸上競技場の中を使用する場合には管理する方がいるわけですけれども、あの周辺に対しては、そういうものは全くないわけです。そして、そういう暴力行為が起きて子供の親から電話があったりなんかして、少しこの問題を解決するためにお話し合いをしたようでありますけれども、やはり私は、あのようにたくさんの子供たちが集まってくる、そういうところには、やはりどういう形かで子供たちに適切な指導をできるような方法をとる、ということがこれからは必要じゃないかな、ということを強く感じているわけです。

そういう面で、今申し上げましたようにスポーツの指導員をそういう形で、ボランティアで自由に利用していただきながら、そして、その人たちがそういう子供たちにも何らかの指導なりアドバイスをする、ということができるならば、そういう暴力事件というものもなくなってくるのじゃないか、ということを私は感じているわけであります。私も100円ぐらい払うのはどうってことないけれども、だれか利用しているかな、と思って朝早く行ったり、夜、９時過ぎに行ってみますと、やはりグラウンドへ入ってみると利用しているような人の靴の後がないから、ほとんど利用されてないように思うんです。

そういう面で私は、これらのものは大した使用料が取れるわけではありませんから、

ぜひスポーツの指導者に対しては無償で借りていただきながら、そして、その方々にその子供たちを守るためにもぜひ参加していただきたい、ということを感じたわけであります。

そういう面で、ぜひ今後これらの問題に対して御配慮いただけたら幸いです。

以上をもって、この種の質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって２の３、日野市のスポーツ指導員の育成が大切であると思うが、また、スポーツ指導員の施設使用料は無料にすべきであると思うがどうかの質問を終わります。

一般質問３の１、若人が集う明るいまちづくりの施策を問うの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（川嶋　博君）　それでは、若人が集う明るいまちづくりの施策を問うの一般質問を行わせていただきます。

前置きは抜きにいたしまして、16年間森田市政が数多くの施策を行われ実行されてまいりました。市民の日常生活にかかわってまいりましたが、福祉行政におきましても、高幡市立特別養護老人ホームの建設、健康管理手当１万4,000円の増額、老人入院見舞金制度などの福祉の施策もあります。また理美容券、三多摩での老人福祉などのトップクラス、全国にも誇れる福祉だ、というのが現状であります。

一方では、市民生活における、人口の増加とともに発展する日野市の現状でございますが、日野市の市民の方々は、ひとつ買い物をとってみても他市に出かけて買い物をする、こういうようなこともいろいろな方々から意見も聞いております。市民生活の文化生活が上がっていくに従ってファッション性の高い衣料や家具の購買につきましては、どうしても市外に行ってしまう。最近では、立川、八王子、武蔵野、新宿、最近では国分寺などにも多くまちづくりが進んでまいります。このように、日野市の中での商業活動、こういった問題が立ち遅れているのではないかと思います。

ただ、商店が発展するから若人が集まる、ということではございません。行政側といたしましても商業振興のプランの策定なり魅力ある商店街の整備、促進が弱いのではないか、と指摘をするのでございます。行政指導ということではなくて、住民に任せるということではなく行政側といたしましても、いろいろな面からも協力いたしまして、町の発展、若い人が日野でいろいろな面で楽しむ、生活できるような施策が行政側としても必要ではないかと思います。

コミュニティの基盤づくりの弱い点や、施設の整備がまだまだ遅れているのではないか、と私は思いますので、この点について行政側はどのような考えでいるか、をただしたいと思います。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えいたします。

若人が集まる明るいまちづくり、ということのテーマの中の質問でございます。今、質問者の中にもいろいろありました。市としても生涯学習時代の到来とともに当然青少年の施策が重要な課題である、ということは認識しているわけでございます。

その中の過去の事業としては、大きな問題としては青年フェスティバルの開催、あるいは青年の自主活動の援助等を重ねてきた経過があるわけでございます。その中では勤労青年会館の開設、障害者学級等の問題、独自の事業も、かなり進めてまいりました。当然これは独自の事業としての内容の充実については、これからもなお一層努力すべきところだろうと思います。

なお、その中では、1985年、国際青年年の中で青年の専門家15名を構成しまして、日野市の青年の声懇談会ということを開催いたしました。結成し、その中でいろいろ若い人の意見を取りまとめた経緯もあります。当然、日野の若者コミュニティということで委員会の報告書は既にお配りしている部分があるわけでございます。行政、これを中心として現状の中では、これからのあり方、このまとめの中での対応を今日しているところでございます。

具体的な問題としては、今後の問題として公民館社会教育事業、勤労青年会館の内容の充実はもちろんのこと、青年の要望はどこにあるのか、また何を求めているのか、そういったものを、この報告書の中にも幾つかあります、そういったものをやはり重視して、これから取り組んでいくべきだろう、というふうに考えております。

なお、施設面の御指摘もあったわけでございますが、現在計画中の安曇村、大成荘の改築等を含んで青少年が利用できる一つの施設を今後つくっていく、という考え方でもいます。

なお、学校開放の中での施設面の利用についても、勤労青少年あるいは若者が集まるようなスポーツの開催できるような条件整備が必要であろう、というふうに考えております。もちろん、これには基本計画の後期部分の実施計画の今年度の予定の中、あるいは施策の方向の中での問題を具体化しながら、なお一層努力して進めていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　　ただいま企画財政部長の答弁をいただきましたけれど、やはりスポーツ施設一つとっても、野球場が欲しいというような市民の声もたくさんございます。

それからコミュニティにつきましても、やはりお互いに気安く活動やら勉強会やら、いろんな面で寄り集まることができる施設が必要ではないかと思います。ただ町がきれいになって建物ができればいい、ということだけでなくて、行政側としても心のこもった温かい思いやりのあるまちづくりが必要ではないかと思います。いろんな面で若い人の集まるようなバランスのとれた行政が、ぜひとも必要ではないかと思いまして、この問題を取り上げた次第でございます。これからも森田市政をいかに若い人がついていくか、このような行政が必要ではないかと思います。

また、コミュニティ施設づくりも進めていると申し上げましたけれども、やはり若い人の気持ちをよくつかんで行政側としても行っていただきたいと思います。その点を指摘いたしまして、この問題の質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって３の１、若人が集う明るいまちづくりの施策を問うの質問を終わります。

一般質問３の２、まだ利用されていない市民会館喫茶室の問題を問うの通告質問者、川嶋　博君の質問を許します。

○11番（川嶋　博君）　　市民会館の建設につきましては、60年の秋オープンいたしまして、華々しくいろんな利用をされております。最近では、自主事業といたしましても多くの皆さんからの評判を聞いております。過日行われました武田鉄也さんという方の事業につきましても、切符を売り出したら午前中で売り切れるほどの評判であった、と聞いております。

また、音楽につきましても日野市民以外からも大勢の方々が利用されているということで、日程につきましてもいっぱいでございます。この点につきましても行政担当として、どのような経過であったかは、後ほど、この場でお知らせ願いたいと思います。

その市民会館の中の喫茶室でございますが、これにつきましても議会側として市民会館建設特別委員会という委員会までできまして、多くの市民の方々からも意見を聞き建

設が進められたことが経過がございます。

しかし、現状におきましてもやはり喫茶室につきましては、民間委託の点につきましては、やはり利益を重視いたしますので、なかなかその経営する方があらわれない、ということを聞いておりますが、行政側としてもやはりこの点について、多くの方々がいろんな面で利用される方が多いけれども、あの施設はなぜあのままになっているのか、このような指摘の声も聞いております。

市民会館の施設も、日野では利用者に向かってできておりますが、中には、市民会館の開館してないときでもやはり一般の方も出入りするような喫茶室を持っている市民会館もございます。日野の場合には利用される方に向かっての喫茶室でございますので、そのようなことでございます。15分間の休憩時間に大勢の方が一度に集まってやはり利用するということについては、非常に困難でありますし、また、開演するとだれもいなくなってしまう。このような、いろいろな普通のお店とは違った形態でございます。そういう点を踏まえますと、なかなか喫茶室を運営することについては問題が多いと思います。こ点については、しからば行政側としてもどのような考えでいるか、お考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　川嶋　博君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤波竜徳君）　　それでは、市民会館の問題につきましてお答えをさせていただきます。

市民会館でございますけれども、60年の秋にオープンいたしまして本年度で4年目を迎えるわけでございます。施設の利用、それから市民会館の自主事業とございまして、施設の利用につきましては順調に利用されております。また、自主事業につきましても定着しつつございます。

ちなみに、ちょっと利用状況、それから自主事業関係を申し上げますと、まず施設の利用状況でございますけれども、61年度につきましては、大ホールが65%、小ホールが68.4%、それ以外の施設については98%でございます。年間の利用人員につきましては18万853人、このような数字でございます。

それから、62年度につきましては大ホールが66.5%、それから、小ホールが62.1%、それ以外の施設が96.7%で、年間の利用人員につきましては15万4,147人となっております。

なお、昨年でございますけれども、63年度、大ホールにつきましては71%、それから

小ホールにつきましては61.5%、それ以外が98.3%でございます。年間の利用人員につきましては18万7,118人ということでございます。

それから自主事業でございます。61年度でございますけれども、年間の公演数は12本いたしました。利用者数が1万309人でございます。売上率が61.3%になってございます。それから62年度でございますけれども、自主事業は13本公演をいたしました。利用者数が1万1,327人、売上率が67.1%でございます。それから63年度でございますけれども、14本公演をいたしまして、利用者数が1万386人、売上率が75.2%でございます。

なお、平成元年度につきましては16本の公演数を予定をしてございます。これら、昨年度でございますけれども、75%につきましては近隣市の上位の売上率である、というふうに考えております。

そこで、今御指摘がございました喫茶室の問題でございますけれども、議会でも数々にわたりまして御指摘を受けているとおりでございます。いろいろと業者と折衝した経緯がございますけれども、喫茶室の面積が44平方メートルと狭く、座席数は30席が限度ということで営業上採算が取れない、というような根本的なネックがございます。

その他の障害といたしましては、市にございます食堂と近隣の周辺の飲食店との競合がございますし、それから、先ほど御指摘がございましたとおり喫茶室へ外から直接入れない構造でございますので、一般の通行者の利用がしにくい、したがって会館利用者のみの利用に限られている、ということでございます。逆に会館の利用者のみの対象でございますので、大ホールが1,100名、それから、小ホールが200名の利用者があった場合、開演前に休憩時間、短時間の中で多数が利用されるということで30席では非常に難しい、ということがございます。

以上のようなことが予想されますので、現状では、決め手がないのが現状でございます。私どもも苦慮しているところでございますけれども、今後、引き続き初期の目的どおり開設ができるように研究してまいりたい、と思っております。

しかし、現状のまま使わないで、未利用のまま置くことは問題がございますので、現在利用者の申し出によりまして、弁当持参の方の利用者、それから、市民グループの打ち合わせや懇談の場所に利用をしていただいております。

今後、より一層積極的に開放いたしまして有効利用をしていきたい、とこのように考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　川嶋　博君。

○11番（川嶋　博君）　　民間企業でしたら、投資をしてこれが有効に使われてない、こういう問題につきましては大変な問題でございます。市民の立場に立って、この問題を早急に対応を進めていただきたいと思います。

一方、議会側といたしましても行政と協力をいたしまして、この対応をし、早急に利用されるような施設にしなければいけないことを指摘をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって３の２、まだ利用されていない市民会館喫茶室の問題を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後２時20分　休憩

午後３時２分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の１、“豊かさを実感できる”施策の推進をの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（奥住日出男君）　　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、“豊かさを実感できる”施策の推進を問う、というテーマでもって質問をさせていただきます。

今、当市は、基本計画に則りましてまちづくりを進めているところでございますけれども、多岐にわたる市民要望とのバランス、これをどう保っていくか、こういうことで大きな谷間にある、こんなふうに受けとめておるところでございます。

過日、行きつけの理髪店でお店の御主人から、70歳以上のお年寄りに配付をしている理美容券のことでもって、お客さんの２人の方の対照的なお話を聞くことができました。仮にこのお客さんをＡさん、Ｂさんということで若干御披露させていただきますと、まずＡさん、この方は、かなりの高齢の方ですけれども、なにか済まなそうな顔をして床屋に入ってきまして、まだ市の方から券が届いてないんだけれども、というような感じ

で入ってきたそうです。自分は券がないと床屋に来ることができないんです。こんな、なにかそれでもいいかな、何とかやってもらえるかな、ということで入ってきて、お店の奥さんが「おじいちゃん、いいんだよ、券なんかいつでもいいから、どうぞ刈っていらっしゃい」ということで頭をきれいにして顔も剃って帰らせたという。数日後、そのおじいちゃんが「ことしも券が来たよ」ということでその券を持って、「ありがとう」とそのお店に来て、にこにこしながら帰って行った、という。まさしく豊かさを実感している市民の１人でございます。

一方、Ｂさん、この方はまだ70なるかどうか、ちょっと見て随分若い方だな、という感じがしたそうです。この方は床屋へ来て、いろいろきれいになった後、ポケットから券を出して「こんなのが来たんだけれど、これ、いいのかな」とこういう形で出したそうです。それを聞いた店の奥さんが、なんてひどい人なんだろう、私たちは市に幾らかでも貢献できれば、というような気持ちでもって一生懸命になって奉仕をしている。そんなつもりでいたんだけれども、券を投げ出すように「こんなものが来た、これを使ってもいいのか、だめなら現金があるんだけれども」とこう言ったそうです。それを聞いて大分その店の店員も含めて腹だたしい思いをした。なんであんな人に奥住さん、券なんか配るんだ、こういうようなお叱りも受けました。

私、常々、理美容券は大変結構な制度だ、しかしながら、何でもかんでも70歳以上になったから配ればいい、というものではない。本当にお困りになっている方ならば当然それはありがたく受け取るし、中には恥ずかしそうに、こんなもの使えるか、ということでそこらに置く人もいるようです。ほんの一つの例でございますので、これはすべてじゃないと思うんですね。ただ、そういう話を私聞いてきたわけです。まさしくＢさんは、豊かさを実感してない１人でございます。

森田市長は、常々、住みよい町ということだけじゃなくて住むことが喜びであり誇りであるまちづくりを進めていきたい、ということをおっしゃっておられる。大変結構なことだと思うんです。こういう考え方を市民サイドから申し上げるんであれば、施設なり、あるいは施策、こういったものが量的にも質的にも他市に比較して優位にある、こういうことが豊かさを実感できる町ということが言えるんじゃないかな、と極端ですけれども、そういうような言い方もできるかと思うんです。

もちろん、すべての分野でもって完璧なまちづくりなんていうことは絶対にできるはずはありませんけれども、しかし、市民生活の究極の目的というのは福祉社会の実現にあるわけですね。福祉社会の実現ということは、満足のいく社会である、という、こう

いうことになるわけでございます。ただいま申し上げたようなことが考え方として言えるのは、そういうことに立ってのことである、こんなふうに確信を持っているところでございます。

行政需要は無限である、ということですから、一概に豊かさを実現できる施策、こう言っても問題が余りにも大き過ぎてつかみどころがない。したがいまして、本日は的を１点にしぼって質問をさせていただきたい。提言も含めますけれども、通告に従って質問をしていきたいと思います。

通告にありますのは住宅政策でございます。住宅政策について考え方をお聞きしたい。とりわけ若年層に対する住宅のあり方についてどうお考えになっているか、という、こういう通告内容でございます。

今、市営住宅に入居している世帯の48％の方が規制所得枠をオーバーしております。当然、割り増し家賃を払っておるわけでございますけれども、入居時点では、きちっと審査がございますから、所得制限に合って入っているわけですけれども、年々ベースアップとか、いろんなことがあって収入をオーバーしてくる、これは当然でございます。それをとやかく言うつもりはないわけですけれども、高齢化社会、高齢化社会ということをいろんな方が言っている。実態がそういうことになりますから。そうすると、何か高齢者に光りを当てるような施策が随所に見られている。日野だけじゃなくてどこの国もそう、都もそう、県もそうです。これは、私は間違いではないと思うんです。

しかしながら、高齢化社会を担う、次代を担う若者に対してもそれなりの、私は光を当てる必要があるんじゃないかな、というところから、特に若年層に対する住宅のあり方という質問を考えたわけでございます。

私のところに過日、22歳になる若者２人が来まして、「奥住さん、来年３月、私たち結婚するんです。ついては住むところがないんです。民間アパートだと高いし、我々22歳だと給料もこんなくらいだ。幸いにして、今、残業もある、休日出勤もあるから何とかやっていけますけれども、こういうものはもう流動的ですから、いつまでもあるというものではない。市営住宅に入れたらいいんですけれどもね。」こんな相談だったんです。「君たち幾らもらっているんだ、給料は。源泉徴収票を持って来い」ということで２人のを合わせたら、２人世帯で、とてもじゃないけれども市営住宅に入居できるだけの所得じゃないんです。はるかにオーバーしている。「でも、申し込んでみてごらんなさい、抽選ですから神頼みしかないよ。」――向川原市営住宅が５月に応募がありまして、その方が申し込んだ。見事に的中をしまして、さあ弱った、当たって喜ぶどころか

逆に困った、どっちかが会社をやめなければ入れないんです。当然、女性の方がやめることになるわけです。たまたま、その22歳の若い人、数字的に申し上げますと、源泉徴収票を見ましたら318万何がしという、こういう所得だったんです。幸いにしてその方は所得枠に入っていますから、奥さんになる方が会社をやめれば入居できるんです。結論的には会社をやめることになりました。

民間へ入ると、今３ＤＫでも８万以上の家賃である。市営住宅はその半分なんです。４万というそこに差額が出るわけですね。一生懸命２人で働いて８万のアパートに入るか、あるいは会社をやめてしばらくしてから何か、パートか何か見つけて市営住宅に入るか、いろいろと私も中に入って相談もし、また受け、若者２人も親ともいろいろ相談をいたしました結果、やめるということになったんです。

ところが、来年３月に結婚するわけですから入れないんですね。当たってから、いわゆる３カ月以内に一緒にならなければならないわけです。世間体もあります。当たり前ですけれども、きちっとした３月という結婚の日取りは決まっていますから、それまでは一緒にはなれない。でも、親を口説いて婚姻届けだけ出しなさい、とこういう話になったんです。いずれ一緒になるんだから。１人では市営住宅に入れないんですよ、２人でなければだめなんだ。結果的に７月に婚姻届けを出して入居というステップを踏んでいくようになったわけでございます。

今の若い人というのは、現在の社会情勢では持ち家を持つ、なんていうことは、もう夢の夢なんです。結婚する前からもう土地を買うことも家を建てることもあきらめてしまっている。余りにも悲しいし、寂しいし、情けない。こんな今の世の中になっているんです。人生のスタート時点であきらめをしなきゃならない。こういう人たちがこれからの高齢化社会を背負って立つ人たちなんです。

そこで、提言も含めた質問ですけれども、今、市長が考えている日野市政十大基本政策の中に、市営住宅は改築、増戸を進め古い木造住宅を建てかえます、という、こういう政策があります。これはこれなりに評価できるんですけれども、私は、もう１歩突っ込んで質的に考えていただく政策がほしいな。それには、そういう若者たちが入れるような、そんな市営住宅もあってよろしいんじゃないか。

例えば、入居してから６年、あるいは７年たったら確実にそこを出ていく、というこういう規則があってもいいんですね。その間に若い者は一生懸命働いて金をためて土地なり住宅をという、こういうことが市の施策としてあってもよろしいんじゃないかな、とこんな気がいたします。

たまたま、その方は社員ですから、いろんな会社がやる住宅政策等々はあろうかと思うんですけれども、そういう方ばかりじゃないわけです。その他にもいろいろと、うちの息子が結婚するんだけれども、というようなことも来ております。何とか市営住宅を当ててください、とこんな相談もあるんです。わからないもんですからね。それだけはちょっとできませんよ、というふうなお話をして、何となく暗い感じになることがしばしばあるわけですけれども……。

今、本当に豊かさを実感できる施策というと相当いろんな面であるわけです。例えばよく議員の皆さんからも、日野のまちづくりは遅れているとか、道路がどうだとか、下水道がどうだとか、区画整理がどうだとか、いろいろ言われます。実感としては体育施設があるとかないとか、あるいは文化施設が充実しているとか、どうだとか、福祉施設の充実、この辺もそれぞれがいろんな立場で、また価値観がそれぞれみんな違いますから、一概にこれができたからいいとか悪いとか、ということは言えませんけれども、トータル的に見ると、まだまだ、いろんな面で手を加えていかなければならないんじゃないかな、とこんな気がいたします。

下水道の問題、道路の問題、それぞれ、市の方では基本計画に則って、時間はかかりますけれども、何年後にはこのくらいになります、10年後にはこのくらいの整備率になる、という、こういう計画もあります。お金もかかりますから、そう簡単にできるもんではないんで、そういうものはよくわかるんですけれども、そういった住宅政策、この辺も違った面で、また力を入れていただきたい、こんなふうに考えるところでございます。

ただいま申し上げました質問の要旨ということで通告してございますので、担当の方から御答弁を願いたい、というふうに思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

ここ二、三年来、非常な地価の高騰がございまして、持ち家の実現にはほど遠い情勢になってきております。また、こういったことが家賃等へはね返りまして、賃貸の住宅の家賃の高騰というような悪い影響が出ております。特に低所得者の方々の住宅事情は、今までになく悪化の一途をたどっているわけでございます。

こういった社会情勢の中で公営住宅の必要性というのは、ますます大きくなってまいりました。住宅政策につきましても、これは大変重要な課題となっております。御質問の中にもございましたとおり、市といたしましては既存の木造の住宅、古い住宅、こういったものを建てかえまして、その高層化によりまして供給の拡大に努めてまいる方針を打ち出しております。

市営住宅と申しましても、これは公営の住宅でございますから、公営住宅法の規定を受けてまいります。入居者の資格条件、こういったものにつきましても一定の所得の基準、同居する親族のある者、あるいは一定の条件を具備した単身者、と規定があるわけでございます。

御指摘の若年層を対象としたものにつきましては、この公営住宅法の中には制度として規定されておらないのが現状でございます。お話の中にございました向川原の市営住宅に応募された若い方々の事例につきましてもよく承知をしております。収入がオーバーしたために奥さんの方がお仕事をやめなければならない。また結婚を早めなければいけない。こういう事情も出てまいりましたけれども、たくさんの応募者の中から最も的確な資格の方を入居させる、という建前を取っている以上、こういったことも心情的には大変お気の毒に思いますけれども、やむを得ないことかと思っております。

申し込みの状況をちょっとお話をいたしますと、64戸の募集に対して400名の方が申し込みに訪れました。そのうちの約１割ぐらいの方が収入の面、あるいはその他のことから申し込み資格に欠けるために不受理になっております。400名のうちの356名の方が公開抽選により当選者を決定したところでございます。

若年層の方で現在共働きによって高い家賃を支払っている方が、入居決定の際に共働きでは所得オーバーになる、そのために女性の方が仕事を断念せざるを得ないなど、そういう事情に悩んでいることは、実際仕事に当たる者も目の当たりに見まして、十分認識をしております。

しかしながら、先ほども申しましたとおり一定の資格要件を備えた者について住宅の提供ということが義務づけられておりますので、心情的には非常にお気の毒でございますけれども、現実の問題として、やはりそういう手続きを踏まなければいけない、そういうことでございます。

向川原の市営住宅につきましては、第４期の工事が来年完成をいたします。ただいまお話のような事例を十分認識いたしまして、特に所得の低い方、第二種の住宅でございますとか、あるいは母子、身障者、老人、こういった、いわゆる世間的な弱者を優遇する意味で配慮して努力をしてまいりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　奥住日出男君。

○１番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

いつも、こういう質問をすると返ってくる答弁というのは、規則だとか建前上こうだとか、こういうことになるんですね。重々承知をして、私、質問しているわけですけれども、規則がこうなっているから、とそれだけで片づけていいものかどうか、それぞれ内容によって私は違ってくると思うんですね。じゃあ、しからばどうすればいいんですか、ということになるんですね。じゃあ、こういう人たちのことをどうすればいいんですか。心情的にはわかるけれども、しょうがないよ、規則はこうだから。簡単なんですよ、そういうことだと。もっと１歩突っ込んで、じゃあ、国なり都に対して、こういう政策をひとつ打ち出してくれとか。

話によると、今の公営の家賃と民間の家賃の真ん中辺の家賃を考えた住宅政策も、というような話も聞いています。いろいろ考えているんですね。私はどうでもなると思うんですよ、政策ですから。

ですから、そういう声もひとつ、今後、都に、あるいは国に、あるいはまた違った機関に対して、どんどん、どんどん提言していこう、何とかそういう市民の方に答えられるように、本当に豊かさが実感できる、本当に住んでよかったな、と若者が夢を持てるような、こういう私は政策が大事だと思うんです。これが生きた政策である。規則がこうだからこうなんです、と言ったら、それでおしまいなんです。そこを何とかなりませんか、というのは市民の声なんですよ。

もちろん、今、総務部長が御答弁いただいたように、総務部長の段階では、それが精いっぱいだと思うんです。私は、もちろんそれが間違いでもないし不満でもないんです。ただ、じゃあ、どういうふうにしたらいいんですか、法律をどう変えていったらいいんですか、とそこまで踏み込んで本当に誇れる町、こんなふうに私は仕上げていくのが大事な政治だと思うんですね。

市長にちょっとお伺いしますけれども、市長がここで、いろいろと政策等を打ち出してきていますし、また、よく言われることに市民の満足度を高めるためにいろんな行政機構も変えていく、これが行政側の生産性の向上である、というようなことを言われてきている。市長自身、どんなふうに今お考えになっているのか、こういう、これから次の代を背負って立つ、この日野市を立派に仕上げてくれる若い人たちに対して、どういうような光を当てていったらいいのか、住宅政策だけですけれども、これは大事なことなんです。言うことはわかるけれども、ひとつ現状ではこんなもんだから何とかわかってほしい、やむを得ないんですよ、というような御答弁でなく、もう少し前向きな答弁をいただきたい、こんなふうに考えますので、市長の方からひとつ、お考えをお聞かせ

いただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　まず、一般論から申し上げる以外にないんですが、今日の我々の自治体で住宅政策ということは非常に狭い範囲のことしかできない、ということが残念ながら言わざるを得ません。つまり、市営住宅はわずかに四百数十、今後増戸して何とか1000ぐらいは持ちたいものだ、という考え方は申すわけでありますけれども、その実現はかなり厳しいものがある、ということがあります。

そして、住宅政策に結局依存をする方法としては、都営住宅、あるいは住宅都市整備公団の住宅、これらが公営住宅でありますし、その間にまた民間住宅も適切に地元の需要に応えていただく、こういうことは、もっと努力をしなければなりません。都営住宅の建てかえ時期にちょうど入っておりますので、これらにつきましても、戸数をある程度はふやしながら環境の整備をやっていただく、という方に重点があります。公団住宅も、日野市民の住んでおられる住宅の建てかえというようなこともありますし、ある程度は地域を限って戸数をふやす、つまり高層住宅を認めるということも今後の施策としてやっていく必要がある、と思っております。

今言われる事例に伴いまして、日本の制度の仕組みと申しましょうか、つまり、それに先立って今日の日野市などのいわゆる都市化、これは、かつて経済成長の昭和20年代の後半から30年代のあたりにかけて地方からたくさんの若年労働者が都市に集中をする政策がとられた。それに対応して、住宅公団もそうでありましょうが、都営住宅も大量につくられ、ある程度、市営住宅もそれに取り組んでいった、こういう施策が、施策というよりも大きな政策がとられた時代があります。

そして、本来ならば勤労者に対しましては、まず潤沢に賃貸住宅を用意をして、そして必要な数は保持されるのが望ましいわけでありますけれども、人口の急増に反比例して住宅政策は伴わなかった、あわせて一方に土地の異常な高騰があって、もう公営住宅を、用地を新たに求めて建てるということは、非常に困難な状況になりました。

したがって、今日、辛うじてできるのは、たまたま老朽化した平屋の木造住宅を不燃化して環境整備を行いながら、ある程度の戸数をふやす、これが先ほど指摘された私の政策の増戸、並びに改造する、こういう表現になっております。

言われるところの若年層に対して、一番住まう場所、これは衣食住が当然必要なわけでありますし、衣と食は、かなり日本は富んだけれども、住は全く後回し、土地が高くて、もう家持ちも困難だ、このような中でどうすればいいか、というのが、ちょうど今

奥住議員さんの指摘をされるところではなかろうか、とこう思っております。市民生活を守る行政の立場から、若年層ももちろん大切な施策の対象でなければなりませんし、しかし若年層はまだ弱者ではない。若いわけではありますけれども、弱い人ではない。こういう事情から、どうしても弱者の方に、弱い人の方に施策の先行がやむなく出てくるわけでありまして、そのあたりに確かに不十分である、ということは十分承知をし、これからもどのような施策がとれるか、ということをもちろん検討いたさなければならないと思っております。

今のまた住宅法が、非常に所得を限った範囲に上限、下限、狭められておりまして、もう言われるとおりでありまして、そして入居すれば、すぐ今度は高額所得者にオーバーをするようなことになって、そして、それに付加価値も若干足して迫ってくる。今御指摘のありました確かに若い時代の数年間を公営賃貸住宅に住んでいただく、そして、一定の蓄積を持って持ち家なり、何かもっといい住宅にかわっていただいて、絶えずそのサイクルが循環できるということになれば、まさにこれは理想であります。しかし、法律の制度はそうなっておりません。一たん入居すれば居住権として、ほとんど本人の家を空けるまでは提供しておかなければならない、とこういう状況になっておりますから、すぐに移ってください、ということを勧告することもできない。こういう状況でありまして、これらの、つまり法律をもっと改正させる、こういう運動も大切だと思っております。

市長会等の提言として、これから積極的に提言をし、また行政相談制度もありますから、そういう際にもっと国に対する政策を大きく方向転換をして、つまり住宅を潤沢に提供する、土地の値下げをする。そういうことにあわせて御指摘の住宅問題の解決を図るレールを敷いていく。これは確かに大きな問題だと思っておりますので、このたびの御提言をもとにして、もっと積極的に取り組んでいくべき課題である、このように感じました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　奥住日出男君。

○1番（奥住日出男君）　　ありがとうございました。

ただいま市長の方から、積極的にそういったものも提言をしていきたい、という答弁をいただきましたので、これ以上続けるつもりはございませんけれども、市長がよく、弱者に対して人権を守ることが一番大事である、というようなことを言われる。今回も消費税の一部負担ということで弱者に対して6,200万という予算を計上されてきたわけです。補正予算として組まれてきた。若い人は、みんなそういうことをよく知っている

んです。私たちも納税者の１人です。

確かに若者は弱者ではないかもしれませんけれども、本当に、やっぱり次の時代を担ってくれる人にはかわりはないわけです。市長もその辺を十分強調されて御答弁をいただいたわけですけれども、以前にも市長が、何とか本当に日野に住んでいたいんだ、ということで日野から出て行かない、こんないい町はない、という、こんなふうな質的にも素晴らしい町を目指していきたい、ということを言われてきております。私も大変結構な考えだと思うんです。考えが考えに終わらないように、ひとつ、大変大きなテーマだと思うんですけれども、公営住宅法の中で、市として確かにやるべき範囲が非常に狭い。限られたことしかできないという。住宅だけじゃなくていろんな面でそういうことが出てきていますけれども、これからの新しい時代に向けて住宅政策も、あるいは若者に対するこういうこともどうあるべきなのか、そのために何をしなければいかんのか、１歩ずつ中に入って行って中身の政策として、私は今後勝負をしていかなければならないんじゃないかな、とこんなふうに考えておるところでございます。

非常にテーマが大きくて難しい問題でありますけれども、ひとつ前向きにこの問題をとらえていただいて、できるだけ近い将来、本当に若い人たちが、ああ、やっぱり日野にいてよかったな、日野市はこういうことまでやってくれたんだよ。数少ない戸数であっても私は立派な政策だと思うんですね、そういうものができるということは。国や都に対して、そういうことをやっていって希望を与えていただきたい、こんなふうに思います。

今回、臨時給付金が、マスコミ報道によると全国でも珍しい、というふうなタイトルで載っているんですね。珍しいんです、ああいうことが。１万円でも、確かに消費税のあれは３カ月分だ、というふうなことになっていますけれども、いただく方にとってみれば手をあわせて本当にありがたくいただきたい、ということになるわけです。現金を配ればいい、というものじゃないんですけれども、いろんな施策がありますから、それはそれなりに評価を私はいたしますけれども、少なくとも、こういう基本的な面の手直し、あるいはてこ入れをぜひやっていただきたい、こういうことを要望いたしまして質問を終わらせていただきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって４の１、“豊かさを実感できる”施策の推進をの質問を終わります。

本日の日程は、すべて終わりました。

次回本会議は６月12日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願

います。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時40分　散会

６月12日　月曜日　（第４日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第14号）

６月12日　月曜日　（第４日）

出席議員　（29名）

１番	奥住　日出男　君	２番	宮沢　清子　君
３番	高橋　　徹　君	４番	土方　尚功　君
６番	天野　輝男　君	７番	福島　盛之助　君
８番	福島　敏雄　君	９番	中谷　好幸　君
10番	小俣　昭光　君	11番	川嶋　　博　君
12番	馬場　繁夫　君	13番	夏井　明男　君
14番	小山　良悟　君	15番	馬場　弘融　君
16番	高橋　徳次　君	17番	簇野　行雄　君
18番	一ノ瀬　　隆　君	19番	板垣　正男　君
20番	鈴木　美奈子　君	21番	中山　基昭　君
22番	秦　　正一　君	23番	黒川　重憲　君
24番	古賀　俊昭　君	25番	谷　　長一　君
26番	市川　資信　君	27番	石坂　勝雄　君
28番	名古屋　史郎　君	29番	竹ノ上　武俊　君
30番	米沢　照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年6月12日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員21名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問5の1、高齢者福祉施策シルバーピアについて問うの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をいたします。

日野市の高齢者福祉施策、シルバーピアということになりますと、これにつきましては、日野市の、いつもこれは我々が目にするのは、まず第一に、何と言いましても、昭和57年の1月1日に老人憲章が制定された、こういうことであります。

そこで、この老人憲章につきましては、日野市民は進んで老人を理解し老人の生きがいがある日常生活を保障するため、次のとおり老人憲章を定める、ということになって、これが5項目にわたっているわけであります。

また、昭和63年の3月には、緑と文化の市民都市を目指しての日野市基本計画が策定されております。

また、これを見ましても、やはり第2節の、市政を取り巻く社会の動き、高齢者社会にも、我が国の人口は昭和75年、西暦2000年です、1億3,000万人に達し、その後、減少傾向を示し、やがて安定化すると考えられている。これは「日本の統計」昭和61年の総務庁の発表によるものであります。

そのような関係で、非常に人口の増加率というのが変化をしてきております。平均寿命の伸びが重なったため、人口構成の高齢化が急激に進んだ。そうなりますと、この総人口に占める老人人口の割合というのは、昭和60年には10%からふえ続けまして、現在では厚生省の白書を見ますと、昨年は11.3%でしたから、もうそれを凌駕しているんじゃないかと考えております。

そのようなことを考えると同時に、やはりこれからの生産年齢人口の割合ということを考えてみますると、現状とは余り変わらないで、昭和70年ごろになると、生産人口の負担が幾らか軽くなる時期があるのではないか、というふうに言われております。

こうした中におきまして、これからの高齢者社会の高負担というのに対しまして、どのような形でこれを考えていかなければならないか、ということになりますと、こうした成り行きというのの変化というのに対して、特に意を傾けなければならないのではないか、というふうに考えております。

日野市の基本計画を見ましても、このダイジェスト版にしましても、あと１冊の厚いのにしましても、この計画にも、老人福祉施策ということが強くうたわれているわけであります。

それと同時に、また少し遅くなっておりますけれども、日野市の高齢者福祉施策の体系化についてということで、日野市老人福祉協議会が市長に答申をしているわけでございます。この答申の経過等を見ましても、昭和62年７月23日諮問を受けました答申の作成のため起草委員会を設置しまして、62年10月３日から63年２月４日までの間、５回にわたりまして検討を重ね、その進行に合わせまして、63年２月12日に開催し審議を行って、この答申がなされているのが、日野市高齢者福祉施策体系化についての答申であります。

この答申の内容にちょっと触れてみますと、「高齢者福祉施策体系化における高齢者の位置づけと目標」ということになっているわけでございます。これにつきましては、一般論的に老人を要保護と要介護の対象、あるいは敬愛されるべきものといった受け取り方をとっておりまして、老人増が前面に出ているということが明確にわかるわけでございます。

このような中におきまして、特に私も前回の通告質問のときにも、生活保護世帯の国庫補助負担の削減ということが行われたわけでありますけれども、これらの点につきまして、消費税等たくさん負担というのは弱者にかかるということで、質問を３月にはさせていただいたわけでありますけれども、いかにして弱者を救済するかということは、これは国にとりましても、地方自治体にとりましても非常に大切である、ということは言うまでもないわけでございます。

そのような中におきまして、特に高齢者増という、その立場に立つと同時に、やはり側面からもこれをどのような形で支援していかなければならないか、ということになると、当然、この高齢者福祉体系を実現するための行政責任の基本的な視点というのが問われなければならないわけであります。

そのようなことに触れてみると、どうしても、この高齢者施策の体系を実現するためには、日野市の自主性が保障され、これは特に地方自治というのは、いわゆる市長がいつもおっしゃられる市民自治、この観点に立って考えるということが素直ではないか、と思うわけでございます。そのような観点に立って、地方自治の自主性という形をどのような形でこれを市民に利益という、福祉という形で向けていかなければならないか、ということになると、その責任というのは非常に重いのではないか、と考えるわけでございます。

それらを考えてみますると、年金、生活保護、所得保障、医療、雇用、住宅政策、税制上の優遇措置等において、地方自治体へのしわ寄せがないようにしなければならないのではないか、と考えております。地方自治体の福祉施策は、これが前提となりまして、初めてその自主性が発揮されるということに相なるわけでございます。国及び都に対しましても、これは積極的な働きかけが必要であるということは、申すまでもありません。

そのような観点に立って、やはり地方自治行政を推進していくということになりますと、非常に行政当局におきましては、多くの障害または前途多難なるものが数多くあるということは、言うまでもないわけでございます。

特に、日野市の高齢者施策というのを、効果を上げるためには、どのような形をとっていかなければならないかということになりますと、当然、継続的に住民の生活実態を客観的、または科学的に調査をし、その客観的なデータの示す基準に基づいて、常にフィールドバックをするということが必要ではないか、と考えております。

また、この施策を実現するためには、多くの地域住民の支持、協力が必要である、というふうになるわけでありますけれども、特にこの点におきまして注意するということも、この体系化の答申にも掲げてあるわけでありますから、これはここで述べますと長くなりますので、申し上げませんけれども、答申をされ、よく市長を初め部長はわかっていらっしゃると、私はそのような観点に立って質問をするわけですから、そのあたりにも留意をしていただきたい、ということをお願いしておかなければならないわけであります。

さらに、この老人施策ということを考えてみますと、やはり我々働く者、勤労者の老後の生活の基礎的条件を整備するということが大切である、ということになりますと、日野市におきましても、全体的な老後の生活の福祉の向上をさせるようにするという施策も必要であります。そうなると、当然、老後の生活の全体像というのがわかってき、分類、体系化がされるというふうになるわけであります。

そのような中におきまして、高齢者体系の施策というのを考えてみると同時に、これからどのような形で高齢者社会に入っていくために、行政としてどのような施策を体系化して、これを実施していかなければならないかということを、当然、考えなければならないということになるわけであります。そうなると、やはりこれも「日野市福祉環境整備要綱」というのが昭和63年４月１日に制定されているわけであります。これを見ましても、第１条というところに、この要綱は、本格的な高齢者社会の到来に当たり障害

者や高齢者等を含めたすべての市民が、安全かつ容易に建物及び都市施設を利用でき、心の通い合う地域環境をつくり出すために整備基準を定め、施設の設置者、管理者等の協力を得てこれを整備することにより、福祉のまちづくりの推進を図ることができる、ということが目的になっております。これらのことをさらに強く押し進めるということが大事であるということは、申すまでもないのであります。

また、62年の、これは少し前後しますけれども、日野市の福祉事業団の役割ということで「広報ひの、市長室から」ということで「ことしも歳末助け合い運動の季節を迎えております」ということから始まりまして、いろいろ触れてありますけれども、特にこれは福祉の問題、在宅老人ケアの運営、それから特別養護老人ホームの経営等が、市長室からということで「広報ひの」に出ておりましたので、これは、高齢者社会に向けての特養老人ホームのことが書かれておるわけでございます。幸い、日野市におきましては、特養が高幡に今つくられつつありますけれども、完成は来年の３月末ですか、これは非常に喜ばしいことだと私は思っております。

また、市長は、日野市の五つの基本方針ということで、議会の初めに配りましたのを見てみましても「急速に進む高齢者社会においても、健康で、はつらつと思いやるコミュニティー社会の創造に取り組みます」ということになっているわけでございます。

さらに「日野市政十大基本政策」というところでも、この第２項で「高齢者社会の進む中で、日野市老人憲章の理念に従って健康と生きがいの施策を進めます。特別養護老人ホーム、軽費老人ホームを市内に設けます」というふうにうたわれているわけでございます。これは、日野市政五つの基本方針と日野市政、十大基本政策であります。このような多くのものにも、非常に高齢者社会が進む中におきましての配慮というのは、わかるわけです。

また、平成元年の所信の表明、これは、日野市長、森田喜美男君ということになっております。当面する行政課題ということでありますけれども、この２項に、高齢者社会と地域福祉ということでも、これも先ほど申しましたように、社会人口は急速に高齢化している。幸いにも当市の高齢者は現在７％であり、さらに年少人口の減少もあって、ここ10年ほどは市民社会生活が衰えることはないと確信できる、とこういうふうになっているわけであります。

これらを考えてみますると、どうしても、我々市民が家族とともに地域社会の一員として安心して暮らす、ということになりますと、やはりこの地域社会の中での包括的な施策の展開を図ってまいります、ということになっている関係上、どうしても社会福祉

事業団や高齢者事業団などの外郭団体の機能を高める、施設を強化するということが、おのずと必要になってくるのではないか、と考えているわけであります。

また、この前、日野市市民自治学園の中山さんが――会長さんです――「徳丸けやき園見学についての報告書」というのを、日野市役所福祉部、大西老人福祉課長様ということで、出されているようであります。これらの件につきましても、徳丸けやき園、これは東京都板橋区徳丸四丁目の35の11というところにあります「板橋区立高齢者住宅、徳丸けやき園高齢者在宅サービスセンター」というところでございます。これで施設の概要とか入所資格、使用料、対象者等がよく報告されておりますので、ひとつ、これらを参考にするということも非常に意義あることではないか、と私は考えております。

そのような観点に立って考えると同時に、私もこの前の春の常任委員会、これは厚生委員会ですけれども、宇土の養護老人ホーム、それから宇土市立軽費老人ホーム、これはＢ型でありますけれども、研修に行ってまいったわけであります。非常に60歳以上の老人の方が、これは夫婦の方も組でおりましたけれども、家庭にいるような、いわゆる在宅的な家庭環境です、そのような中にいるんじゃないかな、というような感に打たれたわけであります。

どうしてかと申しますと、この軽費老人ホームＢ型というのは、満60歳以上の家庭環境、住宅事情等の事由によって、住宅において生活が困難な方で、自炊のできる健康な老人ということで入っていらっしゃる方であります。定められた経費を、これを確実に負担ができ、確実な身元引き受け人がある方でありまして、伝染病とか、また性格の異常でない方、特に配慮しなければいけないというのは、お年寄りになりますと、高齢者になりますと、非常に個性が強くなって他人に迷惑をかける、同化しない人がいらっしゃるというような話も伺いました。本当に研修に行きまして、実際に養護老人ホームを見てまいりましたけれども、このホール等には高齢者の方が、今は亡きお母さんの顔を画用紙に書きまして、張り出されているのを見せていただいたんですけれども、亡き母の遺影ということで、非常に御飯を食べに行くときや何かには見ていくよ、ということを、指導員の方がおっしゃっておりました。部屋の中等も、プライバシーの侵害等をなさない範囲内におきまして、見せていただいたんですけれども、非常に清潔に、皆さんが本当に顔を拝見いたしまして、生きる喜びはここにあるんだな、というふうに私は印象づけられて帰ってまいったわけであります。

そのようなことをあわせ考えてみますると、どうしてもシルバーピア、高齢者の福祉施策ということは非常に大切である、というふうに考えているわけであります。そのよ

うな中におきまして、また、東京都のシルバー事業運営要綱等も、これは市の福祉課の大西課長に、シルバーピア事業運営要綱はどうなっておるんですか、ということをお伺いしましたら、手元に持って来てくださったんですけれども、これらは、やはり現在の高齢者社会の進んだ中におきましての高齢者福祉施策ということで、せねばならぬということで、これらのことが要綱として決められているのではないか、と私は考えているわけであります。

そのような中におきまして、日野市におきましても、どうしてもこの際、このシルバーピアを事業化していただきたいということで、お願いをするわけでありますけれども、この点につきまして、日野市長、今までどのような観点に立ってお考えになり、検討を重ねてきてくださったか、ということにつきまして、質問をいたすわけでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　それでは、お答えいたします。

今、るる御説明ございました高齢者社会、それから、それらに基づく諸政策、そして日野市の今まで展開してきました高齢者福祉体系というような中から、今後の問題といたしまして、福祉施策のシルバーピア、これは東京都が打ち出したものでございまして、一般的には高齢者向きの集合住宅、というふうに解釈――賃貸住宅も含まれております――こうした解釈をとっております。この住宅政策、あるいは集合住宅というような形での、高齢者そのものへの対応の仕方ということでございますが、これにつきましては、まだ東京都といたしましても、要綱をつくりまして実施を始めましたのは去年でございます。そうした中で、私どももこの考え方をもとに、いろいろ検討は進めてまいってきております。

現在、民間の活力ということではありませんが、そうしたものも、先ほど、地域の方々の御協力ということ、それから行政とのタイアップ、そうしたものをしていかなければ、とても福祉行政そのものが対応し切れないという中で、私がことしになりましてから、早急にこれらにつきまして打ち合わせもしました。それからまた、市長みずから広報に二度ぐらいこうしたものを呼びかけまして、市内にそういう方々が土地を提供したり、あるいはこういう構想のもとにそれをおやりになる考えを持っているか、というようなことを宣伝もいたしました。

そうした中で出てきましたものが一つございまして、これらにつきましては、現在まだはっきり煮詰まっておりませんが、私自身も行きまして、二度ばかり接触もいたしまして

しておりますが、ある程度の構想、そうしたものについての話、あるいは補助の内容、そうしたものにつきまして具体的にお話をしてある、というところでございます。

ただ、まだその返事が、もう少し煮詰まっておりませんので、こうしたものについての対応のはっきりした、シルバーピアをつくるというようなところまで、建設するというところまでは、まだ至っておりません。

また、行政におきまして、これをどうするか、ということでございますが、いろいろ今御提言がありました各協議会、審議会、そうした中から出てきておりますが、これらにつきましては、今後、増大する老人人口に対しましての問題、それから健常者に対するこうした住宅の提供、あるいは市営住宅に対しまして、さらにそれをこうしたものに置きかえていくことができるかどうか、というようなことにつきまして、東京都の住宅局の方にも、書類を通しまして、こういうようなお話も申し上げている次第でございます。

一応、現在の段階では検討中でございますが、そうした実際に含んだ中での民間の方々とのお話を、１件、現在進めております。そういう状況でございます。

○議長（市川資信君）　　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　　ただいまの答弁でありますと、高齢者集合住宅、これ、民間の活力を導入して、行政と民間の協力のもとにやっていくんだということであり、また、日野市の市長も広報で二度ほども呼びかけが行われた。それで、現在、部長が２回行きまして、具体的に交渉中であるけれども、まだ確たるものが出てこない、いわゆる返事がいただけない、ということであるようであります。

また、市営住宅等を、ひとつシルバーピアに置きかえるというようなこととか、建設をどうするか、というような見通し等も検討はしているようですけれども、まだまだだということでありますけれども、やはりこのように、日野市が体系化しまして、さらに要綱までつくっているわけですから、掛け声だけではなく、どうしてもこれはやらなければ私はいけないんじゃないか、と思うんです。

また、当然、行政責任という立場に立って行うというのは、当然の姿でもあり、一体、何のために日野市の基本計画、それから高齢者福祉施策体系というのを諮問し、要綱までつくったか、というふうになるわけであります。そのあたりにつきまして、もう１回、部長、積極的な答弁をいただければとお願いいたします。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　おしかり的なことでございますが、決して私は後退したよ

うなお答えではなかったと思うんですけれど、もう１点、申し上げます。

というのは、この体系化におきましては、８項目にわたりまして、これは非常に膨大な体系でございます。就労につき、あるいは住宅政策につき、あるいは医療につき、あるいはサービス、それから最終的には社会参加、教育、それから職員の研修までというような提言がなされて、体系化がなされております。

それで、既にこの体系化の中で、御指摘のありました中でも、既に実施しております医療関係もございます。例えば、一番新しいものでは入院の共済制度的な共済事業だとか、そういうものも含まれておる。それから、緊急一時の本年度の対応の仕方、そうしたものもこれの中に含まれておりますが、何せ一つの大きなくくりの中におきましては、非常にそれぞれ事業そのものが大きいわけでございます。私がここで申し上げるのは、これらの各区分ごとに、さらに綿密な方策を立てながら、今後、今現在、行われておりますけれど、さらにそれらのここにある項目を具体的に、いかに行うかということで、一歩一歩踏み込んでいきたい、ということでございます。

でありますから、現在、何もしていません、ということじゃありません。特養老人ホームの建設にしても、既に着手しております。先ほど言いました緊急一時の保護につきましても、やっております。それからシルバーパス、そうしたものも行っており、そうした中で、この８項目の中で、できるものから順次取り上げていくということでございますので、緊急的な高齢者対策にそれでは間に合わないじゃないか、というようなおしかりかもわかりませんけれど、行政といたしましても精いっぱいの努力をして取り組んでおりますので、御了承願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　確かに部長のおっしゃられることは、よくわかるわけであります。この福祉施策の体系につきましては、ただいま８項目ということをおっしゃられましたけれども、就労所得の保障、それから住宅生活環境の保障、これは医療の保障、個別生活の基礎サービス、包括的サービス――先ほど申しましたけれどもね――それから、分類的サービスには食生活とか、衛生保健、安全、移動、交際、家事、介護、その他ということになっております。

また、社会参加と教育、それから情報、相談、サービス、調査、職員研修、連絡と、このような８項目に分かれているわけであります。特に、ただいま部長がおっしゃられました高齢者事業団の特養とか緊急一時とか、シルバーパスということは、これは一般的な場合でありまして、高齢者事業団の育成、世帯更生資金の貸し付けとか、または高

齢者の居室の資金の貸し付け、都営住宅の入選、入居制度等、いっぱいあるわけなんです。そうしたりまた、健康手帳とか、健康審査、健康教育、老人医療費の助成、看護料の差額の助成、入院看護料の貸し付けということや、または健康管理手当の、この問題の、なったね、そうしたりまた理美容券、それから防火診断とか指導、これら特にまたあるわけであります。

また、社会参加というところを見ますと、老人クラブに対する補助金で助成をしているわけです。寿大学とか、かしの木学級、老人農園、ゲートボールコート、この大会等、多くの助成や何かをなされているわけでありますけれども、やはりこのようなことを体系化しているということは、いいことではありますけれども、やはりこれからの高齢者社会の経験を生かせる就労事業の開発とか、または先ほど部長がおっしゃられた市営住宅の老人向けの増設とか、民間アパートの借り上げ等、そうしたりまた家賃とか管理費の補助、または安全な交通網の整備等は、まだなされていないわけであります。

特に、買い物等につきましては、お年寄りの方については、消費者相談の援助というようなことを考えると同時に、共同購入グループの育成というのも、私は大事であり、ぜひこれから実施しようという、その体系化の中に入っているわけですから、早急にこれらを老人の生活の実態等をよく調査しまして、実行に移していただきたい、ということをお願いせずにはいられないわけであります。

部長の答弁につきましては、これ以上、求めてもむだだと思いますので、総括的な面におきまして、市長の考えはどのような考えを、高齢者福祉対策、福祉施策の体系化についてと、これから高齢者社会に向けて、ますます高齢者人口は多くなっていくわけですから、そのあたりも踏まえまして、御答弁をいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から申し上げるまでもなく、急速に進む我が国の高齢化社会、果たしてどういう姿になっていくであろうか。そうして、政治や行政はどのように対応に取り組み、また、その施策の内容をどのような形で考えるべきか、ということにつきまして、まだはっきり「これだ」という定型化されたところまでには、行政の取り組みは到達し得ていない。

また、高齢化社会そのものが、まだ進行中でありますから、多分に未知数、あるいは模索、そういう状況が現実の状況の中にあるわけでありまして、国におきましても、老人保健法という新しい考え方を取り入れて、一歩、何か具体的に進んだという感じは、

しておるわけであります。

私どもも、今、老人福祉施策の体系化ということを、どのように全体像として把握をし具体的な施策を展開していくか、ということにつきまして、まだまだ模索の段階が多いわけであります。たまたま、社会保障を専門領域とされる江口先生、これは中央大学の東大の経済学部の教授をされ、また中央大学の同じ社会経済の分野の教授をされた方でありますが、その方を中心に「日野市の老人福祉施策の体系について、ひとつ御検討いただきたい」ということを委嘱したのが、日野市老人福祉協議会でございました。今も質問に使われております、その提言、あるいは答申内容につきまして、これからどう具体的にやっていくのか、という御質問をいただいておるわけであります。

特に、大別をしますと、暮らしと住まい、それから健康施策、あと、生きがいといいましょうか、就労でありますとか、社会参加の促進、こういう大別されるわけでありまして、それぞれの項目に合わせまして、かなり日野市は具体的な個々の施策をやっていることも、御承知のとおりでございます。

きょう、谷議員さんが特に焦点を絞って、これからの、居住ということになりましょうか、住まいと暮らしの中の――特別養護老人ホームは、これは制度化されておりますし、軽費老人ホームというのもある程度具体化の事業になっているわけであります。シルバーピアという、こういう新しい言葉で、東京都あるいは市町村、そしてまた住宅を供給される民間側、こういうような姿がシルバートピアとして構想をされておる。こういうことは、我々もおぼろげながら知っておるわけでありまして、日常の住まいと暮らしということになると思っておりますけれど、その住まいが、今申し上げましたとおり、特別養護老人ホームは、これはもう具体的に我々も経営の形をはっきりと把握することができるわけであります。また、そこを拠点として、地域にケアサービス、あるいは給食サービス、何かまた相談なぞのできる、そういうセンター的な要素も可能である、このようには考えておるわけでありますが、民間の力を活用してといいましょうか、土地持ち、あるいはアパート経営を、シルバーピアという形で経営をなさいませんかという、あるいは、したらいかがでしょうかという、そういう発想が、また地域社会に新しい、また大切な施策として具体化を進めなければならない。こういうことに気がついておるわけでありまして、お年寄りという個人の、いわゆる暮らしが、なるべく健康で、そして日々が充実する、そういうことが一番望ましいわけでありますけれど、これは、その人の個人の側に属する問題、行政サービスとして提供できるのは、住まいにも欠けているという方に対するアパートのような形、あるいはもっと、近ごろ有償で、かなりホテ

ルに近いような、ホテルにまた医療施設がある、あるいはケア機能がつけられてある、とこのような、むしろ事業として組まれておるのが、だんだんと普及しつつある。これは、特に行政の支援を要しない能力のある方々には、一つの方法だろうと思います。

やはり行政で、ある程度支援をする、支える、こういう方々に対して、今までもこの議会で、いわゆる老人アパートという言い方で、老人アパートを行政として提供せよということも、長く施策として要望されておるわけでありますが、現実にまだそれが具体化し得ていない。しかしながら、その必要性は極めて高いし、また、なるべく早くということも条件として大切でございますので、今、福祉部長がお答えしておりますように、そのような呼びかけをしておる。そして、多少のと言っちゃ、あれですが、一、二の手ごたえがあって、その方とな お内容的に詰めも協議をしている、とこういう状況があるわけでございますけれど、今回の御提言もございますし、私もまた政策として、その必要性を重々感じておりますので、何か積極的な方法を図っていこう、とこのようには考えておるところでございます。

具体的に、各々のこういう内容で、このような取り組みで進みつつあります、ということが言えないものですから、申しわけない面もあるわけでありますが、そのようなところを理解をしていただきまして、より積極的に、具体的に取り組んでいくというふうに、我々自身も勉強もし、また、地域社会を訴え、取り組んでまいりたい、とこのような考え方でおりますことを、今日のお答えはこれ以上出ないという、申しわけない面も感じております。

御提言を尊重し、より具体的な施策として、なるべく早い機会に御報告のできるような、こういう取り組みで進んでまいりたい、こう考えております。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　市長も非常に答弁が、慎重過ぎるほど慎重に答弁をなさっているわけでありますけれど、その心境はよくわかるわけであります。行政支援の、行政アパートとしてと、民間の有料にも触れていただいたわけでありますけれども、どのように考えましても、これからの高齢者社会ということを考えてみますと、いわゆる高齢者になりますと、まず第一に病気を持つ、または、結局、誘発をするというような考えが、当然なされるわけでありますから、高齢者が進むということは、身心が虚弱になる。または、障害を持つようになる。そのようになると、一般住宅というところで生活を続けるということが困難になってしまうということは、現実が如実にこれを物語っているわけであります。

特に、恵まれない場合は、劣悪な住宅に住んでいる人の割合が、他の年齢層と比較しますと多くなり、それで民間の賃貸しアパートやなにかに住むということは、建物が古くなってしまうと、また建てかえとかいうことになりますと、立ち退きを要求されるという話を聞いているわけであります。この問題は、非常に大きな問題であるということは、もう部長、市長等はよく知っていらっしゃる。熟知していると、というふうに私は考えているわけであります。

このような観点に立って考えてみると、どうしても福祉施策ということを考えざるを得なくなってしまうわけであります。幸い日野市におきましては、養護老人ホームが、先ほども市長もおっしゃられたように、今、建設中であるということになると、当然、特別養護老人ホームは、まだまだ、あと二つも三つも四つもつくらなければいけない、とそのようになっておりますけれども、その間に、どのように福祉体系の中におきまして、高齢者福祉対策ということを考えていくべきであるかということも、現代的な福祉の理念ということを考えてみると、当然の中での当然ということになるのではないか、と考えています。

先ほどの答弁にも、市長が、民間に呼びかけて、一、二の呼びかけがなされまして、詰めをしているんだということでありますので、それらにも早く燭光が見出されれば、私は幸いではないかと思うと同時に、市長の答弁にもありましたように、これから積極的、また具体的に、行政としても取り組んでいくんだということになりますと、やはりそれらを確実に実行していただくということを私は信じまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって５の１、高齢者福祉施策シルバーピアについて問うの質問を終わります。

一般質問５の２、憲法記念行事について問うの通告質問者、谷　長一君の質問を許します。

○25番（谷　長一君）　実は、憲法を市政に生かすということで、市長は、よく言葉として表現されているわけでありますけれども、住むことが誇りであり喜びであるまち、緑と文化の市民都市を目指して、ということでありますけれども、憲法ということを考えてみますと、昭和22年に、占領下におきまして憲法がつくられ、現在に至って42年ということになるわけでありますけれども、この憲法につきまして、特に私は、今回、強く心を打たれたものは何かといいますと、消費税の自民党が独断採決をやったということと、あと一つは、北京の天安門におきまして、あのような学生の行動ということになったときに、いわゆる学生の要求というのは、自由と民主主義、これを求めての要求だというふうに、テレビまたは新聞紙上には出ているわけであります。

それらを踏まえて、憲法というのを考えてみますと、どういうふうに考えてみましても、憲法という、この２字が、すべての法の基本法になっているということを考えて、森田市長が市長に就任して、ことしが16回目の憲法記念行事ということになって、住むことが喜びであり誇りであるまち、緑と文化の市民都市を目指してということで、平成元年度の予算を編成され、事業も組まれた、というふうに考えているわけであります。

そこで、中国の共産党は、自由と民主主義をというような学生の主張するところ、これはもう、いわゆる開放せねばならん、ということだろうと思うんですけれども、考えてみると、やはり国というのも、地方におきましても、これは同じことが言えるんじゃないかと思うんですけれども、官が強くなれば民が下がる。民が強くなれば官が下がるが、しかし、今までの歴史というものにおきまして考えてみると、まず、官が強かったといっても過言ではないと思います。しかし、その他の強権の手段によりまして、政府が覆るというようなときには、非常に民の力が官を上回るというふうなときに、行われるわけであります。

いずれにしましても、右にしても左にしても、暴挙というのは、私は、我々市民が、国民がこれを戒めていかなければならない、というような観点に立って、16回目の憲法記念行事というのを見ましても、ああなるほど、これは悪いことじゃないんだな、非常にいいことだ、と思うように考えたわけであります。ことしの憲法記念行事は、憲法の視野を広げましょうということと、あと一つは、副題として、国際社会における地方自治、非常に私は現代の日本の国家がこのような立場に置かれているということを、国際社会における地方自治というのを、中大の清水教授が講演をしてくれたときに、耳をそばだてて聞いていたわけであります。

そこで、憲法の視野を広げようという、この国際社会における地方自治、これは私は、よくいつも思うんですけれども、憲法、憲法というけれども、非常に憲法というのは、先ほども申し上げましたように、ちょうど占領下におきましてつくられたものであるといって、これを解約しなければいけないんじゃないか、変えていかなければいけないんじゃないか、というような人もいらっしゃいますけれども、私は、変える必要はないんじゃないか、と考えているわけであります。

いわゆる前の朝見の儀というのは、天皇陛下が亡くなられて９日の日ですか、やったのを見ていますると、そのときに今の天皇、いわゆる今上天皇が大行天皇の崩御あらせられた件につきまして「まことに遺憾のきわみである、日本国憲法及び皇室典範の定め

るところによって、ここに皇位を継承するということを言っているわけです。今日の我が国は幾多の困難を乗り越えてきたんだ。我が国は国民生活の安定と繁栄を実現して、平和国家としての国際社会に名誉ある地位を占めてきたんだ。皇位を継承するに当たって、私は皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従って責務を果たす」というふうに誓っているわけであります。さらに「国運の一層の進展と世界の平和、人類の福祉の増進を切に希望してやみません」ということで閉じているわけであります。

そこで、これに対する竹下首相がどう答弁――答弁というとおかしいんですけれども、答えていらっしゃるかということになると、「大行天皇には国民の切なる願いもむなしく崩御あらせられ、まことに哀痛措くところを知りません。ここに皇位を継承せられた英邁なる天皇陛下から、日本国憲法を遵守し、大行天皇の御徳業を継述するとともに国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切望するとのおことばを賜りました」というふうに答えて答えていらっしゃるわけでありますと同時に、文化豊かな日本を建設し、世界の平和と人類福祉の増進のため、さらに最善の努力を尽くす、ということを誓っているわけです。

そうなると、私は、憲法というのは、ややもすると我々が脳裏から忘れてしまうことも多いわけです。または、いつも憲法、憲法といっていたんじゃしようがないんですけれども、忘れてちょうどいいんじゃないかと思うんです。しかし、時と時代によっては、これを思い出し、おのずからを制御していくということが、私は大切ではないか、と思うわけであります。

また、市長が地方自治ということに対しまして、いろいろと申されておりますけれども、やはり今の地方自治というのは、先ほども少し申し上げましたけれども、社会環境の変化と市民意識の変化というのが、非常に複雑多岐にわたって深いわけです、根が。そうなると、いわゆるいろいろな行政課題というのを強力に推し進めていくということが、難しくなるわけであります。そうなると、どうしても市民の、または国民の社会から国民または市民が行政に参加する、その意識の高揚を図るということは、人と人の、心と心の結びつきというのを高める。また、高めることによって、一層、市民が自治に力を、または目を、耳を向けるようになる、というふうに私は考えているわけです。

それですから、いわゆる「けやき」を見て来られました中山さんが大西課長に、高齢者の福祉施策を強力に推し進めていただくために出された、というのもよくわかるわけであります。

これはどうしてかといいますと、高齢化が進行しまして、社会構造が変わってきてい

る。どうしてもこのようにしてもらわないとならないんだ、困るんだ、という市民参加の象徴じゃないか、と私は思うんです。それらを考えてみますと、市民の自治と連帯に裏打ちされた行政、これが私は大切になるのではないか、と考えているわけでございます。

そこで、市長の平成元年度の予算編成の方針と事業というのを見ましても、市政に取り組む基本姿勢、それから当面する行政課題、さらには、平成元年度の主要事業の予算ということになっているわけですけれども、本当にこれらのことをどのような形において憲法を生かしていかなければならないか、ということに苦心をなさっているのではないか、と私は考えています。やはりこれを取り入れて行かなければ、憲法を市政に生かすということになると、当然、憲法を市政に取り入れていかなければならないというところに、私は辛酸をなめる、というとちょっと言葉が卑下されるようになりますけれども、結果になるんじゃないかと思うんです。

そのあたりを考えていくと、結局、憲法記念行事のときに、いわゆる今でも、今度は日の丸と君が代を入学式や何かに、義務教育のときにはやるということになりますけれども、それらを考えてみると、いわゆる日の丸が、私はいいとか悪いとかの問題じゃないんです。やはり地方自治と国際化ということになると、日本の国の中には、約86万人の外国人がいるわけです。日野市にも600人ぐらいの外国人がいるわけなんです。それで、結局、地方自治というのは、幾つか集まって、また何十も集まって都道府県ができ、都道府県の集合体が国である。国の象徴ということになると、君が代だとか国家ということになるけれども、やはりそのあたりをよく踏まえて考えてみると、国というのが単位になると、やはり国の利益、国家の利益ということを考えるわけです。

そうしたりまた、福祉、または国民を守るということになると、そこに守るということが何かというと、やはり憲法というのを、どこかに抵触しなきゃならないような状態も、ちょっと強く守り過ぎると出てくる、というのが私の考えなんです。そうなると、そのあたりをどのように、この地方、いわゆる基礎からこれをならしていかなければならないかということは、私は大事じゃないか、と考えております。

先ほども言いましたように、強行採決、さらには天安門を強力に推し進めために、自由と民主主義というのが、どこかに吹っ飛んでしまったということを考えると、憲法を市政に生かすということが、どれほど大切なことかということが言えるわけであります。

それで、またさきの国家と君が代ということになりますけれども、国家意識ということになると、やはり先ほども申しましたように、他に対しての身構えということになる

わけであります。その身構えが、国家の中に住む人を守るためにということになると、結局、国と国ということになると、国境ということが問題になってきてしまうということは、憲法の視野を広げようというときの講演を聞いても、ここへ出てきているわけであります。

このようなことを考えてみると、非常に問題は難しいけれども、単に難しいだけでは、これは済まされないわけであります。日野市におきましても、外国人がいる。そのいろいろな差別等も――行政では差別をしないというようにしましても、市民が今度は差別をする。これは意識していますから、当然、そのような形になるわけです。そうなると、いわゆるその人が、今度は日野市の中におきまして生活が犠牲になってしまう、ということもあらわれてくる。その感覚を、今度は市民に、やはり行政はどのような形であっても、そのような感覚を払拭するような形で広報等にこれを掲載して、何回でもいいから、しなけりゃいけないんじゃないか、と思うわけです。

そうしますと、だんだん国際化と口では言っても、国際化というのは、できそうでできないんです。やはり我々は、中国の天安門だけが恐いんじゃないんです。日本の中にも恐い人がいっぱいいるわけなんです。等しくすべての国、または国民、市民が、恐怖と欠乏というのから免れるということは、生存をする中においての、私は権利じゃないかと思うんです。やはりそれを行政が確認するということも、私は大切ではないかと考えているわけであります。

そのような中におきまして、これは森田市長が憲法を市政に生かすということを言っていられるわけですから、その苦労というのは並み大抵でないということが言えるわけです。単に人権や何かばかりではないですから、行政全般にわたっての、憲法を市政に生かさなきゃいけないわけですから、そうなると、やはり地方自治という本旨ということで、一番最初に配られ、回収された中に、行政に対抗するというようなことも、ちょっと書いてありましたけれども、私は市長となれば、そのくらいの考えは持ってもいいと思うんです。やはり人間というのは、対抗意識、鈴木俊一だって国に対して反対しているんですよ。それですから、市長だって対抗意識を持って、地方自治の本旨に基づいて、その地域に密接にかかわるような行政をする。それこそ私は地域の自主性を生かした考え方、これがやはり私は地方自治であり、いわゆる選挙ということを考えてみると、中央政権は、日本の政治だって、結局、中央では介入できないものがあるんじゃないかと思うんです、選挙ということになると。それですから、そこに住んでいる人々の意思によって行われるということは、私は本当に選挙なんです。それですから、市長とか市会

議員は、結局、直接選挙によって行われている。これが住民投票ということになるわけです。私は、そうだと思うんですよ。

それですから、やはり悪い面には対抗しても、いい面は取り入れてもらえば、日野の市民なんていうのは、それでいいんです。何も、政党がどうとか、こうとかじゃないわけですから。そのあたりも、市長、よく考えて、なった以上は公正無私、清潔ならば何も恐れることはない、というふうに書いてありましたけれども、私はまさにそのとおりだと思うんです。そうなると、当然、人権というものも保障され、やはり国際的にも制度化す、というふうになっていくということは、我々が考えてみてもわるわけです。そのような観点に立って、我々市民は、いつも生活をしていくということが大切ではないか、と考えているわけであります。

そのような観点に立って考えてみると、私は、憲法を市政に生かすということになれば、私は憲法記念行事を何も５月３日ですか、１回やるなんていうことじゃなくて、２回か３回やってもいいんじゃないかと思うわけです。

そこで、地方自治に問われる憲法の所信についてということと、年に１回の憲法記念行事を年２回か３回に行うことはできないか、ということを質問するように、当然なってしまうわけです。

それと同時に、あと一つは、先ほど言いましたことを踏まえて考えてみると、市民の常識こそ地方自治の原点ではないかについて、ひとつ市長の考えをお伺いしたいわけであります。

それから、あと一つは、先ほども申し上げましたように、国際社会に名誉ある貢献をする日野という地方自治体です。

それで、あと一つは、市長にも、そういうふうな気持ちになってもらいたいということで、質問を、その３点についていたします。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　谷　長一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもの自治体行政に対します激励に満ちた質問をいただきまして、大変ありがたく思っております。

これまた言うまでもないことでありますが、昭和22年５月３日に施行されました我が国の日本国憲法、これは過去15年間にわたった日本の侵略戦争の惨敗、この歴史的事実のもとに、日本国民の大きな反省として制定をされた、そこにまた特別大切な意味がある、というふうに考えております。私自身、人生の前半と後半に分けまして、戦争を中心にして、本当に前の憲法、それから現在の憲法の全く180度違う、いわゆる主権在民

という考え方に極めて大きな意義と、それから共感を覚えるものであります。

そういうことに立ちまして、仮に我が国内に憲法を改悪しようという一部勢力の動きがあるということ、それに対抗して憲法を守ろうという勢力のあることが、現実の大きな国民的課題として日々をある程度支配をしている、とこのように言ってもよろしいんじゃないかと思います。私は、言うまでもなく憲法を擁護する立場でございまして、また、それを日野市民も御支持いただくということで、今日の日野市の地方自治行政がありがたく存在できている、というふうに考えております。

このまた憲法の理念には、御指摘のとおり、恒久平和の平和主義、世界恒久平和の我が国の国是であります平和主義と、それから主権在民の民主主義、それに基本的人権を尊重する人権主義といってよろしいと思います。それに加えて、議会制民主主義を尊重するという内容が一つの特色をなしておりますし、なおまた、私ども最も寄って立つ地方自治の制度であります。地方自治は、古い憲法には全くなかった概念でありまして、そういう意味では、日本国憲法の地方自治ということに我々は大きな意義と、それから将来の日本の展望が込められておる、といってよろしいんではないかと考えます。

今、谷議員さんが、日野市でやってまいっております憲法記念行事、5月3日を、ちょうど制定された記念日でございますので、その日に憲法記念行事ということで、国民的な気持ちに立った行事を行わせていただいております。そのことの意義を認めていただいて、そして、もっと憲法を市政に生かそうの、その内容を市民の参加と連帯の自治によって、もっと発展をさせるべきである、とこういう御提言に対して、私どもも大いに激励を感じるところであります。

とりわけ地方自治は、私もよく言葉で申し上げるわけでありますが、民主主義の勉強をする、その学校にも値する。それから、市民参加と市民自治の運動によって、いろいろな可能性が無限にある、存在をする、とこういうことを深く感ずるわけでございまして、地方自治体のあり方というものもまた、そうあるべきではなかろうか、とこのように思っております。

ことしの憲法記念行事は、清水中大教授によりまして、つまり地方をもっと国際的に考えて視野を広げよう、とこういう内容でございました。我々も感銘をもって傾聴したわけでありますけれど、つまり憲法が単なる日本の国内法ではない。いろんな形で世界の平和や発展に寄与、貢献できる、そういう性格もあるし、自治体の立場にもまたそれが可能である、こういう御指摘でありました。つまり、国の障壁といいますか、国の壁をもっと低くして……

○議長（市川資信君）　市長、答弁中なんですが、残り5分ですので、その点を含んで。

○市長（森田喜美男君）　はい、失礼しました。そのつもりでお答えいたします。

幸いに私どもの市で、平和事業あるいは平和基金という制度もつくらせていただいておりますので、これらの中で、地方自治体として、より憲法の意義を高めるとともに、世界平和にも貢献をできる、そういう取り組みを市民とともにやっていきたい、とこのように考えております。

私どもは特に強調したいのは、憲法99条、つまり天皇も摂政も、内閣も国会議員も裁判官も、すべての公務員は、この憲法を尊重して守る義務がある、と書いてあります。天皇家が継承される際に、そのまた制約をされることは当然のことである、というふうに考えてよろしいと思っております。御指摘の点もますます強調いたしまして、これからの地方自治として、日野市の発展に憲法を中心とする考え方で一応貢献をすることが、我々の行政の責務であるということを深く感銘をいたしまして、お答えとさせていただきます。

○議長（市川資信君）　谷　長一君。

○25番（谷　長一君）　ただいま市長が、非常に識見の高いところより御答弁をいただき、本当にありがとうございます。

このあたりにつきましては、非常に現代の社会を見ましても、また官界、政界を見ましても、これが厳粛に受けとめられていない、といっても私は過言ではないと思うわけであります。いろいろなことをもっと申し上げたいんですけれども、もうあと2分になってしまったわけなので、途中でやめちゃうようになるわけでありますけれども、やはり、市民の常識と行政とが遊離するようなことだけはしていただきたくない、ということをお願いするわけでございます。市民の常識こそこれまた国民の常識であり、常識を無視することは、どのようなことがあっても避けていただきたい。常識こそ、これは行政の上においても尊重しなければならないということが、私は急務であり、また当然でなければいけない、というふうに考えております。そのようにしないと、論理とか道義というものがどこかへ行ってしまう、というふうになるわけであります。

特に、また憲法が言うように、また市長が言うように、いずれの国も自国のことのみに専念していては、国際協調ができないわけであります。国際協調の中に生きられるということが、これは国際間同士での言葉でありますので、お互いが協力、協調をして、ともに発展する、互恵、平等という形に立っての発展を見るということは、私は生存の最高の条件である、というふうに考えております。

このような中におきまして、やはり市長の答弁にもありましたように、世界の恒久平和、これは民主主義、それから人権の擁護、それから地方自治ということは、いかに大切であるかと同時に、私は、この人権の擁護の中にやはり福祉というのも市長に言っていただければなおよかった、と思うわけでありますけれども、このあたりをもちまして憲法を市政に生かそう、ということの質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって５の２、憲法記念行事について問うについての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午後１時15分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問６の１、日野市南部地域への病院建設構想について問うの通告質問者、高橋徹君の質問を許します。

〔３番議員登壇〕

○３番（高橋　徹君）　それでは、質問をさせていただきます。

４月に日野市では市長選挙が行われまして、各候補者が日野市の今後の16万市民が安心して住める医療について、そういうような公約といいますか、行われたわけでありますけれども、特に５期目を当選されました森田市長におかれましては、病院の建設構想というものが大きな柱の一つではあったか、というふうに私は理解いたしております。そのような観点から、病院の医療についてお尋ねをするところであります。

まず初めに、現在、市立病院が昭和36年10月に、町立日野国民健康保険病院として開設されたわけであります。その間、既に25年が経過する中で、公立病院が果たしてきた、その役割と、それから今後、果たしていくであろう役割について、お尋ねをいたします。

２点目には、昭和61年の11月に日野の名称が変わりまして、市立総合病院が25周年を迎えたわけでありますが、その翌年の62年３月に、日野市立総合病院整備基本計画報告書というのが、自治体病院施設センターから、調査として出されたわけであります。その報告書と、そしてさらにその25年の病院の歴史の中で、大変多くの皆さんの関係各位の御努力によって、思い出等がつづられた「25年史」というのがございます。そういうのを踏まえまして、関係者内部からの病院に対する今後の意見、そしてまた、さらには昨年の３月議会におきまして、病院対策特別委員会の中間報告が出されたわけでございます。昨年の12月でございました。

そのような報告書と、そして、現在、森田市長の考えられております新しい形での病院の、その医療に対するお考え方、今、大きく分けまして四つの方向から、日野の市立総合病院のあり方について提言がされているわけですけれども、その森田市長個人のお考えになる、もう優先とする中であろうかと思いますけれども、その整合性について、お尋ねをするところであります。

まず、その最初に２点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えいたします。

日野市立病院は、開設二十数年に及んで、市民の医療事業に一定の対応をしてまいったところでありますが、増設、増設という経過を踏まえましたということと、それから、今日の人口増加に十分な施設、陣容を備えていない、というふうな御指摘もございまして、今回の市長選挙におきまして、私は個人的にということじゃございませんが、今までの市政の医療に対しますいろいろな意見を踏まえて、五つの基本方針の中では、健康行政、福祉行政、医療行政の体系的拡充を行って、一人ひとりの生きる喜びをつくり出しますという総合的な見解と、それから基本政策という政策の中では、市立総合病院を建てかえ、市南部に地域病院を誘致し、保健、医療体制を整備します、また、救急医療体制の強化を図ります、という表明で、公約を行ってまいりました。

つまり、御質問の市立病院は、建てかえたいという考え方と、それからもう一つ、南部の住民の医療事業に対しまして、いわゆる南部の地域に地域病院を誘致という形で実現を図りたい、こういうことの内容を表明したものであります。

この課題の経過にかかわりまして、今、御指摘のとおり、病院自身が将来どういう姿であるべきかという、コンサルタント的検討資料と、それから議会の病院対策委員会での中間的な報告と、もう一つは、我々の側から言いますと、地域保健協議会、あるいは地元の医師会との関係におきまして、一定の考え方の一致点を持ち得ておる、とこのように考えております。市立総合病院は、現在地あるいは現在地の周辺において、病床の規模の増加、それから特色のある科目もあわせ持つ形で、改築並びに内容の改善を図っていきたい、という考え方であります。

それから、議会でも既に請願採択をされておりますとおり、南部に市内の交通事情、

あるいはベッド数の確保、こういう観点から、市民の医療事業に希薄といいましょうか、十分でない南部の地域の事情がございますので、誘致という形で、ある規模の医療機関を設置したい、こういう考え方であります。その両者のトータルの機能において、できるだけ日野市民の利用需要にこたえられる、そういう考え方を実現に進めていったらどうかと、こういう見解でございます。

南部につきましては、場所の検討も行ったわけでありますが、現在の結論といたしましては、高幡区画整理地域の中で、一定の公共用地を確保し、その場所に、場所を提供する形で医療機関を実現を図りたい、とこういうことでありまして、地域医療協議会という、医師会そのほか各界の関係者の委員となって組織をしていただき、諮問等をさせていただいておる機関がございますが、その場におきましても、いろいろなこれまでの経過並びに考え方を説明をいたしまして、ある程度の認識と御理解をいただき得ておる、とこのような経過でございます。

なお、具体性が、まだ討議半ばでございますので、これからの計画的な方向づけをやっていかなければなりませんが、考え方といたしましては、そういうことでありました。

一方に、東京都では、地域保健制度という事業のもとに、南多摩医療圏、つまり南多摩5市の関係でありますが、南多摩医療圏を想定をされて、人口と病床の比率においてはかなり満たされている。したがって、5年間の見直し期間までは増床ということを安易には、安易にはといいますか、軽々とは認めない、こういうふうに言われておりますけれど、特に日野市の特別の需要につきましては、私も出向いて直に保健衛生局長とお話をして、日野市の特殊事情ということにつきましては認識をする、という回答もいただいております。

このような状況の中でございますので、ある程度の時間経過は必要でありますけれど、今後、これらの事業の現実化に向けて、確実な進度を保ちながら実現を図っていきたい、とこのように考えております。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　それでは、再質問をさせていただきます。

現在の市立病院の建てかえということで、理解をさせていただけるような答弁だったわけですけれども、平成元年度の予算の中に700万円、入院のその件につきまして、調査費が計上されておるようであります。ただいま市長が、現在の市立病院の近くにというようなお話であったわけですけれども、具体的に、既にそのような場所等が描けているようでしたら、そのような場所につきまして、また増床につきましても、可能な限り

ということで、大体、新しくなるであろう病院のベッド数の確保についての見通し等を、お尋ねをいたします。

2点目の再質問でありますけれども、さらに南部の医療圏ということで、そちらの方にも入っていかれたようでありますけれども、その前の段階といたしまして、既に高幡の区画整理云々ということで、お話が出ております。それとはまた別個に、今まで南側の地域に病院等が欲しいという市民の声は、もう既に何年も前からあったわけでありますけれども、私ども、この地域に何か病院ができるようだよという話は、何回か場所をかえて聞いておるわけですけれども、その実現をいまだに見れなかったわけです。その見れなかった原因といいますのは、どういうところに一番のその原因があったのかどうか。その点をお答えをお願いいたします。

そしてさらに、南部の区画整理の中でというお話でございますけれども、当初、高幡地区の区画整理が、これは1981年の11月に高幡地区土地区画整理事業調査報告書「歩くことが楽しいまち」というテーマでまとめられてあるわけですけれども、その時点では、場所柄、そのようなことが一切うたわれてなかったわけであります。そして、先ほど市長のお話に、地域医療協議会並びに日野医師会等の一つの認識が既にでき上がっているもの、というふうに思いますということでありますけれども、その認識とあわせて具体的な、そういう場所等についての絡みといいますか、そういうところが実際には、今現在、どのような状況まで参っているのか。よく区画整理といいますと、審議会がありまして、そしてさらに協議会が開かれているわけですけれども、そのような中での経緯というものを余り私どもは、協議会の委員でもございませんので、詳しいことについては知り得ませんので、森田市長の現在の知り得る、そしてまた一つの認識について、お答えをいただきたいと思います。

以上、4点でございます。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　現在の市立病院の建てかえということで、先ほど私は、現在地またはその近い周辺でと、このように申し上げました。そういう範囲で建てかえが可能であるかどうか、そういうことを早速検討しようというのが、予算化をして、ことしの事業としておる内容になるはずであります。

病床数、要するにこれまでも御承知のとおり、日野市には一般病床が1,000ベッド確保の状態にあることが一番標準に近い、とこのような検討資料も持っておるわけでありますけれど、現実には、老人病床あるいは精神病院の病床を含めて六百数十。なお、一

般病床の数としてははるかに少ない、こういう事実が現実にございますので、市立病院もできるだけ増床を期待をする、とこういうことになってまいります。もう既にこれまで議会でも御説明したと思っておりますが、現在の病床数にプラス100前後、この程度が実現できないものか、というふうに予定をしておるところでございます。

それから、南部の医療希薄地域、これは急速に宅地が造成をされて人口がふえた。それに伴う医療機関、医療施設が配置に至らなかった、というような理由があるわけでありますが、数年前から府中にある医王病院が日野市に進出を図りたい。聞いた話では、相当数の科目と百数十のベッドを具備したい、こういうことでございましたし、医師会はそれを積極的に認められて、ある程度の支援をする、そういうお立場で進むことを期待したわけでありますけれど、実質的には用地の確保の段階で事業化がついに御破算になった、とこういう経過でございます。

地元に、医療の公的な性格から、行政といろいろと協議をしながら医療関係の施策を進めていくというのは、当然のことでございますので、医師会となるべく緊密な関係を保ちながら、それが地域保健協議会という形でもあるわけでありますが、委員会でも、あるいはその他の機会にも、できるだけ協力関係の理解のもとに仕事を進めてくるというのが、私どもの地域医療に関します基本的な立場でありまして、医師会もそういう御理解をいただいておる、とこのように考えております。

高幡区画整理事業は、ちょうど今、仮換地指定の前段階にありまして、公共用地ということで、高幡区画整理の中にこの医療、病院の用地を思い至るには、ちょっと当初の計画には不十分の点があったことは事実であります。しかし、その後、市の直接持っております市有地、あるいは確保できる保留地、ある程度のまた民有地も御協力いただける、というふうな考え方で、2,000坪程度の用地を確保したい。そういうことを地元の区画整理の場合の代表とも言える審議会にお諮りをしましたところ、病院のできるということは地域として望ましいことである。理解ができることであるということで、昨年の10月、初めて話を持ち出したときにはそのような了解をいただけた、とこういう経過がございます。

今、具体的にその用地を確保するための、特に予定をしたい場所と、それから民有地をどのように御協力いただけるかというところで、話がこれからという段階になるわけでありますが、なるべく御迷惑をかけないようにしながら、地域内で土地を処分をしたいという方がおられれば、積極的に用地確保を行って、なるべく市有地を多くといいますか、広く持つことの努力をしながら、この実現を図っていきたい、とこのように考え

ております。

地元との具体的な協議ないしは、医師会も代がかわられますと、必ずしも申し継ぎ事項が明確にいっていない面もあるようでございまして、そのようなことを正確に、これまでの経過も御理解をいただいて実現を図っていこう、というのが現状であります。私の認識は、まさにそういうことでございまして、議会の地域病院をつくれという請願の採択にも、そういう方法で答えることが可能である、また答えなければならない、こういう認識でおります。

現状、そういうことでございます。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　市長、できましたら、もう少し高幡の地域の審議会のさらに掘り下げた内容でお話しできる部分がございましたら、お話しをいただきまして、昨年の10月にそのような話をされたときに「結構な話です」ということで、いただきましたということでありますけれども、ことしの3月議会がございまして、そのときにも市長の、大変に前向きな言葉が出ておりまして、また、その言葉が先走り過ぎている部分があったような気がいたしております。

そのようなことを踏まえまして、その後、区画整理の審議会、協議会が開催をされたのかどうか。そして、もしされていたならば、今までとはまた違った意見とか、行政が考える、そしてまた進めていこうとする考えをどのように地元が、またそして地権者の方が受けとめていられるのか。再度、その点についてお答えをいただければと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市施行で区画整理を行うという事業の中には、当然、区画整理そのものにかかわる公園でありますとか、駅前広場でありますとか、あるいは立体交差の必要な面積でありますとか、区画街路を形成する、そして環境をよくするための、直接の区画整理事業の中にそれらが含まれることは当然でございますし、私の特に審議会にお願いしますのは、区画整理の中には市民全体の、市の行政としてお願いをしなきゃならない事業が加えられるということで公金も支出できる、とこういうことにもなるわけでありますから、その意味もお話をしております。

今のところの、その後、ことしになって4月ころですが、審議会の機会も持ちました。その際に、たまたま審議会の方々が地主さんであるということで、少し用地の負担をしていただけませんか、と。用地の負担というのは、つまり皆さんで何か持ち合って、ある割合で土地を確保するための御協力、つまり用地を、用地買収に応じていただけませ

んか。つまり、市有地にする前段のお話をしたわけでありますが、その点が、地主さんとしては、もう少なくなった土地であるから、これ以上少なくしたくない、とこういう気持ちも反映いたしまして、少し議論になって、つまり別の論議になって生まれております。

したがって、迷惑をかけないということは、もう大前提でございますから、迷惑をかけない形で、別の用地確保の手段を導入することによって必要な面積を確保するということに、今、新しい検討を加えつつありますので、そういうふうに進行するということを御理解をいただければ、現時点ではよろしいんではないかと思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　今、お答えをいただきまして、現在までのそういう審議会での市からのお話と、それからまた、地元の考えといいますか、そういうのが若干わかったわけでありますけれど、今、進める中で迷惑をかけない違った手段で、というような言葉が出てきてあったわけでありますけれども、そういう中で、例えば区画整理といいますと、快適な、要するに住宅地をつくり、また、かつ公共的な場所を確保するということが基本的な考えだろう、というふうに思うわけでありますけれども、区画整理をいたしますと、場所場所によりまして、用途地域の変更の――用途地域といいますか、1種が2種になったり、そのような見直しが、その都度その都度行われるのが一般的なようでありますけれども、こういう一つの地域におきまして、それからさらに一歩踏み込んだ中での用途地域の変更とか、容積率の引き上げだとか、そういうようなお考えが、市の行政自体の中に今お持ちなのかどうか。そのようなところを、またお答えをいただければと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事業を実現をするために、いろいろな用途地域の見直しでありますとか、あるいは建ぺい率、容積率等の見直しといいますか、つまり、その事業に合わせた、そしてまた住民の方にも十分理解のできる、そういう手だてとして可能な手段、それから要望をされる方策、これらを努めてとっていくのが、実現するために必要な手だてだ、とこう考えておりますので、そのように柔軟に対応をしていき、全市の市民の要望される事業をなるべく現実なものとしていくということが、我々の行政の手順であり、また責任である、というふうに考えておりますので、柔軟な対応をさせていただき、極力御理解をいただくということの手だては、今後の課題として十分尽くしていきたい、とこう考えております。

○議長（市川資信君）　高橋　徹君。

○3番（高橋　徹君）　大体、お考えをいただきまして、理解できる部分もございます。

そして、恐らく森田市長にとりましては、任期の4年間が、昭和58年でございましたか、市民憲章が、どこの自治体でも市民憲章をつくられている自治体が多いと思いますけれども、元気に働き、ともに健康で心豊かな明るいまちをつくりましょうというような、やはり健康を第一とする言葉で、その市民憲章が構成されているものが大変に多かろうと思います。そして、本年度の新しい調査費、市立病院の建てかえの計画、そしてまた、南部におきます地域医療の病院を市が、高幡の地域のみならず、これからいろんな場所が候補に上ってくる可能性もあるわけですけれども、そういう中で、日野市にとりましては、医療元年といいますか、そのように16万市民の安心して地元の医師会、そしてまた協議会等々の連携の中で、この三多摩地域におきましても、やはり日野はすばらしい連携プレーができている、といわれるような方向性を、この4年間で、4月の選挙時に市民に公約をされました。この公約に、私自身は全力で投球をしていただきたい、というふうに思うわけであります。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって6の1、日野市南部地域への病院建設構想について問うの質問を終わります。

一般質問7の1、都営住宅建設（多摩平六丁目）には老人、障害者、ひとり親家庭の住宅を確保せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　都営住宅建設には、老人、障害者、ひとり親家庭の住宅を確保せよということで、質問させていただきます。

このところは、多摩平六丁目にあります、今まであった平屋の都営住宅を建てかえる、その位置でございますが、先日、村松美枝子日野婦人児童部長と御一緒に東京都に行ってまいりまして、この地域に老人、障害者、ひとり親の家庭のためにここをぜひ確保していただきたいという、こういう要請をしてまいりましたところ、東京都の方は「そういう考えはない」という、こういうことでございました。ぜひ、私は、今、東京都区内において住宅問題が最大な問題だというふうに考えております。昨年の都政モニターの報告によりましても、都民の都政に対する最大の不満が住宅と土地、こういうことだということの、結果があらわれております。今まで、美濃部都知事のときには、かなりた

くさんの都営住宅を建ててまいりましたけれども、鈴木都政になってから、この都営住宅の建設が非常に低下してきております。そして、この数年、地価が暴騰いたしまして、都内でとても住宅を建てる、そういう状況ではない。こういうことになってきております。

都が毎年７月に調査しております基準の地価で見ましても、都内は非常に高く、この三多摩の地区の住宅地の平均でも８万4,100円から48万4,200円と、5.8倍以上にもこの地価の価格が上がってきております。この原因は、大企業が都内の土地を買い占める、そのためにお年寄りが追い出されるということが、この数年来、行われておりましたけれども、多くのまちで地上げ屋さんが動いて、そしてそこのまちが、本当に、もうまちをなさなくなるという、こういうことがあったわけでございます。東京都の、私ども共産党の都委員会でも、87年の７月から10月にかけて調査した中では、土地騰貴の実態を調べた結果、約400社もこういうことに動いたという。これも、ただ不動産会社とか建設会社であれば、もちろんこういうことで動くわけでございますけれども、生命保険会社とか、銀行とか、クレジット会社、サラ金、こういうものまでが土地騰貴の対象として動いている。こういう実態が明らかになっております。

私どもは、そういう中で、ぜひこの東京都の中においても、ぜひ私たちが住めるような、こういうまちをつくっていかなければならない、というふうに思います。地価暴騰の原因としては、前にもいろいろと言われておりましたけれども、中曽根前首相が提唱した民間活力の導入、これによりまして国有地、これを非常に安く払い下げられた。この結果が、ずっと今あらわれてきております。1984年の３月には、品川駅の貨物跡地が当時の公示価格の4.2倍という、こういう異常な価格で払い下げられたり、あるいはまた、千代田区の旧司法研究所の跡地、あるいはまた港区の六本木、林野庁、職員研修所の跡地など、こういうふうに国有地が非常に安い価格で下げられて、そしてそこに大手の企業が入り込み、そして東京都もここにお金をうんと集中させて、そして東京へのいろんな今の住宅状況が起きてきているわけです。

鈴木都政になってから、特に最近の住宅問題で、鈴木都知事は都民のこういう批判をかわすために、89年度を住宅元年、こういうふうにして住宅問題に取り組むような、こういう姿勢を示しておりますけれども、でもこれを見ますと、とても一般の方が入れないような、こういう家賃になっているわけです。これは、住宅目玉の一つとして、中堅所得層向けという、こういうふうな都民住宅を建設するというふうに言っておりますけれども、この都有地を土地信託して信託銀行に住宅をつくらせる。あるいはまた、都有

地を活用して住宅供給公社などに住宅をつくらせる。民間企業のビル建設などに当たっては、容積率のボーナスなどを与えて住宅を併設させる。

こういうふうにして、最初、もっと安い値段で、年収428万8,000円くらいから640万くらいの方は入れるだろうということで、家賃が13万程度という、こういうことでいたわけですけれども、今、計画されておりますそういう住宅は、とてもそういう家賃ではなくて、24万4,974円とか、これは信託銀行が建てた住宅ですけれども、こういうことか、あるいはまた、都民住宅で４ＬＤＫ、これでも家賃が23万8,788円という、こういう高いお金で、とても入れない。こういう状況です。

そして、都営住宅は、革新都政のもとで12年間では12万8,000戸から22万7,000戸、約10万戸ふえて、年間平均8,270戸ふえておりましたのに、鈴木都政のもとでは９年間に１万5,000戸、平均1,670戸しか建てていないという、こういうことで、革新都政時代に建てた都営住宅のこういうことから比べますと、５分の１に減らされているわけでございます。

また、住宅供給公社でも、革新市政の12年間で２万2,617戸から５万2,532戸。これも、非常に減ってきております。平均約780戸。こういう数になっているわけです。ですから、都営住宅の申し込み、あるいは応募のときになりますと非常に殺到するという、こういう状況です。そして、なかなか当たらないというのが現状ではないでしょうか。都がお金がないのであればいいわけですけれども、都税収入が今、本当に多く、１兆円以上も基金を積み立てているという、こういう状況の中では、住宅問題を本当に解決することが望ましいことではないか、というふうに思います。

そういう中で、障害者の方とか、お年寄り、ひとり親――父子家庭、母子家庭になりますけれども、こういう方たちの状況がどうかというふうに思いますと、特に障害者の方というのは、自立するためには住宅がなければ自立できません。なかなか大家さんが障害者におうちを貸せることについては、いろんな不安があるのでしょうか、なかなか貸してくれない。数多くの不動産屋さんを回ったという、こういう24歳の青年のお話もございますし、どうしても借りるために３カ月以上も、十数軒の不動産屋を回って、そしてやっと介助をつけるということで、不動産屋さんから住宅を借りたという、こういうこともございます。

また、お年寄りの方については、土地を追われる。こういう都市再開発の中で土地を追われていく、こういうお年寄りの方は、それと同時に病気が進んでしまうんです。やはり精神的なものなんかも加わるということだと思いますけれども、こういう中で、住

宅がない、どこに行ったらいいかということと同時に、今まであった病気などが同時に再発してくるという、こういうことでお母さんがぼけになるとか、あるいはまた、リハビリをお父さんがやっているとか、こういう状況も今起きております。

また、母子家庭、あるいはまた、これからどうしても離婚して、夫と別れて自立していきたいという、こういう方にとっても、住宅問題が非常に第一の障害になってきております。母子寮も今なかなか満員で入れないという状況の中では、やはり住宅を何とか確保しないと入れないという、こういう状況です。そして、離婚をしたいという、また離婚をした、そういう方たちのお話など、調査によりますと、二、三十代の約７割は子供を連れて、そして実家に帰ることができるけれども、40代、50代になりますと、約もう７割近くは実家に帰れない。それはもちろんもう御両親もいらっしゃらないし、あるいはまた、御家族の方、お兄さんたち、お姉さんたちがいらっしゃるから帰れないという、こういうことが朝日新聞の統計などにも出ているわけです。

そうしますと、私たち、どうしても住宅問題を、この日野市の中でも確保していかなければならない、というふうに思います。母子家庭の問題でも、やはりそうです。狭い、６畳、４畳半、こういうおうちが見つかればいいわけですけれども、私も選挙戦を間に挟みまして、二組の方から相談を受けました。離婚なさった方は、やっと日野市内で住宅を見つけたけれども、それを見つけるまでに、母子世帯だというと不動産屋さんが住宅をなかなか貸してくれないという、そういう実例も話されまして、ぜひ何とか住宅を確保したいということでございました。

もう一つは、もう母子世帯で長かったんですけれども、向川原の市営住宅に母子世帯として入って、私がたまたまそちらの方で、街頭でお話ししておりましたら、飛んで出てきて「市営住宅に入れて本当によかった」ということで、森田さんにぜひ頑張っていただきたいという、こういう声が私にも寄せられました。

ですから、私どもは、ぜひこの日野市の中に、もう東京都が建てないとおっしゃっていても、障害者や、あるいはまたお年寄り、母子家庭の方たちがこの日野の中で暮らしていくには、私はどうしても都営住宅が必要だ、というふうに思います。幾ら今東京都が、設計が既に済んでいるということであっても、日野の革新市政の中で、そして日野が住みやすいからといって移ってこられたたくさんの方々の、そういう声にこたえるためにも、ぜひ私は、この多摩平六丁目、これから建てますこの都営住宅には、こういうものを併設する。そして老人アパートがまだなかなか具体化しないわけですけれども、いろんな面も含めて、そういうことの一つにも、解決の一つにもなるんではないか、と

いうふうに思います。ぜひ、こういう点で、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えいたします。

具体的な問題として、多摩平の六丁目の都営住宅の建設に関連しての問題でございます。この用地につきましては、例えば、議員さんの方からも質問の中にありましたとおり、前に平屋であったものをここで建てかえる、というものでございます。非常に長い経過がありまして、当然、この建てかえに当たっては、地元の隣接居住者との調整の問題、かなり話の出た経緯としては長いわけでございます。具体的に、59年ぐらいから再度この問題が復活し、いろいろな協議、隣接居住者との間に協議がなされた経緯がございます。もちろん、その中に、市にも一定の話がありまして、協議ということではありませんが、地主さんとこういう状況であるとか、いろいろな経過は聞いております。

最終的には、この場所につきましては、平成２年度までに建てるということでございます。よって、内容的には、２棟26戸でございます。よって、この建設予定としては、日野市内の今後の建てかえに充てる住宅として26戸を新設するものである、というのが東京都の考え方でございます。もちろんこの中には、市の要望事項としての集会施設の問題、子供が遊ぶ遊び場というか、遊園地でしょうか、緑地、自転車置き場等を含んで、26戸の戸数ができるわけでございます。

当然、今、御質問の趣旨の中に、老人、身障の問題、母子家庭の問題等があるわけでございますが、この場所につきましては、ちょっと東京都も、26戸というような一つの建てかえ計画に伴う計画があるということで、これは実らないわけでございますが、行政としては、当然、今後、新しいところの計画もありますし、なお一層引き続いて要望はしていきたいと思います。

ただ、問題は、今御質問の、母子、老人、身障につきましては、東京都におきましても、３年の統計推移から、今都営住宅を募集しております。ちょうど６月６日から13日までの受け付けのようでございますが、この中には、かなり具体的に現在の空き家でございます、空き家の中に母子、老人、身体障害者ということで、１種、２種含んで、おのおのの地域に、戸数は少のうございますが、一定のものを掲げて募集をしているようでございます。もちろんこれは、今後も空き家ということを中心にしながら、その３年間の推移を見ながら、各自治体の状況を勘案しながらこの募集の人数を決めていく、というような東京都の方向があるようでございます。

なお一層、新設の場所も、今後、建てかえ計画も東京都はあるわけでございますので、新しい部分についても努力していきたい、ということをお答えしておきます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

それでは、２棟26戸ということでございますが、これは平屋でなくて高い、２階建て（「２階建て。一部３階」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

２階建ての26戸ということでございますが、ぜひ２階建ての26戸であっても、日野市の意思はこうであるということを、ぜひ東京都の方に働きかけていただきたいと思います。

そしてまた、日野市の中でこういう要望があるということも、ほかの場合でも、ぜひ伝えていただきたいというふうに思います。

この質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって７の１、都営住宅建設（多摩平六丁目）には老人、障害者、ひとり親家庭の住宅を確保せよの質問を終わります。

一般質問７の２、特別養護老人ホームを増設し、入所希望者にこたえよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　引き続きまして、特別養護老人ホームを増設し、入所希望者にこたえよということで質問させていただきます。

特別養護老人ホームは、今、建設中で、これに対する期待が非常に高く、いつ入所できるかしらという、こういう声も、いろんなところで私のところに入ってきております。

また、多摩平という、ほんの小さな限られたあの団地の中でも、特養老人ホームに入りたいとか、軽費老人ホームに入りたいけれども、どうしたらいいでしょうかという、そういう相談が大変多くございます。私は、そういう中で、ぜひ日野市としても特養老人ホームをもっと森田喜美男市長がおっしゃっておりますように、あと３カ所必要だというふうに思います。

その中で、やはり私は、東京都との関係、これが大きな建設にかかわってくる中身でもあるのではないか、というふうに思います。東京都も、先ほども言いましたけれども、革新都政のときに比べまして、今の鈴木都政になってから非常に福祉が後退するという、こういう状況の中で、何としても日野の革新市政のもとで、こういう福祉を後退させないという、そういうことが今、求められており、そしてそれが第５期の革新市政へと結

びついた、というふうに思います。

東京都では、福祉や医療の後退、こういう影響が数百万人にものぼっているという、こういうことで、敬老乗車証に所得制限を導入したり、シルバーパスの導入をしたり、保育事業の補助金カットや、老人クラブの運営費補助、老人家庭奉仕員補助、もういろんなことがありますけれども、次々と福祉が後退されてきております。

特に、革新都政のときには、重度障害児を抱えた都民から「おかげさまで私が死ぬ前にこの子を殺さないで済みました」という、こういう都知事へのお礼の手紙が来るという、こういう中で、今の鈴木都政のもとでは、たびたび私ども共産党の衆議院議員の不破哲三議員とか、あるいはまた都議会でも都議が取り上げておりますけれども、東京荒川区での生活保護の打ち切りの問題、こういうことなどは、本当に国も東京都ももっと真剣に、この福祉を切り下げることについては、考えていく必要があるのではないか、というふうに思います。

そういう中で、日野市で特別養護老人ホームの建設が今進められて、もうすぐできると思いますけれども、この特養老人ホームが都内に、1984年当時では76カ所、そしてその多くが三多摩にあって、三多摩が58カ所。23区内にはわずか18カ所しかなかったわけですけれども、12区の中には１カ所もない。こういう中で、これはなぜかということで、都議団も、都議会の議会の一般質問などでも行いまして、都独自の用地を買収する、これをやったらどうかという、こういう提案を何回もやりまして、そういう結果、用地取得に対する助成制度が1985年から、これが創設されました。

これによりまして、区立の特養老人ホームの建設に対しては、用地費を補助し、そして民間の社会福祉法人の場合にも、６億6,600万、これを限度に用地取得の３分の２を補助することになりました。87年度までの３年間には、特別区の20カ所で、あるいはまた民間でも６カ所、合計26カ所が、275億、こういうお金が助成されております。

私は、この制度をぜひこの市でも受けられる、こういうことをぜひやっていただきたい、というふうに思います。23区内でこういう助成がされているわけですから、同じ東京都区内で、ぜひ区と同じように市でも助成が受けられるようにすれば、これから、あと三つの特別養護老人ホームも容易に建設が進むのではないか、というふうに思います。そういう点で、４点について質問をさせていただきます。

一つは、特別養護老人ホームへの入所の申し込みの数、かなりたくさんあって、また、待機者も多いというふうに聞いておりますので、前年度で結構でございますので、数字を明らかにし、待機者がどれくらいいるのか。そしてまた、窓口に来た方にどういうよ

うな対応をして、これをやっていらっしゃるのか。その点、１点お尋ねいたします。

それから、あと３カ所つくりたいということでございますが、増設計画を具体的に明らかにしていただきたいと存じます。

三つ目には、先ほど言いましたように、用地買収費の補助を市にも拡大するように、東京都に働きかけていただきたい、というふうに思います。

四つ目には、建設費と運営費の補助。これももっと増額するように、東京都に働きかけていただきたいと思います。日野市の特養老人ホームの建設費の補助も、東京都の補助も、建設費の約10％ぐらいしか東京都の方は補助が出ておりません。もっと東京都の方にも、この補助金を市にも増額するようにという、こういう働きかけも私は必要ではないか、というふうに思います。

そういう点で、以上、４点についてお尋ねをいたします。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　お答え申し上げます。１点目から、逐次お答えいたします。

１点目の、入所状況と、それから待機者の数というようなことで、御質問でございます。63年度末におきまして、特養老人ホーム待機者数は43名であります。ただ、この待機者の中には、今現在、建てております高幡、仮称ですが、特別養護老人ホームへの入所を希望しているものも、若干、申請として窓口に来てる、またケースワーカーとの対応の中であります。そうした中で、全員入所ということになりますと、御承知のように、50人の規模でございます。今後、これらにつきましての対応の仕方といたしましては、ことしの秋をめどに組織、そうしたものを体制を整えまして募集、あるいは入所の基準、そうしたもので対応して、来年の４月以降に十分な対応ができるように、今、心がけております。

ただ、63年度では、新しく49人の御老人を入所をしております。これは、私ども初めてでございますので、各市の、あるいは各都県のところにお願いして、その対応をしてきた、ということでございます。

ちなみにでございますが、現在、63年度では、平均いたしまして123人の方が入所、特養の方に御厄介になっております。

２点目の、特養、あと３カ所につきましての具体的計画を示せ、という御質問でございますが、何せ、この特養老人ホーム、日野市で初めてでございますので、今、高幡を建設中であります。その後につきましては、市長もたびたび申し上げておりますので、その３カ所についての実施計画、あるいは年次計画というものを今後立てて、そしてい

きたい。その老人ホームの適正な運営をしていきたい、というふうに思っております。

次に、用地買収費の補助を市にも拡大せよということで、東京都に働きかけたのか、ということでございます。これは、次の４点目の、建設費、運営費とも絡んでまいりますので、用地費、建設費、運営費ということでのお答えを一緒にさせてもらいたいと思います。

用地費につきましては、今、鈴木議員さんが御指摘のように、公立の施設につきましては、現在、用地費というものは補助がございません。それで、社会福祉法人については用地費として２分の１が補助対象になっております。

それから、４番目の建設費の運営費ということでございますが、これにつきましては、社会福祉法人につきましては、国が２分の１、都が４分の３、市が４分の１ということでございます。公立の施設に対しましては、建設費はもらっておりますが、国が２分の１です。それから都が４分の１。市が４分の１ということでございます。

こうした中で、今、総括的に３番、４番でございますが、東京都に補助金を増額、あるいは働きかけ、ということでございます。これにつきましては、64年度におきまして、26市の老人福祉課、私どもは老人福祉課ですが、それに相対する各市の福祉課長会で、都に公立施設の用地の補助金をお願いしたいということを要望いたします。いたしておりましたが、まだ今年度につきましては、それは認められておりません。そしてさらに、これを強力な市長会に上げまして、市長会もこれを東京都の方に要望をお願いしておる。

さらに今度は、来年度、平成２年度に向かいまして、これと今、同趣旨のもとに強力な働きかけを課長会を通しまして、市長会、そして都の方に手続を踏んでお願いしていきたい、というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

東京都の方に対する働きかけが大分なされているようでございますが、積極的な、もっと働きかけをぜひお願いしたい、というふうに思います。

森田喜美男市長にお尋ねいたしますが、特別養護老人ホーム、この問題は、お年寄りの皆さんはもちろんそうですけれども、お年寄りを抱えていらっしゃる家族の皆さんも大変期待されている施設であります。森田市長の公約でもあります、あと３カ所という、こういうことで私どもも期待をしておりますので、市長の決意を、東京都に対する働きかけとか、そういうことも含めまして、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　きょう、前の御質問の方にもお答えをいたしましたことですが、いわゆる高齢化社会の進行に伴いまして、これから積極的に取り組むべき課題が多々あるということを、高齢者福祉の体系化というふうな、専門家の御提言の中にも具体的に感じておるところであります。

そして、特別養護老人ホームという一番緊急の課題にもなる、こういう施設につきまして、いろいろと議会にも指摘や、あるいは激励もいただきながら、現実な課題として今、進みつつある一つの例があるわけでありまして、ここを拠点としてどのような時代のニードに合わせる事業が、あるいはその地域福祉が可能になるか、ということもこれからのまた、多分に課題でもあるわけでありまして、今、特別養護老人ホームがより必要であるということも、まことに理由のある御意見だと思っておりますし、それから、それを実現をさせる国の制度、それから東京都のそれにまた伴う促進の財政援助等の仕組み、それから、地域で、議会と協力を得なければならない、こういう事情の、また重要なこともよく我々も承知しておるところではありました。

とりわけ、自治体が設立いたします特別養護老人ホームの具体的な例が日野市にあるわけでありますが、まだ要するに国の制度化、東京都の対応化が不十分である。本来ならば、かつて保育園が社会需要として高く求められていた当時、保育園に対しましては、施設の２分の１は国が負担をするんだ、とこういうことが明らかになって、50年早々の時期でございましたが、摂津訴訟という、つまり国は制度を守っていないではないか、という自治体側の訴訟があったわけでありますが、そのことを大きなきっかけとして、超過負担がかなり国においても解消への努力をされた、とこういう経験もあります。

今、私どもは、つまり保育園並みに――公設公営であっても保育園並みに用地の確保の補助金、それから建物の補助金、後々、運営をする人件費や事業の中の補助金、これをひとつ確立してください。本来の２分の１、２分の１、あるいは４分の１、これらの原則を老人ホームの場合にも明確に適用してくださいということを、機会をとらえて主張をしておるところであります。東京都も、かなり理解が進みまして、日野市が試みております事例につきましても、かなり具体的な支援がいただけるようになっております。

なお今後も、御指摘のことにつきましても、十分東京都の自治体に求められております今日の老人ホームにつきまして、一層の制度が固まって、そうして事業が促進できると。民間の場合も同様であります。そういうことを強力にお願いをし、実現を図っていきたい、とこのように考えてお答えにしておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　　ありがとうございました。

市長の積極的な姿勢が、今、示されました。43名のしかし待機者があって、その中で既に49名入所したということでございますが、議員の皆さんも多分いろんなそういう相談も受けられている、というふうに思います。ぜひ、こういうことを住民の方から相談を受けた窓口は、どこに入れてあげたらいいかということで、現場の方は苦労をなさっているというふうに思います。私も、実際に多摩平団地で、どうも困って、現場に行ったところ、、空きがなくて大変なんです、というお話も聞きました。ですからこそ、私はどうしても、あと市内に３カ所必要だ、というふうに思っているわけです。

そして、森田喜美男市長も、積極的に都の方にも働きかけて、東京都も財政がなければ、それは仕方がないかもしれませんけれども、今、たくさんのお金を抱えて、都税収入の伸びは毎年7,000億から8,000億という、こういう中で、お金がたっぷりあるわけですから、ぜひ私は市の方でも、こういう補助がもっと来るようになれば、多くの市民が利用できる特別養護老人ホームができる、というふうに思いますので、ぜひこれからも働きかけをお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって７の２、特別養護老人ホームを増設し、入所希望者にこたえよの質問を終わります。

一般質問７の３、国際障害者年最終年の1990年に「日野市障害者憲章」を制定せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　　国際障害者年最終年の1990年に「日野市障害者憲章」を制定せよ、この質問をさせていただきます。

1981年の国際障害者年を迎えて、来年の1990年が最終年のこの10年を迎えます。障害を持っていらっしゃる方が、この地域の中で本当に皆さんと一緒に生きていくために、あらゆる分野で活動を続けていくためにも、この国際障害者年が大きな契機となり、また運動も、私は発展したというふうに思います。国連が決めた国際障害者年の目的として五つあるわけでございますが、障害者の社会への身体的及び精神的適合を援助すること。

二つ目が、障害者に対して適切な援護、訓練、治療及び指導を行い、適当な雇用機会を与え、また障害者の社会における十分な統合を確保するためのすべての国内的、国際的努力を促進すること。

三つ目が、障害者が日常生活において実際に参加すること。例えば、公共建築物及び交通機関を利用しやすくすることなどについての調査、研究プロジェクトを奨励すること。

四つ、障害者が経済、社会及び政治活動の多方面に参加し、及び貢献する権利を有することについて、一般の人々を教育し、周知させること。

五、障害者の予防及びリハビリテーションのための効果的な施策を推進すること。

この一つが欠けても、私は、障害者が本当にこれから地域の中でやってきた、このことについては十分必要だというふうに思います。そして、社会の中で前面参加と平等、これを実現するためにも、これを全部やっていかなければならない、と思うわけです。

日野市で、ちょうど10年前に「国際障害者年を進める日野市民の会」というのがつくられました。私も、当時、文教委員長を務めさせていただいておりましたので、そういう立場で、この呼びかけ人の１人に入らせていただきましたが、日野市でもこの五つをテーマにして、いろいろとこれから市民に対する運動、訴えがなされております。

私は、これを見ますと、かなりこの中でも、この五つの中で、日野市の中でも進んできた点もございます。医療の点でも、生活保健センターが充実されたり、あるいはまた、難病検診などもされておりますし、障害者が学校教育の中で学ぶこともできるようになりましたし、また、訪問学級や青年学級、こういうものも日野市の中で実施されております。

また、障害者の働く場所を確保する、広げる、そのためにも、日野市がつくりました雇用する事業所への財政援助、これは大変、障害を持っていらっしゃる親御さんから喜ばれております。私もつい先日、お嬢さんが障害を持っているお母さんから、とってもこれによって雇用者の方も喜んでいるし、うちの娘も喜んでいるから、市長にぜひお礼を言いたい、とこのようなことを言われましたけれども、本当にこれによって障害者が働く意欲も持ちますし、また、事業所でも障害者を雇用する、こういう条件もできてきたわけでございます。

また、障害者の福祉、生活保障、こういう制度をもっと豊かに発展させる、こういうことを見ましても、日野の福祉が充実されているということは、多くの方の知るところでございます。

また、地域の中で、道路や公園や建物、どんな施設でも障害者が安心して使えるようにということは、今、日野市がようやくできましたけれども、施設の「みんなで暮らす明るいまち」ということで、日野市福祉まちづくり整備基準、福祉の環境整備要綱、こ

ういうものができまして、日野市の中で障害者の方が公園でも、あるいはまたまちの中でも、道路でも、車椅子でも通れる。これからのところもございますけれども、こういう要綱ができた中で、これからつくられる施設については、これが適用されて、既に適用されてつくられているところもございますけれども、さらにこれが発展する、というふうに思います。

こういう中で、私は、ぜひ来年、ちょうどもう10年の国際障害者年が終わるわけですけれども、障害者年が始まったときには、国も都も非常に大きな動きもあり、そしてまた、期待もあったわけですけれども、もう10年たちますと、また障害者の問題が、今、特に福祉や、あるいはまた弱い立場の人々が切り捨てられるという、そういう状況の中では、私はこれを守るためにも、ぜひ障害者憲章を日野市の中につくっていく。このことが必要ではないか、というふうに思います。

今度の市長選挙の中でも、障害者の皆さんが「人として生きるために私たちが願っていること」ということで、約52項目の要望が、政策として、提言として出されております。まだたくさんございますけれども、医療とか保育、教育、文化、スポーツ、そして日常生活、生活用具、就労、行政への参加ということで、大きなものを出しても、医療の点では歯科を含む市内のすべての医療機関が、障害者、被曝者、難病患者、生活保護者などの指定医療機関になるよう、積極的に働きかけましょうという、こういう医療に要望もございます。

また、教育の問題では、市内に擁護学校の高等部を設置していただきたいという、こういうことや、また、市民会館に聴覚障害者用の電卓装置を設けましょうという、こういうこと。そして、体育館やプール、温水プール、グラウンドなど、すべての体育施設を障害者が利用できるようにしましょうということ。

また、日常生活の中では、日野市の駅にはエレベーターやエスカレーターがなくて、毎年、ひまわり号で汽車に乗って出かけるんですけれども、そのとき、本当にみんなで車を抱えながら階段の上がりおりをいたします。こういうところで、ぜひこれは日野市の中でも、こういうエレベーターやエスカレーターを設置する。トイレの改造など駅舎の改善を、働きかけていく必要があるわけです。

それから、障害者の住宅の問題がやっぱり大きな問題ですけれども、これから生きていくためにも住宅やその方に合った生活寮、これを建設すること、このことがやはり大きな問題としてあります。

障害者市営住宅を建設してほしいという、こういう項もございます。生活用具では、

在宅障害者にも給食サービスを実施してほしいという、こういう項もございます。

それから就労では、市内の大企業に障害者の法定雇用を守らせるように、積極的に働きかけていただきたい、とこういうことや、また市の職員にもっと障害者を採用していただきたいということ。

そして一番最後に、行政への参加の中で、国際障害者年の最終年である1990年に日野市障害者憲章を、関係者を初めとする全市民の討論参加で制定いたしましょう、というふうにあるわけです。

私は、ここのところで、ぜひ今、特に障害者の方、年金暮らしの方、お年寄り、一番困っているのは、消費税の実施によって、もう毎日の暮らしの中から税金が３％取られる。障害者もお金持ちも関係なく取られるという中で、では障害者をどういうふうに守っていったらいいのかといえば、私は日野市の中に市民憲章が、58年11月にできております。そして老人憲章が57年11月にできております。そして57年10月８日には、日野市核兵器廃絶平和都市宣言もできてきております。私はこういう、本当に日野市がここのところで私たちの生きていくよりどころとなっている、こういうものを憲法を市政に生かす日野市の中で、障害者が安心して住民の皆さんと一緒に討論して、その中で考えていくという、こういう障害者憲法をつくっていけば、本当に市民一人ひとりが障害者の身になって、私たちがどのように御一緒に生活していったらいいかということが、それぞれのところでわかり合えるのではないか、というふうに思うわけです。

ですから私は、ぜひ、まだ１年ございます。多くのすべてのいろんな団体や個人の方に呼びかけて、日野市障害者憲章を市民憲章と同じように、老人憲章と同じように、ぜひつくっていただきたいというふうに思います。

御答弁をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　それでは、お答えしていきます。

今、御指摘のように、非常に国際障害者年の憲章ということでの御提案でございます。御説明の中にもありましたように、過去におきましての日野市の対応の仕方、そうしたものにちょっと触れさせて、自負するかと思いますが……。

東京都で、これは10年間の行動計画をとりまして、国際障害者年ということで、期間を設けて実施してきております。それとともに、日野市も、先ほど御指摘にありましたように、国際障害者年日野市対策協議会、こういうことで、この協議会に諮問をお願いいたしまして、答申が56年10月13日に出されております。今、その内容につきましては、

るる御説明ございましたが、この国際障害者年というスローガンは、完全参加と平等ということで、これをスタートをして実現するものである、ということをうたってあります。そしてその中には、今、御指摘にありましたような保健医療の充実、教育の充実、福祉サービスの充実、就労の促進という項目で答申がなされて、今日にまで及んできております。

日野市のこれらの答申をもとに、あるいは東京都の合同計画、そうしたものを併用しながら、施設の利用の充実につきましては、御承知のように、身体障害者福祉センターといたしましてのＢ型で、山本学級を発足させました。それから、精神障害者通所授産施設といたしまして、ひばり学級でございます。同じ設備でございますが、２階にあります。つばさ学園でございます。それからまた、御承知のように、精神薄弱者通所更生施設といたしまして、はくちょう学園を開設いたしました。そうした授産施設、あるいは運営の補助、そうしたもの、あるいは在宅福祉サービスの充実、重度脳性麻痺者の介護に派遣事業、こうしたものを踏まえながら、日野市も取り組んで、現在、参っておりますが、今、この答申にありますように、非常にこれも項目的にも多いものでございまして、それを今後さらに検討をしながら、行政のペースでやれるもの、というものに向かっての検討も進めていかなきゃいけない、ということでございます。

平成元年４月１日の、これは現在の身障者がどのくらいの方々がおられるか、ということでございますが、身体障害者におきましては、2,129名の方がございます。やはり前年度よりふえております。精神薄弱者につきましては、427名の方、これも前年度より増加しております。

こうした傾向を踏まえまして、御指摘のように、年々やはりその対象者がふえてきているということと、さらに、先ほど来言われております高齢化社会におきましての方々、交通事故、あるいは成人病による障害というものもふえておる、ということでございます。

こうした自然的な発生、それからまた、急激な緊急的な発生に基づきまして、人口が、そうした対象者がふえている。そのふえるについての施設の保護ということで、これも並行して何らかの対応をしていかなきゃいけない。という、そのような具体的な施策も、今後、十分検討していかなければならないと思いますが、今、御提案になりました国際障害者の憲章でございますが、当初に５項目の障害者の、国際障害者の項目を述べられました。これらを参考にしまして、今後、日野市でもこれに基づく制定というものも検討してまいりたい、と思っております。どういうふうな形でということは、今、私ども

持っておりませんが、これらについての一つの大きな提言として受けとめて、今後、検討させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、最後に市長の方から、これについての見解をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国際障害者年という国連の取り決めによる、国際的な新しい運動のきっかけをつくる、年次年次の制定があるわけでありまして、国際婦人年、あるいは国際何々と、こういうふうに言われてまいっております。このことがきっかけになって、我が国でもそれぞれの人権的な施策が論議をされ、また地域自治体におきましても、地方自治体におきましても、事業化が取り組まれて、一定の大きな前進のきっかけをつくってきたということは、先ほど福祉部長から、日野市の場合も御説明をしたとおりである、とこのように受けとめております。御提案の、国際障害者年の最終年に、日野市障害者憲章を制定する努力をしてはどうか、とこういう御提案で、承っております。

私どもの基本的な物の考えといたしまして、特に日本国憲法が基本的人権を非常に尊重する立場をとっておることでありますし、これから、障害者の人権、あるいは社会弱者の人権をどのように見守っていくかということが、福祉の行政施策等で一番基本的なことに考えられる。とりわけ障害者の方々は、現実に日常生活においてハンディーがあるわけでありますから、そのハンディーを地域社会、あるいはいろいろな立場でどのように補うことができるか、ハンディーを少なくすることができるか、ということが人権思想の大きなスタートになっている、というふうにも考えるわけであります。

また、一方に、例えば障害者という用語、今は別段、特別な障害なしに用いられておりますが、この言葉がほかの用語でときどき生まれてまいります、つまり不具でありますとか、そういう言葉に混合されないで、該当者の方々も、何といいますか、みずからを弱者というふうに考えられるのは仕方がないとしても、どのようなことになるだろうかということを、私は常々といいましょうか、内部で、この言葉も将来は差別用語になるんじゃないか、というふうな懸念も感じないわけではありません。

そして、一方に、ノーモライゼイションという、つまり差別をしないといいますか、同じ人権という立場で、優者、劣者、あるいは弱者という感覚をなるべく薄めていくということが、また人権尊重の立場からは大切なことではなかろうか、とこのようにも考

えられておるように思います。

そのようなことも十分考慮に置いて、みんなの、つまり手をつないで健康で明るいまちをつくりましようという日野市民憲章のそのとおり、あるいは思いやりのあるまちをつくりましょうという、そういう精神に沿った、このような考え方で、この御提案にも十分な取り組みを図る必要がある、こんかなふうに感じたところでございます。いろんな英知を集めまして、人権を守るにふさわしい、そういう発想から、取り組むべき課題ではなかろうか、とこんなふうに思っております。

完全な回答にはなっていないかもしれませんが、十分検討させていただくということで、お答えをさせていただきます。

○議長（市川資信君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

私は、この革新市政になって、ちょうどことし17年を迎えました。森田革新市政になってから、私はいつも言うように、障害者の運動であるとか、障害者の施策が非常に進んできたということを感じます。そして、実際に私は、そのとおりだというふうに思うんです。この最近の、建物だけを言うわけじゃないんですけれども、働く障害者の方たちの希望にこたえて、はくちょう学園、つばさ学園、青い鳥作業所、すずかけの家、かざぐるまの家、そして精神障害者の働くところも、今、困難で、市でそういうところに補助しているのも、なかなか少ないんですけれども、そういう障害者が働くところもできました。日野で、精神障害者が働く施設ができたものですから、多摩の方でも負けないで運動を起こして、多摩の方でもやはり同じようにできた、というふうに聞いております。

ですから私は、やはりいい運動が進めば、それに学ぶところが出てくると思うんです。ぜひ私はそういう点で、今、障害者の方たちが安心して暮らせるためにも、そして市長が人権を守る——いつも市長は人権ということをおっしゃいますけれども、本当に今、人権を守る、こういうことが必要だというふうに思います。

ぜひ、これから、先ほど私が第５期の革新市政が実現するために、障害者の関係の皆さんが政策を提言いたしました。たくさんの52件、まだたくさんあるわけですけれども、そういうことにもぜひ積極的にこたえて、障害者の皆さんが安心して、障害者年が終わっても暮らせるような、そういうまちにつくるためにも、一層努力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって７の３、国際障害者年最終年の1990年に「日野市障害者憲章」を制定せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時55分　休憩

午後３時32分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問８の１、職員の適正配置で市民サービス向上を！の通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君）　　職員の適正配置で市民サービス向上について、質問をいたします。

職員の定数、人件費問題については、臨調行革路線が強行され、地方自治体に押しつけられる中で、さまざまな論議が繰り返されてきたことは、御承知のとおりであります。

いわゆる人件費問題を簡単に振り返ってみますと、1975年、ちょうど14年前になりますけれども、一斉地方選挙に対して、自民党はみずからの失政によって引き起こした地方財政危機を、革新勢力と自治体労働者の責任に転化しようとして、極めて意図的に激しい攻撃を仕掛けてきたことは、記憶に新しいところであります。日本共産党は、自民党のこの攻撃に全面的に反撃しながら、積極的な自治体政策を提起して闘ってきましたけれども、その中で、革新勢力の一部に、自民党の攻撃に乗じられる弱点があることにも率直に目を向け、自治体と労働者の本来のあり方も明らかにしながら、自治体論及び自治体労働者論についての原則的な提起を行ってまいりました。

1975年３月22日、「住民本位の行政を効率的な機構で」と題し、副題として、地方自治体の人件費問題、その他をめぐる日本共産党の見解を発表してまいりました。これが、いわゆる自治体論及び自治体労働者論といわれてきたものであります。その中心点を改めて紹介しながら、人件費問題などでの共産党の基本的な考え方を、この機会に明らかにしておきたいと思います。

日本共産党は、地方財政危機の責任を、革新自治体の人件費問題に転化することに断固反対するが、革新自治体を含む地方自治体の人件費や、行政機構の現在のあり方に欠

陥や問題がないなどというものではない。金権ノー、不公正ノー、暴力ノー、冗費ノーの立場から、革新自治体として進んでこの点の自己点検を強め、民主的で創造的な進路を切り開き、今日の試練に立ち向かう、新しい基盤を確立すべきである。地方自治体の人件費や行政機構のあり方の基本原則についての日本共産党の見地を要約しますと、住民本位の行政を効率的な機構で、こういうことであります。

その主な内容は、第１に、民主主義の原則に立てば、国と地方自治体とを問わず、その機構、職員組織、給与、勤務条件などは、国民本位に組織され、運営されるべきものであります。現在の我が国の地方自治体は、自民党政府の出先機構としての性格と、地方自治の機構とでの性格等、あわせ持たされていますけれども、地方自治の保障を主眼として、地方自治体の機構は組織され、運営されるべきものであります。

第２に、人件費を含む自治体の行政費用は、住民負担の点からいっても、なるべく少ないのがよいのは当然であります。しかし、それは行政機構の関与ができるだけ少ないのがよいという、旧来の大資本横暴、放任の立場ではなくて、住民の生活擁護、大企業の民主的規制などのために、行政機構が積極的に活動することの重視を前提としたものであります。

第３に、自治体の職員定数などは、全体としてできるだけむだのないものであるべきですが、住民福祉に直結するような部門と、それに必要な職員数は十分確保し、事実上、大企業や一部の特権勢力への奉仕を主な業務とする部門や、職員の統制管理を主目的とする高級職員などは、なるべく少なくするべきであります。

第４に、職員の給与、労働時間、その他の労働条件は、その生活と労働者としての基本的権利を守り、住民への奉仕のため積極的に働き得るものを保障するものでなければなりません。しかし、それによって住民へのサービスを低下させ、あるいは一部の高級職員に特権を与えるようなものであってはなりません。

第５に、住民の側から見て、行政のそれぞれの機構や手続、その責任などがわかりやすく、また、住民の意思を反映しやすいものでなければなりません。行政の機構や手続、それらに関する内規等は、金権、暴力、不公正を許さず、公正で民主的に住民に奉仕する立場を貫いたものでなければなりません。

第６に、公正で民主的な行政を効率的に執行していく見地から、機構や運営の改善が絶えず図られるべきであり、必要な幹部職員の登用や、適時の人事異動なども積極的に行われるべきであります。

以上が、14年前、日本共産党が発表した人件費問題等の見解の要旨であります。人口

の増加や高齢者社会の進行、そして市民要求の多様化に伴って、財政規模の増大、事務事業の拡大、それに対応した職員の適正配置は、市民サービスの維持、向上にとって不可欠の条件であります。今回の職員定数の改正に当たって、事務当局から詳細な資料が提出をされております。日野市における人件費の現状、定数の推移について、定数改正の趣旨など、職員定数増の必要性について、その根拠を示す内容のものとなっております。

この提出された資料のあれこれの数値は、いずれも、一つは、少ない経費でより効率的な行政事務を目指す、積極的な内部努力が払われてきたことが示されております。

第2には、市民サービスを維持するために、定数改正は待ったなしの緊急課題であるということが、明らかに示されていると思います。

そこで、二、三、質問をいたします。

一つは、近隣市と比べて、サービス部門への職員配置率は、三多摩でも日野はトップだと承知しておりますけれども、現行の比較数値はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

2点目は、今回の定数増は現場からの要求を抑えて、いわゆる調整という名で、控え目な提案となっておりますけれども、その調整によって明らかに不足する職員数といいますか、その辺の矛盾は、今後、どのように解決されるのか。その不足している職員数、現場の要求との関係ですけれども、それよりも低い職員定数増で提案されておりますけれども、その具体的な補いはどのようにされるのか、お伺いをいたします。

3点目は、新しい日野、3月25日付の第4号で「ふえ続ける市職員数」と、こういう市職員数がこの16年間でこれだけふえた、という宣伝がされております。これだけ見ますと、かなり市民が誤解を受けるという、そういう内容になっております。これは、選挙の前にこういう宣伝がされたことから、すぐに行政側としても対応し切れなかった、時期的なこともあったかと思いますけれども、市の職員組合のニュースでは、早速これに反論をしております。

ここで、誤解されるという点で言えば、人口は、この間、42.2%ふえておりますし、予算規模はざっと5倍にふえております。それだけ仕事の量もふえ、市民サービスもそれだけ充実してきているわけでありますけれども、私は、こうした市民へ誤解を与えるような宣伝がされた場合に、過去の例にもありましたけれども、市当局としてもきちっとしたこれに対する対応が必要ではないか、と思います。この点についての御見解を伺っておきたいと思います。

以上、3点について、お伺いをいたします。

○議長（市川資信君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　お答えを申し上げます。

日野市の職員の配置につきましては、大きな特徴がございますことは、既に御案内のとおりでございまして、病院ですとか幼稚園、図書館、あるいは保育園、そういった第一線のサービス拠点になります施設に、多くの職員が配置されております。それ以外の、いわゆる一般行政職といわれる職員の数は、他市に比べて少ない。そういうことが間違いなく言えることでございます。

具体的に施設を見てみますと、これは定数条例の参考資料としてお配りをいたしました「日野市における人件費の現状」の8ページにございますけれども、保育園につきましては、63年5月1日現在、12園ございます。そして、そこに働く職員は211人でございます。

児童館につきましては、5館ございまして、32人の職員がおります。

幼稚園につきましては、7園ございまして、27人の職員が在籍をしております。

さらに図書館につきましては、8館の分館、39人の職員が働いております。

このように、市民に直接接する第一線のサービス拠点に働く職員が多い。こういうことが言えるわけでございまして、これを近隣市と比べてみますと、病院につきましては、近隣市と申しますのは、立川、武蔵野、三鷹、小平、この4市と日野市の比較でございますけれども、日野市は病院が189に対しまして、立川、武蔵野、三鷹、小平、いずれもゼロでございます。

幼稚園につきましては、日野市は27人。それに対しまして立川市がゼロでございます。武蔵野市が22人。三鷹がゼロ。小平もゼロでございます。

さらに図書館についてみますと、日野市が38人でございまして、立川市が15人。武蔵野市ゼロ。三鷹市13人。小平9人。

保育園についてみます。日野市につきましては211人。立川市232人。武蔵野、202人。三鷹、252人。小平、186人。このような数字でございます。

今、申し上げました、病院、幼稚園、図書館、保育園、これを各市とも合計いたしまして、総職員数から引いてみますと、行政職の職員の数が出てくるわけでございます。立川市が1,186人。武蔵野が1,062人。三鷹が1,020人。小平が815人。日野が962人。こういう比較の数字になっております。

御質問の2点目でございますけれども、今回の定数増は、現場の要求を抑えた控え目

の提案、というお話でございます。その不足分の補い方でございますけれども、内部努力によりましてこれを補っていきたい、こういう基本的な考え方を持っております。今回、提案をさせていただきました人員増につきましては、平成元年度と２年度の合わせて２カ年分でございますけれども、今までも、例えば総務部につきましては、48年以降、３人の定数を減じております。同じように、監査事務局では一名の定数増。さらに農業委員会でも２名の定数増ということで、合わせて６名の定数の減がございました。こういうところは、業務量は決して減っていないわけでございますけれども、その手順とか方法、そういうことを改善いたしまして、現状維持からさらに定数を減じたものでございます。

３点目の、新しい日野の件でございます。これにつきましては、この数字そのものには間違いございません。48年には1,022名で、現在1,444名。差し引きの422名の職員増。この数字については間違いございません。

しかしながら、森田市政が誕生いたしました、48年の５月以前の職員定数の変化を見てみました。このビラに書いてございますように、48年の４月は1,022名でございます。１年前の47年の４月につきましては、925名でございました。したがいまして、１年間に97名の定数増がございました。さらに46年の４月、その１年前ですが、定数906人。したがいまして、この年は19人の増がございました。さらにさかのぼりまして45年の４月につきましては、829人。したがいまして、77人の増でございました。その前、44年10月でございます。これだけは10月でございますけれど、794人。したがいまして、35人の増でございます。44年の10月から48年の４月まで、４年間でございますけれども、この４年間で228人の定数増がふえております。したがいまして、市政が変わったからこういうふうにふえたんだ、ということにつきましては、決してそうではなくて、市民サービスを充実させるためにはどうしても職員が必要なんだ、こういうことが言えるのではないかと思っております。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　２点目の質問について、再質問いたします。

各職場からの増員要請は、資料にもございますように103名。これを調整をして87名ということで、16名を調整して、内部努力でこれを解決するという答弁でありました。

私がさっき申し上げました、少なくとも市民の福祉にかかわるサービス部門の職員の配置は、あれこれ内部努力すべき、あるいはここで言う調整という言い方でもいいかと思いますけれども、調整すべきは、どんどん調整する必要はあると思いますけれども、

例えば、この福祉部からは６名の増員要請が出ています。これ、３名、つまり半分に抑えた形になっていますけれども、この福祉部門など、内容は、実際にはどういう仕事をやるのか、聞いてみなきゃわかりませんけれども、こういう部門は、むしろ調整するよりも、現場の声に沿ってきちっと配置した方がいいのではないかという、そういう感じがします。

一つ、ここに絞りたいと思いますけれども、この抑えた３名は、内部努力といわれましたけれども、具体的には、ではどういう補いをされるのか。つまり、市民サービスは低下させないということで、どういう具体的な手が打たれるのか。この点を伺っておきたいと思います。

それから、３点目の点ですが、一々、選挙のための宣伝ビラにあれこれ、その都度対応する必要はもちろんないと思いますけれども、今、市議会に職員の定数増の必要ということで、具体的なあれこれの根拠を示す資料が提出をされております。内容としては、大変私は説得力のある具体的な資料だ、というふうに受けとめておりますけれども、最近、この種の資料が、市民にわかるような形で、広報で知らされていないんではないか、というふうに思います。

今回の、この議会を経て、今後の広報活動に、こうした人件費問題での市民への説得力のある広報がされるのかどうか。この辺、伺っておきたいと思います。

２点、再質問いたします。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　再質問にお答え申し上げます。

福祉部からの増員要請人員は、おっしゃるとおり６人でございます。このうち、定数増が必要な数として御提案申し上げましたのは３名でございますので、差し引き３人がその内部調整、いわゆる調整という該当になります。この調整、内部努力につきましても、その内容は、今までに行われてまいりました。異動の時期をとらえまして、既に補充をしてございます。

社会福祉課１名、５月に補充をいたしました。それから旭が丘児童館につきましても、既に補充をしてございます。児童更生員の１名につきましても補充をしてございますので、残された３名を御提案申し上げたわけでございます。

それから、人件費、職員数に関する広報の件でございますけれども、広報課の方に職員課から資料を提出して、掲載のお願いをしてまいりたい、と思っております。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、市長の方から、今回の職員の定数増の提案と、今後の第５期へ向けての相当厚みのある、あれこれの公約がされてまいりました。それに向けて、相当意欲的に市長が取り組まれるわけですけれども、それには当然のこととして、きちっとした必要な職員の配置が必要なわけであります。そのことも含めて、市長から、お考えを伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　このたび、職員の定数増、かなり内容の根拠のあると言いましょうか、数の多い提案をして、御理解をお願いしておるわけでありまして、提案のときの質疑に当たりましても、私の考え方につきましては、お答えをさせていただいたわけではございますが、一般論として、なにか職員の数をふやすということは、非常に気兼ねの多い今までの内容もあった。

また、いわゆる政府が臨調という形で行政改革を押し出した中で、特に地方自治体に対しましては、なにか給与の額でありますとか、それから定数の配置でありますとか、あるいは退職手当の率のことでありますとか、いろんな角度からとらえて、いわゆる合理化、それが行政改革だという認識に立った、相当厳しい指導が行われたわけでありまして、私どもも市民の批判にたえられるといいましょうか、市民の方から理解をいただける行政組織、また、定数配置、それらのことにつきましても、かなり意を砕いてまいった、なにか受け身の形の状況もあった、というふうに感じております。

国家公務員の側におきましても、いろいろ、いわゆる国が行ってまいりました事業を特殊法人化、あるいは民営に近い形ということで、それがいわゆる行政改革であった、というふうに言われておるわけでありますが、今、果たしてそれが国民の生活に十分、説明としてたえられるかどうか。このあたりが、今、問題であるというふうに論ぜられている面もあるわけでありまして、確かに公費、また税に依存をする財政の体系には、むらがあってはなりませんし、それから率先をして、全体の奉仕者としての務めもしなければならないわけでありますから、余剰とか、あるいは怠惰が許されるものではない。これも言うまでもないことであります。

今回、私どもが提案をし、議会にお願いをしておる内容は、極めて現在の日野市の行政の公的サービス、このことに考え方の基点を置きまして、そうして市民サービスをいかに積極的に展開をしていく、そのための組織、人員には、かくかくの人材が当然必要である、とこういう判断のもとに提案をさせていただいておる。こういう事情でございました。

とりわけ今御指摘の、新しい取り組みについても、かなり積極的な、いわゆる選挙のときの公約というものも取り組むことが、これがまた市民の信にこたえる、ということにもなるわけでありますので、そういう主張と、それから日野市の財政事情や、それから市民ニードのことも十分勘案をした、その根拠に基づくお願いである、というふうに御理解をいただきたいところであります。

とりわけ、とかく行政改革の際には、かなり職員組合の理解との関係で、いわゆる団結権に伴ういろいろな緊張する事件もあったわけでありますし、さりながら、それをよくいわれるところの、安きに流れることなく市民サービス、あるいは日野市の行財政の展開に最小限と申したいわけでありますが、そういう根拠に立った、つまり組合との、あるいは組織との内部討議を経て、そうしてそれもまた調整、判断も加えた、そういう結果の数字である、とこのように御理解をお願いしたいところであります。

調整という言葉で、いっとき、とにかく努力をしてみよう、とこういうことも既に内容としてお示しのできる事情がございますし、行政の責任といたしましては、市民の皆さんにも説明ができるし、また、理解がいただける、こういう資料は十分持ち得ている、というふうにお答えをしたいわけであります。

選挙のときに用いられるいろいろな見解、あるいは市民に対するＰＲ手段、これらもそれなりの意味を持つものだとは思いますけれど、それに対してまた市民向けに特別反論的な説明をするということは、今のところ必要ない。だんだんと、説明をすることによって御理解がいただける、とこのように考えております。

市内の勤労者の多くの方々、また、組合運動をしておられる企業の方々にも、十分また企画においても御理解をいただかなければならない。このような努力もまた重ねて行うつもりでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に、一言、要望意見を申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

過去にも申し上げたことがありますけれども、この人件費の問題、あるいは職員の配置の問題については、少なければ少ないほどいい、というものではありません。逆に、多ければ多いほどいいかというと、そうでもありません。それもはっきりしております。まさに適正配置が必要であろう、と思います。

これまで、何回か、過去に職員の定数増の提案がされました。必ずしもそれが議会の

空気からして歓迎されないというか、むしろ逆の意見が声高に強調されるという中で、提案の立場がとかくぐらつくといいますか、及び腰になるということが、ままありました。

私は、そうではなくて、提案する以上は確信を持って、胸を張って提案すべきだし、その立場を最後まで貫くということでなければ、提案する立場がおかしくなるんではないか、こういうふうに私は思います。一層、内部努力を進める、ということは大賛成であります。しかし、あわせて、市民サービスを絶えず充実をしていく、向上させていくという立場から、きちっと必要な職員の配置もしていくということを、確信を持ってやっていく。そのことが、今、第５期革新日野市政の目指す「人間のまち日野づくり」に欠かせない重要なことではないかと思いますし、提案に際しては、委員会の中での質疑、討論の中でも、答弁の中でも、本当に確信を持って最後まで提案の立場を貫くということで頑張っていただきたい、ということを最後につけ加えて、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって８の１、職員の適正配置で市民サービス向上を！の質問を終わります。

一般質問８の２、市長選挙の結果についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　市長選挙の結果について、質問をいたします。

今回の市長選挙は、16年間の革新市政のもとで、市民とともに力を合わせて築き上げてきた教育、福祉、医療などの施策をさらに確かなものにするための選挙であった、と理解をいたしております。そして、森田市長が圧倒的多数市民の信任を受けて、20年もの長きにわたって行政を担当することになり、市民本位の民主的な行政、緑と文化の市民都市づくりに向けて、新しい展望を切り開いたということは、まさに歴史的な事業をなし遂げたといっても、決して言い過ぎではないと私は思います。今回の市長選挙の結果が、市民にとってどういう意義を持つものであったのか。このことを、選挙後、初めての議会で明らかにしながら、先頭に立って戦った森田市長の感想と、当面の施策などについての抱負を伺っておきたいと思います。

今回の選挙戦は、かつてなく激しい戦いでありましたが、中心的な争点は、三つに絞られて戦われたと思います。

第一は、消費税、リクルート疑惑、金権腐敗、背信の自民党政治に対して、どういう審判を下すのか。

第二には、緑、文化、暮らしを大切にし、みんなが参加して人間のまち日野を発展さ

せるのか。それとも、弱者を切り捨て、金権パワーによって地価をつり上げ、都市を食い物にする政治を許すのか。

第三に、「暮らしの中に憲法を生かす。私心なければ恐るるものなし」の清潔な市民の市長を選ぶのか。それとも、野心見え見えの危険な金権パワー市長を選ぶのか。

この三つの争点で戦われた選挙の結果は、御承知のとおり、森田喜美男氏が「20年は長過ぎる」といった大々的なキャンペーンをはねのけて、前回得票を１万票近く上積みし、55.89％、３万4,763票を獲得して、見事、第５期革新日野市政を実現をいたしました。翌朝の各新聞は「革新森田氏が圧勝、デマ破り良識が勝った、喜びの涙、万歳、歌声、森田さん今後も市民とともに」――これは赤旗であります。

「有権者の批判はっきり、浮動票革新に流れる」――これは毎日新聞であります。

「革新森田氏大差の勝利、リクルート疑惑、消費税追い風に自民へ厳しい審判」――これは読売新聞です。

さらに、リクルート事件ですね、消費税、色濃く反映、自民批判くっきり――朝日新聞であります。

各新聞が、開票日の翌日、こういう報道をしたわけであります。森田市長が５選を勝ち取った意義は、極めて大きなものがあります。一つには、消費税、リクルートなど金権腐敗、背信の自民党に市政は渡せないという日野市民の良識が、もう一度改めて発揮をされた、そういう選挙でありました。

第二には、竹下内閣を退陣に追い込む、追い詰める、そういう力の一つになった、これは明らかであります。

第三に、第５期革新日野市政の実現によって、教育、福祉、医療など、住むことが喜びであり、誇りであるまちづくりを一層発展をさせていく新たな第一歩を踏み出すことができた。

この３点が、今度の５選を勝ち取った大きな意義であった、と私は理解をいたしております。

以上、選挙戦での争点、そして５選を勝ち取った意義について、私なりに簡単にまとめてみました。当事者である森田市長の、これに対する感想と、当面のあれこれについての抱負を伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問ではございますが、選挙も終わりましたことでありますし、いろいろな選挙活動における市民のお感じもあったことと思っておりますけれど、

私はこれまでどおり虚心坦懐に十分謙虚な考え方に立ちまして、市民の付託にこたえ、御提案をしております公約等を誠実に実施し、展開を図っていき、日野市の将来が子孫のために誇りの高いまちになる、ということを最終の目標といたしまして微力を尽くしたい、とこのように考えておるところでございます。

御質問に直接お答えをする形はとっておりませんが、気持ちといたしましては、本当に日野市民におこたえをしなきゃならない、そういう責任感をいよいよ強くしておるということに尽きるものでございます。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今後のあれこれの施策の充実、革新日野市政の一層の発展のために、さらに一層努力することを心から期待をし、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって８の２、市長選挙の結果についての質問を終わります。

一般質問８の３、緑と文化の市民都市づくりをめざして！①南平丘陵公園の開設について、②平山地区センターの建てかえ促進について、③潤徳小学校周辺の道路・側溝整備についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　緑と文化の市民都市づくりをめざして！についての質問をいたします。

第１点は、南平丘陵公園の開設について、関連しての質問であります。

１点目は、管理体制の問題であります。開設の際、つぶさにあの丘陵公園を見てまいりました。率直に感想を申し上げると、大変立派な、本当に市民が家族ぐるみで緑と自然に親しめる、そういう憩いの場としての立派な公園ができ上がり、市民としても大変今後の一層のまちづくりの一つの象徴として、期待がかかっているかと思います。

ただ、あそこの管理事務棟といいますか、管理事務所が、夜間は全くだれもいないという状況に置かれるようであります。とかくあの種の施設というのは、落書きをされたり、いたずらをされたり、ということが非常に心配されるわけでありますけれども、この管理体制について、何らかの具体的な検討がされているのかどうか、１点、伺っておきたいと思います。

２点目は、これは３月議会でも質問いたしましたけれども、多摩動物公園の南平門の開設の見通しでありますけれども、その後、何らかの動きなり、変化なりがございましたでしょうか。あれば、その後の動きなり取り組みを、お答えいただきたいと思います。なければ結構です。

３点目は、炭焼き事業計画と水路の水質浄化計画に関連して、お伺いをいたします。

一つは、既に炭焼きが行われている東光寺での実績が、今日までどういうことになっているのか、１点、伺いたいと思います。そして、その東光寺の炭焼き窯でつくられた木炭が、その後、水質浄化の素材として具体的にどういうふうに使われているのか、お伺いをしたいと思います。

３点目は、今度できた南平の丘陵公園の炭焼き窯での木炭の事業といいますか、作業は、当面どのような計画になっているのか、伺っておきたいと思います。

４点目は、この木炭による河川の浄化装置といいますか、浄化の取り組みについて、63年５月24日に国会の環境委員会で、岩佐議員が質問をいたしております。この質問に答えて、政府側でこういう答弁があります。――木炭の汚濁物質の除去率や浄化方法など、木炭が有します浄化機能の定量的な特性などにつきましては、十分明らかになっていない面がございます。そこで、林業試験場におきましては、水質浄化に有効に作用する木炭の構造、性質、及び木炭に生息いたします微生物の機能を明らかにするため、63年度から木炭の特性と生物活性化機能に関する試験研究というのを実施することにいたしております――ということです。つまり、既に１年以上、取り組みが経過をしていることになります。この試験研究の結果がどのように出ているのか、もし、わかれば伺っておきたいと思います。

これが、南平丘陵公園の開設に関連しての質問であります。

２点目の、平山地区センターの建てかえ促進についてでありますけれども、かつて私の質問に森田市長は、このように答弁しております。「平山地区センターが相当老朽化しているということ。当時と現在とでは、かなり社会環境が違ってきている。十分な施設とは言えない現状にある」――こういう認識が示されました。「今後、建てかえる場合は、機能性、高層化を考え、駅前にふさわしい、地域的な施設というよりも全市的な施設として考えていきたい」――こういう答弁がされました。

この答弁をした時期は、まだ第５期が実現できるかどうかは、全く検討のつかない時期でありましたから、この程度の答弁にとどまっていたわけであります。以後、４年間、引き続き行政を担当することになりました。この時点で、さらに一歩踏み込んだ御答弁が期待できるということで、質問をいたします。今後の平山地区センターの建てかえについては、どういう構想、見通しを持っておられるか、この機会に伺っておきたいと思います。

３点目は、潤徳小学校周辺の道路・側溝整備についてでありますけれども、これは直

接に潤徳小学校の北側方面といいますか、潤徳小学校と新井団地のちょうど中間に住んでおられる方から、直接私の方に苦情といいますか、要求が寄せられました。長い間、ここの潤徳小学校から新井団地に通ずる道路、言わば通勤道といっていいかと思いますけれども、この道路の整備計画が懸案になっているわけですけれども、一向に解決されない。道路の拡幅整備とあわせて側溝の設置ということになろうかと思いますけれども、この点が何か問題があって取り組みがされないのか。事情があるかと思いますけれども、そういう取り組めない事情があれば、お話しいただきたいと思いますし、そういう一つのネックといいますか、障害を乗り越えて、どうこの要求にこたえていくか。この辺も含めて御答弁いただけたら幸いであります。

以上、３点について質問をいたします。

○議長（市川資信君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　まず第１点の、南平丘陵公園の開設について、御質問が７点ほどございます。順序を追ってお答えをいたしたいと思います。

まず、管理体制についての問題でございますけれども、日常の管理業務は、高齢者事業団と業務委託契約を結んでおります。内容をちょっと御説明させていただきますと、管理する人員は３名でございます。管理期間は１年間。これは、各年度契約になっております。

委託の業務の内容でございますけれども、園内の清掃とか、ごみ等の処理、管理事務所の清掃、排水施設の機能の点検、清掃、園内の遊具とかつり橋等の各施設の点検、このようなものをやっていただいております。

それから、大規模な作業については、例えば、園内の植樹林等の下刈りとか、萌芽更新、それから浄化槽の点検、清掃等については、年１回、専門業者に実施をお願いしているということでございます。

御質問の中で、管理棟の夜間についてという問題が、質問の趣旨になっております。この問題についても、いずれにしても、まだあそこの公園については、開園して間もないことでございますんで、さらに今後の状況を見ながら、こういう点を前向きにひとつ検討して、何らかの処置をしていきたい、というふうに考えております。

２点目の、多摩動物公園の南平門の開設の見通しについてで、その後、具体的に取り組みをしているかどうか、というふうな御質問でございます。この問題については、前回も御質問を受けました。その後、関係課を集めまして、公園の通路の活用を含めて、何カ所かのルートについて、今、問題点を整理をしているところでございます。近いう

ちに具体的な対策をまとめまして、東京都と協議して、実行に向けて努力をしていきたい、ということでございます。

炭焼きの方の事業計画と、それから水路、水質浄化についてということでございますけれども、まず、この中の東光寺の実績でございますけれども、東光寺の炭焼き窯については、昭和63年２月25日に火入れ式をしたわけでございます。63年度では、７回炭を焼いております。量といたしますと、1,850キログラムでございます。この東光寺については、ちょっと触れていきたいと思いますけれども、窯の、炭を焼く場合においては、臭気、煙の関係、付近の住民に迷惑をかけないということで、例えば、においの場合はにおい消しをする作業を実施して、職員――担当者が苦労して、こういうものの作業をしているということでございます。

通常からいきますと、この炭焼きの場合、一般的には着火、要するに火をつけてから火をとめるまでの間は焼く三日間ぐらいで済むんですけれども、ここの場合は、先ほど申したような、周辺のそういう配慮を図りながらやっておりますので、日数にいたしますと大体１週間ぐらいかかっている、ということでございます。

浄化の問題でございますけれども、木炭による水質の浄化の取り組みでございますけれども、昭和63年度に取り組みにつきましては、主に木炭をどのような場所に設置したらよいかということで、市内の３カ所の用水で実験をいたしました。その実験の内容でございますけれども、三通りございまして、汚れの程度のひどいところ、それから、汚れが中くらいであるところ、それから湧水の多い、汚れの少ない場所、というふうなところを選びまして、３カ所で実験をいたしました。

その結果でございますけれども、汚れのひどい場所については、１週間ぐらいで木炭に目詰まりを生じた、というような結果が出ております。それから汚れの少ないところですけれども、これも、１カ月ぐらいでヘドロが蓄積して目詰まりをした、というふうな結果が出ております。このような状況ですけれども、各市の情報を集めてみますと、目詰まりに非常に問題があるということで、まだこれの解決方法ということがつかめておりません。今後の、この問題については研究課題となると思います。

今年度につきましての計画でございますけれども、昨年の、先ほど申したような経験を踏まえまして、比較的汚れの少ない場所を選びまして、今、実験をしている段階でございます。場所を申しますと、平山四丁目の都営住宅、南平住宅ですか、その南側に「平山東公園」というところがございます。その用水路で木炭の浄化を行っております。この実験に対しては、東京農工大学の小倉教授が、協力をしていただいております。

内容を少しお話しさせていただきますと、まず目的は、木炭の浄化能力のテストをするということでございまして、規模は、そこの水路が1.1メーター幅があります。そこに設置延長12メートルに木炭を使用しています。この木炭の使用量でございますけれども、全体で420キログラムでございます。これは、水路の中に、河床にナイロンのネットに炭を入れまして、１袋大体6.5キログラムになりますけれど、これを64袋敷き詰めまして、やっております。

この設置期間でございますけれども、６月１日から10月いっぱいまでということでございます。測定の項目は、11項目、水質検査をやるということでございます。

これらの結果で、ことしは何としてもそういう、他市でも言われているような、においがなくなったというふうな結果だけじゃなくて、日野市においては、こういう水質データを収集して、これからのこういう運動に、励みに、ひとつやっていきたい、という考えで今実施しております。

南平のやはり炭の窯の計画でございますけれども、既に南平につきましては、火入れ式が終わった後に焼いております。約300キログラムを焼いております。今後の計画でございますけれども、市の炭焼き事業に対して、市民の方が現在２名、協力をしてくれまして、そういう方の協力を得まして、南平についても指導者、指導員としてやっていただくというようなことで、今、事業を進めております。差し当たって、今後の計画については、水路清流事業に歩調を合わせまして炭を焼いていきたい、ということでございます。

次に、林業試験所での、昨年からの木炭の特性と生物活性化の機能に関する試験所の研究、というふうなことでございますけれども、この問題については、まだ我々までも知らされておりませんで、この問題については、問い合わせをしていきたい、と思っております。

それから、次の３番目の問題になりますけれど、潤徳小学校の北側のところでございます。新井29号線でございますけれど、その御質問に対して、お答えをいたしたいと思います。

ここの、まず排水についてから、お話しをさせていただきたいと思います。過去の経緯をちょっと述べさせていただきたいと思います。

排水については、日野市の新井の南新井自治会内の市道新井25号線の整備については、昭和51年８月に、南新井自治会長名において、市道整備に関する請願が出ておりました。翌年、この請願について、52年３月に、議会の方では採択がされました、その後、市としては、昭和54年度に側溝の新設工事を行いました。その際、南新井自治会長ほか47名の方が向島用水組合長に対して、新設されました排水施設に、雑排水等の家庭排水は流入いたしません、という念書を、この用水組合長に提出してあります。

また、昭和61年６月には、雑排水が流入できる暗渠の排水施設を施設にしていただきたい、という内容の請願が提出されました。市としても、再三、この向島用水組合長など、関係者と協議を重ねてきましたけれど、過去に提出されているこういう念書が取り消しが不成立であった、というふうなことでございます。平成４年度以降には、これらのほかに供用開始が予定されている公共下水道の復旧を期待するなどによって、請願者の方で、総合的な判断から、この請願を取り下げをした、というふうな経緯がございます。

こんなようなことで、先ほどの雑排水についての流入というものは、こういう経緯があってできないということを、ひとつ御理解をしていただきたいと思います。

２番目の、道路の拡幅という問題でございますけれども、現状については、道路幅員が1.82メートルでございまして、特にこの路線の中には、中間のところが一番ひどいところなんですけれど、建物、要するに塀が1.82メートルにぎりぎりに建っている、というふうな状態からいたしまして、市としても、この拡幅については、現状判断からいけば今の段階では不可能であると判断をしている、ということでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、２点目の平山地区センターの建てかえにつきまして、お答えをいたします。

平山地区センターでございますけれども、これは大地区センターということで設置をされております。木造の２階建てでございます。駅前ということで、非常に各種活動、集会等に使われておりまして、利用者も年々増加をしておるところでございますけれども、昭和43年６月に完成をいたしまして、ことしでちょうど21年になるところでございます。したがいまして、建物の老朽化も進んでおりますので、センターの維持管理のために年々補修をしているのが現状でございます。

そういった中で、市といたしましては、小学校区を小規模コミュニティー、中学校区を中規模コミュニティー、全市を大規模コミュニティーと考えております。そうしまして、市内の公共施設は、市民の諸活動にネットワークさせるように目指しているところでございます。

御質問の、平山駅前の大地区センターの建てかえでございますけれども、図書館等も併設いたしまして、多目的の中規模文化センターに位置づける計画を、現在、持っております。老朽化も進んでおりますので、担当関係部と十分協議をして、今後、進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今の、平山地区センターに関連しての再質問になりますが、過日の市長の答弁では、地域的な施設というよりも、むしろ全市的な施設として考えていきたい、とこういう答弁でありました。

したがって、生活環境部長の答弁では、今のような答弁しかできないんだろうと思うんです。企画財政部長なり、市長なりでなければ、この前の答弁を前進させた答弁は、ちょっとできない、とこういうふうに思いますので、あえて市長からの答弁を求めたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問に、現時点での考え方をお答えをしておきたいと思います。

平山城址駅前の平山地区センターは、先ほど生活環境部長がお答えしましたとおり、43年ということで、私が議員として市政にかかわらせていただいた当初のころの、有山市政の目玉事業、つまり大地区センターが初めて日野市に設立をされた、とこういういきさつを持っております。

ちょっとまた当時の事情を申し上げますと、別の場所に予定をされていた、その事業でありましたが、ちょっと支障がありまして、急遽、平山駅前に日野市の、平山小学校のつまり跡地がある、残っているということで、急遽、あちらがその建物の場所になった、ということがありました。京王線の駅が、その後、改造をされて現在の形になっておるわけでありまして、つまり、場所としてはますますいい条件を備えてきた、とこういう理由もあります。

また、その当時、つまり、古くからの平山小学校の用地、京王にも、ある程度、駅等のために提供したと思っておりますし、七尾農協が駅前に店舗を開きたい、とこういうこともありまして、今の七尾公会堂の建っております場所と交換をした、とこういう経過も持っております。

現在、面積を私、今、正確には存じませんが、ある程度の面積もありますし、場所が

ますます条件がよくなったといいましょうか、駅前の位置を占め、ちょうど市民……地域の施設というよりも、むしろ相当広い範囲の施設として考えるべきではないか、というのが、先般お答えをした内容になっておると思います。そして、今回の選挙のさなかに公開質問という形で、向井何さんといわれる、西平山に文化施設をつくる運動の代表者の方から、候補者両者に対する、いわゆる公開質問がございまして、私どもはそれに対しまして、具体的な返事を差し上げております。

つまり、西平山という固有的な地域としては、川北の方を指すのが一般的でありますが、平山西ということになりますと、ちょうど城址公園の、城址の駅も含め、滝合橋あるいは、いわゆる区画整理で唱えております西平山、とこういう範囲として考えていいと思いますし、その公開質問の回答には、そのようなまたとらえ方で、現在の平山地区センターを相当な範囲の地域の文化施設として改築が可能である、という考え方が持ち得ておる。

図書館も、あわせて、面積あるいは地域性、その他のいろいろ、これから条件調査もしなければなりませんが、一番、京王線でも、その線路に近いという、この施設になりますので、かなり整ったコミュニティー施設として考えられる、とこういうことでありまして、なるべく来年あたり、具体的な年次計画を持った検討を行い、一定の基本計画の中にも具体化をさせていきたい。また、そういうことがちょうど時期ではないか、とこういう見解を持っておりますことを、お答えとさせていただきます。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　１点、再質問して、あと最後は一言だけ要望して終わりたいと思いますが、木炭による用水、流水の浄化装置の取りつけ、そしてそれの浄化能力のテストですけれども、これは日野だけではなくて、各地でそういう努力がされているように、新聞でも数多く報道されております。その中で、日野市でも積極的な取り組みが始まっているわけですけれども、先ほどの説明で、ごく最近、私の住む団地の南側を流れる用水路にそういう取り組みが始まりました。

ただ、周辺の自治会なり住民には、全くそのことが知らされていません。ですから、一部の学者や学生による努力だけで、今、スタートしている感じですけれども、そういうかなり将来に向けての、清流を取り戻す、その一つの努力としてのテスト、あるいは実験が行われようとしているわけですから、周辺の自治会や住民にも、その取り組みやら内容やらを説明をして、全体的にそういう努力が払われるように。例えば、団地のわきですから、通常で言えば、空き缶が捨てられたり、空き瓶が捨てられたり、あれこれ

のごみが山積をするというような状況が、黙っていればそういう状況が放置されますから、地域ぐるみでそういうことの取り組みが、どうしても私は必要だろう、と思うんです。それは、ぜひ主幹課で、単なる一部の職員や研究者による取り組みというだけにとどめずに、地域ぐるみで運動としてそれを取り組みながら、近い将来、ホタルが飛び交うような、そういう環境づくりを地域ぐるみでやるんだ、とこういうような一つの夢のある取り組みがぜひ必要だと思いますし、そのことがあちこちの全市にそういう環境を広げていくことにもつながるんだろう、と私は思います。その点について、一言、お答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりだと思っております。つまり「緑と清流を取り戻そう」の大きな日野市の市民運動に、緑を守る手段としての萌芽更新、これらのことにあわせて、炭焼きという、また一つの大きなリサイクルの手段を思い立った、ということであります。

そこで、焼いた炭を水質浄化に使うということも、言明してまいっておるわけであります。よそでもそういう運動があり、かなりの成果もあるというふうにも評価されております。できるだけこれから市内でそういう運動を、現場として展開いたします場合に、十分説明をする看板と、それから地域に対します説明を行いながら御理解をいただく、ということが必要だと思いますので、極力そのように取り組んでいきたい。私もまた、そのことを十分、指導していくつもりでございます。

以上です。

○議長（市川資信君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に一言要望を申し上げて、質問を終わります。

一つは、南平丘陵公園の開設に関連して、今後の管理の体制ですけれども、特に夜間の管理については、多少の経過をまたなければ、あれこれの手が、対策がとれないということもあると思いますけれども、将来、予測されるあれこれの懸念といいますか、そういうことも踏まえて、予測しながら、ひとつ積極的に管理についての検討を進めていただきたい、と思います。

多摩動物公園の南門の開設については、これから積極的に取り組まれるという御答弁であります。仄聞するところによりますと、必ずしも、東京都の主幹課といいますか、は、積極的に受けとめていないように聞いております。これからの協議は、かなり大変かなという気もします。それは、ぜひ地域の市民運動を背景にしながら、一転突破で、

ひとつ御努力願いたいと思いますし、私どもも積極的に取り組んでいきたい、と思っております。

それから、平山地区センターの建てかえについては、今、市長から、来年度、年次計画を立てて取り組まれる、という御答弁がありました。これも、ひとつ積極的に地域や市民の要望にこたえて、取り組みを強めていただくよう要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって８の３、緑と文化の市民都市づくりをめざして！①南平丘陵公園の開設について②平山地区センターの建てかえ促進について③潤徳小学校周辺の道路・側溝整備についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時57分　散会

6月13日　火曜日　（第5日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第15号）

6月13日　火曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年6月13日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時18分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、25名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問9の1、地方自治の健全な発展のため市長交際費の公開を求めるの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（古賀俊昭君）　それでは一般質問をさせていただきます。

「パブロフの犬」という言葉がありますが、今日、「政治」といえば条件反射的に「政治倫理」、「共産党」といえば「血の弾圧」ということが、口をついて出てくるわけであります。今日本の政治は重大な岐路に立たされていると同時に、リクルート疑惑を契機に、政治に対する国民の信頼は大きく損なわれています。我が国の議会政治は尋常ならざる状態に置かれているわけでありまして、そうした中でさきの市長選挙が行われました。

昨日、市長選挙について、共産党の議員の方から質問や、まあみずからの成果について意見が述べられておりましたが、この市長選挙で気息奄々たる森田市長は再び息を吹き返したわけであります。4月16日に告示をされました市長選挙、いろいろな一方的な意見が昨日述べられたわけでありますが、その中で私どもが支援をいたしました候補並びに陣営に対して、「金権」という言葉が使われておりました。何を指して一体「金権」というのか、その具体的な内容は一切触れられておりません。聞き捨てならない言葉でありますので、私どもの立場から、森田陣営並びに森田市長の選挙戦について触れてみたいと思います。

まず4月16日の告示の日に、堂々と多摩平に2カ所の選挙事務所に看板を立てて、選挙事務所を開設いたしておりました。選挙事務所は公職選挙法で、1カ所しか認められていないわけであります。現職市長が5回も市長選挙を行う中で、まさか公職選挙法の規定を知らないということもあり得ないことでありまして、まず選挙当日から、こうした重大な違反行為が行われていたわけであります。

また選挙中は御承知のように、確認団体と呼ばれる選挙管理委員会に届けを出した政治団体が、活動することが許されております。森田市長の場合には「豊かな革新日野を進める会」、こういった団体が届け出が出されていたものと思います。ところがこれとは別に先につくられた似たような名称の「豊かな革新日野みんなの会」、代表はどちら

も谷　重雄という人が務めているわけでありますが、本来確認団体の政治活動が唯一許されるわけでありまして、その他の政党や政治団体については、活動について大きな制限を、制約を受けるわけであります。この本来選挙活動が行えない「豊かな革新日野みんなの会」の政治活動は、ほぼ選挙戦の中で出された確認団体のビラと同じような法定ビラと同様の内容のものが書かれ、「消費税、リクルートの自民党はいやだ」とか、「今度も革新市政を」という表現がとられておりました。

昨日の米沢照男市議の話では、今回の市長選挙の最大の争点は、リクルート、消費税であるということであります。ところが、この選挙活動は行えないという「豊かな革新日野みんなの会」の名前で、リクルートや消費税のことが堂々と述べられているわけであります。こういった脱法行為、違法行為に近い活動が、現に市長選挙中、森田陣営の側で行われたということを強く指摘をしておきたいと思います。

また「消費税反対、日野市各界連絡会」と名乗る民主商工会が出した車、及び支援団体による宣伝カーが市内を走り回っておりました。実際には選挙活動と何ら変わりのないほぼ同様の宣伝を行っていたわけであります。これらも脱法行為であるということを私どもはだれしも認めるものだと思いますし、この場で指摘をしておきたいと思います。

今回の選挙戦の結果について、まあ「圧勝」であったという表現がとられておりました。果たしてそうであるのでしょうか。得票率を見てみますと、「勝った」と称する森田喜美男得票率、55.3%であります。一方の山口達夫43.7%となっております。今回同様、いわゆる保革一騎打ちとなった前々回、８年前に行われた市長選挙と比較をいたしますと、わずかに１%の変化があったのみであります。みずからの主張や政策が市民に正しく評価されて、大きな票を獲得することができたというのは、甚だ疑問であります。強いて言えば、敵のエラー、相手の重大なミスによって点数を稼いだということになるわけでありまして、何も森田市政の政策や、実績というものを市民が積極的に評価をしたということには、全くならないわけであります。その上、今申し上げましたような数々な違反に近い行為を繰り返し、または違反すれすれの不当の選挙活動によって行ったことを考えれば、ビラや宣伝カー、こういった本来私どもが選挙戦中であれば普段慎むことにも、膨大なエネルギーと資金が投入されたでありましょう。むしろ「金権」という言葉は、森田陣営に対して投げかけるべきでありまして、全く逆の見解であるということを指摘をしておきたいと思います。

こういった点を踏まえれば、山口陣営はよく健闘し、大善戦をしたと言えるのではないでしょうか。こうした日本共産党の言動や行動は、まさに現中国で行われている民主

化運動を暴乱ときめつけて、武力で弾圧した中国共産党とうり二つではありませんか。

（「失礼なこと言うんじゃないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　御静粛に願います。

○24番（古賀俊昭君）　そうしたことを市長選挙を振り返って、また今日問題となっております政治倫理にもかかわる重大な件でもありますので、あえて冒頭に触れた次第であります。

市長選挙について若干触れましたが、何も共産党のことばかり言うつもりはございません。まあ社会党についてもちょっと触れておきたいと思いますが、昭和22年の４月に衆議院の総選挙が行われました。日本国憲法が施行された年であります。この昭和22年４月の衆議院総選挙で社会党は、143議席を獲得し、第１党に進出をいたしました。社会主義を目指す政党を除外をして、政府を構成することができなくなったわけであります。その年の５月に吉田内閣は総辞職を行いました。続いて６月に文字どおり社会主義を目指す片山内閣が日本に初めて社会主義政権として誕生したわけであります。しかし翌年には政治運営がうまくいかずに、総辞職をしてしまいます。そして続く３月に、今度は民主党、また社会党などを含む連立政権として芦田内閣が誕生をいたします。しかしこの社会主義政党を含む連立政権も、わずか７カ月で昭和電工事件等により終焉を迎えるわけであります。

この社会主義政党が政権についた期間、この間はわずか１年３カ月でありました。しかしこの間に社会党の現職の閣僚、官房長官、農林大臣が汚職事件で連座をいたしました。わずか１年数カ月の間に、閣僚２名までが日本で初めての社会主義政権の中で、重大な汚職事件に連座をしたわけであります。今回問われている政治倫理の問題は、ただ単に自民党だけの問題にとどまらず、政治政界全体の問題として私ども考えなくてはならない、歴史を振り返れば、このことが歴然とするのではないでしょうか。

さて本題に入らせていただきますが、ことしの３月の14日に、大坂府の知事の交際費の全面公開を命じた判決がことしの３月14日、大坂地方裁判所で出されました。第１審の判決でありますが、現在不透明と言われてきた知事の交際費に、また市長の交際費に大きな風穴をあけたものとして、多くの識者が高く評価をしているところであります。もともと我が国の予算は、予算書の詳細説明や、また議会等での審査の中で、かなり細かくその予算の全容が市民や国民に開かれて、よくわかる仕組みに一応はなっているわけでありますが、この交際費に関しましては、今まで自治省が示しました行政実例等により、交際費の内容は、監査委員の監査対象にならないとか、機密費であるという扱い

がされて，非公開の事由、根拠とされてきたわけであります。しかし今回の大坂府の知事交際費の公開を命じた判決によって、雲行きはかなり大きく変わってきております。新聞報道でも報じられておりますように、各都道府県、また地方自治体の政令都市を含む各市でも町でも、この市長の交際費の公開について、積極的に取り組む気運が生じてきていることは、よく御承知のとおりであります。ちなみに平成元年度の47都道府県、及び政令指定都市11ございますが、その合計額の交際費は、23億円であります。ちなみにその他の自治体の交際費を含めると、膨大な予算がこの交際費として費やされていることがよくおわかりいただけるものと思います。

日本では伝統的な政治手法として、根回しとか、事前のいろいろ準備ということに、接待ということがよく行われ、そのことが不正や、汚職を生み出す温床とも指摘をされてきたわけでありまして、この交際費の公開ということは、大いに歓迎すべきことだと信ずるものであります。

そこで市長に対して、早速具体的にお尋ねをしていきたいと思いますが、今回大坂府知事の交際費、これをすべて公開しなさいという判決が出たわけでありますが、この判決についてどのようなお考えをお持ちになっているか、この点をお尋ねをいたします。

次にこの交際費の公開については、もちろん根拠として国民の知る権利、具体的には条例等による情報公開制度によって、それが保障されているわけでありますが、市長の考える、市長交際費と、情報公開制度の関係について、所見を承りたいと思います。

次に３番目に、具体的にそれでは日野市長の交際費は、どのような使われ方をしているかということであります。会計年度で申し上げれば、昭和62年度の日野市の予算が、すでに決算として議会でも認定をされ、数字も確定をいたしておりますので、昭和62年度、日野市長、市及び市長交際費の明細についてお尋ねをいたします。

次に事務的なことを２点、お尋ねをしたいと思いますが、私ども従来、議会の決算審査、またそれにさかのぼる予算の審査におきましても、交際費のことは議長の議会の交際費のこともちろんあるわけでありますが、あまり議論をしない――あまりと申しますか、ほとんど議論をしないということが慣例化をして、このことについての質疑は、私が経験する８年間の議会活動の中ではなかったように記憶をいたしております。

そこで改めて、私も初心に帰って、素朴な疑問を市側に投げかけたいと思いますが、それは市長交際費の支出の内容にかかわる公文書としてはどのようなものがあるのか、この点についてお尋ねをいたします。その種類、また記載内容はどういうことがきめられているのか。つまり交際費を出すに当たって必要な文書は、どういった種類のものがあるか、この点についてお尋ねをいたします。

もう１点は、市長交際費はどのような手続きを経て、支出をされているのか。つまり交際費が市役所から出ていく場合には、どういった手順を事務的に踏んでいるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。以上５点について、御回答をお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　先ほどの古賀議員の発言の中で、極めて不当に事実をねじ曲げて、日本共産党を誹謗する（「大問題だ」と呼ぶ者あり）発言がありました。その部分を取り消すように要求をいたします。

以下、理由を述べたいと思いますけども、日本共産党中央委員会は、すでに社会主義的民主主義を踏みにじる中国の党、政府指導部の暴挙を断固糾弾をするという声明を発表いたしております。その内容についてちょっと触れておきたいと思います。

民主化を求める北京の学生、市民らのデモに対し、５月20日、戒厳令を布告した中国の党、政府指導部は６月４日未明、ついに天安門広場に戦車を含む重装備の戒厳部隊を突入させ、非武装の学生・市民に発砲して（「長くなるのか」「議長」と呼ぶ者あり）おびただしい死傷者を出すという深刻な事態を引き起こした。

○議長（市川資信君）　米沢議員、ちょっとお待ちになってください。（「何時間やるつもりか」と呼ぶ者あり）一般質問で、通告質問であります。討論の場ではありません。今、米沢議員から発言されました不当発言については、これは後ほど議長をしてよく速記録を再読して、その上で対処というか、考えてみたいと思いますので、その意見については承っておきます。ただ、今のことは討論ではございませんので、この場は。ひとつお慎みいただきたいとかように存じます。（「議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　討論するつもりはありません。先ほどの古賀議員の発言が（「どこが不当か具体的に言ってみろ」と呼ぶ者あり）いかに不当な事実をねじ曲げた（「どこがねじ曲げているか」と呼ぶ者あり）誹謗発言であるか（「どこが」と呼ぶ者あり）その根拠を私はこれから説明したい、こういうことで発言しているわけですから。そして、したがって私は、問題発言がなぜ問題なのかを明らかにしながら、まずここで休憩を求め、そして速記録を翻訳をして、どの部分が問題発言であったかを確認しなが

ら、その部分の問題発言の部分の取り消しを要求したい、こういうことであります。直ちに休憩を求めたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）そして……。

○議長（市川資信君）　米沢照男君、ちょっと……、御静粛に願います。（「休憩を求めます」と呼ぶ者あり）今、一般質問中です。もしですね、先ほど、古賀議員の発言の中に、日本共産党米沢照男議員の、今申し入れた意見が正当性のものであるならば、それはお互いに，その速記録を解読したものを読みながら、判断すればよいことであって、今、通告質問でございますので、あくまでもこの一般質問は続けさせていただきますから、そのことは十分理解していただきます。（「議長」「議事進行」と呼ぶ者あり）（「納得できません」「納得できなかったら、出ていけばいいんだよ」「日本共産党に対する不当な誹謗発言が、絶対に……、うり二つなんということは、絶対に許せません。直ちに休憩をして」「休憩したかったら、勝手に出ていけ」「問題発言について取り消すように要求します」等々呼ぶ者あり）

小山良悟君。（「幾ら大きな声を出しても一緒だ。考えてみろ、自分の言ったことを」と呼ぶ者あり）ちょっと御静粛に願います。

○14番（小山良悟君）　ただいま米沢議員からの議事進行がもとでございました。そのこと自体は決して不当な求めではないというふうに、私も考えます。その内容の是非については、それぞれの立場で見解もあろうかと思います。したがって共産党の主張されるふうな問題点があるやなしやについては、改めまして議事録を確かめ、その上で対処する、議長の判断で対処するという、極めて公正なルールに基づいて対処すればよろしい。共産党に対する不当かどうかということは、共産党の立場ではそのような受けとめ方かもしれませんが、また別の角度からすれば、決して問題じゃないというふうな受けとめ方もあるわけで、それをここで議論していたんでは、終始がつきませんので、しかるべきルールにのっとって、対応していただきたい。したがってこのまま一般質問は続けるべきだということを強く主張したいと思います。（発言する者多し）

○議長（市川資信君）　ちょっとお諮りいたします。議長からお諮りいたします。今お聞きのように、きょうは一般質問であります。通告質問であります。通告質問の中で今米沢議員から、議事進行という形で発言者から不当な発言がある旨の申し入れがありました。その内容につきましても、理解できるものでありますので、もしこの発言に問題があるなば、これは速記録を読んで、後日きちっとお互いにそこのところを整合すればよろしいことであって、あくまでもこれは通告質問であります。したがって通告質問は、続けさせていただきたいと存じます。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　事前通告の、いわゆる一般質問であれ、議案に対する討論であれ、不穏当発言についての取り消しの要求、そしてそれを確認するための休憩の要求は、この場でなければだめだと思うんですね。私は絶対に容認できません。休憩しなさい。休憩を要求します。（「冗談じゃないよ」「賛成」「何言っているんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

中国共産党と日本共産党と、うり二つだなんという言い方は、絶対に容認できない。（「そうだ」「一般質問の最中だよ」「緊急動議を諮ればいいんだよ」と呼ぶ者あり）不穏当発言については、直ちにその問題を解明すべきです。それを要求します。

○議長（市川資信君）　米沢議員、今も、議長をして申し上げましたように、今の発言は十分に聞き入れておる。後日速記録を読んで、検討するということをもう入れているわけですから、何も一方的にこれを休憩をとってと、あくまでもきょうは一般質問でございますので、ひとつこのまま続行させていただきたい、かように……。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　何度でも繰り返しますけれども、不穏当発言だと、取り消しなさいと、そのために休憩をして速記録を起こして、その問題部分を確認して、その問題部分が客観的に不穏当発言だというふうに認められれば、直ちにそれは取り消すべきです。そのことを要求しているんです。休憩するのは当たり前じゃないですか。休憩しなさいよ。（「休憩動議……」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　米沢議員、ただいまの米沢議員のおっしゃられていることは理解できますけれども、じゃ休憩をとって、直ちにその問題が短時間で解決できる問題であるならば結構ですけれども、かなりの時間を要すると思うんです、これは。（「議事進行」「議長の判断でいいです」と呼ぶ者あり）米沢議員。

○30番（米沢照男君）　絶対に容認できない発言ですから、このことをめぐって、例え何時間、時間が経過しようとも、問題の解明が先です。絶対に容認できない発言です。うり二つなどというのは、絶対に認められない。（「議会の品位を傷つけるような発言があった場合は……」と呼ぶ者あり）取り消しを要求します。取り消しを要求します。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　共産党の主張されるように不穏当であれば、議事録を削除する、取り消すという作業はもう必要だと思います。しかし今、一般質問の最中に、一方の陣営から不穏当発言だという形の中で、一々休憩して、それが是か非かというふうなこと

の、そういう議題の進め方をやったら、後々に混乱を来します。例えば共産党議員が一般質問に出て、私の方の立場でその発言は不穏当だ、休憩を求める、修正しろなんというふうな形でやったら、終始がつかなくなります。やはり一定のルールに基づいて、民主的に対応すべきだというふうに思います。共産党の主張されることが、不当であるか、不穏当であるかということについて、協議をしない、対応をしないということを議長も言っているわけではありませんので、したがって民主的な、我々のこの良識ある議会の運営に従って進めていくべきだということを強く求めます。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時43分　休憩

午後４時53分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議をこの程度にとどめ、延会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会といたします。

午後４時54分　延会

６月14日　水曜日　（第６日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第16号）

６月14日　水曜日　（第６日）

出席議員　（29名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	簇野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年6月14日（水）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
なし

午後4時52分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の末了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後4時53分　延会

6月15日　木曜日　（第7日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第17号）

6月15日　木曜日　（第7日）

出席議員　（28名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
13番	夏井明男　君	14番	小山良悟　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（1名）

12番　馬場繁夫　君

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年6月15日（木）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
なし

午後4時52分　開議

○議長（市川資信君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後4時53分　延会

6月16日　金曜日　（第8日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第18号）

6月16日　金曜日　（第8日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男君	2番	宮沢清子君
3番	高橋　徹君	4番	土方尚功君
6番	天野輝男君	7番	福島盛之助君
8番	福島敏雄君	9番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
26番	市川資信君	27番	石坂勝雄君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　村上紀子君

議事日程

平成元年6月16日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時22分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。古賀俊昭君の質問を続けます。古賀俊昭の質問についての答弁を求めます。〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　議長にお伺いしたいと思うのですが、13日のいわゆる古賀発言以来3日間、議会がとまっておりました。私も代表者なので、昨日の代表者会議の確認はきょうから正常に戻す、こういうお話は、私も代表者であるから、会議に出席して、それも了解しております。しかし何か私は、代表者の報告では、最初は議長は古賀発言があって、議事進行がかかる前までに巻き戻す、こういうお話をされたのですが、共産党の米沢照男代表からいわゆる議事進行がかかって、米沢議員が発言されて、そのものを残しておいた中でのきょう再開だ、こういうことだということで、私も会派の代表として、会派の自由市民会議を開くいとまも、まだ今のところはなかったのですが、正式の会議に話したところ、それでは余りにもその間、3日間の空転が何をもって空転しておったのかわからないのではなかろうか。

それからいま一つは、けさの読売新聞を見ると、重要案件が例えば山積しているので、いわゆる再開に応ずるやごとき、これはまた新聞の報道だからわかりませんが、そういうふうに書かれてあると、重要案件が出ているということは、もうとうにわかっていることであって、我が自由市民会議としても、古賀発言に対しては、別に取り消さないとも言っていないし、取り消すとも言っているわけでなし、議会を正常な形に戻しながら、十分調査をして、どうしても妥当性を欠くなり、不規則発言があれば取り消すような努力をするし、私に古賀議員そのものも一任すると、こういうことの発言は、代表者会議でしばしば申した中で、そういう形こそ何の釈明もなくして一般質問に入るということは、何と言うか、議会ルール上甚だ納得しがたい問題ではなかろうかと思うので、休憩して議員の全員協議会なり、議会運営委員会なりで、きちっと何かの報告がなされて入るべきではなかろうかと、こう思います。

○議長（市川資信君）　今の石坂議員の質問、議長に対しての御質問のようでございますので、議長をしてお答え申し上げます。

3日間のいわゆる議会の異常事態という中で、一般質問を続行することができなかった。いわゆる古賀発言問題に対する意見の議事進行のやり取りの中で、議長としてはもう御存じのように、再三にわたって一般質問は続行するべきものであり、休憩を出すと

いうことは、異常事態を招くということを想定して、極力議長としては最大限の努力を図ったつもりであります。

しかしながら、13日の古賀俊昭議員の一般質問をこれ以上続行するということは、この議会の混乱を招き入れるであろうということを、議長をして推定いたしましたので、あえてあのときに私は、議長職権で休憩を宣しました。

ただいま御指摘いただきましたこの３日間の空転について、米沢議員の議事進行あるいはそれに対する一般質問の続行という中で、昨日の代表者会議の中で、共産党議員の代表であります米沢議員から、いわゆる内容については触れておりませんが、本日から古賀俊昭君の一般質問についての続行を行って結構ですというお答えを、議長にいただきました。私は、議長は議長なりに、この３日間、朝から夕方まで１日かかって、一寸の休みもなくいろいろと折衝を続けて、皆さんの全議員の協力をいただいて、何とか軌道に乗せた、この努力が実ったものと、私は心の中では信じておりました。

ただいま御指摘いただきました読売新聞の記事でございますが、実は私は読売新聞をとっておりませんので、きょうまだ目を通しておりませんし、そのことについては何ら理解しておりません。したがいまして、きのうの代表者会議で申し合わせたとおり、きょうは定刻から一般質問を続けるというのが、ともども代表者会議の中で決められたことであろうということで、私はきょう定刻に御参集いただいて、直ちに一般質問を続行するということを決めた次第でございます。

もし今、石坂議員の御指摘のように、多くの議員が不可解であるという申し出があるならば、あえて私は強行して一般質問を行うつもりもございません。その点について、いま少しお諮りいただきたい、かように存じます。（「代表者会議で確認したのじゃ、やってくださいよ」「一歩も引かぬと言ったじゃないか」と発言する者あり）小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　先ほど石坂議員から議事進行の話が出、そしてまた今市川議長より御説明をいただいたわけでありますけれども、けさの新聞報道の受けとめ方とか、いろいろ客観的な状況を踏まえて考えますと、せっかく本会議が再開されて、このまま正常な形で乗せていきたいという気持ちは、議会運営委員長としても切に望むところでありますけれども、しかしただいまの石坂議員の議事進行にあるような、納得しがたいというふうなものの気持ちもかなり強く残っているようでありますので、若干の休憩をしていただいて、その辺の整理をする時間をちょうだいできればと思います。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時30分　休憩

午後４時51分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時52分　休憩

午後９時51分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一言御報告とごあいさつをさせていただきます。

去る６月13日、火曜日に、古賀議員の一般質問中、議事進行という形で米沢議員から発言があったわけでございます。議長、その後、取り扱いの中で、再三議事の進行を進めたく申し上げた次第でございますが、休憩をとったために今日まで４日間の空白を費やしたわけでございます。その責任の一端、議長にあったことを、責任を強く感じる次第でございます。

なお、本日まで精力的にその正常化、軌道に戻すために努力したわけでございますが、特に代表者各位、また議員諸氏におかれまして、特段の御協力をいただきました。おかげさまで本日、正常な軌道へ戻すことができた次第でございます。心から御礼を申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、６月19日の日程といたします。

次回本会議は６月19日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後９時53分　延会

６月19日　月曜日　（第９日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第19号）

６月19日　月曜日　（第９日）

出席議員　（28名）

１番	奥住日出男君	２番	宮沢清子君
３番	高橋　徹君	４番	土方尚功君
６番	天野輝男君	７番	福島盛之助君
８番	福島敏雄君	９番	中谷好幸君
10番	小俣昭光君	11番	川嶋　博君
12番	馬場繁夫君	13番	夏井明男君
14番	小山良悟君	15番	馬場弘融君
16番	高橋徳次君	17番	旗野行雄君
18番	一ノ瀬　隆君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	中山基昭君
22番	秦　正一君	23番	黒川重憲君
24番	古賀俊昭君	25番	谷　長一君
27番	石坂勝雄君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（１名）

26番　市川資信君

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　大迫曄子君

議事日程

平成元年6月19日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○副議長（一ノ瀬　隆君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、24名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。よろしく御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

9の1、地方自治の健全な発展のため市長交際費の公開を求めるの古賀俊昭君の質問を続けます。

〔24番議員　登壇〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　大阪府の訴訟の判決の見解から、順を追ってまとめてお答えをさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

大阪府の公文書公開等条例はその全文におきまして、知る権利を明確にうたっております。公文書の公開原則と、個人のプライバシー情報の最大限の保護、それから自己情報の訂正権などを盛り込んだ精神的な内容の条例と私どもは把握しております。

ところが、この条例を利用いたしまして、知事の交際費の内容を公開するよう求めた請求が出されました。しかしながら、この請求につきましては、部分公開をするということで、この請求者は部分公開の決定に納得しませんで、訴訟に持ち込んだのが、今回の裁判でございます。訴訟のポイントは、公文書の公開を原則としつつも、例外的に非公開にすることができることを定めた適用除外の事項の解釈、あるいは運用面、これが問題でございます。

判決では住民側の主張が全面的に認められまして、行政側の反論は退けられるという結果になったのでございます。つまり公開することによる公益性が、公開によって生ずる恐れのある支障、弊害、こういうものを上回るということでございます。大阪府ではこの判決を不満といたしまして、高裁に現在、控訴をしております。

公開による社会的影響があってもやむを得ない、こういうふうに言い切りました大阪府裁の判決は、これまでに日本的な風土、あるいは社会通念を超えた意味を持つ判決ではないかと考えております。

日野市の情報公開条例におきましても、地方自治の発展に寄与するため、市民の知る権利の保障、いわゆる原則公開の原理が定められております。しかしその反面におきま

して、個人の尊厳を守るため、個人情報をみだりに公開することのないよう、最大限の配慮をしなければなりません。このように原則非公開の原理も規定されておりまして、一本の条例の中に裏腹の原理が存在しているわけでございます。条例第７条には、公開しないことができる行政情報の規定がございます。一つは個人情報で、特定の個人が識別されるもの。二つ目は執行過程の情報で、公開することにより、関係当事者の信頼関係を害すると認められるもの。このようなことが明記されております。

市及び市長の交際費の公開につきましては、ただいま申し上げました原則公開の理念を尊重しながら、公開することの利益と弊害を比較検討を加えまして、対応したいと考えております。具体的には現在、市及び市長の交際費は六つに分類してございますけれども、この６分類の件数、金額につきましては公開できる、このように考えております。

62年度におきます市及び市長の交際費は、436件でございまして、金額は399万1,195円を支出してございます。先ほど申し上げました六つの分類ごとにその件数、金額をお答えさせていただきます。総会及び大会等の祝金203件でございまして、119万5,000円でございます。新聞等の広告掲載料及び賛助料が47件ございまして、36万2,600円でございます。来客及び会議等の賄い費55件、129万9,215円、病気見舞い及び香料、17件ございまして、11万3,800円、カンパ、負担金及びトロフィー代43件ございまして、39万5,100円、その他71件ございまして、62万5,480円、合計で436件で、399万1,195円の支出をいたしてございます。この金額を26市の市及び市長交際費と比較をしてみますと、日野市は平均を下回っております。

これら市及び市長交際費の支出にかかわる文書でございますけれども、領収書、それから支払い証明書、この支払い証明書というのは、領収書が取りにくい場合に課長が証明するものでございます。金銭出納帳、支出負担行為整理簿が備えてございます。

支出の手続きについてお答え申し上げます。年度当初に前年の支出の実績を勘案いたしまして、４半期ごとの支出の額を決めまして、起案をいたします。決裁がおりますとほぼ一月単位で、30ないし40万円の資金前渡を受けます。現金のほかにつきましては三菱銀行日野市役所支店にございます秘書課長、田中正徳の口座に入金いたしまして、必要な額をその都度引き出しております。引き出す金額につきましては、その都度現金出納簿に記入いたしまして、領収書などともに支出明細書を精算伝票につけて、精算をいたします。なお、この預金から生じます利子につきましては、一般会計の諸収入に入れてございます。以上まとめてお答えさせていただきました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長にお聞きをしたわけですが、総務部長の方から、５点についての回答がございました。再質問を何点かにわたっていたします。

まず情報公開制度と、それから市長交際費との関係についての認識ですが、これは大阪府の知事交際費をめぐる大阪府地裁の判決とも関連をしてお答えになったわけですが、大阪府地裁の判決は今の答弁にもありましたように、全面的に支出内容を住民に対してオープンにしなさいというものであります。情報公開制度の目指す本来、制定の目的からしても、この判決と必ずしも一致をしない面もあるかもわかりませんが、しかし現在の一般的な状況としては、細目にわたって住民に対してこうした情報を公開することは、必ずしも条例の意図と反するものではないと、私は信ずるものであります。

そこで日野市の情報公開条例に定めるさまざまな規定、62年の４月の１日から、スタートしたわけでありますが、何人も市の持っている情報については、請求ができる、つまり知ることができるという点では、かなり進んだものとして評価も受けていたと思いますが、この条例に基づいて、市長の交際費を細目にわたって、つまり支出先や内容を１件ごとに住民が知り得るということは不可能なのかどうか。つまり情報公開条例に基づく手続きを踏んで、市長の交際費の１件ごとの内容について知り得ることができるのか、その点についてもう１度お尋ねをいたします。

また関連をいたしますが、市長交際費が支出をされる際には、領収書や支出証明書、金銭出納帳などがあるということが、今御答弁でございました。同時に情報公開条例をもって、これらの書類の閲覧、または写しの交付を求めることが、現時点で可能なのかどうか。そうした手続きを踏んだ場合には、市としてはどのような対応がなされるのか、その点についてお尋ねをいたします。

それから個人のプライバシーとの関連も、今触れられたわけでありますが、全面的な市長交際費を市民に明らかにすることと、個人のプライバシー保護という点で、今の情報公開条例について、何か支障となるものが含まれているのかどうか、この点についてもう１度お答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、私どもは議会で予算や決算を審査をいたします場合には、これらの交際費については、その内容に細かく立ち入るということは一切過去なかったわけでありますが、今後、決算議会や、その他のそれに類する議会の会議で、これらの関係書類の提出を求めた場合に、委員会への提出ということはどうなるのか、この点について市側の現時点での考え方をお聞かせいただきたいと思います。今、委員会と申しましたが、議会に対するそうした書類の提出、並びに説明については、現時点で可能かどうか

という点をお聞きをしたわけであります。以上、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　お答えを申し上げます。

情報公開条例の意図するところは、文書を公開することによって生ずる支障にのみ、目を向けてはいけないということでございまして、行政にタッチする我々としても、常にこれは念頭に置いておかなければならないことだと認識をしております。支障のみに目を奪われますと、非公開とすることによる弊害や、公開することによる有用性、公益性に何ら意を用いませんと、この条例の制度そのものが、いたずらに硬直することになりますので、できることですならば、全面的な公開ということを常に考えておるわけでございます。ただし、先ほどもちょっと御答弁申し上げましたとおり、第７条には、公開しないことができる行政情報というのがございまして、誰に幾ら香料を包んだとか、そういうことについては特定の人が識別できますので、現在のところ公開できないものの中に入れております。

市民から実際にこの情報の公開について請求がございますと、内部に調整組織ができておりまして、これは要綱で設置をされておるものでございます。庶務課長以下の調整組織ができておりまして、その申請のあった都度、この組織にかけまして、決定をすると、こういうことでございます。

現在のところ日野市におきましては、東大和方式と申しましょうか、大きな分類についての金額のみ公開をする、こういうことでやっております。

この支出の分類ですが、大体よその市では２ないし５項目に分かれております。日野市は六つの項目でございますので、他市よりも少し細かく分けてございます。この６項目について金額は公表できます。

それから領収書ですとか、支出証明書でございますが、これは金銭出納帳そのままコピーしまして、出納課に毎月提出をいたします。それから同じ文書が監査にも参りますので、これを超えない範囲では公開をすることができます。また市議会からの御要請につきましては、ただいま申し上げた範囲内でしたら、十分できます。それを超えた場合につきましては、この内部組織にかけるような場合もあろうかと存じます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　　項目についての内訳、項目ごとの内訳ということであれば、私ども――東大和の例が挙げられましたが、知ることが現時点では可能だ。しかし日野市では細かく実際に市長交際費がどこに支払われて、幾ら使われたかということについて

は、知ることができないというのが現状だということがわかりました。

ただ、今の時の流れとして、国民の知る権利、つまり住民が行政情報をできるだけガラス張りにして、その使途について細かく知り得るように制度を弾力的に運用していこうというのが、一つの流れだと思います。そういったことについては、今総務部長もおっしゃっておりましたが、大阪府の知事交際費の公開請求事件でも、判決の中ではっきりと述べられております。ちょっとその点、御承知かもわかりませんが、紹介をしてみますと、「文書を公開することによる有用性、公益性や、それを非公開とすることによる弊害も考慮されなければならないところ、本件で右文書を非公開とするとすれば、右懇談に伴う飲食費の使途、明細が一般府民には全く明らかにされないままになり、その使途を監視、検討する機会が奪われること、これに対し、右文書を公開するとすれば、その使途等が自由な批判にさらされ、長期的かつ将来的にみれば、右懇談等の事務の適正化を期することができること等からすれば、本件では、右文書を公開することによる有用性、公益性が、文書を公開することによる一時的な支障、弊害を上回ることは明らかである。」つまりいろいろ公開することによって、非公開を貫くことによる支障、公開することによる支障もあるかもわからないが、さらにそれを上回る有用性、公益性があるという判断です。

また、プライバシーについてもこのように述べております。「個人のプライバシーの保護を目的とするものであるところ、本件文書に記載される情報は、いずれも知事という立場にある被告との公的交際の状況を記した文章であり、当該団体、あるいは個人の私生活上の事実を記載したものではないし、知事との交際の事実が、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる事柄に当たるともいえないから、本件文書に記載されている情報がプライバシーの侵害につながるとはいえない。」ちょっと判決の文書ですので、言い回しが固くなっておりますが、つまりプライバシーの侵害ということを盾に、情報の公開を拒むことは、プライバシーの侵害に即なるという判断には立つべきでないという見解であります。

最後にこの判決では、こういうことを言っているのだろうと私は思います。「一時的には府の行政執行上なんらかの支障が生ずるとしても、それが本件条例で保護を図っている――つまり大阪府の条例を指すわけですが、正当な利益といえるか否かについても詳しく論及したうえ、本件文書の公開により、右一時的な支障が生じたとしても、長期的にみれば、それによって府政の公正かつ適切な執行が期待できるという判断」であると思います。こういうことがマスコミの論調等でも基調になっていたと思いますので、

日野市の市長交際についてもぜひこうした判例に基づく対応を今後望んでいきたいと思います。

ちなみに情報公開条例が各自治体で制定をされ、市の持っている行政情報がかなり公開されてきているわけでありますが、その中で市長の交際費についても、全面公開に踏み切っている自治体が幾つもあるわけであります。大阪府の吹田市、ここでは市長の出席をしたいろいろ年末の会議の後の懇親会の経費が幾らだとか、歳末の消防特別警備への陣中見舞い費に何件、幾ら使ったか、それから助役の出張の手土産代が幾らかかったとか、細かくすでに公開をしております。

福岡県の春日市でも同様に、相手が公人の場合は氏名も公開をするという考え方に立って、例えば他市の市長の当選祝いに幾ら出した、選挙事務所の事務所開きに寸志を5,000円出したとか、こういうこともすべてもうオープンにいたしております。

また沖縄県の那覇市では、これも新聞に出ておりましたが、62年、63年度の市長交際費を同じように細目全面公開をいたしております。例えば選挙の際に、推薦を受けた社会党委員長に５万円のネックレスを贈った。こういうことも全部もう公開をしております。ですから日野の市長の森田さんの場合も、市長選挙で当選をしているわけでありまして、それにかかわるさまざまな交際も行われたと思いますので、もしかすればそうした政党の委員長に対して何かお礼を、この日野市の市長交際費から出しておられるかもわからない。しかし現在の原則公開の内容では全くわからないわけでありますので、こういった先進的な例をひとつ十分に学んでいただいて、市民に市長の交際費がどのように使われているか、知り得る制度をぜひ保障していただきたいと思うわけであります。

市長に最後に、まあ今私が申し上げましたように、いろいろ求められればすでにそうした情報を住民に明らかにしている自治体もあるわけでありますので、せっかくつくった情報公開条例が形骸化をしないように、原則公開という名前にはなっておりますが、さらに１歩進んで、全面公開に踏み切る意思はあるかどうか、その点について市長のお考えも聞いておきたいと思います。

なお市長の交際費は、ここ５年間ほど見てみますと、昭和60年は330万円でありました。それが昭和61年には350万円に値上げをされ、昭和62年には400万円、そして63年度には430万円、ことしも、平成元年度も430万円という交際費になっておりますが、まあ５年前から見ますと、100万円増額をしております。そして毎年決算の報告でも明らかのように、ほぼ満額、これが使途されているわけでありまして、この内容について住民に、また議会に対して、細かく求めがあれば応じられる、細目公開の方向をぜひ目指していただきたいと思うわけであります。

市長に最後にお聞きをしたわけでありますが、もう１点、事務的なことで確認をしておきたいことがございます。それは先ほど総務部長からの御答弁の中で、支出の明細書とそれから領収書については、それから金銭出納帳については、写しを監査にも回しているので公開できると、御答弁あったように思うわけですが、間違いないかどうか、領収書や支出証明書、金銭出納帳について、情報公開条例に基づく請求を行えば、これらについては知り得ることができるのかどうかもう１度、公開できるとおっしゃった市長交際費の支出内容にかかわる公文書についてはどれとどれか、確かめておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　先ほど申し上げましたのは、資金前渡を受けました精算のときに、ほぼ１カ月単位でもって支出をいたしました金額、それからその支出の内容でございますけども、これは詳細に金銭出納帳に記録をいたしてございます。この金銭出納帳のコピーをつけまして、出納課に精算をいたしますので、この点につきましては公開できます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　当今、国民の政治不信の起きる事件が、国政の場において、あるいは地方自治の場合にも必ずしもないというわけではありません。そういう風潮に伴って、この政治倫理をより明らかにする、そういう努力がいろいろな国民の世論となり、いろいろな場、党が政治革新であるとか、それからけじめの問題でありますとかいうことで、新聞記事にも国民の注目を浴びておる現実がございます。そのことに伴いましての発言になろうと思うわけでありますが、大分日にちも間隔があったために、つまり質問の動機、これは今回の市長選挙で、革新陣営も随分立派な選挙をやったから、何か金が相当潤沢ではなかったかというようなことも言われたように記憶をしております。私は、それらのことにつきましては、自分自身あまり関知しておりませんし、いろいろの団体で経費を持ち寄って、選挙戦を進められた理想選挙の姿ではなかっただろうかと、こんなふうにも感じておるところでありまして、そしてまあ市長交際費、今、当面の課題にされております市長交際費のことにつきまして、これは「市及び市長交際費」という科目の名称でありまして、市の体面を維持し、また行政の円滑な執行に寄与することが目的であるというふうに理解をいたしております。したがいまして、すべて、公的な立場で執行するものでありまして、この私的な意味合いのものは、ほとんどと言いましょ

うか、存在し得ない、このように日ごろ感じております。

また今、地方自治の健全な発展のためにということで、いわゆる情報公開、市民の知る権利を保障するという考え方が、当然民主主義の中で発展をしなければならないと思います。日野市も62年の時点で、日野市情報公開条例、かなり前進的だと評価される内容の公開条例が定められております。

私、その情報公開条例を審議の過程、あるいは提案する前の見解、検討におきまして、地方自治の立場でありますから、行政機関という名前で物事を考えておりました、立案されておりましたけど、私は機関というよりも行政組織ということで、つまり一番わかりのいい、また権力・権限というものをごく――まあ権力的でないような、こういうふうな発想で、地方自治というものはあるべきだということを指摘をし、改めたことを思い出しております。

今、事務的には総務部長がお答えしたとおりでございました。その質問に、そのまた結果に基づいて、このような、まあ「市及び市長交際費」という支出に対しましても、原則公開ということは当然であるというふうに考えております。なるべく全面公開ができるようにこれからも努めていきたいと考えておることには、全く異論はございません。まあ先進的例ということで他市のことも言われておりますので、そのようなことも十分勉強して、要するに市民の知る権利を保障する、それから我々の行政姿勢そのものがガラス張りであるということが一番大切な信頼関係のもとである、このようにやっていなければならないということを常々感じておるところでございます。

ただその情報が、個人に迷惑をかけることがあるとか、あるいは余計な、何か為に用いられるということがあってもならないということも、一つの現実のことでございますので、そのようなことも十分勘案をしながら、できるだけ公開の原則を維持していきたいということは、我々の日ごろの行政の基本姿勢でございます、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　先ほどの総務部長の答弁では、詳細が記されている金銭出納帳については、請求があれば公開ができるということでありましたので、この点、この書類と、個人のプライバシーのことがちょっとわからないので、もう１度だけ確かめてみたいと思いますが、この金銭出納帳には支出先、つまり市長の交際費を受け取った側の団体名や個人名も書かれているのかどうかですね。この点さらにお答えをいただきたいと思います、お願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　個人名につきましては、現在手元にございますコピーには見当たりません。例えば団体の長への病気見舞い、こういう表現で記載されております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長の答弁とあわせて、現在の市の情報公開条例に基づく市長交際費の透明度については、まだ５割程度だということが言えると思います。大まかな項目については先ほど答弁がありましたように、総会等のお祝い金とか、新聞広告の賛助料とか、それからカンパ代とか、来客の接待費、こういうことで出ておりますが、どういう団体に幾ら使われたか、またどなたにどのように、どのような名目で支出されたか、これはわからないわけです、市長の今の答弁では。まあ全面公開ができるように努めたいとは言っておられますが、しかし現在の情報公開条例を積極的に解釈して、細目が市民にわかるようにすぐに対応するという姿勢ではなかったように思うわけです。こういった点は今後さらに私の立場からお願いをしていきたいと思いますが、住民の皆さんも当然同様の考えではなかろうかと思うわけであります。

ちなみに大阪府知事の交際費公開を求めて勝訴をしました市民オンブズマンの代表の岩崎善四郎さんという方の談話が載っておりますので、紹介をしてみたいと思いますが、「納めた税金の使い道を知るのは当然の権利。恥ずかしくない内容なら、すんなり公表したらいいじゃないですか」、こういうことが談話として出ておりました。当然のことが日野市についても言えると思います。今後積極的な情報公開条例の運用をもって、求めがあれば市民だれしも税金で使途される市長の交際費がどうしたことに、またどのような内容のものが使われたか知り得る、そうした市民の権利を保障していっていただきたいと思いますので、今後の対応をぜひお願いをしたいと思います。まあ行政の透明度を今後、向上を図っていくということからも、今お願いをしたわけですが、今国民や市民の視線が、私が今取り上げました交際費に集中をしております。ぜひこうした市民の全面公開を求める要望に正面から対応していただきたいと思うわけであります。私もこの後、情報公開条例に基づいて、今市側から答弁がありました書類等の公開を請求してみたいと思いますが、少しでも市民に明らかにしていただく、そうした姿勢が今後着実に前進をするようにお願いをしておきたいと思います。

ことしは年号も平成と移りまして、新しい時代が開かれました。この平成が、政治改革が実行されて、そして政治が刷新され、政治風土が正された、明るい時代となるように国民はお互いに心がけなければならないと思います。そうした心がけ並びにまたみずからの誓いをもって、私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって９の１、地方自治の健全な発展のため市長交際費の公開を求めるの質問を終わります。

一般質問９の２、地方自治の健全な発展のため森田市長に個人資産の公開を求めるの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○24番（古賀俊昭君）　　森田市長は昭和48年の４月22日の選挙で市長に初当選をしました。以来きょうまで、5,902日が費やされているわけであります。この間、市長の個人財産は一体どのような増減の推移をたどったか、政治倫理のことについて市長も今触れていたわけでありますが、個人の森田市長自身がどうした財産の増減推移をたどったかということに触れてみることは、必ずしも市長個人のプライバシーに触れることでもないと思いますし、現にそうした動きも出てきております。その点を取り上げて質問させていただきたいと思います。

すでに通告はしてありますので、するかしないか、やる意思があるのかないのか、もうすでに答弁の内容は決まっていると思いますが、政治家の資産公開につきまして、新しく首相になりました宇野総理大臣は、国会における初めての代表質問の場で、政治改革を実行することに強い意欲を表明し、その中で政治改革関連法案の一つとして、全国会議員の資産公開を義務づける資産公開法を早期に国会に提出したいとの考えを示し、野党にも協力を求めました。すでに閣僚については資産の公開が行われています。今回は政務次官にもその枠が広げられることになっておりまして、公職者の資産公開、公表は今や時の流れといってもよいのではないでしょうか。

冷静に考えてみますれば、今日の国民の政治不信を招いた責任が、仮に政権党に大半あるとしても、今、地方そして中央を問わず政治風土の改革のために、公職にあるものすべてが例え十分ではなくとも、まず政界全体として何らかの具体的な対応をなすべきであります。そこで自治体の長として森田市長の資産の公開を求めることになったわけでありますが、各自治体で、市長の財産、資産の公開についてすでに条例等を持って義務づけている自治体もありますので、その点をまず紹介をしてみたいと思います。

これは市議会でも１度触れられたことがありますが、堺市、大阪の堺市では、堺市倫理条例というものを定めております。この堺市倫理条例は、昭和58年２月に制定をされました。正式には「堺市議会議員及び市長の倫理に関する条例」となっております。自治体独自で法律といいますか、条例をつくり、市長と議員の資産公開、そして汚職議員に対する懲罰ということが中心になっているものでありますが、すでに昭和58年からこうした条例をつくり、そして運用をしているわけであります。

ここにその倫理条例の制定以後の堺市の倫理条例にかかわる諸々の動きをあらわした本がありますが、なかなかこうした条例をつくっても、素直に議員や市長が資産の内容を明らかにするのは非常に難しいということが述べられた本があるわけですが、資産公開について今後公職にあるものが、やはり前向きにこれまた取り組んでいくということも、一つの流れだと思いますので、堺市の例はひとつ私ども大いに参考にすべきではないかと思います。

さらに福岡県に山田市という自治体がございます。ここでも同様の条例を定めております。昭和63年の９月議会で可決をいたしました山田市のこれは配偶者や子供についても資産を公開をするということで、条例では公職者として枠をかなり広く見ておりまして、教育委員についても資産を公開をする。そしてもちろん市長、３役、議員、これらについては資産公開するわけですが、教育委員も含めるというのが、非常に特徴の一つとして指摘できると思います。平成元年の１月１日に施行し、すでにスタートをしているわけでありますが、こうしてスタートした条例がどのように運用されているか今後、１年をたってみればわかるわけでありますが、配偶者や子供の名義の財産についても公開をしていくということがきめられた条例もすでにございます。

そこで市長にお尋ねをしたいと思いますが、森田市長は個人資産の公開の意思、つまり考えがあるかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

それからこれは市議会でもたびたび議論をされたことにかかわるわけでありますが、森田市長の現在お住まいの日野市旭が丘二丁目24番地の１については、御承知のように区画整理が行われた場所であります。この区画整理、つまり平山台の区画整理事業が行われた森田市長のおうちは四方が道路で囲まれている立派な宅地となっているわけですが、この区画整理事業で平均の減歩率は、24.8％、約25％の減歩率でありました。それぞれの皆さんが、地権者の方は、大体みずからの宅地の約25％を、皆さんお出しになったわけです。ところが森田市長が減歩率はそれよりもはるかに低い15％となっております。さらに保留地も実質的には取り込んでありますので、実際の減歩率は11％となっているわけであります。周りの方は大体25％の平均減歩率、しかし森田市長は減歩率11％ということでありまして、この理由について、森田市長自身はどのように御説明になるのか、個人資産にかかわる問題でもありますので、改めてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　これまた当今の政治倫理を求める、そういう状況の中から、まあ公務にかかわると申しましょうか、政治にかかわる人たちが、その政治の立場を利用して、別の言葉で言えば利権的何らかの運用を行って、そうして資産をふやしているではないかという人もあるということから、個人資産の公開ということが進んで言われる時代になっておると、このような認識を持っております。

結構なことですから、私は不信を持たれるような事柄が１点もないように、公私のけじめということから考えて、私的資産の公開ということも結構ではないかと、このように考える側の立場であります。そして今、御質問で家族とか，あるいは一族とか、そういうことにも触れておられるわけでありますが、それは今回のとりわけリクルートの問題などで、秘書という立場の人とか、あるいは妻という立場の人とか、親戚という立場の人にそのような一つのカモフラージュが行われた、こういうことに伴って世論としてまた生まれる一つの理由がある、このようにも思うわけであります。

私自身は日野市に、今から約40年近くすでになりますが、海外から家族、それから子供たちを伴って引き揚げてまいりました。偶然の経過と申しましょうか、縁があって、現在地の、当時の日野町西長沼1780番地という山林に一つの拠点を持ったわけでありまして、その山林を自力で開墾をいたしました。何年かかかりましたけど、３年ほどかかったと思っておりますけど、まあ開墾をして、そうして当時の食糧事情でありますので、芸が身を助けるというたぐいの農業知識などを若干の足がかりといたしまして、農作物をつくったり、そういうことを行いながら、生計を築いてまいりました。おかげさまで戦争の大きな国民共通の被害は受けたことにはなりますが、１家族といたしましては生命を失うことなく今日までそれぞれが成長をし、今日の社会の１員として役割を持たしていただいておる、こういう立場でございまして、その間にいわゆる資産という形で言われるものといいましょうか、そういうものでふえたということは、自分で考えてみてないような気がしております。それで、まあ公職につきまして、日野市の議員、あるいは市長という立場で、約二十数年のかかわりを持たしていただいておるわけでありますが、この間にも私的財産が数量としてふえたという部分は、考えてみてちょっとないようでありまして、また、区画整理にかかわってということをおっしゃいましたが、私は区画整理事業の中で、公平ということで現実に即したそういう処遇を受けたと、この程度でございますので、何か一時森田市長の土地問題というような言い方で、事実にあわないいろいろな情報が用いられたことは、大変迷惑でございました。あわせてまた実存しない理由をつけて、憶測をたくましくした方もあったわけでありますが、それらは全

く該当していない。まあ杞憂という言葉が当たるかどうかちょっとわかりませんが、つまり根拠のないすべてであったということは、私からも断言して申し上げておいてよろしいと思っております。

そういうことでございまして、区画整理に関する部分、これは事業を行っておる場所、あるいは単純な農地、いろいろなことで評価があるわけでありまして、その評価に基づいてまた換地が行われ、確定をする、こういうことでございますから、私からそれをまた、今、私、現在の立場で解説をする必要は全くない、このように申し上げておきたいと思います。

資産ということになりますと、よく不動産、動産という分け方があるんではなかろうかと思いますが、私の不動産と言われる土地の状況、あるいは建物の状況、減った分はありますが、新しく加えたという部分も取り立てて言ってもないわけでありまして、それから動産と言われるものに私自身も能力——私自身みずから考えて、いわゆる資産形成等に頭の働かない人間だということをつくづく感じるわけでありますけど、有価証券ゼロ、何かその他の動産と言われるものも考えてみてどうもないように思っております。また貯蓄等も、まあ生計に足りる程度、若干の、別の理由による負債はあるというふうに申し上げておきたいと思っております。その負債は、私の郷家との郷里の家との関係のことでありまして、全く、いわゆる公職の立場で、何か物がふえたということは全くありません。そのことだけははっきり申し上げておきたいと思っております。

あと、つまりみずからを持するにいかに清潔であるべきか、またそういう不信を抱かれないかという点で、今後も努力をして、別段そのことを私の評価にプラスをしようという気持ちではありませんが、市民の方々から信頼を得る、少なくとも身辺に一分であっても何か信頼されないものがあるということは、公職にある立場の者として、極めて申しわけないことでありますので、そのような立場としての努力は今後もいたしたい、こう考えております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　市長の資産の公開については、具体的にどういう方法で求めるのが一番ベターなのか、私にはまだよくその点は整理をされておりませんが、議会の場でとりあえず質問をしたということでありますので、市長の今の考え方が、真実であれば公開結構ではないかと、こうおっしゃっているわけでありますので、その方法や内容については、これからまた考えていくべきだろうと思います。

ただもう１点の、私がお聞きをした、森田市長の現在の居住をしている土地について

の減歩率のことについては、もう区画整理が終わっているし、審議会も通っているからという理由で、一切具体的な答弁はなかったわけであります。私がお聞きしたのは、確かに過去の整理事業でありますが、周りの方は約25%、自分の所有地を減歩で取られるといいますか、削減をされている。しかし森田市長だけがそれをはるかに下回る、大体保留地も入れてみますと11%、かなりの開きがあるわけですね。なぜこうなったのですかということは、聞かれればきちんとお答えになれるはずじゃないかと思うんですが、終わっているからもう問題ないんだとおっしゃっても、私には理解できません。

現に、昭和48年の日野市議会第4回定例会で、平山台区画整理事業の減歩、清算金及び保留地処分に関する調査特別委員会というものが設置をされて、地方自治法第100条の規定に基づき、この問題を委員会で議論をいたしております。しかし結局結論出ずじまいで、灰色のまま終わってしまっているわけです。今の時点で市長の資産にかかわる質問を、私しておりますので、当時どのような理由で減歩率が市長だけ特別に低いのか、お聞きをすればやはりお答えになるのが当然ではないかと思うんです。

また市長は資産については、資産の中で土地については、増減はないというふうにおっしゃったわけですが、いろんな記録を見てみますと、昭和42年の8月、この平山台区画整理事業の第2次換地が発表された時点では、森田市長の土地はわかりやすく坪数で言いますと、1,018坪でありました。その後、48年の10月の登記をされる時点では、1,056坪、ふえているわけですね。道路もしかも新しくできるということで、この間の事情はいろいろ私もいろんな方からお聞きをし、記録を見ますが、なかなかわからない。市長の口からじかにどういう理由で、市長の所有地だけが減歩率が低かったのか、この点だけについてはっきり教えていただければ、ありがたかったわけです。もう1度この点どうしても済んだことだということで、議会の場ではお答えにならないのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、森田市長の今のお答えでは、有価証券等は一切持っていない。貯蓄はほどほどにある。それから借金は多少まああります。財産といえば土地だけで、むしろ借金があるのが私の資産の現状だというのが、今のお答えだったと思いますが、森田市長が今お住まいの旭が丘の二丁目の当該地は、私は細かく登記簿等は見ておりませんが、いろいろお聞きをしますと、大体3,000平米以上はあるということであります。約1,000坪の土地であります。旭が丘のあの土地は、現在評価は最低でも坪150万程度、つまり平米当たり50万はするというのが、一般的な見方であります。これも最低に見積もってです。ですから少なく見積もっても、森田市長の所有地の土地の値打ちは、資産価値は15

億は最低でも下らないということになります。つまり市長に就任して16年、大体毎年1億円ずつ資産を増加して、ふやしてこられたという、資産を見ればそういうことがはっきりするわけです。かなりの富裕な資産家ということになるわけでありますので、当然区画整理事業のこの時点のことを、お聞き、私がすれば、簡単に言えばこういうことだくらいの答弁はあってもいいと思うんですが、15億最低でも——実際もっと高価な土地にお住まいなんですが、大変な価格の土地にお住まいの市長に、土地を1坪も持たない私がお聞きをしているわけですので、その間のいきさつはお答えになってもいいのではないかと思うわけです。もう1度お尋ねをいたしますが、いかがでしょうか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いわゆる区画整理事業の、私が質問を受ける立場で、何か説明をしたり、釈明めいたことを言うなんということは、全く場が当たってない、こう思っております。区画整理事業というのは、これはすべて事前の評価と事後の評価、それの差額分が受益ということになるわけでありまして、それに応じて、いわゆる減歩率、あるいは減歩という一連の数字が用いられておるわけでありまして、質問者の大きな誤解のもとは、平均減歩率といういわゆる基準と、個々の宅地の使われておる状況とか、それから——まあ極端に言えば、過小宅地の場合はつけ足して換地をするということすらあるわけでありまして、現実を尊重しながら、その結果が評価という換地という手段で照応されるということでありますから、それなりの理由があって、私は特に優遇されたとは別段言う必要はないと思っておりますし、今の御指摘をまあ客観的に説明するならば、いわゆる登記と——もともとは登記がある、登記面積があるわけでありまして、地積全体に縄延びというものがある。それですでに測量をし直して、実積登記をした宅地には、つまり宅地といいますか、登記上の土地には全体の縄延びを付加する、つけ加える。それをまた基準の面積にするということもあるわけでありますが、今言っておられる何か、幾らかの差は、そういう不可分だろうと思います。

それから、いわゆる、またその後の、一番後に清算金ということがあって、清算金といういわゆる金に評価する形で、最終の公平手段がとられる、こういうことが区画整理手法の原則になっております。それらのことで何か、こうすべてをこうごっちゃにしちまうと、数字がおかしくなってくるということでありますので、それらをはっきりさせながら理論的にたどらないと、理解はできない、こういうことかもしれません。私はそれに加えて、こういう理由だなんということを申し上げることもないと、こう思っております。

面積もどの程度あるか、私もおぼろげながらは承知をしておりますけど、将来は、まあ社会的な仕事などにもひとつ御協力したい、こんなふうな見解でおります。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　時間もありませんので、この件は私は今全く理解できないわけです。どうした事情があったのかというのはわかりません。先輩の議員の皆さんもこの問題を取り上げて、調査をされた方も大勢いらっしゃいますし、今後も関心を持っていきたいと思いますが、市長の個人の資産の公開については、ある程度前向きの考え方もお持ちのようでありますので、具体的な方法については今後十分に研究をしていただいて、市民の疑念を招くことがないように、すべての資産について明らかにしていただくようにお願いをしておきたいと思います。

最後にちょっとだけ申し上げたいと思いますが、私が一般質問を始めたのは今月の13日でありました。約１週間がたってきょう初めて質問の途中から、中断をしておりましたものが再開をされました。気がつきますと、市川議長から一ノ瀬副議長に議長が交代をしている。私の質問の権利は１週間にわたって封殺をされたわけであります。

世の中にはそそっかしくて、おっちょこちょいといいますか、粗忽な人はよくいるものであります。私は浪曲の世界では灰神楽の三太郎や、森の石松というおっちょこちょいといいますか、何か勘違いをして、問題を引き起こす人がいるということは承知をしておりましたが、まさか日野市議会にそういう人が６名もいるとは思いもよりませんでした。私が一般質問をする、そして答弁を求める、当然のそうした権利が、１週間の長きにわたって制限をされ、圧迫されたということを強く抗議をしておきたいと思います。こうしたことが２度と起きないように、議員の皆さんの御協力とまた御理解を得ておきたいと思いますが、最初で最後にしていただきたいと思うわけであります。

「杞憂」という言葉がございます。昔、中国に大変おっちょこちょいな人がいて、天が落ちてくるとか、地が崩壊をするということで大騒ぎをして、みんなでなだめたという話でありますが、杞憂の話は遠い中国の話ではなくて、現代日本の日野市にもあったということで、まあその程度の笑い話程度の話であったということで、私は理解をしておきたいと思いますが、今後の私の議会活動を通して、この問題ははっきり決着をつけさせていただきたいと思いますので、最後にそのことを付言をして、一般質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって９の２、地方自治の健全な発展のため森田市長に個人資産の公開を求めるの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時30分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、消費税は廃止以外にない――自治体行財政に与える重大な影響について問う――の通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

なお、中谷好幸君より一般質問の資料の配付依頼がありましたので、事務局をもって配付いたさせます。（「納得できません」と呼ぶ者あり）

〔９番議員　登壇〕

○９番（中谷好幸君）　それでは通告に従いまして、（「納得できません」と呼ぶ者あり）消費税は廃止以外にない――自治体行財政に与える重大な影響について問う――について、質問をさせていただきます。

消費税が実施されてから２カ月半が経過いたしました。政府自民党は、消費税もやがて国民の生活の中に溶け込むであろうと言っておりますが、それどころではなく、国民の消費税への怒り、リクルート・明電工など、金権腐敗政治への怒りはますます高まっております。同時に消費税に対して一貫して、それが提出される前から、いかなる名前であろうと、形式であろうと、大型間接税には絶対反対という立場で、国民とともに反対を貫いてきた日本共産党、リクルートや明電工など、一切汚染されていない日本共産党への期待が高まっており、一般紙の投書欄などにも、一度共産党に政権を渡したらどうかというような意見も出されるように、日本共産党への国民の期待と関心が高まっているところであります。

こうした事態を恐れた勢力は、中国問題に絡めて、これが共産主義の本質だなどという日本共産党への中傷を行っております。こういう方々は中国へ行って、血の弾圧の指導者である鄧小平と握手をしていた方々であります。彼らは中国で起こった暴挙に対し、外交上の配慮などを口実にして、断固とした立場を表明できないでおります。そして内ではあれが共産党の本質だなどという反共宣伝を行い、消費税やリクルートへの国民の怒りをそらそうとしているわけであります。

日本共産党はこれまで中国の事態を注視してまいりました。平和的な運動を武力で弾

圧するというようなことは、社会主義にあってはならないことだという警告を続けてまいりましたけれども、６月４日の未明、中国政府がついに民主化を求める北京の学生・市民らに対して、戦車を含む戒厳部隊を突入させ、非武装の学生・市民におびただしい死傷者を出すという、まさに大虐殺とも言えるような深刻な事態を引き起こしたわけでありますが、直ちに４日、社会主義にあるまじき行為、人道上許されない行為だと中国政府、党指導部の暴挙を断固糾弾する中央委員会の抗議の声明を出しました。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

日本共産党は戦前のあの最大の暴力である侵略戦争に、命がけで反対した政党であり、ソ連であれ中国であれ、社会主義の大義を踏みにじる誤りに対して、（「一般質問やれ」と呼ぶ者あり）ずばり見解を述べてまいりました。（「通告をした一般質問をやれ」と呼ぶ者あり）毛沢東が「鉄砲から政権が生まれる」と言って、（「中谷好幸君」と呼ぶ者あり））日本の運動に干渉してきたときも、（「一般質問をやれ」と呼ぶ者あり）断固排撃をしてまいりましたし、中国のベトナム侵略（「中谷好幸君、通告をした一般質問をやれ」と呼ぶ者あり）、また中国が大量虐殺などを行ったカンボジアのポルポト派を支援したときも、（不規則発言多し、「議長、整理」と呼ぶ者あり）これに対して断固と抗議をいたしました。議長、整理してください。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　お静かに願います。

○９番（中谷好幸君）　こうした日本共産党の態度は、自民党政府が国連などで、ポルポト政権支援のための多数派工作の先頭に立ちながら、国内では、カンボジアの大虐殺は共産党の本質だなんというような宣伝を行っていた態度とは、大違いであります。日本共産党が掲げる科学的社会主義の特徴は、生産手段の社会化というだけでなく、資本主義よりも形式も内容も徹底した民主主義、民族自決の徹底的な尊重、核兵器廃絶など、世界の平和のために先進的な役割を果たすということを、その中心的な特徴の内容をなすものであります。我が党が中国共産党や政府の指導部を糾弾したのは、決して選挙目当てのものではなくて、社会主義の大義を守り、社会進歩のために戦う一貫した立場である表明であることを強調しておきたいと思います。

リクルートや消費税の自民党に対する国民の怒りをそらさんがための党略的な反共デマ宣伝は、断固として糾弾するものであります。

４月１日から実施された消費税でありますが、日本生活協同組合連合会、日生協の調査によりますと、４月の１世帯当たりの消費税額は、１世帯あたり6,300円、消費支出の２％になっています。これは大蔵省が試算した1.1％を２倍近い額になっているわけ

であります。４月が導入間もない年度がわりの月であり、餞別やお祝い、授業料など、非課税支出が多いこと等々を考えますと、消費税額は9,000円、一月9,000円、年間10万8,000円ぐらいになるだろうと、日生協は推定をしております。これは実に消費支出の2.25％程度になるということであります。いずれにしても消費税は国民の生活に重大な打撃を与えております。とりわけ年金生活者など、弱者への影響は極めて深刻な事態と言わなければなりません。

さきの日野市長選挙は、４期16年、福祉や教育、市民の暮らしを守り、緑と清流を大切にする住みよい町づくりを住民自治の立場で進めてきた森田革新市政を継承・発展させるのかどうかということを、大きな争点として争われた選挙でございましたが、同時に消費税やリクルート問題など、今日の自民党政治に対しても、厳しい審判が下されました。自民党はこの選挙を通じて、消費税・リクルートは市政に関係がないと言い逃れをいたしました。しかし市民生活にも、市の行財政にも重大な影響を与える消費税に対して、どのような態度をとるのかということは、市政を担当しようとする者の資格が問われる問題であり、関係がないと済まされる問題でないことは、明らかであります。こうした自民党及び候補者の態度に、厳しい審判を下された市民の皆さんの良識に、心より敬意を表するものであります。

私は昨年の第113臨時国会で、政府自民党の強行で成立した消費税導入を柱とする税制改革関連法、消費税法、消費譲与税法、地方交付税法の一部改正、地方税法一部改正などが市の財政にどのような影響を与えるのかについて、質問したいと思います。

すでに３月の予算議会において、消費税と税制改革によって、どの程度の影響が出るのかについて、平成元年度予算における影響額の試算が示されているところであります。歳入歳出で７億9,299万1,000円の影響、マイナス影響を受ける、こういう試算が報告されております。

冒頭におさらいの意味で、すでに３月議会で報告を受けているその内容について、御当局から簡単に説明していただきたいと思います。３月議会で報告された影響額の試算については、お手元に資料として配付させていただきました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。（「カンボジア問題も、中国問題もやれよ」と呼ぶ者あり）

○企画財政部長（長谷川暢男君）　１点目の質問でございますが、すでに今議員さんの方からもお話ありましたとおり、平成元年度予算編成の時点での資料を各議員さんに配付いたしました。その内容といたしましては、数字の中では、歳入部分で、税関係で４

本、この減額部分として、６億9,779万5,000円というのが、内容でございます。当然新しいその中に消費譲与税の納入がなされております。その歳入部分の増として、４億4,198万5,000円と、歳入部分で差し引きますと、２億5,581万円の減収になるわけでございます。よって平成元年の予算の中で、歳出部分としては、その影響は一般会計分で２億6,548万7,000円、特別会計につきましては２本の特別会計でございます、失礼いたしました、５会計になろうかと思います。五つの会計の中で２億7,169万4,000円、一般会計、特別会計の平成元年度予算編成時の消費税導入に伴っての支出分として、５億3,718万1,000円という数字になるわけでございます。よって質問の中にもありましたとおり、歳入・歳出の平成元年度当初予算時における影響額としては、７億9,299万1,000円という数字で、現行の税制改革に伴う、また消費税関係に関連する歳入・歳出のマイナス額としては、影響額としては、そういう試算をし、現状に至っているという状況でございます、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　御答弁に基づいて、再質問をしたいと思います。

まず歳入についてでありますけれども、個人・法人市民税については、住民税及び法人住民税の減税により、２億7,900万円余の減収となっておりますけれども、その内訳、個人・法人の内訳について明らかにしていただきたいと思います。

それとともに法人・住民税率については、基本税率が42％から、37.5％への引き下げ、中小法人については、30％から28％への引き下げが行われることになって、こうした影響が出ているわけでありますけれども、今年度については経過措置、激変緩和措置がとられているので、平成２年度以降はもっと大きな影響が出てくるのではないかと思いますが、その点把握されているところを教えていただきたいと思います。

第２点は歳入で一番影響が大きいのが電気・ガス税の廃止に伴う減収であります。あわせて４億1,400万円の減収になっています。しかし今年度には旧法による電気・ガス税が歳入として一部計上されておりますので、これも加算すれば、すなわち来年度以降と比べれば、減収分はもっとふえることになると思いますが、いかがでしょうか。

市町村の電気・ガス税の廃止に伴う減収分は、消費譲与税という形で補てんされることになりますけれども、当局の試算では減収が４億、平成元年度予算で４億1,400万円に対し、消費譲与税の補てんが４億4,200万円、2,700万円程度、オーバーして補てんされているということになっておりますが、もし来年度以降で旧税の歳入がなくなれば、この消費譲与税で減収分が全額補てんできなくなるのではないかと思いますけれども、

その点明らかにしていただきたいと思います。

第３点は、消費税法は国や自治体についても納税義務のある事業体とみなして、一般会計、特別会計ごとに一つの法人が行う事業としてみなして、消費税を適用しているわけであります。一般会計については、売り上げ、歳入にかかわる消費税額と、仕入れ、歳出にかかわる消費税額を同額とみなす特別の措置が、特例が認められているため、消費税の納付額はゼロとなりますけれども、特別会計、公営企業会計では、納付あるいは消費税の売り上げへの税額より、仕入れの税額が多い場合は、還付が生じると思います。これはどの程度になるのかつかまれておりましたら、教えていただきたいと思います。

４点目ですけれども、歳出について、消費税分について、一般会計で２億6,500万円、特別会計で２億7,100万円、あわせて５億3,700万円もの歳出増が見積もられているわけでありますが、これは予算の中の委託料や需用費、工事請負費、備品購入費など、直接消費税分が上乗せされるであろう経費に、３％の税率を掛けて、算出したものと考えられます。しかし予算の中で大きな比重を占める人件費や扶助費についても、消費者物価などの上昇に伴い、２次的３次的影響を受けることは明らかであり、すでに生活保護費などでは消費税分の上乗せが図られているところであります。ここで見積もられておりませんが、実際にはこういう２次的、３次的影響が、人件費や扶助費に出てくるのではないかと思いますけれども、当局の見解を聞きたいと思います。以上４点について、再質問をいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長（大貫松雄君）　　私の方から個人の市民税と、それから法人市民税の御質問について、お答えをしておきます。

まず個人の市民税でございますけども、ここで税法の改正がございまして、特に控除額の引き上げを行いました。それから税率の７段階を３段階にしまして、それらの税制の上で、改正を行いまして、減税を行ったところでございます。

それから法人市民税の関係でございますけども、法人市民税の場合、特に所得税減税の財源を充てるために、税率の引き上げを過去行ってきましたけども、その間に諸外国の経済の活性化等によりまして、我が国でも税率を引き下げなければいけないということで、法人税の基本税率ですけども、平成元年度におきまして、42％から40％に、それから平成２年度におきまして、37.5％引き下げることになりました。

そういうことで、法人市民税の課税方法が、単純に申し上げますと、所得に税率を掛

け、そこに出た税額が法人市民税の課税標準額となります。そういうことで、日野市の場合、税率が下がったことで、現在100分の12.3、100分の13.5、100分の14.7というふうな税率を、３段階でありますけども、概算ですけども、平成元年度では7,560万の減収を見込んでいます。それから２年度においては、それに２億8,000万の減収ということで、この元年度と２年度あわせまして、３億5,560万円の減税、法人市民税がですね、なろうかというふうな積算を行ってます。

ただ法人の場合、景気の変動等によりまして、相違がございます。そのことを申し添えておきたいと思います。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　２点目の関係でございます。電気・ガス税の廃止に伴う問題でございます。先ほど来申し上げましたとおり、減収部分につきましての数字、今年度、消費譲与税としての見込んでいる額が、減収分よりやや今年度については多めになっております。3,000万程度になろうかと思います。その消費譲与税の３カ年の経過措置との関係ということでございます。平成元年度につきましては、当然人口と従業員割を４分の１、電気ガス税割は４分の３というような配分でございます。本来、これ４年経過した平成５年からは、人口従業員割が原則論になってきますので、おのずと電気・ガス税も割合配分が、これすべて変わってまいります。よってこの時点、ということではございませんが、今年度の予算の中で４分の１、４分の３を経過措置として考えた場合には、年間で約700万程度の増収を私どもは見込んでおります。よって私どもはこういう経過措置ではなくして、本来なら原則論に立っての方法の方が当市としては有利だというふうに現状考えております。

なお３点目は特別会計の還付金でございます。この特別会計の還付金、還付の関係でございますが、５会計に及ぼす影響は２億7,169万4,000円という数字を申し上げました。当然この消費税の納付見込みでございます、過去も申し上げましたとおり、一般会計の当然歳入部分につきましては、もし３％を改正すれば、すべてが市に歳入になるわけでございます。同じように特別会計につきましても、歳入にはなります。しかしその中には、すでに工事の発注、あるいは委託の関係で、その時点で３％を掛けたものを、契約をするわけでございます。よって特別会計の関係につきましては、下水道事業につきまして、約7,257万6,000円、これは歳入・歳出の関連が出るわけでございます。これが還付をされてまいります。なお市立病院の会計につきましては、97万8,000円。これは納付するという形になろうかと思います。よって下水道会計につきましては、歳入部分、

歳出の今年度の予算等を差っ引きまして、当然支払いの方が多いということで、還付額はそういう形になるわけでございます。

なお病院会計につきましては、これは具体的には売り上げの５億円以下の場合の簡易課税の選択制度の中での納付、97万8,000円と、そういう影響の試算を私どもはしております。　なお、４番目の質問でございますが、一般会計にかかる消費税の負担額でございます。もちろん先ほど申し上げました、また予算特別委員会の中にも影響額はこうですと、大きな考え方の中で、歳出部分として、委託料、工事請負費、需用費、備品購入費、この４節につきましては、予算計上の中で、ある程度見ましたという当初予算の時点で、御説明を申し上げたとおりでございます。またその他の中で2,096万1,000円の影響は出るわけでございますが、この節の中では、報酬、原材料費、役務費、こういった節も影響は出てきます。よってそういう予算を考えての２億6,548万7,000円という数字になるわけでございます。よってこういう予算編成をしている中で、人件費、扶助費等の関係が２次、３次の影響があるのかというような内容でございます。当然水道会計につきましては、東京都の関係でございます。すでに東京都の関係につきましては、人件費を含んで市の方に委託料として入ってます。この扶助費等につきましては、やはりこの扶助を受ける中での影響は、今後２次、３次という中での影響は出てくるというような考え方に立っております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　１点確認というか、改めて質問しておきたいと思うんですが、電気・ガス税の廃止の関係ですけれども、あわせて４億1,472万円の減収というのが出ているんですけれども、今年度については旧法による電気・ガス税の３月、４月分の検針が歳入に入ってきますから、それが来年度以降なくなるということになると、もう少しオーバーになるんではないかと思うんですが、いかがですか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、質問の中にもありましたとおり、電気・ガス税の廃止に関連しては、４億1,472万という試算をしております。よって今年度、平成元年度につきましては、当然旧法部分がございます。これを加算しますと、４億8,902万程度になろうかと思います。よって今、質問の中にありましたとおり、これはなくなることによっては、今言われたようにマイナス部分の影響は、またふえてくると、増加してくるということでございます、以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○9番（中谷好幸君）　大変、消費税について大事な御答弁があったというふうに思います。1点は、個人・法人市民税の減収分ですけれども、2億7,000万程度見込まれておりますけれども、もちろん景気の影響なども左右されますけれども、今後さらに大幅な減収になる、大体今年度ベースで計算すると、2億8,000万ぐらいの減収になるんではないか、こういうふうな大変な大きな影響が明らかにされたと思います。

電気・ガス税の廃止に伴う減収ですけれども、消費譲与税によって補てんされると言われておりますけれども、実際には、今報告された数字で計算をしても、少なくとも4,000万程度の未補てんになってくる、こういうふうな点が明らかにされたんではないかと思います。

それから第3番目に、歳出関係ですけれども、特別会計で2億7,000万程度の歳出増、負担増が出てくるということなんですが、これは下水道などの事業では、7,000万程度の還付金が出てくるので、多少これよりも少なくなる、そういうようなことが明らかにされたというふうに思います。

それからもっと大きなことだと思いますが、この消費税の試算では、人件費、扶助費などの予算の中で、今年度では118億程度占めているわけですけれども、これの影響については、まだ試算されていない。で、今後はさらにこういうふうな人件費や扶助費にもはね返ってくる、こういうふうなことも指摘されたんではないかと思います。指摘された、今報告された点を、全体として見ましても、ここでは7億9,000万程度の影響だろうということでありますけれども、恐らく10億以上の大きなマイナス影響が出てくるんではないかというふうなことを、私は感じるわけであります。

消費税の地方自治体の行財政に与える影響というのは、こうした量的な面でも極めて深刻な問題であるわけでありますが、より重大なことは、実際の課税権、自主権を奪い取り、自主財源の割合を低下させる、地方自治体の自主性を弱め、国の統制力を強化するという地方自治の根幹を揺るがす問題を含んでいるのではないかと思うわけであります。今、まさに消費税というのは、時代の流れに逆行する税制であります。さらに行政事務、徴税事務の煩雑化の、自治体にとって避けられない大きな問題であります。

政府は税務署、関税などの職員をすでに914人増員しておりますけれども、一説では税務職員を今日の5万人態勢からではどうにもならず、1万人増が必要だとも言われております。まさにみずから言ってきた行革にも逆行する税制であると言わなければなりません。

消費税は自治体行財政に与える影響だけから見ても、まさに廃止する以外にない悪税

であります。森田市長はすでに消費税廃止を目指して、市民とともに運動を進めるとともに、市の公共料金に消費税は上乗せしないということを明らかにし、今議会ではさらに消費税の弱者対策として、福祉一時金の支給などを提案されております。極めて明確な態度をとっておられるわけでありますけれども、質疑を踏まえて、改めて森田市長の消費税にどういうふうに対応されるのかという点について、御見解をお聞きしておきたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　消費税が自治体日野市、そしてまた市民生活にどのような影響をもたらすかということを調査するために、割合早い時期に日野市では消費税対策本部、本部制を庁内に設けまして、この影響の数字的な確認に努めてまいったわけであります。今、資料ですでにお示しをしておりますとおり、歳入におきましても、あるいは歳出におきましても、日野市の財政に大きなマイナス要因が含まれておるということが明らかであります。

当時、消費譲与税ということで、受けるマイナス分は別途に補てんをされるという説明を受けていたわけでありますが、現実に数字上にも、なお消費譲与税では、はるかに補てんされない部分が残る、これも明らかになっております。

一方市民生活に与える影響といたしまして、これは資料的な公表の手段はちょっとまだ不十分ではありますが、生活弱者と言われる方々に、もうはっきりとマイナスの影響があらわれているということは、もう現実のとおりでありまして、よく1人当たり、市民生活のごく標準的な1人当たり、月額4,000円ぐらいな消費税の負担額であるとか、いろいろ言われておりますが、標準世帯で、年間十数万円の支出増になるのではないかというふうにも、いろいろな資料で、我々の承知しているところであります。

税制でありますから、国民がどのような税負担をして、そうして国民生活と、それからまあ国の財政、それからまた自治体財政にどのような——プラス要因がなければならないはずであります。プラスという要因は、今のところ、政府当局の言っている以外には、我々の具体的に実感として受け取りがたいところであります。

結論といたしまして、今、国民の消費税に対します受けとめ方、並びに態度というものが、反対の、八十何％であるとか、あるいは廃止すべき税制ではないかというふうなことも、国会の論議にもなっておるわけでありまして、私どもは現状のこういう税制は、市民生活をかなり侵すと言いましょうか、特に生活弱者に対します、社会弱者に対します方々の影響が大きいということを感じまして、今回の臨時の福祉補給金をはじき出し

て、お願いをしていると、こういう状況であります。

まあ、願わくば、日野市議会でも決議されておりますごとく、自治体としても反対という立場をとらざるを得ない、そのことがまた当面の大きな政治課題になっているというふうに受けとめておるところであります。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　質問、終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって、10の１、消費税は廃止以外にない――自治体行財政に与える重大な影響について問う――の質問を終わります。

一般質問10の２、都政とかかわる地域の諸問題について問うの通告質問者、中谷好幸君の質問を許します。

○９番（中谷好幸君）　議長のお許しをいただきましたので、都政とかかわる地域の諸問題について質問したいと思います。

最初に都市計画道路日野１・３・４号線、第２関戸橋とその関連道路についてであります。この事業はすでに昨年の１月に事業認可がおり、昨年６月の地元説明の後、一部用地買収が進められていると聞いております。私も過去２回ほど、このことについて質問いたしました。代替地の要求など、市の方にもいろいろお骨折りをいただいているところであります。最近この地域の皆さんの御意見を伺う機会がありましたが、いろんな点で不安や不満を感じておられる点がありましたので、具体的にお聞きしたいと思います。

第１に地権者の多くが、一様に述べられていることは、昨年６月の説明会以後、宅地の評価などの調査員は来たけれども、都から一切音さたがなく、事業がどのように進んでいるのか、うわさでしか聞くことができないというふうな声であります。説明会の後すぐ２人でお伺いしますと言ったきり、来てくれないというふうにおっしゃっている方もおりました。改めて説明会を開いてほしいという強い要望がありますが、この点についてできるかどうか、市の方でつかんでいられるところがありましたら、お聞きしたいと思います。

第２点には、宅地が収用の対象となっているお宅では、代替地が確保されるのかどうなのかということについて、強く心配されています。長年住みなれたこの土地を離れなければと思うと、夜も眠れないと、ある初老の御婦人は言われております。あるいは家が半分ひっかかるのだけれども、用地は半分しか買ってもらえないのだろうか、こういうふうな疑問を投げかけられた人もいます。こういうことはすでに都側の説明会で、十

分説明されているということだと思うわけでありますが、実際にそういう不安を感じておられる方がいるということは重要だと思います。

また子供の学校を変えたくない、代替地は近くにほしい、こういう声も聞きました。宅地が収用の対象となっている方の代替地はどこにどの程度確保されてきているのか、市の方でつかまえられているところがありましたら、改めてお尋ねしたいと思います。

第３に、住居を移しかえる必要はないけれども、農地や宅地の一部が収用の対象となっている方の何人かが、いつ用地買収について話が来るのか、あれだけ騒いでおいて、全く音さたなしと、誠意がないではないかという声も聞かれます。用地の買収計画はどのように進められるのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

第４に、道路ができることによって起こる環境の変化についての心配です。幅33メートルもの道路ができるわけで、この道路によってコミュニティーが分断されますし、通学路などの問題も出てきます。道路の横断はどのように保障されるのでしょうか。

それから騒音問題、環境アセスでも平たん部などでは、環境基準の55ホーンを上回ることが予想されていますが、どのような対策が進んでいるのか、この点についてわかるところがありましたら、教えてほしいと思います。

第５番目に関連道路との関係だと思いますが、落川の840番台の一部の地域で、下水道が利用できない地域が残されています。お風呂の改修などの機会に水洗化したいと思っているが、いつになったら下水道が利用できるのか。すでにこの地域は、南多摩処理区に入っているわけですけれども、この残されている地域の供用開始はいつごろになるのか、見通しなのか、以上の５点について、お聞きしたいと思います。

次に、落川遺跡調査跡地の都営住宅建設計画について、お伺いしたいと思います。先日、村松美枝子事務所で東京都へ交渉に行ってまいりましたけれども、その際、落川遺跡調査跡地の都営住宅建設は、来年度には着工の運びとなっているとお伺いしました。そこで、二つ伺いたいと思います。第１に遺跡調査跡地の都営住宅建設の計画内容、どの程度の住宅が建てられるのか、建設はどのような手順で進められるのか。いつ完成するのか、つかんでおられるところがありましたら、教えていただきたいと思います。

第２点は、昨年の３月議会でもお伺いしたところでありますけれども、都営住宅建設との関連で、公園や地区センターなど、公共施設を整備していくという問題であります。その後、都とこのことに関して、話し合いが行われているかどうか、これらの点について、お伺いしたいと思います。

第３に、落川遺跡調査跡地の問題の３点目ですが、この地域は、都市基盤整備が大変

おくれている地域でもあり、地区センターや公園だけでなくて、道路の整備もおくれているわけであります。第２関戸橋関連道路や都営住宅の建設、また近く農住組合による区画整理事業の動きもあるようでありますが、急速に開発が進められるものと考えるものであります。そこでこの際、どのように環境整備を進めているのか、全体的な計画をつくり、住民の皆さんに提示しながら十分意見をくみ上げて、一つ一つの計画を進めていく必要があるのではないかと思いますが、この点について御意見を伺いたいと思います。

都政にかかわる問題の最後の３点目の問題ですが、程久保の動物園通りの渋滞の問題について、お伺いいたします。この問題については、御承知のとおりの問題でありまして、市としてはどのように対応されようとしているのかについて、お聞きしたいと思います。以上大きく分けると３点、小さく分けると、９点ですか、質問したいと思います、よろしくお願いいたします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　中谷好幸君の質問についての答弁を求めます。

都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは都市整備部の関連につきまして、お答えをいたしたいと思います。

まず地元権利者への説明の関係でございますけれども、この事業につきましては、昭和63年２月に事業認可をとったわけでございますけれども、この事業認可に先立ちまして、事業計画の説明会を行いました。この説明会以降、アセスの問題とか、あるいは事業認可の問題でありますとか、そういう節目、節目に説明会を開きまして、都合６回、全体会議を開いたということでございます。ただいまの御指摘は、事業認可をとり、用地買収に入っているわけでございますけれども、その後細かい接触がないというようなお話でございますが、今後東京都の方から権利者の方に、個々に細かい情報を提供すると同時に、また権利者の皆さんから要望を詳細に聞くよう、東京都の方にお願いをいたしたいというふうに考えております。

それから今後の全体の説明会の予定でございますけれども、本年の秋ごろには、橋の基本設計に入る、実施設計に入るわけでございますので、全体の実施設計に絡む問題もございますので、地域の方、それから私道、それから水路等もございまして、市との協議もあるわけでございますので、その辺あわせて進めたいというふうに考えております。

それから２点目は代替地の問題でございますけれども、この第２関戸橋関連道路の用地買収の面積が、約１万8,000平方メートルでございます。このうち家の移転が約79棟

ございます。これらの方の生活再建のいわゆる宅地といたしまして、地元の方から代替地の強い要望があるわけでございます。現在、東京都それから日野市も協力いたしまして、前もっての用地確保に努めているところでございます。

現在、見通しがついておりますのは、今、御質問の中にもございましたけれども、都営住宅の用地を一部割愛することでございます。これは面積にいたしまして、約1,400平方メートル、９区画でございます。それから現在、日野市の行っております区画整理事業の保留地も提供いたしたいというふうに考えております。現在、位置等は決まりませんけれども、原則的には面積として2,300平方メートル、15区画ぐらいというふうに考えております。

それからこのほかに東京都が八王子市内、これは京王沿線でございますけれども、民地を1,400平方メートル、これは約10区画でございますけれども、予定をしております。総面積にいたしますと約5,000平方メートルで、合計区画34区画ということになるわけでございます。代替地の問題につきましては、各権利者それぞれの生活パターンがございまして、なかなか話し合いが難しいわけでございますが、極力市も協力いたしまして、代替地の確保に努めていきたいというふうに考えております。

それから用地買収に消極的といいますか、音さたがないというようなお話でございますけれども、これは63年度に事業認可をとりまして、これが２月でございますから、62年度の予算で一部買収をし、63年度で本格的な買収に入ったということでございます。私どもの掌握している範囲内では、できるだけ予算の範囲内で買えるところから買収をしていきたいというふうに、東京都から聞いております。東京都が用地買収に消極的だというようなことは、まずないんではないかと思いますけれども、この点につきましては、私の方から東京都にその詳細を聞き、もしそういうことがありますれば、督励をいたしたいというふうに考えております。

それから４点目はこの１・３・４号線の道路の横断でございます。これはこの道路を縦断的に見ますと、多摩川を比較的高い位置で橋がかかってまいりまして、それから南の方にずっと来るわけでございますが、これがいわゆる勾配で、約車道で５％の坂でおりてくるわけでございます。そうしますと京王線との間のところがフラットになりまして、そこからさらに京王線をアンダーパスをすると、そういう格好になるわけでございます。先ほど若干触れましたけれども、この都市計画道路の関連の公共施設としては、すでに道路・水路等が当然あるわけでございます。それから将来、東西へのアクセスの問題もございますので、設計の段階で十分地元の意向を聞きながら、まとめてまいりた

いというふうに思っております。

それから５点目の落川840番地、地先の下水道の未整備の件でございますが、これは先ほど申し上げました道路のフラットの部分でございます。道路の現況が、いわゆる６尺道路、1.8メートルの道路がございまして、この道路に汚水管を埋設するという計画になっていたわけでございます。しかしながら、境界確定をしませんと、この道路に汚水管を入れる位置が決まらないということで、その事務作業に入ったわけでございますが、この位置が確定しませんで、したがって道路が確定しない。その下に汚水管の埋設ができないということになってきまして、この件については、道路築造にあわせました整備をするというふうに、現在考えているということでございます。

それから大きい２点目の、都営住宅関連のそのうちの３番目の周辺環境整備の件でございます。御指摘がありましたように、第２関戸橋関連道路、それから落川の区画整理の、これは組合施行でございますけれども、事業化の問題、それから都営住宅の建設、いろいろあるわけでございますので、特には都市計画道路と、それから落川の組合施行の区画整理の関連で、付近の道路、水路、その他、公共施設が整合するよう調整をしながら、進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　落川の都営に関連しての質問について、お答えしたいと思います。

６、７番目になろうかと思いますが、まず落川の都営の現在の進捗と、今後の戸数は何戸建つのかという御質問でございます。現在、この予定地の敷地としては、２万8,000平方メートルでございます。約、今年度の３月末で、遺跡調査が半分完了しているという状況にあるわけでございます。よってすべての面積の遺跡関係の完了年月日が、平成３年の末というふうに、東京都から私ども聞いております。よってこれは、遺跡が終わった時点での建設の戸数としては、190戸を予定しているという内容のものでございます。

なお、次の７番目のその都営に関連しての交渉はどうなっているのかという、都営の建設に伴っての環境整備ということだろうと思います。この建設に当たっては、大変古い経過もあるわけでございますが、過去にも口頭、あるいはいろんな要望等を出して、遺跡が長引いている経過があるわけでございます。よって私の方も一定の庁内の関係部の中での調整として、環境整備についての一定の要望事項は提出しております。しかしこれも大変古うございます。よってそういう提出した時期と、この遺跡調査完了の平成

３年の経過を踏まえると、かなりの年数がたっております。よって改めて現在は交渉、そういったものの相談はございませんが、当然遺跡の終了年を見込みながら、市の方にも協議があろうかと思います。その時点では再度庁内の調整を図りながら、あわせまして地域住民の要望等踏まえて、町づくりの整合性、あるいは基本計画の中での整合性を持たせていきたいというふうに思っております。

なお最後の質問でございます、動物園の問題の渋滞問題の市の対応ということでございます。大変難しい問題でございますが、今日まで市の広報を通して、車で来ない――まあコアラが来たときの時点でございます、車で来ないような指導、ＰＲもしたことはあるわけでございますが、実際の問題としては日曜・祭日、あるいは５月の連休等につきましては、かなりの渋滞状況でございます。やはりこの問題につきましては、私の方も従来から東京都に対して、あるいは多摩テックに対してのＰＲ等もお願いはしているんですが、実際の問題としてあまり解消の状況ではないということは、認識しております。私の方も一層東京都に対して、その営業する企業に対してもお願いすると同時に、また別の意味で、交通渋滞の解消でございますので、そういったものを他の部とも協議しながら、進めていきたいというふうに考えております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　それでは御答弁に従いまして、再質問をしたいと思います。

まず第２関戸橋と関連道路の問題でございますけれども、６回の説明会が開かれているということなんですが、これはやっぱり法律上の手続きに基づく説明会で、最低やらなければならないということだと思うんですね。実際問題として、不安や不満があるわけなんです。ですからぜひ、こういう場合日野市の事業でも、そういう要望があれば説明会を開いていくのが当然行われると思うんですが、東京都でも当然やってもしかるべきではないかというふうに思います。私ども東京都に要望いたしますけれども、市の方からも都に対して説明をきっちりするように、――これは個別交渉の中でやるということじゃなくて、全体的な不安や質問なわけですから、全員を対象とした、多数を対象にしたような説明会もぜひともやっていただきたいというふうに思います。

それから二つ目の、これは要望しておきたいと思います。二つ目の代替地の確保ができるかどうか、不安を解消するようにということですけれども、ちょっと確認をしたいと思うんですが、78戸の移転が予想されているわけですけれども、今、34区画確保した。で、これは今後78戸全体の代替地を確保していく見通しで、この作業進められているのかどうなのか、その見通しをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから３番目に農地など持っておられる方で、大変心配されているんですけれども、ことしの３月31日に租税特別措置法の一部改正する法律というのが成立いたしまして、土地等の譲渡にかかわる譲渡所得の特別控除が土地収用等の場合は、ことし１月１日から12月31日までに限り、3,000万円から5,000万円、控除額が上乗せされるということ、改正されているわけですね。ですからことし用地買収に応じるのと、来年以降用地買収に応じるのと、税金対策上はかなり大きな違いが出てくる。そこら辺のところを一体いつ買収してもらうのかと、買収の話が出てくるのかというようなところで、大変不安を感じられているところです。そういう点で、こういうふうな問題も含めて、それぞれ個別に交渉するのではなくて、全体としてどういうふうにやっていくのかというのは、当然話し合うべきではないか、説明すべきではないかと思うんですけれども、こういうふうな点についてぜひ東京都に要望していただきたいんですが、市の見解も聞いておきたいというふうに思います。

それから道路の構造の問題、環境の問題等については設計段階でも、地元の要望を聞いてということでございましたけれども、ぜひそうしていただきたい。とりわけ600メートル区間、横断道路というのが、一番南の端の京王線のそばと、それから多摩川のそばと、この２カ所しか横断するところがないわけで、こういうふうな交通の問題も含めて、例えば地下の横断歩道つくる等々の点も含めて、コミュニティーが破壊されないような、そういうふうな配慮を設計段階でやっていただきたい、そういう点ぜひ声を上げていただきたいというふうに思います。

それから５番目の問題ですけれども、ちょっと話がよくわからなかったんですが、道路の築造にあわせて、供用できるように管の埋設を行うと、こういうことだったんですが、これは道路の築造というのは第２関戸橋のことなのか、どうなのか。第２関戸橋だとかなり先にならないと、供用開始ができなくなるんですけれども、その点ちょっと１点確かめたいというふうに思います。

それから二つ目の都営住宅の関係なんですが、ちょっと私と認識が違うところがあるんですが、東京都の村松事務所の対都交渉での説明では、来年、平成２年、着工の運びになっている、こういうふうなことを聞いたもんですから、早く市と東京都、あるいは地元の皆さんと、東京都の意見の調整を進める必要があるんではないかと、こういう点で質問したんです。もう１回その点を確かめたいというふうに思います。

３点目の動物園の渋滞の問題なんですけれども、今後、高幡の踏み切りの立体交差化や、あるいは竹ノ上議員が質問で取り上げられました川崎街道の拡幅の計画など、一定

の役割を果たすと思いますし、さらに米沢議員が質問をされた動物園の南門開設によってお客さんを分散するというようなことでも、多少渋滞解消になるかもしれないわけですけれども、この問題は――根本的な問題というのは、狭い山合いのあの道路に、関東一円広くこの動物園に乗用車で乗りつけるというふうな点に、根本的な問題があるわけです。すでに東京都や京王などへＰＲも、要望しているというようなことも、おっしゃったわけですけれども、ぜひ広報で日野市民に知らせてもあまり意味はないと思いますので、例えば市が沿道に看板を立てるような、そういうふうなこともできないかどうか。例えば立川の競輪場の場合、「沿道にただいま駐車場満杯」というような看板、掲示板、表示板が、私は見たことがないんですが、出ているんだというふうなことを聞いたんですけれども、そういうふうなこともできるんではないかと思うんですが、その点について質問をしたいというふうに思います。以上改めて質問を求めたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　まず地元への説明会でございますが、これは東京都の方に要望をいたしたいと思います。

それから２点目の代替地の問題でございますが、79棟、この道路築造に関係いたしまして、移転がなされるわけでございます。用地確保については、代替地の区画数で34区画ということになっておりますけれども、この79棟のうち、中には家庭の都合で自分で探す方もおりますし、その辺の実態がいま少し私どもつかんでおりませんけれども、いずれにいたしましても、代替地の希望があれば、東京都は積極的に努力をしなければ、この用地確保ができませんので、市もあわせて協力をしていきたいというふうに考えております。

それから下水道の関係でございますが、これは今お話に出ております都市計画道路13・4・号線のフラットの部分のところの位置ということでございます。先ほど申し上げましたように、６尺の公道で境界確定が決まりません。したがって汚水管を埋設する場所がないわけでございます。今後の計画としては、この都市計画道路をつくることにあわせまして、管の埋設整備をしていきたいと、そういうことでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　落川の都営の再質問でございます。私どもは東京都の方から市内の建てかえについての一定の計画の予定表をもらっております。その中では平成３年ということで、確認もここでとっておりますが、そういう状況でございます。よって私どももう一度東京都に対し確認をしますが、恐らく２年に着工ということであ

れば、かなり公共施設についての具体的な協議を詰める時期だろうというふうに考えております。

なお、私の方、先ほどお答えしたとおり、そういう遺跡の調査の工程になっておりますが、再度東京都に対して確認をしていきたいというふうに思います。

なお動物園の関係の質問でございます。もちろん市の広報でＰＲしても、市内の住民じゃなくして、他府県から来る方々をどうするかという問題があろうかと思います。この問題については、モノレールの問題、あるいは南平丘陵公園の裏門の開設、そういったものができることによってのＰＲの充実も必要であろうと思います。なおこの看板については、看板の程度もあろうかと思いますが、やはりこれを道路に立てるということは、非常に難しいというふうに、今建設部長の方からも確認はとっておるんですが、建設の方でなかなか難しいということでございます。私の方は、やはりそのＰＲと一緒に主要道路において何か対策がとれないかということを、今、建設部とも協議をしているところでございます。何か方法を考え、最善の努力をしていきたいというふうにお答えしておきます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　農地などの税対策との関係で、説明があってはいいんではないかという質問をしたんですが、この点について答えていただけたでしょうか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　答弁漏れで、まことに申しわけありません。

この農地等の用地買収につきましては、ただいまの質問の趣旨を東京都の方に伝えたいというふうに考えております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　１点だけ、もう一つ質問したいんですが、下水道の残された地域、多摩川につなげることができないかどうか、流すことはできないかどうか、その点についてちょっと追加で答えていただけないですか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　　これは少しこの区域をいま少し調査をして、暫定的にどこか接続できるかどうか、検討してみたいというふうに思います。ただここに残っております家が１軒とか２軒ということじゃなくて、まだかなりの戸数がここにございますので、特定の戸数だけの処理というのは、ちょっと難しいかなという、そんなちょっと印象を今受けたわけでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　いずれにしても落川の地域の問題、それから程久保の動物園の地域の問題、今後住民の要望に基づいて解決策を打ち出していただくようにお願いしたいというふうに思います。特に第２関戸橋の問題については、関連の問題については地域の住民は非常な不安を感じているところです。ですから、その点東京都の方にも強く要望していただきたいというふうなことを要望したいと思います。

最後に以上の質疑を通じまして、市長からも都政にかかわる三つの問題について、御見解をいただければ幸いです。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　都政とのかかわりの発端は、今落川都営と言われておる都営住宅建設予定地が十数年前に入手されながら、着手しかけたところ、遺跡が発掘されて、それの調査を先行させるという経過があります。その当時はまだ人口急増時期でもありましたし、東京都に対する要望としては、地域に保育園用地をその都営住宅の中で確保してください。あるいは地域の小公園に値するものを設備してください、このようなことを主張しておりました。その後多摩ニュータウン事業が進捗いたしまして、交通問題にぶつかりまして、まあ府中に渡す橋がほしい、つまり日野市の一番東部に都市計画道路が現実の問題としてクローズアップされてきたということがあります。そのことに伴って、また地元で不安が生じておる、このことも十分理解できますのと、日野市民の要望を守る立場から、東京都には十分の対応を求めていかなければならない、こう感じております。

日野市が多摩地域の地理的にも交通的にも、あるいは経済的にも、要衝に存在する背景から、いろいろ変化が生まれてまいりまして、特に動物園が存在をするとか、多摩テックが立地する。あるいはこれから美術館も誘致をしたい、モノレールも通したい。こういうことと相ふくそういたしまして、伴う問題が発生してまいります。一番市内で当面大きく解決を要する課題に、交通渋滞のことがあるということは、もう申すまでもありません。交通渋滞を解消するには、まあ都市計画道路を実現をするという大きな方向と、それから部分的に鉄道との平面交差を立体化する。あるいは甲州街道では、私は、立川に当たるわけでありますけど、日野橋交差点、立川の地域にあるこの交差点に大きな改善を加える、立体化をあの部分でするということが、甲州街道全体の渋滞緩和になくてはならない対策だということを感じまして、東京都当局にもその要望を行っております。

日野市のこれからの自然環境を守り、また市民生活を守り、そしてそれらのまた都市

計画事業、公共事業が行われる際にも、日野市民の生活が十分守られる、そうして当事者の方々が、完全に了解をされるという状況をつくり出すことによって、諸問題の解決を前進させたい、こう考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　中谷好幸君。

○９番（中谷好幸君）　　ありがとうございました。質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって10の２、都政とかかわる地域の諸問題について問うの質問を終わります。

一般質問11の１、行政・市議会ともに能率向上をの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔14番議員　　登壇〕

○14番（小山良悟君）　　一般質問をいたします。

今、自民党がどうの、共産党がどうのというお話もありましたけども、政党の論理に関係のない立場の者から言わせると、いささか辟易したところでございます。

自民党のリクルートの問題、まことにこれもけしからん話であります。世のひんしゅくを買っているのも事実でございますし、また中国共産党のいわゆる血の弾圧という問題、これも市民運動を暴動ということで血の弾圧をしたというようなことで、こういう発言をして物議を醸した経緯がございますけれども、いずれにしても中国共産党国家の体質の恐ろしさを感じたということも、これも事実だというふうに思います。

さて、今、世を挙げて地方議会、国会を問わず、政治家のモラルが問われていますが、議会活動よりむしろ議員個人の政治資金の調達や、後援会活動のあり方に市民の批判を受けているような気がいたします。――ちょっと、見えにくいので、読み上げております。こうした傾向はいずれ議員本来の役割である議会活動についても厳しい関心が寄せられてくるものと予想いたします。したがって我々議員もこれまでの議会のあり方について、市民サイドに立って、いろいろな角度から見直しをして、市民の批判に絶え得る議会にレベルアップしなければならないと考えます。

見直しの第１点は、特に日野市議会として反省しなければならないのは、議会の時間の空費であります。時間は無限で無償だと考えがちですが、（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）ちょっと静かにしてください。ここであえて１分間、私、沈黙いたします。

ちょうど今、１分たちました。この１分間待つ間に、もういらいら、じりじりして、１分間待てない方もいるようでありますけども、このように今私は１分間時間を空費したわけであります。しかしこの時間というのは、実際は有限であり、「時は金なり」と

言われるように、非常に高価で、しかも１度使ったら絶対に再生産できないのが時間であります。私が今１分間空費した分、これを２度と戻そうと思っても、戻ってこないわけです、再生産できないわけであります。時間というのは大変貴重なものであるということを、あえてここで強調しておきたかったわけであります。

その貴重な時間を議会で空費することがしばしばあります。特に日野市議会においては、市民の立場より、政党のメンツを優先することが、議会を空転させる要因となっております。このことは党のために日夜奮闘している共産党議員団の皆さんにもぜひお考えいただきたいというふうに思います。どんなに見解に相違があっても、限られた時間の中で、限られたルールにのっとって方向づけするのが、市民本位の議会のあり方だと思います。

時によって、言論の場でありながら、言論によって相手を納得させるのではなく、いたずらに時間を引っ張って、時間と体力を限界にこさせて、根負けをさせる形で主張を通すこともあります。議会空転のために、市長初め、行政側幹部を多数、しかも長時間にわたって拘束することは、議会側としては反省しなければなりません。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

政党のメンツを守るためには、会期が何日かかってもよいなどと発言することは、議員としてのおごりであり、謙虚に反省する必要があろうかと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）いずれにしても議会の空転や深夜議会は避けるべきであり、良識ある議会運営をお互いの努力によって、確立しなければならないと思います。

見直しの第２点は、（「自民党の発言が原因だ」と呼ぶ者あり）審議のレベルアップであります。皆さんはともかくとして、私自身は審議すべき議案について、事前調査が不足しております。そのことが審議を長引かせたり、質疑のレベルを下げてきたのではないかと自己反省をいたします。質問の大半は担当部局で聞けば、事が足りるケースも多く、参考のためとか、勉強のためとか質問することはなるべく避けて、質問内容を吟味して、要領よく明快な質問をすることを心がけたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

行政側においても、答弁資料が不足したり、答弁内容も要約されずに答弁をしているケースも数多く見受けられますので、答弁の長いのは、自己表現力が足りない証拠で、答弁の長さは能力のなさをそのままあらわしていると心得、要領よく簡潔な答弁を期待したいと思います。

日野市では、議会報に一般質問者の氏名が掲載されているせいか、通告質問者も多く、

中には選挙民向けの自己ＰＲ的な意味合いで質問されている方もあるように思います。少なくとも森田市長の与党第１党の議員が全員、毎定例会市長などに注文つけているというのは、いかがなものかと思います。自分たちの推した文句のつけようのない森田市長であるはずですから、もう少し市長を信頼してもよいのではないかと思います。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

近年、市民の行政参加の機会がふえてきていますが、それにつれて住民の議会離れも懸念されます。市議会議員選挙の投票率も選挙が実施されるたびに低下しております。お互いの良識、見識によって、市民の信頼得る議会を確立するよう努力をしなければならないと痛感をいたします。

行政側においても、現在の組織及びその運営について見直しをしていただきたいと思います。人事の刷新、組織機構の改革、条例や要綱の見直しなど、あらゆる角度から行政能率のアップを目指して，森田市政５期目のスタートに当たって、いささかくたびれてきた森田市政のエンジンを、ぜひオーバーホールをしていただきたいと思います。

前段の能書きは以上でございますけども、参考までにちょっと資料で御説明したいと思いますが、まず議会の運営につきまして、加古川の議会を先般議会運営委員会で視察してまいりましたけども、大変参考になりました。個々に皆さんすでにお読みになっていると思いますけども、議運の視察報告でありますが、ここであえてちょっと委員会の御報告を、一端を申し上げさせていただきたいと思います。

「本委員会の視察目的であります議会運営につきましては、加古川市の平成元年３月定例会日程にもみられますように、一般質問では、代表制を採用していないにもかかわらず、会派からの通告は各１名程度が慣例化し、日程も１日とされている。更に決算審議につきましては、９月定例会に議案上程されるものの決算特別委員会審査は、閉会中に行うことから３月定例会を除くその他の定例会は通常１週間前後で閉会されるといわれ、能率的な議会運営に大変努力されていることが見受けられました。

また、当初予算案では、本会議で議案説明後各議員にその内容を十分把握してもらう意味で会期中に熟読期間を設けるほか、予算特別委員会を設置せず、常任委員会で全て審査するなど、本市議会と異なる議会運営が多く伺え有益な行政視察でありました。」こういう報告が、すでに皆さんお読みになっていると思いますけども、あえて読まさせていただきましたが、このように３月の定例議会、加古川市では８日、日程が８日であります、本議会の日程が８日。日野市が17日でございます。倍以上の日にちを要しているわけであります。この予算委員会でもそれでは１日だけで終わる、大変うらやましい

限りで、それではもう全会一致で予算が通ったのかと思いましたら、賛成の会派が三つ、反対の会派が三つ、それぞれ討論して、意見を述べております。賛成、反対、それぞれの会派三つずつある。そういう意見の食い違いがあっても、１日で方向づけをきちんとしている。日野市議会では本当にこのことをよく学ばなきゃいけないなというふうにつくづく感ずるわけでございます。

それから、これは古い広報でありますが、馬場議員の持っていたのを横取りしまして、お借りしましたけども、有山さんの新市長になったときの談話ですね、この中で有山市長は議会にこのようなことを申しております。40年の広報であります。「新聞などによりますと――これ有山市長の談話です。――日野市の市議会運営は必ずしも円滑ではなかったようです。市民とかけ離れたところで議員さんが無用なしのぎを削っても、市はよくなりません。私は議会を尊重し、それを中心に市政をやっていくべきだと考えております。30名の議員さんにこの際、お考えいただきたいことがあります。市役所の第１線実際においては、保守も革新もありません。それは国の段階のことで、市においてはただ、ただ市民の毎日の生活の支障を除き、明るい将来を目指して具体的に努力すればよいのであって、議員さんの間には意見や立場の別、選出区域の別はありましょうが、一度議場に入ればそれらのすべてを全市的立場に立って、襟を正しく公平に議案の審議、決定に当たるべきであります。もとよりそのとき、意見や見解の相違はあることがありましょう。しかしそのときは話し合いの場を持つだけの余裕が必要です。白でなければ黒だと、二者択一的に簡単に考えて張り合わないで、白でないものは赤も紫も緑もいろいろあることを知っていて、市民のために一番お役に立つ決定をしていただきたいと存じます。」

このように当時の有山新市長が議員に対して、議会の場でこういうことを堂々と申し上げているんです。このことを踏まえて、今、私が先ほど述べましたことも踏まえて、今の森田市長、５期目でありますけども、森田市長として議会にこの有山市長のこの談話も踏まえながら、何か感想なり、あるいは意見具申などおありでしたら、遠慮のないところで御意見をお伺いしたい、このように質問の第１点でございます。

それから、行政の能率アップでありますけども、人事の刷新も能率を悪くする要因の大きな原因になっておりますけども、長いこと、少なくとも４期にはもうほとんど助役がいないというふうな状況の中で、人事も停滞してきたというふうにも思います。今回、先ほど収入役が後進のために道を譲るということで、勇退を表明されておりますけども、森田市長も５期目でございますので、この人事の刷新も含めまして、いろいろ構想もお

ありだと思いますけども、その人事の刷新や、あるいは組織の改定、それからまあ条例とか要綱とか、そういったようなものの見直しの作業などぜひ進めてもらいたいと思うんですが、例えば簡単な例を一つだけ。支出負担行為の規則でありますけども、これが８年５カ月18日前に改正されたまんまで経過しているわけであります。市長の決裁区分が工事委託のが300万、工事のが1,000万というふうになっております。まあ助役が500万、部長・課長、部長が200万、課長も200万というふうになっておりますけども、いずれにしても、これらの、今ましてや助役もいないわけでありますから、特にそうなんですが、いずれ提案してくるんだろうと思いますけれども、いずれにしましてもこの規則ももう８年５カ月と18日もたっているということで、その間の予算規模の増大とか、行政規模の増大を考えますと、これは当然やはり見直しをして、もう少し――市長が全部、何でもかんでも抱え込むというようなことじゃなくて、新しく助役ができれば、また選任されれば、また助役、あるいは部課長に権限を譲って、もっと大きな仕事を、部課長にやってもらうような、そういう考え方をぜひ持っていただきたいと思うんですが、その点についての考え方を質問いたします。以上、２点でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の第１項に関して、私からお答えをいたします。第２点につきましては、企画の担当すべき項目でありますので、そのような答えをさせていただきます。

地方自治体に関する基本規定は、憲法にすでに８章91条から94条まで、もう明確に規定をされておりまして、地方自治体の権限能力、それから議会の権限能力等が憲法から地方自治法にもっと詳しくいろいろな規定が行われておるということは、もう我々の地方行政の基本をなすそれぞれの条項であると、このように理解をいたしております。

また行政が能率的、機能的、そして市民本位に行われるということも最も望ましいことでありますので、そのことを大きく目指していくということに全く同感でございます。議会の権能につきまして、執行機関側からあまり批判めいたこととか、要求めいたことは言わないというのも、これはまた双方の一番信頼関係の基本でなければならないと思っております。私どもが今後もより一層地方自治の本旨に基づきまして、地方自治体の行政活動、それから議会に対する議決機関としての対応の姿を、一番元になる見解に立ってお願いをしていきたい、このように考えております。以上です。

２番目の質問で、何か行政に停滞があるやに言われておりますが、私自身の判断では、

そういうふうにない状態を常に維持するということを願っておるものであります。事務事業の、あるいは事務事業の整理簡素化、それから事務分担の簡素・明確化、また権限の委譲、それらにつきましても異論はありませんので、なるべく能率的な行政を目指して取り組んでまいりますということを申し上げて、お答えにさせていただきます。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　２点目の行政に停滞があるというふうな決めつけ方という、そういう受けとめ方されてもそれはいいんですが、私が申し上げたいことは、絶えず今以上に強く能率的なことはないかということを、絶えず行政の執行の中で意識を持っていただきたいということを強調したいわけでありまして、そういう意味で申し上げているわけでございます。

それから第１点の議会に対する注文、まさに大上段に議会に対して注文だということになると、またそれなりのいろんな議論も出てくるわけでございますけども、私がこの遠回しにこの質問をした意図を市長もぜひわかっていただけるかな、一言ぐらいは――ややもすると政党の論理を優先させるような会派も見受けられるような感じがするので、その点に対する一言ぐらいあるかなと期待して、あえてそのような質問をしたわけでございます。大変謙虚な御答弁いただきまして、ありがとうございました。以上、今の件については、これで質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって11の１、行政・市議会ともに能率向上をの質問を終わります。

一般質問11の２、多摩動物公園周辺の日祭日の交通混雑緩和に積極的な対応を望むの通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君）　　この問題については、これまでも何回か触れてまいりましたし、また先ほども出てまいりました。きょうも答弁を聞いておりまして、行政側の答弁は、その対策については極めて抽象的でありまして、とても質問者の満足するような、市民の満足するような答弁は返ってきてないというふうに思います。

まあ、要はあそこのいわゆる高幡の交差点から動物園の、あるいは多摩テックのところまでの２・２・11号線の整備の問題、事業計画あるわけでありますけども、モノレールができる折りに道路も整備され、あの地域の交通渋滞も解消されるんだという先行きの話は理解できるんですが、しかし私たちの市民生活は毎日、毎日積み重ねておるわけでありまして、現実の問題にもなっているわけであります。

2・2・11号線の計画では、来年の９月に、都市計画法に基づく事業認可取得だという予定でありまして、12月に着手し、用地買収に入る。そして平成７年度に完工予定という計画のようでありますけども、この手のものはなかなか地権者との調整の問題もありまして、そう計画どおりに事業が進むというふうにも考えられないわけでありまして、７年が10年になるか、15年になるか、大変予測の難しいところでありまして、あそこの明星地区の住民にとっては、本当に気の遠くなるような事業計画に受けとめられるんではないかというふうに思うわけであります。

なかなか――先ほどＰＲ云々というような話も出ましたけども、具体的な対策ということになりますと、難しいだろうというふうに私も思います。その中で、簡単に一つだけ提案しておきたいと思うんですが、日曜・祭日に交通規制、車線の規制を試みておるようであります。これはぜひ明星地区専用の車線、左折車線というものを、この日曜・祭日、特にこれから夏休みに向けてその交通規制の定着化を図っていただきたい、このことをひとつ強く当局にも、市の方からも強く要請していただきたいというふうに思います。

それからもう１点は、ＰＲとか、車に乗らないで、電車で来てくださいとか、いろいろＰＲするのは、間接的な対応策でありますけども、間接的な対応策だけではなかなか実効がないわけでありますから、直接的な対策として、ぜひ市の方でひとつ試みていただきたいというふうに考えることがあります。それはあそこの交通渋滞の原因となっているものが、駐車場にあるというふうに思うわけであります。駐車場に入ろうとする車が車線をふさぐために、交通――頭が詰まって、交通渋滞を来すということでありますので、私はあそこの高幡不動近辺の２・２・11に面している民間の駐車場を経営されている地主さんに、幅それこそ50センチでも１メーターでもいいから、御協力をいただいて、駐車場専用車線というものを設けるように、ぜひ関係地主に働きかけをお願いしたいというふうに思うわけであります。都道ですから、都の問題だというとらえ方もあるかもしれませんが、この市民の切実な問題としてこれもぜひ試みてもらいたいというふうに思うんです。これは車で来るなといっても、なかなか日本全国ですね、まあ関東一円ですかにＰＲしてもその効果というのは疑わしいわけで、直接的な対応として、そういう先ほど言った交通規制の問題、車線の規制、これもぜひやってもらいたい。それからもう一つは、あそこの民間の地主に、左右どちらでもいいですから、とにかく50センチなり１メーターなり、用地を何らかの形で提供していただいて、駐車場専用ラインが設けられるようにすれば、幾らかはこの交通渋滞の解消になるんではないかというふうに思いますので、その点について一言だけ当局の決意といいますか、というものを承りたいというふうに思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　ただいまの御質問でございます、確かにこの交通渋滞につきましては、もう議員さんが申し上げられたとおりでございます。多いときには、日曜・祭日で日に４万人という数字が、警視庁のデータでございます。特に日野警察におきましても、この渋滞の解消をするために、いろんな方法を考えているわけでございますが、現状の中では、あそこの一定の都道のところを駐車禁止街に日曜・祭日の混乱のために、駐車場がないために、そういう方法をとっているのも一つの要因があるわけでございます。またこれをとらないと、明星前の私道、あるいは非常に狭い道路に駐車をしてしまうというような、110番通報の問題が警察にかなりあるという問題もあるわけでございます。

今御提案の問題、建設と私ども協議しながら、この民間地主の協力、あるいは何か具体的な解決方法の努力を進める以外にないというふうに思っております。以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　私はあそこに駐車禁止をするのがよくないとか、駐車場を設けるのはよくないとは申してないわけでありますから、駐車場建設する方々に御協力いただいて、そのスムーズな駐車場経営ということもお互いのためですので、その辺のところをぜひ１歩踏み出して、紋切り型のやり取りで終わるということじゃなくて、ぜひ実際に交渉に当たっていただきたい。大いに期待をしたいと思います。以上で、この件についての質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって11の２、多摩動物公園周辺の日祭日の交通混雑緩和に積極的な対応を望むの質問を終わります。

一般質問11の３、市民生活の落とし穴になっている自動車保険（任意）の理不尽な約款改正を市民生活を守る立場から働きかけよ！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○14番（小山良悟君）　　この問題は、市当局には直接関係のない問題でありますけども、市民の命と財産を守るというそういう立場から、ぜひ耳を傾けていただき、また私の主張をぜひ関係当局に反映させていただきたい、こういうことを願ってこの質問を取り上

げたわけであります。

今、先ほど話が出ましたように、交通渋滞の話が出るように、今まさに車社会でございます。そしてどの車にも強制賠償保険という責任保険が入っておるわけでありまして、いわゆる強倍責と言われるものでありますけれども、そのほかに任意保険というのがそれぞれ皆さんの裁量で加入しているわけであります。

それで、この自動車保険のことが知っているようでて、案外知らないことが多い。しかも知らないために大変な思いをするということを、私自身も直接的にそのことを聞き、体験し、これではやはりいけないなということで、この問題を取り上げるわけであります。

皆さんは車をお持ちになって、もう強制賠償保険だけでは、この責任を果たされないということは、どなたも認識されていると思います。強制賠償保険は、いわゆる対人保険だけの保証でありまして、自家用者の場合は2,500万までであります。昨今のこの御時世では、2,500万ではとうてい対応できないわけであります。けがならいざ知らず、人命を損ねるような事故になりますと、もう１億円を超す例もたくさんあるわけでありまして、恐らく皆さんの中にも、最近は対人は無制限とか、あるいは１億円以上の任意保険を加入されているのが実情ではないかと思います。

これだけ任意保険――対物も例えばそれこそ今ベンツとか、外車がかなり走っておりますけども、そういうものをぶつけたら弁償するの大変だからということで、500万なら500万対物入るとか、そういうふうないろいろ車両保険とか、そういったようなものを自分としては十分に対応して保険に入っている。それで一安心してますと、思わぬ落とし穴があるということを申し上げたいわけであります。

例えば皆さんが今乗っている車、そろそろ古くなったんで買いかえたい。まあ自動車会社の新車攻勢といいますか、これも大変激しいわけでありますけども、その中で自分の気に入った車を、新車を買う、もうそのことでまたこれはもう楽しいことでありまして、早くその新車が納入されないかな、納入されるのを、納車されるのを、首を長くして待っているわけであります。それでやっと新車が納車された。新車のことに気を取られておって、任意保険のことをついつい忘れてしまうことがよくあるんです。その際に、民間と法人とでその対応がこの保険では違うということが、私は今回初めてわかったのであります。

どういうことかと申しますと、いわゆるこの自動車の入れかえにおける自動担保という項目がございまして、自動車の入れかえにおいて、御契約のお車及び新たに取得され

た自動車の双方が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、または自家用軽四輪貨物車のいずれかである場合、新たな自動車検査証に被保険自動車の所有車の氏名が記載された日、つまり自動車検査証上の登録年月日の日付がそれに当たりますけども、その記載された日から、30日以内に手続きをとれば、記載された日から、保険会社がこれを承認するまでの間は新たな自動車を被保険自動車とみなして、お取り扱いいたします。括弧して、被保険自動車の所有者が法人であって、かつ総付保台数が10台以上である場合を除きます。「総付保」というのは恐らく速記さんどういう字だかわからないかもしれませんが、「ふ」というのは付属の「付」、「ほ」は「保」であります。「総付保台数が10台以上である場合を除きます」とあるわけです。つまりどういうことかというと、手続きを、継続の任意保険の手続きを忘れても、１カ月以内でしたら、個人の場合には、保険の――今までかかっていた保険の適用ができるということであります。しかし、この場合、法人の場合はこれは除くとなっているんですね。ここが問題なわけです、一つ。法人といっても、一口に法人といっても、ピンからキリまでありまして、私もちっぽけな法人の代表者やっておりますけども、私の会社は所有台数が４台でありますけども、ちっぽけな会社はもうたくさんごまんとあるんです、法人の車が。この日野市内もごまんと走っているわけでありまして、その法人の車はそういう救済というか、もうないということですね、現在の定款のあれではですね。もちろんこれは自動車の自動担保の定款の特約ということで、自動担保特約という形で、救済しているわけでありますけども、これが個人と法人と分けている。この実態を知っている人が一体何人あるかということですね。

また事故に遭う方も、あ、あの車個人だからぶつかって安心だ、法人だからぶつかって大変だなんという、そんなことわかるわけがない。非常に危険な話でありまして、私のごく身近な体験で、そういう事故が、これは車両の弁償という形で、200万の弁償です。その200万の弁償で、まあこれも大変な金額で死ぬ思いでありますけども、この件については、200万の弁償で、いわゆる取り返しのつくといいますか、という問題であったかもしれません。しかし人命を損ねたら、これはもう取り返しのつかない事故であります。もし人身事故を起こしたら大変です。保険が強賠責の2,500万しかない。そういう状況の中で、この交通事故をやって、もし人命を損ねたということになると、加害者も被害者も大変な悲劇なわけでありまして、こういう状態を一刻も早く解消しなければ、安心して車に乗っていられないということであります。個人と法人と分けるという、この損害保険会社は全国で21社あるそうですけども、全部共通の定款をとっているようで

あります。これは監督官庁であります大蔵省、あるいは損害保険協会などにも強くこの改正方を求める必要があるのではないかというふうに思います。これがまず第１点であります。

それから第２点、これも日常の車社会でよく考えられることですけども、例えば修理をするとか、車検で車を修理屋さんに預けるとか、そういうこともよくあります。その場合に、その修理工場から、代車を借りる場合もありますし、友達から車を借りることもあります。そういうケースの中で、これも落とし穴があるということであります。つまり他者運転危険担保の取り扱いでありますけども、ここに、これちょっと読みますが、「自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、または自家用軽四輪貨物車に自家用自動車総合保険をおつけになりますと、その車の所有者及び賠償責任保険の記名保険者が個人の場合に限り、記名保険者、その配偶者、または記名被保険者の同居の親族の方が他人の所有する上記５車種の自動車、友人の車、レンタカーなどを臨時に借用し、運転中に生じた事故についても、保険金をお支払いいたします。」対人事故とか、対物事故とかですね、そういったものであります。これも個人の場合に限りという形が現在の定款の中で、特約として救済して入るわけであります。この問題も日常茶飯事といいますか、車故障することもありますでしょうし、その修理することもありますし、車検に入れることもあるわけでありまして、そのときに自分の車は十分な、先ほど申し上げましたように任意保険に入っておっても、借りた相手の車が十分な保険、任意保険に対応してなかったということもよくあります。

それから、こういうケースもあります。自動車の中古車の販売会社、そういったところで代車なんか借りますと、下取りしてきた車を貸してくれる場合があります。その車は無保険自動車であります。下取りしてきたと同時に、もうその車には任意保険の権利がなくなるわけですね。そういうケースもあるんです。そして現実に厄介なことには、こういった決まりは、保険代理店、損害保険の会社の代理店というのも、例えば中古車販売とか保険屋さんいろいろありますけども、そういう代理店やっているところですら、その知識を持っていないという、それも現実であります。

私はこの問題を取り上げて指摘したときに、ある大手の損害保険の会社は、代理店に今回のこういうケースの知識が浸透していないということで、あわてて指導する文書を出しました。これが自動車保険の実態なんです。私どもは、そういう――例えば保険代理店やっていれば保険代理店の人が説明することは、頭から信じます。なかなかこういう約款を一々細かく見て、それで自動車保険の知識が入ったから、これで大丈夫だということは、なかなか難しい。現実にはセールスマンの話をそのままうのみにして、契約するのが普通であります。ところがその契約させるセールスマンですら、こういう知識を正確に持っていないという空恐ろしい現実があるわけでありまして、このことも、もし、こういう無保険自動車を借りて、自分としては、自分が入っている保険で、対応できると、ところがそれは個人の場合に限る、それも１カ月以内ということですけども、個人の場合に限るということであって、法人の名義の場合にはそれがだめなんですね。法人といっても、何とか商店株式会社、何とか商店ってたくさんあるわけで、まあ本当に個人乗用車的に乗っているケースもたくさんあるわけで、そういう方々はそういうことを知らないで、車を運転しておって、修理を出す。そして代車を安易に借りて、この代車を借りて、もう事故を起こした場合、保険どうなるんですかと言ったら、いや社長のかけている保険で大丈夫ですよとこう言われた。ああそうですかと安心して、代車でやって事故を起こしたら、実際に保証の段になったら、定款をよく調べたら、これは保証できないケースですと、こうなってくるんですね。こういうケースが実際あったわけであります。

これはたまたま先ほども言ったように、例えば対物とか、対車とか、そういうふうな物を壊した事故なら、まだ取り返しもつくかもしれませんが、人命を損ねるようなもう事故を起こしたら、それこそ大変です。こういうことを知らないで、毎日ハンドルを握っているドライバーも数多くあるんではないか。私自身も知らなかったわけであります。そういうことでこういう、いわゆる損害保険会社のこの都合のいい特約といいますか、これも約款の中に、特約という形で、１カ月の間、個人の場合に限り、救済できるというふうな、先ほど申し上げた自動車入れかえの自動担保、それから他車運転の危険担保、両方も、個人の方は何か５年前から、そういう特約を設けて、救済する形をとったようです。しかし法人はされていない。これはもう車を運転するのは、個人も法人もないわけでありまして、ぜひこういった問題は、日野市からこの声を上げて、監督官庁にも、あるいは損害保険協会にもこの声を届けさして、法人にもそういった適用をさせて、保険がきくから乱暴な運転していいとかどうとか、そういうことは全く論外の話でありまして、とにかく万が一の――明日は我が身で、だれがそういう目に遭うかわかりませんけれども、事故に遭う、あるいは遭わせる、どちらの立場になるにしても、そういうふうな危険が、状態があったんでは大変な悲劇になるわけでありますので、ぜひ行政当局も、市民生活を守る立場で、生命を守る、財産を守るという立場から、ぜひこの問題についても、調査をされて、そしてこの関係監督官庁に改正方を要望していただきたいと

いうふうに思います。これについて――森田市長もこの保険のことはどうですか、御存じでしたでしょうか。所感、まあ感想を踏まえて一言、答弁が準備されてないような感じでもありますが、どうでしょうか。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。

市長。

○市長（森田喜美男君）　　私、今、あまり詳しい知識はございません。まあ御指摘の話を聞きまして、あり得ること、あるいはまた市民生活としてそういうことが生ずると甚だ困ったことになると、このように受けとめました。

日野市の行政対応といたしましては、生活相談、あるいは交通事故相談、こういうような相談部門を広報・公聴担当課の分掌として行っております。そこを経由する手もあると思いますけど、また別に行政管理庁の主宰されます、行政に対しますいろいろな申し出の機会もありますので、その際に持ち上げることにちょうど該当しないかというふうな考えを持ったところであります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

自動車の保険でございます、任意でございますけども、個人と法人によって、その扱いが違うということは、初めて知ったわけでございます。私も保険入っておりますけども、大分細かい約款でございますので、目を全部通したということはないわけでございますけども、非常に大変なことだろうと思っております。

保険事業の認可でございますけども、これは大蔵省でございます。約款の内容についても、免許申請時の審査対象ということでございますので、約款に不備な点があれば、当然指導の対象になっているというふうに聞いております。まあ約款上生じた問題につきましては、保険加入者から保険会社、それから保険会社から大蔵省というルートをもって、検討、討議をされるわけでございますけども、そういうルートで是正はされるというふうな仕組みになっているというように聞いております。いずれにしましても、大きな、まあ特に中小企業にとっては大きな問題でございますので、労使の立場、消費生活の立場から、関係機関への働きかけを私の方からも行ってみたいと、このように考えております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　小山良悟君。

○14番（小山良悟君）　　いずれにしましても、自分自身が法人じゃなくて、個人のドライバーであっても、あるいは歩行者の立場であっても、今言ったように法人名義の代車とか、友人の車を借りたとか、いわゆる任意保険が十分に対応されていない車、そういう車、運転した車に、いつ事故に遭うかわからないわけであります、皆さん自身もいつ遭うかわからないわけでありまして、そういう不幸なことのならないようにということで、そういうまた万が一不幸に遭った場合にも、ある程度対応できるような保険の態勢をとらないといけないというふうに思いまして、まずはこういう自動車保険の落とし穴があるということを本日、この議員の皆さん初め、庁内で何人聞いているかわかりませんけども、そういった――部長自身も知らなかったと言っておりますけども、そういった皆さんに知っていただいたということだけでも、この質問の意義はあるんではないか、自画自賛するわけでありますけども、この問題は何となく聞いていて、何となく聞き逃しそうな感じですけども、やはりこれはこの今の車社会では大きな問題でありますので、ぜひこの声を監督官庁に向けて、それから関係機関、損害保険協会の方にも、強力にひとつ働きかけて、一刻も早く個人、法人の差のない保険の約款の対応をしていただきたい、そういうことを強く要望していただきたいことを念願しまして、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって11の３、市民生活の落とし穴になっている自動車保険（任意）の理不尽な約款改正を市民生活を守る立場から働きかけよ！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後３時９分　休憩

午後３時42分　再開

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、利用しやすい市民会館にの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員　登壇〕

○28番（名古屋史郎君）　　それでは通告に従いまして、利用しやすい市民会館にという表題で、第１問、質問させていただきます。

で、この表題は「親しみやすい」市民会館にというふうに変えたいくらいな内容であ

りまして、「親しみやすくない」ということをまず申し上げたいと思います。市役所の隣に豪壮・華麗な市民会館が建っています。四六時中、警備員が目を光らせ、ロビーの前には喫茶室がありますが、各地に行きますと、あの天皇の御座所跡などに張られているロープが、張られている喫茶室があります。あれは入っちゃいかんという、いうならばオフ・リミットを示すロープであります。一方、市役所の方を見てみますと、１階ロビー、何百人、まあ何千人でもないんでしょうが、何百人という市民、それから市民以外の方も利用されておりまして、食堂はもちろん売店、それから何か物資販売の出店、そして１階のあのロビーの長いすというんですかね、あれがもうすり切れています。一番丈夫だけれども、ずっとすり切れているんですよね。いかに利用されて、まあ親しまれているというか、用事があるといえばあるわけですけれども、大変よく利用されております。それは喜ばしい限りだと思います。この二つの施設を比べてみますと、隣同士ですから、存在の意義といいますか、市役所は確かにいろいろな用事で訪れる市民、多いわけで、その市役所なんですが、長いすもすり切れておりますし、開庁時間といいますか、９時から５時ですか、８時半ですか、裏口の出入り口というんですか、そこの受付というか、守衛室には「御用の方は４階へどうぞ」とさらに「内線433へお電話を」とこう書いてあります。で、その電話はそこにはないんですね。ぴたっと閉まった中に電話機があるんで、かなり慣れた市民でないと、用事があって、ぴたっと閉まっている窓口をあけて、433に電話をして、そしてこうこうこういう用事で来たんだけどという電話をかけるという人はいないんじゃないかと思って、担当に聞いてみましたら、まずかかってきたことはない、その電話は。まあこんなことです。

かなり親しまれているわけですけれども、案内窓口をそういう調子で、オーバーに言えば昼休み時間なんかごった返しているような１階なわけです。先ほど申し上げましたように、豪壮、華麗な市民会館は、それなりに利用されているわけですから、それ以外の保守管理というのが、ぴしっとされているということは、それは大変結構なことなわけですけれども、催し物のないときなどは、事務室へ行くロビーのところはあいているわけです。先ほど言った、使われていない、ロープの張られた喫茶室を見ながら、その事務室へは行けるようになっているわけですが、そこにはガードマンといいますか、いるわけです。

「日野の四季」というんですか、立派な、豪華な壁画の下で、ガードマンがポツンと１人いて、そして事務室が奥の方にあって、催し物の切符の販売などのときは、中に並んでいるようで、それはそれなりに結構なわけですけれども、またあの喫茶室も申し入

れれば、会館の利用者も弁当ぐらいは食べられるという話です。しかしそこにはお茶もお湯もありません。そういう段階の中で、ちょっと不思議に感じたのは、市役所の方には何百人という市民が出入りするところに、それらしい案内もないし、壁面に何階は何課と書いてあるからいいと言えばそれっきりですが、一方は四十六時中警備員がいて、非常に静穏が保たれているわけですね。一体、警備員というのは何を警備しているのかなという感じがするんで、伺いたい点は、催し物や何かのときの、何というんですか、不測の事態が起こってはいけないということなのか、館内に不法者が侵入しちゃいかんということなのか、あの警備員さんの意味ですね、これがちょっとよくわからないんですが。当然なんだと、ああいうところに１人の警備員を配置するのは。市役所の方は市民のサロンなんだから、自由に出入りをして、食堂でも売店でも寄っていただいて、利用していただくんで、もうあれで結構な姿なんだということなのか、何か違う世界、目的が違うわけですから、違ってもいいんですが、何か冷たいというか、親しみにくいという感じがするんで、市役所利用で、庶務課に相談というか、庶務課の窓口へどんどん見える方がどのぐらいいるのか。さっき433の電話が鳴ったことがないということなんですが、どんなふうな対応というか、問い合わせというか、市役所の方にあるのか、それから警備員さんですね、何を警備して、どういう目的で、また義務づけられているものなのか、というあたりも伺いたいと思います。

それから川嶋議員さんも取り上げたようですが、喫茶室が開館以来利用されていない。設計上30席しかないから、業者が尻込みをして、なかなかやりたがらない、こんなことも聞きました。鋭意、検討されるという答弁も聞きました。開館以来開かれていないわけですから、民間では考えられないことだろうと思います。収益が上がるとか、上がらないとかいうことじゃなくて、あのロープで遮られているままで、いいというふうに考えていらっしゃるんじゃないと思いますけれども、どうして、何とか利用すると、させるという方向に行かないのか、その点、検討されるという返事がありましたけれども、もう開館以来開いてないわけですから、この辺でどうするんだという考え方を市長にでも伺いたいと思います。私はせっかくあるんですから、無用の長物で、できちゃったものだから、とても無駄だということで潰すんだ、で、何にするんだという計画があるなら、あると。ないとすれば、お話を伺うと、障害者の団体の方とか、高齢者事業団にとか、いろいろ聞きました。サービスというようなことも含まれるんで、それらはどうも不適当だといったふうな結論が出たとか、出ないとか聞いておりますが、とにかくどうなさるおつもりなのか、その辺を伺いたいと思います。

次に催し物ですね、催し物があるときに、前売り券で指定席の方は問題はないわけですけれども、子供たちがいろいろなイベントに有料・無料を問わず、参加するわけですね。立派な設計で豪壮に建っているわけですけれども、雨でも降った場合は、何ともならないようなんですね、主催者側が。要するに入れてもらえる時間というのが決まっている。それから券を買わなきゃいけない。そのときは警備員のいるロビーへ上手に行列が曲がればいいんですが、曲がらないようなんですね。だからそういうあたりが、親しみやすい市民会館にしてやれないのかなと、そういうときだけでも、あの間仕切りのところから行列をさせるとか、その間仕切りのところで券を売ってやるとか、そのくらいのことをしてやらないと、市民会館の何というんですか、このたたずまいを守るためにガードマンを配置し、運営しているんであって、問題はないんだという考え方だと、同じ税金でできたものですから、ちょっと冷たいというか、親しみにくいという感じがいたします。

それから本庁と市民会館との間、食堂の採光のことなど考えて、市政図書室の前くらいまでは何とか行かれるんですが、それから先が、さっき申し上げた１階正面、あるいはいわゆる通常の出入口まで、まあ大雨のときなどはぬれていかなければならない、こういう状況なわけです。これもまた美観上の問題もあろうと思います。しかし何とかならないもんかなという感じがいたします。以上、どうも親しみやすくない市民会館だなという観点から、御質問するわけで、それぞれの担当、それから特に喫茶室の利用をどうするんだということは、もう開館以来からの問題なはずですから、ここで緊急の、最高責任者である市長から、どんなふうにする気持ちなんだと、こういうことをお答えいただきたい、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは市民会館についての御質問にお答えをしていきたいと思います。

まず第１点の警備員のことでございます。警備員の役目ということでございますけども、御案内のとおり会館の施設につきましては、大変な舞台装置、機械等が配置されております。したがいまして、万が一不法なといいますか、そういった方が出入りされると非常に危険であるという面が一つございます。

それから催しにつきましては、いろいろと御案内をしているわけでございます。この警備員につきましては、やはり目的上、施設の目的上、置かないわけにはまいらないで

はないのかな、このように考えておるところでございます。なお、場所でございますけども、入りましてすぐ左側におりましたけども、現在は入りまして右側に、ちょうど東側向きといいますか、というような形で今警備員を配置してございます。

それから喫茶室でございますけども、未処理という御質問でございますけども、川嶋議員さんから御質問ありましたとおり、長年の懸案でございましたけども、できるだけ市民に開放する方向で現在考えております。ロープはもちろん取り外しをいたしまして、市民に軽く昼食などをとっていただけるような施設にしてまいりたい、このように考えてございます。

それから雨のときの、並んで、大変お子さんなどが大変苦労されているということでございます。雨の――雨でなければもちろんいいんですけども、小ホールの上の利用ということも当然考えるわけでございますけども、小ホールを使っているような場合は、大変混雑いたしますので、非常に難しい面もございます。それから業者等の券を売る、主催者側での従業員の件もございます。大変少ない人数で処理をされていますので、そういったところは十分に職員を配置するようにお願いをするというようなことを検討してまいりたいと考えております。

それから屋根でございます、本庁と市民会館をつなぐ屋根は考えられないかという件でございますけども、現在、市政図書室まで、今屋根が伸びているわけでございますけども、それを市民会館まで伸ばせばいいんじゃないかということかと思いますけども、美観上の面が一つございます。それとあと建築基準法、あるいは消防関係法等いろんな問題があるんではないかと思いますので、その辺につきましては十分検討をしてまいりたいと、このように考えております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民会館はちょうど開設４年、来年は５周年をやるんだというふうに担当者の方からも聞いております。そうして比較的親しみやすい適当な規模の大ホール、小ホールを持ち、その他の展示室等も好評で、その利用度は極めて高いという評価をいただいておることは、一面には市民から親しまれているというふうには思っておるわけでありますが、今御指摘の若干の点で、まだ改善すべき部分があるということも、一つのまた市民の感覚で提言をされておるというふうに承っておりますので、そのような取り組みもいたしたいと、こう考えます。

特に市長からと言われたこの喫茶コーナーの部分でありますこの部分につきましては、営業用には成り立たないということもございまして、今一種の湯飲み場という感覚で、

売店のかわりに自動販売機を設置して、そうして湯茶をみずからとっていただける場所にいたしたい、こういうことを、まあ私も担当の方に相談をし、またそういう考え方で検討をするように進めつつございます。何か威を構えて市民に親しみにくくしたり、あるいは不愉快な目をかけるというようなことがあれば、これは当然直さなければなりませんので、そのような考え方で臨みたいと、こう考えておるところでございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　　答弁ありがとうございます。

市民会館の方には重要な機械・器具などがあるから保安というか、それを力を入れなきゃいけない、そうすると市役所の方もそういうシステムになっているんですね、あの清掃以外でも常時巡視するというか、そういう形になっているのか、市役所の方も。で、その重要な機材のあるところは、鍵はかかっていないのかなという疑問がするんですが、たくさんの利用者の市民に紛れて、市の本庁舎の保全というのが薄らいじゃってて、市民会館の方は、私の狭い目で見た範囲で、何か、こう無駄だとは言わないんですが、そういう手がかかっているんじゃないかなという感じがするんで、もう１回伺いたいと思います。

それから部長の方から、市民の利用ができるようにということで、設計の問題もあるんですが、場所というか、市民にのＰＲということも鋭意検討されているのかどうかですね。今、市民が自由に湯茶が使えるようにということも、使えるようにしましたというだけで、そうでなくとも、私の感じではそんなに親しみやすく、市民が自由に出入りしているような雰囲気じゃないんですね。建物を利用しているのは、今市長が言われたように、それなりに利用されていると思います。ホールにしても小ホールにしても。私はあの無駄な空間というか、無駄な空間、ロビーあたりですね。正面入口のロビー、あそこなんか私は昼休みなんか利用していなければ、市の職員に開放しても、市民に開放してもいいんじゃないかというふうに思うんですが、何かそれなりの利用がされていればいいということじゃなくて、より利用が検討されると、後で質問する市職員の福利についてということとも、関係してくると思います。そういう点でもう１度、市のいわゆるガードシステムと市民会館のガードシステム、特に警備員を１日じゅう配置しなければならないほど重要な位置づけなのかどうか。それからロビーの開放ですね、市の職員や、そこら中央公園に来た子供たちでも開館していないときは、あのロビーくらいでビスケットの一つぐらいは食べられるということにしてはどうかと思うんですが、そういうことはちょっと穏やかじゃない提案なのかどうかということですね。

今、聞いてびっくりしたのは来年もう５周年になるんだということで、早く検討して、早く手をつけていただきたいというふうに思います。一般質問でいろいろお願いをして、御答弁を得ても、多摩平の社協センター前の溢水は、東京都の工事によって若干少なくなりましたけれども、その後市当局がどれほどの努力をされているのか、あのときの答弁では、大変抜本的に全体を見て、いろいろ検討するというふうにおっしゃったんですが、どうもされてないんじゃないかと思います。

それから３問目の質問だかも、同じ繰り返しになるわけですが、鋭意検討するということがどういうふうに検討されたかということで、若干不満があるものですから、再度質問というような形にしたわけで、ぜひその辺をもう一度御答弁を願いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　再質問への答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　警備員の件でございますけども、舞台装置、それから電気装置、いろいろ中にあるわけでございます。通常鍵がかかっているわけでございますけども、開館中は装置はあけなければいけないという面がございます。また鍵がかかっていても万が一に備えるというケースもあるかと思いますので、やはり大きな人身事故につながる面がございますので、警備員はぜひとも御理解を賜りたい、配置につきましては御理解をいただきたいと、このように考えております。

それから、湯飲み場といいますか、喫茶室のことでございますけども、まだ本格的なといいますか、設備にはなっておりません。これから若干の手直しなどいたしまして使っていただきたいと、このように考えております。そのときには市民の皆さんに自由に、わかるようなＰＲの方法をとってまいりたいと考えております。

それから昼休み等のロビーの使い方でございます。特段――どのような使い方をするかわかりませんけども、通常、私どもよく市民会館に参りますけども、その際にはロビーで、ソファがございますので、十分――十分でもないですけども、そこでくつろげる場所にはなっております。問題がなければ、使ってもいいかなというような感じがいたしますので、検討をしてまいりたい、このように考えておるところでございます。以上です。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　　それでは最後にお願いをして、この質問を終わりたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、ガードマンのことは御理解願いたいということなんですが、それでは市役所の方は現状でいいのかという感じがしますが、これもあわせてひとつ検討していただきたいと思います。一度もかかってきたことのない433とい

うああいう表示でなく、人を１人つけなさいということまでは言わないけれども、もう少し何か庁内案内というか、そういうものがあってもいいくらい市民が来ているわけですね。で、閉まって、ときにはカーテンの中に電話機があって、「電話は433へどうぞ」というようなああいうことはちょっと親しみにくいんじゃないかなと思います。

それからロビーの開放は、部長が言われているのは、警備員のいるロビーのことを言っていると思うんです。私はいわゆる客席というか、大ホールから出たロビーのことを言っているわけで、催し物がないとき、あそこはばっちり閉まっているわけですよね。だから親しみにくいというふうに申し上げているんで、ぜひその辺も市の職員、あるいは一般の市民もそういうときは、それこそちょっと寄れるというぐらいにしても、決して市民会館の品位が保てないということじゃないんじゃないかと思いますので、ぜひ御検討をお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の１、利用しやすい市民会館にの質問を終わります。

一般質問12の２、京王沿線に公民館をの通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○28番（名古屋史郎君）　それでは、京王沿線に公民館をということで、私もここ何年来議会から選出されたただ１人の公民館運営審議会委員という立場と、その立場の中から学んだといいますか、感じたことで、やはり現在の日野市に、中央館１館だけでは少ない、こういう立場から質問を申し上げたいと思います。

哲学用語の中に、「ボランタリズム」という言葉があるようです。これは「主意主義」というか、官制の社会教育に対置するような言葉で、その道ではよく使われている言葉だそうです。公の支配に属さないことをもって、全くのインデペンデントな思想というか、学習の動機の自発性、学習組織の自主運営、学習運動体の官僚化の排除など、いわゆる「ボランティズム」という言葉に全く合致する原理というか、考え方だそうであります。この原理どおりを貫くことが、私は社会教育の理想だと思います。あくまで理想だと思います。ひるがえって、哲学用語は別にして、この日野の社会教育というものが、どう展開されてきたかということは、先ほど申し上げたように、まあ日野だけでなく日本の社会教育というものが、憲法から始まって、地方自治法、教育基本法、社会教育法などいろいろな法律から、いわゆる官主導型の社会教育であったことは否定できないと思います。そして今の生涯学習ということで、盛んに叫ばれているわけで、そういう時世の流れの中から、社会教育というものが見直されるといいますか、どうしなければならないのかという論議が大変盛んなわけであります。

そこで日野市の基本計画、あるいは市長の10大政策という中で、公民館を充実します、それからコミ・セン、コミュニティー・センターも充実しますと、こういう並列な形が打ち出されているわけです。公民館というのは——公民館に携わっていて、わずかながら勉強して、わかるわけなんですが、そのコミュニティー・センターというのは一体何なんだろうということを勉強してみましたが、なかなかわからないんですね。コミュニティー施設というと、わかるんですけれども、コミュニティー・センターとなると、ちょっと頭が悪いもんですから、わからないわけです。ところが基本計画にはセンターを建てますとなっているんですね。それで物の本を読んでみると、公民館こそコミュニティー・センターであると、ばっちりと書いてあるわけなんですね。いよいよ、いよいよわからなくなってくるわけです。

で、ここで出された多数の請願といいますか、そういうもの、多数の方の署名の請願は、もう即座に一、二回の審議で満場一致で採択をされました。公民館を建ててほしいというそれですね。その市民が勉強したい、集まりたい、こういうことがほかの請願でもあります。コミュニティー・センターをつくってくださいというのと、文化会館をつくってくださいというのとあるわけです。だから市民はこんな議論じゃなくて、何か集まる場所、学ぶ場所をほしいというだけで、それはそのコミ・センがどうだ、公民館がどうだということの論議で、要望しているんじゃないんだと思います。ところが基本構想には、はっきりと並列で書いてあるわけで、先ほど申し上げたように公民館というのは、いい、悪いは別にして、社会教育の場として、長い伝統を持ってやってきているわけですね。

昭和16年に岩手県の水沢市に第１号が建設されたそうです。そして昭和29年、米国のビキニで被爆した第５福竜丸の事件がきっかけとなって、杉並の公民館運動の中から，原水爆禁止運動が始まった。そして日本における「点字便り」というものが、発行第１号が、これまた杉並区の公民館が第１号ということで始めたという貴重な運動の歴史があるようであります。

学ぶということから立ち上がる区民を育てた杉並区の事例は、公民館運動、あるいは生涯教育ということで模範として深く歴史に残るだろうと考えます。その杉並区が公民館というものをなくしまして、公民館運動というか、公民館の仕事を、いわゆる社会教育センターというものに発展的に解消させるということで踏み切っております。現在、社会教育センターということで、公民館という形は全くなくなりました。で、私は、日野市の基本構想の中に、公民館も立派にしていきます、コミュニティー・センターも立

派にしていきますとあるので、どういうイメージでこれからの社会教育といいますか、進めていくおつもりであるのかということを伺いたいわけです。それがないと、京王線沿線に公民館をと言っても、いや、公民館は京王線の沿線というか、その地域には考えていないで、コミュニティー・センターというしゃれた機関をつくるのに力を入れるんで、公民館は今あるのと、まあどっかできればつくりましょうというのか、その、どういうイメージで、どういう意気込みでその二つを複合させるというか、そういうお考え方の原点を聞きたいわけで、まずそのコミュニティー・センターというのは、一体社会教育施設なのか、「コミュニティー」というのは何か、「近隣の」というような意味だそうですね。だから社会教育ということの範疇に入ってくるのか、もっと広いそれなのかという、その辺の――勉強不足でわからないわけで、社会教育ならば官制主導のやり方がいい、悪いは別にして、まだ必要なわけですね。指導者を置いて、住民の要望を聞いて、そして学んだり、集まったりということのこれまでの方式。コミュニティー・センターというのは、一体どういうものであって、どんな施設が入って、どういう職員を配置するのかしないのかという、基本的に――例えば東部会館というのが今度できますね、あそこはまさにコミュニティー・センターなのか、東部会館、会館なのかという。で、コミュニティー・センターであるとすればどういう機能を持って、どういう職員を配置をするのかというあたりは、もうきちっと消化済みの話かもしれませんけれども、不勉強なので、そういう点についてまず伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ただいまの御質問、特に公民館とコミュニティー・センターとの関係の問題というのは、なかなか難しい点がございまして、社会教育学界の中でもいろいろ議論がされているところでございます。

公民館につきましては社会教育法で、学校教育活動を除き、主として青少年、及び成人に対して行われる組織的な教育活動が社会教育であるというふうに定義がされております。その中で、公民館の目的としては、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうに書かれております。これも非常に規定としては範囲の広い規定でございます。これが社会教育法で述べられております社会教育、あるいは公民館の利用の目的でございますが、昭和49年に三多摩の公民館の関係者が集まって、「新しい公民館像を目指して」という文章をまとめ

ております。これは現場の関係者が中心になってつくったものでございますけど、その中で「公民館の四つの役割と七つの原則」というのを掲げております。

そのうち四つの役割というのをちょっと御紹介しますと、一つは公民館というのは、住民の自由なたまり場である。それから2番目は、住民の集団活動の拠点であるということ。3番目は住民にとって、私の大学であるということ。それから4番目に、住民に対する住民による文化創造の広場であるというようなのが、公民館の四つの役割であるというふうに、この文章では規定をしているわけでございます。

これが今までの公民館の、社会教育法、あるいは公民館関係者が公民館の役割について規定をしてきた内容でございます。これは当然社会教育法でございますから、文部省の一応行政の範囲内ということになるわけですが、一方、1970年前後ごろから、いわゆるコミュニティー論というのが非常に注目をされるようになりまして、自治省などを中心にコミュニティーづくりというのが進められてきたわけですね。これは地域振興を目指すということで、その地域振興の核として、コミュニティー・センターというのが構想されて、それがそれぞれの地域の市民施設になってくるんだという形で登場してくるわけです。そうしますと、このコミュニティー・センターが従来果たしてきた公民館の役割と、非常に重なってくるということが起こって、むしろ競合関係ができてくるわけでございます。そこでコミュニティー・センターを支持する人たちと、いや公民館でいくべきだというふうに考える人たちとの間で、いろいろ議論が行われてきているわけでございます。で、どちらかというと、公民館の方は従来の経過から言うと行政主導型なんだ。新たに登場してきたコミュニティー・センターの方は、どちらかというと住民主導型だったというようなことで、論者によって現在の状況から言えば、むしろコミュニティー・センターの方が適しているんだというふうに主張する人たちもかなり多くいるわけでございます。

実際に公民館事業を実態から見ますと、二つぐらいに大別できると思います。一つは青年学級とか、講座などいわゆる成人教育事業ですね。これはまさに教育事業なわけです。もう一つは市民の自主的な学習グループとか、文化グループなど、グループ活動のために施設とか設備を提供し、あるいはそれに援助をしていくという、そういう二つの側面があるというふうに思うわけです。特にこの二つ目の点につきましては、コミュニティー・センターも、その役割を実際にその地域の中で果たしておるわけでございます。日野の場合も中央公民館が昭和40年にできましたときに、当時地区センターという講座があって、地区センターが各地につくられていくわけですが、地区センターは分類上ど

ちらかというとコミュニティー・センターに入ると思います。公民館は公民館、それには名前が中央公民館とつけたといいますと、当時地区センターと公民館のネットワークを構想しながら、考えていったんではないかというふうに、私は考えております。ですからそういうことで、日野の場合にはコミュニティー・センターと公民館というのは両立できるという考え方に基づいて、コミュニティーづくりを進めるというのがあったんではないかというふうに思っております。

現在もやはりそのコミュニティー・センター、市民施設としてのコミュニティー・センターと、公民館というのは両立ができるんではないかと、それは例えば住民の自主的な活動といいましても、非常に範囲が広いわけでございまして、いわゆる住民運動型の運動もございますし、いわゆる学習グループ的な活動もある。ですから公民館ではどちらかと言えば学習的な色彩の強いグループ活動の拠点として使われていく。それからもっと住民生活とか、住民活動的な要素の強いものは、コミュニティー・センターで使われていくというような形で十分に対応できると思うし、そのために公民館とコミュニティー施設とのネットワークをちゃんととって、調整を行っていけば、両者がそれぞれ特徴を生かして、進んでいけるんではないかというふうに考えております。

したがいまして、先ほど基本計画、その他の中で、公民館の充実とコミュニティー・センターの充実ということが両方書いてあるということでございますが、その辺は十分に調整を図りながら、住民の生活の実態にあわせて、調整を行うことによって、それぞれが有用な施設として、市民生活に役立つことができるんではないかというふうに、考えております。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　次長の御回答ですけれども、そうすると、コミュニティー・センターというものの、まあ固い話ですけれども、法律的な裏付けというものはあるのかないのか、構想というものなのか、一方は御説明があったとおりの、先ほどから申し上げているとおり、連綿といい、悪いは別にして、効果を上げてきたわけですね。一方では、その論からすると、コミュニティーというしゃれた名前、論が流行という言葉じゃないんですが、もてはやされつつあるような気がするんですが、その法律的なそれがあるのか、ないのかということと、一番最初お答えになった公民館のあるべき姿ということで、四つの云々ということで、自由なとか、集団の云々と、こういうことであるとすると、先ほど申し上げたようにまさに地区センターもその分館というか、その役割の一端を担う施設だというふうに思いますが、公民館という、固いと言えば固い名称の中で、

例えば特定政党が、公民館を利用できるのかどうかという論議は大変各地で、あるようですね。大体公の施設だからということで、特定政党が自由に使うことはできないんだという説と、平等に貸し出せば、何をやってもいいんだと——何をやってもって、その爆発物つくったりなんかしちゃいけないんでしょうけど、そういう解釈しているところもあるわけです。そうすると、あえて地区センターはコミュニティー・センターであるといって、このコミュニティー論におもねる形で地区センターをコミュニティー施設だ、コミュニティー・センターだといって、公民館から外す形でやっていっていいものかどうか。ここに国分寺だとか、八王子なんかで、このいわゆる論というか、運動というような大変試行錯誤の段階でしょうけれども、住民運動なり、大変ぶつかっているわけですね。それは杉並のように５年も７年もかけて、公民館条例というんですか、公民館のそれをばっちりなくしますよという運動をして、それでそこではこういうことをやるんですよということをちゃんと打ち出して、発展的に解消したものをさらに飛躍させるような形で発足しているんですね、杉並の場合は。ところが三多摩のあちこちを見ると、なかなかいろんな問題をあれして、建物、職員の配置というようなことで、非常に試行錯誤どころか大変論点になっているようですね。大体が公民館もつくります、コミュニティー・センターもつくりますというのが、大体はやっているようですが、次長が言われるように、コミュニティー指向というか、そっちに偏った行政が展開されている例が多いようです。

そこで問題なのは、コミュニティー・センターという位置づけをする際に、公民館という形ですと、分館や——分館的なものまでにも職員配置がどうこうということじゃないんですが、あくまで教育機関であるということで、市民の自主的な活動の場所をつくってやればいいということならば別なんですが、公民館的なそれを、何というんですか、進めていこうとする場合に、コミュニティー・センターという位置づけする場合には、場所によってはばっちりと専門家を置いてもらえるんですか、目的によって。複合施設といっても図書館と公民館というのは、その昔は一緒であるべきであったらしいんですね。ところが公民館は公民館、図書館は図書館という形で来ちゃったらしいんですが、コミュニティー・センター、例えば地区センターにはどんな人間を置いて、どんな——部屋ったって、今ある地区センターはしれたもんですが、東部会館を初め、これからできる市民会館には、どういう部屋をつくって、どういう施設をつくって、どういう人を配置する計画なのか、その辺をきちっと伺っておかないと、各地で起こっているように大変問題が——次長の言葉を借りれば、コミュニティー論者と公民館論者とがぶつかっ

ていくわけですね、だからその辺のつぼはどういうふうに押さえられているのか。卑近な例で、公民館も特定政党の支持、反対、そういった集会でもどうぞお使いくださいということで、公の施設だということで文化・創造・集団・自由というその四つの基本から使わしているところもあるようなんですね。それはいい、悪いは別として、地区センターであれば、いやコミュニティー・センターであれば、もうその心配は全くないんですね。それもあわせて答えてください。そうでないと、冒頭申し上げた哲学的用語が死んでしまいますから、本当の自主的なそれというのは、市長も公民館の運動をしている人たちに対してのお答えは、要約すると、「公民館では職員が事業を組んで提供するのではなく、企画も市民が主体になることが望ましい。日野市には地区センターがたくさんあるので、これらを大いに活用して、市民の自治能力を拡大していってほしい」、こういうふうに答えたというニュースが、正確にダイジェストしてあるかどうかは別ですが、市長の考えは冒頭私が申し上げたような、ボランタリズムという、全くのインデペンデントな社会教育の理想の形にウエートがかかったお考えのようなんですね。これはこれで私は立派だと思いますが、現実日野市にそれを持ってきた場合に、どういう構想で、どういうものをつくっていかれるのかということを、どういう形で決めていくのかということを含めて、次長に再度伺いたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　再質問への答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　コミュニティー・センターに関しましては、ちょうど公民館の場合の社会教育法に当たる、そういった法律はございません。いろいろな補助金その他のことで、いろんな基準なり、そういったものはあると思いますけども、公民館の場合には、社会教育法という法律に基づいて、規定をされて、それによって運営をされている施設でございますので、その点はコミュニティー・センターの場合は、それに該当するものはないというふうに申し上げていいんじゃないかというふうに思います。それで例えばコミュニティー・センターの場合はそういう点で、何がなければいけない、あるいは何を置いてはいけないというようなことはないというように思います。公民館の場合には社会教育法でいろんな規定もございまして、公民館には公民館の主事を置くとか、館長も置くとかいうことも決められておりますし、公民館の運営方針で、公民館は次の行為を行ってはならないという中に、営利事業をしてはいけないとか、特定の政党の利害に関する事業を行ってはいけないとか、そういったことが書かれておりますので、当然公民館の場合は、この社会教育法の規制を受けるというふうに御理解をいただ

けるんではないかというように思います。

それで、公民館とコミュニティー・センターでは、先ほど言いましたようにかなりいろいろ重なり合う部分が多い——人によっては全部重なるというふうに言う人もいるぐらいでございますが、例えば社会教育事業なり、公民館事業というのは、例えば公民館という名前の施設なり、あるいは社会教育センターという名前の施設なりがなければできないということではなくて、例えば公民館事業を地区センターだとか、他の名前の、名称の施設を使って、事業を行うということは十分できるというふうに考えております。ただどうしても事業の中には、固有の設備なり、何なりがないとできない事業もございますので、そういう場合にはそういう設備等が当然必要になってきます。そういう事業を行う場合に、やはりそれに適した専門の職員が必要になってくる、これは事業に伴ってですね、そういう職員というのは当然必要になってくるというふうに思います。

先ほどちょっと御紹介しませんでしたけども、「四つの役割と七つの原則」の七つの原則の中に、公民館の場合には「職員必置の原則」というのが実は挙がっております。ですから公民館の場合は必ず職員を置く、これは社会教育法でそういうように規定されておりますので、公民館の場合には職員を置く。ただしコミュニティー・センターの場合は置かなくてもいいということで、その辺の効率性の問題を巡って、先ほどもちょっと行政主導型か、住民主導型かということでお話ししましたけれども、その辺で議論があるわけでございますが、これはコミュニティー・センターの場合にしても、市の、例えば社会教育事業の範囲の中で事業を行うということであれば、その場合にはそれを行うための専門的な職員は当然必要になってくるだろう。ただ施設管理、その他ではかなりの専門の職員は必要ないかもしれませんけれども、事業の性格によって、どこで事業を行っても、それが社会教育事業であれば、専門の職員は当然必要になるというふうに考えております。

御質問全部にお答えできたかどうかわかりませんが、以上でございます。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　ここに小金井の公民館の今の問題に、公民館とコミュニティー施設という分科会が持たれたという報告書の中に、こういうことがあるんですね。「現在ある教育基本法による社会教育という字句は、小金井の基本構想の中には全く見当たりません。まして公民館などとは明記されていません。心配した社会教育と、公運審の委員が基本構想の中に、公民館・図書館の充実を明記するように要請書を出しました。なぜ構想の中に入れなかったのか」という、ここですね。「行政首脳部の見解は、社会

教育で市民に教える時代は終わった。それから市民は個々に学習できる、もう自由に学習できる、それから市民は住民組織による管理運営の施設を望んでいる。」こういう理由で社会教育とか公民館ということは、全く使われていない。そこで生涯学習という観点からとらえていきますと、公民館は古いというか、うるさい存在であって、職員配置もしなきゃならない施設だということが、首脳部の頭の中にあるやに、この人は分析しているわけですね。私は、こういうことはないんでしょうねということを心配するあまり、京王沿線に建ててほしいという表題のもとに、その基本構想の中に、両方併記されているものに対する取り組みが、どう討議されているのか、どう考えているかというのをお聞きしたいわけで、今、いみじくもお話があったように、職員は置かないんだ。事業に伴って置くかもしれないし、建物の構造もいろいろこう違ってくるんだということで、それはわかるような気がするんですが、どこにどんなものを建てて、どういうという大まかな構想がないで、まして法律的なそれもなくて、コミュニティー・センターを建てます、公民館も充実しますということになると、今申し上げた小金井や八王子などのような、無理解というか、それが生じて、いいことはないんじゃないかという感じがいたしますので、その辺がどんなふうに今の段階で考えていらっしゃるのか、さらに詳しくお答えを願いたいと思います。

それから教育委員会の責務というのは、学術文化に関する事務を管理し、執行するとあるんです。教育委員会――これ地方自治法の180条の８項だそうです。そうすると、どういう構想かという中に、かた苦しいようですが、主管課というか、どういう感じで運営されるんでしょうかというのも、伺っておきたいと思うんですね。広い意味で言えば、社会教育、その他の教育・学術・文化に関する事務を管理し、執行するというんですから、コミュニティー活動というのは、この教育じゃない。もうこれは教育から離れたもんだということであるとすれば、なおのこと公民館を充実しますと言っているんだから、教育委員会の責務と、いわゆる市長部局というんですか、かた苦しいそれで言えば、それとがどっちが、どう責任を持って、どうやってその文化行政を進めていくのかというのが、はっきりしてこないんですね。教育委員会の責務というのは厳然としてあるんですよね。コミュニティー論というのがあるんですよ、コミュニティー構想というのがあるんです。それをどう整合させるのかということは、かた苦しいようですけれどもどこがやるのかということを伺っておかないと、説明というか、理解ができないわけなんで、その辺も含めてお答え願います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　今いろいろコミュニティー・センターについて申し上げましたけども、教育委員会で直接コミュニティー・センターの構想なり、計画なりを担当している部局ではございませんので、この辺のところは一つの考え方として今まで公民館、あるいはコミュニティー・センターをめぐって、行われてきた点についての考え方を申し上げたわけですけども、私どもとしては公民館は社会教育機関として、この教育委員会の行政の範囲内に入っておりますので、我々としては公民館については教育委員会として計画を立て、それの実現に向けて努力をするという形になってきます。ただ、今小金井の例がお話がありましたけども、いずれにしろここのところ、10年、20年の間に公民館とコミュニティー・センターをめぐっては、いろんな議論も行われ、いろんな組織改正その他も行われてきておりますので、我々としては少なくとも日野市の住民、市民のやはりニーズにあった形で対応していくというのがやはり基本になるだろうというふうに思います。その場合に、先ほどもちょっと申し上げましたけども、社会教育事業として、今まで取り組んできているわけですが、これについては、最近生涯学習というような言葉も出てきて、かなり範囲も広がってきております。そうしますとますます教育委員会で所管をしている事業の範囲を越えてくる部分がかなり出てまいります。当然それは市長部局でも行われている事業、全体を調整をとって進めていく必要が出てくると思います。現在、それについては、考え方としては市長部局、あるいは教育委員会を含めた生涯学習事業なり、文化事業なりについての推進態勢ですね、つくる必要があるんではないかというふうには考えておりますが、いずれにしろこの辺については、今後の重要な検討課題であるというふうに考えておりますので、整合性のとれた、全体としての明確な方針のもとにやっぱり進めるためには、そういう推進態勢をとる必要があるだろうというふうに考えております、以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょうど、この時代といいましょうか、つまり公民館説、あるいはコミュニティー・センター説、それぞれ時代的な背景が、あるいは市民要望の背景があるんではなかろうかと考えております。

今日、いわゆる市民生活は週休２日制等によって、ますます余暇時間といいましょうか、余裕時間が生まれてまいります。その余裕のある時間をいかに生活に取り入れるか、生活の向上に取り入れるか――地方自治体の仕事は、その方向の整備に進みつつあるといってよろしいと思います。

町づくりによく私申し上げます、ハードな面は、これは計画と資金、時間によって完

成をさせることも、書くことが可能でありますし、そのソフトの面は、これから地域社会がいろんな形で求められる、市民１人ひとりの人生設計の共通目標というふうにとります場合には、やはり文化活動であり、スポーツ活動、あるいは健康、福祉、こういった住民の立場としての、個人の内容を高めるということと、自治の能力を高める、そういうことになってくるだろうと推測をしております。したがいまして、今日日野市の、現在の行政環境から申し上げますと、公民館の存在も一つの理由であります。歴史的経過もございます。したがって、公民館を充実するとか、建てかえるというのは、現在の公民館に対するものの考え方であります。これも一つすでに40年早々のころから、日野市では地区センター、しかもその地区センターは、大地区センター、小地区センター、そして今日では市民会館、こういう施設が整ってまいりました。行政分担から言いましても、公民館は教育委員会において、固有の行政内容に位置しておりますし、それから一般的な地区センター、いわゆるコミュニティー・センターというふうに分類できるものは、市長部局のしかも生活文化というとらえ方で、行政上にも位置づけておるわけであります。

したがいまして、公民館とコミュニティー・センターの考え方と事業は、現在共存できると、共存でよろしいと思っております。本来的な法律に基づく公民館、それから市民のニーズにこたえる文化活動、あるいは地域活動のセンターとしてコミュニティー・センターがあり得るということに、むしろ日野市は早く着目をして、それに取り組んできたといってよろしいと思っております。

内部的な検討段階にはあるわけでございますが、いわゆる御指摘の東部会館、東部会館はこれは下水道処理場、浅川下水道処理場施設に対します地域対策から生まれた施設であります。したがって、内容的には私は多分に公民館にゆだねていい部分があると思っておりますけど、やはりコミュニティー・センターの、つまり東部会館として、つまり地域対策という観点も内容にはっきりと位置づけておかなければならない、このように考えております。

今回の政策、公約等に当たりまして、私自身も公民館の建てかえ、並びにコミュニティー・センターの増設、内容の充実、そのことを公約をいたしております。そのことに取り組んで、これからまた大きく前進をさせていただきたいと思っております。その方式として、今教育次長が答えておりましたような生涯学習と、それからいわゆる市民の文化活動、スポーツ活動、これらを総合的に対応し得る、そういう教育委員会と市長部局の合体となるような、本部的な庁内の組織、あるいは市民をもっと大きく評議会とか審議

会とかいうような形で参加をしていただける、そういう仕組みも大切だとこんなふうに思っております。

極めて時宜を得た、またこれから地方自治が一番中心として考えなければならない課題を我々が取り組んでおるということに御理解をいただきたいと思っております。次に出てくる何地域、浅川以南でしょうか。（「京王沿線」と呼ぶ者あり）京王沿線、これもつまり日野市の今日の範囲から申しますと、現在の日野市に次ぐ公民館の所在する場所は、ちょっと地理的に偏ってはいないだろうかという反省が我々にも出てくるわけでありまして、そこで今日は、南部とか北部とかいう言い方よりも、むしろ日野市、市域全体で物を考えるということが大切だということは、もう申すまでもございませんので、御提案の——御提案のといいましょうか、京王線の沿線になるべく該当できるものを建てる努力をあらゆる方法で試みるということを重要施策に考えております。

それで、これは別の、別の話といいましょうか、つまり時代的傾向かもしれませんが、まだ多摩の地域には、公民館という名称で、地域、地域のセンターが設けられて、市民施設が設けられておるのも現実ございますし、東京都区部では、23区では練馬区だけに公民館が１館所在する。あとはどこにも所在しないということも聞いておりますので、それらの傾向というものもやっぱり時代のしからしむるところではなかろうか。今の市民自治というのは、あまり行政が手取り、足取りで干渉するよりも、むしろ自由に市民生活の一環として文化やスポーツ、その他の領域に自分の余暇時間といいましょうか、人生の中に取り入れたいと、こういう御意向が当然の今日の状況と思っておりますので、それに極力対応できる、そういう考え方で将来のソフトな領域につきまして、施設として、あるいは事業として取り組んでいくのが適切ではなかろうかと、このように考えておりますことをお答えしておきたいと思います。以上です。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（一ノ瀬　隆君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　市長の答弁で終わるわけですが、答弁の中で、練馬区にしか公民館なくなったと、まあそういったことも杉並の例を申し上げて、いろいろ私も勉強しているつもりです。で、日野のことを論じているんで、日野の市民の要望というのは、

先ほど申し上げたようにずばり公民館を建ててくれなきゃもう困るということじゃない要望もあるわけですよね。集まりたい、学びたいという場所さえできればいいという、それはもうわかっているわけです。しかしそういうことを含めて、今回の多数の請願も出たということは、まだいわゆるかた苦しく言えば社会教育法上の公民館の必要性というものはかなりあるんじゃないかというふうに私は思います。で、基本構想が併存というか、そういう形ですから、心配ないんですけれども、どういうふうにどうするかということの中で、私はやっぱり教育委員会が相当頑張ってもらって、市長部局のプランすることだと、公民館に対する必要性というものを、声を小さくしちゃうというような傾向にならないように頑張ってもらいたいというのが私の気持ちで、市長の答弁の中に、ちょっとヒヤッとするような、中央公民館の充実をうたってあるんでありまして、ほかの公民館の充実は考えていませんとおっしゃるのかと思ったら、そうでなく京王沿線にも考えたいと、こういうことだったもんでまたほっとしたわけです。いずれにしても、複雑な社会変化に対して出された基本方針を、教育の場だということを捨てないで、何かしゃれた名前でコミュニティー・センターでいけばいいという方向に流されないようにぜひ頑張っていただきたいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　これをもって12の２、京王沿線に公民館をの質問を終わります。

一般質問12の３、市職員の福利についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

○28番（名古屋史郎君）　　11分しかありませんので、繰り返し申し上げませんが、先ごろの一般質問の中で、職員の福利についてということで、市の清掃の事業所だとか、公民館の現場とかも現場、出先ということになると、全部になりますから、大変でしょうが、清掃に働く労働者がどれだけ福利・厚生面で恵まれていないのかということを申し上げました。そしたら、環境はもう抜群で、何の不満もなく働いてもらっているというようなお答えがありましたが、何か不平等というか、そういうものがあってはいけないので、鋭意検討するといったようなことも御答弁いただきましたんで、その答弁以後、例えば清掃事業所に簡易食堂的なものができるような構想が生まれつつあるのかどうか、検討の結果ですね、どんなふうになったのかということだけ、１点だけ伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　御質問にお答えを申し上げます。

清掃部の職員にも本庁並みの福利、厚生と申しますか、食堂などが開かれないか、こういう御質問でございます。食堂を開設するにつきましては、御承知のとおり開設に必要なスペース、それからその採算についても十分検討を加えなければなりません。食堂を開設するに適当なスペースと申し上げますと、清掃部内では旧の管理棟か、あるいは厚生ホール、この二つにしぼられてまいります。しかしながら旧の管理棟につきましては、リサイクルセンターといたしまして、現在展示場として利用されております。この展示場につきましては、市民の方々からそこにお出でになって品物を物色されるという方が結構な数おりまして、これを突如に廃止するわけにもまいりません。

また厚生ホールの方につきましては、あの場所が、実は都からの借地になっております。流域下水道が本格的に稼働してまいりますと、この敷地を返還しなければならない。こういう問題も出てまいりまして、将来的にずっと使えるという場所でもございません。また利用人数の面からも検討しておりましたけれども、清掃部の職員、現在58名でございます。この58名のうち、ごみの焼却の方に働いている職員が、30名近くおります。この職員は24勤態勢でございますので、１班５人編成で、ローテーションを組んで働きます。従いまして、ある日の昼食にいるごみ焼却の職員は５名だけになってしまうわけでございます。そうしますと、清掃部の職員が５名、また関連の環境保全ですとか、衛生公社ですとか、そういう職員も含めてもその人数は100名に満たないというようなことで、大変採算上の問題は難しい。また場所についても難しい。こういう結論に達したわけでございます。しかしながら、御質問の中にもございましたように、職員は不平等があってはならない、厚生面についても不平等があってはならない、この点につきましては私どもも実感をしておるところでございます。

現在、市の食堂に入っております業者にお願いをいたしまして、将来的にこういった本庁以外の施設にも、本庁の職員が利用する値段と同じ値段で、利用できないものか、そのためにはこちらから外の施設へ出前をする、そういうような方向も考えております。なお、今後とも食堂側と話し合いをいたしまして、この問題の解決に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　　さすがに清掃部長を体験された部長さんの御答弁ということで、感服いたしました。特に、ちょっと気になるのは、「採算」という言葉なんですよね。互助会というものがあって、その中からもそう大きい声は上がってないようですね、

それこそ不平等という、あそこは駐車料はただだと、本庁はただじゃないと、だからいいんだというようなそういう議論もあるとかないとか聞きますが、私は互助会運営に、例えば食堂の方に委託するにしても、採算なんて言わないで、バンと食堂経営が潤うように補助金かなにか初年度ぐらいはつけて、そして食券なりなんなり、用意できるぐらいしてやって、そして昼、食べるのが５人だなんて言わないで、夜勤の人だってあるんだろうから、そこまでやれとは言わないけど、そのぐらいの配慮をしてもいいんじゃないかというふうに私は思います。

で、せっかくそういう実際のあれ出ていただくということですから、多くを申し上げませんが、この前質問申し上げたときも、八王子市などでは簡易的な食堂だとか、そういった出前とか、あるようです。そうでないところは、何というんですか、手当てというんですか、互助会の中なのかどうか、そういうふうに工夫しているわけで、前般の御答弁というか、大変うれしく思いましたが、採算ということだけにあれしないで、食堂の方にそういう方法を提示するとか、私はさっきのむし返しじゃないんですが、市民会館も宣伝なり、委託の方法によっては湯茶が、市民が自分で飲めるというよりもその辺まで食堂の方にあれしていただくように、市が採算ということを別にかけてあげても、それは大きく残ってくることだというふうに思いますので、その辺も勘案をされて、検討されるよう心からお願い申し上げまして、私の一般質問の全部を終わります。ありがとうございました。

○副議長（一ノ瀬　隆君）　これをもって12の３、市職員の福利についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時10分　　散会

６月20日　火曜日　（第10日）

平成元年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第20号）

６月20日　火曜日　（第10日）

出席議員　（28名）

１番	奥住日出男　君	２番	宮沢清子　君
３番	高橋　徹　君	４番	土方尚功　君
６番	天野輝男　君	７番	福島盛之助　君
８番	福島敏雄　君	９番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
15番	馬場弘融　君	16番	高橋徳次　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（１名）

14番　小山良悟　君

欠員

５番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　川久保友子君

議事日程

平成元年6月20日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時15分　開議

○議長（市川資信君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問13の1、第5期森田市政に望む7つのまちづくりの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔8番議員　登壇〕

○8番（福島敏雄君）　おはようございます。それでは、森田第5期市政に望む7つのまちづくりと題しまして質問をいたします。

森田市長は、市民の多数の支持を得まして5度目の市長の座に就任をされました。リクルート事件、さらには消費税への反発など、強いフォローの風が味方したということもありますけれども、森田市政4期16年のその政治姿勢と実績が評価されたと、こういうふうに理解をいたすわけでございます。特に、憲法を市政に生かそう、さらには緑と清流を取り戻そう、というこの森田市長の基本姿勢、政策の基本がリクルート事件さらには消費税強行に象徴されますように、自民党政治と鮮やかに対比をされまして市民の共感と支持を得られたものと理解をしているところでございます。

国政を担当するもの、さらには地方自治行政を担当するものが発想の原点を何に求めるか、自分の考えのよしあし、こういうものを何を基準に、さらには座標軸に持って、それを対比し検証するかということは、それによりまして国民・市民の生活に大変大きな影響があるわけでございますので、そのことは大変重要なことだというふうに考えております。

それで特に、憲法を市政に生かそう、という考え方でございますけれども、このことにつきましては、森田市政の今まで16年間の中での政策立案、こういったようなことを私なりに整理をいたしますと、特に主権在民、こういうことをベースにいたしまして、憲法第9条、戦争の放棄、こういったようなことにつきましては、市民への平和思想の普及と、こういう観点から日野市の政策が盛り込まれてきた。特に核兵器廃絶・平和都市宣言さらには平和基金の設置、こういったようなことで、要するに地方自治の中で戦争放棄の第9条をどう展開するかというようなことが特徴ある政策として出てきたと、こういうふうに考えるところでございます。

さらには11条、基本的人権の尊重、さらには13条、人間の尊重あるいは幸福の追求権、こういったようなことはそれぞれの政策の中に、特に森田市長の人間を大切にする市政

ということで、人間優先、人間尊重と、これがそれぞれの行政のベースに置かれてきたと、こういうふうに理解をしております。

特に、３番目には第25条、生存権の保障というところがあるわけでございますけれども、ここでは、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると、こういうふうにあるわけでございますけれども、文字どおり、この憲法に書かれた考え方をベースにして老人福祉あるいは障害者の福祉、そういった面で、要するに弱者に対して最低限度の生活を営む権利を有する、このことを行政の中に生かそうと、こういうことが市民に理解をされてきているというふうに思います。

さらには、第26条におきましては、教育を受ける権利、特に機会均等、さらには義務教育は、これを無償とすると、こういう記述があるわけでありますけれども、こうした中におきましては、やはり就学援助の拡大でありますとか、あるいは修学旅行に対する補助金の拡大でありますとか、父母負担の軽減というようなことで、その憲法にうたわれている理念を、いかにこの日野市政の中に生かしていくかということでありまして、これらも大変貴重な考え方だというふうに思うわけでございます。

今申し上げましたようなことにつきましては、特に憲法でございますので国政が受け持つべき課題が多いわけでありますけれども、そして国も一定の努力をしている部分があるわけでありますが、地方自治体でできるものは、財政の許す範囲で補強をしていくというこの考え方は十分評価されるべきものというふうに、私も議員生活７年を過ぎまして、最近特に感じているところでございます。４期16年間、市政の基本に据えてきました憲法を市政に生かそう、さらには緑と清流を取り戻そうと、こういうことにつきましては、５期目におかれましても、当然市長としては強力に取り組んでいただけるものというふうに考えておりますので、きょうの質問の中では具体的には触れませんけれども、要望といたしましては市民の生命と健康の面から、市立病院の充実あるいは南部地域への病院建設、さらには高齢化社会に対応する老人福祉施策の充実など、今までも努力をしてまいりましたけれども、一層の努力をしていただきまして、それらがこの第５期森田市政の中で実現をしていきますように心から要望をする次第でございます。

それで、ここではいわゆる今言いました福祉問題、特に憲法を市政に生かそう、という問題と、それから緑と清流、この基本的な市政から比較的関係の薄いと思われます七つの課題につきまして、その実現を願うという立場から市長の見解を伺いたいということで質問をさせていただきます。

質問の第１点目は、下水道の建設について、地域ごとの建設計画を明確にしてほしいということでございます。

私の目の黒いうちに下水道はできるかな、という質問を栄町、新町さらには東平山、西平山にお住まいの年配の人から受けますと返事に困るわけでございます。昭和76年——平成13年に100％完成するよう下水道事業に取り組んでいますと、毎年何十億円というお金を投入しています、こういうふうに答えるわけでありますけれども、何か不親切だというふうに私は感じるわけでございます。私といたしましては、そこの地域は予定では何年後に使えることになっております、というふうに答えたいと、答えたいと思うわけでございますけれども、これについて市長の御見解を伺いたい。

今議会でも天野議員の方から、２・２・11あるいは１・３・１号線の建設の進展と大いに関係があるという質問もあったわけでございまして、私もそういうふうに感じておりますので、ぜひ、その５期目の前半できるだけ早い時期に、そう狂いのない計画を市民に明らかにしてほしいと、こういうふうに思いますので、その決意をお聞きいたしたいと思います。

質問の２点目は、市内交通網の整備でございます。特に市民の足の便をよくするという意味で、バス路線について明確な方針を打ち出してほしいということであります。

日野台二丁目、西平山、南平、万願寺、万願荘など、今までも議会で指摘された経過もあり、その他も交通不便地域があるわけでありますが、市民への行政サービス向上あるいは商業の活性化、こういったような大きなまちづくりの視点から、バス路線というものは日野市内でどうあるべきものなのかというような討議をぜひ深めていただいて、実現に向けて努力をしてほしいと、こういうふうに考えるわけでございます。

そのために都市計画道路の計画も昨年度作成の計画を修正する必要が出てくることが考えられるわけであります。こういうことにつきまして、特にバス路線のあるべき姿を検討する、そして必要な都市計画道路についてはきちっと計画をし、実現に向けて努力をすると、こういう市長の明確なお考えを担当部長に強力に指示してもらいたいというふうに考えているわけでありますけれども、その点についての市長の御見解を賜りたいと思います。

三つ目のまちづくりにつきましては、市内の交通渋滞解消ということと、西豊田駅実現に力を傾注してほしいということでございます。

交通渋滞解消といいますと国道20号線あるいは高幡踏切立体化の促進、北野－高幡街道の拡幅などあるわけでありますけれども、高幡踏切立体化建設というようなことを中心に交通渋滞解消の御決意を伺いたいし、特に西豊田駅建設につきましては、あの地域

の人とお話をしてみますと、ずっと前から出ている話なので、本当にできるんですか、という話が投げかけられます。私は、これはできるんですかではなくて、みんなもう市民も行政もみんな努力して、そこに建設しなくてはならないものなんです、とこういうふうにちょっと格好よくお答えをさせてもらっておりますが、特に、市長におかれましては、どのような、決意はあるわけですけれども、ステップを踏んでこれの実現に向けて努力していくか、その決意を伺っておきたいと思います。

四つ目のまちづくりといたしましては、今までもいろいろ、今議会におきましても議員の皆さん方から指摘があるわけでありますけれども、要するに週休２日制の拡充、要するに、ゆとりある時間をまちの中でどうそれを生かしていくかというような観点で、一つは体育施設の充実に積極的に努力してほしいということでございます。

特に市民会館、市民プールというようなものについては公約があるわけでありますけれども、私といたしましては、観覧席のある野球場など、これは市民は、かなりの市民が要望をしているわけであります。そうした観覧席つき野球場を新しい事業として検討の素材に入れておくことはできないか。さらには市民体育館、市民プールというのは、どういう方針で建設をしていこうというふうにお考えになっているか、この辺についてお答えをいただきたいと思います。

五つ目は、余暇の活用という面を文化という面からぜひ充実をさせていただきたいということでございます。行政の文化化あるいは文化行政の充実という面から、文化都市日野の進むべき指針を明らかにしてほしいということでございます。

市民のニーズから私が察するところをいえば、要するに趣味を通じて交流できる場所あるいは教養を高めることのできる場所、さらには、いわゆるきのう議論がありましたけれども、コミュニティーをさらに深めることのできる場所、こういったような要するに施設づくりがまだまだ必要だというふうに考えております。

したがいまして、そうした中でいけば、市長の公約にあるわけでありますけれども、西平山、栄町、南平につくるというコミュニティーセンターはどういう程度のものの、どういう内容で、どの程度の規模のものを想定をされているかということをお聞きをいたしたいと思いますし、私はそれぞれの行政視察などでも行って、これはいいなというふうなものを感じておりますけれども、特にプラネタリウムというようなもののついた子供科学館的なものも併設された、いわゆる文化ホールといいますか、さらに、そこには展示場もあり300人ないし350人ぐらいの人が集まっていろいろ用事ができるというような、いわゆる文化ホール的なものの必要性を感じているわけでございますけれども、

こういったものについて、特に市長の生涯教育をこれから充実していくという中で、そういったようなものについての構想は考えられないかどうかということであります。

それから、きのうも名古屋史郎議員の方から大変問題を明確にした、要するに公民館とコミュニティーセンターのお話がありまして、私もそうした面からいけば、公民館的なものの、要するに私なりに理解すれば、公民館というものが要するに先ほど言いましたように、市民の教養なり勉強の場を助けるといいますか、そういったようなものが多いとすれば、私はまだまだ公民館の必要性というものは考えなくてはいけないというふうに考えております。

大変狭い範囲の見方かもしれませんけれども、公民館で、私は公民館に行きますという西平山の人のお話も聞くんですけれども、大変喜んで行くのは何ですかと言いましたらば、陶芸の勉強をやりまして、その後、続けて自分で陶芸をやりながら窯で焼くのが大変いいんですというお話がありました。自転車で西平山の方から中央公民館の方まで来ると、こういうお話がありました。きのう、いろいろ難しい公民館とコミセンとのお話を聞いておりますけれども、やはりだれが、何というんですかね、どういう教育を官制でやるかどうか、市民が主体的にやるかどうかは別にいたしましても、いわゆる今までのコミュニティーセンターですと、そういった例えば陶芸教室に必要な窯というようなもの、あるいは料理教室に必要なそういう調理室というようなものは私はないような気がいたします。そういったものを併設、設備を併設したそういった公民館、これを16万日野市の中で、少なくてもあそこだけではなくて、きのうの名古屋議員への質問で京王沿線に１館と、こういう方針もお聞きをいたしましたけれども、先ほど例に出しましたように、要するに西部の方ですね、西部の方を含めて、私は三つぐらいそういうものがあった方がいいんではないかというふうに、今のそれぞれの市民の皆様方のニーズからいっても、そういう感じをしておりますので、日野に３館ぐらい考えていく必要があるんではないかという意味でこの質問をいたしたいと思います。

それから六つ目は、日野市の商業の活性化を進めていくべきではないかという観点で市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

市長は公約の中で、商店街、観光事業の振興プランと事業への助成に努めると、こういうふうにしております。私は、これだけではちょっとわからないわけでありますけれども、今、日野市の商業について、市長はどういうようなお考えをお持ちなのかということを一つお聞きをしたいと思うんです。どう評価されているかということになるかもしれませんけれども、そういうことでございます。

これから５期目を担当する市長として、この日野市の商業をどういうふうな基本的な考え方でもってまちづくりに取り込んでいこうとするか、あるいはそういう商業の人たちの考え方をどう行政に反映していこうとしているか、その辺をお聞かせをしていただきというふうに思います。

それから、七つ目のまちづくりでございますけれども、私は、市民、法人の納める税金を効率的に活用して市民サービスを一層向上させてほしいということでございます。

市長は市民の声を尊重し、親切、清潔、能率をモットーとして行政サービスに努めますと、こういうふうに言われておりますし、私は、そういった意味で市民サービス、行政サービスの向上に努めます、というその具体的な内容についてどういう構想をお持ちかお聞きをしたいと思います。

その中で、行政改革につきましては自主的行政改革を積極的に進めます、とも言っているわけでありますが、ここでお聞きをしたいのは、自主的行政改革というものがねらいとしているポイントは何なのか、言いかえれば、行政のどこに、何を焦点を絞って自主的行政改革、さらに効率のよい行政を進めようとお考えなのか、その辺の基本的な考え方をお聞きをいたします。

以上が第５期森田市政に望む福祉問題を除きました、あるいは緑と清流を除きました森田市政に望む私の七つの角度からの市長の見解をお聞きしたわけでございますので、よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　総括答弁を私から行い、各関係部長から各論については努めてお答えをするように、することによって答弁としてまとめたいと思います。

今七つの項目を挙げて質問をいただいたわけでありますが、昨日も申し上げておりますとおり、下水道を含め都市計画事業、これらもすべて目的は住民の福祉の増進ということでありますので、福祉と距離が遠いというふうにはむしろ考えていないと申し上げておきたいと思います。

下水道あるいは都市計画事業としての道路、公園、またその手法としての幾つもの区画整理事業、これらは既に事業化して進行中のもの、これから事業化を行うもの、こういう各地点での事業のあります事業を予定しておりますことは御承知のとおりだと思っております。御承知のとおりでございます。とりわけ下水道事業につきまして、つまり100％達成の年次計画を持てと、こういうことでございますので、極力そのような計画に今具体化をしようという努力をいたしております。

当面、選挙公約で大きな努力目標とも言えるわけでありますが、65％、３年後の稼働時期までに65％の管渠の埋設を目標としたい、こういうことも掲げておりますので、今それに合わせて、より明確な計画化を進めておると、こういう状況でございます。

都市計画道路に伴いまして、道路をつくるということは交通を能率化することになりますが、バス路線、バス路線はまた次元の違う交通手段なものですから、なかなか市民の御満足が得られるような対応が困難だということをつくづく感じております。

今回のバス路線に対しましては、一つの考え方として第３セクター方式を問い詰めてみたい、このようなことも考えまして、今それの初動段階に取りついておると、こういう状況でございますので、ある時期には御理解をいただく発表といいましょうか、その機会のなるべく遠くない時点で持ちたいと、このように考えております。

高幡踏切立体化は、これは御承知のとおり区画整理事業によって、高幡の区画整理事業によって必要な用地の確保、それからもう一つは、踏切の南じゃなくて、踏切の北側に当たりますが、西の側の用地買収が伴って、今東京都においてその用地買収の交渉が始まっておると、こういう状況でございまして、私はぜひ来年あたりは、ことしは十分また設計を詰めていただいて、来年あたりは着工していただくと、そういうふうに持っていきたいと、このように願っております。

西豊田駅は、いわゆる西平山区画整理事業におきまして重要な一つの公共事業に当たりますので、西平山区画整理事業に合わせてこの駅の設置、実現、こういうことにより一層の当局への要請を行ってまいりたいと考えております。

昨年末、昨年度末、若干の補足調査を求められまして、そのことを今既にでき上がっているんじゃないかと思っておりますが、そういう一つひとつ、より現実性の確実性を追求をしている、またＪＲ当局もそういう調査を日野市に求めておられると、こういう関係から、かなり具体的な問題として検討されつつあると、このように理解をしておりますので、なお一層の要請行動並びに実現への具体的な協議を進めてまいりたい、このように考えております。

４番目の質問に当たります体育館あるいは市民プール、体育館につきましては仲田緑地の留保分、国有地の留保分、この部分に今やはり区画整理事業を事業化するという前提で内容の検討また当局との協議、これらが進みつつあります。その中で用地を確保し計画を進めていくと、こういうことになるわけであります。

体育館つきのプールではなくて、この市民プールと言われておる現在の市民プールは、駒形公園とあわせて建設省当局の堤防の築造ということがありまして、現在のプールを

改造すると、このことがもう具体的な日程に上ってまいります。したがって、今ことしの予算ではその調査費をつけて、そして専門的調査をやろうというところになるわけでございますから、プールの、これ実現ということではありませんが、改築ということで、なるべく早く流れるプールなどを付した新しいプールをつくっていくと、こういう考え方であります。

行政の文化化、私の見解を昨日も申し上げましたとおり、ハードなまちづくりの目指すところ、つまり今日の余暇時代、余裕のある人生をいかに充実を、充実できるように行政が公的サービスによっていろんな手段を提供すると、こういうことが行政の文化化に当たるだろうと思いますが、そういう時代に到達をしたといいましょうか、あるいは、これから行政の文化化ということについて、つまり文化行政について生涯学習の課題とあわせてその方向に施設をつくり、あるいは事業化を進めると、こういうことになると思っておりますので、そのような方向をこれから積極的に推し進めていきたいと、このように考えております。

公民館あるいはコミュニティーセンターにつきましては、昨日お答えをしたような考え方でございます。

確かにプラネタリウムという子供に夢を持たせる、我々も早くからその実現を何か具体的にと考えたわけでありますが、いい案を今日まで持ち得ていない。八王子では日本一とかいう設備ができたと聞いておりますから、日野市はそれに準じてということじゃありませんが、むしろ今の私の考える点では、清浄な空、そういうことが天空の観測や観察には必要でありますから、むしろ林間施設の方にそういうことを考えたらいかがなものであろうかという感もいたします。

商業に対する認識、これは経済行政ということになりますから、なかなか行政サイドのみで十分な対応ができるということではありませんが、大きな経済行政は都の東京都の商工振興行政にゆだねるといたしまして、小さな商工業といいましょうか、まだ力の弱い方々に対しては十分施策的な支援も必要である、こういう考えでございます。

需要される消費者の側と供給をする商工業の側とのより一層緊密な関係をつくり出すと、そうして最寄り品はなるべく市内で調達をしていただく、これが可能なようにすることが日野市の商工行政の範囲ではなかろうかと、このように思っておりますので、より具体的にまちづくりにあわせて取り組んでいく考えであります。

商業をどう評価するかということでございますから、商業はまさに消費者に対して廉価で、しかも良質の物を提供していただく、これが原則だと思いますし、そのような魅

力があると、信頼ができると、こういうことが大切だというふうに思っております。

税の効率的活用という考え方から市民サービスの向上、市民サービスの向上とはどういう視点から取り組んでいくかと、こういう御質問だと思うわけでありますが、その中で特に自主的行政改革、行政改革ということは御承知のとおり、政府からは臨調行革ということで自治体に対する厳しい締めつけといいましょうか、指導を受けてまいりました。自治の本旨から考えますと、必ずしもそれは適切ではないというふうには思いますけれど、また市民の方から見られてなるべく効率で納税者が満足できる、こういう行政サービスこそ自治体の目標でなければなりませんので、市民に理解をしていただける、そういう原則に基づいた、いわゆるそれをもって自主的行政改革というふうに考えたいところであります。

具体的には、不要不急ということはなかなか見出すことが難しいわけでありますけれど、やはり絶えずスクラップをしながらビルドを考える、そういうことが思考の原則であると思っておりますので、そのように今後も努力をしてまいりたいと思っております。

概念といたしましてそのように総括のお答えをし、また各部分につきましては御質問によってお答えをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、都市整備部関係につきまして具体的にお答えをいたしたいと思います。

まず第１点目の下水道計画でございますが、御承知のように日野市の下水道事業は、流域関連公共下水道といたしまして３処理区に分けまして平成13年の完成を目途に事業を現在進めております。

まず南多摩処理区でございますけれども、整備計画面積が232ヘクタールでございます。このうち昭和63年度末で224ヘクタール整備が完了いたしました。97％の整備率になっております。それから、次が秋川処理区でございますが、整備計画面積が397ヘクタールでございます。63年度末、235ヘクタール完了いたしました。これが59％でございます。平成４年度の処理場の供用開始までには90％以上の整備を完成する予定で進めております。それから浅川処理区でございますが、この面積は全部で1,611ヘクタールございます。現在、このうち認可をとりまして事業を進めております面積が806ヘクタールでございます。浅川右岸が638ヘクタール、左岸が168ヘクタールでございます。昭和63年度末、88ヘクタール、12％の整備が完了しておりまして、この806ヘクタールにつきましては平成６年、全域整備が完了する予定でございます。この浅川処理区のうち未

認可の区域が805ヘクタールございます。この未認可の区域につきましては一部ルート変更もございます。その後に事業認可をとると、そういう作業があるわけでございます。それらの作業を既に手をつけておるわけでございますが、平成２年度には終了させたいということで今取り組んでございます。

先ほど質問の中で各地域別な、地域別の年次計画を明らかにならないかということでございますが、今申し上げましたとおり、浅川処理区の未認可部分の認可をとるということになりますと、いわゆる市全体の事業計画が具体的に明らかになるわけでございますので、平成３年ぐらいには全容が公表できるのではないかというふうに考えております。

それから、現在13年、平成13年の完成をめどにしておりますけれども、市民の要望等も強いわけでございますので、できる限り前倒しで全域が、全市域が完成するよう、現在、計画の見直しをしているということでございます。

次が２点目の都市計画道路の関係でございます。

本数もかなり多いわけでございますので、概略申し上げますと、まず一つは、現在、区画整理方式で万願寺、高幡、豊田南、それから現在事業化を進めておりますのが西平山、万願寺第二、東町、これらの地域につきましては区画整理事業で区域内の都市計画道路を整備するということがまず第１点でございます。

それから、そのほか道路事業等で行うのが、これから申し上げる路線でございます。まず国道でございますが、これは１・３・１号線でございます。万願寺土地区画整理区域内につきましては区画整理事業で先ほど申し上げましたように土地の確保をするわけでございますが、その西側への延伸でございますが、川崎街道まで340メーターございまして、現在この事業化に向けて努力をしているということでございます。それから１・３・２号線でございますが、これが１・３・１号線を一部含むわけでございますけれども、宮地域から市役所の南側の神明上の土地区画整理区域の境までででございますが、約560メーターございます。これも早期事業化を図るために、現在、建設省とともに地元対応をしているという段階でございます。

次が都道関係でございますが、まず２・２・10号線でございます。これは御承知のように、本年４月に暫定供用開始をいたしましたけれども、全面的な整備を現在しておりまして、平成３年度初めには前面供用開始をする予定でございます。それから２・２・11号線でございますが、これはモノレールルートにつきましては区画整理及び直接買収で整備をするということで、現在、東京都が直接買収部分につきましては測量と用地の

用地買収につきましても準備に入っているということでございます。

特にこの２・２・11号線で中央線以西の問題でございます。これは延長が1,380メートルございます。昭和63年度に東京都が測量いたしまして事業化に向けて準備中というものでございます。この1,380メートルのうちに一部組合施行の四谷前区画整理事業が進んでおりまして、一部につきましては区画整理事業で道路用地をあけていくということになろうかと思います。それから次が１・３・４号線でございますが、これは通称第２関戸橋関連道路でございます。昭和63年２月に事業認可をとりまして、平成６年４月に供用開始という予定で現在取り組んでいるところでございます。それから１・２・１号線、これはモノレールルートで程久保の四丁目から明星大学、中央大学の中間を通りまして多摩センターの方へ通ずる都道でございますが、これも現在事業化に向けて進んでおります。今、用地買収をしているところでございます。

その他につきましては川崎街道では高幡不動の前の道路の改修の問題、それから一の宮交差点付近の百草地域の都道の拡幅、こういったところに焦点を当てまして、私の方からも改修の要請並びに努力をしているというところでございます。高幡不動の前につきましては測量が既に完了しているということでございます。

それから市道でございますが、これは２・２・５号線でございますが、本年度工事着工いたしまして３カ年間で完了するということでございます。

それから３点目の――

○議長（市川資信君）　都市整備部長、答弁中でございますが、ただいま質問者、福島敏雄君から、市長の答弁でおおむね理解しておるので、いま少し大意の答弁で結構だという御指摘がございましたので、今後答弁なさる関係部長もひとつよろしくお願いいたします。どうぞお答えいただきたい。

○都市整備部長（前田雅夫君）　わかりました。

それでは３点目の高幡踏切立体化の問題でございますけれども、この件につきましては昨年の７月に事業化の説明会をいたしまして、測量も既に終わっております。本年の10月ごろには設計等も上がりまして用地買収に入るという計画でございます。以上でございます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。実は非常に通告の内容も非常にポイントというか、細かく通告してありませんで、市長にこの第５期市政を進める上で、どういう基本的な方針で臨まれるかということをお聞きしたいと思いましたものですから、

大変抽象的な通告になっておりますので、部長さんには大変御迷惑をかけたかと思います。大変いろいろ御説明していただきまして、ありがとうございました。

したがいまして、私は第５期森田市政の望むべきまちづくりにつきまして、先ほど市長は行政のすべてだ、福祉で、というお話がありました。私も市長の市民自治学園の中でそういうお話を聞いておりますから、そういうことはよくわかっておりますけれども、特にいわゆる福祉というものとやや離れたという意味で質問をいたしましたので、冒頭に市長からそういう発言がありますと私も血の気が多い方でございますので、かなりそれぞれ論戦をしたいという気はあるんですけれども、大先輩でございますし、私など立ち打ちできるわけがありませんから、その辺はあれですけれども、感想を言わせてもらうとそういうことになるわけでございまして、この七つの問題につきまして、これからの中で私が議員として出ている限り、ぜひ市長にこの辺を積極的にやってほしいという問題をとらえましたので、きょうはそういった意味でいけば、そのプログラムというかメニューというか、そういうものについて市長の御見解を伺ったということでございます。

ただ幾つか再質問をさせていただきたいところがあるわけでございますけれども、一つはやはり、要望と再質問になるわけでありますけれど、下水道のことについては大変よく、都市整備部長の答弁によりましてよくわかりました。ありがとうございました。

ただ２番目のバス路線の充実と都市計画道路の整備については、今、都市計画道路がどういう状況に進んでいるんですかという質問ではなくて、バス路線をどう日野市内に今後張りめぐらしていくんですかと、そういう中で、都市計画道路は現在のそういった建設の計画と整合性はあるんでしょうかということなんですね。恐らく、ないと思います。

したがいまして、バス路線を市長は第３セクター方式でも何としてもやっていきたいということになれば、現在の都市計画の道路の建設計画というものは当然見直されるべきものだという質問でございますので、そうした意味で答弁をしていただけば大変ありがたかったわけでありますけれども、ぜひそういった考え方で、バス路線はバス路線でこっちで計画を立てる、都市計画道路はこっちで計画立てるじゃなくて、バス路線を充実させるために道路はどうなくちゃいけないかという、一体になってやっていただきたいというのが話の趣旨でありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、西豊田駅建設につきましては、これは要するに区画整理の中でやらなきゃいけないということはよくわかっているんです。で市民は、そう言っても、もう何年も

前からそう言っているんで本当にできるものかということでございますので、何としてもやらないんだという、いや、やらなきゃいけないんだという市長の答弁をいただきましたので、ぜひそうした面で、これも一部署がやる仕事じゃないと思いまして、やはりいろんな部署が力を合わせて取り組んでいくということが必要だというふうに思いますので、御努力をいただきたいと思います。

それから、体育施設につきましては、体育館は仲田留保地へ、特に区画整理事業との今検討しているので、その中で用地を求めてやっていきたいということでありますので、できるだけ早くこの体育館の計画実現に御努力をしていただきたいというふうに思います。

市民プールにつきましては駒形公園に改造するというお話でございました。何年か前に私は一般質問で体育館と市民プールは仲田の留保地へということで前向きに検討するというお話もございましたものですから、それらが整理し切れなかったわけでありますけれども、とりあえず市長がそういうお考えであるということは理解をできました。このことについては勉強いたしまして、後日またいろいろ話をさせていただきたいと思います。

行政の文化化につきましては、特にコミセンと、それから公民館と、こういうことになっているわけでありますけれども、私はやはりコミュニティーセンターというものがどういうそういう施設といいますかね、どういう内容を備えていなければ、いるべきかというようなことについてぜひ内部で討議をしていただきたいと思います。

これは、その地域の中でもいろいろ要望があろうかと思いますけれども、そういった要望とあわせまして、これからのコミュニティーセンターのあり方、特に地区センターと市民会館あるいはいろいろな会館との中で、そのコミュニティー、いわゆる栄町あるいは南平、西平山につくるコミュニティーセンターというものが、どういう位置づけになるのかというようなことについても御検討していただいて、地域の住民の要望を聞くということも大変重要なことだと思いますので、その辺も御努力をお願いしたいと思います。

プラネタリウムにつきましては八王子が立派なものをつくったけれど、市長の気持ちとしては、そんなものは、そんな立派なものは要らないから、いい空が見えるという意味で空気のいい所へで考えたらどうかと思っているというお考えでございました。それも一つのお考えだとは思いますけれども、やはりこれからの子供が地域の中でどう、その小学校なり中学校なりの学校、教室を離れて、どういうような学習を地域の中でして

いくかというような観点からお考えをぜひしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それから６番目が商業についてでございますが、要するに市長のお考えは、日野市の経済行政につきましては基本的なところは都の行政にゆだねるんだと、それで市でやるのは、いわゆる力の弱い業者への支援というようなことを中心にしたい。基本的に考えることは、市内で調達、できるだけできるというような要するに消費者と生産者あるいは商店というつながりにまちづくりを含めて考えていきたいと、こういうお考えでございました。私もそういうふうに思います。

したがって、具体的に何をするかということがこれから問題で、特に後段で言われました要するに市内で調達する方向というものをまちづくりに合わせるということは具体的に何をするのか、特に豊田の南口の再開発を進める上で、それでは南、南部にお住まいの方々が豊田の南口の再開発ビルにお買い物に来ていただくためにはどうしたらいいかというようなことが、まちづくりの中では当然考えられなきゃいけない課題だと思うんですね。私は、そういうようなことを聞きたいし、日野駅周辺ではどういうようなことが必要なのか、あるいは高幡駅ではどのようなことが必要なのかという三つの商圏といいますかね、そういったようなことのお考えが示されるのかと思いましたけれども、この辺については、やはり具体的に区画整理、まちづくり、再開発を進めていく中で、今、市長がお考えになられた、そういう要するに消費者と商業と結びつけるにはまちづくりを、今やっていることはどういうふうにしたらいいかというようなことをぜひ考えていただきたい、こういうように思うわけであります。

特に南口の再開発へ行けば、例えばの話が、あの浅川のふちにドームつきの、ドームの野球場でもできれば豊田の南口の再開発に入りたい人は大勢出てくると、こういうことになるわけでございまして、商業の活性化とそのまちづくりというのは大変重要なことでございます。したがって、そういうような考え方の中をとるかどうかというようなことを私は聞いているわけでございまして、基本はわかりましたけれど、ぜひその辺を進めていただきたいと、これは要望でございます。

具体的な質問を二ついたしますと、特に公民館につきましては、きのう、市長は名古屋議員にお答えしたとおりですと、こういうことでございますが、名古屋議員は京王線沿線にもう１館と、こういう質問で、それは努力します。私は、先ほど言った公民館の必要性の中で、いま一つぐらい西部の方に必要ではないんですかというような質問もしておりますので、この辺については市長か、あるいは担当かわかりませんが、どちらで

もあれですけれど、できれば市長の方からもう一回お答えをいただきたい。

それから、いま一つ質問をしたいのは、効率的行政を進めるという中で、自主的行政改革の目指すものと、特に、この中では市長はやっぱり納税者が満足できる行政サービスを進めていきたい、これは満点の回答だと思うんですけれど、私は、それはじゃあ何をどういうことを目指すんですかと、こういうことでございます。今必要なことは市民サービスで、市民は何を望んでいるのかと、満足度でどこが欠けているのかということを考えていかなきゃならないと思うんで、私は私なりに推理すれば、まだまだ市民サービスの中で満足度が不足している部分があると思うんですね。

それで特にスクラップ・アンド・ビルドというお話がありましたけれども、私は行政にスクラップというのはあり得ない、こういうふうに思うんです。スクラップするからには代替としての機能はもっとレベルアップする、そして今までの古いやり方というものがなくなっていく、こういうことだと思う。したがって、その循環バスとかというようなものがなくなって、それにかわるサービスが低下したんでは、私は市民は満足度は得られないし、そういうスクラップ・アンド・ビルドは行政の中ではあり得ないと思うんですね。ですから、もしスクラップするんであれば、今いろいろ言われております東部会館なり、あるいはこれからつくる地域のコミュニティーセンターに行けば、行けばですよ、そこに行けばいろんな役所への用が足りちまうというようなことを考えれば、それはバスは要らないし、バス路線も少しはなくてもいいかもしれないし、ということになります。あるいは豊田の駅に行って住民票がとれればいいわけですよね。そういう市民サービス、行政サービスを向上させて、要らないものは、じゃあなくしていきましょうというのが私は行政におけるスクラップ・アンド・ビルドだというふうに思いますので、そういう面でぜひ今どういうサービスをすれば市民がもっと喜ぶか、何を望んでいるかということを役所の中で考えてもらう必要があると思います。

私は１例を言えば、例えば市民課の窓口の人が、市民サービスをこれから考える場合に、例えば市民課の窓口で、市民、お客さんとのトラブルがどういうトラブルがあるかということをずっとつけていまして、どういうトラブルがあるということがわかれば、そのトラブルをなくすには行政サービスでどこを変えなきゃいけないかというのがあると思うんですね。あそこへ市民が来て大声で上げている人がいるらしいんですけれど、一番初めからでかい声を出して、おかしいとどなっている人はいないと思うんですね。何かその人が、もう少しこう変われば市民サービスもよくなるんだと思って話をしている、それが受け入れられないで大声になるというようなことがあるとすれば、それは市

民課に限らず、要するに行政の窓口で市民と激しいやりとりがあるのは何なのかというようなことをそれぞれの場で洗い直して、それを解決するにはどうしたらいいかというのは考えるということも私は行政サービスの大変な向上策だと、こういうふうに思うわけですけれども、そういうことをお聞きをしたい。

それからいま一つ、自主的な行政改革につきまして具体的な話はないんですけれども、私も本当に市民が願っていること言えば、一つは少ない税金で、もう税金は決まっていますから、その中でより多くのサービスを受けられるということだと思うんですね。したがって、市民から見れば要するに経常経費が少なくて、全部がサービスの費用、サービスの費用も経常利益に入る部分があるかもしれませんけれども、人件費なんかあるかもしれませんけれども、あるいは新しい投資的な作業、仕事、こういったようなものに向いてくれりゃいいわけで、そういった面でいきますと、今回も要するに定数の増の提案がなされているわけですけれども、これなどは要するに行政に対する市民の要望ということから大きく考えてみますと、大きく考えてみますと、市民サービス、市民の要望に沿い切ってないと思うんですね、大きく考えてみれば。その一つひとつ、いわゆる市立病院に人工透析をやりますから、お医者さんと看護婦さんはふやすんですという一つひとつよく説明を聞けばよくわかりますけれども、あの中でわからない部分も私は実はあるわけです。そういった面でいきますと、もっと自主的な行政改革ということについて突っ込んだ話し合いを私はすべきじゃないかというふうに思うんです。

例えば定数というような問題がありまして、市の中でもっと論議をしていただきたいことがあるわけです。例えば、あそこは高幡台小と程久保小でしたか、道路を離れてくっついているのは。あそこで例えば学校の給食をやる上で、例えば栄養士さんは本当に2人必要なのか、あるいは3人必要なのかという感じになりますよね。それから、いま一つは、私なども思って、今の役所の仕事の決まりが係単位でなっているとすれば、それを部の中でもっと仕事をするんだと、あるいは課の中で仕事をするんだということになれば、もっと人間がうまく生き生きするんじゃないか。例えば、よくわかりませんけれども、生活環境部を見ると、あそこで公害防災課を中心にして水防訓練をやります、水防訓練をやります、それから経済課を中心にいたしまして産業祭をやります、というような仕事があるとすれば、生活環境部の仕事として水防訓練もやります、それから産業祭もやります、それから住民の健康健診もやります、というようなとらえ方をすれば、仕事のピークが私はそれぞれ少しずつずれているんではないかなという感じがいたします。そういったようなことは、私は自主的な行政改革を進めるという中の一つになるんではないかなというふうに日ごろ考えておりますので、以上、再質問は公民館と自主的な行政改革について、もう一回お聞きをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君の再質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　公民館につきましては、現在の中央公民館が非常に手狭になっておりまして、市民から求められているニーズにこたえ切れないということで、その果たす機能にふさわしい施設をつくりたいというふうに考えておりまして、現在、建設位置などを決めまして計画をできるだけ早く煮詰めたいというふうには考えております。

そうなりますと新しいところに中央公民館が一つできることになります。現在の公民館についてはあの地域の、あの地区の全体計画ができるまでは、そのまま公民館として当然使えることになろうかと思います。

分館という御要望も公民館の関係者からも出されております。3館ぐらい欲しいという希望も出されておりますので、ただいま御質問の中では西部にという御希望でございますので、その辺については他のコミュニティー施設との調整を図りながら十分に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公民館につきましての具体的な回答ということですが、昨日のお答えということを材料にとって不十分だったと思います。

公民館という用語を今後も継承して使うかどうか。今の公民館、現在の公民館に私は当然、これは条例設置でございますから公民館という名称でよろしいと思いますが、今後つくる、より規模の大きいといいましょうか、京王線沿線ということもありますし、また西の方の西平山にという地域の要望もあります。それから豊田の区画整理におきましても、やはり区画整理に伴う地元の文化施設、このようなことも必要であるというふうに考えております。

そういう意味におきまして、また今回のいろいろ市民要望を聞いた中では、例えば現在、七生公会堂300席、市民会館1,100席、その中間程度の座席のあるホールが欲しいと、こういう文化活動の団体からの要望もございます。それから婦人センターをより規模の大きいものに建てかえてほしいと、このような要望も聞きました。1施設1堂ということは、とても不可能だと思いますので、したがって文化施設という、やや総合的な名前の中で共用できる多目的とまでは言わなくても、文化に、文化領域の市民が考えられる諸行事が具体的に使える、そういう場所をという考え方も出てくるわけであります。そ

れらの場所につきましても多少今心当てをつくりつつございます。したがって、そのような施設が全く統一した規模ということではないにいたしましても、市内に市内の適切な配置で３館ぐらいは欲しいということに対しては全く理解のできるところでございます。それをぜひ近いうちに場所も明らかにして実現に進みたいと、こう考えております。

それから、最初にちょっと失礼なことを言い過ぎて恐縮でございましたが、住民福祉ということで特に自主的行政改革、このことにつきましては、なかなか具体的に計画化をすると、これはもう既に一応の資料は持っておるわけでありますが、日々発展をしてやまないまちの、市の市勢――市の勢いです、それからもう一つは、行政需要というものが非常にここのところ大きく転換をしつつあると、それはとりもなおさず市民生活の多様化、価値観のまた多様化、いろいろなことに対しまして、できるだけ対応のできる事業なり施設なりを組んでいかなければなりません。

それから、既に現実に日野市の大きな自治体行政の特色として運営をいたしております市立病院の経営、またこれからの医療の医療需要にこたえる施策、これらのこともございますし、それから現在あるものを、先ほどもお話のとおり、後退させることなく、つまり、より大きいサービスによって代替ができる、こういうことでなければ、いわゆるスクラップなることも不可能でございますから、そのようなこともあわせて、それがつまり大きく発展ということに伴う課題だと、このように思っております。

今後、行政改革、行革の本部というシステムもございますので、その中でより具体的に検討を詰めていきたい、このようにお答えをさせていただきます。

○議長（市川資信君）　福島敏雄君。

○８番（福島敏雄君）　ありがとうございました。ぜひ今市長のお話がありましたようなことの中で、市長みずから公約されていること、このことについて、職員の皆さんの御協力をいただきながら現実のものとしていくという努力を続けていっていただきたいというふうに考えます。

そうした中でも特に効率的行政あるいは行政改革というようなことについては、大変一回やってしまうともうそれで終わりというのが考えがちでございますけれども、やはり市民はサービス向上というようなこととセットでその辺も要望しているということをぜひお忘れなくしていただきたいということをお願いしたいということと、５期目の森田市長の行政運営の中では、それぞれが別個に存在をしないと、それぞれ関連し合って進んでいるというふうに思います。先ほどお話ししましたようにバスと道路とか、いろんなまちづくりとそれから商業の発展の方向とか、いろいろあるわけでございまして、

私は、できればそれぞれの部署での今の職務の内容をもう少し大送りに考えられる方式に持っていくとか、そういうことをしていただきたいと思うわけでございます。

１例を言えば、ゲートボール場をやっているところを管理しているところは職員の中にも幾つかの課があるわけでございますけれども、市民から見ればゲートボールやっているところはゲートボールやるところでございますので、そういった要するに市民サイドから見てどうかというような観点で組織をよく見直すということも私は重要なことだなと。今までいろいろ努力をしていただいていることは認めますけれども、まだこの仕事は私の仕事じゃない、こういうことを考えて物を発言するのは私の範疇でないというふうな雰囲気があるんではなかろうかと思います。だから、それぞれの組織の枠を乗り越えて自由に発言し合う。そうしないと市民のニーズに合った行政運営というものができにくくなる。

きのうも名古屋議員さんから御指摘がありました、要するにコミュニティーセンター、コミセンと公民館というようなものを、それぞれが教育委員会と生活環境部で話し合って、考えていたんではそういう整合性がとれないということになるとすれば、もう少し、それぞれの一つひとつの課題は、むしろそれぞれが市長になったようなつもりでそれを考えていただく、こういう必要性がきているんではないかなというふうに感じておりますので、ぜひ、言葉は悪いかもしれませんけれども、小さな殻に閉じこもって今までの仕事の範疇はこれだからというんじゃなくて、くどいようですけれど、仕事を広げてそれぞれがチャレンジして、それが市民サービスの向上につながると、市民の評価を得るというふうになっていく行政展開になりますようにお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって13の１、第５期森田市政に望む７つのまちづくりの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分　休憩

午後１時13分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、「食卓から時代を考える」（健康と食品のかかわりなどについて）

の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（宮沢清子君）　通告に従いまして「食卓から時代を考える」（健康と食品のかかわりなどについて）一般質問をさせていただきます。

今日の日本は人生80年時代になったと言われております。確かに平均寿命は長くなり、その意味で長寿時代に入ってまいりました。かつてと比べましても栄養状態も生活環境も大きく改善されてまいりました。また医学の進歩や保健医療設備の充実等が行われてきたことも人々の長寿の条件となってまいりました。昔と比べましても食生活が大変豊かになり、食卓に出る食品の種類も豊富になりましたが、偏った物しか食べない傾向も出てきました。外見上は豊かな食生活ですが、栄養のバランスが大きく崩れており、それだけに健康面に及ぼす影響は大きいようです。

国民の死亡原因の移り変わりを見ますと、現代人の食の乱れがよくわかるようです。戦前には大変恐れられた結核や肺炎、気管支炎、胃腸炎などは徐々に減少し、それにかわって脳卒中や心臓病、高血圧症疾患などが急増してまいりました。原因は日ごろの食生活にあるのではないかとも言われております。今日では、おいしいかどうかが最大の関心でありますが、おいしいと思うのは大抵が肉食中心の欧風料理とか牛肉や豚肉、卵、ウナギなど高カロリーの食品をとっていれば健康が保持できると考える人が多いようです。肝心なことは摂取する食品の内容とバランスが大事だと思います。

昭和61年４月のソ連チェルノブイリ原発事故を発端に、広範囲にわたる放射能汚染問題が大きな社会問題となり、特に汚染の影響を強く受けたヨーロッパ各地からの輸入食品が汚染されているとの実態が日本の国でも次々に明らかにされ、その安全性について全国のお母さんたちが危険信号を強く感じておりました。実際に物を買い、毎日の献立を考える主体は女性にかかっておりますので、家庭の食卓を預かる主婦として最大の関心事となり、女性たちの積極的な活動が市民運動の展開として注目をされてまいりましたことは周知のとおりでございます。

今最大の女性問題は汚染食品と看取り、すなわち介護家族対策と言われております。食品行政は第一義的には、国の役割ではないかと理解するところであります。食品に関しましては危険防止の観点から、厚生省所管の食品衛生法と農水省所管の農薬取締法、飼料の安全性、確保及び品質の改善に関する法律等により食品の安全確保が行政の責務となってきております。

輸入食品のチェック体制につきましても関税は大蔵省、食品の衛生、安全確保を目的

として検査を厚生省の検閲所で、有害物質の進入、蔓延の防止及び駆除を農水省の食物防疫所で行っていると聞き及んでおります。東京都におきましては食品衛生法に基づき衛生局が行い、食生活条例については生活文化局が担当しているのが実情であります。

日野市といたしましては食品行政を直接所管しておるわけではありませんが、基本的には国及び都の行政レベルで法律的な展開があり、当然、日野市といたしましても包含されておることと理解をいたしております。

当市におかれましては、去る５月30日の消費者の日には、「チェルノブイリの事故から３年」、今私たちの身の周りで何が起きているのかをテーマに講座が開かれました。チェルノブイリ原発事故後、食品に対する不安が増加している昨今、輸入品の危険性について講演会を催したことは大変意義があったことと思い、評価するところであります。当市におかれましては、先般設置されたと思いますが、食品安全委員会についてお尋ねをいたします。

第１点といたしまして、現在の委員会の構成とその役割と働き、機能について、どのようなお考えをお持ちで推進されておるのかお伺いをいたします。

第２点目といたしまして、日野市の範囲内での食品の安全性の判断は可能なものでしょうか。この点も教えていただきたいと思います。

第３点目といたしまして、安全委員会の責任と誤判断の責任及び企業の損害等の対応について、どのようなお考えをお持ちになっていらっしゃるかお伺いをいたします。

第４点目といたしまして、「条例」によってと請願趣旨にはありましたが、条例設置は自治体で行うことは可能でしょうか、そのお考えをお示しいただきたいと思います。

続きまして、放射線測定器の購入が行われましたが、その利用度とその効用について教えていただきたいと思います。

海外旅行をされた方が持ち帰ったヨーロッパ産の紅茶から、これまでの最高値で規制値の暫定限度になりますけれども、38倍を超える１万4,000ベクレルの放射能が検出をされ衝撃を与えたことはまだ皆様の記憶に新しいことと思います。また厚生省からはトルコ産のヘーデルナッツから日本の制限値370ベクレルを大きく上回る放射能セシウムが検出されたため、積み戻しを指示されたということも聞き及んでおります。さらには乳製品やチョコレートの汚染も高く、スパゲティーやチーズなどからも放射能が基準値以下ではありますが検出をされている等、日常生活にあふれている品物が目にとまります。私たちにできることは、スーパーや店頭で商品を買うときに原産国の表示や製造年月日や添加物などを確かめて買い物は心がけておりますが、先般、日野市におかれまし

ても放射線測定器等を購入され市民の負託にこたえておりますが、その測定器の利用度と効用についてお尋ねをいたします。

次に生産者と消費者のネットワークづくりについてお伺いをいたします。

無農薬や有機栽培を売り物にした野菜や果物がちょっとしたブームになり、健康食品、本物の味ということで売れておりますが、中には不当なものも見受けられるようです。昨年、公正取引委員会が東京都と京阪神のデパート・スーパーを調べましたところ、1割以上が農薬や化学肥料を使用していらっしゃるのに、無農薬や完全有機栽培のレッテルを張られており、不当表示が見受けられたそうです。有機農業について国の正式な定義や基準がないこともあり、紛らわしい農産物が出回っているようです。アメリカでは1970年代後半から有機食品法を制定する州が出始めて、現在では16州に及んでいるそうです。

我が国の農水省でも有機農業の実態調査を始めたばかりですが、有機農業の先進地、宮崎県綾町では、昨年6月、国に先駆けまして自然生態系農業の推進に関する条例を制定され、基準づくりに努めております。本物の有機野菜や果実に町が合格商標を交付されるもので、ことし10月1日から施行をされます。有機農産物生産者の農地を検出した上で登録をされます。出荷の際はさらに生産過程、管理検査を行い、合格品に対してのみ町の合格証標を発行いたします。厳しい基準のもとに町公認の安全で本物の野菜を食卓に届けようというところでしょうか。もともと経済優先の農薬や化学肥料の使い過ぎからの反省から始まり、生産者と消費者の信頼関係に支えられて育っているのが有機農業運動のようです。このように、昨今、無農薬野菜等のブームで有機農業に対する一般消費者や生産者の関心も高まってまいりましたので、生産者と消費者との交流の機会を拡大をし、都市農業の条件を生かした触れ合い農業の促進を図るべきだと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

最後に消費生活改善の観点から、子供とおやつと健康、特に食品添加物との関係についてお伺いをいたします。

食品添加物には化学合成添加物と天然添加物の2種類があるようです。現在、我が国で使用が認められている合成添加物は347種類、天然添加物は900種類と見られております。また化学行政の食品添加物は一応すべて有毒、有害ということを前提に立って、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣の指定するものだけが使用できることになっております。その働きは食品が腐ったり変色をしたりするのを防いだり、栄養を補ったり味、色、形などを整えたりするのに使われ、用途としては保存料、殺菌料、酸

化防止剤、漂白剤、甘味料、被膜剤、防虫剤、着色料など等々31種類にも及んでおります。

さて、おやつと食品添加物の関係ですが、清涼飲料水には保存料が、ポテトチップスには酸化防止剤が、そのほか着香料、着色料、甘味料、強化剤などが欠かせないものとして多用化しております。例えばチューインガムにはカルシウムの栄養をつけるためにということで強化剤が使用されておるようです。チューインガムをかみながらというよりは、牛乳で摂取する方がよいのではないかと考えます。それから、食べ物はやはり見た目で赤いものがより売れるようです。したがって製造業者は赤色の着色料を頻用されるようです。

子供調査研究所が首都圏の子供たちを対象に好きなおやつのデータを発表されておりますが、その中でよく食べるおやつの第1にポテトチップス、2位にスナック菓子、3位にアイスクリームを挙げ、あめ、ビスケット、クッキー、おせんべい、あられ等々を挙げており、続いて果物やチョコレート、ヨーグルトやゼリー等の順に好きな物を御自分の好みの物を順次挙げております。昨今、私たちもおやつの事情の調査をいたしましたところ、同じような傾向が出ておりました。中には清涼飲料水を4本以上飲む人もおりました。また食べたいときに好きな量を食べられる子供たちが数多くいらっしゃることもわかりました。テレビのコマーシャルや自動販売機の普及、さらに親の安易な買い与え方もあると思いますが、子供たちは、いつでも、だれでも、どこでもおやつを買える環境に囲まれております。

おやつの取り過ぎの問題点は糖分過多による肥満、さらには高血圧、糖尿病になるおそれさえあると言われております。そのほか虫歯やカルシウム不足による精神の不安定などいろいろな弊害が予想されてきております。おやつを与えるにしても、清涼飲料水は少し減らして牛乳をふやすとか、手づくりの物を与えるなど工夫が必要かと思われます。ここに糖分10%の清涼飲料水があるとしますと、約250グラムといたしまして、その糖分は25グラムあります。子供たちがこれを何本か飲んだ場合のことを考えてみてください。また子供たちが大好きだと言っているスナック菓子の塩分は100グラム当たり平均1.7グラムにもなります。適量な塩分や糖分は必要なことですが、大量に、しかも毎日連続するということは非常に心配なことで、健康上、危険なことだと感じます。

私は子供の健康づくりのために、一つ、おやつは時間を決めて上げること、二つ、空腹を体験させて食事との境界をあいまいにしないこと、三つ、子供に正しい買い物を教育していくこと、四つ、買い与え過ぎや放任は危険であることを教えていくこと、五つ、

牛乳や手づくりおやつの見直しが大事だと考えられますが、以上の観点から、余り神経質に悲観的になり過ぎることはよくないと思いますが、知識は十分に持って、しっかり自衛していかなければならないと考えますが、本市の消費者行政の中で、消費者に対する情報の提供と意識の啓発事業といたしまして親子スクール等を初め、子供用暮らしのハンドブックなどの発行等をされ、食品衛生に関する情報の提供と意識の高揚に努めていただきたいと思いますが、そのお考えについてお伺いいたします。

以上数点申し述べてまいりましたが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず第１点目の食品安全委員会の件でございます。

この件につきましては、昨年の９月の議会におきまして、食品安全委員会の設置の請願が出されたわけでございますけれども、審議の結果、採択ということになりました。それを受けて種々検討したわけでございますけれども、市側が委員を任命いたしまして行政委員会をつくる、その形態よりも消費者運動として市民みずからが行動していただく、その方がより発展性があり継続性があると、このように考えております。基本的には消費者自身が主体性を持って調査研究また学習をすると、それを行政側が側面からサポートしていくというふうに考えてございます。

それで７月１日号の広報ですけれども、一般公募いたしまして、関心のある方、食品の安全、関心のある方に集まっていただきまして食品の安全確保に関する方策、手だて等を研究していただく客体づくりといいますか、グループづくりを進めていく予定でございます。そのグループに行政側といたしまして経済的な援助をしていくと、さらに国と都を含めて他の行政機関への仲介、協議その他講演会、研修会等への知的な援助もしていく、このように消費者運動の拡大、それと発展には協力をしていくという考えで現在進めているところでございます。

それから２点目でございますけれども、放射線の測定器の利用度とその効用ということでございます。

現在市が持っております測定器はシンチレーションサーベイメーターと申しまして、ガンマー線を測定するものでございます。このほど使用基準を定めましたので、これも７月１日号の広報で広くＰＲをする手段を今進めているところでございます。

その基準と基準の内容でございますけれども、概略申し上げますと、市内で消費者運

動をしていらっしゃる団体、個人、いずれでもだれでも使用できるというものでございます。使用の制限といたしましては、商品の陳列してある場所、店頭等で測定をするということは大変不安を抱かせるということになりますので、生活・保健センターの中に設置いしまして、そこで検査の対象物、食品等を持ち込んで自由に検査をしていただくというふうに考えているところでございます。

効用といたしましては、放射線についての正しい知識と認識を持っていただくものでございますが、それのきっかけになればというふうに考えております。それによって食品安全運動と、そして広がりができまして、消費者同士の連携ができれば幸いであると、このように考えております。

それから生産者と消費者とのネットワークでございます。

生活・保健センターが昨年の４月にオープンをいたしまして、５月から生活・保健センターの前の庭にテントを設けまして地元の農家の方々による産直の野菜を販売を毎週３回行っております。午前中に委嘱されました野菜を午後販売をするということで、新鮮な野菜の供給ができまして大変喜ばれているわけでございます。それから土曜市と申しまして、毎月の最終の土曜日でございますけれども、午前、午後、市内３カ所で地元の野菜を販売をいたしております。それから年１回ですけれども、産業経済課の主催で、消費者と地元農家の方との懇談会を実施をいたしております。この中で消費者からの意見要望等の話し合いがなされまして、その話し合いの結果、青果といいますと七生地区の消費者グループと七生農協とが月１回から２回、地元野菜の直販を行っている。これは４月に双方で話し合いを持ちまして、その年の購入、販売計画を立てているようでございます。年間行事といたしましてもバーベキュー大会とか栗拾い等の行事を行っておりますし、また、ことしは一緒に田植えをするというような計画もございます。また、ふるさと農園と申しまして市内３カ所に農園を提供しているという状況でございます。

消費者グループが行きまして、それと地元生産者へのうまく仲介することが行政でできる範囲だというふうに考えておりますので、今後もこのネットワークについては極力努力をしてまいる覚悟でございます。

それから子供とおやつの関係でございます。

消費者生活全般にわたりまして担当課でございますけれども、出前映画とか消費者学園、消費者講座、それから消費者生活展などの行事を通しまして、食品に対する正しい認識を持ってもらうように啓発に努めているところでございます。

特に子供のおやつに関しましては、お母さん方に十分知識を持っていただくというこ

とで、ことしは日野市消費者展、消費者運動連絡会の会員が出前講師ということで講師になりまして出かけていきまして、消費者問題を一緒に考えるということで、ＰＴＡの会長さんを初め市内の小中学校の家庭教育学級の先生方と御案内を出したということに聞いております。

次代を担う子供たちの命を守るためにもあらゆる手段、機会を設けまして、正しい情報と伝達を消費者団体とともに進めてまいりたいと思います。ＰＲにつきましては十分今後徹底するようにこれからも極力努力を払っていくつもりでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　　ありがとうございました。食品安全委員会なんですけれども、私も厚生委員会で質疑をしてまいりましたし、こういったことの質問というのはどうかとも考えていたんですけれども、市長に基本的なお考えというか、そういうものもお伺いしておきたいなという思いで質問をさせていただきました。

今御答弁のありましたように、消費者運動の一環として経済的な援助をしていく中で、広く深く、また発展していけるような方向づけをしてあげるんだと、それから関心のある方が集まっていただいて、その中で手だてをしていきたいという御答弁であったんですけれども、関心のある人はもちろんですけれども、その中で何ていうんでしょうか、そういったものを知らしめていけるような、またこういう知識を持っていて、さらにこういうものがあるんですよという方を募っていった方が、素人の感覚からの物の見方と考え方というものも一部、ほんの一部ですけれども、入れる要素もあるんではないかと思います。その中にまたさらに専門的な方だとか学識経験者や消費者運動に一生懸命頑張っている人、幅広く多くの方を募りながら、意識の啓蒙を図り、そこから安全委員会が発展していけるようなものの後押しができればというふうに考えております。

せんだっての請願趣旨の中には、市長の食品の安全についての諮問機関というような考え方でこの要望が出てきたわけなんですけれども、その辺の位置づけというのは大変難しいものではないかなと私も考えていたわけなんですけれども、都や国の所管の中での対応になる問題と、それからいろんな問題が起きてたときに、先ほども各種部局の所轄のことをるる申し上げましたが、大体これが７部局くらいに分かれていくというようなお話も聞いておりますので、例えば一つの問題が起きても、そこのところだけで解決できる問題ではなくって、統合的に整合させていくという中での判断が、また基準が必要だということも考えられますし、また、こういった安全委員会がつくられたときに、その責任とか、また例えば判断の基準をどこに置くかという事業者と、それから消費者

との間の感覚の見解の問題、それから企業に総じていくような損害等について、これは市の自治体のレベルではないかと思いますが、この辺について、日野市としてと申しましょうか、市長としてどのようなお考えを持って、またこういったものに対する市民運動というか、市民の積極的な呼びかけに対して今後どのような対応をなさるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、食品と健康というテーマを中心とされまして、いわゆる食品安全、こういうことについての基本的な考え方ということを問われておるということでございます。

昨年、市議会に消費者運動の活動家から、食品安全条例を自治体で設けるように、という請願が出されて、厚生委員会で審議された経過を承知しております。安全条例はなかなか一つの自治体で基本条例、基本的な原則は法律でもできておりますことですし、どの程度のことが自治体で行えることかということに確かに明快なお答えができなかったと、こう思っております。

そこで、提案者の方々も安全条例が困難であるならば、食品安全委員会という委員会制に、委員会制をとって、そうして食品安全行政をやったらと、こういう御趣旨であったと思っております。行政の立場からもいろいろ検討いたしまして、またこの食品安全の、行政といいますのは、法律をもとに、また厚生省の行政当局それから都では保健所という専門の食品安全を目的とする行政部局がありまして、市町村自治体では、どちらかというとそちらに頼っておるという状況が今までの経過であります。そうではありますけれど、消費者の側から関心が高まって、ぜひ安全度を自分たちで確かめたり、あるいは安全に対する行政ないしは品物を供給する側に対しても意識の高揚を求めると、こういうのがいわゆる食品安全運動ということである、そのような認識に立っておるわけであります。したがいまして、昨年、補正予算によって特に問題になっております放射線の、食品に与えております不安ということを一つの当面の課題と考え、放射線測定器を買い求めておるわけであります。

今、部長からお答えをいたしましたのはその機械、機器は、測定器は安全運動の方々に提供して、そうしていわゆるそれは貸し出してということになりますが、貸し出し規定を定めております。そして危険と思われる品物、食品あるいは確認をしたい、そういう一つの手段として消費者運動自身でそういった行動をとっていただく、それに対しまして行政は多少の品物を買われるといいますかね、そういう検査物を入手される経費で

ありますとか、あるいはもう若干の行動費でありますとか、そういうことを支援をすると、こういう仕組みをとりつつございます。７月１日の広報でそれらの内容を市民に広くお知らせをしたり、またこういう運動に対します関心を高めていきたいと、こういうことを予定を進めつつございます。

私、今の質問に対する結論といたしましては、せっかくそういう条例の制定でありますとか委員会の設置というふうな運動をしてこられた関心の高い方々に、もう一息運動体として御活躍を期待いただきたいものだと、そういうことからいろんな情報を市民にも提供し、それによって食品安全に対します関心の意識高揚と、それから業者といいましょうか、業界に対する一定の警告が間接にできると、このような見解でおります。専門的な指導や、それから判定につきましては専門行政の部署であります保健所あるいは東京都の施設にあります生活相談センター、これらのところに持ち出して、そうして判定なり方針を決める判断の指導を受けると、こういうことにいたしたいと思っております。行政自身、今判断能力ということを持ち得ておるわけではありませんので、そういう広い食品安全行政の中の市民運動、住民運動対策として、できるだけの対応ができるようにしていきたいと、こういう考え方でございます。

御指摘の確かに健康と食品ということは、特に今日的輸入食品が多いとか、あるいは添加物が多いとか、半製品がもともと食卓にどんどん上ってくる状況でもありますので、健康を守るためにということから、もっともっと地域でも関心を高め、また行政としてそのような役割を果たすべきだと、このように考えておりますので、いろいろ御指摘、御指導いただきながら努めてまいりたいと、こう考えております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ありがとうございました。いろいろと市長もお話をしてくださったんですが、最も大切なことであり、最も大切なことを望んでいる主婦やお母さん方の思いというのは、よりよく安全であることと栄養の効果があることとおいしいこととにおい――悪臭がないというんでしょうかね、こういったものも個人の判断や嗜好によると思いますが、一つひとつ求めるものが高度になってきておりますので、それに対する対応も必要になってくると思いますので、その点も含みながら今後御検討いただきたいと思います。

また触れ合い農業なんですけれども、消費者と生産者とのネットワークづくりを充実をさせながら、今現在の食生活というのはしゅんの物に対する感動というのがなくなってきて、一年じゅういつでも食べたい物が購入できる、口の中に入ってくるという、そ

ういった豊かさの中で失われた思いというんでしょうかね、心というか、そういったものをもう一度生産者も消費者も見直しをしながら時期に合った物、しゅんに合った物を食べていく、そして健康の増進を図っていく、こんな観点から都市農業の状況を生かした触れ合い農業等についてもさらなる促進をお願いしたいと思います。

また、私どもが一番心配しているのは、がんになったり流産がふえたりとか、食生活から及ぼす正しい認識を持つ中でのその知恵を日常化させたり、また習慣化して次の世代の子供たちに教えていかなければいけないなということを感じます。例えば発がん物質でレモンに塗ってあるＯＰＰというのは１分間で水に溶けますからしっかり洗って使用するとか、小さなことでありますけれども、日常の中でこの習慣づけをさせていく、このことが21世紀への健康として保たれていくんではないかと考えます。一番大事なことは正しい知識を持って健康な食生活のためにバランスよく少量多種類の食品を摂取するよう心がけて、日常から体に抵抗力をつけてくることが大事なことと思います。

そういった観点から食卓から次の時代を考えていきたい、身近なところから、生活の場からソフトで人間味のある温かみのある時代をつくっていきたいと思い、この質問をさせていただきましたので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（市川資信君）　これをもって14の１、「食卓から時代を考える」（健康と食品のかかわりなどについて）の質問を終わります。

一般質問14の２、多摩都市モノレールについて（多摩動物公園通りの桜並木の保存対策等について）の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○２番（宮沢清子君）　続きまして、多摩都市モノレールについて（多摩動物公園通りの桜並木の保存対策等について）質問をさせていただきます。

モノレールは近年開発された交通機関のように思われがちですが、その歴史は意外に古く、文献によりますと、発祥はイギリスでちょうど蒸気機関車が実用化される前後の1820年だと記されておりました。当時は風力で走っていたようですが、さまざまな研究が進められ、現在ではレールの上をまたいで走る跨座型と、レールの上をぶら下がっていく懸垂型とタイプは二つに分かれており、ともにスピード、輸送能力などの面から中距離輸送に適しておると言われております。

東京西部の夢の橋と言われ続けてきました多摩都市モノレール計画が360万多摩都民の熱い注視を浴びて本格的に動き出してまいりました。まず立川から新青梅街道間が平成４年の開業に向けて整備に着手されております。さらには、立川から多摩センター間につきましても平成２年度から工事が予定をされ、平成８年度には多摩センター、立川、

新青梅街道を結ぶ全長16キロが前面開通される予定だと伺っております。さらに八王子市、町田市など11市町村を結ぶ全長90キロ余りの全ルートの建設構想につきましても基礎調査と延伸区間調査を行うとの旨も聞き及んでおります。

多摩地域の交通事情は多摩格差の言葉で象徴されてきたとおり、23区内に比べて大幅に立ちおくれているのが実情でありました。住民のほとんどの方々が道路網によるバス輸送を利用されておりますので、朝夕の通勤、通学時には10キロくらいの道のりでも交通渋滞に巻き込まれて１時間くらいかかる例は珍しくない状況であります。また鉄道の各駅を目指すサラリーマンの方や学生たちの足は、どこもお手上げの状態にあります。

こうした中で多摩都市モノレールは通勤、通学の交通の混雑を緩和することはもちろんのこととといたしまして、主婦や一般市民の生活の足として、さらには多摩地域の魅力ある都市空間の創出の上でも大きなメリットがあるものと期待されておるところでございます。利点といたしましても建設費が安いこと、排気ガスや騒音などの公害が少ないこと、輸送力がバスの４台分もあること、定時運行で所要時間が短縮できること等が調査の結果としてあらわれているようです。日野市に関係する駅といたしましても多摩動物公園、程久保、高幡不動、万願寺、甲州街道駅の５駅が設置され、立川駅につながるようになっています。

日野市、多摩市及び八王子市の地域には多摩丘陵が広がり、クヌギ、コナラ、ケヤキ等が多く残存する緑豊かな地域でありますが、近年、多摩ニュータウン計画を初め、明星大学、中央大学など学園移転による開発も進められておるところです。多摩動物公園を初め、程久保地域周辺は地形的に北東方向に緩やかに下る谷に位置しており、多摩動物公園から川崎街道までの約１キロメートルの地域で日野２・２・11号線、京王帝都、多摩動物園線及び程久保川が並行して谷を下っておるところです。

モノレール計画路線沿いには街路樹が多く植えられております。特に日野２・２・11号線の高幡交差点から多摩動物公園駅までの街路樹は桜並木になっておりますことは御承知のとおりです。春４月、寒風に耐え抜いた桜が、時が満ちけんらんと咲き香ります。長き冬の風雪に耐え抜いた不動の美しさと気品がそこには輝いているように思えてなりません。桜花らんまんと咲き香る花に訪れる人々の心まで和やかに満たしてくれております。このすばらしい桜並木がモノレール事業の実施に伴い現況のままなのかどうかを多くの市民の皆様が心配をされているところであります。現況の幅員が15メーターくらいだと思いますが、モノレールの道路は最低22メーター道路になって、この中間を走らせるわけでございますから、当然道路も拡幅をされ整備が行われると思います。

そこで事業の実施に伴い、植物及びその成育環境への影響が考えられます。植物の状況、緑の量、植物と成育環境との相互関係及び法令による規制等も調査されていらっしゃると思いますので、日野２・２・11号線、多摩動物公園通りの桜並木は今後保存できるのでしょうか。また、その対策についてお伺いをいたします。

また、程久保川旧河川敷緑道整備計画とモノレールとの整合性について教えていただきたいと思います。

さらに延長650メートルの箇所の幅員整備について、その後の進捗状況をお伺いいたします。

また程久保を始点とした多摩動物公園付近上流600メートルの整備計画はどのようになっておりますでしょうか、この点についてお伺いいたします。

以上でございますが、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたします。

まず１点目の多摩動物公園通りの桜並木の保存の件でございます。

御質問にもございましたけれども、多摩都市モノレールのルートに決定しておりまして、限度幅員が15メートルから22メートルに拡幅される予定でございます。この22メートルの道路の中央をモノレールのインフラ部の橋脚が建つわけでございます。したがいまして、現在の道路断面に変更が生じまして、街路樹の桜は当然位置が変更になるわけでございます。

御指摘の桜については、現在、東京都は今後よく調査検討いたしまして対処したいということでございます。桜の成木の移植につきましては、樹木の性質上、移植をいたしますと非常に樹勢の活力が減退をするわけでございます。しかしながら、近年、重機とか、あるいは移植の技術の向上もございまして、かなりの部分、移植が可能になってきております。今後、市からも東京都に対しまして、できる限り移植で保存ができるよう今後要望いたしたいというふうに考えております。

それから２点目の程久保川の整備の件でございますが、これは動物公園駅の少し北側から、これは程久保八丁目でございますけれども、動物園の駅の広場を通りまして上流に行きますと程久保川の始点があるわけでございます。延長約600メートル前後でございます。この川につきましては、地元の方からも東京都に対しまして整備の要望等も出ている箇所でございます。この川につきましてはモノレールの築造に深く関係をいたしますので、現在、並行してですね、整備をしようということで東京都南多摩西部建設事

務所におきまして財産等の調査を現在行っております。

したがって、今後、これらの調査を踏まえて改修計画が立案されますので、モノレール事業とも調整を図りながら実施するよう、さらに東京都の方にも市から要望してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。今お話がありましたように、桜の花の移植というのは大変難しいように私も伺っております。また今御答弁いただきましたように、東京都に要望していただくということですので、ぜひ積極的な働きかけの中で皆さんの心の中にとどまるような、そんな対応をお願いしていきたいと思います。

特に桜の花というのは成長が極めて早く、10年にして立派な花として見られ、また今壮観に見られるのはちょうど30年前くらいに歩道をつけるときに植樹をされたということも伺っておりまして、大体30年にして銘木の姿をつくるということで今の花が最全盛期ではないかというふうにも思います。ですから、ぜひ身近な自然の一つであり、昔から桜への親近感はまちを通る人々、また国民性としても人々の心を楽しませ、豊かにしてくれますので、ぜひこのことは大事にしていただいて、積極的な応対をお願いいたします。

またさらには騒音や日照障害や電波障害等、また動植物の保全と周辺地域の環境保全のための処置にも特段な御配慮をお願いしたいと思います。

大変、モノレールができるに当たって交通の便という点での喜ばしいことと、自然の保護ということでの懸念ということで皆さんいろんな思いがありますので、両方ともの思いが積極的に対応できるように御対処のほどお願いいたします。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって14の2、多摩都市モノレールについて（多摩動物公園通りの桜並木の保存対策等について）の質問を終わります。

一般質問14の3、新井一号線道路の拡幅と整備についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○2番（宮沢清子君）　3点目の通告質問といたしまして、新井の一号線道路の拡幅と整備について御質問をさせていただきます。

私は今回4点のことを質問させていただいておりますが、市民相談の中から受けた種々の問題でございますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

この新井1号線道路に関しましても、区画整理事業完了地域と万願寺、高幡、豊田南

区画整理事業を含めますと面積比率でほぼ33％となりますことは周知のとおりであります。そのほかに公団住宅、都営住宅と、既に開発整備されている地域を含めますと約50％が整備中、または整備をされておる地域となっております。残る50％の未整備地域のうち今後区画整理等により整備計画を予定していない未整備地域につきましては、都市基盤整備及び地域格差是正が区画整理事業と並行して行われることが大事であり、課題であると考えております。未整備地域の是正計画を早期に取り組み、計画的な是正工事に着手をしていただき、未整備地域の解消を図っていただきたいと考えております。

特に新井1号線道路は著しく道路面積比率が低い上に狭隘道路であります。この地域は浅川から川崎街道に通ずる幹線道路にもなっております。近年、特に自動車の交通量の増大により対抗車同士がすれ違うときは幅員が狭い上、線形がS字型になっており、用水路もあり、大変複雑な道路となっております。

以上のような点に御配慮をしていただき、拡幅の改良と生活道路としての道路整備をお願いしたく、そのお考えをお伺いいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　御質問のお答えについては過去の経緯と、それから必要性それから現状というふうな流れでお答えをさせていただきたいと思います。

都道川崎街道から新井橋方面へ抜ける新井1号線は、従来から地域の幹線市道として非常に利用度の高い道路でございます。しかし、幅員が今御質問のように2メーター70で狭く、曲がりが多いため、車両の交差や歩行者の安全の確保に問題が発生しております。

拡幅整備方針については今から7年ほど前ですか、計画を立てております。しかし、前後して高幡の土地区画整理事業の基盤整備の構想が発生して、このために具体的に測量と調査を開始したのが昭和62年度でございます。未整備の区間は延長にいたしますと約400メートルでございます。このうち北端部の区画整理事業区域外でございますけれど、延長が約120メートルでございます。幅員6メーターに拡幅整備することは区域内外の交通を連絡する必要市道として重要な役割になると思います。

この整備計画でございますけれども、日野市基本計画における事業計画において前期の必要整備事業として明記してあります。この市道の根幹をなすものであることから早急に拡幅整備が必要であると痛感しております。

この用地買収でございますけれども、用地買収と整備でございますけれども、平成元年度内にこれらを完了いたしまして目途に進めております。これによりまして安全確保

と利便を図りたいと思っております。今年度で努力して完成をしたいということでございます。以上です。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　ありがとうございました。大変この地域は、ただいまも御説明がありましたように幅員が2メーター70という狭いところでS字型で、さらには田んぼと用水がというような感じになっておりますし、利便性の面から、また安全性や防災上の問題点もこの地域の方々は大変感じておるところですし、さらには高幡不動の、高幡の不動の駅の踏切がなかなか通行がうまくいかないというか、スムーズにいかない、流れないということでこの道路を使っている方が年々ふえてきておりまして、自動車の交通量も多いところでございますので、ぜひ道路整備はただいまの御答弁のように平成元年度内に御努力をお願いしたいと思いますが、さらには市長に御決意をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この新井1号線は私も先日現地で目の当たりに見てまいりました。交通量がふえるということと、それから隣して区画整理事業を進めておりますので、この道路の整備をする必要があるということはますます緊要度が高まっておりますので、早速取り組むようにということを指示したところでございました。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○2番（宮沢清子君）　大変ありがとうございました。いろいろとお願いいたしましたが、とにかく生活環境がスムーズに維持できるように、また幹線道路としての機能が発揮されて快適な生活が送れますようによろしくお願いいたします。

以上でこの質問を終わらせていただきます。

○議長（市川資信君）　これをもって14の3、新井一号線道路の拡幅と整備についての質問を終わります。

一般質問14の4、潤徳小学校通学路の安全対策についての通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○2番（宮沢清子君）　引き続きまして、潤徳小学校通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

日野市の人口は昭和33年ごろから飛躍的に増加を始め、昭和35年から昭和60年度までの25年間で人口が3.58倍に増加するなど急速な都市化に伴い、都市基盤整備が人口の増加に対応し切れずに種々な問題点が指摘されておるところであります。高幡、新井地域

も都市基盤整備の上から高幡土地区画整理事業計画案が示されましたが、昭和57年12月、区画整理事業反対の請願が提出をされ、議会、行政におきましても論議を尽くしてきましたが、結果的に潤徳小学校付近地域は区画整理事業より外され、今後は区画整理以外の方法で整備することになったと聞き及んでおります。

潤徳小学校の正門より南側にあります開渠の排水路と平行している道路は、通勤、通学などに利用され、最近特に交通量が増加してまいりました。この道路は幅員が狭い上に用水路にも面しており、片側には常時自動車が駐停車されておりますので、他の車が往来してくるのと児童・生徒が通学路として利用されていらっしゃるようで大変危険な状況となってきております。児童、生徒のお母さん、お父さんからも大変心配をされて御相談も受けております。

また仮称二番橋が高幡橋と新井橋区間との中間地点にかけられる人道橋で、左岸側の万願寺土地区画整理地域と右岸側の高幡不動駅とを結ぶとともに、橋とその周辺の水辺が市民の出会いの場となることを架橋目的として現在工事が進められており、平成2年12月の完成を目指しております。現在、上部工事が行われているところでありますが、仮称二番橋の新設効果といたしまして、まちづくりの一環としての役割、通勤、通学路としての役割、日野市としてのシンボル、避難路としてのシンボル等々を挙げられておりますが、橋としての一定の効果はありますが、今後ますます高幡不動駅への利用者もふえてまいりますし、また災害時における緊急を要することも出てくると思いますので道路の整備が必要になってまいります。

そこで開渠の排水路を暗渠にしていただき、歩道または車道の拡幅整備促進が望まれると思います。さらには児童・生徒の通学路の安全確保のために、より安全な道路を通学路として御検討いただきたくお伺いをいたします。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　ただいま御指摘のございました潤徳小の南側の道路につきましては、現在幅員が約4.4メーターほどの道路でございます。そこに終日車が駐車をしているということで、実際に幅員が非常に狭いところですから駐車禁止の場所に相当すると思いますけれども、学校側でも大変苦慮しておりまして、再三取り締まり方については警察にお願いをしているところでございます。

この点につきましては、まず違法な駐車をしないようにしていただくということがまず第一でございますので、この辺については関係課とも十分連絡をとりながら駐車禁止の明示の方法だとか、違法駐車の取り締まりなど一層安全確保のためには努力をしてま

いりたいというふうに思います。

それから、この道の学校寄りのところに、道路と学校のフェンスとの間にＶ字型の溝状の部分が約２メーターぐらいの幅でございます。そこを埋め戻してというお話でございますが、現在の段階では、道路と校庭との段差の問題がありまして、そのままでは簡単に埋め戻しはできないようでございますが、この辺につきましては、やはり道路の幅員を広げた方が安全性が増すというふうに考えられますので、今後、やはり十分協議をして、どういう対応策をとったら安全な通学路として確保できるかですね、検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　ぜひ埋め立てと申しましょうか、暗渠にしていただいて歩道ができるように確保をお願いしたいと思います。児童・生徒の登下校が安全であるような適切な御配慮をよろしくお願いいたします。

市長さんのお考えがありましたら一言お願いいたします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、潤徳小学校の周辺の通学路という御質問なんですが、あわせて仮称二番橋をつくることによって交通量がふえる、したがって現状の道路をできるだけ整備をするということで一応の交通路を開きたいと、こう考えております。一方に人道橋、自転車を通すということにしておるものですから自転車置き場が相当広い面積を必要とする、これらに対する対策を今から取り組む必要があると、このように考えております。

小学校の交通安全につきましては、最優先をして安全を図ると、このように考えております。

○議長（市川資信君）　宮沢清子君。

○２番（宮沢清子君）　自転車置き場ということで二番橋から自転車通路にもなりますし、人道橋と兼ねて来るわけですから、当然対応もお考えになると思いますが、とにかくあそこが自転車の出入りと小学校の正門のもう真横になるわけですよね。ですから、そういった安全面ということも今後御検討の中に含んでいただいて、ぜひ拡幅ということでお願いをしたいと思いますので、今後また御検討をよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　これをもって14の４、潤徳小学校通学路の安全対策についての質問を終わります。

一般質問15の１、子どもキャンプ村よどこへ行くの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（土方尚功君）　こんにちは。４番土方です。通告に従いまして質問を進めていきたいと思いますが、昨日の小山議員の発言ではありませんが、ディスクに行けばわかるんじゃないかなというような一面もあろうかと思いますけれども、何分にもこの忙しい情勢の中でございまして、十分に資料が整わない。まことに申しわけない一面がございますけれども、持てる力の中でやっていきたいと思います。

大変青少年の健全育成というような一面から、夏休みの子供会の活動の場として昭和50年から平山のキャンプという、少年キャンプ村というようなことで当初名称をつけられておりました。このキャンプ村が、ことし何か中止であるというようなことのお話を伺いました。

私、51年から55年までの５年間、この少年キャンプ村の設営をし、子供たちとともに仕事の上とはいいながら一言遊んだという表現の方がよろしいかなと思うんですが、そういう経験を持ち合わせている上から、この子供キャンプ村という名称が変わっても大変親しみのある施設でございます。これがなくなってしまうということでは大変だというようなことで市の対応ということでお伺いをしていきたいと思います。

振り返ってみれば、50年のときに今こちらの総務部長という職でおります坂本、当時の社会教育課長、この時代に50年の最初のときにできまして、51年から、かつていろいろ問題で最終的に亡くなってしまいましたけれども、柳下課長をしていろいろ整備に取り組んだ背景でございます。特に私も今の中里健康課長が当時係長、そして私の目の前に今座っております馬場弘融議員も青少年委員というようなことで、何もない施設を一生懸命つくり出してやりました。これが、たしかああいった架設の場所ですから日野市に地続きでありながら日野の区域外、八王子の堀之内という場所でございますけれども、京王研修センターの一角と、当時、京王が所有をしていた今の平山城址公園、今現在は都立の公園としてなっておりますけれども、この場所を使って始めた背景がございます。そういう中で過去において、この議会に入ってきても予算の委員会等で若干の質問もさせていただいたりなんかした背景があります。

しかし、今回ですね、突然といいますか、そういう背景の中で中止だというようなことを私耳にいたしまして、ぜひそこら辺の背景と今後の対応といいますか、その点についてお伺いをしていきたいと思います。

特にこのキャンプ村を設営するということはジュニアリーダーの講習会を子供会のリーダー、五、六年生の養成のために講習を始め、それが最終の集大成ということでこのキャンプ村のテント張りであるとか、いろいろかまどをつくったり、当初の時点ではみんな子供たちとともにそういった炊事の関係それから仮設のトイレ、仮設の水道を使ってかまどをつくり炊事をしたと、これが大体、基本的にはあと業者に任せてそういった工作物をつくり子供たちがテントを張って、これの体系はほとんど同じであろうかと思います。そんなことからジュニアリーダーの講習等もどのように変化をしていくのか。ぜひ、まとめますとそのキャンプ村が、ことしどうしてそのような状況になったのか、そして、それについて教育委員会、今年度の対応はどのように考えられているのか、ひとつ。

それから、それに加えて今後どのようなことでこのキャンプ村を続けるのか、あるいは中止をするのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

また再質問という形で進めていきたいと思います。

○議長（市川資信君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　お答えをいたします。

今御質問の中で御指摘がございましたように、昭和50年から子供キャンプ村というのを京王研修センターの用地約1,500平方メートルほどを借用いたしまして実施をしてきました。十数年の歴史を持っておりまして、これは夏の子供会の行事としては大きな成果を上げているんではないかというふうに私どもも考えてきております。

夏休みの間の２週間程度、仮設のキャンプ場を開設をして事業を行ってきたわけでございます。本年度もその予定で事業を考えておったわけですが、４月に入りましてから京王側の方から京王の社員のための資料館を建設をすると、で６月ごろから工事にかかるということで連絡がございました。したがいまして、夏期にこの用地を使ってキャンプ場を開設するということが不可能になったわけでございます。

したがいまして、今年度４月に入ってからのことでございましたので、すぐの対応ということがなかなか難しくて、あちこち市外のキャンプ場等にも照会をしたりしてみましたけれども、場所を確保することが実際にはなかなか困難であったというようなことがございまして、当面、関係の団体等ともいろいろ協議はしましたけれども、代替案といいますか、キャンプ以外の代替案等も出されておったようでございますけれども、キャンプにつきましては、保有をしておりますテントとか炊事道具その他の物もございますので、グループごとにキャンプ計画のあるグループに対してはそういったテントとか炊事道具等についてはお貸しをしたいと、それで今年度は何とかまとまった形でのキャン

プを開設することが難しいわけでございますけれども、そういうようなことで対応をとりたいというふうに考えているわけでございます。

来年度以降のじゃあどうするのかという問題でございますけれども、この辺につきましては、関係団体とも十分協議をしながら進めたいというふうに考えております。果たして市内で別の場所にキャンプ場を確保することが可能かどうか、そういったことも含めまして検討をし、何らかの改善策を見出すようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　仮設のキャンプ場ですから、貸す相手方の事情によって会場がなくなるということでは、これはやむを得ない事情であろうかと思います。そうしますと、あとの対応ということで、今、次長の方も市外のキャンプ場というようなことで当たった。我々、状況をつかむところではほかの市でも多摩市では弾薬庫を使ったり、稲城市でも他の場所、それから町田等もありますし、立川の場合はないかと思いますが、八王子等それぞれキャンプ場ということで仮設で大体の市が開いている状況であります。

それから、あとは日野の市内の中でも、これは営業ということでありますが、多摩テックでも、要するに我々がキャンプ場を開いた51年じゃなくて、52年からですかね、多摩テックがキャンプ場を開設をしてきた。これについては高橋　徹議員等もやっているＪＣ関係の国際交流というようなことで使ったりなんかしているキャンプの体系もあるわけですけれども、市内にそういったことが一つある。それから、例えばあとは相模湖のピクニックランドであるとか、そういう営業的にやっているキャンプ場というのが相当あろうかと思います。

ぜひ子供会は比較的、活動からすればそういったところに経費が、もともとこの市に施設がないということの一つが大きな原因で仮設をつくったということと、それから子供会が比較的活動費というのが補助金は総額では百五、六十万、今ちょっと上回っていますけれども、そういった１団体にすればせいぜい２万かそこいらの要するに補助金というようなことで、あとは廃品回収をしたり子供たちの何がしかの会費ということで運営されている、大変活動費というものが大きくかけられない団体でありまして、そういったことをフォローする意味でも、いかに手軽に使えるかというような点があってスタートした背景があろうかと思います。

ぜひ、今年度は貸し出しというようなことで代替にかえるということですけれども、毎年、子供会活動として定着をしてきた団体、年によっては大変気候の関係で中止にな

るということはありますけれども、当初の段階でも10数団体、20団体程度の利用がありましたし、最近の傾向とすると、例の社会教育のまとめ等からすれば10団体をちょっと超える程度の実績であったかと思うんですが、いずれにしても、毎年そういった継続してきたものがここでぽつっと消える、代替のものにかえるということもありますけれども、やはり子供というのは触れ合いといいますかね、ふだんの子供会活動と違って団体でほかの、ふだん泊まったことのない仲間たちと炊事をしたり、ともに遊んだりキャンプファイヤーを囲む、こんなようなことが一つの巣立ちの中で大変役に立っている一面だと思うんです。学校教育の場ではできない、持っていない社会教育のいい一面がそこに出るわけすね。

教育長とすれば、どうも専門的には学校教育の分野が大変すばらしい一面を見せているということは評価をいたしますけれども、一面です、社会教育だから全然ないんだということじゃなくて、前回の名古屋議員の公民館の問題ではありませんけれども、そういったもの、あるいは図書館ということも社会教育の一面でありますが、それを除いた部分の社会体育を除き、本来の社会教育、文化財とかそういったものは別として、青少年を取り巻く社会教育の一面からすれば大変貴重な経験ができるキャンプ生活でございますので、ぜひ何らかのもう少しテントを貸し出すだけでなく、例えば多摩テックが施設としてあるわけですから、今年度に限っては利用料金の何がしかを面倒見てやるというようなことでキャンプができるわけですから、そんなことも考える必要があったんじゃないかなと思います。そこら辺検討されたかどうか。

特にもしもう一面は、過日南平丘陵公園が開設をされました。私が見る限りでは十分テントが５張りや７張り、10張り程度は一番入っていった炭焼き小屋の先のところ、みんなは平地でなければというような発想があろうかと思いますが、十分あの程度の傾斜ではテントも張れるというふうに理解をしているところです。特にトイレは、通常の場合は仮設の要するに現場用のトイレを二つぐらい大便用で二つ、小便用で二つぐらいの程度でやっているし、水道だってあそこに水飲み場がありますから、あれから配管をすれば十分炊事ができるような対応もできると、このように私は見ておりました。その場では、あそこでキャンプのことを考えていますか、というような質問をする場でもありませんから、特にきょう、こんなことを都市計画なりあるいは建設部なり教育なりがそういう協議をなさったのかどうか、ここら辺をひとつお伺いをしたいなと思っているところです。

そういう角度で若干そこの質問を先にやらせていただきたいなと思います。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君の再質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　お答えいたします。

今、土方議員さんの方からおっしゃったとおり、何とか夏休みの子供のキャンプ場を確保していきたいと、こういう気持ちは全く同様でございます。実は私、毎年、この国際交流のキャンプ等にも参加しているわけなんですけれど、本年度ですね、多摩テックのキャンプ場がどういうわけか使えなくて、平山台小学校、平山台小学校ですね、一応基地にしながら国際交流のキャンプを行うということで、８月の11日から13日にかけまして平山台小学校が拠点になってキャンプを実施すると、こういうような段取りになっております。

それで日野の小中学校、都心の学校に比べますと比較的自然に恵まれて上手に利用すればいろいろおもしろい企画等もできる、そういう余地、学校施設の活用、そういうことも考えられるわけで、特に平山台小学校、程久保小あるいは東光寺とか仲田小あたりは、いろんな形で夏季休業中の学校施設の活用ということ、これもぜひ当面の対応としては学校当局とも十分話し合いをとりながら検討してみたいと、こう考えております。

それから、なお後半の丘陵公園、この問題とかあるいは駒形公園を中心とする親水公園とか、こういう場所についての対応等については、建設省とかあるいは消防庁とかいろいろ幾つかクリアしなくてはならないような内容等も含まれているということを聞いておりますので、これらの問題は、また建設部等とも十分連携をとりながら将来のやはり一つの子供たち自身が自然の中で触れ合う、あるいは忍耐とか秩序とか、そういう訓練をしていくことのできるいい機会を持っているわけですから、そんな形で市内にも何とか子供たちがそういうことで手軽に対応できるような場所を見つけていきたいと、こんなように考えております。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○４番（土方尚功君）　　今、南平の丘陵公園に限って、今の教育長のお答えは学校にかかわる部分それから若干範囲を広げた親水公園等ありましたが、今回の南平の丘陵公園の関係についてはどのような経過であったのか。

○議長（市川資信君）　　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　　南平の丘陵公園、一応落成式典に私も参加いたしましてぐるっと公園の中を全体にわたって歩きまして、大変公園として規模あるいは特に子供たちに喜ばれる森林公園であると、そういうように考えております。

ただ、あそこの公園の問題につきまして、実は新聞記者の方たちと公園緑政課長との

話し合い等も一緒に聞いてたわけなんですけれど、すぐあの公園をキャンプ場に利用することができるのかというような問い合わせに対しまして、消防庁その他のいろいろ規制をクリアしてからてないと、なかなかすぐあの公園がキャンプ場そのものに転用できるというような問題はまだ難しい状況にあるんだ、という話等も聞きながら公園内を歩いたものですから、その点につきましては先ほど申し上げましたように、建設省あるいは消防庁等との対応を今後深めながら、今年度すぐの場にはもう間に合わないと思いますけれど、将来の計画としては確かにいい場所であると、そういうように考えております。

ただ、施設部の方のそういう、あるいは建設部の方のそういう問題についての幾つかの問題といいますか、直ちに対応できない問題点等、門外漢なので十分私の方ではわからないわけですけれど、努力していきたい、あるいは連絡をとっていきたいと、こう考えております。

○議長（市川資信君）　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　私が質問した角度は、要するに今まで南平丘陵公園ができる前に、そういった教育的な意味合いの配慮も含めて検討がされたかと、こういうような意味合いで質問をいたしたところなんですが、今のあれからすれば答えがおのずと要するにまともではない答えですけれども、予測するところによれば、教育の関係は全然そういう余地としての話し合いはなかったと、今後、横の連絡をとって調整をしていく、こんなようなことでございますが、私たちキャンプを張っている者からすれば、消防庁の問題が今出ましたけれども、消防活動上、支障のある行為の届け出、これを済ませば幾ら火を燃しても構わない、こういうことでございますから、単に日野の消防署に行って、いつからいつまでこういうことでかまどとキャンプファイヤーをやりますと、こういうことで許可だけ得れば何ら問題がないということなんですね。ですから、これはあと公園関係もそこら辺は炭焼き小屋までつくってあって火を燃すところですから、全然問題はないということでクリアがされる、こういう現実があるわけですよ。

ぜひ今の状況からしても、今後横の連絡云々ではなくて、やはりそういう施設をつくるときに青少年の健全育成の場とか、それから先ほどは前段で出ました、平山台小学校、これから確かに生徒が減って、ややもすれば閉鎖も考えられるような今の動向ですから、そういったところを社会教育施設としてもう全面的に使ってしまうというようなことも一つの大きな発想にはつながってくるかと思うんですが、それは先行きのこととしても、夏場の要するに学校教育に支障のない限りは、ぜひそういうことでやっていただく、そ

れはよろしいかと思うんですが、丘陵公園等ですね、この間どなたか夏場のといいますか、これからの公園の管理の問題を一部指摘しておりましたが、逆にそういう夏場にキャンプを使っていれば、それこそ育成者がいて子供たちの監視をしているわけですから、そういった意味で浮浪的な者が入ってくることはまず避けられる、そういった意味で公園の管理にも一つ役立つと、こういう一面も考えられますので、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

それから、これはあくまで仮設ということで前提の話でございますから、仮設とすれば先ほども事例として、例えば東光寺のグラウンドなんかも水とトイレの関係と、どこでも本当にやる気さえあれば本当に開くことは十分可能な施設でございます。ぜひ御検討いただくということと、今後やはり常設的なフィールドが一つあれば、その対応はつくことでございますので、キャンプに限らず、ほかの多目的に使えるような施設をぜひつくっていただきたいというのが今回の最終的な質問の根本になるわけです。

特に長期の基本計画の中にはキャンプ場の問題は特段取り上げてありませんでした。前回の要するに市長選のときのチラシを見せていただいてもキャンプ場のことは今回触れてありませんでした。ただ、前回のときは南平か程久保の方とあちらの方にキャンプ場の絵が、市長のたしか政策のビラの中にかいてありました。だから、今回はもうキャンプの関係はあきらめてしまったのかなというふうに私は判断をしてビラを見ていたんですけれども、ぜひ市長、ここら辺でどうですかね、いろいろな話の中から、今後そこら辺を市長の立場として検討の余地がありやなしやということでお答えをいただければと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　子供たちの夏休みの期間に集団生活、しかもそれを野外生活をするということの成長の過程の貴重さということ、これはもう言うまでもないところでありまして、この自然空間と河川敷の多い日野市内にキャンプ場で苦労するなんていうことは知恵のない話だというふうに伺っておりました。

私は、今まず主管課に指示をしておりますのは、すぐこれまでのキャンプ村の隣に平山城址公園があるわけでありますから、あそこには水もあるしトイレもある、平場もある、それぐらいな交渉は早速してみなさいという指示は既にいたしております。それでキャンプ場に何が、つまり最小限に何が必要かといえば、トイレと水でありますから、トイレと水の工夫は私はできると、車をつくればいいと、こんなふうに思っておりますので、少しハッパをかけて実現に努力をいたします。

○議長（市川資信君）　　土方尚功君。

○4番（土方尚功君）　　市長のこれほど強い決意といいますか、これは十分可能であるというふうに御判断をさせていただきます。

いずれにしても、ぜひ庁内で関連するところはお互いの連携をとって、この問題に限らず、ぜひ市民のため、特にこの問題は将来を担う青少年の健全育成と、そういう大きな目的が含まれているわけですので、大きく期待を申し上げて、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（市川資信君）　　これをもって15の１、子どもキャンプ村よどこへ行くの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時48分　休憩

午後３時23分　再開

○議長（市川資信君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問16の１、福祉タクシー券を難病患者にも拡大せよ（精神障害者、被爆者）の通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（小俣昭光君）　　16の１、福祉タクシー券を難病患者にも拡大せよ（精神障害者、被爆者）を質問させていただきます。

障害者福祉行政は、住民の声を行政が積極的に受けとめ、両者が手を取り合って市民参加で進められてきました。このことにより三多摩ももちろん全国１の施策として前進してきました。都内から越してきた障害者を持つお母さんが、この子供のために日野市に住めばこの子は生きていけると話していました。障害者が生活できるということは、弱い立場の人が生きていける日野市をさらに充実させることは日野のまちづくりにつながります。今、自民党・政府と鈴木自公民都政の冷たい政治のもとで、政治はだれがやっても自分のことしか考えない（「議事進行」と呼ぶ者あり）こういう声を聞きます。森田革新日野市政の障害者福祉、老人福祉や住民の立場、（「休憩」と呼ぶ者あり）市政運営は、だれが市政を担当しても、するのかの違いを見せて革新市政の温かさが伝わってきます。（「休憩をして速記を起こして、取り消し」と呼ぶ者あり）

今、福祉タクシー券は（「陳謝、取り消し」と呼ぶ者あり）身体障害者手帳３級以上と愛の手帳３度以上の方に支給しています。

○議長（市川資信君）　　御静粛に願います。

○10番（小俣昭光君）　　――その他の難病の方に、通院困難な方にタクシー券を支給できないかお聞かせいただきたいと思います。

また福祉タクシーを利用しない障害者にガソリンを補助できないのかお聞かせいただきたいと思います。（「納得できません」と呼ぶ者あり）

とりあえずこの２点質問させていただきます。（「何度でも申し上げます」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　お答えいたします。

御質問の福祉タクシー券の難病患者に拡大せよということでございます。それから精神障害者あるいは被爆者ということでございます。これについて御質問にお答えしますが、ガソリン代についても御質問……（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは２番目の方からお答え申し上げます。

障害者の改造自動車につきまして、普通自動車へのガソリンの代を補助せよということでございますが、この件につきましては過日の議会でも御指摘がございました。担当部といたしまして十分検討を加えてきております。障害者のガソリン代の補助につきましては、公費補助により改造した障害者が現在25名でございまして、月25リッターのガソリン代を補助しております。福祉タクシー券の対象者の拡大につきましては、申請もふえることが予想されるため、クーポン券の発行など事務量が増大しない方法でガソリン店、ガソリンスタンドですね、ガソリンスタンド店との事務をどういうふうにするかということでの検討をし、ガソリンのその方法につきまして実施してまいりたいということで、これはこの前のときにもそのようなお答えをしております。実施につきましては早急にこれをしていきたいと思っております。

次が１番目の最初に戻りまして福祉タクシー券でございますが、御承知のように福祉タクシー券につきましては、障害者手帳３級それから愛の手帳３度以上の方にタクシー券を利用してもらって、基本料金でございますが、補助してまいっております。

それを、今御質問の難病患者につきましては御承知のように44種類の難病特殊病として認定されております。現在、平成元年度におきまして、３月31日現在での資料でございますが、466人の方がこれを受給して、手当を受給しております。こうした中で難病

患者の患者の方々の障害、これを障害手帳を取得するという、３級以上でございますが、これにそうした方々が入っておりますけれど、今御質問の要旨は、それらでなく、さらに障害手帳をお持ちにならない方あるいは被爆者の方々にも拡大してはという提言でございます。

これらにつきましての予算的な問題それから枚数の問題、それぞれ検討は今しておりますが、ガソリン代の補助というようなことにつきましては、もう少し時間をかけて検討していきたいということと、この費用が非常に他市の動向を見ながらしておりますが、今現在試算でございますが、いたしますと1,400万ばかりの費用が必要になってくるというような結果も出てきておりますので、計算上でございますが、十分他市の動向等を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（市川資信君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　再質問をさせていただきます。

特に難病の方て被爆者の方たちは今高齢化になってきております。そういう方が病院に行くのに非常に不便だというような声も聞いております。そういう点では通常の人よりは当然お医者さんに行く機会が多くなってくるわけでありますので、その辺で、そういうことでどうしても福祉タクシーが欲しいというような声が聞かれてきております。また、そういう点で難病患者、特にそういう難病患者と言われているあれですから、慢性疾患だとかそういう形の人たちが多いわけですから、そういう点での、医者にそれこそ月に何回というように行かれる方もおりますので、そういう人にぜひ支給を拡大していただきたいというように思います。

それと、ガソリン、改造自動車以外の人にも、特に障害手帳３級以上あるいは愛の手帳３度以上の方で、タクシー券を利用しないで自分で車を運転できる方もおるかと思います。そういうような人にガソリンを支給する、これは当然だと私は思うわけであります。そういう点で改造自動車に支給されている部分について、それを普通自動車へも拡大する、こういうことが特に重要だと思います。そういう点で具体的に、いつ、今研究しているという話なんですけれど、もう少し具体的にお話しいただければと思っています。

○議長（市川資信君）　　福祉部長。

○福祉部長（山崎　彰君）　　それでは１点目からお答えいたします。

今御質問の件でございますが、原子爆弾被爆者という手帳をお持ちの方は140名ばかりおります。この方たちに対しましてはそれほど、この人数でございますから、問題な

いんですが、先ほど申し上げましたように、身体障害者手帳３級をお持ちにならない方が1,641名という大きな数字でございますので、これらと絡め合いますとちょっと数字的な問題もございますので、十分また理事者と相談しながらこの件について取り組みを図っていきたいというふうに思っております。

２番目のガソリンにつきましては今、それではいつごろかという、検討しておりますが、いつごろかということでございます。

ここでお答えするのは早ければ今年の12月ごろには実施の予定で今詰めております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　今、福祉部長から理事者の方と相談をして拡大の方向も図っていきたいというように言われております。その点で市長から、この問題について一言意見があればお答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　実情を十分見きわめて判断をいたしたいと思っております。

○議長（市川資信君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　障害者の施策をさらに前進をさせていく、そういう点でも革新市政の力、そういう点ではあると思います。その辺で引き続きこの問題、積極的に検討していただき、特にガソリン支給については、今、福祉部長から言われましたように、早急に支給できるように心からお願いいたしまして、この質問終わらさせていただきます。

○議長（市川資信君）　　これをもって16の１、福祉タクシー券を難病患者にも拡大せよ（精神障害者、被爆者）の質問を終わります。

一般質問16の２、成人病予防検診を充実せよの通告質問者、小俣昭光君の質問を許します。

○10番（小俣昭光君）　　16の２、成人病予防検診を充実せよの質問をさせていただきます。

最近、健康と名のつくものが大変もてはやされています。健康食品、各種の健康器具、水泳やテニス教室、カルチャー教室の中にも健康は柱の一つとして組み込まれています。毎日のテレビ、ラジオ、新聞そしてさまざまな雑誌と健康をめぐる情報もはんらんしています。今日ほど多くの人々が健康や病気に関心を寄せている時はありません。日常生活の中で大切にしているもの、家庭基盤の充実に関する世論調査をした月刊世論調査で

のアンケートは、健康を挙げております。このうちの男性で83%、女性で88%、20代で78%、30代では84%、40代で88%、50代では89%、60代では90%にも達していて、全体でも86%の人たちが健康を挙げております。2位の家族を大切にしている、61%、3位の仕事を大切にしている、30%と、健康に対する関心の大きさが明らかであります。また今後の生活で力を入れたいことでの兵庫県民全世帯アンケート報告書では、健康づくりが1位で、第2位の食生活もそれを大切にする理由は、やはり健康ということになります。

健康が、なぜこんなに大切なのでしょうか。NHKの調査だと幸福の条件とは何かということで、健康はぜひ必要だと100%近くの人々が考えております。財産がたくさんあっても社会的地位があっても、健康でなければそれを活用することはできないことは明らかであります。しかし、強い関心を示すということは現実がそうなっていないということのあかしでもあります。

生活上の悩みの内容をまとめた総理府の調査結果は、家族と自分の健康に不安や悩みを持つ人々が第1位で74%と高い数字を示しています。これだけ目まぐるしい日常生活を送っているから、だれにも悩みや不安はあります。子供の教育、仕事上の問題、老後の生活、どれも大変なことばかりであります。しかし、これらを差しおいて健康上の悩みが第1位なのは健康への関心が高いことは不安が大きいことでもあるといえます。

その不安の内容の一端を示す資料として、厚生省の基礎調査があります。この資料を見ると、いかに多くの人々が不健康な状況にあるかを示しています。20歳以上の男女の平均で、自分の体に何ら違和感を持たない人は20%にすぎません。50%の人が自覚症状を三つ以上も持っています。この自覚症状の内容を示したのが健康間別に見た自覚症状出現率であります。疲れを感じる、細かいことが気になる、息切れや動悸がする、耳鳴り、めまい、立ちくらみを起こす、体が痛む、こうした成人病など何らかのつながりを考えなくてはいけないような症状を多くの人々が三つも四つも持っていることが明らかになっています。

厚生省の調査によると、定年を目前にして子供たちはまだ大学生、生活上の問題は大変、しかも職場では一定の責任を持たされて苦労している、そんな年代である。45歳から54歳の100人に調査した結果、13人が病人で、そのうちに患者は9人となり、日本人の総平均では国民の8人に1人の割で、病人14人に1人が患者ということになります。これほど病人の多い国も先進国と言われている国では例がありません。病人と患者の差がこんなに開いた国もないとも言われております。ほとんどの人は働いて手にするお金

で生活しています。働ける条件の基礎は言うまでもなく健康であります。その健康に自信が持てない、病気になってもきちんと治療できない、どんな病気でも初期治療が重要だと言われていながらも、病気してもすぐ医者に診てもらう人は20%にもなりません。すぐ診てもらう人の90%近くが医者の方がすぐ治ると答えているのに、多くの人々が買い薬や安静という素人判断にゆだねています。その上、日常的には多くの自覚症状を抱えています。

私たちの健康をめぐる諸条件が、今日このような健康への異常とも言えるほど関心をかき立てています。関心が高いということは、この場合は悲しむべき問題だとも言えます。特に私たちの年代ではどうしても成人病から身を守るということになります。私は先日、中学の同級会を5年ぶりに行いましたが、返信用のはがきに昨年の暮れ、クモ膜下で亡くなったという同級生からの連絡がありました。私もその年代になったのだと改めて思いました。

ところで、一口に成人病と言われますが、この特徴をしっかりつかむことが成人病対策に必要と言われております。第1は慢性の病気であります。治りにくい、場合によっては治らない。高血圧や糖尿病にしろ、成人病に対する医師の治療の基本は、まず現状より症状を悪化させない、ついでに合併症を起こさせないという点に置かれていると言われています。成人病の治療では慢性疾患管理という言葉がよく使われています。病気が暴れ出さないように管理することに重点が置かれ、よくコントロールされれば、それなりに社会生活は送れるが、治療を投げやりにすると余病を併発させたり、症状を重くして取り返しがつかなくなります。一度成人病にかかると治らないか、極めて治りにくいと言われています。

第2の特徴は退行性と言われています。少しずつ長い年月をかけて病になり、その病が進行していくという性質であります。病気と健康の境が極めて長く、しかも不明確なもので、血圧一つとっても35歳になって住民検診で血圧を初めてはかり、そこで高血圧が指摘される、その人は二十歳のころから少しずつ高血圧の準備が体内で進められ、たまたま35歳でそれがチェックされたということであって、病はそれよりはるか先から始まっていたかもしれません。

第3の特徴は労働や生活のあり方が大きく関係するという特徴点があります。退行性という特徴に深くかかわるのが労働や生活の中での習慣だということです。高血圧症は塩のとり過ぎが血圧を押し上げていることは成人病に関心を持っている人はだれでも知っています。塩分のとり過ぎというと食生活の習慣が長い年月を経て高血圧症という成人

病を生み出してくるというわけです。運動不足、動物性脂肪のとり過ぎなど生活習慣の積み重ねが退行性の内容を形づくるというわけであります。

病気の予防には何よりも早期発見で、そのために健康診断が重視さてきました。それも一般的に血液の科学検査や心電図など成人病チェックのための検査項目が加わったのはごく最近のことで、肺結核の発見のための胸部X線検査中心のものでした。健康診断を定期的に受けて病気を早期発見する、これは昔も今も極めて大切なことだと言われています。特に各種のがんについては、その基本は早期発見であります。健康診断は専門家の手による健康状態の把握であります。目的によってきめの粗いものからきめ細かいものまで多様な内容を持ちますが、専門家の手によって方法も内容も厳密に検討され正確に状況がつかまれます。しかし、年に１度とか定期的に一定の設備とスタッフを備えた施設を訪れなければなりませんが、これに健康チェックを加える自分自身が自分たちの手で自分たちの体の状況を自主的に点検し、日常的に健康状況をつかみ、健康への意識を高めることが重要であります。

ここで具体的に質問をいたします。

その１点は、肝臓は沈黙の臓器と言われ、自覚症状が比較的少ないために気づかなかったり発見がおくれたりすることがあります。肝臓病では特にぐあいが悪いから病院に行くということでは既に遅い場合が少なくありません。近年、肝がんの診断と治療法は目覚ましく進展し、早期発見、早期治療によって生存率も飛躍的に向上していることが国立がんセンターのこの間の結果や厚生省肝炎研究連絡協議会の研究報告からも知ることができます。昭和58年に施行された老人保健法により、がん対策事業として胃がん、子宮がん検診が制度化され、62年度から肺がん、乳がんが検診が追加されましたが、肝がん検診はまだ実施されていません。一時検診として肝機能検査項目がありますが、異状者が発見されても、その後の精密検診制度がないために自覚症状が出たとき、手おくれになるケースも見られます。成人検診の肝機能異状者を対象に超音波及び肝がんマーカー検査を２次検査項目としてぜひ実施していただきたいと思います。

第２点は、成人検診の中で血液検査の項目をふやすこと、特に65歳以上の方とそれ以下の方で、５項目に及んで少なくなっております。例えば血清たんぱく検査は35から64歳までは１項目検査しておりますが、65歳以上、検査をしておりません。また先ほどの肝機能検査の中でも35歳から64歳までの方には４項目の検査をしておりますか、65歳以上、お年寄りについては２項目しか検査をしておりません。また逆に血糖検査、これは35歳から64歳、この人には検査しておりませんが、65歳以上、血糖検査など行っており

ます。このような年齢で差が出ないようにできないのかお聞かせいただきたいと思います。これは第２点であります。

第３点目は、35歳から64歳の検診の１カ所集中方式についてであります。

これは老人検診、65歳以上の方は最寄りのお医者さんに行って検診ができておりますので、このような35歳から64歳の方もそのようなことができないのかお聞かせいただきたいと思います。これが３点目であります。

４点目は、特に近年、大腸がんの増加が問題となっているが、最近開発された大腸疾患のスクリーング法として高く評価されている検査に検便検査の１方法である免疫学的伝染血液検査が注目されております。大腸がん検診としてのこの方法を加えていただきたいと思います。

以上、４点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、御質問につきまして逐次お答えをさせていただきます。

その前にちょっと日野市の状況を参考までに御紹介いたしますと、日野市に限らず、全国的な傾向でございますけれども、昭和62年度の死因の、死因別を見ますと、日野市の場合はいわゆる３大成人病が全体の68％を占めておりますし、全死亡者628に対しまして悪性新生物、がんですけれども、207人、これが33％、心疾患が127人で20％、脳血管疾患が92人で15％の順になっております。

日野市におきます各種の検診事業でございますけれども、58年施行の老人保健法によりまして業務を行っているところでございます。

御質問の住民検診、住民基本検診、健康診査でございますけれども、それについてちょっと現行の診査方式につきまして説明をさせていただきます。

日野市の住民基本健康診査でございますけれども、35歳から64歳を対象としまして集団方式、またいわゆる成人病検診と申しておりますけれども、これは申し込み制で９月に16日間設定をいたしまして、生活・保健センターを会場に3,500人を予定しております。

それから65歳以上の方は個別式といいまして、いわゆる高齢者検診でございます。１万2,000人を対象にしておりますけれども、これらに受診書を個別に送付するわけでございます。これは８月から９月の間に市内の医療機関で予定5,800人とともに、と二つに分けて本年度では合計9,300人の受診できるような体制で実施をいたしております。

その診査内容でございますけれども、問診それから身体計測、理学的検査、聴診、打聴診等がございますけれども、それから血圧測定それから検尿、心電図検査、眼底検査それから総コレステロール検査、貧血検査、肝機能検査、血糖検査の11項目があります。

それで御質問の肝がんの検診でございますけれども、確かに沈黙の臓器と言われておりますけれども、なかなか自覚症状がないということでございます。いわゆる肝疾患の発見につながる検査といたしましては尿検査がございますし、血液検査での総たんぱく、それからＧＯＴ、ＧＰＴ、ガンマーＧＴＰ、それからＺＰＰ等が肝機能障害検査でございますけれども、これが１次検査、それから精密検査を経て把握されまして、食生活の内容や検査値等から判定いたしまして、これは受療が必要であると、要受療ということで所見がされた人はその後の受療を勧めているわけでございます。

御質問の住民検診に連動させまして肝機能異状者への肝がん検査は、いわゆる超音波検査、それからマーカー検査がございますけれども、これらの成人病検診、成人病疾患でございますけれども、それらと同様に住民基本健康診査におきまして、いわゆるハイディスク、ちょうど危険度が高いというような判明した場合には、その後はみずからの手で御自分で専門医での受療、受診行動を起こしていただきたい、早期発見の治療をするように今勧めている現状でございます。

したがいまして、検査の結果、ハイディスクである場合は、後は御自分の手で自分の健康は自分で守るということが原則でございますので、この後につきましては御自分で手当てをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから血液検査の項目をふやせということでございますけれども、現在、現行の血液検査でございますけれども、全部で16項目ございますし、高い水準にあるというふうに判断をいたしております。老健法で規定されておりますのは６項目ということでございますので、当市の場合は16項目という高いといいますか、かなり細かい分析をして、それぞれの障害の有無をチェックをするようになってございます。

それから３点目でございますけれども、いわゆる35歳から64歳までの集団検診を個別検診にできないかという御質問でございますけれども、現在のところでは、これを受け入れます医療期間との関係もございますので、早急には集団方法には、失礼しました。個別の方式にはちょっと早急にはいかないんじゃないかなというふうに考えております。

それから４番目の大腸がんの件でございます。

これにつきましても先般一般質問等でも御指摘がございました。この大腸がん検診それから、ただいま御質問いただきました肝がんの検診につきましても、今後の検討課題

ということでさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（市川資信君）　　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　　再質問をさせていただきます。

第１点目の肝がんの検診であります。

これは第１次検査で肝臓が病気、糖尿病だとかなっているということになれば、第１次検査で引っかかった場合、当然、第２次検査で超音波でのエコー検査だとか、そういうのはほかの病気なんかではやっているわけですから、そういう点では第１次で引っかかった部分、これを第２次でぜひやるというのは当然かというように思います。

それと、これは３点目だったですかね、集中方式でなく個別、お医者さんに行ってもらうというような形が検診でできれば、そいう点ではその場でお医者さんに相談もできるわけです。そうい点での第３問の集中方式では、この辺がなかなかやりづらいというように言われております。また、せっかくのカルテがそういう点では集中方式で、市がカルテを持っているということで、実際にそのカルテを持って２次検査を受けるとかというのはなかなか難しいと言われているわけですね。そういう点で、集中方式は今あちこちの市では取りやめて個別方式に今切りかえてきていると、その一つのあれが老健法では既に日野市でも65歳以上の方は近くのお医者さんに行って検診を受けているわけですから、これは同じことだと思いますので、決して設備が整っているかないかという問題じゃありませんので、ぜひお願いしたい。これは３点目を先に言ってしまいましたですけれども、その辺はぜひ個別方式でできるようにお願いしたいというよに思います。

それで、特に一番違ってくるのはどうなのかということになると、血液検査なんかは、これはもう血を採取してその後はもう検査機関に回してしまうわけですから、そういう点ではさほどどこのお医者さんでもできないことじゃないというように思いますので、その辺はもう一度お答えいただきたいというように思います。

それと35歳から64歳までの間で、血液検査の中で血糖検査がされてない。これは糖尿病なんかは尿検査で多くやられてますけれど、これは本当に目安という程度で、本当に悪くなってなければ尿検査の場合には引っかからないと言われているわけですね。特に食事をとった後、空腹のときの検査と食事とった後とでは全然血糖が違ってきているというのは常識になってきておりますので、そういう点では血糖検査はどうしても必要だと言われています。これは、どうして35歳から64歳の間の成人検診の中にないのかどうかと、ちょっと不思議に私も思いますので、ぜひこの辺お願いしたいというように思います。

それと老人検診、先ほどの老健法で六つの血液検査をすればいいというようになっていますけれど、年齢でこの検査が変わるというのは、これは問題だと私は思うんですね。やはり人間としての人格、やはり老健法で六つあればいいという、六つの検査やればいいというようなことではなく、やはり日野市の成人検診、特に35歳からやっているわけですから、年齢によって差が出ないようにぜひしていただきたいと、この問題もひとつお答えいただきたいと思います。

それと４点目の大腸がんの検査、これは最近医学の発達によって、本当に検便から動物、要するに食物、食事で肉を食べていて、それが反応するということじゃありませんので、今はもう本当に人間の血か、動物の血なのか、これを検査できるようになってきております。そういう点では割と簡単にできていながら、検査できながら、この検査の効果があると言われておりますので、その辺についてもう一度、前も一般質問あったかと思いますけれど、もう一度お答えいただきたいと思います。

それと、さっきの３点目、ちょっとダブってしまうんですけれど、３点目のところで１カ所で集中方式でやっているということによって、その日に都合の悪い、受けようと思っていたんですけれど、その日に都合が悪い、こういう人たちが検診を受けられなくなってしまうわけですね。そういう点で近くのお医者さんで検診を受けられれば、そのお医者さんと相談で１年に１回は受けられるというような形が、やっぱり重要だと思いますので、その辺をぜひもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君の再質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　再質問につきましてお答えをさせていただきます。

第１点目でございますけれども、失礼しました。何番目になりますかちょっとわかりませんけれども、いわゆる個別、集団方式から個別方式ということで、個別にできないかというような御質問でございます。

これにつきましては施設というよりも、むしろ受け入れ側の医療機関に御協力をいただかなければなりませんので、そういった面で若干の日数といいますか、期間が必要であると、このように考えているところでございます。

なお集団検診でも細かい相談をできるかと思いますので、それについては遠慮なく御相談をいただければと、このように考えているところです。

それから、35歳から64歳まで血糖の検査がないという御指摘でございます。

これについては十分に検討させていただきたいと、このように考えます。

それから年齢差によります検査項目が違うという御指摘でございます。

これについても、年齢によって、いわゆる病気の傾向が違うということで、恐らくそういう差があったんじゃないかと思いますけれども、今後はできるだけ同じような方向で考えてみたいと、このように思います。

それから大腸がんの件でございますけれども、御指摘のとおり、簡便なといいますか、検便方式で検査ができるというような方法があるということでございますので、これについても十分に配慮をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上ですが、何か……。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　要望と、あと市長に意見があればお答えいただきたいと思いますけれど、一つは、先ほど部長も言われましたように年齢で差が、特に血液検査で差があるというのは検討していきたいという部長も言っておりますけれど、本当に私もこれを調べてみて初めて、65歳は検査項目が少ないというのがわかったわけです。そういう点では35歳年齢になったら、65歳以上になったら項目が少ないなんていうのは本当に人道的にも許せないというように私は思うわけです。

それと今、他市の例を見ても、年齢で差が、項目がついているというところは昭島にしても府中にしても中野にしても、そういう点では、昭島は30歳以上、検診やっております。府中は40歳、中野は35歳以上で同じ項目でやっておりますので、ぜひこの辺は次のときには改めていただきたいというようにお願いしたいと思います。

それと幾つかの問題で、こういう調査する中でお医者さんとも相談してきたわけですけれど、その中で一つ、これはここの部分でやらなくてもいいんじゃないかというのが一つありましたので、それもお話しておきたいと思います。リューマチ検査というのがこの中で、血液検査の14番のところでリューマチ検査アスロという検査をしていますけれど、これはむしろアスロで検査するのでなくて、ＲＡとかＣＲＰ検査を進め、こちらの方をやった方がリューマチにとってはいいんじゃないかというようなことをお医者さんが言っておりましたので、ぜひその辺も検討していただきたいというように思います。

それと先ほどの集団検診の問題ですけれど、やはり集団検診は先ほど言いましたように、その日に行かれなければ検査を受けられないということで、どなたかも言われましたけれど、誕生日検診をするなり、そういう形で、むしろ１年を通してその自分の誕生日あるいはそういうときを通して関心を持たせるということが大事だと思います。そういう点では、ただ単なる健康検診だけで、それは検査を受けるだけではなくて、その人の健康をどう考えているのかということが日常考えられるようにしていくためにも、ぜ

ひ集団検診でなく、個別検診をしていただきたいというように思います。

それでお医者さんの御協力をというような話もありましたですけれど、ぜひお医者さんの協力を得るということでしたら地域保健協議会などにもこういうのを相談していただくのが解決の方向かと思いますので、ぜひその辺も積極的に図りながらお願いしたいというように思います。

以上のことをお願いいたしまして、市長に一言何かありましたらお願いします。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民一人ひとりの健康を守るための行政サービスということは、保健行政ということで相当歴史は長く行われてきております。最近、特に予防医学あるいは検診技術も発達をいたしまして、かなりの予防効果が上がっておるということも言えるわけであります。

先ほど部長も申しておりますわけですが、健康を守るということは、やっぱり市民にもう自分の問題として十分日常的に認識をしていただく。その上に検診という、定期検診という手段によって１年に１回ぐらいは病気の進行の有無について診断をするということは極めて有意義であります。そういう見地から集団検診等を行ってきておるわけでありますが、３大成人病と言われる範囲につきましても、できるだけその機会を密にするということは大切だと思います。

肝臓がんの検診を科目に入れるということにつきましては、主管部課に指示をして今検討中だというふうに思っております。血液検査、密度が広いほどいいのかもしれませんが、多分に専門技術でもございますので、むしろ先ほど言われたとおり地域保健協議会等の諮問事項としてこれから検診科目を検討をしてもらう、こういうような手続も、手順も進めたいと思います。

それから集団検診、個別検診それぞれに理由とそれから効果の度合いがあると思っておりますけれど、能率的に考える場合には、やはり集団検診で、そうして同じ条件のもとで診断を受けるということは私は一つのまた有意義な手段だと思います。個人個人の事業によって、どうしてもそのときに集合できないという方には何か別途の方法も考えなければなりませんが、やっぱり原則としては集団検診を主軸とし、補う手段として個別検診も考えるということが行政サービスの本質だろうと思っております。

とりわけ専門知識を要することでありますので、専門家の意見も十分聞きながら今後に対応していきたいというふうに質問から伺ったところでございます。

○議長（市川資信君）　小俣昭光君。

○10番（小俣昭光君）　市民の健康を守るということで、ぜひ積極的にこたえていただきたいというように思います。

また今市長が言われましたように、集団検診それから漏れた方に個別でも検討するということは積極的に受け入れていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（市川資信君）　これをもって16の２、成人病予防検診を充実せよの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守て御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時20分　散会

6月21日　水曜日　（第11日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第21号）

6月21日　水曜日　（第11日）

出席議員　（29名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
16番	高橋徳次　君	17番	旗野行雄　君
18番	一ノ瀬　隆　君	19番	板垣正男　君
20番	鈴木美奈子　君	21番	中山基昭　君
22番	秦　正一　君	23番	黒川重憲　君
24番	古賀俊昭　君	25番	谷　長一　君
26番	市川資信　君	27番	石坂勝雄　君
28番	名古屋史郎　君	29番	竹ノ上武俊　君
30番	米沢照男　君		

欠席議員　（なし）

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	収入役	加藤一郎君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成元年6月21日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案第54号　日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について
日程第3　議案第55号　日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について
日程第4　議案第56号　日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について

（請願上程）
日程第5　請願第1－13号　園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願
日程第6　請願第1－14号　日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情
追加日程第1　会期の延長について

本日の会議に付した事件
日程第1から第6及び追加日程第1まで

午後１時47分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問17の１、都市計画道路２・２・５号線開通に伴う交通事故防止対策（黒川・吹上地区を中心に）の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

なお、夏井明男君より一般質問の資料配付依頼がありましたので、事務局をもって配付いたさせます。

〔13番議員　登壇〕

○13番（夏井明男君）　　私は、この地域の問題につきましては、昭和63年の４月、第１回定例会におきまして一般論として問題提起をさせていただきまして、交通量の調査の実施を主張してまいりました。

また、周辺の具体的な問題の一つとして63年の９月の第３回定例会で、実態調査を行った上で３メートル幅の黒川踏切を広げるべきである、という質問をさせていただいた経緯がございます。平成元年には、交通量実態調査対象の地域になりまして予算化が認められたところであります。本年、市の実態調査が実施されますが、それを前提にしまして、今回は地域の市民の方から寄せられております具体的な意見、要望を聞いていただきたいと思います。

御承知のとおり都市計画道路２・２・５号線の一番橋、堀之内踏切間の開通が、平成三年度完成を目指しまして鋭意進められております。この道路が完成をいたしますと、この周辺地域の方の南平方面への交通の利便性は高くなります。しかし、他方、南平方面、川崎街道からの車両の通過量も増大する、と十分予測されるところであります。

そこで、平成３年完成をにらみまして、この周辺地域に通過車両が流入してきたときの交通事故防止対策を十分に庁内で検討し実施していただきたい。道路開通に伴い１人の犠牲者も出さない、という決意で取り組んでいただきたいと思います。

それでは具体的に指摘をしてまいります。問題点が多岐にわたりますので御理解を容易にしていただくために、既に市長及び関係部長に配付をさせていただきました資料、要望事項を記載した地図をもとに話を進めさせていただきます。

平成３年完成をいたしますと、南平方面から一番橋を渡り浅川を越え直進しますと、２・２・３号線に交わります。この図でいきますと「１」に当たるわけですが、ここに信号機を設置すべき問題が生ずると思います。

第２点、さらに直進しますと堀之内踏切に至ります。この踏切を渡りますとすぐに黒川段丘自然公園に出まして、幹線道路はそこで行きどまりになります。この間の道路の両側、図で言いますと「２」でございますが、「２」は歩行者用の歩道がございません。白線を引いて歩行者用と区別しているだけの道路になっております。やはり歩道の完備が必要である、と考えておりますが、いかがなものでございましょうか。

さらに、図、ここから、第３点目の問題ですが、多摩平、旭が丘、八王子方向に向かうためには、さらにそこを左折しまして東豊田三丁目の住宅街を通りまして、多摩平下水処理場のそばを通って多摩平通りに抜けることになるわけであります。この間には、図で言いますと「３」に当たりますが、保育園があり、やはり白線で区別をした道路幅６メーターの、日野市内でも最も人口密度が高い地域であり通勤通学に使用されております、やはり白線で区別をしただけの道路を通るわけであります。既に、この道路は夜間でも交通量が多い実態を知り、建設部では水銀灯を短い間隔の区間に多数設置をしたところでもあります。この道路幅は６メートルしかありませんので、ここを通行する人の身の安全確保の対策をいかにするか、ということは困難なことだと思います。しかし、必ず工夫の方法はあると考えております。ぜひ、対策案を立てていただきたい、ということであります。

さらに、この表では図の「４」になりますが、図で示します「４」の交差点の交通防止対策であります。現在でも朝夕は特に危険が高くなるところでありまして、危険性の高さから言えば日野市内でも有数のところになった、と考えております。豊田駅利用の通勤通学の市民、さらに旭が丘、多摩平方面からの車両、黒川踏切方向からの自転車、車の交差する変形五差路でありまして、ぜひ実情を調査していただき夜間対策及び信号機設置を至急対策すべきであると思いますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

さらに多摩平第六公園に向かう道路は、一方通行方式で処理をしておりますが、平成３年後の交通量の増大を見込みますと、事故の危険度は著しく高くなります。日野二中通学路の首根っこに当たり、さらに黒川段丘コースとも重なっている地域であります。この対策をいかが考えるか、ということであります。

さらに、２・２・３号線の神明二丁目交差点のことに入りたいと思います。

御承知のとおり、都市計画道路２・２・５号線の一番橋の開通をいたしますと２・２・３号線の神明の交差点に入ってくるわけであります。すなわち、図の「７」に示すところであります。ここは吹上地区になるわけですが、日野第二小学校、第二中の生徒が通るところでありますが、やはり、ここは少なくとも手押しの信号機を設置しなければならないところである、と考えておりますが、いかがお考えになるかという点であります。

さらにこの図で申し上げますと、神明二丁目の交差点の地域であります。その手前に日野緑地帯の坂を上がっていくところがございますけれども、ここには、なぜか歩行者用の歩道がございません。やはり白線で処理をしているわけであります。図で示しますならば「８」のところでございます。

さらに、神明二丁目信号機について改良を加えるべきである、と考えております。現在でも危険度が高いわけでありますが、すなわち、日野消防署から神明二丁目交差点を右折する車両と吹上方面から坂を上って直進する車両の衝突の事故の危険性が高い点であります。右折車は直進車が坂を上り詰めてくるまで、直前まで発見することができないわけであります。したがいまして、右折のための信号機の改良を当局に働きかけていただきたいと思いますが、いかがお考えでございましょうか。

さらに、神明二丁目交差点からＪＲ中央線の上を上りまして、図で言いますと「９」になるわけですが、ここまでの泉塚までの線、１・３・２号線の道路の暗さであります。泉塚から多摩平方面までは大きな水銀灯が整備されておりますけれども、この間には、多摩平七丁目に１本あるだけであります。平成３年完成を考えますと、２・２・５号線から２・２・３号線、さらに１・３・２の通過車両がふえてまいります。その点の対策を考えていただきたい、と思うわけであります。

さらに、この図で申し上げますと黒川踏切、５番、６番の図の箇所でございます。やはり２・２・５号線が開通するといたしましても、黒川踏切を通過する車両、すなわち市立第二小学校前、都道159号線から黒川踏切に入っていく線の車両ですが、やはり、将来的には２・２・５号線が開通しても減少するということはない、というふうに考えております。すなわち、ここには第二小学校があり、私立ふたば幼稚園があり、黒川踏切の狭さということがあります。この辺の道路対策を考える必要があるのではないか、というふうに思います。

さらに駒形公園の近くでございますが、日野の市民プール前、都道159号線から市役所方向に入る抜け道がございます。ここは市の事業で、途中、中間地帯になりますが、道路の拡幅がありまして整備をされました。しかし、出入口のところは依然、旧態依然のままになっておりますが、これは、やはり中間の道路幅については整備した関係上、非常に通過車両が多いわけですが、特に都道159号線の出入口のところは非常に危険性が高い、というふうに思いますので、この点、どういうふうにお考えになるか御答弁をいただきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君）　それでは、お答えをいたしたいと思います。

都市計画道路２・２・５号線の交通安全対策につきましては、かねてから夏井議員さんから御指摘もございまして、本年度、交通環境の実態調査費といたしまして309万円を計上いたしました。この調査の目的は、２・２・５号線の供用開始に伴いまして、吹上地区への自動車通行が生活環境に及ぼす影響についての現況と将来の交通量などを把握いたしまして、今後の対応策をまとめよう、というものでございます。

ただいま御指摘のありました９件でございますけれども、この内容ももちろん参考にいたしまして、内部でもちろん協議し関係機関とも調整をいたしまして、全般的な交通安全対策を施したい、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　９点ございました中に、大きく分けますと信号機の設置が非常に多い、ということでございまして、この信号機の設置については、日野警察の方と場所等も調査して前向きの姿勢で努力したい、と思っております。

それから、この中で９番目の問題でございます。確かに御指摘のとおり、あそこの市民プールの出口というところは隅切りも切れておりませんで、車の曲がるときにも非常に危険なような状態でございますもんで、よく実態を把握して、この面についても積極的に検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　平成３年に完成ということで、遅くとも平成４年には実際に車が通る地域だと思います。そういう意味では、この問題につきましては十分時間があるわけですので、道路の開通に伴って、先ほども申し上げましたとおり、それが主な原因で事故が１人でもふえては不幸なことですので、十分、万全の体制を整えていただきたい、というふうに要望しましてこの質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって17の１、都市計画道路２・２・５号線開通に伴う交通事故防止対策（黒川・吹上地区を中心に）の質問を終わります。

一般質問17の２、パート労働に対する市の対応の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　それでは、議長のお許しを得ましたので第２問のパート労働に

対する市の対応について質問をさせていただきます。

パート労働についての労働条件の改善につきましては、過去の本会議で市の非常勤職員の身分の側面から意見を述べさせていただきました。

現在、パートタイマーが約800万人と推定をされ、労働者の６人に１人はパートタイマーと言われる時代であります。今後パートタイマーは21世紀の基幹労働力として、ますます重要な位置を占めてくる、と予測されております。

パート労働における雇用実態につきましては、過去にさまざまな機関、団体が実態調査を実施し、問題点を指摘しているところであります。我が公明党におきましてもパート労働者の方のアンケート調査、実態調査をしたところであります。63年の８月に報告が出ているところですが、そこでさまざまな問題が浮かび上がっているところであります。約5,000人の方から調査を願ったわけでありますけれども、今回の調査結果の最大の特徴は、30人未満の事業所に勤める人が回答者の半数以上、54.8％を占めていることであります。したがいまして、パートタイマーの中でも一番底辺に位置する人々の劣悪な労働実態が浮き彫りになったところであります。

例えば、最低賃金法のもとでの現行最低賃金額の最低時間額428円に対して340円という実態、最低日額3,424円に対しては2,000円で働いているケースがあったわけであります。

また、昭和62年９月に労働基準法が改正されまして、パートタイマーにも、いわゆる年次有給休暇が比例付与をされることになりましたけれども、年休をもらえない人の割合が８割近くありました。労働基準法違反のケースも多くわかったところであります。

また、さまざまな実態を踏まえまして各労働団体もこの問題につきましては、未組織労働者における組織化の課題の上からも取り組んでいるところであります。本年は、全日本民間労組、いわゆる連合が重要課題としまして、昨年秋のパート実態調査を踏まえましてこのパート労働者の権利保障に向けて動き出しているわけであります。

また、各労働組合の上部団体も組織化を通じまして労働関係法規による保護運動に努力しているところであります。労働省におきましても各種の実態調査を実施し、問題点を指摘し、かつ指導をしております。すなわち、パートタイム労働対策要綱、昭和59年制定、事務次官通達、さらに各種研究会の設置等がありました。また、62年の９月、労働基準法の改正をしているところであります。

各市におきましても、動きが全国的に出ているわけでありますが、昭和60年、61年に大阪府の市でパート労働者を対象にしましたいわゆる退職金共済制度に向けて動き出し

ているところであります。

また、昨年、パートとして自主的に働いております主婦の方が三多摩で、武蔵野、三鷹パートユニオンというのを結成をして、不安定な労働条件の改善を目指して動き出しております。

そこで日野市では、パート労働問題に対してはどのような施策を進めているのか、についてお尋ねをしたい、と思うわけであります。

日野市実施計画、昭和62年から64年の計画内容には、勤労者の権利擁護ということでパート労働者の啓発を項目として掲げているところであります。市でもパート労働講座の実施であるとか、パート労働者の権利保護のパンフレットの発行等をしている、というふうにも伺っているところでありますが、まず、そこで具体的にお尋ねをしたいのは市の非常勤職員の労働条件の現状と課題についてであります。実際の勤務内容の違いとは比較にならないほどの待遇面で常勤職員と格差がある、というふうな声も東京都段階では耳に入るわけですが、その辺の実態を明らかにしていただきたい。

その前提としまして、まず、日野市の非常勤職員の総数を過去数年で結構でございますが、推移を示していただければありがたい、というふうに思います。

さらに、日野市内におけるパート労働者の労働条件の現状についてはどうか、また日野市民のパート労働の労働条件の現状はどうか、ということであります。それを踏まえまして、日野市の課題として今後どういうふうなことを取り組んでいくのか、ということであります。近隣市の中では、市内のパート労働における実態調査をしているところでありますが、やはり勤労者の権利擁護という観点からは、やはり市内のパート労働の実態を具体的に把握をした上で進める、ということが手順であるというふうに思います。

そういう意味では、やはり実態調査の実施をすべきである、というふうに考えておりますが、いかが、この点を御理解いただいているか、ということで質問させていただきます。

以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　御質問にお答えをさせていただきます。

市役所内の臨時職員の過去５年間の総数ということでございますけれども、手元に今年５月現在のデーターを持っておりますので、それによってお答えをさせていただきます。

なお、地方公共団体が職員を任用する場合には、地方公務員法の第17条によりまして

正規の職員を採用することが建前でございますけれども、例外として、一定の事由があれば職員を臨時的に採用することができる道が開かれております。この臨時的職員につきまして２通りございまして、非常勤的な勤務者、これは特別職に属する職員、それから常勤的勤務者、これは臨時職員と呼んで区分けをしております。

市におきましては、この特別な事由についてはどういうものがあるか、ということになりますけれども、産休とか病休などの代替職員として採用する場合、それから、さらに市民税、選管などに見られるように一時的な業務の繁忙期、そういったときに臨時職員をお願いするもの、さらには健康課における健康診断業務、あるいは市立病院における看護婦など専門職について任用を行っております。

その数につきまして、今年度５月に限って申し上げますと、主として健康面とか医療面とか、児童、そういうところにたくさんお願いをしております。例えば、健康課では予防接種業務に24人、1･6健診業務に21人、寝たきり訪問看護業務に８人、保育相談業務に５人、歯科保健業務に３人、あわせまして61人の臨時職員数を数えます。

それから児童課におきましては、学童クラブ、児童館、児童構成員、これに14人、保育園32人、それから特例保母と申しまして、朝早めの一定時間と夕方遅目の一定時間、この間に勤めていただく特例保母、これが50人おりまして、96人。

それから学務課にまいりますと、交通擁護員２名、幼稚園用務員、障害児介助員13人、それから学校給食調理員12人、あわせて27人。

それから市立病院で医師など81人の専門職をお願いしております。

あわせますと、293人になります。

これらの臨時職員の待遇でございますけれども、まず、休暇につきましては労働基準法に基づきまして、一定期間継続して勤務をいたしますと日数を与えております。それから、労働災害保障につきましては災害保障保険に入っておりまして、災害の救済の道が開かれております。通勤手当にいたしましても上限が400円と限られておりますけれども、支給をいたしております。

それから今後の課題といたしましては、採用時にぜひ健康診断をやってみたい、このように考えております。それから出張研修、こういう制度も取り入れていきたい、研究してみたいと考えております。

そのほか、臨時的とは申せ常勤の職員と変わらぬような働きをしている方でございますので、地方公務員法に照らしまして、その適用される部門を順次広げてまいりたいと思います。この臨時的な職員というのは今後ますます任用の数がふえてまいりますので、

早急に、ただいま申し上げました点について条件整備を図っていきたい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　生活環境部長。

○生活環境部長（藤浪竜徳君）　それでは、２点目以下につきましてお答えをさせていただきます。

日野市内における労働者の労働条件の現状、それから日野市民の労働条件の現状はどうか、という御質問でございます。いわゆるパート労働者は年々増加の傾向にございますけれども、率直に言いまして、その実態は十分に把握されてない現状でございます。パート労働者に対する施策につきましては、昭和60年度に労働省が行っております。また昭和61年度には、東京都がパート労働者実態調査を行って、いろいろな施策に反映をさせているところでございますけれども、その問題の性質からいたしまして、市町村段階での施策は非常に限られたものにならざるを得ない状況でございます。

東京都は、多摩地区、それから各労政事務所の管内の第三次産業で働く婦人の実態、それから定年制、再雇用制度の実態などの個別課題について調査したことがありますけれども、日野市内におけるパート労働者の実態については調査しておりません。したがいまして、その現状は把握してございません。

昭和58年12月に婦人センターで、これは婦人問題懇談会が実施いたしました「女の暮らし」のアンケートでございます。20歳以上の女性1500人を対象にいたしまして実施したものでございますけれども、就労状況、それから就労理由、就労意向等の労働に関しての幾つかの質問を設けておりますけれども、十分とは考えておりません。

また、日野市の婦人に対する意識調査も行っておりますけれども、これは男性400人、それから女性800人を対象に、20歳以上75歳未満ですか、これは59年の11月から12月にかけましてアンケート調査をしております。この就労状況につきましては、この時点では女性の３分の１が常勤をしておりまして、３割がパートの従事者というふうなデーターもございます。

またパートの問題といたしましても、いろいろと労働条件については、かなりの不満があるということは把握はしておりますけれども、細かい労働条件につきましては今申し上げたとおり十分に把握はしておりません。

それから、パート労働者における日野市の施策の現状と課題でございますけれども、日野市といたしましては労政事務所、それから公共職業安定所等の協力をいただきながらパート労働講座、それから労働相談を実施しております。今のところ、参加者、それから相談者が少ない現状でありますけれども、開催の時間やＰＲの方法を考えながら、これをさらに充実していきたいと考えております。

それから、労政事務所ではパート労働に関しての各種の講座を行っておりますし、講演会も実施しておりますので、これらについても広報等でＰＲに努めたい、と考えております。それから労政事務所では、常時、パート問題を含めた労働相談に応じておりますけれども、日野市単独で、例えば週１回から２回実施できないかどうか検討をしているところでございます。実際、現実の問題としまして各分野にもなりますので、かなり専門的な知識を要するために相談員が確保できるかどうか、非常に難しい問題もございます。

それから、昭和62年３月に「パート労働者の権利」という小冊子をつくりまして希望者に配付しておりますけれども、この増刷も検討しているところでございます。

それから、昭和56年12月に、パートタイマーを含めた中小の事業所に勤める人たちの福利厚生活動を充実するために勤労者互助会を設立いたしました。104事業所、650名で発足いたしました互助会でございますけれども、現在は430事業所、2200名の会員数を擁しております。共済金給付、レクレーション事業の実施、それから各種施設との契約等を行うと同時に、また生活資金の融資の斡旋、退職金、共済掛金の補助なども行っております。

これらにつきましては会員の拡大を図りまして、互助会活動をより活発にすることによってパート労働者に対する福利厚生活動をさらに充実させていきたい、と考えております。

なお最後に、やはり基本的な労働条件の把握ということは重要だろうと思いますので、その実態調査の実施につきましては検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　生活環境部長の方から詳しい御答弁をいただきましたけれども、総務部長の方にも非常勤職員の方の性格を大きく分けて御説明をいただきました。健康診断の対応というお話もあるわけですけれども、やはり大きな流れとしては賃金格差の問題が出ております。パート労働にも労働法の諸適用があるんだという前提で、市役所のことですから労働条件の明示というのは当然なことですけれども、それに付随するさまざまな問題がいろいろな角度から出ていると思うわけです。特に非常勤職員というふうな立場であっても、１年契約の更新ということで長く自主的にお勤めになっている方

もいらっしゃる、というふうに思います。

そういう点では、いわゆるパート労働の２年間ぐらいで大体事業所をかわる、という実態も大きくあるわけですけれども、日野市の場合の非常勤職員の方は、比較的長期にお勤めになるケースが多いのではないか、というふうに思うわけです。今、総務部長の話ですと、やはり長期的にはふえていく対応ではないか、というふうなお話でしたけれども、それを踏まえましても、やはり大きく問題になってきますのは同一労働、同一賃金の確立ということがやはり大きく出てくると思うわけです。

そういう意味で、先ほども申し上げましたとおり実際の勤務内容の違いと待遇面の違いとの格差が大きい、という声も具体的にありますけれども、市の方では、その辺もう少し突っ込んだ御答弁があればと思うわけです。

退職金の話については触れられたか、ちょっと私も聞き落としましたけれども、休暇についてのお話は、当然これ労働省の方で音頭をとっているわけですから実施していると思いますけれども、ほかにも、やはり何点か担当の方で苦労されている点もあると思います。その辺、もう少し御答弁いただきたい、というふうに思います。今の御答弁ですと余りパート労働といいますか、非常勤職員の方の声が総務部長の方へ届いているかな、というふうに思いますので御答弁いただきたい。

さらに、この非常勤職員の労働条件の問題について長期的にはどういうふうにお考えになるのか、特に１年契約更新的な形で、実質的には長期職員と同じような対応の方の身分保障の問題も出てくるわけですけれども、市長は基本的にこれをどういうふうにとらえているか、その点お答え願いたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の再質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　再質問にお答えをさせていただきます。

このパート職員に対する賃金につきましては時間単価が定められておりまして、一般的な事務、それから専門的な技術ですとか技能、そういうものを持っている方に至るまで何種類もの時間給が決められております。例えば、一般事務につきますと１時間当たり610円、看護婦ですと900円、幼稚園教諭は710円というように約10数種類の職種によって時間単価が決められております。この単価によりまして勤続の時間の賃金を支払っているわけでございます。

普段の賃金についてはそういう形で支払っておりますが、あと一時金につきまして先ほどの答弁の中から漏らしました。一般の職員と同じように割り増し賃金を支給する制

度がございまして、この制度によりまして６月の一時金も支払われております。６月期におきましては、６月１日に臨時職員となっている者が対象になりまして、昨年の12月から６月までに勤務した日数に応じまして一定の額が支払われております。

それから、長いこと勤務をしている臨時職員のお話につきましては、１回目の答弁で申し上げましたとおり変則勤務をされている臨時職員がおります。これは特例保母と申しまして保育園が開く前、朝７時半から９時半までの２時間と、夕方４時から６時までの２時間、オーバー分につきまして面倒を見ていただく方でございます。こういう方は保母の資格を持って、さらに保育園、勤務先が自宅の近くでないとどうしてもお勤めしにくい、とこういう事情がございますので、この特例保母のパートにつきましては、５年ほど長い期間続けて勤務をされていらっしゃる方もおります。こういう方の身分の保障でございますけれども、この身分保障につきましては今後十分に考えていく所存でございます。

それから、退職手当につきましても、よその自治体の動向などを見極めまして考慮してまいりたい、と思っております。

それから、通勤手当の上限400円、これもなるべく早い時期に実額を支給したい、このように考えております。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　余り労働問題の知識は十分でないかもしれませんが、一応の原則的な考え方でお答えをいたします。

今日、パートタイマーと言われる雇用の対応が実社会にいろんな形であるわけでありまして、そのまた、パートタイマーで働く人たちの労働権、生活権、あるいはそれらに伴う身分保障、これが当然労働法規でも守られるべきものでありまして、違法の状態において使用者側が搾取をするということであってはならないことは、言うまでもないところであります。役所等の事務事業におきまして、いわゆるパート雇用の姿、対応が適当なといいましょうか、あるいは臨時的に、あるいは変則的に雇用する場合と、やや中長期にわたって臨時の状態で雇用する、というそういう形が確かにあるわけでありまして、恒常的に継続する事務事業におきましては、これは正規の完全雇用の形で契約をするのが当然であります。

それから、たまたま需要と供給との関係で、そのパート雇用の対応が不思議なく、といいますか、不満や、それから特別の要求なくうまくいけば、これまた一つの安定できた労働需要、労働供給の関係としてあってよろしい、というふうにもまた考えられるわ

けでありまして、そのあたりの過不足のない、と申しましょうか、不満や、それから不当のない、そういう関係が双方に契約条件として理解されれば、それはそれなりの一つの形だ、というふうに考えるわけであります。我々の庁内では、なるべく長期継続的な事務事業におきましては完全雇用の正規職員の形をとり、その補足手段として短期、臨時というようなことにパート雇用が求められるということだ、と原則的には、そう考えております。

そういう原則に立ちまして、該当の方々が不満が生じる、また言葉は悪いかもしれませんが、搾取されておる、という感情が残ったんでは、これはいけないと思います。そのあたりをどのように調整するか、これは労働行政の、また労働監督省等の指導の範疇ではないか、こう思っております。できるだけ現代の社会的な様相にあわせてパートタイマーという形式の雇用も明確な位置づけがされていく、ということが望ましいと思っております。

それの一助といたしまして勤労者互助会が、これから雇用者、被雇用者、掛金方式だと思いますが、そういうことで退職金や、それからもう一つは休暇がとれる、こういう状態をより確立できるように行政指導の必要が地域社会、したがって自治体なども積極的に取り組まなければならない、とこんなように考えております。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　それでは、最後に要望して終わります。

生活環境部長から日野市内におけるパート労働者の実態調査をすべきかどうか、ということを検討しているというお話でありました。ぜひ、勤労者の権利、擁護の立場、またパート労働の労働条件への啓蒙運動という前提として、やはりどういうふうな実態があるか、国でも各種団体で調査をしておりますから傾向性としてはつかめるわけですけれども、日野市内の啓蒙、啓発という上からは、やはり日野市独自の調査があって私は当然である、というふうに思います。

ぜひ検討していただき実施をしていただければありがたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　これをもって17の２、パート労働に対する市の対応の質問を終わります。

一般質問17の３、父母から学校の先生に対する要望の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　父母から学校の先生に対する要望ということは、さまざまありますけれども、私は、まず先生の言葉についての要望を申し上げたい、というふうに思います。結論からは生徒に対して礼儀正しい丁寧な言葉で接してほしい、ということになるわけであります。

私のこの問題提起は、大半の先生にとっては関係ないことであり迷惑な発言なのかもしれません。私は、大人の社会では絶対に許されない言葉を子供であるがゆえ、生徒であるがゆえに相手の人間性を無視する言葉、軽んずる言葉を発せられて、そのことによって１人でも傷つく生徒が出てはならない、という観点から指摘をするわけであります。教育長も出席をされて御承知のとおり、昨年、市Ｐ協、すなわち日野市ＰＴＡ協議会による教育行政懇談会が生活・保健センターでありました。

その中で、ある１人の父親から先生の言葉使いについての意見が提出をされました。すなわち乱暴な言葉ではなくて丁寧な言葉を生徒に対しても使用してほしい、と希望する、ということであります。丁寧な言葉を使う人が即よい先生であるとは限りません。しかし、生徒としても自分に丁寧な言葉を投げかけられて不愉快に思う人はおりません。人間関係が親密にでき上がっている間においては、少々の言葉の荒さがあっても誤解を生ずることは少ないかもしれません。しかし、子供だからとして軽んずる言葉、見下す言葉を不用意に発することがあるとき、大人であれば抗議をし不快の念を表明して気づかせることができ、かつ自分の力で適切に自分を守ることができるわけでありますが、子供である生徒、しかも相手が大人であり、かつ先生であるときには、このような行動に出ることは非常に難しいわけであります。

広くこの問題をとらえれば、いわゆる閉鎖性の強い社会における人権をいかに保障するかに連なる性質のものと考えております。すなわち家庭内における子供の人権の保障の問題、矯正施設における人権保障の問題、病院内における人権保障の問題等と類似する、と思うわけであります。先生の不用意な言葉によって鋭く傷つく生徒がいる、という事実、先生の礼儀を踏まえた温かい言葉によって将来を明るくする生徒がいることも事実であります。その意味で同僚の先生を初め教頭、校長、及び教育委員会の責任は重大であると思います。

元気な中学生と毎日接している先生は、ある意味ではこのようなことを要求するのは難しい、という場面もありますけれども、この点、教育長はいかにお考えになっているか、お尋ねをしたい、と思うわけであります。第１点であります。

第２点の要望でございますが、先生の服装についてであります。この点につきましては数年前から中学校の父母から、時たま私も耳にしております。また、教育委員会でも

この点については情報を得ていると存じます。服装が立派な先生イコールよい先生であるとは、当然言えないわけであります。私がここで問題にしようといたしますのは、そのような枝葉のことではない、と思っております。

ある中学校の入学式の話であります。小学校を卒業した新入生が体育館に真新しい制服で緊張して座り、新入生の父母も正装して、あるいは普段着であっても失礼のない姿で列席をしております。校長は、どなかの結婚式の仲人でもするかのようなモーニング姿でおり、司会の教頭も失礼のない姿で臨んでいるという姿があります。女性の先生すべても失礼のない、いわゆる初対面の入学式にふさわしい服装で参加をしております。しかし、その中で男の教師の方の中にノーネクタイの背広姿、ジャンパー姿、あるいはトレーニングズボンの姿で体育館の壇上であいさつ、あるいは自己紹介をしている姿があります。この場違いで異様な教師の姿が鮮明に浮かび上がってくるわけであります。

ここで、私は昭和63年の６月の第２回定例会で中学校の校則について取り上げさせていただきました。教育長も御承知のとおり、服装についてさまざまな規制を生徒に徹底的に課しております。靴下の色から肌着の色まで、さらには紋章の位置のところまで、さまざまに規制を加えております。

そういうふうな実態の中で、今お話ししましたようなある中学校の入学式の場面、すなわち相手が礼儀を尽くして人に接しているのに、かような姿で接しても構わないという無神経さの姿があります。しかも、このような厳しい校則をつくり、生活指導と称して生徒に厳しく生活の決まり、人間のあり方を教えるというのは、私は本末転倒ではないか、というふうに思えてなりません。このような実態があるとすれば、やはり正さなければいけないのではないか、というふうに私は思います。

私は、普段の教室内における、授業における先生の服装までをも指摘しているわけではありません。彼らは――彼らと言っていいんでしょうか、そのような形で出席をされる方は、果たして、では自分の友人の結婚式にジャンパー姿のノーネクタイの背広で参加するか、というふうに言われればノーである、というふうに思います。

したがいまして、教育委員会としてもこのような異様な姿があるとすれば、やはり解消に向けて努力すべきであると私は考えます。この問題を別の角度から申し上げれば、私は何も、多数の姿に何が何でも迎合せよ、と言っているわけではありません。多くの父母が異様に思っているという事実、これがある以上、この事実を踏まえていく、尊重していく、ということが、長期的に見れば教育の中立性を保障することになり、これに反すれば中央における文部省主導の教育の流れをますます内部から強めていく作用にもなるだろう、というふうに心配をするわけであります。

この点の教育長の考え方をお聞きしたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　では、お答え申し上げます。

今、夏井議員さんの方からおっしゃられたとおり教育というものは、もともと親や教師の後ろ姿を見ながら子供たちは育っている。あるいは子供の目の高さで語りかけろというような、いろいろ子供のレベル、発達段階、そういうものにあわせながらの指導というものが行われていかなくてはいけない、ということは当然のことでございます。

教師と児童、生徒との対話、こういう中には、当然一定のルールの中に親しみと励まし、そのやりとりが行われながら育っていく、そういうふうに言っても過言でないと思います。

ですから、当然幼稚園や小学校のような低学年等の中で先生が「何々ちゃん、よくできてよかったね」というふうな語りかけの言葉、これが中学生ぐらいになりますと先生と生徒との間の対話が「このやろう、ちゃんと話を聞いているのか」というような調子のやりとりに変わっていく。ただ、今申し上げましたように子供たちの発達段階の中でいろいろな言葉のやりとりというものが行われていくと思いますけれど、その中に親しみと励ましというものが存在しながらお互い同士の人格の触れ合い、これが保たれていれば当然その教育は成り立っていると思うんです。

ただ、体罰というものがよく取り上げられますけれど、この言葉の暴力と申しますか、これもある面では一種の体罰ではないか、とこういうようにとらえております。ですから、例え相手が子供であったとしても、相手の人格、あるいは人権を傷つけるような言葉、あるいは先生も人間ですからいろいろ感情的に走る場合もあるかもしれませんけれど、少なくとも教育という場の中ですから感情的な叱り言葉、こういうものにつきましては、やはり教師という節度を持って子供に対応していくよう、いろいろな機会に学校の方にはお話をしております。今後も引き続いて言葉の子供に与える影響というもの、これは十分対応していくように指導してまいりたいと思います。

それから服装の件でございますけれど、これも確かに児童・生徒と一緒に活動できるような軽装、今、夏井議員さんの方でおっしゃったようにトレパン姿での子供との取り組み、こういうものも普段の授業の中では、必要な場面というのはたくさん出てくると思います。

ただ、確かにひとつのけじめといいますか、式典だとか、あるいは学校行事とか、そういう社会通念上の配慮といいますか、常識、これは、少なくとも教師なのですから教師である限りその辺のけじめのつけ方というものは心得ているであろう、もし、それが心得られないような場合には、これは、やはり今夏井議員さんからもおっしゃったように相当、校長、あるいは学年主任、そういうところからも強い指導、そういうものが行われてしかるべきである、とこういうように感じております。

確かに、入学式に父兄の方、あるいは大多数の先生方がそれなりの服装をしている中でトックリセーターにジャンパーだけで式典に臨むというのは、これはだれが見ても異様な感じを持つわけでございますし、そういう点については、周りからいろいろ、そういう先生方に対するいろいろな問題点の指摘が強くかけられる以前の、教師自身のやはり取り組む姿勢そのものがもっとまともにならなくてはいけないんだ、ということ、そのことを踏まえながらやはり話していかなくてはならないことに対しては、きちんと対応していくような指導をしてまいりたい、と思っております。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　私的なことですけれども、私にも小学校に通っている子供がおります。先生方がやはり心配しますのは、テレビで発せられる――非常に悪い言葉を発するテレビの番組がある、なるべくそういうふうなテレビの番組については接しないようにさせてもらいたい、というふうな話まで、配慮まで来ております。

これは小学校ですけれども、片や、一方、中学校では、生徒手帳に書いてあります校則ということで、それは厳しいぐらいの規制がある。今、教育長も認識していただいている話だと思います。入学式には教育委員会の列席ということで、各所へ出席をされておりますから、その辺の実情というのは私どもよりも正確に把握をされていると思います。

ぜひ、この点は物の考え方の私は以前の問題だと思いますが、ぜひ改めることに努力をしていただきたい、ということを要望しまして質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって17の３、父母から学校の先生に対する要望の質問を終わります。

一般質問17の４、遊歩道（サイクリングロード）整備についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○13番（夏井明男君）　それでは、遊歩道の整備について質問をさせていただきます。

この表題につきましては多くの議員より質問がなされており、私も過去に一般質問を

してまいりました。

63年策定の基本計画に具体的に記述がこの問題についてはなされ、さらに実施計画に展開をされております。また、今回事前に担当の方よりいただきました資料の整備計画にも明確であります。

今回、私は、黒川段丘散策コースと平山橋から一番橋まで浅川の両岸の土手を歩き、浅川左岸を一番橋から高幡橋、新井橋を経由して多摩川合流地点まで実際に歩いてみたわけであります。

以上のことを踏まえまして要望を述べたい、というふうに思います。

第１に、浅川土手遊歩道コースで申し上げたいんですが、ここのところには一般車両の通過する、いわゆる兼用道路の部分があります。この点、歩行者、散策する人が安心できるように構造上の工夫をすべきである、というふうに思ったわけですけれども、長期的な考え方の上でこの点どういうふうにお考えになっているか、お尋ねをしたいと思います。

第２に、土手をゆっくり歩いて行きますと、名所、旧蹟というふうにはいかないと思いますが、いわゆるいわれのある地域があります。ぜひ、そういう意味では、そのいわれを説明したような案内板を設けますと、やはり散策コースとしては中身が充実するのではないか、というふうに思った次第であります。さらに川に飛来をしてきます野鳥の種類、また名前等、案内板を設けるのも一工夫かと思った次第であります。

第３に、何といいましても必要を感じましたのは、ベンチとかトイレのある休憩場所がどこにもない、という点でありました。やはり都内有数の河川自然公園構想の構想の中で日野市は具体的な計画を進めているわけですが、この点から考えますと、やはりベンチ、トイレ等の休憩室が必要ではないか、というふうに長期的には思った次第であります。

第５に、日野市内から浅川の土手、また多摩川の土手に至る、小さな子供も安全に行けるようなコースの開拓がやはり必要ではないか、というふうに思いました。将来は子供でも安心して河川まで歩けるようなコースを、日野市の推薦するコースをつくっていただければ、というふうに思いました。

第６に、黒川段丘散策コースを歩きまして感じたことは、２・２・５号線開通に伴う将来のコースの検討であります。この点、コースの見直し等も含めて検討する時期に来るのではないか、というふうに思いますが、その点のお考えを伺いたいというふうに思います。

それ以外、トイレにつきましては、日野市役所の隣にあります中央公園にコースがぶつかっておりますので、そこにベンチもありますしトイレもあるということで、このコースについては十分かな、というふうに思いました。欲を言えばこの散策コースの案内板、案内コースの標識が少ないかな、というふうに感じた次第であります。

以上６点、要望ということで申し上げたんですが、具体的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（市川資信君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　一番の問題については現在検討をしている段階でございますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それから、２番目の案内板という設置についてという御質問でございますけれども、確かに御指摘のようにこの案内板という必要性は、例えば草花の名前を知っているか、いないかで興味の度合いが大きく違ってくる、というふうに言われておりますように、この解説や案内板の設置は非常に意義あることと思われますので、関係課で協議をさせて市民の方々がより有意義に楽しく散策ができるように努力をしていきたい、と思っております。

それから３番の問題でございますけれども、これは多摩川と浅川の遊歩道コースに休憩施設、トイレ、こういうものの設置を、という御質問でございますけれども、この問題については、今後利用者はますます多くなると予想されますので、こういうことから考えても大事なことと考えております。これらの施設の新設につきましては、現状では河川区域内には認められておりません。場所の確保や管理上の問題があり、早急に解決するのは困難だと思っております。

たまたま、駒形公園とか豊田の南区画整理地内の公園や北川原の公園の整備計画もありますもんで、それらを含めまして今後の検討課題とさせていただきたいと思います。これについても実現に向けて努力をしていきたいと思います。

それから５番目の、多摩川、浅川の子供が安心して、という問題でございますが、これも一番の検討の中にも入っておりますんで、もう少し時間をいただきたいと思います。

それから６番目になりますけれども、黒川の段丘の崖の散策コースの件でございますけれども、この黒川の崖の散策コースは、通称清水谷公園と黒川清流公園、それから日野中央公園、吹上の段丘緑地を結んだ、延長にいたしますと約４キロの散策コースでございます。御指摘のとおり都市計画道路の２・２・５号線の開通に伴いまして、散策コースが、将来自動車の交通量の増加も推測できるルートと重なる部分がございますもんで、

これらについて安全で安心して散策ができるように、重要な課題でありますもので、この件についても都市計画課の方で交通量の調査等も参考にいたしまして、その動線計画を考慮いたしまして、今後検討の課題といたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　夏井明男君。

○13番（夏井明男君）　最後に要望をして終わりたいと思います。

この遊歩道につきましては、浅川、それに多摩川がメインになると思いますが、それ以外にも日野の用水に沿って遊歩道計画があるわけであります。さらにまた、緑地帯を結んだ形で構想も進んでいるわけであります。非常に楽しみなものでありまして、特にこれから余暇の時代の中で、身近な地域の中で余暇を過ごそうという流れがあるとすれば、この構想を着実に進めていただきたい。

一番問題になりますのは生活道路、特に車両の通行と遊歩道との交差する点の問題がやはり最終的にはネックとして出てくるわけですが、やはりこの点につきましてもさまざまな知恵を出していただいて、親が安心して子供を、浅川で遊んでいらっしゃい、多摩川の方で遊んでいらっしゃい、というふうに言えるようなコースをぜひ、その可能性を追及していただきたい、ということを要望しまして、終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって17の４、遊歩道（サイクリングロード）整備についての質問を終わります。

一般質問18の１、米の生産調整の強化と都市化の中の水田の有り方についての通告質問者、福島盛之助君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問19の１、五期目をむかえた森田市政の基本を問うの通告質問者、馬場弘融君の質問を許します。

〔15番議員　登壇〕

○15番（馬場弘融君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従って手短に質問をいたします。

さきに議運の委員長からもこの議会における議員の発言、理事者の発言、要領よくやるように、というふうな訓示がございましたので、その訓示に沿いましてやりたいと思います。

去る４月の24日の市長選挙におきまして、御高齢をものともせず、また多選批判の声をこれまた、ものともせずに、完勝をされました森田市長に改めて敬意を表するとともに、今後４年間の市政運営の基本的な考え方、進め方を伺いたいと思います。

以前から申し上げていることでございますが、圧勝したからといっておごることなく市民の声、職員の声、そして私ども議員の声を謙虚に聞く姿勢を持ち続けてほしい、という願い、さらには10年先、20年先を見通した行政を進めてほしい、という願いを込めて伺いますので、選挙戦では相対立をいたしまして激しく戦ったとは申しましても、素直にお答えをいただければ幸いであります。

早速質問に入ります。

１点目、大づかみに五期目を迎えられた心境と今後４年間の市政運営の基本的な考え方といいますか、自分の基本的な姿勢ですね、これを伺いたいと思います。

さらには、既に十大政策ですか、いろんなものが発表されているようでありますが、重点施策は何なのか、その中でも特に優先順位をつけるとすれば、どういうふうな順番で考えているのか、ということを教えていただきたい。

２点目、助役の選任についての考え方、間もなく議案が上程されるようでありますけれども、この考え方と選任の基準といいますか、どういうふうな考え方のもとにこういう人を選ぶんだ、というふうなことを教えていただきたいと思います。

かつて、助役二人制もいいんじゃないか、というふうな提案をしかけたこともございましたけれども、その辺の考え方を今でもお持ちなのか、ということも踏まえてお答えをいただきたいと思います。

それから、職員の人事といいますか、配置といいますか、こういう問題、あるいは各種行政委員会とか審議会などの人事の考え方、これについてもあわせて伺いたいと思います。

３点目、焦眉の急だというふうに私は思うんですが、日野市立病院の建てかえ、これについて具体的にどこにつくろうとしているのか、どのくらいの規模を考えているのか、ということについてお伺いをしたいと思います。

４点目、我が町日野の発展のためには、根本的に用途地域の見直しが必要ではないかという気が、私は、いたしております。例えば街道筋など大きな街路の周りには、もっと商業地域があってもいい、近隣商業地域も含めてでありますが、そういう気がいたしておりますし、さらには高度制限とか容積率等の緩和、こういうふうな措置も町の発展のためには必要ではないか、というふうに考えているところでありますけれども、その辺について、どのような認識をお持ちか、また、どのようにしていきたい、というお考えをお持ちか、伺わせていただきたいと思います。

５点目、町の美観ということでありますが、美しい町並みをつくりたいという思いは

我々みんな持っていると思うんですが、どうも日野市のこれまでの施策の進め方を見ておりますとそういう点には余り熱心でなかった、というふうな感じがするわけでありますが、この五期目を迎えるに当たって美しい町をつくっていくんだ、というふうなことについてどのような対応ができるのだろうか、ということについて伺いたいと思います。

具体的には町の色合いといいますか、色の問題、それから公共施設の周りも含めての美観ですね、さらには、緑化については既に公共施設、学校等の塀が生け垣にだんだんかえられている、というふうな動きはありますけれども、さらにそれを進めまして、市内にたくさんございます大企業の正面の方の塀といいますか、割と緑が多いように感ずるわけですが、横、裏、そういうところを見ますと従来通りの冷たいスレートの塀が並んでいる、というふうな感じがありまして、この辺も行政側が積極的にお願い申して、ともに町の一員なんだから緑化に協力してもらいたい、というふうなお願いができないかどうかということ。

それから、さらには、これは前から申し上げておりますけれども、電線の地下の埋設、だんだん区画整理があちこちで具体化してくるわけで、区画整理地内全部とは言いません。ある街区を決めて、ここだけは電線の地下埋設をやってみましょう、というふうなところをモデル的に幾つかつくられてみるのも一つの方法かと思うんですけれども、そういう点で、まだ、いろいろあるかもしれません。我が町日野の美観を高める、より美しい町にしていく、というふうな面での施策についてのお考えを伺いたいと思います。

６点目、これは最後になりますが、前にも私は、三多摩は東京都から分県をすべし、というふうな論を持っているということをお話ししたことがありますが、どう考えましても多摩地域の公共施設といいますか、社会資本、東京都区内に比べて、はるかに遅れているわけであります。そういう点で、我が日野市単独で大きなものをつくるということは、なかなか難しいかもしれないので、近隣の各市と共同して複合一部事務組合といいますか、そういったことも考えられると思いますけれども、幾つかの市が共同して大きな建物を、違った建物をつくっていく、というふうな施策も考えられるのではなかろうか。

例えば、今、多摩都市モノレールが東京都あるいは近隣の市を中心に、さらに民間の企業も含めて第三セクターというふうな形で行政を進めているといいますか、そういうふうなこともやられているわけでありますけれども、そういった施策がもっといろんな面でできないだろうか、というふうな感じを持ちます。

例えば、これは南多摩の斎場とか汚水の処理場とか、そういった、よくない、余り望

ましくないといいますか、求められない施設をつくるという面では共同でどこかへつくりましょうよ、というふうなお話ができているようでありますが、どうも前向きな、よりよいものをつくろうというときに、なかなかこういうふうな共同戦線が張れないといいますか、そういうきらいがあります。どうも自分の町だけがこれはつくるんだよ、というふうな町同士の競争になってしまっている、という面がありますので、こういう点でお考えを伺いたいわけであります。

特に今般も、たしか福島敏雄議員もお話をされていたと思いますし、ドームの球場とか、こういったもの、球場に限りません、いろんなスポーツのできる施設、こういうものも市単独では、なかなかできないかもしれないけれども、いろんな市が協力をし、さらには有力な企業等がその中に入って、というようなことになればどこかにできるはずでありますし、そういったものと東京都の美術館の誘致とか、いろんなものをミックスしますと、それぞれの市が何らかの大きな建物を持つことができる。しかも、それぞれの市だけの出費でなくてつくれる、というふうなこともありましょう。そういうふうな広い意味での広域行政といいますか、そういう道を探るお考えはないかどうか、ということを伺いたいと思います。

以上６点、お伺いをいたしました。よろしくお願いをいたします。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えをいたします。

五期目の市長に選挙で当選をし就任をして、どのような心境であるか、ということでありますが、このことにつきましては、この議会の最初の７日の日に所信表明のごあいさつを行いました。その際に申し上げたところでほぼ御理解いただけるのではないかと思っております。

先輩の築いてこられた伝統と栄光を引き継いで、今日の市議会と市民各位の御指導と御鞭撻をよりどころに、人間尊重の理念に立って緑と文化の市民都市を目指し、住むことが喜びであり誇りであるまちづくりに取り組む決意であります、と申し上げております。今回、選挙戦で公表しております五つの方針、あるいは10の政策というふうな表現をいたしておりますものを議会にもお配りをしておりますけれど、これをこの期の実現を期して取り組んでいきたい、こういう気持ちでございます。

申すまでもなく、市民の方々には努めて謙虚に、そうして、また意見を十分拝聴するという姿勢を保ちながら公平で公正な行政展開とサービス行政を積極的に進めていく、とこういう考えでございます。

基本姿勢ということにつきましても、既に今申し上げた中で尽きているんではないかと思っておりますが、重点施策、とこういう御質問でございますので、ハードな面、ソフトな面——ハードな面では下水道を含む都市基盤の整備事業に重点を置いていきたい。ソフトな面では緑や平和、健康、そして市民の生活が文化化、あるいは日常にスポーツを取り入れる、というふうな傾向に極力行政の展開をあわせていきたい、とこういう考えでございます。短く言えば、生活文化、市民文化をいろいろな形で選択を容易に市民に提供できるようにしていきたい、こういう考えでございます。

助役は、この期に提案をし御決定をいただきたいものだ、とこう考えております。内部で部長職から登用する、こういうことを既に決めておるところであります。それから今後、大きな仕事を積極的に処理していきますためには、かなり指導力を必要といたします。市街地の再開発、あるいは文化事業、また高齢化社会に対します施策等、それぞれ大きな仕事が当然伴ってまいりますので、状況によりましては助役の２人制もお願いをしたいものだ、とこういう考えも持っております。

職員の人事や配置につきましては、なるべく簡素で、そして機能的なことを原則に考えまして、なるべく行政職の職員は充足をしていきたい、施設職員も適正に配置をしていきたい、こういう考えを持っております。今回、市の職員増について御提案を申し上げておりますので、その点もよろしくお願いをいたします。

行政委員会等の人事、これらにつきましても、なるべく市民の皆さんに理解をされる方々にお願いをしたい。そして、地方自治に対する理解があって日野市の全体を視野に置いた、視野の広い方を求めていきたい、こういう考え方を持っております。

質問３番目の市立病院のことにつきましてですが、市立病院は建てかえて、また改善をする、というふうに申し上げております。現在地を第１候補とし、なお内部のベッド数等の増強を図りたい、こういう考えであります。当面は、いろいろな手順を要することでありますので、特色のある診療科目を設けることと、それから、とりあえずミニドック的な機能、それに人工透析の設備をして市民サービスを１歩前進させたい、とこういうふうに考えております。

４番目の質問で、用途地域の見直し、日野の将来発展のために広い通りに面しては、なお高度制限の見直し、あるいは容積率の見直し、なお、商業活動のための条件をよくするための商業地域等の設定につきましても十分現実に即してやっていきたい、と思います。人口の増加が沈静いたしておりますので、そろそろ、ある程度の住宅の高度化等は、相互関係の被害のない形の範囲で徐々に改めていくことは適切ではなかろうか、と

こう考えております。

５番目の質問の、町の美観ということは、これは誇りのある町といいましょうか、住んで喜びのある町ということに欠くべからざる要件だ、というふうに思いますので、華美や、それから何か迎合に流れることなく、日野市の特色である自然環境、あるいは緑の環境というものを十分配慮しながら市民の方々の御協力をいただく、こういう手順で事を進めていくのが適当ではないか、とこのように考えております。

電線の地下化ということは、まさに新しい時代の市街地形成の大切な施策だと思いますので、部分的にでも主要な道路には実現を図っていきたい。そして、だんだんそれを拡張していくというのが、これからの町の美観を保持する手段として極めて重要な、また施策だ、とこのように認識をいたしております。

最後の質問の三多摩分県、あるいは近隣の町との共同で大きい施設等のことは考えたらどうか、こういうことでございますので、私もその原則には異論を持たない。できることはやるべきである、このように考えております。

たまたま、ある新聞社のアイデアと言えるわけでありますが、国体が日本国を一巡をして、また第２ラウンドになる。この国体行事等を多摩の地域で各市共同で迎えたらどうか、という考え方を問われておりますので、私もそのことには大賛成である。日野市にも、ある部分を責任を持つぐらいな、そういう規模で考えたらよろしいんではなかろうか、とこのようなことをお話をしたことがあります。これは大分先の平成十何年といいましたか、そういう将来のことではありますけれど、その下準備は今日から可能性を設けておきたい、そういうことも言えると思っております。

今、市内で、国有地ももちろんでありますが、民有地であってもかなり規模の大きいものを今日積極的に買っておくべきである、こう考えております。お金のかかることではありますけれども、やはり土地がなければ大きな仕事はできません。そういう将来構想を込めて用地もなるべく積極的に確保していきたい、このように考えております。

広域行政という事務組合ということもありますけれども、つまり多摩を将来――放っておけば、むしろ工業化で人間が多少圧力を受けるということが考えられるかもしれませんが、共存できる、そういう環境をともにつくっていく、ということが多摩の発展の姿ではないか、このように思っております。

以上です。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　おおむね素直に、御丁寧にお答えをいただきました。

特に気になったのは、３点目の市立病院のことなんですね。これは、今のお答えですと現在地でやってみるんだ、というふうなお考えのようであります。特色をつけるとかドックを設けてみるとか、というふうな新しいものをつけ加えるというお考えではあるようですが、現在地で果たして、今、病院当局なり市民が要望する立派な病院になるかな、という感じが私はいたします。

これは、私の考え方でありますが、前からもいろんな意見のある中で１・３・１の沿線の堀之内ないしは駒形公園、思い切ってあの辺のところに場所をセッティングして、私に言わせれば450ベッドぐらいの大きな病院としてつくり直し、現在の市立病院のある位置は出張所といいますか、診療所といいますか、そういう形で残す、というこういうことが最もいい方法ではないかな、というふうに、これまで委員会での審議とか議員としてのいろいろな皆さんの声を聞く中で感じているわけでありますが、確かにいろいろ大変なところはあるかもしれないけれども、思い切ってそのくらいの決意をされた方が、あの病院を将来にわたって生かす道ではないかな、というふうな感じを持っておりますが、この可能性は全くないでしょうか。あるいは検討の余地あり、というふうなお考えをお持ちかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　建てかえは、日野市内の適切な場所に規模を一定規模に保ち得て、しかも交通に利便だ、というふうな条件がそろうことは極めて大切なことであります。駒形の公園ということをおっしゃいますけれど、河川敷につくるわけにもまいりませんし、市内でどこにできるかということを我々も、かなりつぶさに検討を経たつもりであります。用地のことでいつまでも迷っておるわけにはまいりませんので、したがって現在地の周辺で、ということを含めて具体的な考え方を進めてまいります。

以上です。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　今ちょっと出ました現在地の周辺というのは、恐らく消防署なり社会教育センターなり、保育園ですか、幼稚園ですか、あの辺の三角地帯といいますか、あの辺のことも含めてだと思うんですが、これは、たしか、いつでしたか、病院対策の特別委員会のところでいろいろお話をする中で、あそこでは、やはり狭過ぎる、高度な病院、300ベッド以上の病院をつくるには、ちょっと無理だ、というふうな事務当局ですか、説明を私ども受けているんですね。現在の規模のままで、あの規模を保持したままでつくるんならば可能でしょうが、より大きな、より充実をしたものということ

になると、ちょっとあそこでは無理かな、というふうな気がするんです。それで、あえてほかの場所へ、ということを私申し上げているんですが、その辺はどうなんでしょう。今のままの規模でいい、というふうなことであの周辺ということを市長お考えなのかどうか、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん私１人が決めるものでもございませんし、いろんな御意見を伺いながら、しかも実現性のあることで事を進める、ということにならざるを得ないというふうに思っております。いろいろなお説をこれから聞きながら、なるべく早い時点に一定の目途を持ちたい、このように考えております。

今日、答えられるのは以上であります。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　確かに余り事が決まってない段階で、どうだ、こうだということは言いにくいかもしれませんが、ただ、繰り返して申し上げますが、病院を調査してもらったその調査をしたところの結論でも、あるいは実際に病院をやっておられる院長なり事務当局なりのお考えというのは、もっともっと大きな病院にしてほしい、近代化した病院にしてほしい、というふうな強い願いがあるわけで、それでは、どうも今の場所、あの近辺では十分なものがつくれないな、ということは、これは共通の認識としてあると思うんですね。ですから、その辺をぜひ十分御認識をいただきまして、でき得ればあそこ以外の場所に移動して新しい病院を一気につくり直す、大発展をしていく、というふうな考え方をとっていただきたい、ということをこの際ですから強く要望をしておきます。

それから、用途地域等の見直しについては、ある程度、なにか含みのあるといいますか、そういう方向性でいいのではないかな、という感じを持ちました。これは、どうも私、統計等で見たんですけれども、やはり近隣各市と比べまして日野の用途地域、よく調べてみますと商業地域ないし近隣商業地域は少なめですね。さらに高度の制限にしても容積率等にしても厳しくといいますか、一般の住宅だけでやっていこうとすればこれでいいんでしょうが、そういう場所はそれでいいんですが、やはり駅の周辺だけではなくて大きな街道筋、新しくできた都市計画道路に面したところといいますか、そういうところだけは違った考え方を持ってまちづくりをしていった方がいいな、という感じを持ちますので、ぜひ、お答えをさらに進めて積極的にやっていただきたい、というふうに思います。

それから、美しい町並みをつくりたい、というところの中で電線の地下埋設については、かなり積極的なお答えが出ましたが、私、これは市のプロパーじゃありませんけれども、大きな企業の塀も結構あるわけです。こういうことについても、できれば緑化してもらえませんかね、というふうなことを行政としてお願いしてみるのもどうか、ということも言ったんですが、それについてはどうお考えになりましょうか。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　これまでもお願いをいたしましたし、これからもお願いをして実現を図りたいと思います。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　ぜひそういうことで、この議場の中にもそれぞれ有力な企業の代表される方がいらっしゃるわけでございますので、ともによい町をつくる、きれいな町をつくっていく、というふうな観点から、市とタイアップをして御協力をいただければ幸いであります。

それから、最後の６点目の近隣各市とともに、あるいは民間の企業を加えて幅広い意味での広域行政といいますか、そういうものをしてもらいたい、ということでございますが、これは、どうも日野市はこれまで本当にこういう面での方向性がなかった、と思うんですね。何かをするために集まるのではなくて、義務的に、幾つかの市で話し合いをしなければいけないという席であっても、なかなか日野の市長の姿がみえない、といいますか、出て来ないというふうなお話は、よその市の理事者の方からよく聞くことでございました。

これからは、ぜひそういうことがないように、そしてまた、さらに一歩先を進めて、我が町だけではなくてこの多摩地域全体の発展のために幾つかの市なり町なりが共同して何かのことを進めていければ、より大きな施策が後の住民に残せると思いますので、ぜひ、この辺については積極的に、この五期目の日野市政の中で進めていただきたい、というふうに要望をしておきます。

手短にと申しましたけれども、結構長くなってしまいました。まとめに入りますが、ぜひ16万日野市民にとりまして、この森田市長五期目の４年間が実り多き４年間でありますように三つのお願いをしておきます。謙虚でありなさい。公平でありなさい。10年先を考える姿勢を持ち続けてください。

終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって19の１、五期目をむかえた森田市政の基本を問う

の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時40分　休憩

午後４時13分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の１、子どものキャンプ場、遊べる公園（プレイパーク）計画に積極的な対応を期待の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　今議会最後の一般質問になりましたが、議長の許可のもとで通告にしたがいまして質問を行ってまいります。

ことしは1989年でありますが、国連で世界人権宣言が採択されたのは、今から41周年前でございます。国際児童年の10周年を迎える年でもあります。また、子供の権利宣言が同じように国連で採択されて30周年を迎えた年であります。

第二次世界大戦以降、世界人類の人権を守る思想が普及してまいりました。そうしたことの反映として国連で世界人権宣言が採択されたわけでございます。今から二年前、日本国憲法が施行されて40周年でありました。あわせて教育基本法の公布40周年でもあったわけでございます。

今から40年前の、この日本と世界の軸を一つにした動きというのは、決して偶然の一致であったわけではありません。それは第二次世界大戦を契機といたしまして、反ファシズム、反軍国主義の民主主義思想と、人間の尊厳の復権を求める国際的運動の一つの到達点として歴史的に高く評価されているものであります。

そして、世界人権宣言の内容や成り立ちを学ぶことは、憲法や教育基本法の国際的その位置、現在の日本の政府の姿勢をも問いただす、ということにもつながるものでもあるわけであります。また、そうであってこそ世界人権宣言の趣旨にも叶うものだ、というふうに考えるわけであります。

世界人権宣言が、人権は国内問題だ、と言ったような20世紀前半までの人権のとらえ方を克服した画期的なものだ、というふうにも言われているわけでありますけれど、この世界人権宣言が国連で採択された後、この内容が単に市民的、政治的な権利など自由

権ばかりでなくて、労働権や教育権といった経済的、社会的、文化的な権利をも含んでいた、という点でも現在人権思想の出発点として位置づけられているものであります。その人権の現代性ゆえに、これをさらに国際人権規約など人権関係条約の中に発展させていく歴史的な契機をつくり出しているということも言える、といわれているわけであります。

この人権宣言を受けまして、例えばヨーロッパ人権条約が1950年に採択されましたことを初めといたしまして、さまざまな人権に関する条約等の成立を見てまいったわけであります。そして、子供の人権保障の分野においても子供の権利宣言が1959年、採択が行われたわけであります。ちょうど今から30年前に当たるわけであります。この子供の権利宣言に引き続きまして、今日、子供の権利条約の作成が国連を舞台にして順次進められていると伝えられております。

さまざまな報道によりますと、ことしは国際児童年10周年、そして権利宣言が採択されて30周年目に当たる、という記念すべき年に向けて、ことしの11月の国連総会で、この子供の権利条約の採択を目指して具体的に作業が進められている、と伝えられているわけであります。

このようにいたしまして、ことしの人類の人権に関する記念すべき年に当たりまして、特に子供の権利を守るということが世界的なひとつの思想となって、より広く深く各国に認識され定着しつつあるわけであります。

こうした子供の権利を守る宣言の中で、特に権利宣言の中に盛られてあります人類及び児童に対して最善のものを与える義務を負うものである、と述べているわけであります。両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し次の原則に従って斬新的にとられる立法その他の措置によって、これらの権利を守るよう努力することを要請する、とはっきり述べているわけであります。

そして、その第７条には「児童は、遊戯及びレクレーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクレーションは教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の共有を促進するために努力しなければならない」と述べているわけであります。わざわざ１項を設けまして児童の遊戯及びレクレーションの権利を擁することを明確にしているわけであります。

こうして、この国連の児童権利宣言が、今日なお児童の遊ぶ権利、レクレーションの権利を守り、それを進めるために大きな背景ともなっているわけでありますし、つい先ごろでありますが、東京世田谷では、この子供の遊ぶ権利を実現させるという目的で国

際協会のシンポジウムが開かれる、というようなことなども行われているわけであります。さまざまな角度から児童に対する遊ぶ権利というのがこうして取り上げられ、また行政、民間団体問わず努力の試みが行われているわけであります。

日本の児童憲章が制定されていることも既に御承知のとおりであります。昭和26年５月５日制定されました。この日をちなんで「子供の日」に制定されているわけでありますが、あと２年後にこれも制定40年目を迎えるわけであります。この中の第９章には、「すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され悪い環境から守られる」ということも、はっきりとうたわれているわけであります。

私は、国連での児童の権利宣言、そして国内における児童憲章などを受けまして、この40年間の日本政府の国内における子供の遊びというものの権利をどのように保障してきたか、ということもあわせ考えてみたい、と思うわけであります。一口に言って、十分この児童憲章が生かされた、というふうに言えない側面が大きいのではないか、と私は思うわけであります。

今日の子供の実態は、早くから受験の準備などに規制されるという子供の生活、あらゆる教育条件等々、さらには最近、児童の痛ましい殺害事件などが発生するとか、行方不明、誘拐等々の事件が日常私たちの目に入ってくるわけであります。

児童が将来の社会を担うということは異論を待たないのでありますが、現状どういう事態に置かれているのでありましょうか。子供白書などを参考にいたしまして、子供の地域とその実態と運動、ということをごく簡単に述べてみたいと思います。

子供は、学校での教育が行われているわけでありますが、それとあわせて地域にとっても子供の成長には欠かすことのできない重要な場でもあるわけであります。日常的に自然や、あるいは社会的な諸活動とも当然触れるわけであります。親、教師、そして大人、あるいは子供同士の交流も進む場でもあります。兄弟、家族等々も当然密接に触れ合うところでもあるわけであります。こうしたもとで全国各地、いわゆる子供会というものが組織されてまいりまして、さまざまな運動が展開されているわけであります。日野市内における子供会の活動も例外ではありません。

子供白書88年版に、大阪の吹田市に20年にわたって展開されている「フェニックス」地域子育て運動というのが紹介されております。この内容は、一々申し上げませんけれど、一つだけ御紹介をいたしておきますと、子供の自治活動というものを育てる上で、自主的で民主的な運営が進められなければならないことは言うまでもないわけでありますが、この子供会の青年指導員の語っている言葉に、「徹底的に討論することが子供会

活動の創造のエネルギーにつながり、あわせて考えて、力を合わせれば必ず子供会活動の展望が開ける」というのであります。そして、「理性への信頼ということを知ることができる」と述べております。さらに、「自主的、民主的というのは少年団の原点であり存在意義であると思われますが、この点を常に追求したことがフェニックスをささえてきたのではないでしょうか。自主的、民主的であるということが、１人１人が生き生きとして活動に参加し、フェニックスが一体となって活動することを生んだと思います」というふうに、これは一つの子供会の活動を引用されているわけでありますけれど、市内の子供会活動の育成に当たっておられる方々は、恐らく日常的にもこうしたことなどを常に念頭に置き子供会活動の活発化、前進というものを心がけてまいってこられたことと思います。

新聞でも少年問題、児童の問題というのは多く報道されているわけでありますが、特に最近、子供の遊び場がなくなった、ということも大きなニュースになっているわけであります。ここ数年、自治体の遊び場やスポーツ施設が次々と姿を消している。それは土地の異常な高騰の中で、これまで自治体に貸していた地主がさまざまな事情によって土地の返還を求める、ということなどが生じているからであります。これによって、東京都、多摩地区だけでもこの３年間に960カ所の公園や広場が消えています。その面積は東京ドームの10個分にもなる、とこれは昨年でありましたけれども、新聞にも大きく報道されたわけであります。それだけに屋外での子供の遊び場を確保するというのは、特に都市部においては、ますます困難な事情にあるわけであります。

こうしたことなどを踏まえつつ現在の児童の屋外の遊び場をどのように確保するか、というのは、行政課題の大きな一つの課題になっていると思うわけであります。

さらに、この遊び場の中での特徴点と申しますか、重要なこととしまして、いわゆる遊びを手助けすることのできるようなプレーリーダーの配置した子供の遊び場というのが、まだまだ少ない、ということを指摘しているわけであります。プレーリーダーのいる遊び場の歴史は、日本では70年代に始まったばかりで数も全国で６カ所という少なさであります。プレーリーダーの要請、派遣といった事業でも日本はこれからで、遊び場を維持したりもり立てる活動への住民の参加は、日本の方がむしろ盛んのように見受けます、とこういうふうに述べているわけでありますが、遊び場そのものを確保するということ以外に子供たちの遊びが健全なもの、あるいは子供自身の遊びとして発展させる手助けとしてのプレイリーダーの存在というものも、まだまだ緒についたばかりだ、とされているわけであります。

まだ、たくさん、さまざまな角度からの今日の子供の屋外における遊びの実態というのをとらえることができるわけでありますが、私は次に、東京都が児童福祉審議会の意見具申としてまとめました児童の福祉を推進する方策についての内容について、一部、御紹介をさせていただきたいと思います。

これは、現在の子供の実態を踏まえまして、昨年の６月28日付で東京都児童福祉審議会の意見具申が行われているわけであります。この中で、今日の子供を取り巻く実情などが詳しく述べられたのを踏まえまして、今後の方策などの提言が行われているわけでありますが、この具申の冒頭に、「児童福祉法は、その冒頭において児童の福祉を保障する原理を次のように定めている」として、児童福祉の理念第１条、「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」――第２項に「すべての児童は等しくその生活を保障され愛護されなければならない」と述べております。そして育成者の責任として、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と述べて引用しているわけであります。ここに、国、地方公共団体の責任というのが、繰り返し国内においても国際的においても強調され述べられている、ということを私も強調したいわけであります。

この内容は、従来による施策は、現実には社会的に何らかの援助を必要とする児童に焦点を合わせざるを得なかった、というきらいがある。今日、児童福祉を考えるに当たり、改めてすべての児童を対象とし、特に地域において児童の福祉を推進しなければならない、こういうふうに指摘しているわけであります。

戸外における遊びの環境づくりと、その発想の転換、子供が集まる児童館づくり、児童、生徒のボランティア活動の推進、地域における児童福祉施設の活用、総合的に推進すべき施策を重点的に取り上げ提言しているわけであります。

東京都の特徴として、東京都に特に遊びのための用地確保は難しい状況にあるので、遊びの環境整備に関しては、単に児童遊園などの拠点整備に限らず空き地や道路等も含め、地域的な広がりを持った遊びの空間を全体とし把握し、そのネットワーク化を図るという方向を重視する、ということが述べられてあるわけであります。

そして、幾つかの具体的な提言内容の中で「屋外の遊び場」の項に述べてありますものを御紹介いたしますと、「遊び場の利用度を高めるためには、その内容が児童にとって魅力があり、自発的、活動的、創造的な遊びが発展できる条件を備えていることが重要である。それには、児童が自由に遊びを展開できるオープンスペース、遊戯や休憩のための装置、植栽、景観等の物的条件等、遊びの発展を支援するプレイリーダー等の人

的条件の整備に配慮する必要がある」こういうふうに述べておるわけであります。

私は、この東京都児童福祉審議会意見の具申の中を引用するまでもなく、恐らくこうしたことは、教育委員会等々も十分これまで、今日の社会教育行政を進める上で考慮をされてまいってきていたものだ、と思うわけでございます。東京都のこの児童福祉審議会の意見具申に待つまでもなく、私たちは今日、本当に屋外での子供の遊びの環境を整備するということが重要な課題だ、と改めて強調もしたいわけであります。

そこで、私は具体的な質問に入る前に、まず日野市の実情について述べてみたいと思います。

森田市長は日ごろから、子供には夢を、青年にはファイト、お年寄りには生きがいをと行政推進に心を砕いてまいっていることだと思います。また、現にこうしたことなどを一つの目標として児童への福祉施策を展開してきたわけであります。例えば保育園の施設、学童クラブの施設、教育施設の条件整備の拡充等々、熱を、力を入れてまいってきたわけであります。

そして、私は、ここで屋外における子供を取り巻く環境への手を差し伸べる、というこういう状況に立ち至ってまいってきているのではないか、というふうに思うわけでございます。

それは、例えば緑地の確保ということも広く考えれば大きな子供の環境を守る、ということにもつながるわけであります。用水路の整備、清流を取り戻そう、こういうことなども大きな自然環境の整備でもあったわけであります。社会教育の分野でも、例えば市民会館の建設等に見られますような文化面からの一つの整備拡充とも行われてまいりました。環境整備は決して一つの分野からだけでは、もちろんないわけでありますから、総合的に見る中で市政の推進をとらえることも重要だと思うわけであります。

私は、こうした中で市の基本計画の中に、残念ながらちょっと、この子供の遊びということなどへの今度の計画が弱かったんではないか、というふうに考えております。これは、社会教育の分野がどういうふうに位置づけられているか、ということにもかかわってくるかもしれませんけれど、教育委員会における論議などが若干不足したんではないか、という懸念を私は持つものであります。

基本目標別の計画を見てまいりますと、第２章「豊かな人間性を育てる教育と文化の町」ということで、この中の第５節、「家庭、学校、地域社会の連携」という節がございます。その中で「青少年の健全育成体制の充実」というのがございまして、３点、具体的なその方向が述べられております。この中で「活動の場の拡充」というのがあるわ

けです。既存施設の有効利用、というのが目に入るわけであります。既存施設の有効利用、これは、もう当然そうならなければならないわけでありますが、私は、例えば子供キャンプ場が、ある所有者の借り物だった、ということの中で継続されていることを考えあわせるならば、もう少しこの辺の問題を基本計画の中に具体的な方向を明らかにしておくべきものだったんではないか、というふうに思うわけであります。

ですから、作成当時の認識としてそういうものは、そう大きな課題ではなかったかもしれませんが、今日の状況がそのようにさせてくる、ということにもなるかと思うわけであります。

こういう経過を踏まえまして、私が通告をしております平山城址公園キャンプ場は、ことしから使用できなくなった、ということでございます。このキャンプ場は子供会の育成の場として利用されて、それなりに大きな役割を果たしてまいってきたんではないかと思います。用地を返還せざるを得なかった事情などもあるでしょうけれど、果たしてきた役割というのがどういうふうに教育委員会でとらえられているか、ということも私は重要なことではないかと思います。そのことを１点目として質問を行います。

２点目に、市内に常設のキャンプ場をつくってほしい。それから、遊びの公園をあわせて設置してほしい、こういうことでございます。

私が先ほど、児童白書の中を引用した中で遊びの公園のことにちょっと触れましたが、このプレイリーダーを配置した公園というのは、まだ全国に非常に少ない、ということがあったわけでございます。現に日野も遊び公園という名のもとでの公園というのはないわけでありますけれど、世田谷の例としてよく話をされるものがございます。この遊び公園というのは、冒険遊び場というふうにも言うようでありますが、遊具が固定されていないで、子供のさまざまな遊びというのを子供自身が創造して遊びをする場だ、こういうふうに言われているようであります。特に難しい定義はないわけでありますけれど、例えば、この遊び場にはプレイリーダーを配置する、というのがやっぱり一つの特徴にもなるわけであります。子供の遊びの手助けをする、決して干渉するとか指導するとか、そういうものではないんだ、ということであります。

世界的なこのプレイリーダーを配置した遊び場というのが最初にできたのが1943年だそうでありまして、デンマークのコペンハーゲン市郊外でつくられた遊び場だそうであります。それを1945年にイギリス人がロンドンにこの遊び場を持ち帰ってヨーロッパ各地などに普及するきっかけになった、ということでございます。スイスやデンマーク、あるいは西ドイツ、スエーデン等々あるわけでございますが、こういう世界的な一つの

子供の遊びを守る、権利を守る、ということの一つの流れとして私たちは認識しておいてもよろしいんではないかと思いますので、私もそういうことをいろいろと学んだわけであります。

ぜひとも市内に常設のキャンプ場、あるいは遊びのできる公園等を設置してほしい、という、こういう関係者の願いなども強くあるわけでございます。市側の考え、具体的な方向なども明らかにできるように御答弁をいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

先日も土方議員の方から、大変キャンプ場の問題について厳しい教育委員会に対する叱咤激励があったわけですけれど、御承知のように日野市の今までの教育行政というのが、どちらかといいますと、人口急増対策という形の中で学校施設づくりに追われてきていた、ということは、これは確かに否めない現実だと思います。

日本の国も確かに大変豊かな国になって、週休二日制というのも、この問題そのものも当然学校教育の段階にも将来的には広がっていくだろう、その際に受け皿つくりと申しますか、学校が週休二日になった時点で、どこでその受け皿を対応していくのだ、とこういうことで文部省等も３年間ほどの研究期間を設けながら、今、そういう事態が来たときの対応はどうなんだという研究を進めている、という、その辺の実態でございます。

それで、今、板垣議員さんの方から御質問のあった、それならばすぐ常設のプレイパーク的なものが可能なのかどうなのか、というその状況になってまいりますと、現在のこれだけの自然空間を持っている日野市なんだから、考えれば考えられる余地というもの、これはいろんな形で取り組みを進めていけば可能な状況というものは、なくはないと私も思っております。

例えば、現在のこの河川敷の問題一つとっても、実際からいきますと建設省の状況とか、その他どうしても解決していかなくてはならない、あるいはクリアしていかなくてはならない、いろんな問題があると思いますけれど、とにかくあらゆる知恵を働かせれば全く不可能ではない。ただ、それが今現在、成長している子供たち、この者にすぐ対応できるような状況、そういう原っぱ、空き地というものが現実的にあるのか、ないのか、ということになってまいりますと、すぐ、今、板垣議員の方から言われたような形で、すぐこのプレイパークを教育委員会としても最大限の力を出して対応します、ということを言い切れない現実もあるわけなんです。

私、この前のときも土方議員さんの場合にもお話ししましたけれども、子供の数が急速な勢いで減少してきておる。ここ数年間で２万2000の子供が１万7000になってきている。学校施設がいろんな形でゆとりが出ている。こういう中で、当面今の子供たちにどういう対応をしていってあげたらいいか、ということは、この学校施設の余裕、これをどんな形で、いわゆる子供会、あるいはその他の青少年団体に提供できるような方向はないか、この辺を当面の課題として考えながら、今、板垣議員さんの方から指摘されている問題等については日野市全体を挙げて検討していく、そういう課題として今の時点では答えさせていただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　総論的な考えとして、教育長から今話があったと思うんですが、今すぐ常設のキャンプ場をつくれ、というふうな提案は私は、してないんです。常設のキャンプ場、あるいは遊びの公園というのも必要じゃないか、そういうものも今後検討する必要がある、という提案を申し上げているわけです。私は、十分検討に値する課題だ、ということを再三再四申し上げているわけですよね。

ですから、そういうことは今後もぜひとも課題に取り上げていただきたい、ということが一つと、私が今質問いたしましたキャンプ場のこれまで果たしてきた役割等々、最初の質問の項目についてはどなたがお答えになるかはわかりませんけれど、ひとつ経過等も含めて答弁していただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　板垣正男君の再質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　子供キャンプ場の果たしてきた役割ということでございます。

子供が育つについては、家庭、学校、社会というこの三つの要素が非常に大きい、ということがいつもいわれているわけでございますけれども、特に管理社会が進んでいるというふうにも一方で言われている中で、子供に自由な空間と時間を確保する、ということが大変大事なことだ、というふうに思っております。

今までも、そういう点で子供のキャンプ場というのを夏期に開設をして、そこで子供たちが日常の生活から開放されまして、非日常的な体験をキャンプ場でする、という、そのことを通じて子供たちが、そういう集団活動、学校とは違った意味での集団活動の中での交流だとか、あるいはその集団生活の中での秩序、規律、自分たちでつくり出す秩序、規律、そういうことを学ぶことによって自立できる生活経験というのを身につけていくんではないか、というふうに思っているわけでございます。

そういう点で、昭和50年から開設をされてきましたこの子供キャンプ場というのが、非常にそういう点で大きな役割を果たしてきた、というふうに考えております。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　私は教育委員会に答弁を期待しておった――ちょっと、具体的な点での答弁がなかったように思うんですが、例えば社会教育61年度事業相談にも報告されておりますように、このキャンプ場の利用は、532名が利用されております、とこの中で述べておりますけれど、今後の課題として、「キャンプ村は現在仮設キャンプ場しかなく、今後は常設のキャンプ場が必要となろう」というふうにも述べているわけです。教育委員会そのものが報告されているわけですから、昨今、急に起きた話ではなくて、従来からこういう声は社会教育委員会の中でも論議があったことだろう、と思うし、また、子供会などからも要望として出されておったわけであります。

私が今回このキャンプ場の問題を取り上げた動機は、もちろん関係者から平山城址公園内のキャンプ場は、ことしなくなるという話を伺った、ということと、私自身も数年前、子供たちと一緒にこのキャンプ場を利用させてもらった、という思い出のあるところでもあったわけであります。私は、親しみを込めてこのキャンプ場の問題を取り上げているわけでございますが、なお一層、このキャンプ場のどういう形での継続、発展が図れるかわかりませんが、常設のキャンプ場へと発展できるような方向を見出すことが大切だ、と思うわけであります。

私は、地域の子供会、そして他の子供会の人たちと一緒にこのキャンプで一晩過ごしました。子供たちと過ごしたその思い出は、もう語ればきりがないくらい、いろいろと思い出されるわけでありますけれど、子供たちが何といっても、やっぱり生き生きとこのキャンプ場で過ごした姿を、私は一番強い印象として残しているわけであります。例えば、あのキャンプ場の中でロープが張られております。ちょうど映画のターザンのように子供たちがそのロープを伝って、いろいろと遊ぶ、こういう姿は、やっぱりキャンプ場でなければなかなか体験のできないことではないかと思うんです。大人の私がやろうとしても、なかなかうまくいかないんですが、子供たちは器用にこの遊びを楽しんでおりました。また、食事の準備等も含めて子供たち自身が、こうしたキャンプ場での体験は一生忘れることのできないものになったんではないか、と私は思います。

同行されましたリーダーの方々の非常にうまい、さまざまなリードぶりというものを私も感心させられたわけでありますが、こうしたことが今後も市内で、しかも身近なところで日常的にでき得る条件をつくっていく、ということが私は権利宣言、児童の権利

を守るということの精神を具体的にこの日野の教育委員会の行政の中に生かしていく、ということになってくるんではないかと思うわけであります。

ですから、最初、国連の人権宣言以降さまざまな部分を引用いたしまして、子供の権利を守るということは、やっぱりその団体、あるいは地方公共団体等の責任があるんだということを強調したかったからであります。

もう一つ、私は実際キャンプを行っている育成者の方々の意見などもあわせて伺った中で、旧態依然としたキャンプ場であった、ということなんですね。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長いたします。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　旧態依然としたキャンプ場だった、ということが一つ、やっぱりあるんではないだろうかと思うんです。紹介すればあるんですけれども、一々紹介は申し上げませんけれども、昭和50年に設置された当初、いろいろ職員の方々も苦労されてそれなりの整備を行ったわけですね。その整備をされたことがそのままずっと十数年間続いた、ということじゃないでしょうか。

一方、社会的な生活の変化は、これはもう相当変化してまいりますし、それに応じたやっぱり子供のいろんな要求というものも出てくるわけですから、それに応じた整備等も必要な部分もあっただろうと思うんです。

昨年までの利用状況などをいろいろ伺ってまいりますと、設置された当初、かなりの人数であったそうであります。61年度は532名の利用でありましたが、昨年度はかなり減っている、という話を聞きました。この減った理由はどういうところにあるのだろうか、というふうに私もいろいろ伺ったわけでありますが、育成者の都合云々ということでは、私は、ないだろうと思うんです。やはり旧態依然とした仮設のキャンプ場ということになってまいりますと、やっぱり不便さ、その他が原因となって、だんだん、だんだん敬遠せざるを得ない、という、そういう側面もやっぱり出てくるんではないかと思うんです。

私は、自然の中でのキャンプを行う状況、状態をいつもいい状態に置く、というそういう行政側の努力というものも、私は十分ではなかったんではないか、というふうに考えておるわけであります。しかも、この仮設のキャンプ場の用地を京王帝都側から、こ

としは利用できないから返還してほしい、という申し出があったそうでありますけれども、その申し出を受けた後、どういう代案、代替地をやっぱり探したか、ということだとか、あるいは京王側と折衝して、ことし１年、あるいは例年もう少し延長できないかというようなことなどの交渉も必要ではなかったんではないか、こう考えるわけであります。

子供会にとっては、ことしの４月いきなり、ことしは利用できませんよ、と言われてもなかなか急に対応を考えるということも、また子供会自身も難しいわけであります。そうした、ある時間の余裕というものも必要ではなかったか、と思うわけであります。ぜひとも、このキャンプ場は、型は違った、あるいは場所は変えたとしても継続されるように努力をお願いしたいと思います。

昭和64年度、日野市予算の編成にかかわる日野市子供会連合会の要望書の写しを私、先日見せていただいたわけでありますが、この中で、「社会教育施設の設置」という項でプレイパークの新設という要望を行っております。「児童遊園、緑地公園等を除いて徐々にふえていますが、子供たちが何の制約もなく自由な発想で遊べる空間が、絶対に必要な時代になりつつあります。木上り、小屋づくり、遊具づくり、水遊び等ができる」というふうに括弧して述べてありますが、プレイパークの新設を要望しております。

次に、キャンプ場の常設を優先してください、と言っているんです。「現行の子供キャンプ村は仮設で夏期指定期間のみの開設であるが、常設をして四季を通じて利用できるものにしてほしい、というわけであります。施設は、管理棟、水道、トイレ、かまど、バーベキューテーブル等常設し、デイキャンプにも提供できるもの、農場、小動物の家畜園等の併設も有効であります」ということを、これも数年前から教育委員会あてにこの要望書が出されている、というふうに伺っているわけであります。

あわせて、この要望書の中には行政施策に対する要望といたしまして「現行の仮設の子供キャンプ村は常設のキャンプ場にしてほしい」ということが、あわせて要望されているわけであります。「関係機関にあってはよく協議し、よく運営ができるようにしていただきたい」とこの運営の面でもいろいろと御要望を行っているわけであります。一々その内容を御紹介申し上げませんけれど、子供会がこうして要望書をまとめて数年来要望を行ってきた、という経過などを踏まえますと、私は若干、この仮設キャンプ場をことしは利用できないという事態に対しての対応が、納得でき得るものにやや欠けたんではないか、という印象を持っているわけであります。

私はこのことを申し上げまして、市長に最後に御見解を伺っておきたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　子供の成育過程に野外生活の体験を豊かに与える、ということは、豊かな人間性をつくるために、また重要な手段だ、というふうに考えます。

それで、その一つの手段として、先日来、今まで使われていたキャンプ場が使えなくなった、ということを聞きまして、この自然空間のたくさんある日野市内で河川敷や、それから緑地等、工夫すれば幾らでもあるんではないか、知恵のない話だな、ということをこの間言ったというふうに申し上げました。そして、品位に欠ける言葉だったかもしれませんが、ハッパをかけて間に合わせたい、まさに本当に知恵のない話だ、というふうに私は思っております。

早速手を打ちましたのは、トイレや水がやっぱりないといけないだろうと思います。それは危険とかいろんなことを考えると、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、私は、子供が遊ぶのにディズニーランドや多摩テックのようにお金がなければあそべない、なんていうことは、あんまり子供のためによくない、とこんなふうに思っておりますから、緑と清流を取り戻そうなんていう大きな政策は、まさに子供のためにある、と言っていいぐらいだと思っております。

したがいまして、知恵を出しまして必ず間に合わせます。今用意をいたしましたのはトイレ車と給水車を用意した、ということでありますから、河川敷なりどこでも使う、という意気込みでやりたいと思います。

○議長（市川資信君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　市長の強い決意も述べられました。ことしの夏には必ず間に合わせていただきたいことを私も強く要望しておきたいと思います。

最後になりますけれど、私は若干の意見を申し上げておきたいと思います。

キャンプ場の設置等、また運営等にかかわりまして、私は、行政内部だけの検討だけにとどめないで子供会の関係者などとも意見の交流、論議をする場を設けまして、十分やっぱり関係者の意見を取り入れる、ということが大事じゃないかと思います。ぜひとも、そういう場をつくっていただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

今議会の最初の日であったかと思いますけれど、谷議員が、多摩テックは撤退する、という御発言をされたように記憶しております。多摩テックがもし本当に撤退するということになりましたら、私は、この跡地を子供のキャンプ場を初めとした一つの大きな子供中心の施設や、あるいは自然環境等を含めた地帯、ゾーンにすることが必要ではないかと思います。

程久保地域に都立の美術館を誘致するという構想が進められておりますし、市民的な運動が今進められているわけでございます。先日、福島議員からもプラネタリウムを配置した科学館の設置の御提案などもありました。この多摩テックの跡にこうした子供のキャンプ場、あるいは科学館、プラネタリウムを配置した一つの大きな夢を育てるようなゾーンにつくりかえる、ということは、私は非常に有効な今日の施策の一つになり得るんではないかと思います。

科学館にはプラネタリウムだけではありません。市内の企業等、産業の先端技術などを取り入れまして科学技術に触れる機会を持つ、ということも一つのまた夢ではないか、と思うわけであります。多摩動物園、科学館、そして子供の夢の施設、さらにはそれを取り囲む緑地等の環境に守られて、子供の夢を一層育むことのできる地帯にすることができるのではないか、と思います。

こうしたことなどもあわせ考えていただきますように御意見申し上げまして、この質問を終わりたいと思いますが、その前に市長が発言あるようでございますので、それを伺ってから終わりにしたいと思います。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今お話の出ました多摩テック云々ということにつきましては、その後、問い合わせをしました結果、全くそういう要望は存在しない、ということが明らかになりました。そのことだけは、ちょっとお伝えをしておきたいと思っております。これは、なにか取り扱った新聞記事の間違いだった、ということだそうであります。御趣旨は尊いことでございますので、また、そういう考えが実現できる、そういう考え方をまためぐらせたいと思います。

○議長（市川資信君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　今、市長から、多摩テックの撤退はちょっと不可能だ、というお話が追加でありました。私も今、これは聞いたばかりであるわけでありますから、私が先ほど申し上げましたことは、多摩テック内ということに限らなくてもいいわけであります。その周辺の地域を含めて、こうした一つの子供や文化等の一大一つの文化ゾーン的なものにしていく、あるいは自然環境の素晴らしい地域にする、ということには何ら異存はないのではないか、と思いますので、市長あるいは教育委員会、鋭意検討を進めていただきたいことを最後に申し上げまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　　これをもって20の１、子どものキャンプ場、遊べる公園（プレイパーク）計画に積極的な対応を期待の質問を終わります。

一般質問20の２、コミュニティ施設の設置計画の具体化についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　　コミュニティ施設の設置計画の具体化について質問を行います。

今回の一般質問で既にお二人の議員さんから、ほぼ同趣旨の質問に関係する部分もあるわけでございます。それらを避けまして、この表題に基づいた質問を行ってまいりたいと思います。

森田市長は、市長就任あいさつの中の参考資料といたしまして議会にお配りされました公約とも言われる基本政策がございます。その中には「地域公民館、地域図書館の施設サービス活動を充実し、西平山、栄町、南平にコミュニティセンターの施設を拡充します」こういうふうに述べております。これは、どなたから見られても賛成のできることでもあるわけでございます。この施策は、大変、今市民の皆さん方の御要望や運動などにお応えすることのできる、また施策の方向でもあるわけであります。

そこで、具体的に質問を行ってまいりたいと思います。

公民館の建てかえ等を含めた分館設置の考え方というのが、かなり明らかにされてまいりました。特に日野の南の方の地域にも公民館を設置する、という構想も具体化されつつあるようであります。そこで私は、やはりコミュニティということでありますから、その精神を最大限生かすという意味でも公民館の設置等の計画の段階から住民の方々の意見、立案の参画というものが必要なんではないか、と思います。そのことが一つ。

二つ目に、その際にでき上がった公民館の運営はどうするのか、分館という名称のものであれば中央公民館と同じように運営審議会というのが置かれるのか、あるいはそれにかわるような利用者の運営に関する意見交換の場が設けられるのかどうか、ということがあると思います。

三つ目に、使用料金はどういうふうになるのか、例えば、コミュニティセンターという名称で公民館の事業が行われるような施設の内容もあわせて設ける、ということになりますと、これは実質、公民館活動ということから考えますと、無料を原則とする、ということにも当然ならなければならないのではないかと思いますので、使用料等の考え方を伺っておきたいと思います。これは公民館に関係する部分であります。

次に、コミュニティ施設のことに関係いたしまして、基本計画を待つまでもなくコミュニティ施設の建設を積極的に方向づけているわけでございます。最初に申し上げましたように、西平山、栄町、南平にコミュニティセンターの施設を拡充する、という方向も明らかにされております。

特に私は、昨年の12月議会でありましたけれど、栄町のコミュニティ施設設置のことに関係いたしまして質問した際、担当部長の間で若干建設等の年度に関して認識が違っていたんではないか、と受けとめていたわけでありますが、その辺の整合など、あるいは東京都と関係機関との折衝等も当然行われたことと思いますので、そのこともあわせまして、この３カ所の地域のコミュニティ施設の建設年度というものを明らかにしていただきたい、ということで２点、質問を行います。

○議長（市川資信君）　　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（砂川雄一君）　　公民館に対して３点ほど御質問がございました。

公民館の設置の場合に、計画の段階から市民の意見を十分に聞いてほしい、ということでございます。現在、今年度、中央公民館については当面改修工事をやっておりますけれども、この改修工事についても、中央公民館の利用団体の意見を十分に聞きながら進めております。今後、公民館の建てかえ等に当たっては、当然、基本的にはそういうような方向で進めていくようにしたい、というふうに考えております。

それから、例えば公民館が２以上できた場合の、例えば公運審の位置づけ、その他という問題でございますけれども、社会教育法その他では、公民館が１館ごとに公運審を設けるということも可能でございますし、複数館について一つの公運審を設けるということも可能でございます。公民館の設置及び運営に関する基準の中で、２以上の公民館について１の公民館運営審議会を置くときは、例えば中央公民館にそれを置く、というような規定もございますので、仮に複数の公民館ができた場合でも実態的には統一した運営をした方がいいのではないか、というふうに考えられますから、一つの公民館運営審議会でいく、ということが当然考えられますが、この辺については十分にやはり今後検討してみたい、というふうに思っております。

使用料の問題についても今後の十分な検討課題である、というふうに考えております。

以上です。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　選挙で公約をしたその資料から問われておる質問でありますから、私が答えるのが当然だろうと思います。

具体的に場所も南平、あるいは西平山、栄町、と名前を挙げておりますので、この資料は、これまで市議会、あるいは市民要望の中から今後施策として具体的に取り組むことを約束をしておるわけでありますので、今、内部で建設年次等は詰めるように指示をしておる、という状況でございますから、具体的な年次を示せ、と言われても現在は申

し上げることは無理であります。

それから、先日、平山城址公園前の大地区センターの建てかえを要する、建てかえをすることができる、ということはお答えをいたしました。つまり図書館と、やや規模の大きいコミュニティセンターをあわせて、これから建てかえ計画には設計をすることが適当である、このように考えているものであります。

それから、南平におきましては、一つには民間組合施行でありますけれども、区画整理も行っております。あるいは駅前の地域の地区計画も進めております。これらを含めて、いわゆる南平と言われる地域の範囲にコミュニティセンターの一定の規模を持つものが必要である、こういう認識に立って用地等も確定をしながら、これから取り組んでまいります。

栄町の場合は、これは、かねて都営住宅の建てかえの際に一定の用地を日野市が確保して、そしてコミュニティセンターと言われるものをつくる、こういう計画がございます。今、都営住宅を担当いたします住宅局当局とも、やや具体的な話が進みつつございます。ある程度の用地も確保できる見通しであります。

それらの中で公約を実現をしていきたい、このように考えておりますことを具体的にお答えをしておきます。

年次計画等につきましては、これからの手順にお任せいただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の今の説明で、大体方向と姿もはっきりしつつある、ということでございます。

しかし、栄町の場合は都営住宅との建設でコミュニティ施設もつくる、ということになるわけでありますから、東京都の住宅局との折衝で都営住宅を何年度からつくるということは、もう明確になっているんではないかと思うんです。遺跡調査も大体終わったということになってきているわけですから、どのくらいの年度になるか、ということはほぼ明らかになっているんではないかと思いますので、市長の言われる、具体的に今話が進んでいる部分もある、ということであれば、じゃあ具体的にどういうところまで話が進んでいるのか、ある程度説明されてもよろしいんじゃないかと思いますので、ひとつ明らかにしていただきたいと思うんです。

○議長（市川資信君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まだ建てかえ計画の年次までは明らかになっておりませんので、その時期は、しばらくお待ちを願いたいと思います。

○議長（市川資信君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　都営住宅の建設年次計画がまだはっきりしない、ということだそうですから、これはもう東京都の一つの責任の部類に入る、ということになろうかと思います。都側の都営住宅建設年次等、明らかにしつつ、このコミュニティ施設の建設を進めるためにも努力をしていただきたいと思います。

これからの地域のコミュニティ活動の拠点となるコミュニティ施設の建設であります。地区センター、あるいは市民会館等ネットワークを組んでの新しいコミュニティ施設の設置と運営は、きっと地域住民に大きな自治活動の発展の場になるものと期待を寄せているものであります。

ぜひとも、今後引き続いて鋭意努力されますように要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（市川資信君）　これをもって20の２、コミュニティ施設の設置計画の具体化についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時26分　休憩

午後７時１分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結、議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結、議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　上程された３議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市立日野第五小学校改築建築工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、13億3,282万円で鴻池組・桜建設建設共同企業体が落札いたしました。

議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、１億3,390万円で山加電業・濱坂電機建設共同企業体が落札いたしました。

議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について。

本議案は、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事の請負契約を締結するものであります。

入札の結果、１億8,746万円で川崎設備工業・竹村総合設備建設共同企業体が落札いたしました。

以上、３議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

１ページをごらんいただきたいと存じます。工事名は、日野市立日野第五小学校改築建築工事でございまして、契約金額は13億3,282万円でございます。

契約の方法は、指名競争入札によって行いました。６月13日に実施をいたしました。工期につきましては、契約の翌日から平成２年10月31日までででございます。契約の相手方は記載のとおりでございます。

２ページをお願いを申し上げます。入札の状況でございます。２回目の入札で落札をいたしてございます。

３ページをお願い申し上げます。工事の概要でございます。工事の内容は、大きく分けまして建物の建築工事と外構・解体工事とございます。建物建築工事につきましては、校舎棟、附属棟がございまして、それぞれ記載のとおりでございます。

４ページをお願い申し上げます。面積表についても記載のとおりでございます。

５ページは外観図でございます。

６ページにつきましては配置図でございまして、点線の方は現在の校舎の位置でございます。

７ページにつきましては、１階の平面図でございます。南側のほぼ中央に保健室を設けてございます。

８ページをお願い申し上げます。２階の平面図でございます。ほぼ中央に職員室を配してございます。

３階の平面図が９ページでございます。多目的教室が配してございます。

10ページをお願い申し上げます。４階の平面図でございまして、多目的教室が２教室配してございます。

11ページは屋上の平面図でございます。

議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

工事名は、日野市立日野第五小学校改築電機設備工事でございます。契約の金額は１億3,390万円でございまして、契約の方法は指名競争入札、６月14日に行いました。工期は契約の翌日から平成２年10月31日まででございます。契約の相手方については下欄に記載のとおりでございます。

２ページをお願い申し上げます。入札の状況でございまして、第１回の入札で落札をしております。

３ページをお願い申し上げます。工事の概要につきましては記載のとおりでございます。

議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

工事名は、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事でございます。契約の金額が１億8,746万円でございまして、契約の方法は指名競争入札によりました。６月14日に行いました。工期につきましては、契約の翌日から平成２年10月31日まででございまして、契約の相手方は下欄に記載のとおりでございます。

２ページをお願い申し上げます。入札の状況でございます。第２回の入札で落札をいたしております。

３ページをお願い申し上げます。工事の内容につきましては記載のとおりでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本３件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結、議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結、議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（小山良悟君）　本日開かれました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本定例会は６月22日までとなっておりましたが、議事の都合によりまして７月４日までと決定いたしました。日程の詳細につきましては、お手元に配付した要旨のとおりでございます。よろしく御承認のほどをお願いいたします。

○議長（市川資信君）　お諮りいたします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり会期を７月４日まで12日間延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は７月４日まで12日間延長することに決しました。

これより請願第１－13号、園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－13号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第１－14号、日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第１－14号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は７月４日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時13分　散会

7月4日　火曜日　（第12日）

平成元年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第22号）

7月4日　火曜日　（第12日）

出席議員　（28名）

1番	奥住日出男　君	2番	宮沢清子　君
3番	高橋　徹　君	4番	土方尚功　君
6番	天野輝男　君	7番	福島盛之助　君
8番	福島敏雄　君	9番	中谷好幸　君
10番	小俣昭光　君	11番	川嶋　博　君
12番	馬場繁夫　君	13番	夏井明男　君
14番	小山良悟　君	15番	馬場弘融　君
17番	旗野行雄　君	18番	一ノ瀬　隆　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	中山基昭　君	22番	秦　正一　君
23番	黒川重憲　君	24番	古賀俊昭　君
25番	谷　長一　君	26番	市川資信　君
27番	石坂勝雄　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（1名）

16番　高橋徳次　君

欠員

5番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君		
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	坂本金雄君
市民部長	大貫松雄君	生活環境部長	藤浪竜徳君
清掃部長	小林修君	都市整備部長	前田雅夫君
建設部長	橋本栄萬君	福祉部長	山崎彰君
水道部長	高野隆君	病院事務長	大崎茂男君
教育長	長沢三郎君	教育次長	砂川雄一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	佐藤智春君	次長	土方留春君
書記	宮岸一馬君	書記	濃沼哲夫君
書記	佐々木茂晴君	書記	小林章雄君
書記	斉藤令吉君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成元年7月4日（火）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第41号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2　議案　第50号　（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れについて

日程第3　議案　第54号　日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結について

日程第4　議案　第55号　日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結について

日程第5　議案　第56号　日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結について
（総務・文教・厚生・建設）

日程第6　議案　第47号　平成元年度日野市一般会計補正予算について（第1号）
（厚生委員会）

日程第7　議案　第42号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8　議案　第48号　平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第1号）
（建設委員会）

日程第9　議案　第103号　日野市緑地信託等に関する条例の制定について

日程第10　議案　第49号　市道路線の認定について
（厚生委員会）

（請願審査報告）

日程第11　請願　第1－12号　ゲートボール場にトイレ設置のための請願

（議案上程）

日程第12　議案　第60号　日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結について

日程第13　議案　第61号　日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事請負契約の締結について
（総務委員会）

（継続審査）

日程第14　請願　第63－16号　都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願

日程第15　請願　第63－28号　鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願

日程第16　請願　第1－3号　年金制度改革に関する陳情

日程第17　請願　第1－9号　年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願
（文教委員会）

日程第18　請願　第63－11号　日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願

日程第　19　請願 第 63－14 号　再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情
日程第　20　請願 第 1－8 号　日野市に置ける私立幼稚園の諸問題に関する請願
日程第　21　請願 第 1－14 号　日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情
（厚生委員会）
日程第　22　請願 第 62－19 号　東町地区公害に関する請願
日程第　23　請願 第 62－24 号　犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願
日程第　24　請願 第 63－23 号　沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願
日程第　25　請願　第 63－24 号　放射能測定器設置の請願
（建設委員会）
日程第　26　請願 第 62－42 号　山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情
日程第　27　請願 第 63－9 号　日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願
日程第　28　請願 第 1－1 号　下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願
日程第　29　請願 第 1－6 号　宮公園設置を要望する陳情
日程第　30　請願 第 1－7 号　町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情
日程第　31　請願 第 1－11 号　南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願
日程第　32　請願 第 1－13 号　園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願
（継続審査議決）
日程第　33　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　34　スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件
日程第　35　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　36　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件
（請願上程）
日程第　37　請願 第 1－15 号　「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願
（議案上程）
日程第　38　議　案　第 57 号　日野市助役の選任について
日程第　39　議　案　第 58 号　日野市収入役の選任について
日程第　40　議　案　第 59 号　日野市固定資産評価審査委員の選任について

本日の会議に付した事件
　日程第１から第37まで

午後１時40分　開議

○議長（市川資信君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

日程に入る前に、このたび、収入役を退任されました加藤一郎氏より、一言ごあいさつを申し上げたいとの申し入れがありましたので、これを許します。

〔加藤一郎君登壇〕

○加藤一郎君　　貴重な時間、退任のごあいさつの機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、このたび、都合により、任期途中でございますけれど、６月30日をもちまして収入役の職を退任させていただきました。職員であった期間を含め、38年余になりますが、特に在任中は公私にわたり温かい御指導と御鞭撻をいただき、おかげをもちまして無事その職責を果たすことができました。心から厚くお礼を申し上げます。

日野市の一層の発展のため、議員の皆様の御健勝と御活躍をお祈りし、簡単ですが、退任のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（市川資信君）　　これより議案第41号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れ、議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結、議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結、議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、議案50号、54号、55号、及び56号を一括審議いたしましたので、その御報告を申し上げます。

この４議案とも契約案件でございまして、契約手続上、特に問題もなく、内容について次のような質疑が行われました。

仮称文化財センターの電動リフトはどのぐらいのものが運べるのか、ということでございますが、約240キログラムのものを１分間に６メーターの昇降の機能を持っている、というお話でありました。

さらに、54、55、56号でございますが、第五小学校改築建築工事については、新校舎に入れるのは平成２年の９月の２学期からである、というお話でありました。

また、プール、体育館については、既存のものをそのまま使用していく、というお話であります。

さらに、運動場の工事中の件でございましたが、これも工事中は使用はできないけれども、多摩平の第五公園を使用する予定で進んでいる、というお話であります。

また、将来、多摩平の公住の建てかえが予定をされるわけですが、それに伴う児童数の増加、このような見込みに対してはどうか、ということでありますが、これに対しましては、資料として既に配付されていますとおり、３階、４階の多目的教室を場合によっては使用する計画の中に入れているというお話であります。

さらに、建物の教室の位置の問題の質疑でございましたが、現在の建物の配置と大幅に変わるわけですけれども、やはり北側に建物をつくって、南側が運動場というふうな今回の建て方は理想に近いものではないか、というお話であります。

さらに質疑もありましたが、特段意見もなく、全会一致で原案可決と決した次第であります。

以上、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本４件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本４件について採決いたします。本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第50号、（仮称）文化財センター倉庫用電動ラック及び電動リフトの買入れ、議案第54号、日野市立日野第五小学校改築建築工事請負契約の締結、議案第55号、日野市立日野第五小学校改築電気設備工事請負契約の締結、議案第56号、日野市立日野第五小学校改築給排水衛生設備工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次、審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長登壇〕

○総務委員長（夏井明男君）　それでは、総務委員会に付託されました議案47号について、御報告申し上げます。

47号のうち歳入全般と、歳出のうち総務費、予備費について審議をいたしました。特段、質疑等なく、意見としまして、都立美術館誘致のための対策として、運動の進め方として、議員全員で東京都に交渉を持ち、誘致運動の先駆け、働きかけをしていくようなことを考えてはどうか、という御意見がございました。

そのほか特に御意見なく、全会一致で原案可決と決した次第でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長が欠席のため、文教副委員長の審査報告を求めます。

〔文教副委員長登壇〕

○文教副委員長（馬場繁夫君）　高橋委員長が風邪をこじらせまして、本日欠席しておりますので、かわりまして報告をさせていただきます。

文教委員会に付託されました議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算第１号、歳出のうち、教育費につきまして審査報告を申し上げます。

今回の補正は、教育費5,598万7,000円の増額補正いたしまして、教育費の総額を64億9,033万3,000円とするものであります。

主な内容を申し上げます。小学校のバスケットゴール設置５校分といたしまして、2,175万円であります。既に10校が設置済みで、今回の補正によりまして、残る小学校は５校となります。

次に、私立幼稚園、未認可幼稚園を1,000円、幼児教室500円と、補助をそれぞれ増額し、総額といたしましては2,832万円であります。

そのほか文化財センター追加工事、第三小学校の防音フェンス、防球フェンス等であります。

主な質疑といたしましては、金額はわずかでありますが、学校開放謝礼に関しまして、四中の管理は、かしの木荘でできないか、との質疑がありました。

管理、利用者をそれぞれ考慮し、現在の管理者を設定して、との答弁がありました。

次に、１万人ラジオ体操は何人ぐらいの参加であるのか。名実ともに１万人になるのか、なるように積極的に取り組むべきでないか、との質疑もありました。

昨年から始めまして2,000人の参加があり、今後とも１人でも多くの市民が参加できるよう努力したい、との答弁がありました。

以上、慎重審査を行いまして、原案可決すべきものと全会一致、可決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第47号、日野市一般会計補正予算第１号のうち、歳出の民生費、衛生費、消防費に関連した委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正は、民生費１億2,871万4,000円の増。同じく衛生費が3,286万9,000円の増。消防費が515万円の増。合わせて１億6,673万3,000円の増であります。

主な質疑を御紹介をいたしますと、４人の委員から14件の質問が出されております。今回の提案の臨時福祉特別給付金の支給総人員は6,200人ということだが、支給に当たって重複する人はないのか。つまり、１万円の支給が重複して２万円受給する、そういうことはないのか、という質疑がされました。

これに対して、今考えている支給要綱案で、重複して支給しないよう規定をしているので、２万円を受給する事例は生じません、こういう答弁がされました。

さらに２点目は、衛生費のじんかい処理費に計上されている破砕不適物等運搬に関して、この破砕不適物はどこへ捨てているのか、という質問がされました。

これに対して、破砕不適物は産業廃棄物として業者に頼んでいる。具体的な破砕不適物としては、バイク、そしてベッドのスプリングが挙げられます。運搬していく先は、バイクについては、立川市に所在するバイクを処分する会社になされている、と答弁がされました。

さらに３点目として、防災行政無線の利用範囲をどの程度に考えているか、という質疑がされました。

答弁として、緊急に、しかも広く伝えたい場合に使用する想定のものでありますけれども、柔軟に考えていきたい、こういう答弁がされております。

さらに、別の委員から、４点にわたって質疑がされました。

１点目として、災害時の情報伝達手段については、かつて森田市長から「ポールを立てて拡声機で大声を出すという方法だけでもないだろう。より工夫できないものか」との発言がなされているけれども、今回の予算提案のもので、その方向といいますか、その方針が固まったのかどうか、こういう質疑がされました。

答弁として、同報通信方式、これはいわゆる同報無線の会社でつくっているということで、同報通信方式と言われていると思うんですけれども、この方式の固定型も万能ではないと思っています。実際に使う場合でも、台風の際などは雨戸を閉めている家が多くて聞き取りにくいということとか、拡声機の近くの家では、音声が大き過ぎて騒がしく感じる、ということもあります。ポケットラジオで対応するのも考えましたが、電波法の取り扱い上で難しいものがあります、こういう答弁であります。

２点目は、今回の予算は、調査、設計費名目になっている。調査費を認めることは、大きな工事を認めることにもなると思うが、一体、大枠で幾らぐらいになるのか。

答弁として、総額で３億ないし４億円の経費を見込んでいます。市庁舎に親局を置き、市内100局の子局を設ける想定であります。

３点目として、水害の危険箇所はどこか、という質問に対して、水害の危険箇所はないと考えています。

４点目として、女性社会事業協会は、女性の社会参加を進めるものとの説明がなされたが、私は、既に同種事業を企画運営している日野市福祉事業団で実施するのがよいと

思っている。同じような事業は、できるだけ同じところで行うという広い視野が欲しいのではないか。この辺の整備をしたのかどうか、こういう質疑がされました。

これに対して、福祉事業団の事業と重複しないよう検討を進めたいと考えている。お産の介助など、女性でなければ、でき得ないこともあるのではないかと思います。女性の英知を生かすという精神です。まずは、できる範囲のところからということになると思います。

さらに、福祉部長から補足的に発言がありましたけれども、予算担当部ではありませんけれども、関連があるので発言をしておきます。福祉事業団について言えば、厚生省から認可されている当社会福祉法人の定款で、利益団体とならないということも含め、行える範囲のことが決まっています。法人の裁量余地は、そうはありません。今後、種々踏み込んでいきたいと考えている、という答弁がされました。

さらに別の委員から、4点にわたって質疑がされております。

臨時福祉特別給付金の支給対象から生活保護受給の方を除いた経緯はどのようなものか。また、就学援助対象者を福祉特別給付金の支給対象として考えなかったのか、という質疑がされました。

これに対して、市として臨時福祉特別給付金を考えた段階で、東京都の生活保護担当課である福祉局保護課へ協議に行きました。東京都はこれを受けて、厚生省と相談、協議しましたが、結論的には、市から支給しようという、この給付金は、全額を収入としてとらえ、その分を、給付金をもらった方の生活保護費から削ることになるとのことだ。これでは事務の上からも輻輳になるので外しました。さらに、準要保護世帯の扱いは、庁内の消費税対策本部、低所得者部会で取り上げ、検討はしましたが、今回のこの制度は、福祉部門に関係する範囲の弱者保護として位置づけることになりました。どちらかで線は引かざるを得なかったものです。なお、就学援助制度の利用者は約1,500人となっています。

こういう答弁がされております。

さらに2点目として、民生費の婦人活動推進費に計上されている女性社会事業協会準備金予算案が提案されるに至った経緯、ねらい、今後の見込みを聞きたい、という質疑がされております。

これに対して、昭和57年に婦人センターが開設をされ、第1期からここで終わった第4期までの、婦人問題懇談会から種々の意見、提言が出されてきました。懇談会でアンケートを実施した際には、困ったときのケアの派遣制度の組織化を求める声が多くあり

ました。これを受けての提言も出され、ここで終わった第4期の懇談会では、今までの提言の規模を大きくした報告を受けました。今回の、この仮称女性社会事業協会については、今までの提言の中で、できる範囲の中から取り組んでいこうというものです。実質的助け合いの気持ちで、有償ボランティアのシステム化の準備をしようということになりました。

内容的には、今回提案の予算案が認められた後に、設立される準備会の意向と、その力量によって方向づけがされることとなりますが、公的な援助を受けられない方たちの制度になろうかと思います。

さらに3点目は、民生費の学童クラブ費に計上されている一小学童クラブについては、去る1989年5月31日開催の厚生委員会における請願第1－10号、日野市立第一小学校区学童クラブ設置に関する請願審査の際に、本年度の6月補正予算に経費計上ができても、開設は1990年1月になろうとの見込みが報告されたと思うが、この見方は今も変わらないのか、という質疑がされております。

これに対して、一小学童の開設は、今回、提案の予算案が認められたとして、来年1月と見込んでいます、という答弁がされております。

さらに4点目として、衛生費のし尿処理費に、今回、修繕と工事費が計上されている。し尿処理施設については、キャパシティー——容量です——が限度いっぱいに来ていると聞いたが、今後の対応に不安はないのか、という質疑がされております。

答弁として、し尿処理施設については130キロリットルと60キロリットルの2基のプラントがありました。これをパイプで連結し、一体化しての処理ができるように改良が加えてあります。キャパシティーに変動はありませんけれども、従前に増して効率よく設備が稼働するようになりましたので、今後の処理に不安はありません。こういう答弁がされております。

さらに別の委員から3点、質疑がされております。支給対象に被爆の方も入っているが、所得制限があるのか、という質疑。

答弁として、所得制限はありません。被爆者手帳を持っている方の140人全部が支給対象です。

2点目として、支給対象に、社会福祉施設入所の方も入っているが、どのような考えから対象とされたのか。

答弁として、国は措置費で対処しているという説明をしていますが、現金が本人に渡ったというものではありません。そこで、本人が日用品を買ったりしていることを考慮し

て支給対象としたものであります。

3点目として、中学校進学時などはいろいろと費用が要るものだと思うが、このあたりのことなどは検討をしてみたのか。

答弁として、消費税対策本部の生活部会の担当でしたので、発言をさせてもらいます。準要保護は約1,500人いますが、実費を就学援助という形で援助しています。指摘の問題も検討しましたが、ある一定のところで線を引かないといけない、ということがありまして、ここで引かせていただきました、こういう答弁であります。

質疑が終わった後、次のような意見が出されましたので、あわせて紹介しておきます。

女性社会事業協会は、目的をはっきりさせないといけない課題だと思う。女性の社会参加のシステム化をねらっているというのならば、単なる便利な組織というだけでは困ると思うので、この辺を留意されたい。

2点目の意見としては、衛生費のじんかい処理費、破砕不適物等運搬費を審査していて思ったが、この種の事業は、水銀廃棄物再生処理を野村興産イトムカ鉱業所で、多摩の自治体各市が行っているように、共同処理を考えてはどうか。

3点目の意見として、消防費の災害対策費、防災行政無線、設備調査設計に関連して、2点、要望しておきたいということで、1点は、消防委員会において、学識経験者から指摘されている事柄だが、日野市は航空機の防音地域に入っているところもあり、二重窓の家屋が増加している。このあたりの事情についても工夫、配慮をなされたい。

2点として、災害対策ということで一般的な要望をしておきたい。市内の工事途中の建物などに関し、大雨、台風の際など、隣家の心配は小さくない。市役所としては注意をしてほしい。

最後の意見として、女性社会事業協会については、他のシステムとの連携などを検討してほしい、という要望が、それぞれ出されました。

委員会として、十分、審査の結果、全会一致で可決と決まりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　それでは、議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正

予算第1号、歳出のうち土木費について審査の結果を御報告申し上げます。

土木費のうち、街路灯費と交通安全対策費で2項目ございます。街路灯費のうち、主な質疑を内容をまとめて申し上げますと、防犯、交通安全等を目的に、主な内容でございます。

日野市の市内には、街灯が7,600灯あります。そのうちの5,700灯が蛍光灯、20ワットでございます。そのうち2,000本の蛍光灯を今回の予算で交換するものでございます。

あと、他の交通安全対策につきましては、南平駅北第三駐車場の、自転車駐車場のほか2カ所の舗装でございます。予算的には、6,604万4,000円でございます。

以上、審査の結果を報告し、全会一致、原案可決でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第47号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に伴って、日野市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。主な改正点は、3点ございます。

第1は、不均衡の是正であります。昭和63年3月までは年金収入の地方税法上の位置づけは給与所得でありました。これが昭和63年4月1日施行の地方税法改定により、年金収入は不労所得という位置づけから、雑所得の範疇に入ることになりました。したがっ

て、これに伴い、控除の関係から、国保税額の所得割額が65歳未満は減額になりますけれども、一方、65歳以上については増額となることになりました。この不均衡を是正しようというのが、１点であります。

第２の改正点は、株式等に関する譲渡所得の取り扱いを変更しようというもので、申告分離課税の選択を行った方について、株式等に関する譲渡所得も国保税額の算出基礎に入れることになりました。これは、住民税について、既に算出基礎としていることとの整合性を図ろうとするものであります。

３点目の改正点は、みなし法人課税を選択した際の、国保税課税特例の延長であります。現行は、昭和64年度までとしているものを、平成６年度まで延ばそうというものであります。

以上３点が、今回の条例改正の内容であります。

質疑といたしましては、年金所得のありようは、今どのようになっているのだろうか。平均年額はどの程度か、という質疑がされました。

答弁として、この時点での平均年額は算出していませんけれども、以前の国保運営協議会で平均年額を110万円ほどとお答えしたことがあります。しかしながら、この算出に当たっては、遺族年金、障害年金などを含めてのすべての年金の平均でした。これらを除いて計算いたしますと、二、三年前の数値でありますけれども、厚生年金が150万円、私学共済が180万円、公務員共済が200万円ほどでした。今回の条例改正でも、200万円以下の年金の方の国保税には差が生じません。こういう答弁がされております。

委員会としては、慎重審議の結果、原案可決と決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第42号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長登壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算第１号についての厚生委員会の審査報告を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出おのおのに2,870万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を40億8,256万1,000円とするものであります。歳入は、全額、一般会計からの繰り入れによるもので、歳出は63年度老人保健医療費返還金として歳入と同額を社会保険診療報酬支払基金へ支払うものであります。

委員会として、特に質疑、意見はございませんでした。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第48号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第103号、日野市緑地信託等に関する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第103号、日野市緑地信託等に関する条例の制定についてでございます。

昭和63年12月９日、提案の議案でございます。この条例につきまして、経過がございますので、趣旨につきまして、少し触れたいと思います。

日野市では、緑地保全のために民間で所有されている樹林地を保全のため昭和47年に緑の保護育成に関する条項を施行いたしまして、市民の理解を得て、現在、約75ヘクタールの緑地を日野市に登録されております。

一方、近年の傾向といたしまして、開発などによる市内の緑地は次第に蚕食されつつある、その保全に一層の努力をしないと、良好な都市環境の維持が難しくなることが、

衆目の一致するところであります。そこで、昭和62年12月には、将来、公共緑地にすることを前提とした樹林地を保存するために、日野市緑地信託要綱を制定し、運用してきました。

しかし、自然環境を保全するためには、従来の保全制度をより発展させ、同時に市民の合意を得るために本議案が提出されたところであります。その内容につきましては、土地所有者が緑地の保全を維持する費用に対し援助を行い、同時に、緑地を公共的利用を目的とするものであります。

平成元年度６月定例会建設委員会におきまして慎重審議の結果、全会一致可決したことを御報告申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　随分長く慎重審議が続けられ、継続をして取り扱ってこられたわけですが、質疑について全く今、お触れにならなかったんですが、一つか二つだけでも、何か質疑があったのではないかと思いますので、御紹介いただければと思います。

○議長（市川資信君）　建設委員長。

○建設委員長（川嶋　博君）　この審議の過程で、質疑の中には、条例の中に、市で助成をし緑地を保全しやすくしても、その中で土地所有者が、例えば開発業者の方に転売するというようなことになったときには、せっかくの助成に対して、条例の中に罰則を設けたらどうか、とこういう意見もございました。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　それに対する市側の回答、考え方はどのようなものであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　建設委員長。

○建設委員長（川嶋　博君）　市側の方の答弁には、緑の保存に対する協力していただくにつきまして、条例については、罰則を条例の中に入れるということは余り例がない。やはり行政側としては、樹林地の地主に対して協力をお願いする、そういう趣旨の答弁がございました。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決でありま

す。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第103号、日野市緑地信託等に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号、市道路線の認定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長登壇〕

○建設委員長（川嶋　博君）　議案第49号、市道路線の認定でございます。この内容につきましては、３件ございます。

１件目につきましては、多摩川自転車歩行者専用道路２号線でございます。基点が新井979番の３から、終点の日野1,099番地先、延長2,852メートル、幅員5.2メートルの道路でございます。

２点目につきましては、浅川自転車歩行者専用道路３号線でございます。基点につきましては、新井160番の３から、上田657番の１までの1,215メートル、幅員が5.2メートルでございます。

３点目につきましては、程久保10号線でございます。場所につきましては、程久保873番の３から819番の１まで、771メートル。幅員は6.04メートルから15.47メートルの３路線でございます。

慎重審議の結果、原案可決いたしました。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第49号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第１－12号、ゲートボール場にトイレ設置のための請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長壇〕

○厚生委員長（米沢照男君）　請願第１－12号、ゲートボール場にトイレ設置のための請願についての委員会の審査報告を申し上げます。

この請願は、ことしの４月21日に旭が丘１－５－１、川北クラブ会長ほか31名から提出された請願であります。

西平山３－11－12にゲートボール場ができましたけれども、トイレが設置されていないために、大変、不便だ。急いでトイレをつくってほしい、という請願であります。

この請願を受けての審査でありますけれども、主幹課から、児童課所管の屋外施設は32カ所ありますけれども、この中に、ゲートボールに使用されているところがあります。今、この問題について詰めています、移動トイレと管理の一体化をねらっています、来年度予算で、何らか対処してみたいと考えています、という答弁がございました。

来年度に向けて、前向きで主幹課で検討がされているということを受けまして、委員会として、この請願、採択と決しました。その際、この請願が採択をされ、そしてトイレが設置された場合、そこを利用する人たち、この利用者の皆さんには、その管理にも一定の役割を果たしてほしい、とこういう意見が出されましたので、採択に当たって、その意見をあえて紹介をしておきたいと思います。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって請願第１－12号、ゲートボール場にトイレ設置のための請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第60号、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第60号、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事の請負契約を締結するものです、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

随意交渉による見積もり合わせの結果、１億2,463万円で川崎重工業株式会社に決定いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第60号、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

工事名は、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事でございます。

契約金額は、１億2,463万円でございまして、契約の方法は随意契約によりまして、見積もり日は６月30日でございます。

工期につきましては、契約の翌日から平成２年３月20日まで。

契約の相手方といたしましては、東京都港区浜松町二丁目４番１号、川崎重工業株式会社東京本社、取締役副社長、三宅泰男でございます。

２ページをお開き願いたいと思います。見積もり合わせの状況が記載されてございます。第２回の見積もりで決定をいたしてございます。

３ページをお願い申し上げます。工事の概要でございます。３の工事の内容でございますが、機械設備工事といたしまして破砕機、プレスフィーダ、供給コンベア、振動コンベア、それぞれ記載のとおりの能力を備えたものを備えるものでございます。電気、継走設備工事も一緒に行われます。機械設備工事に伴う電気の配線、さらに破砕機用電動機の分解整備を予定しております。

４ページをごらんいただきたいと思います。案内図でございまして、御案内のとおり、多摩川、浅川の合流点、クリーンセンター敷地内でございます。

５ページをお願い申し上げます。配置図でございます。クリーンセンターの敷地のほぼ中央、現在、計量棟がございます。旧の管理棟と計量棟のほぼ根川沿いの位置にございます。

６ページをごらんいただきたいと思います。この断面図は、浅川側から見ました断面図でございまして、太線の中が今回の工事でございます。したがいまして、細い線のところは、今までの機械類をそのまま利用するというものでございます。１が、破砕機でございます。２が、プレスフィーダでございます。３が、供給コンベア、４が振動コン

ベアでございます。この部分を新しくするものでございます。

今回のごみ処理施設の改造工事につきましては、ただいま御説明申し上げましたとおり、破砕機の修理、改造でございます。昭和54年度に、今までの破砕機は設置されたものでございますけれども、爆発事故などによりまして、摩耗が大変激しくなってきました。このため、今回の改造をお願いするものでございます。

今回の改修につきましては、部分改修でございまして、今までのものと全く同一の機械、あるいは同一の能力、そういうことが要求されてまいります。この工事につきましては、補助対象事業でもございます。特殊な機械でございますし、また、既存の設備との密着不可分な関係もございますので、随意契約といたしたものでございます。随意契約の根拠といたしましては、自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定によりまして、随意契約とさせていただいたものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　今、かなり細かい御説明があったんですが、２点、お尋ねをしたいと思います。

昭和54年に設置をされました既存の破砕機については、耐用年数は何年であったのか、その点が１点。

もう１点は、従来の機械との関係で、今回、随意契約ということですが、従来、設置されておりました機械のメーカーは、川崎重工で間違いないのかどうか。

その点、２点について、お願いいたします。

○議長（市川資信君）　清掃部長。

○清掃部長（小林　修君）　お答えいたします。

１点目の、機械の耐用年数でございますけれども、御承知のように、こういう機械類には、確とした耐用年数はないというようなことを聞いております。それで、私たち、今回、補助を受けて改修工事をやる根拠といたしましては、国の補助金等を受けましたときに、物によっては、特に機械類は耐用年数を７年という形で規定されております。今の機械は９年になっておりますし、さっきも総務部長からお話がありましたように、摩耗も激しいので、同じものをそっくりかえさせて機能を整備したい、ということでございます。ですから、補助対象の耐用年数からいくと、７年ということになっております。

２点目の、機械の製造は、川崎重工業です。これは、前回も今回も同じ型のものを使いますので、そうさせていただきました。

以上でございます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第60号、日野市クリーンセンター粗大ごみ処理施設改造工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第61号、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、６億2,624万円で北野建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（市川資信君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　議案第61号、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築そ

の他工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

工事名は、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事でございます。契約金額は、６億2,624万円でございまして、契約の方法は指名競争入札にかけました。

入札日は６月30日でございます。

工期は、契約の翌日から平成２年７月31日まででございます。

契約の相手方は、長野県長野市県町524番地、北野建設株式会社、取締役社長、北野次登でございます。

２ページをお願い申し上げます。入札の状況が記載してございます。第２回の入札で落札をいたしてございます。

３ページをお願い申し上げます。工事の概要でございます。３の工事の内容でございますが、鉄筋コンクリートづくりの２階建て、一部４階建てでございます。１階につきましては、調理室、配膳室を主として配置してございます。２階につきましては、食堂、配膳室がございます。３階につきましては、配膳室、倉庫、ほかがございまして、４階も同様でございます。

さらに、既存の校舎の大規模改造工事も併行して行われます。その内容は、外壁の改修、屋上の防水、ＦＦ暖房機設置、その他でございます。

付帯設備工事といたしまして、電気設備工事、給排水、衛生空気調和設備工事が行われます。

面積につきましては、記載のとおりでございます。

５ページをお願い申し上げます。外観図でございまして、手前の白い建物が、新たにつくる建物でございます。

６ページをお願い申し上げます。既存の校舎のくの字に曲がっておりますところ、ここに計画建物と書いてございます。この部分が、給食室、食堂の建物でございます。

７ページをお願い申し上げます。１階の平面図でございまして、中央に調理室、配膳室を配置してございます。

８ページをお願い申し上げます。８ページは、食堂のスペースが大部分でございます。

９ページをお願い申し上げます。３階と４階の平面図でございまして、全く同じつくりでございます。

10ページをお願い申し上げます。屋上の平面図でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（市川資信君）　これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　質疑に入る前に、議会運営委員会のときに、この契約案件２件を委員会に付託するか、しないかという中で、自由市民会議としては、本会議でよく説明をしていただければ、本会議で即決してもいいのではなかろうかという中で、特に追加議案でも、日程がたまたま延びたということで、30日に契約したものを、きょう追加議案で出るというのは、特に今の三中の給食施設は、63年度の予算でいろんなことが行われて、契約が物価の上昇というんですか、人件費の上昇というか、そういうことで過去二、三回、不調に終わったという、そういう経過を踏まえて、内容等を説明してくれという要望がしてあると思うんだけれど、今、全く総務部長は、今のいわゆる提案に対する詳細説明だけだったけれど、そういうことが議運で取り上げられたのかどうなのか。その辺、まず議長に聞いて、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　ただいま石坂勝雄君から、本件についての質疑に、まず議長をして議会運営委員会の経過を御説明申し上げます。

議会運営委員会では、各会派とも一たんこれを継続にするか、委員会付託にするかどうか、ということを図りまして、休憩をとりました。その後、集まりまして、即決で結構だということに結論に達したわけでございますが、ただいま御指摘の、昭和63年度における詳細説明等の御指摘でございますが、委員からは、詳細説明をしてくれ、という申し入れはありました。けれども、そういった年度の指摘はなかった、というふうに理解しております。

議長としては、以上です。石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　委員の質問の仕方の問題もあったと思うんで、ただ、こういう過去に契約が不調に終わったということは、何かに原因があったと思うんです。工事見積もり、積算単価が低かったとか、業者が、平たい言葉で言えば、工事を取る気がなかったのか。そういうことを踏まえての報告、過去にあったんだからね、そういう報告をして、ただここにぽっと降ってわいて、三中の給食のあれができたんでないという経過の中で、やはりこの問題は、さきの緑地信託の条例じゃないけれど、前々からそういう出てきて33これ、では、不調に終わったのかどうか、その辺のことから聞けば、一番はっきりするかもしれないけれどね。どうなんですか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　ただいまの御質問にお答えを申し上げます。

63年度におきまして、おっしゃるとおり不調となりました。今回のこの契約にこぎつけるまでに、何とかしてもう一度契約を成立させたい。不調になることは何としても避

けたい、こういう気持ちで指名業者の選定などにつきましても、十分意を用いて、慎重にやってまいりました。ひとり日野市だけでございませんで、昨年来から、業界における官公庁発注工事においては、入札不調がたくさん出た。こういうことにつきましては、御案内のとおりでございます。

その主としての原因は、型枠工の不足でございますとか、その職種によって大変労務者が少ない。こういうことから、値段が次々に引き上げられまして、発注する側と、それを受注する側との、価格の開きが相当大きくなっていたわけでございます。これを埋めるために、東京都も大変努力をいたしまして、元年度におきましては、設計の単価の改正がなされました。こういった一部単価の引き上げがなされたことも、今回の契約が無事に成立した一つの要因かと思います。

それから、私どもといたしましては、設計単価にございません見積もり単価、これにつきまして確認をし、さらに見直しを図りました。それから、採算性が見込まれるであろう付帯設備工事、電気とか給排水、こういうものを既存校舎の改修工事を含めた中で発注するというような手法もとりまして、成立にこぎつけたわけでございます。

さらに、もう一つ、これも見逃せないことでございますけれども、支払い条件の改善が図られた。これも大きな理由でございます。中間３回の工事出来高払いが可能になっております。これは、既設校舎の改修等を組み込むことによりまして、出来高払い、中間３回行うことができるわけでございます。従来ですと、建築本体のみの発注でございますので、補助対象事業でございます。そういうことから、補助金の交付が翌年度になるために、支払いが竣工後１回払い、とこういう受注側にとっては不利な条件があったわけでございますけれども、こういうようなことが改善をされまして、今回の契約の成立にこぎつけた、とこういうことが言えるんじゃないかと思っております。

○議長（市川資信君）　石坂勝雄君。

○27番（石坂勝雄君）　だんだんわかってきたんですけれどね。委員会に付託をしないで、本会議場で即決をする場合には、少なくても今ぐらい程度の担当の、総務部長から、いわゆる詳細説明というんですから、特に委員会に付託しないんだから、特に前に何か契約ができなかったというのには、それなりの理由があるんで、こういう、今言う支払い条件がよくなったとか、付帯工事をするようになったとかと、こういうようなことが変わってきてこうなったんだと、こういうことを、このいわゆる提案の説明とともにやらなければ、過去の何かというのは議会が、我々議員としてはチェックするにしてもわかりにくいんじゃないか。また、そのぐらいのことを当然、知っておくべきじゃないか、

とこういうことで、委員会に付託したいなら、そういうことを先に市長の提案とともに詳細説明を求める、とこういうことを申したつもりなんで、私、契約案件なんか、全部を本会議でやらなきゃ——決めちゃって、即決がいいということじゃございませんが、恐らくきょうは、会期の点等も、最終日になってきているんで、そういうことが行われていると思うんですが、その辺の提案に当たって、配慮をしてもらいたい。

答弁はよろしいですけれど、そういうことをぜひしてもらわないと、やはり我々が納得——過去にどういうわけで、ただ積算単価が低かったのか、ということのみ我々が不調になっているという原因に思っているわけです。今度はどこが変わったというようなことが、どういうことになったんだということを、やはり詳細説明の中で説明すべきじゃなかろうか。こういうことを強く要望しておきます。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　今の石坂議員の質問に、若干、関連をいたしますが、今、部長の説明の中で、設計単価の見直しがされた等々の答弁がされました。しからば、なぜこの契約案件が一括発注になったのか。普通、こういうものにつきましては、給排水衛生設備、あるいは電気等々、分離発注をするのが当然の成り行きだと思いますが、これについて第１点、お伺いします。

第２点目は、大変細かいことで恐縮でございますが、この入札の２ページ目の最下欄に「落札金額は入札金額に消費税（３％）を加算したものである」このように書いてございます。この中の入札金額に消費税を加算したというのは、この文章は誤りではないかと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　第１点目の理由でございますけれども、付帯設備工事、電気とか、あるいは給排水、これは分離発注をすべきではないか、こういうお尋ねでございます。

しかしながら、昨年来、本体工事が、余り、業者側の立場に立ちますと採算性が見込まれない。そういうことから、本体よりも採算性の見込まれる、電気とか給排水の付帯設備工事を一緒に抱き合わせて発注をすることにして、契約の成立がしやすくなるように考えたものでございます。

入札金額というのは間違いではないか、という御指摘でございますけれども、第２回の入札金額が２ページに書いてございます。この入札金額に３％、入札金額の３％を加算したものが落札金額である、契約金額である、とこういうことでございます。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　まず第１点目の問題ですが、本体に採算性が見込まれないということで、一括発注である。前回の、昨年の不調になったときには、たしか分離で出している。したがって、今いろいろ指摘されておりますとおり、積算の単価が低い等々のいろいろな問題が出てきたわけです。

この前の特養老人ホームだったでしょうか、あのときも、エレベーターを加算をして、あるいは何か、庭をちょっとつけ加えて、そうして一括で発注をしておる。何か、この辺に非常に問題があるのではなかろうか、こう思うわけです。

都議選前の議会で、追加議案で同じく出てきました第五小学校、これは本体と電気と給排水と、三つの分離発注をきちんとされておる。この点、もう一度、市長にお尋ねをいたします。

それから２点目の問題は、要するに、部長、よろしいでしょうか、入札金額というのは、これは私たちはこの書面を見て、消費税３％を加算してある６億2,624万という金額は、第２回目の入札の６億800万の金額に３％をプラスしたということは、これは計算をすればわかるんです。

しかし、入札金額というのは、第１回も第２回もある。この入札金額が、この会社が落としたという、落札をしたという、この備考の欄に落札と書いてあるのは、既に入札金額ではなくて、いわゆる落札金額ではないか。こういうことを言っているわけです。ですから、ここで一番下欄に書いてある、この落札金額は、入札金額に消費税を加算したという、この表現は誤りじゃないか、こういうことを指摘しているんです。

○議長（市川資信君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　質問の前段について、私の承知している範囲の御説明を、お答えをしたいと思います。

御承知のとおり、昨年、後半期以降、内需拡大という国内の景気浮揚の政策がとられた。そのことによって、建築ブームといえるような、建築業界に発注が多く出された、とこういうことが背景にありました。

そのために、いわゆる積算単価がそれぞれ厳しくなったと申しましょうか、官公需の基準になる額では、なかなか業者側の積算に合わない。つまり、損をするという状況が現実の問題としてあったわけでありまして、そのことのために発注側の、公共団体のまた公共事業、これらにつきまして不調に終わるという事例が、我々の日野市の場合、また、他市の場合、東京都でも数多く出た、とこのように聞いております。

そして、本件、つまり市立第三中学校の給食棟を工事する際にも、第１回目は原則に基づいて、本体あるいはそれに付帯する電気や給排水、これらを分離の形で発注をしたわけであります。結果、本体が落札をしないことによりまして、全部、建築契約が成立できない、とこういう窮地に立たされたわけでありまして、業界の、本来ならば官公需に対します責任感、あるいは情熱ということが、本来は正常に機能したわけでありますが、そのような状況に見られるごとく、我々も不思議に思うぐらい、今、そういう状況が今日まで続いております。

そして、毎年１回、積算単価の見直しということが、我々が受けるのは東京都から資料を受けるわけでありますが、行われるのを待っておりました。そして、今回、年度が変わって、若干の物価に伴うアップがあった、とこういうことにはなっておるわけであります。第２回目の本件の入札に付することに当たりましては、原則というよりも、第２回目、何とか契約を成立させなきゃならないという担当者の側の努力があった、というふうに承知しております。

したがいまして、分離発注を合併発注とし、本体に合わせて電気や給水を発注をした。工事期間のこともありますし、その他のたまたま第三中学校には大型の改修工事も予定をされておりましたので、それらを一括をして１本の工事にまとめ、積算を行い、今回、入札に付したところ、ようやく落札ができた、とこういう経過が確かにあるわけでありまして、我々も、原則としては少々理解しにくい面がございますが、落札をするための努力をそれぞれの担当が行った。このような評価はいたしておるわけでありまして、その点を特に御理解を賜りたい、とこう思っております。

第１点目のお答えは、以上でございます。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　３％絡みの御質問でございますけれども、入札の方法としましては、すべて消費税を含まない金額で入札をすることになっております。したがって、入札最低額を落札されたものといたしまして、これに消費税３％を加算して落札金額としております。

○議長（市川資信君）　　黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君）　　２点目について、また。部長、よく聞いておいてください。

この一番下の、下欄の文章に「落札金額は入札金額に消費税３％を加算したものである」と、こう書いてあるでしょう。書いてありますね。この、いわゆる書いてある入札金額というのは、間違いではないか、ということを指摘している。

と申しますのは、先ほど申しましたとおり、入札金額というのは、第１回も第２回も入札金額でしょう。落札金額じゃございませんね。第２回目に入札をした６億800万という金額が、この入札金額が落札したわけですよ。落札したということは、もう入札金額ではなくて、落札金額ではないか、ということを指摘しているわけです。したがって、ここでは、だからこの入札金額に消費税を加えるという、この入札金額という言葉は、ここでは不適当ではないか。こういうことを指摘しているわけです。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　入札金額というのは、正しく申し上げますと、御指摘のとおり第２回目の入札金額でございまして、これが最低の額でございますので、既に落札金額と申し上げてもいいわけでございます。

この点につきましては、今後、よく検討をして、より正確を期してまいりたいと思います。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（市川資信君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　今の質疑を聞いていても、同じような感じを持つんですが、公共事業の単価が低過ぎるといいますか、基準単価が低過ぎて落札者が出ないという状況が幾つかある。そういうことで、付帯設備――電気とか給排水を取り込むことによって、ということは、そちらの方の単価は、恐らくかなりいい線に行っているんでしょうね。そちらの方を取り込めば、一緒に組めば何とかその会社が落としてくれる金額になる、とこういうことなんでしょうけれども、それじゃ、なぜ本元の単価、本体の建築工事そのものの単価を変えて、実情に合わせた上で、従来と同じように電気工事は電気工事で発注をする。給排水の工事は給排水として発注するということが、できなかったんでしょうかね。

非常に不透明な感じがするわけです。本体の工事の方では、どうも会社の方がマイナスになってしまうんだろう。一方、電気、給排水等を入れると、何とか落としてくれる。それじゃ、これまでの給排水とか電気の設備の工事の単価は、一体どうだったのか。そういう心配を、かえってしてしまうわけです。そういったことができなかったのかなということを、まず１点目にお伺いをしたいと思います。

もう一つ、落札者でございます北野建設さんというの、私、余り、この議案書の中でお目にかかったことがないんですが、過去に日野のどんな工事をやっているのか。あるいは、日野でなくてもいいですけれども、どういった工事をやってこられた企業なのか、ということも教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川資信君）　　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　　お答えを申し上げます。

第１点目の、建築単価の問題でございますけれども、先ほどもお答え申し上げましたとおり、都の改正が本年度よりなされました。しかしながら、まだこの改正、引き上げ額が十分なものとは申しませんで、今年度に入りましても、建築本体の入札につきましては、不調に終わっているケースがたくさんございます。これを早く実勢価格に近づけたものとしなければいけないわけでございまして、実勢価格に近づけた適正な価格によって、ほかの採算性の見込まれるものを一緒にしないでもできるように、今後、都などにも働きかけてまいりたいと思います。

それから、建築を請け負います北野建設株式会社でございますが、前年度の完成工事高につきましては、土木が58億8,000万円ほどございます。

建築が368億の実績を持っております。

資本金が43億4,000万円の会社でございまして、営業年数38年の老舗でございます。

従業員数、789名。

最近の官公庁の発注状況では、多摩のニュータウンなどを手がけておりまして、東京都では47位にランクをされている会社でございます。

日野市の実績は、ゼロでございます。

○議長（市川資信君）　　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　　１点目の単価の問題は、東京都の御指導といいますか、それを受けてからということなんでしょうが、では、こういった形の付属、付帯設備を一緒にして、当初の、たしか４億数千万が本体の工事の債務負担行為金額になっていると思うんですが、それプラスアルファといって付帯工事をくっつけてやるという形は、それでは急場しのぎといいますか、企業側といいますか、そういうところから、こういう形で全部一括してやったらいいんじゃないか、というふうな要望といいますか、そういうものがあったんですか。そういうものを受けて、こういう入札の仕方といいますか、それをしたのかどうか、ということを教えてもらいたいと思います。

２点目の方ですけれども、日野市で今まで工事実績のない会社、確かにランキングが高い、あるいは資本金も多いというふうには伺いましたが、かなりよくお調べの上で、この業者の中に組み入れていると思うんですが、その辺について、もう少し詳しく、新しくこういう業者を入れ、そういうところが落札をするというふうな場合の、これまで

の中の調査といいますか、そういったもののあり方について、もう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　総務部長。

○総務部長（坂本金雄君）　新しい業者を入れる場合につきましては、今までの実績のある会社、また、そうでない会社、いろいろございますけれども、その中にあって、日野市の工事をぜひやってみたい、そういう意欲を持っている業者というのも、これは抜きにできない重要なポイントでございます。そういう点からも、この北野建設株式会社は非常に意欲を持ってやってくれそうな業者である、そういう判断のもとに、指名の中に入れたわけでございます。

もう１点の、業者側からの要請、そういうものはあったか、というお尋ねでございますけれども、昨年、不調になりました原因の価格の差が非常に大きいものでございまして、これは何とかしなくちゃいけない、こういうふうな役所側の考えが全部でございます。役所側の考えによりまして、このような方式で契約の成立にこぎつけたものでございます。業者からの要請は、一切ございません。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　１点目の方ですが、電気設備の工事とか、給排水の工事、設備工事等の単価といいますか、基準価格といいますか、そういうものは見直しをされているんですか。あるいは、前のまんまで大丈夫になっているんですか。それを教えてください。

○議長（市川資信君）　建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君）　設計の方の担当をしておりますので、お答えさせていただきたいと思います。

今の御質問の、前回の電気工事の単価と今回のは同じであるのか、どうなのか、という御質問ですけれども、これは当然、歩がかり、労力とかそういうものについては、変わっております。前回よりもアップしております。

○議長（市川資信君）　馬場弘融君。

○15番（馬場弘融君）　おおむね、何となくおぼろげにわかってきたような感じがするんですが、やはり私、今回、この議案が、いろいろ事情があったんでしょうけれども、本会議で即決といいますか、委員会に付託をされないということだそうでございますが、やはりこういう議案は、もっといろいろ細かい問題について、いろいろやりとりのでき得るような委員会審議が望ましかったという感じを持っております。

今後、議会運営委員会等では、ぜひぜひ慎重な対応をお願いしたい、というふうに要望しておきます。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　この際、関連したことで、一つだけお聞きしたいんです。

あと、学校食堂については、平山中が残っているわけです。前々からこの問題について、私は質問したことがあるんですけれども、五小の建てかえとかいうこともあって、財政的に、負担の関係で、まだ、いつ着工とかいう見通しについては、今のところ何とも言えないというような、たしか答弁だったと思うんですけれども、ここで五小も着工する。あるいは三中も契約にこぎつけたということで、平山中の学校食堂についての見通しはどうなっているか。その辺、わかりましたら説明してもらいたいと思います。

○議長（市川資信君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答えいたします。

教育委員会サイドでは、平成２年度、来年度、設計予算を計上いたしまして、平成３年度の工事予算として市の方に要求していきたい、とこういうように考えております。

○議長（市川資信君）　簇野行雄君。

○17番（簇野行雄君）　そうすると、平成３年度の予算で――要するに再来年ですね――着工と、こういうことで、完成は、あれは１年ぐらいかかりますか。４年度に供用開始、とこういうふうな見通しということでいいわけですね。（「ええ、そういうことです」と呼ぶ者あり）はい、結構です。

○議長（市川資信君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。天野輝男君。

○６番（天野輝男君）　ただいまの議案につきまして、私、高幡養護老人ホームの件でも意見を言わせていただきましたけれど、やはり建築というものは、そのときの材料代が上がったり、そういう面で、部分、部分を分けてしまいますと、建築費というのはなかなか、もうけ、利幅がないから、確かに入札も落ちないわけです。そういう面で、ぜ

ひ、やっぱり一括で私はやらせるべきだと思うんです。一括でやるならば、ある程度そういう問題も理解が、この問題は解決するんじゃないかということを、日ごろ感じているわけです。だから、そのあたりをぜひ考えていただきたいと思います。

○議長（市川資信君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって議案第61号、日野市立日野第三中学校給食室、食堂新築その他工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第63－16号、都営住宅家賃値上げ中止の意見書提出を求める請願、請願第63－28号、鉄道共済年金の安定的財政確立に関する請願、請願第１－３号、年金制度改革に関する陳情、請願第１－９号、年金制度改悪法案に反対する意見書提出を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第63－11号、日野市立第二中学校音楽室に机を設置させるべく日野市教育委員会に勧告に関する請願、請願第63－14号、再び万願寺一里塚現状保存を訴える陳情、請願第１－８号、日野市における私立幼稚園の諸問題に関する請願、請願第１－14号、日野市教委、長沢三郎教育長に辞職勧告を求める事に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－19号、東町地区公害に関する請願、請願第62－24号、犬の不妊・去勢手術に関する市と市内病院（獣医師）との委託契約の改善と猫に対しての不妊・去勢手術に対する補助に関する請願、請願第63－23号、沢川広場に便所および水道設備設置並びに広場拡張に関する請願、請願第63－24号、放射能測定器設置の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本４件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第62－42号、山王下公園周辺の市営駐輪場設置反対に関する陳情、請願

第63－９号、日野市東平山地区における緑地を守るとともに、私有地の買い上げを求める請願、請願第１－１号、下程久保地区内に於ける京王帝都線路敷下トンネル拡幅工事についての請願、請願第１－６号、宮公園設置を要望する陳情、請願第１－７号、町名の変更および制定については住民の意志を尊重することを要望する陳情、請願第１－11号、南平松風自治会内道路の市移管並びに自治会内官有地の現居住者への名義変更に関する請願、請願第１－13号、園児等、歩行者の交通安全確保の為の対策に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本７件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第33、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第34、スポーツ・公園対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・公園対策特別委員長よりスポーツ・公園に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第35、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第36、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第１－15号、「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」の改正等についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第１－15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第１－15号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しま

した。

お諮りいたします。議事の都合により（「議事進行」と呼ぶ者あり）古賀俊昭君。

○24番（古賀俊昭君）　ちょっと資料の要求をさせていただきたいんですが、冒頭、議案第41号、今回、市の職員を一挙に87名ふやすという条例改正案が出されておりますが、先ほど議決をされ、継続審査ということに決まりました。この条例の審査に先立ちまして、市側よりかなり詳しい資料がいろいろ出されてきております。それも十分に私ども参考にしているわけですが、今回、継続審査になりましたので、ここで改めて資料の要求をこれに関してお願いをしておきたいと思います。

それは、現在の市役所の各課の、現在の実質人員と条例上の定数はどのようになっているか。実際の配置人員は何名か。それから、定数上の配置では何名可能になっているのか。これがわかる何か資料を、ひとつお願いをしたいと思いますので、よろしくお取り計らい、お願いしたいと思います。

○議長（市川資信君）　ただいま古賀俊昭議員より資料提出の要求がありました。しかるべき資料要求に対して、できるだけ速やかに対処していただきたい、かように思います。それでよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時30分　休憩

午後４時50分　再開

○議長（市川資信君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川資信君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時51分　休憩

後、再開に至らず閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　市　　川　　資　　信

署　名　議　員　　高　　橋　　徳　　次

署　名　議　員　　旗　　野　　行　　雄